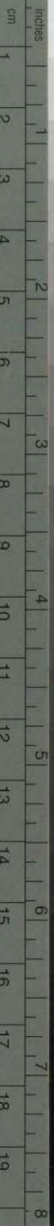


# Kodak Gray Scale



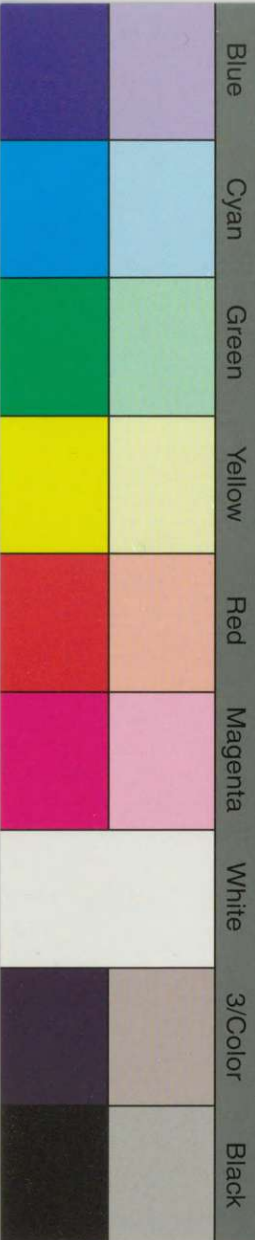
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

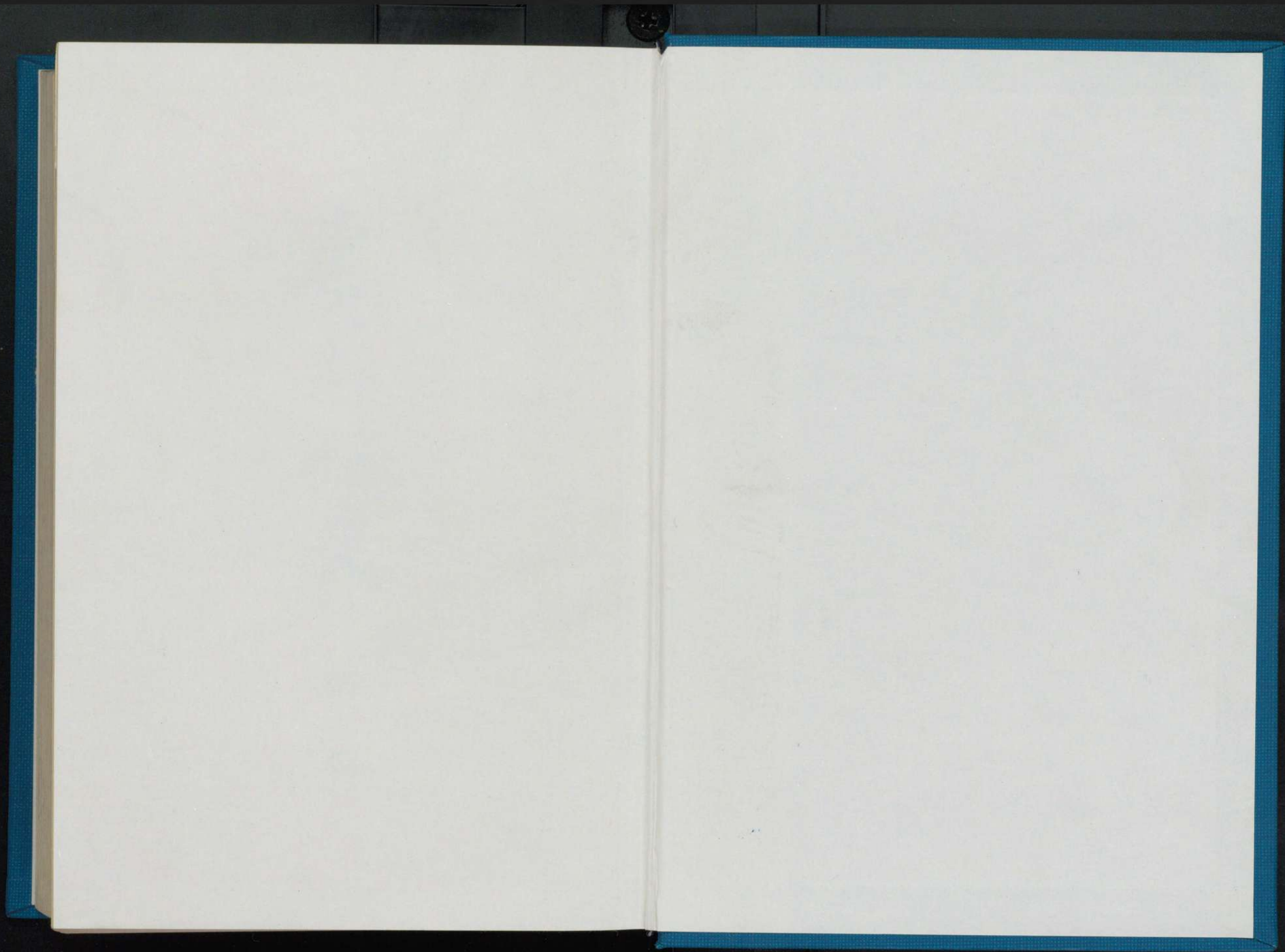
© Kodak, 2007 TM: Kodak



766  
51

〇  
複写

766-51  
1200501598111



HJR-47



在野  
島縣史

第二卷



凡 例

一本卷は第一卷分國時代の後を承けて、藩政時代の大半、即ち關ヶ原役の後島津氏が徳川幕府の羈絆に服してより島津齊興の時代まで薩藩としてよく幕府の統制下にありし時代を収めたり。

一本卷の史料は前巻と同じく諸社寺諸家所藏の文書は多く各所藏者の名を冠せり。又その所據の記録の中、舊記雜錄は通常薩藩舊記として行はるゝも、いま袖ヶ崎島津公爵家所藏の原本に従つて、本卷所引のそれら<sup>を</sup>舊記雜錄後篇、舊記雜錄追録と稱せり。歴代制度は都城島津男爵家本に列朝制度と題し、袖ヶ崎島津公爵家本に於て歴代制度と改めたるを以て今之に従へり。但し袖ヶ崎島津公爵家本には都城島津男爵家本に存せざる卷あるを以て、その之を引用せるものを特に袖ヶ崎本と注記せり。次に琉球開國交渉の章に引用せる異國日記は尙侯爵家所藏のものなり。

一本文の所說の中更に參考に資すべき説明は特に之を補説と題して六號活字を以て掲げ、その依據の參考書名は之を一括して各章節の末尾に列記せること前

凡

例

一

凡例  
卷に同じ。

一本巻の編纂に就いては縣内外の官衙圖書館及び諸社寺諸家がその所藏の文書記録の謄寫撮影を許諾し便宜を與へられたるに對してこゝに謝意を表す。

昭和十五年六月

鹿兒島縣史 第二卷

目次

序説

第一編 薩摩藩の體制

- 第一章 藩の領域及び人口
- 第二章 身分制度
- 第三章 檢地及び内高
- 第四章 藏入高及び給地高
- 第五章 藩の職制
- ✓第六章 鹿兒島城及び城下
- ✓第七章 諸郷及び諸島

第二編 藩政の推移

目次

一  
三  
九  
二  
五  
六  
八  
九  
五  
三  
九  
一  
五  
七

第一章 前期

第一節 島津家久代(一)

第二節 島津家久代(二)

第三節 島津光久代

第二章 中期

第一節 島津綱貴代

第二節 島津吉貴代乃至島津宗信代

第三節 島津重年代

第三章 後期

第一節 島津重豪代

第二節 島津齊宣代

第三節 島津齊興代

第三編 民政及び産業

第一章 農政及び農業

第一節 農政の機構

第二節 農地の種目

第三節 貢租の種目

第四節 農事及び農民生活の統制

第五節 收納の方法

第六節 農作物の種類

第七節 道之島の農政

第八節 甘蔗耕作及び製糖

第九節 新田開發

第十節 凶荒飢饉等の災害

第二章 林政及び林業

第三章 漁業制度及び漁業

第四章 馬牧及び各種畜産

第五章 金山及び各種鑛産

第六章 各種製造産業

第一節 農政の機構	二九五
第二節 農地の種目	三〇六
第三節 貢租の種目	三一四
第四節 農事及び農民生活の統制	三三五
第五節 收納の方法	三四九
第六節 農作物の種類	三六三
第七節 道之島の農政	三七九
第八節 甘蔗耕作及び製糖	三九一
第九節 新田開發	四一七
第十節 凶荒飢饉等の災害	四二七
第二章 林政及び林業	四四九
第三章 漁業制度及び漁業	四六七
第四章 馬牧及び各種畜産	四八二
第五章 金山及び各種鑛産	四九一
第六章 各種製造産業	五一六

第一節 島津家久代(一)	一七三
第二節 島津家久代(二)	一七三
第三節 島津光久代	一八三
第二章 中期	一九七
第一節 島津綱貴代	二〇四
第二節 島津吉貴代乃至島津宗信代	二〇四
第三節 島津重年代	二〇八
第三章 後期	二一六
第一節 島津重豪代	二二〇
第二節 島津齊宣代	二二〇
第三節 島津齊興代	二三八
第一章 農政及び農業	二五〇
第一節 農政の機構	二九五

第一節	製絲及び染織	五一六
第二節	製紙	五二五
第三節	製蠟	五二九
第四節	陶窯	五三八
第五節	樟腦の製造及び輸出	五四二
第七章	交通及び商業	五五三

### 第四編 海外及び琉球との關係

第一章	鎖國前の海外交通	五八五
第二章	琉球役の顛末	六二一
第三章	鎖國制度	六三九
第四章	琉球の附庸關係	六六八
第五章	寛永以前の進貢貿易	六八七
第六章	明清興亡の影響	七〇二
第七章	中期の進貢貿易	七二二

### 第五編 宗教及び學藝

第八章	後期の進貢貿易	七四七
第九章	諸外國船の來航と琉球開國交渉	七八一
第一章	神社及び佛寺	八一三
第二章	切支丹の傳導と禁制	八四一
第三章	一向宗の禁制と門徒の潜伏	八六一
第四章	儒學の趨勢	八八六
第五章	士風及び武藝兵學	九一一
第六章	洋學及び自然科學	九二二
第七章	國學の興起	九四一

圖版目次

鹿兒島港圖(薩藩勝景百圖)

島津家久畫像

大樽川洗堰全景

大樽川洗堰工事設計繪圖面

島津重豪畫像

島津齊興畫像

調所廣郷書翰

川智宅跡

開饒神社

柏有度畫像(南島雜話)

鐵輪車

砂糖取引及び砂糖代米配當の圖(南島雜話)

福山牧圖(薩藩勝景百圖)

吉野牧圖(薩藩勝景百圖)

圖版目次

公爵 島津忠重氏所藏

公爵 島津忠重氏所藏

岐阜縣 大藪町海西村壠

岐阜縣 大垣市立圖書館所藏

公爵 島津忠重氏所藏

東京市 江口國彦氏所藏

大島郡 大和村大字恩勝

鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

名瀬町 鹿兒島縣立農事試驗場

鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

公爵 島津忠重氏所藏

公爵 島津忠重氏所藏



圖版目次

金山圖(薩藩勝景百圖)

苗代川陶窯圖(薩藩勝景百圖)

印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價格數量表  
船立圖

山川港圖(薩藩名勝百圖)

唐船積荷目錄(異國日記)

和蘭商館宛書翰蘭譯

交隣須知

隣語大才

那霸首里圖屏風

薩隅日琉球島々路程圖

進貢船模型

迎恩額

柔遠驛額

琉球寺院の境内(アルセスト號朝鮮琉球航海記)

娘媽神像

苗代川神舞圖(薩藩勝景百圖)

一向宗門徒の佛壇

僧如竹書翰

木村探元筆竹圖

犬追物圖

圓球萬國地海全圖

佐多藥園趾

島津齊彬筆羅馬字日記

二

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

和蘭國 國立海牙文書館所藏

男 爵 島津忠彦氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

京都市 金地院所藏

和蘭國 國立海牙文書館所藏

伊集院町 沈壽官氏所藏

那霸市 那霸市役所所藏

鹿兒島市 縣立圖書館所藏

東京市 帝室博物館所藏

那霸市 沖繩縣立圖書館所藏

川邊郡 本縣所藏

笠砂村 林勘次郎氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

鹿兒島市 藥師泰輔氏所藏

加治木町 曾木豊次氏所藏

鹿兒島市 久保克己氏所藏

公 爵 島津忠重氏所藏

公 爵 島津忠承氏所藏

肝屬郡 佐多村大字伊佐敷

公 爵 島津忠重氏所藏

第一圖 知行名寄帳  
 第二圖 知行名寄帳(つゞき)  
 第三圖 鶴丸城趾  
 第四圖 鹿兒島城下地圖  
 第五圖 鹿兒島城下俯瞰圖  
 第六圖 大島々役の詰役を出迎る圖  
 第七圖 薩摩土手  
 第八圖 島津光久出陣の觸狀  
 第九圖 島津光久書  
 第十圖 油島千本松  
 第十一圖 平田正輔墓  
 第十二圖 自刃藩士埋葬證文  
 第十三圖 鹿兒島西田橋

挿圖目次

第一圖	知行名寄帳	一五
第二圖	知行名寄帳(つゞき)	一五
第三圖	鶴丸城趾	一六
第四圖	鹿兒島城下地圖	一七
第五圖	鹿兒島城下俯瞰圖	一七
第六圖	大島々役の詰役を出迎る圖	一七
第七圖	薩摩土手	一七
第八圖	島津光久出陣の觸狀	一七
第九圖	島津光久書	一七
第十圖	油島千本松	一七
第十一圖	平田正輔墓	一七
第十二圖	自刃藩士埋葬證文	一七
第十三圖	鹿兒島西田橋	一七
第十四圖	天保山砲臺趾	一七
第十五圖	當納方割付取納帳	一七
第十六圖	徳光神社及び甘藷翁紀念碑	一七
第十七圖	水車による砂糖車	一七
第十八圖	安永櫻島噴火の圖	一七
第十九圖	吹上濱の防砂林	一七
第二十圖	江南竹記碑及び江南竹林	一七
第二十一圖	野間關趾	一七
第二十二圖	脇本港	一七
第二十三圖	往來手形	一七
第二十四圖	川内屋形の旗	一七
第二十五圖	異國渡海朱印狀	一七
第二十六圖	暹羅圖書	一七

挿圖目次

挿 圖 目 次

第二十七圖	朝鮮人上書	五九	第四十二圖	福昌寺櫻門の鬼瓦	八三
第二十八圖	西班牙使節デ・アヤラ等書狀	六〇	第四十三圖	一向宗掛合印形帳	八三
第二十九圖	和蘭商館長スベツクス書狀	六一	第四十四圖	歳々録	八三
第三十圖	具志頭王子朝盛墓	六一	第四十五圖	歳々録(つゞき)	八三
第三十一圖	唐船大島漂着の圖	六二	第四十六圖	僧如竹墓	八三
第三十二圖	唐船大島漂着の圖(つゞき)	六二	第四十七圖	愛甲喜春墓	八三
第三十三圖	國寶首里王城正殿	六三	第四十八圖	島津錦水作詩	八三
第三十四圖	薩摩船那覇入港の圖	六三	第四十九圖	二才咄格式	八三
第三十五圖	冊封使繪卷	六四	第五十圖	島津重豪筆和蘭語	八三
第三十六圖	密貿易に使用と傳へる望遠鏡	六四	第五十一圖	質問本草	八三
第三十七圖	中村宗五郎舊宅天井裏入口	六五	第五十二圖	南山俗語考	八三
第三十八圖	元濱崎家倉庫	六五	第五十三圖	薩摩曆	八三
第三十九圖	島津齊彬筆阿片戰爭聞書	六五	第五十四圖	三兵答古知幾	八三
第四十圖	ベツテルハイムの居館	六六	第五十五圖	山田清安賛杜鵑圖	八三
第四十一圖	大乘院符牒	六六			

## 鹿兒島縣史 第二卷

### 序 説

島津氏と徳川氏との和解  
 島津氏徳川藩として再出發  
 島津氏内部の秩序に藩成立の劃期とすべきものなし

關ヶ原役後島津氏と徳川氏との間に和解交渉は進捗し、慶長七年四月、徳川家康は島津氏の所領薩摩大隅及び日向諸縣郡の安堵を與へ、次いで、島津忠恒が上洛して家康に見えるに及び、兩者の和解は全く成つた。同時に、島津氏は徳川氏の統制に服する事となり、翌八年二月、家康は征夷大將軍に任せられ、徳川幕府は名實共に完成し、島津氏領國は其の制御の下に一の藩として新らたに出發すべき事になつた。此の前後に於いて、事實上、島津氏領國内部の秩序に根本的變革を見ず、其の政治組織社會組織等は従前の繼續であつた。従つて、島津氏内部の秩序に關しては、藩成立の劃期とすべきものはないが、通常、徳川幕府直隸の萬石以上諸侯の領國を藩と稱するので、之に従つて、今、島津氏が徳川氏の統制に服し、また形式的に徳川幕府成立の時を以て藩政時代の始點

徳川幕府と藩  
政時代の末期

となすべきである。

此の藩は、徳川幕府末期に至り、漸く幕府の統制を脱し、やがて朝廷を奉じて討幕の勢力に轉じ、王政復古後朝廷の直隸となり、明治二年藩籍を奉還して明治四年の廢藩置縣に及んだ。仍て藩政時代の終末は、嚴密に云へば廢藩置縣に置くべきであるが、藩がよく幕府の統制に服したのは、凡そ藩主島津齊興代までであるから、其の後は特に幕末維新時代として之を分つを適當とする。

要するに、此の藩政時代は、島津氏が徳川幕府の統制に服しつつも、其の傳統を守り、更らに新時代に則して独自の發展を遂げ、しかも幕末維新の際、一藩を擧げて大義の下に活躍するに至つた素地を作つた時代である。

次に、藩の名稱は、或は藩主の苗字から島津藩とし、或は藩主居城の地から鹿兒島藩又は鹿藩とし、或は領域中の代表的一國の名をとつて薩摩藩又は薩藩と呼ばれた。たゞ幕府時代には、多く薩摩藩の稱を見るが、藩籍奉還後は専ら鹿兒島藩と稱した。

序 説

二

藩政時代の意義

藩の名稱

領知高判物  
薩摩藩に對する  
徳川幕府最初の判物

元和三年の領  
知高

將軍秀忠の島  
津氏に對する  
取扱

## 第一編 薩摩藩の體制

### 第一章 藩の領域及び人口

藩の領域は、代々將軍の領知高判物による所領安堵の形式を経て定められてゐる。薩摩藩に對する徳川幕府最初の判物は、元和三年九月五日下午附のそれである。此の年正月、郷村高辻郡付の帳を差出すべき旨の加判安藤直次、本多正純の奉書あり、仍て、藩より差出した郷村高辻帳に基いて、此の判物が作られたのである。即ち、島津家久に宛て、薩摩大隅及び日向諸縣郡中の百六十四村、合計高六十萬五千六百七石餘を領知すべしとあり、其の各國別内譯は、薩摩三十一萬四千八百五石餘、大隅十七萬八千三百三十三石餘、日向諸縣郡十一萬九千九百六十七石餘であつた。(註二)是より先き、二代將軍徳川秀忠襲職に當り、慶長十年九月、幕府は諸大名領寺社領の石高を査檢し、島津氏からも繪圖及び田帳を差出したが、時に、島津氏に對する判物はなく、之は前田伊達兩氏も同様で、此等諸家が猶ほ徳川氏より特に對等の如き取扱を受けた故であらうといふ。(註三)

第一章 藩の領域及び人口

三

寛永十一年の  
領知高判物に  
琉球高を加ふ

正保三年知行  
方目録惣高七  
百二十九千五  
百七十六石

第一編 薩摩藩の體制

三代將軍家光襲職の際下附された寛永十一年八月四日の判物には薩隅日の高六十萬五千石餘とし、始めて別に琉球高十二萬三千七百石を加へてゐる。尤も琉球領知を許されたのは慶長十四年琉球役以降である。此の判物は京都に於いて受けたもので、家久旅中を以て高辻帳もなく、員數のみ書付け差出したので高三千石が洩れて居り、同年冬落地の書付を江戸に於いて差出したが、之は披露されなかつたといふ。また高辻帳は翌十二年正月に、差出した。其の後、寛文四年六月三日付を始め、代々の判物に於いても、領知高は寛永の判物と同額である。寛永の判物には「目録在別紙」とあるが、領知目録は存しなかつたといふ。<sup>(注三)</sup>但し、正保三年十一月十五日付の薩摩大隅日州諸縣郡琉球知行方目録によれば、惣高七十二萬九千五百七十六石國別にして薩摩三十一萬五千五百大隅十七萬八百三十三石及び日向諸縣郡の内十二萬二十四石此の計六十萬五千八百六十三石、外に琉球十二萬三千七百十石である。<sup>(注四)</sup>之と別に、正保三年十二月十二日の知行目録があり、また寛文四年四月五日の領知目録を始め、數次の同一形式の領知目録が判物に附屬してゐる。此等は何れも郡別の記載あり、只前者に村數の記載なく、後者には之と領知文言を

有するの差異があり、且つ此等夫々郡名の文字等多少の相違點を除き、内容は全體同一である。此等の示す郡別の村數石高は左の如くである。<sup>(注五)</sup>但し、郡名の領知目録により、其の内貞享元年の領知目録に於いて、<sup>(注六)</sup>改めたものあり、括弧により傍注する如くである。

郡名	村數	石高
薩摩伊佐郡	五二	三八、四〇一
薩摩作郡	三三	四二、七一九
薩摩鹿兒島郡	二七	三〇、三三九
日置郡	四八	五一、六四八
阿多郡	二〇	二三、五七〇
河邊郡	三五	三五、〇四五
甕島郡	二	二、七九一
顛娃郡	七	一五、九三九
揖宿郡	七	一六、八五七
給黎郡	六	一〇、四六四
谿山郡	六	一五、〇四七

第一章 藩の領域及び人口

<sup>(注五)</sup>寛文四年の領知目録に從前  
の喜入・知覽兩郡を併合、  
正保三年の知行目録では、  
喜入郡  
知覽郡  
六、八二五石

第一編 薩摩藩の體制

出水郡	七	二〇、七三五
高城郡	八	八、四四五
大隅菱刈郡	一三	九、九八六
桑原郡	三二	二一、八二四
始羅郡 <small>(始羅)</small>	三九	二六、六四三
噲啖郡	六三	四三、八八四
肝屬郡	三八	四二、〇一五
大隅郡	三二	二〇、一九二
熊毛郡	九	五、二〇五
馭謨郡	四	一、〇八〇
日向諸縣郡	一六四	一一、〇〇二
以上合計		六〇五、八六三
琉球十五島		一一三、七〇〇

以上によつて知られる如く、薩藩の領域は薩摩大隅兩國及び日向國諸縣郡、外に琉球十五島である。此の内、薩摩・大隅兩國、日向國諸縣郡の内後に大隅國

薩藩の領域と現在鹿兒島縣の境域

藩の人口

手札改に除外のもの

貞享乃至文政年間の人口表

噲啖郡に編入された部分及び琉球の内或は小琉球と稱し、當時藩の直轄藏入であつた謂はゆる道之島即ち、後に大隅國大島郡に編入された諸島が現在の鹿兒島縣に屬し、諸縣郡の爾餘の部分は宮崎縣に、琉球の内本琉球・大琉球、或は單に琉球と稱し、當時の琉球中山王領の部分は沖繩縣に屬してゐる。薩藩の人口に就いては主として宗門手札改の結果によつて知る事が出来る。初めて宗門手札の制度を布いたのは寛永十二年で、其の後同十六年以降數年を隔て、前後恐らくは二十數回の手札改を行つてゐる。手札改の際は、一門・獨禮の格式及び家老若年寄・大目附等は、或は家族まで之を免除され、また著座門主等も之を免除される規定で、其の合計は、貞享元年に百二十餘人、明和九年寛政十二年文政九年には凡七十餘人であるが、次に示す人口總計には算入されてゐない。但し、慶賀穢多行脚等の數は別の統計となつて居り、之は算入されてゐない。即ち、之を除いて、初生以上の人口は左の如くである。(注六)

年次	薩	隅	日	道	之	島	琉	球	總	計
貞享元年	三五五	三八七							一	五五七、〇八三
不確實	二二九	九九五								

明和九年總人口八十八萬三千九百六十九人

第一編 薩摩藩の體制

寶永三年	四六一、九六一	四九、四七二	一五五、一〇八	六六六、五四一
元文二年			八一七、六三五	八一七、六三五
延享二年			八四三、八〇八	八四三、八〇八
寶曆三年			八七二、〇八三	八七二、〇八三
同十一年			八七九、五三九	八七九、五三九
天明九年			八八三、九六九	八八三、九六九
天明六、七年			八四二、四〇六	八四二、四〇六
寛政十二年	六二三、三六一	七四、五九三	一五五、六三七	八五三、五九一
寛政十二年	六四六、九二五	七四、五九三	一四〇、五四九	八五三、五九一
文政九年		七七、六六七		八六五、一四一

〔注一〕 舊記雜錄後編卷七二 島津國史卷二四  
 〔注二〕 舊記雜錄後編卷六〇・追録卷一〇  
 〔注三〕 舊記雜錄後編卷八七・追録卷一〇・九三・  
 一四一 島津國史卷二五・二七・二九・三〇 寛文  
 印知集  
 〔注四〕 舊記雜錄追録卷一

〔注五〕 舊記雜錄追録卷一・一〇・一一・一二  
 薩藩政要錄卷一 寛文印知集  
 〔注六〕 三州御治世要覽附錄年代記 島津國史卷三  
 〇 延寶九年幕府巡見使應答案 薩藩例規雜集卷二  
 〇 歴代制度卷六下 要用集抄 薩藩政要錄卷四  
 薩摩日琉球諸島人口留

第二章 身分制度

領内住民は多様の身分層に分れ基本的な身分は士百姓町人であるが、其の各個の内にも差別があり、此等以外の身分層も存する。各人の身分所屬は世襲的に定まつて居り、自由に他の身分に轉ずるを得ず、生活全般に互り、夫々の身分に應ずる法制上の規定を存した。各年代の人口調査より身分別内譯を見るに、先づ寶永三年の手札改の結果は、左の如くである。

寶永三年手札改の内譯表

身分所屬の世襲と自由轉換禁止

士百姓町人

薩摩大隅日向諸縣郡	四六一、九六一	一所家内衆男女	三三、四四六
直士男女	九二、八〇五	又内醫師男	一一
直山伏男	三七五	兵具所組足輕男女	二、〇三四
出家男	一、四三一	厩付中間男女	八〇一
茶道坊主	八四	諸座付男女	一、一二五
檢校并平家座頭男	一〇	七島男女	一、一五九
直醫師男	八六	寺門前下々迄男女	六、七七七
社家男女	四、九七四	門前山伏男	五〇
内侍男	一三八	上下西田町男女	七、〇二三

第二章 身分制度

明和九年・寛政十二年の人口  
政九年の人口  
内政

第一編 薩摩藩の體制

在郷男女	二一三、一六九
岡町男女	九、三二六
浦濱男女	三八、〇五三
伊集院苗代川者男女	七四九
町山伏男	二二
在郷山伏男	一五八
上方并他國居付百姓男女	八七六
船手付男女	一、〇四九
直士諸座付下人又々内男女	四二、〇四一
座向男	二四八
ござ女	二八
又内山伏男	二七九
上方并江戸他國抱者并居付作人男女	三、一〇九
上方并江戸他國牢人男女	一七〇

其の後、明和九年寛政十二年文政九年の札改三度の結果は左の如くである。

入墨流人男	九四
諸島流人男	九八
鹿屋笠之原苗代川移者男女	一六二
道之島	四九、四七二
在郷男女	四九、三〇二
流人男女	一六九
入墨流人男	一
琉球	一五五、一〇八
官人士男女	一四、〇一四
田家男	一七五
官人下人家來寺社家下人迄男女	一三、一三八
在郷男女	一二七、七八〇
日本者入墨流人男	五

鹿兒島	明和九年(要用集抄)	寛政十二年(薩摩日琉球諸島人口留)	文政九年(薩摩藩政要録卷四)
	男	男	男
	女	女	女
	計	計	計

第二章 身分制度

諸士	六九三三	八四〇四	七三三三	一五七六	八七九	八、〇三三	一六七四
出家							
在郷	三六	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
三町	三、〇五〇	六、四三三	二、九六六	二、九六六	七、五三三	六、六三三	一四、二六五
横井野町	五九	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇	二、〇四〇
荒田濱	五九	六〇	五九	五九	五九	五九	五九
諸士家・足輕・諸座附・其門前・その他	三、七五五	六、七五五	二、二六六	三、六、二二三	三、六、二二三	三、六、二二三	三、六、二二三
計	三、七五五	六、七五五	二、二六六	三、六、二二三	三、六、二二三	三、六、二二三	三、六、二二三
江戸・京・大阪	六、七五五	六、七五五	六、七五五	六、七五五	六、七五五	六、七五五	六、七五五
薩摩諸郷三十八所・私領十三所・十島	三、七五五	三、七五五	三、七五五	三、七五五	三、七五五	三、七五五	三、七五五



郷士	三、九六六	三、三三〇	五、五七〇	六、六六六	二、五三三	五、二二二	三〇、三六六	七、五五五	三、六六六
私領士	一〇、五五五	八、六六六	一九、八八八	二、〇〇〇	九、八八八	二、二二二	二、五五五	二、〇〇〇	三、三三三
出家	五、五五五	三、三三三	五、五五五	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
在郷	一〇、九九九	九、八八八	二〇、三三三	九、九〇〇	八、五〇〇	一、九〇〇	九、九九九	九、九九九	一、九〇〇
苗代川	七、七七七	六、六六六	一、四四四	七、七七七	六、六六六	一、四四四	七、七七七	六、六六六	一、四四四
浦濱	二、二二二	一、一〇〇	三、三三三	二、二二二	一、一〇〇	三、三三三	二、二二二	一、一〇〇	三、三三三
野町	一、六六六	一、三三三	三、三三三	一、六六六	一、三三三	三、三三三	一、六六六	一、三三三	三、三三三
計	三〇、〇〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

郷士家中下人 足輕・諸座附 中宿・門前	一、八八八	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
私領士	七、五七五	五、七六一	一、九二七	七、六六六	五、八八七	二、四四四	七、八八八	六、三三三	一、四〇〇
出家	四、六六六	三、三三三	四、二二二	三、三三三	二、二二二	三、三三三	四、四四四	三、三三三	二、二二二
大隅諸郷二十五所 私領七所・屋久 島・口永良部島	一、六六六	一、三三三	一、六六六	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
計	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三



第一編 薩摩藩の體制

計	郷士家中下人 足輕・座附 中宿・門前				其他 (附業中)	計
	(私領)	(地領所)	(私領)	(地領所)		
琉球	一八、四二	一八、九三	三、七、三三	一、六、六六	一、八、八六	一〇
按司・親方・士 右家來・門前 在郷	一、三、四九	一、三、四九	三、〇、四六	三、〇、四六	三、〇、四六	一〇
其他	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一〇
計	二〇、七、六一	二〇、七、六一	三、〇、四六	三、〇、四六	三、〇、四六	一〇

人口總計より  
除外されたも  
の、數

猶ほ、人口總計より除外された死苦慶賀、行脚乞食の數は左の如くである。

典據記載の内不確實の數字は計數出さず、或は元のまゝとして\*印を附す。

計	道之島(五島)				計
	(等世)	(私領)	(地領所)	(私領)	
總計	七、四、二七	七、四、二七	一、五、六七	一、五、六七	八、九、九〇
計	七、四、二七	七、四、二七	一、五、六七	一、五、六七	八、九、九〇
其他	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇

第二章 身分制度

鹿兒島	明和九年		寛政十二年		文政九年	
	男	女	男	女	男	女
計	八、九	八、九	二、五	二、五	一、〇	一、〇



垂水家

同家は宗家に次ぐ家柄とされた。垂水家は、貴久の次弟忠將の後で、忠將の長子以久は、慶長四年三月、種子島より垂水に移り、高一萬千六百八十七石を給せられ、次いで關ヶ原役後、幕府より佐土原藩に封せられた。而して、以久に長子彰久、次子忠興があり、彰久は朝鮮に於いて歿し、長子忠仍があり、忠仍は、以久が佐土原に封せられた後、垂水を襲領し、以久の歿後、幕府より佐土原襲封を命ぜられたが、固辭して受けず、忠興が出て佐土原に赴いた。即ち、忠仍は垂水に留まり、其の子孫が垂水家として續いた。(佐四) 越前家は、島津忠久の次子忠綱が越前守護代となり、越前島津氏と號したのに始まる家であるが、天文中、十三代忠長が播磨朝日山で戦死して斷絶したのである。元文二年三月に至り、吉貴の四男壯之助を以て之を再興し、次いで、帖佐の内四村及び薩摩吉田の内一村、合高四千四百七十九石餘を一所として給し、同四年三月、此の一所を重富と號した。更らに、一所地外の高五千五百二十石餘と合せて一萬石を領したのである。(佐五) 今和泉家は和泉家を再興したものである。和泉家は島津忠宗の次子、即ち、貞久の次弟忠氏を始祖とし、應永中、直久が川邊松尾城で戦死して繼絶してゐた。仍て、延享元年五月、吉貴の七男三次郎を以て、和泉家再興として、今和泉家を立

越前家

今和泉家

一所持と一所持格

一所持三十家

一所持格十三家

大身分

てたのである。次いで、指宿の内小牧、岩本、西方三村及び類娃の内池田、仙田二村、高三千五百六十二石餘を給し、之を今和泉と號する一所とした。之に他郷所在の高を合せて、其の後、一萬千二十八石餘であつた。併し、一所の諸村は散在してゐたので、寶曆二年十一月、西方仙田二村に對し、指宿の内新西方村及び類娃の内利永村を入替へ、一所の高三千六百一石餘とした。(佐六) 一所持、一所持格は、一門家が定まつてから、之に次ぐものであつた。古くは、一所の領主を、島津氏の支族或は他家によらず、一所衆と稱し、其の家格を在所持在所持格とし、正徳二年十月、之を一所持、一所持格と改め、時に、一所持三十家、一所持格十三家を定めたのである。之には、一所を領せざる者を含むが、凡べて島津宗家の子弟が創立し、或は格別由緒あり、家老にも任せられる程の家であつた。但し、一所持と一所持格との間に上下の別はなかつた。猶ほ、古來、大身分の稱があり、正徳元年十月に至り、島津久近日置家、島津久健宮之城、家島津久方、都城、家島津久龍を大身分と唱へる事とし、但し、家格は在所持で、特に家筋に付獨禮の格とした。即ち、一般在所持在所持格の面々は、年頭八朔の式禮に對面所に列座して、藩主に謁し、外に身に付獨禮を許された者もあつたが、大身

大身分の家格  
廢止

家名方又は四

寄合と寄合並

寄合十九家  
寄合並五家

分は其の家筋に付單獨謁禮を許されたのである。次いで元文三年五月、大身分を一所持より分け、一門の次、一所持の上の家格とし、日置家島津久林花岡家島津久尙都城家島津久龍を之に屬し、次いで宮之城家島津久倫を加へた。〔註七〕然るに天明六年七月、大身分を以て、一所持、一所持格寄合寄合並の惣名としたので、従前の大身分の家格を廢した。但し、四家の格式は従前通りとし、家筋に付獨禮の待遇を附し、且つ家名、即ち、私領一所の名を以て日置家花岡家宮之城家、都城家と唱へる事とした。仍て、家名方或は四家と唱へた。之に一門四家を加へて八家とし、また八家の内に種子島家を加へる事あり、實は九家である。〔註八〕寄合については、古くは組頭組頭格頭又は番の稱があり、即ち、組頭、番頭に任せられる家の意と解せられ、家老直觸の内故、直觸とも云つた。其の下に直觸格又は直觸並があり、之は直觸に準ずる家格であらう。寶永七年二月の定では、直觸格は組頭格の次、小番の上とある。正徳二年十月に至り、組頭置頭格、即ち、直觸を寄合直觸格を寄合並と改めた。時に寄合十九家寄合並五家が定まつた。寄合は多くは一門、一所持の次、三男が別立した家であるといひ、また平士より當番頭以上を勤める時は、其の身一代寄合に入り、大目附以上を勤める時は、代

上士と平士  
小番

小荷駄衆

代寄合に入る等の規定があつた。〔註九〕天明六年七月、一所持、一所持格寄合寄合並の惣名を大身分とした事は前記の如くであるが、夫々の家格を差別する時は、従前通りの稱を用ひた。此の大身分は謂はゞ上士で、其の下の小番乃至小姓與等は平士或は諸士である。小番の家格は、寶永三年三月初めて立てられたが、是より先き、乘馬衆平騎馬と稱したのを、同元年、馬廻と改め、次いで、定馬廻〔供目附、後に一時〕・馬廻新番の順序とし、更らに、在國の馬廻を小番〔番目〕と稱したともいふ。而して、小番の家格は馬廻小番兩様に稱せられたが、享保三年四月、凡べて小番と稱する事とした。〔註一〇〕  
〔補説〕 小番の名目は、是より先き、義久が國分に居住した時、番の士を小番・大番に分けたのに見られ、當時は一所衆或は家老を勤めた者の嫡子を小番としたので、光久代まで其の通りであつたといふ。〔歴代制度卷三九上、島津國史卷二九〕  
初め光久代に、小荷駄衆があり、騎馬士・徒士の間で六人賦とし、江戸に於いて、借馬に沓籠持中間二人及び合羽持を添へて使者を勤めさせたものといふ。正保二年正月十八日付家老山田有榮等宛、同北郷久加等の狀には、當時高百石以上の士は乘馬にて奉公するも、爾今は二百石以上を乗馬とし、百石以上を小荷駄とするとあり、即ち、百石以上二百石未満の士を小荷駄としたと思はれる。

新番を大番と改む

後に、小荷駄を新番と改め、員數十人前後としたといふ。馬廻の次を新番とした事は前記の如くであるが、新番を大番としたといひ、新番の稱は廢された。次いで正徳三年九月、大番十七人を擧げて新番とし、小番に準じたといへば、改めて新番を置いたので、新番は之より家格の稱となつたのであらう。また大番の士三代新番を勤めた者は代々新番とする規定であつた。<sup>註二〇</sup>

大番

鹿兒島士又は御當地士

小姓與

小十人組

大番の名目は、小番に對するものとして古く存し、大番人小番の職に任ずる時は、三世小番に昇せる等の規定があり、享保十三年二月の令では、大番人の新番の職に任ずる時も同様の取扱とする事になつてゐる。従つて、大番は勤番の名目のみならず、家格の名目となつてゐたと考へられる。他方、鹿兒島士御當地士の名目があり、之は家格としては新番以上を除いた城下居住士と思はれるが、後に寛保二年七月、城下士と改め、天明四年九月、大番、同六年七月、小姓與と改めた。また安永九年七月、大番以下郷士の總稱を大番格としたが、夫々の家格は稱呼内容共元のまゝである。<sup>註二一</sup>

小十人組は、天明七年七月、小姓與と與力の間で設けた家格で、小姓與の次男以下の分地高五十石で分家した者を之に編入する事とした。此等は、従前、小姓與へ入れたのであるが、分地なき者もあり、其の内には格式相當に維持するを得ず、或は本家へ引取られ、或は零落して下賤の座業に従ふ者もあり、小姓與の品位を保つ趣旨を以て、新たに小十人組の家格を設けたのである。併し、其の後、小十人組入を願出る者もなく、享和二年九月、之を廢し、且つ夫より小姓與次男以下の分家は、本家持高の内五十石以上を分地する場合のみ許し、其の他、買地等の約束を以て願出るとも、之を許さざる事とした。<sup>註二二</sup>

郷士又は外城衆中

士の外城居住

郷士は諸郷居住士でもと外城衆中といひ、安永九年七月、郷士と改め、外城郷士とも云つたが、天明三年八月、外城の字を除く事とした。<sup>註二三</sup>猶ほ同六年三月、郷士は大番格と定めたが、之は家格の唱へで、身分は依然郷士であつた。<sup>註二四</sup>元來、前代に於いては、地頭領主及び其の配下の士は、一般に各外城に居住し、多くは自作農耕に従事し、慶長七年鹿兒島築城の後、地頭領主は原則として城下居住となり、其の他城下居住士が増加したが、猶ほ外城に留まる者も多く、此等が地頭所では外城衆中、一所地では私領士となり、依然農耕に従ひ、前代の風を遺存したのである。蓋し、衆中は、前代に於いて、士の通稱であつて、夫に地名を冠して居住地を現はしたのである。鹿兒島築城後も、上層の家格は別とし

薩藩に郷士の多き理由

て、城下居住士は鹿兒島衆中と稱せられ諸外城衆中との間に身分上の差別は薄かつたのであるが、鹿兒島衆中が鹿兒島士或は城下士となり、また外城衆中が郷士となるに至り、城下士郷士の差別も漸次顯著となつたと考へられる。(注一七) 守護時代に於ける士の土着生活は、全國普遍の事實であるが、分國時代より藩政時代に入り、一般に士は城下に集中されたのである。しかも、薩藩に於いて、多數の士が土着生活を續けた事は、特異の事實である。寛永十年、幕府巡見使小出吉親等も、諸外城に於ける城地の存置及び給人の屯聚につき質問したが、之に對する家老川上久國の答へによれば、要するに、先に義久が九州を領したのに、秀吉下向の際、領國は二國半に縮少せられ、從前の士全體を城下一所に居住せしめ得ず、之を諸所に置くのであるといふ。(注一八)

附郷士又は附衆中

附郷士初め附衆中といふものあり、格式等は普通の郷士に異らず、諸家に附屬せしめられ、其の家の家來同様に隨身する者である。古く由緒あり、また新しくは享保五年五月の達に、用人以上の役に新規召立てられた家筋には、家來等もなき筈につき、願により附衆中一兩人を許すとあるが、如き事由による。(注一七) 與力は古くは座附士と稱し、赦免士とも云つたが、享保四年十一月、赦免士の

與力又は座附士・赦免士

附人用達

足輕又は道具衆

稱を廢し、専ら座附士と稱する事とした。赦免士とは召出された士の意で、天明六年閏十月にも、かゝる意味で赦免士と稱するを禁じてゐる。座附士は夫役座の名を冠して、夫に附屬の意を示したが、安永八年四月、與附士を廣敷附與力と改め、翌年七月、一般に座附士を何方附與力と改めた。即ち、納戸方附兵具方附船手附厩附鷹方附細工所附數寄屋附臺所附春屋附等である。また家老若年寄、大目附用人側役等に附せられた與力なるものがあり、安永九年七月、之を用達と改め、他所向には附人用達と稱したが、之は前記の與力とは異なる。(注一八) 足輕は古く道具衆といひ、足輕とは道具衆の別稱か、後の改稱か、判明しないが、安永九年七月、足輕を同心と改め、更らに寛政四年十二月、足輕の稱に復したのである。但し、其の後は、藩境諸郷町人で從前同心の場に召仕つた者を同心と稱する事とした。足輕は與力と同じく、諸役座に附屬し、夫々目附々、徒目附、附横目附、兵具方附、廣敷附(初め)等(與附)を冠して呼び、外に特殊の稱呼を有するものあり、納戸附屬を小人厩附屬を口之者といひ、もと使同心後に使足輕と稱した者は、天明四年三月、觸番と改めた。足輕は一身賄料三石六斗を給せられた。(注一九) 次に、藩士の間には、與龜の組織があつた。城下居住士については、初め寛永

口之者又は使同心・使足輕

與



十九年十二月、一番與乃至十番與の十與に編成し、別に家老與を置き、十與の與頭夫々二人とし、家老與の與頭には家老の内二人を充てた。更らに、寺社與諸役座與あり、凡べて二十六與となつたが、正保三年之を家老與及び一番與乃至六番與の七與に改編した。初め、家老與の編成には特定の標準はなく、七與編成となつてからも、家老與以外六與の人員九百人に餘れば、大概家老與に編入したといひ、家老與は浮勢の意かとも云はれてゐる。（注二〇） 寶永二年四月、六與の改組を達し、即ち、従前各與の人数方々に入交るにつき、之を改めて最寄を以て與分けする事とし、同五年に至り、家老與の諸士は一三六番各與に編入し、城代家老、若年寄、大目附の諸役及び在所持、同格、直觸、同並の家格を以て改めて家老與を編成した。但し、六與々頭は、右の家格と雖も、之を除外した。また、同七年正月、家老與々頭は、従前家老中から定めて任じたのを、家老中繰廻受持と定めた。（注二一） 六與は、夫々城下の略々同一地區の居住者を以て編成し、之は寶永二年の改組より一定したと思はれる。即ち、城下を上下兩方限に大別し、下方限は高見馬場、東北方、同西南方、甲突川、西方、武之橋、高麗橋、南方の四區、上方限は豎馬場、南方、同北方の二區とし、之を順次一番乃至六番各與の地域としたのである。（注二二）

與頭は、六與となつてから、各二人を三人に増し、計十八人であつた。其の後、天明六年七月、家格大番を小姓與と改稱したのに應じて、與頭を小姓與番頭と改め、また、初め小與頭與方取次の役があり、天明六年七月、夫々與頭進達掛と改めた。小與頭與は與頭番頭與の令を受けて與中に傳へる役、與方取次（注二三）は與頭番頭與へ差出す願届等取次ぐ役である。猶ほ、小番新番は、従前與頭支配であつたが、天明六年十一月、夫々若年寄大番頭支配となり、文化六年三月、共に大番頭支配となつた。（注二四） 天明七年七月、従前小姓與に入れて來た與力は、新制の小十人組と共に、夫々頭人支配として、小姓與より除く事とした。（注二五）

與は、出陣の際の一組織なると共に、命令下達、教導、取締の機關であつた。寛永十九年十二月十三日の與頭へ衆被仰出候條々には、與頭の職務等に關し定めて居り、即ち、與中に野心不忠の者あらば、早速言上すべく、油斷して申出ざる時は、與頭及び談合衆同意の心底と見做す事、與中に喧嘩口論あらば、早速寄合ひ談合して濟ますべき事、奉公方の事は談合して與頭より申附け、且つ出物首尾の事、作病其の他奉公方難澁申出で、氣儘の者あらば、談合して曲事申附ける事、與中に切支丹、向宗あらば、糺明して言上する事、與中緩怠に於いては、與頭、

談合衆越度たるべき事、訴訟其の他申分は與頭へ尋ねて申出る事とある。また同日の與之衆へ被仰出條々には、與中の士に對し、與頭の下知に背くべからざる事、與頭より申附の事に對し、氣儘の輩は曲事申附ける事、出陣或は江戸詰、狩等の申附に異議なかるべく、且つ出物首尾の事、喧嘩口論口事等は遲滞なく與頭へ申入れる事、訴訟申分は與頭へ尋ねた上申出る事と達してゐる。(註三五) 寛永廿一年八月七日の達には、諸與の士は、朔日十五日廿八日及び節句に、與頭の許に出頭し、與中出合の沙汰をなすとある。(註三六) 寛永十九年十二月の條々に相當する規定は、其の後改めて發せられ、次第に詳細となり、其の他諸士に對する訓諭は與頭を通じて達せられてゐる。(註三七) 就中、毎月式日に與頭より與士を集めて讀み聞かす毎朔條書なるものあり、寶永三年四月朔日頒布せられたのを初見とする。或は光久代に家老伊勢貞昌の建言に基いて創めたとも傳へるが、島津國史九卷二には、寶永三年に始まるとして居り、其の後藩主代替り毎に改めて頒布したものゝ如く、但し、毎回内容は同じく、幕府の政法條目に従ふべき事を始め、十一條に互つて諸士の遵守すべき教訓を示してゐる。(註三八) 猶ほ、地頭所一所地に於いても、郷士私領士の與分けがあつた事は後に記す如くである。

毎朔條書

士の地位と特權

藩士は給地高を有し、時に無高の者もあつたが、給與により、或は家格に従つて一定限度まで私の買入、讓受等により、之を領した。また、苗字、帶刀の特權も他の諸身分より區別される點で、士の間にも上下相互に格式禮對の規定を存するが、他の身分より士に對しては極めて丁重の禮を要する事と定められて居り、場合により、士は缺禮の者を打果す事も許されてゐた。敬禮に關する令達は屢々發せられてゐるが、例へば、弘化四年五月の定では、百姓等は、殊に鎧持を從へる格以上の役人等に行逢ふ時は、馬の口を留め、順路へ片寄せて平伏し、諸士以上に對しては、慎みて通行する事、振賣體の者は、荷物を片寄せ、同様不敬なかるべき事とある。(註三九) 併し、實際諸郷に於いては、かゝる規定以上の嚴重な敬禮を要し、百姓等は平士郷士に對しても平伏する程であつたと見られる。また、元祿十三年九月十二日の覺によれば、衆中が百姓を打果した場合、吟味を受け、家老中まで聞達せられた様であるが、士として堪忍し難き等の事情判然すれば、咎めを受けなかつた。(註四〇) 下層に屬する郷士に於いて此の如くであるから、上層家格の士に對しては、一層強い權力が認めてゐたと考へられる。

次に藩士は、後に記す如く、給地高について出来、出銀を課せられ、また軍役賦

士の課役

小普請銀

の制があつて、同じく給地高に應じ一定數の武具、乘馬、從卒を備へて出陣する義務があつた。<sup>(註三二)</sup> 更らに、夫々役職に就き、番勤あり、勤方なき士は、高持を小普請、無高を小普請並とし、小普請は給地高に對して小普請銀を課せられた。<sup>(註三三)</sup>

〔補説〕 小普請銀はもと破損銀と稱し、正徳二年十二月、小普請銀と改めたもので、毎年石別一匁とし、其の内勤方あれば、月割賦課とした。但し、享保十年八月の定によれば、幼少、病氣のため、其の他暇を受けて番勤なき者は小普請銀を納めるも、小普請と云はず、また元文二年二月の定では、直觸の役職、願により退職の者は小普請銀も免除されるといふ。(歴代制度卷四八)

士の内職

併し、士の内には内職に従ふ者あり、寶永五年、勝手方より困窮士の救助につき達した内にも、鹿兒島士の内賤業に従事する者もある由と見え、<sup>(註三四)</sup> 其の他、藩士の内職については屢見えてゐるが、維新後の明治二年十月廿日、知政所の達に、城下諸郷共に、士族の商賣、日雇等の職業に従ふ者あり、右職業中は士族を返上すべき事としてゐる。此の如く、士の内職は前後を通じて見られる事實で、郷士に至つては、農耕以外に各種手工及び販賣等の内職に従ふ者多く、富裕にして金錢貸附等を營む者あり、與力、足輕等も同様であつたと見られる。

城下士・郷士の中宿

城下士郷士共に、中宿と稱し、本籍を離れ、他地方の農村或は町に移住する事

あり、即ち、貧窮士救済のためで、公務軍役を免れて農耕、其の他の職業に従ひ、貯蓄を得れば本籍に歸る。もど何方中宿と稱し、天明七年七月、何方居住と稱する事とした。猶ほ、中宿は町人等の間にも行はれた。<sup>(註三五)</sup>

一所在地領主の家來

次に、一門家家名方、一所持等一所在地領主の家臣あり、家來人家來家中士私領士と稱し、平常夫々の一所在地に土着し、或は領主家の役職に就き、一所在地内の民政及び番勤に當る。諸事郷士に類し、殊に一門家家名方の家來は、手札にも一所名を記すのみで、主人の名を記さず、殆んど郷士と同格とし、其の内には附人もある。爾餘一所在地領主の家來に至つては、一段と下つた格で、手札に主人の名を記し、即ち、家内札の取扱とした様である。更らに、寄合寄合並以下の家來もあり、家來の外に下人と稱する者がある。凡そ陪臣にして名字帶刀等士の格なる者を家來とし、士の格に非ざるを下人とすると見られるが、家來下人の差別は稍、錯綜してゐる。天明七年九月三日の達には、從前陪臣の内侍を家來と稱し、小者中間體の者を下男、下人等と稱して差別したが、已來は差別なく、凡べて家來と稱し、其の内を分ける時は、侍者黨又は中間小者下人下男等、其の家々での稱を用ひる事とある。<sup>(註三六)</sup> また札改條目によれば、代々小番幼少にして番勤

侍者黨又は中間小者下男

被官

第一編 薩摩藩の體制

三四

なき内は、家來手札に下人と記し、番勤の時之を家來とし、名字を附けるとある。<sup>(三三七)</sup> 其の他被官と稱する事もあり、明暦三年七月十七日の光久袖判の掟に、士の被官は分限相應に抱へ置く事とあり、次いで十二月廿二日郡代役島津久頼新納久詮の發した廻文に、分限外の被官は凡べて百姓とすべしと定めてゐる。<sup>(三三八)</sup> 蓋し、此の被官には、家來下人を區別なく含むものと思はれる。札内又内者と稱する場合も同様である。次に、平士座附士郷士に限らず、他の士に隨從する事あり、此の場合には勝手方の免許を受けたと思はれ、士格の家來なる事もあり、永代又は年季の身賣りにして、士格に非ざる下人なる事もあつた様である。<sup>(三三九)</sup>

下人・下女  
永代買人の禁  
制と年季抱

百姓浦濱人野町人三町々人寺門前者の困窮者等を年季抱とする制もあり、即ち、之を下人下女としたのである。古くは、年貢未納者を下人とする事もあり、<sup>(三四〇)</sup> 永代買人も行はれた。併し、永代買人は幕府の禁制で、藩に於いても年季抱とする事とした。寛文二年十月廿八日付都城役人宛家老島津久通等の覺に、爾今は男女共に永代買人を禁じ、年季雇たるべく、違背者は賣手買手共科物申附け、但し従前の永代買者は買買すべしとあり、<sup>(三四一)</sup> 同十二年十月三日の達に、人賣定の口錢を取つて賣買する者あり、之は他領になき事、爾今禁制とし、年季召

年季雇銀

抱には相對の賃銀を約諾の上、上方の如く請人を置く事とある。<sup>(三四二)</sup> 併し、其の後、右に見る如き従前の永代買者の規定に該當するものか、永代者の賣買は行はれた様で、永代抱も行はれてゐる。<sup>(三四三)</sup> 更らに、右の寛文二年十月の覺では、各種年季について、雇銀を定めて居り、二十歳乃至四十歳の者、十年季男三百匁女二百匁、五年季男二百匁女百二十匁、三年季男七十匁共に男扶持年六斗女衣裳扶持家内並とし、十五ヶ月江戸雇男雇銀百二十匁、衣裳扶持家内並とし、右年齡以外の者には相對次第減額し、増銀を許さずといふ。次に、貞享三年十二月三日付、評定所の覺では、右の雇銀定額を改め、十五歳乃至五十歳の者、十年季男二百五十匁女百八十匁、五年季男百六十匁、三年季男百二十匁、一年季男六十匁、十五ヶ月江戸雇男百二十匁、扶持衣裳共に前と同じく、右年齡以外減額も同様と定めた。また夫等によれば、百姓及び岡町人が年季雇者に出る時は、作職に支障なき事支障あらば、其の事由を暖郡見廻庄屋の證文を以て、郡座或は惣郡座に申出で、其處で僉儀の上、年季を定めて免證文を出し、寺社家三町々人浦濱人について、夫々寺社所町座船手へ其の役々より同様證文を以て申出る例規であつた。更らに、年季雇者が年季内に病氣し、又は暇をあげた場合は、年季後も

第二章 身分制度

三五



抱者免許の法

其の日數だけ奉公するを要し、年季内に熟談の上暇をとつた場合は、定の雇銀割を以て差引し、雇者が勝手に暇をとつた場合は、本銀を返済し、年季内に脱落した場合は、口入人より不足月數に應じて雇銀を返済する事と定めてゐる。(註四四)

其の後、抱者の免許は勝手方より出した様で、享保十二年十月六日の勝手方證文に、浦濱人、百姓、野町者の年季奉公は證文を以て申渡し來るも、向後法様の書物を以て願出あり、支障なければ、申出に及ばず免許すべく、法様相違の時は差圖を得る事とあり、即ち、抱主より抱者の身分に應じて夫々郡方、船手等の役所へ願出で、其の役所より免許を受けたのである。願出に際し、年季或は月限を定め、雇銀は相對とし、諸外城本在所へ置かざる旨等を申出る事となつて居り、抱年季中抱主より他へ譲る時は、双方より願出た。抱主は城下士に限り郷士、寺社町人等には特別の事由ある場合、勝手方より免許する規定であつた。また、安永八年櫻島噴火の後、同島百姓の本村へ歸住し難き者を年季或は永代召抱へる事、諸士は勿論外城衆中まで免許し、人家來、百姓町濱寺門前者には日雇の筋を以て免許し、諸外城へ賃取稼せんとする者には希望の如く許すと達し、外城衆中にも特に抱者を許してゐる。(註四五)併し郷士の抱へた札内下人と稱す

る者も多かつた様で、一家に二、三名多きは十數人に及び、或は借錢返済が出来ずして、或は世帯を持つ資力を得る目的で抱へられ、膝育と稱し、幼少に引取られ、生育の後、下人、下女となる者もあり、貧窮農家は、大抵下人、下女を出し、主家との關係は代々定まつてゐたともいふ。(註四六)之と前記の年季抱者との異同は判明しないが、たゞ郷士は公役等を負擔して下人、下女を抱へたとも考へられる。

猶ほ、藩の買入人足と稱するものは、藩の年季抱者といふべく、厩春屋等に使用された。もと百姓より取り、寛政四年より町人浦濱者寺門前者にも割當てて取つた。(註四七)十年季十五貫文、五年季十貫文、三年季七貫文等、雇錢も定つてゐた。また罪科人の家内下人を藩に没收して使役する事もあつた。

百姓は領民の大多數を占め、在郷に於いて農耕に従ふ。諸郷に於いては通常門の組織があり、百姓は數戸毎に一門を組織した。従つて、各村は十數乃至數十の門に分れる。門には名頭名子があり、名頭は門内一家部の戸主で門を統率し、爾餘の戸主を名子とする。作職地は門高として門に對して配當され、作職貢租等も名頭を通じて門の連帶責任となるものである。(註四八)此の如く、連帶責任を負ふ農家の小組合たる點で、門は他領の五人組に似てゐるが、門は五人

百姓と門の組織

藩の買入人足

名頭

組よりも一層緊密な組織で、且つ薩藩に於ける五人組は、更らに一方限毎の數門より成る組織で、謂はゆる作與が之と一致すると思はれる。但し、場所により百姓作職地を屋敷割とする事あり、此の場合には、屋敷持を名頭とした。(注四) 名頭は通常世襲で、嫡子又は養子へ名頭を譲る時は、郡見廻庄屋證文を以て手札を改め、それ以外は郡方へ申出で、郡奉行證文を以て名頭を定める。名子の出入も郡奉行證文による。(注五) また大門を小門に割る等門の改編、或は新設もあり、之も郡奉行の指揮によつた様である。(注六)

人配・人移或は用夫配

百姓は所屬の門に定住し、郡奉行證文を以て、鹿兒島士年季抱者に出る等の外他地方に出るを許されなかつた。(注七) 併し、藩に於いては、屢々人配人移或は用夫配と稱し、人口稠密の地方より人口不足の他村他郷へ百姓を移住せしめた。之は萬治享保等内檢の際、其の他、必要によつて行ひ、また刑罰の一なる科移として行つた。萬治内檢に於いては、鬪取を以て領内全般に人配を行ひ、殊に菱刈眞幸、祁答院庄内表等人口不足の地方に百姓を移した。(注八) 其の後、彌清雄は、惣郡座を差引した際、人配及び科移の全權を持ち、人口不足の地方へ百姓を移すに努めたといふ。(注九) 享保内檢に當つては、享保七年九月廿一日、家老種子島久

人配の方法

基より、萬治内檢以來六十年を経て、地面親疎し、作人不足或は土地不足の所あり、ために藏入給地共、徵納滞り、領内困窮に及ばんとするといひ、土地平均に人配を行ひ、農人稼穡を達し、年貢の首尾能く調はしめんと達し、次いで十月、人配の方法を令達した。夫によれば、人配は萬治度の如く鬪取を以て行ひ、また外城衆中寺門前者人家來町濱者、百姓まで移住作職を望む者は、百姓以外は中宿の姿ともなして之を許し、士以下の者、百姓となるを望む者には、門屋敷の名頭をも申附ける事とした。更らに、移者に對しては、中途人馬取付の飯米、種子米、農具まで相應に給與し、殿役は二年間免除する事としてゐる。(注十) 享保八年八月十八日の證文によれば、時に二百八十一家部を移したとあり、大御支配次第帳によれば、同内檢中の移百姓は三百七十二家内、其の内外城移三百二十五家内、名移四十七家内といふ。

〔補説〕 移百姓に對する給與については、當時、更らに詳細に定められて居り、之は後年まで同様に行はれたと思はれる。即ち、用夫一人に付、六ヶ月分飯料赤米九斗(一斗五升)、及び斧(一挺)、代銀(三)、鎌(一挺)、代銀(九)、外に請取高に應ずる種子米、女及び用夫廻(三)、除く以下、一人に付、六ヶ月分飯料赤米四斗五升(七升五合)を給し、給與の家居は、居屋四敷三間三尺、釜屋四敷三間、馬屋三敷二間、雪隠方一間

第一編 薩摩藩の體制

四〇

と定め、人馬は所持道具にまで給し、其のため宿次の所へ郡座筆者一人を派すといふ。また、家内用夫の外、老人、幼少者等連れ越し難く申出る者は殘し置くを許した。殿役、免除は二年間、即ち、移住の月より二十四ヶ月間で、田地普請等の夫仕共に免除するのである。其の他、移百姓には、見合せを以て、其の所餘高を以て門を立て、或は明門に於いて、或は門割によつて、名頭を命じ、名頭を勤め難き體の者は名子とする事とした。科移の時は、相應の木屋掛所中より調へしめる等の外、給與はなかつた様である。(大御支配次第帳 元治元年萬留 歴代制度卷一、二上)

百姓の身分轉換

百姓が士を始め他の身分に轉ずる事は禁制であつたが、古くは百姓が身分を轉ずる事も稀ではなかつた様である。田賦集<sup>二</sup>卷に、慶長寛永頃、過分に百姓の減少を見たとし、夫について老人の説として、慶長以前は數年の亂世のため士は勞苦し、従つて、百姓よりは士となるを願はず、百姓は相應に多かつたが、其の後の泰平に際し、富裕の百姓は士となるを願ひ、或は地頭赦免を以て士となり、或は士の養子となつたと見え、世間が靜謐となる程、夫役を増し、殿役を遁れるため、領主に願つて永代人内町濱者寺門前者となつた者もあると説明してゐる。百姓減少に對する説明としての當否は別として、百姓の身分轉換の多かつた事實は推察し得るであらう。他方、百姓身分轉換の禁制は、屢達せられ、

郷士・家來等の百姓になることの規定

漸次勵行されるに至つたと考へられ、慶長十六年二月十一日付家老比志島國貞、樺山久高の掟では、士<sup>(御内)</sup>が百姓の子を養子とし、地頭が百姓の子を士に取立てる事を禁じて居り、明曆三年七月十七日付、光久袖判の掟には、百姓になるべき者が、或は寺社家の内に住み、或は又被官と號し、或は町人、濱村の者に紛れ住む者ありと、禁制取締を申附けて居り、同十月廿三日付郡代の廻文では、此等の者を改め出す事を達してゐる。<sup>(注五八)</sup>かくて、百姓の身分轉換に對する禁制は漸次嚴重となつたのである。併し、逆に郷士家來寺門前野町人居附旅人等から百姓になる事は、享保内檢當時の規定でも許されて居る。<sup>(注五九)</sup>寛政二年十二月二日の證文でも、野町人から百姓養子になる事は許してゐるが、百姓から野町人養子になる事は禁じてゐる。<sup>(注六〇)</sup>出家する事も、他の身分には規定があつて免許される事があつたが、百姓には免許されなかつた。<sup>(注六一)</sup>百姓には、凡べて苗字なく、平常山差と雖も、帶刀を禁じた。但し、人馬主取となつた場合、或は所用あつて他領に出る場合には、脇差を許した。<sup>(注六二)</sup>

町人と浦濱人

城下三町野町浦濱の住民は、町人或は浦濱人で、夫々主として商工業或は漁業に従事するものである。また、名頭を置き、町屋敷水手屋敷の持主を名頭と

する。三町々人には名頭まで苗字を許し、年寄、年行司十人、役乙名頭、横目等、夫長さを限定して脇差を許し、平町人には苗字なく、帯刀は鑿入脇差を禁じ、平常は一尺以内の合口を許すのみであつた。町へ中宿し、町人の職に従ふ士も平町人同様とした。境目野町の名頭、其の他野町、浦濱の部當年行司名頭、或は辨指には苗字を許される者もあつた。寺門前者は寺に附屬し、寺役に服する者であるが、商業等の職業に従つた様で、福昌寺役人等の外無苗字とした。(注六〇)

苗代川者は朝鮮の役で朝鮮より歸化し、伊集院苗代川村に定住した者の子孫である。初め慶長三年、彼等は串木野郷下名村に置かれ、次いで同八年、苗代川村に移されたのである。當時、二十二姓八十餘人(二十姓、また四十餘人ともいふ)であつたが、内二姓は後に琉球に遣され、二姓は早く亡びた。別に、鹿兒島高麗町に居住の朝鮮人あり、生業もなく、或は身賣りして分散に及ぶ處、光久は身代金を給して集め、寛文九年、其の二十五家なるを苗代川に移した。彼等は朝鮮の故俗を保つて、窯業、農耕に従ひ、身分は在郷百姓に類するも、多少優遇せられた。姓は一字姓とし、後に十七姓あり、名の上に姓を冠するを許すも、之は苗字とは認めなかつた。中に伊集院郷士格あり、嫡子まで其の格とした。但し、郷士格と雖

朝鮮より歸化の者

も、帯刀は許さず、百姓浦濱町の女の入嫁は許したが、通常出嫁は許さなかつた。次に、鹿屋笠野原、苗代川移者は、寶永元年、苗代川より三十戸、百六十餘人を分けて、鹿屋笠野原に移したもので、更らに慶應二年十一月、笠野原凡百八十家、九百五十人の内八十家、三百五十餘人を大始良萩原塚に移した。(注六一)

七島及び硫黄島、黒島、竹島の島民は、主として漁業に従ふものゝ如く、百姓浦人の別なしとされ、風習、服装等も諸郷と異なる處があつた。而して、七島の郡司を始め、横目浦役、名頭、三島の庄屋、横目浦役の島役は、代々或は一世苗字、更らに大小帯刀まで許される者あり、一般島民と身分上の差別があつた。また七島には、朝鮮の役で朝鮮より歸化し、郡司の下人とされた者の子孫もゐたといふ。(注六二)

道之島々民に對しては、内地風の服装、名前等を禁じてゐた。即ち、内地及び七島民に紛らはしき何十郎、何兵衛等の名前、月代刺髪を禁じ、島民が醫術、其の他の稽古、或は療養のため上國した場合にも、和装を禁ずる等の違が見られる。(注六三)

即ち、衣服、鬻形は琉球風とし、男子十四、五歳までは、何太郎、何次郎等の内地風の名を附けるが、元服の後、通常島風に改めて、萬葉假名を用ひ、女子は眉を剃らず、齒を染めず、手甲に黥するの俗あり、男子と同様、萬葉假名を用ひ、之に



可那を附け、古くは十種程に限られたといふ。可那は内地風のオに當り、之を男子の名に附ける時は、上品の者十二、三歳までに對する敬稱となる。苗字は郷士格に許したが、後年、之を一字姓に限り、音讀する事とした。即ち田畑氏の如きも龍氏に改めたのである。

大島等の家人  
制度

次に、大島を始め各島には家人の制度があつた。家人はケニンとも訓み、身賣人抱者、或は男女別に下人下女とも稱した。享保十三年十二月十五日の大島規模帳に、諸役人に限らず富裕なる者は借米仕拂分の方に百姓を召仕ふ事ありといひ、各島村法には、島民中貢租物品代糖等末進に及び、或は負債償却不能等の事故あり、其の身を賣らんとする者は五人組及び村吏に情實を告げ、在番所に開申して許可を得るといふ。此の如く、末進負債の結果、百姓が家人となるのである。其の他、債務者一家が皆身賣りして、猶ほ不足する場合、供入倒れと稱し、負債の保證人及び家族まで身賣りする事あり、負債なくして自ら身賣りする者もあり、犯罪人の妻子等が家人とされる事もあつた。次に、下女の生んだ子は主家の家人となり、即ち、生來の家人で、之を膝素立といつた。

身代糖

家人の身代に砂糖を以てするを身代糖といひ、各島村法によれば、年齢強弱

あがり

により差あり、大島では男女共大抵十年季砂糖千五百斤(石代米七)乃至二千斤(米石)、喜界島では五年季とし強壯の男女二千斤乃至二千四、五百斤、無年季は二千五、六百斤乃至三千斤、徳之島では五年或は十年季三千斤乃至四、五千斤、沖永良部島では米を以てし、十年季男女共九十石を通例とするといふ。併し、家人の身代は家人の勞働によつて償却されず、家人は身代の利息のために使役される譯である。従つて、年季に至るも、身代を完済せざれば、解放されず、また家人は年季中でも身代を償つて身請されるが、主家より之を拒む事があり、若くして身賣りした者は三十歳に至るまで身請出来なかつた。島民間にあがり或は差引(さび)なしと稱する一種の徳政が行はれ、借財を以て家人を買ひ、或は身代未拂の内に之に遭へば、家人を無償或は手附のみで買得する事になるが、家人はあがりによつて解放されなかつた。即ち、家人自身は既に債務者と見做されず、一個の財物であつたからである。更らに、主家は自由に家人を賣買し、分家嫁入等には分配し、或は持參せしめ、犯罪人關所の場合は家人も沒收されたのである。家人は一般百姓と同じく諸公役納物を賦課されたが、之は主家より辨じた。但し、主家が其の家人の公役を免除された事もある。主家は家人

に飯料衣服を給し、通常は屋敷内に住居せしめ、また特に家人の長屋を建てた事もあり、掘立小屋に獨立に住居せしめた事もある。家人の勞働は耕作を主とし、秣薪、蘇鐵採り等で、其の他、技術を有する者は建築造作、砂糖樽、蘆壘の製作、鹽炊き等、下女は米舂、炊事、機織等に使役し、膝素立七歳に達すれば、秣薪採りに使役したといふ。家人の多い家では、主取と稱し、家人の信用ある者、親戚の困窮者、身賣者、子弟の才能なき者等を家人の監督に任じた。猶ほ家人の夫婦者に作場を持たせ、主家より鍬鎌斧を渡し、請負はせる事も多かつた。

大島等では家人の数は相當に多かつた様で、時に全村家人となつた如き例もある。南島雜話四卷によれば、大島名瀬方佐念村朝戸村では、負債のため全村身賣りして他村に行き、諸作地ばかり残り、之は享保年間以來の事とあり、大和濱方毛陳村も同様の廢村といふ。次に維新前後に於ける大島諸村の家人所有者及び家人数を見るに、渡連方諸鈍村では、林前福は、他村に在る者を除き、八十乃至百人、或は百二十人の家人を有したといひ、其の他、林前祥志三十人、林前任積福禎各廿人、其の他を合せて全村少くとも二百人の家人があつたと見られ、當時諸鈍村の戸数は八、九十戸で、明治六年調査の全島平民人口戸数では一

家人の数

大島の古俗諸

戸平均四、七人弱であるから、八、九十戸の人口は三百七十六人乃至四百廿三人となり、家人が之に入るとすれば、全村人口の半数が家人であつた事になる。之は比率の大なるものとして、其の他の村について見るに、猶ほ三、四割、少くとも二割程は家人であつたと推算される。前記林前福の如き多くの家人を有する者は、諸村にあつた様であるが、大島の古い俗諺に「屋家業一番やかぎよな、ま東ひぎや前織衆、うりが二番ふたばんな、ま住佐應惣衆、大和濱三能安衆」とあり、即ち、渡連方わたつら諸鈍村の林前織（福の蓋し、林前）住用方市村の住佐應惣、大和濱方の太三能安を三豪家としたのである。諸鈍村林家の家人は、村内にある前記の外、他村の作場に置いた者を加へて三百人に及び、住佐應惣の家人は七、八十人、太三能安の家人は他村に在る者を除き、六十人であつたといふ。此の三家は何れも與人となつて居り、其の他、島役は何れも家人所有者と推察され、家人は重要な財産であると共に、權勢の一の基礎でもあつたと考へられる。（五六八）

流人は流島人で、先づ幕府の寄託に掛る公儀流人があり、古くは慶長十三年、京極忠高の臣沖長門守、金茶具紛失事件に座した家康の近侍落合道一を引取り、硫黄島へ配流し、翌年猪熊侍従事件の大炊御門頼國中御門宗信を同じく硫

流島人  
公儀流人

私遠流

慶賀と死苦

黄島に配流し、次いで、中御門宗信の親戚飛鳥井雅庸の依頼により、兩人を甕島に移した如き、著例とする。<sup>〔注六九〕</sup>其の後、幕府より屢、罪科人の流島を委託され、即ち、大坂に於いて大坂町奉行の差圖によつて之を受取り、領内及び琉球の諸島へ配流した。<sup>〔注七〇〕</sup>享和以後の例規では、町奉行より大坂留守居へ達があつて流島人の迎船を出し、船中圍等も委任せられ、飯米諸雜用も藩に於いて支辨し、藩吏が宰領として護送に當つた。<sup>〔注七一〕</sup>次に、藩の處分により配流された流人があり、また主人・支配頭五人組の申出により配流せしめる事あり、之を私遠流といひ、天明四年十一月、相願遠島・依願遠島・遠島奉願と稱する事とした。<sup>〔注七二〕</sup>

慶賀死苦なるものあり、天明四年九月、死苦は穢多と改稱した。其の百姓と縁組する時は、双方に科銀一枚を課する等の定があり、居住地も別になつてゐた様である。凡そ領内に慶賀居住の所四十三、其の村五十、穢多居住の所五十四を數へる。<sup>〔注七四〕</sup>共に賤視されてゐたが、特に由緒を有し、或は古く城主が悪病に罹つて隠れてより起ると傳へ、村主は手札面に代々其の城主苗字の稱號を許されたといふ者もあつた。<sup>〔注七五〕</sup>

〔注一〕 歴代制度卷六下

〔注二〕 慶府御廻文拔書卷二 歴代制度卷三九上

薩摩例規雜集卷三

〔注三〕 舊記雜錄後編卷八三・八六 島津國史卷二四・二五

〔注四〕 島津國史卷二三 垂水郷土誌

〔注五〕 島津國史卷三〇 歴代制度卷三九上 薩藩例規雜集卷三 通昭錄卷三 三州御治世要覽附錄年代記

〔注六〕 島津國史卷三〇 舊記雜錄追錄卷九〇・一〇三・一〇四 歴代制度卷六下 薩藩例規雜集卷三 三州御治世要覽附錄年代記

〔注七〕 歴代制度卷三九上 薩藩例規雜集卷三 慶府御廻文拔書卷二 薩陽落穂集卷上 島津國史卷二九・三〇

〔注八〕 舊記雜錄追錄卷一三九 歴代制度卷三九上・五一元 同卷六八(袖崎本)

〔注九〕 歴代制度卷三九上 薩藩例規雜集卷三 慶府御廻文拔書卷二 薩陽落穂集卷上 島津國史卷二九

〔注一〇〕 歴代制度卷三九上 同卷六六(袖崎本) 島

第二章 身分制

津國史卷二九

〔注一一〕 歴代制度卷三九上 舊記雜錄追錄卷一・八六

〔注一二〕 歴代制度卷三九上 同卷六七(袖崎本) 舊記雜錄追錄卷一三六・一三九 島津國史卷三〇

〔注一三〕 歴代制度卷三九上・五二利 薩藩政要錄卷四

〔注一四〕 歴代制度卷三九上・五一元

〔注一五〕 歴代制度卷六下・三九上 薩藩例規雜集卷二〇

〔注一六〕 舊記雜錄後編卷八六 歴代制度卷六下 薩藩例規雜集卷二〇 島津國史卷二五

〔注一七〕 歴代制度卷三九上 同卷七一(袖崎本)

〔注一八〕 歴代制度卷三九上・五一元・五二頁 同卷六七(袖崎本)

〔注一九〕 歴代制度卷三九上・五一元 同卷六七(袖崎本)

〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷九九 官職秘考卷上 歴代制度卷二・五一元・五一頁 見聞記卷二八 薩藩政

第一編 薩摩藩の體制

要錄卷四 島津國史卷二六

〔注二一〕 慶府御廻文拔書卷一

〔注二二〕 薩藩史談集

〔注二三〕 舊記雜錄後編卷九九 官職秘考卷上 歴代

制度卷五二亭・五二頁 薩藩政要錄卷四 重豪公年譜

稿

〔注二四〕 歴代制度卷三九上 薩藩例規雜集卷三

〔注二五〕 舊記雜錄後編卷九九 官職秘考卷上

〔注二六〕 舊記雜錄後編卷一〇一

〔注二七〕 舊記雜錄追録卷五・三七 歴代制度卷一・

三・四七下

〔注二八〕 舊記雜錄追録卷三七・一一〇・一一一・一

四七 歴代制度卷一 見聞記卷二八 鹿兒島教育會

編薩藩士風沿革

〔注二九〕 元治元年萬留

〔注三〇〕 兩院古雜微卷二

〔注三一〕 舊記雜錄後編卷八四・八五・追録卷二・一

六四 歴代制度卷二・無卷第三 見聞記卷二八 慶

府御廻文拔書卷一 薩藩例規雜集卷一六 島津國史

五〇

卷二五 西藩田租考卷下

〔注三二・三三〕 歴代制度卷四八

〔注三四〕 明治二年薩藩布達類

〔注三五〕 歴代制度卷一二下 同六八(袖崎本)

〔注三六〕 歴代制度卷三九上

〔注三七〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一

〔注三八〕 舊記雜錄追録卷七 歴代制度卷二 薩隅日

田賦雜微寫 鹿兒島藩租額事件

〔注三九〕 歴代制度卷三九上 薩藩例規雜集卷三

〔注四〇〕 舊記雜錄追録卷八五

〔注四一〕 慶府御廻文拔書卷一

〔注四二〕 黒岡忠雄氏所藏記録

〔注四三〕 歴代制度卷一二下

〔注四四〕 慶府御廻文拔書卷一

〔注四五〕 歴代制度卷一二下 舊記雜錄追録卷一二四

〔注四六〕 川村洋氏稿薩藩に於ける郷土制度の一研究

(二)〔南國史叢第二輯〕

〔注四七〕 歴代制度卷一二下

〔注四八〕 歴代制度卷三九下

〔注四九〕 大御支配次第帳

〔注五〇〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一

〔注五一〕 大御支配次第帳

〔注五二〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一

〔注五三〕 薩隅日田賦雜微寫 地考升田抄寫 田租雜

記 租税問答 鹿兒島藩租額事件

〔注五四〕 翻義丹波清雄勸農略記 諸農業辨録

〔注五五〕 大御支配次第帳

〔注五六〕 歴代制度卷一二上

〔注五七〕 舊記雜錄後編卷六六 薩隅日田賦雜寫

〔注五八〕 舊記雜錄追録卷七 歴代制度卷二 薩隅日

田賦雜微寫 鹿兒島藩租額事件

〔注五九〕 大御支配次第帳

〔注六〇〕 續舊記集 要用辯覽

〔注六一〕 歴代制度卷四七下 黒田忠雄氏所藏記録

〔注六二〕 歴代制度卷三九下・四六八 薩隅日田賦雜

微寫

〔注六三〕 歴代制度卷一二下・三九下・四六八 薩藩

例規雜集卷二・一九

第二章 身分制度

五一

〔注六四〕 三國名勝園會卷一三 地理纂考卷四・二三

鹿兒島名勝考卷二 仰望節録卷上 薩藩先賢遺徳卷

中 府縣陶器沿革陶工傳統誌 歴代制度卷三九下・

四五 薩藩例規雜集卷二一 歴代制度卷二九

〔注六五〕 歴代制度卷三九下 三國名勝園會卷二八

〔注六六〕 歴代制度卷一四八

〔注六七〕 南島雜話卷四 徳之島誌 喜界島誌

〔注六八〕 金久好氏稿奄美大島に於ける「家人」の研究

(經友第二二號) 大島規模帳 大島代官記 各島村

法(南島雜集卷五) 前録帳 田畑佐文仁事蹟調書

坂口徳太郎氏著奄美大島史

〔注六九〕 島津國史卷二三

〔注七〇〕 舊記雜錄追録卷一二・一三・一七・二三・

二五・三〇・三三

〔注七一〕 大阪市史卷二

〔注七二〕 歴代制度卷六八(袖崎本) 種脇村史

〔注七三〕 歴代制度卷三九下 同卷六七(袖崎本)

〔注七四〕 元治元年萬留

〔注七五〕 尙久主一流歴代之譜并采邑宮城記

### 第三章 檢地及び内高

石高

秀吉の檢地

薩藩の内檢

文祿檢地の不平均  
一作配當

領知高判物或は知行目録に於いても重要な記載事項であつた石高は、本来の意味では、土地の産米額である。たゞ種々の點から、石高は土地の實際産米額其の儘と云ふを得ないが、生産力或は貢租負擔力に可及的に相當する土地の格式を表示するものである。石高は檢地、即ち、土地の丈量及び收穫量の調査を経て決定する。元來、石高の稱は、豊臣秀吉が全國的に行つた天正文祿の檢地より普及し、薩隅日に於いても、秀吉の手による文祿三、四年の檢地より行はれたのである。<sup>(註一)</sup> 徳川幕府の手による薩藩領内の檢地は行はれなかつたが、藩は慶長寛永萬治享保の四度に互り、領内惣檢地を行ひ、其の他、屢、一部の檢地を行つた。此等の檢地は、幕府の手による檢地に對し、内檢と稱する。

慶長内檢に先立ち、文祿檢地高の不平均による知行及び貢租上の不都合は、當初よりの事といはれ、既に慶長初年、知行の一作配當を行ひ、即ち、知行配當の翌年でも、貢租の多少によつて配當替を行つたといふ。<sup>(註二)</sup> 其の後、慶長十三年二月三日付、阿久根寺家中宛、家老鳥津忠長、比志島國貞の達に、兩度御檢地之刻云

慶長十六年の  
總内檢

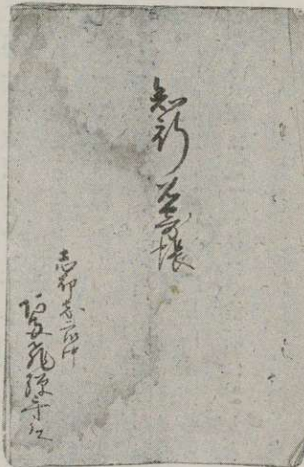
竿大將以下の  
檢地衆

云とあり、文祿檢地後にも、一部には檢地を行つた様であるが、<sup>(註三)</sup> 慶長十六年に至り、總内檢を行ふ事となつた。同年十月廿三日、家老町田久幸等より御檢地置目之條々を發し、即ち、三十餘條に互り、喧嘩口論或は狼藉偏頗私曲停止等檢地衆勤務上の規定、檢地の方法、檢地除外地、檢地衆一手の組織等に關して令達した。次いで、檢地を始め、野村昌綱、野間政貞、長谷場純常等が其の事を監し、奉行或は竿大將以下の檢地衆が各所の檢地を行つた。御檢地置目之條々では、竿大將は其の所の地頭とし、之に筆者算用、蒔見、竿執各二人、夫に竿大將の從者四人及び筆者算用、蒔見各一人に一人の從者を附すと定め、主從都合十九人を一手の檢地衆としてゐる。此の内筆者算用は、城下から派遣したと見られ、蒔見、竿執は其の所の輕士から出し、外に百姓から竿持、硯持を出した。猶ほ、<sup>(註四)</sup> 田賦集二によれば、大身の士、諸地頭が竿奉行となつたといひ、享保七年十月十三日、郡奉行の御檢地之次第には、慶長内檢の竿頭十四人、附役百六十八人とある。慶長十九年、檢地は完了し、其の結果により、大支配、即ち、知行配當を行つた。<sup>(註五)</sup>

田賦集二には、慶長内檢より元和に至るまで再檢ありと見えると記して居り、元和二年八月廿六日付、家老町田久幸等の覺に、川成の場所、竿入等檢地に關

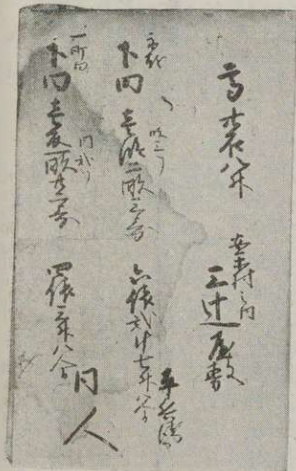
元和二年の檢地

寛永六年の知行物成書出し



(巻首)

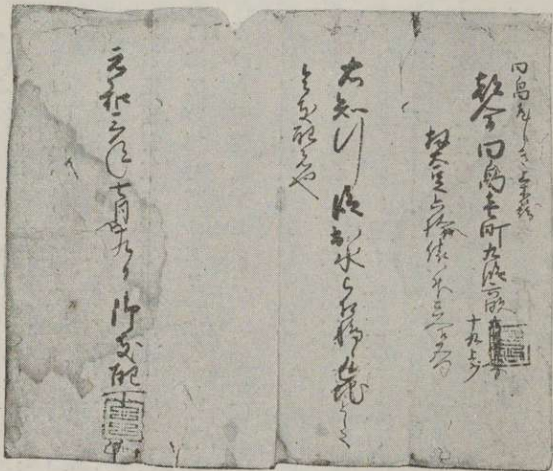
第一圖 知行名寄帳 (阿多鶴翁氏所藏)



(巻末)

元和三年七月十九日 御支配所

第二圖 知行名寄帳 (きよつ)



寛永九年の内

竿頭

所衆地頭所替あるべき事竿頭正法を守るべく、檢地衆偏頗あるまじき事、不正の檢地あらば、地頭衆中又は近所の者より申出るべく、不審の時は再檢せしめ、

する規定が存し、慶長内檢後も、恐らく一部の檢地を行つた様である。しかも、寛永年間に至り、石高の不均等は甚だしく、夫に對する便法として、諸士書出を以て知行高物成の並を行つた。即ち寛永六年十一月廿一日の覺に、諸士より知行の物成を書出させ、石別出銀等の賦課につき、三斗五升代の上の者には増銀申附け、其の下の者には一石役とする。同九年四月廿二日の覺には、知行物成書出により三斗五升代以上に對する増銀は右の如く、知行惣並の後は平等とする。即ち、

總内檢及び知行配當の後には、右の如き書出及び増銀を要せざる事とした。當時總内檢の實施を決したものと思はれる。

次いで、總内檢の着手に當り、寛永九年十一月二日には、島津久慶、同久通、同久賀を惣奉行とし、山田有榮、仁禮景親、町田久則を談合に加へ、時々鹿兒島より檢地の場所へ使を派して見聞せしめる事と達した。同月十八日、家久は袖判の覺を以て、見廻として高崎能乘、伊東祐昌等を遣す事、檢地の上、一

檢地の上、支配替につき土地善惡の沙汰申出るを禁ずる事等を達し、十二月九日には、家老島津久元等より十五條の法度及び二十條の覺を發し、檢地の方法を示した。(註一〇) 田賦集二卷によれば、當時の竿頭は後の郡奉行程の身分の者で、之に外城の蒔見が屬したといふ。翌十年、檢地を完了し、更らに翌十一年、大支配を行ひ、之は三原重饒が統べ、新納久詮、頼娃久政が小割奉行となつて當つた。(註一二)

其の後、慶安五年、船手竿なる諸浦水手屋敷鹽濱の檢地等があり、夫と共に、寛永内檢高の判物高に不足するを補ふため、萬治内檢に至るまで、郡奉行東郷重方等の諸所檢地があつた。(註一三) 萬治内檢は、明暦三年に始まり、同年七月、郡代を命ぜられた島津久頼、新納久詮が之を統べた。田賦集二卷によれば、地頭所では、暖が竿頭となり、蒔見も其の所より出し、私領では、竿頭蒔見共に別の所より出たといふ。此の時は、更らに郡奉行が再檢して畝俵を決定した。即ち、郡奉行の内、東郷重方、菱刈重敦、汾陽光東等が其の事を預り、猶ほ喜入久守、相良長清、平田宗則等が巡廻した。かくて萬治二年、檢地を完了し、次いで、知行配當を行つた。(註一四)

其の後、元祿寶永頃再び地方の不均を來し、總内檢の必要を生じたが、未だ之を行はず、一年に一、二外城程、漸次に檢地門割を行ひ、享保七年に至り、總内檢を

小割奉行

慶安五年の船手竿

萬治内檢

享保七年の總内檢

行ふ事となつた。即ち、九月、家老種子島久基、大目附菱刈重之勘定奉行堀興昌、用人鎌田政直、向谷山忠昶を以て、城中に一局を建て、別に大支配方郡奉行座を置き、總内檢門割、人移大支配を行ふ旨を發令した。十月、鹿兒島武村に於いて、郡奉行定蒔見蒔見竿取等が集まり、種子島久基以下臨場して、檢丈の法を試み、夫より郡奉行等を各外城に遣して、檢地に着手したのである。(註一五)

古例郡奉行  
巡見郡奉行

古例再見郡奉行

享保七年十月の達によれば、古例郡奉行八人、外に郡奉行四人は、同月より之を派し、翌年正月より、巡見郡奉行兩三人、屋敷竿郡奉行二人(二手にして勘定、新開竿并持留、改竿郡奉行三人、手)を派し、また古例を了つた所へ、同正月或は來冬より、古例再見郡奉行兩三人を派し、跡番郡奉行四人を大支配方とするといふ。古例とは古田畠の段畝、俵盛を改める事と思はれる。是より先き、同七年九月廿一日の達には、同年冬より郡奉行が手分けして古例竿し、其の跡を郡奉行が再見し、翌八年及び九年の秋、毛古例を行ふとある。初め、古例郡奉行は四人づつ、四手とし、田方は十分の一、畠方は二十分の一を改める事とし、後半に至つて、各一人五手の郡奉行が田方は二十分の一、畠方は四十分の一を改め、再見も古例郡奉行が當る事とし、郡奉行改の外は、夫に倣つて、暖が竿頭となつて改め、其

の再見を受けたのである。而して、萬治内檢に田島共に直竿を行つたのと異り、田方は通常直竿を行はず、俵汰のみとし、島方は所の直竿を行ひ損地、延畝のある田方には、古例の際内竿後に再見を行ひ、年近く直竿あつて增高もなき場所は、田島共に俵汰又は書改のみとしたといふ。郡奉行一手の人数は、享保七年の御檢地之次第によれば、筆者四人、蒔見役二人、竿取役二人、其の所より、暖一人、郡見廻一人、庄屋一人、功才一人、門割の時は、蒔見、竿取を除くとあり、薩藩例規雜集卷二には、郡奉行一手は、奉行一人、郡座筆者一人、外城筆算二人、蒔見二人、竿取二人、所により、筆者筆算一兩人も増し、所檢地一手は、竿頭暖一人、筆算三人、蒔見二人、竿取二人、郡見廻一人、庄屋一人、功才二人とある。注二かくて、同十一年三月、丈量を了り、また同十年八月、座を建て、知行配當に着手し、同十二年九月に至り、之も了つた。但し、此の度の知行配當は、高の出入を整理するに留まつた。注七享保内檢以後、領内總内檢は行はれず、たゞ新開損地等の個々の場合の檢地の外に、屢、一部地方の檢地を行ひ、給地高及び門割の整理を行つたのである。次に、道之島の檢地について一言すれば、琉球役後の慶長十五六年にも檢地を行つた譯であるが、元和七年、鮫島孝左衛門が竿奉行として渡航し、大島喜界

享保以後總内檢なし

道之島の檢地

元和十年竿

檢地と之に附隨する仕事

丈量の竿

蒔見

島を檢地し、之を元和十年竿といふ。寛永内檢に於ける道之島の檢地については詳らかでないが、同十二年、琉球に對し、道之島高三萬二千八百二十八石の書を遣して居る。萬治享保兩度内檢には、檢地吏の一手を渡して檢地を行つた。注二猶ほ、琉球の檢地については、便宜第四編に説明する事とする。

凡そ内檢の際は、地積の丈量、田島及び上木鹽濱の石盛の外に、門屋敷人數、牛馬等も調査し、之を名寄帳に記し、檢地の結果として、知行配當及び門割を行ひ、また寛永内檢以前は不明であるが、萬治内檢以後では、廣範圍の人の移を行つた。地積丈量の竿は、文祿檢地では六尺三寸を一間としたが、慶長内檢以後六尺五寸を一間とした。また三百歩を一段としたのは、文祿檢地以來である。即ち、地積は間竿で丈量して、町段畝歩に表はすが、夫に蒔見注一、播種量を査定して補正を加へ、之を蒔見といふ。蒔見は慶長内檢より行はれたために、同内檢に於いて文祿檢地の畝歩より甚だしく減少したといふ。注二寛永内檢では、一段の蒔見は田方一斗二升、島方一斗四升と定めてゐる。注三慶長内檢にもかゝる標準が存したか否か不明であるが、同内檢後の知行目録名寄帳等には、段畝と蒔を併記したものがあり、今慶長十八年乃至元和二年の此の種文書を通覧するに、



蒔

一段に付蒔田方糶七升八合強乃至九升強、畠方大豆七升七合弱乃至一斗一升弱、屋敷大豆一斗となつてゐる。但し、地品の上下による差等はない様である。〔註二〕

〔補説〕地積を蒔で表はす法は、薩摩領内の舊慣と思はれ、慶長頃の知行目録等には専ら蒔で地積を示したものがあつた。また後年、民間に地積を稱するに何升蒔とする風があり、大抵田方一畝を一升蒔或は一升二合蒔、畠方一畝を一升二合蒔或は一升四合蒔としたといふ。之はもと麥を以て究めたので、田方は蒔を立て、畠方は蒔を立てず、直蒔する故に、かく差等を存するともいふ。猶ほ民間には束なる地積單位の稱呼があり、麥七合蒔を一束としたといひ、廿一步一束もあり、また所により相違し、阿久根では三十歩、踊では四十歩、眞幸では五十歩を夫々一束としたといふ。〔舊記雜錄後編卷六〇 歴代制度無卷第二 薩摩例規雜集卷二 租税問答〕

猶ほ蒔は慶長内檢より萬治内檢までは打込に檢丈したといひ、たゞ蒔見により加減したと思はれる。〔註三〕享保内檢では享保七年の御檢地之次第に、田方は蒔を除き、畠方は蒔なきを以て其の沙汰なしとあり、檢丈の際は之に従つたのであらう。何れの場合にも、溝道埴敷等は除外した。

次に、田畠の石盛については、其の糶大豆の産出量を査定し、之を付糶付大豆といふ。但し、其の際謂はゆる付落し〔補説〕を附し、實際の産出量より輕目とするを常とした。付落しの程度は土地の情態により差があり、即ち蒔付を除いた上、

田畠の石盛

付落し

貢米津下しの距離五里以内を近所十里以内を中途十里以上を遠方として、夫差等を附け、其の他作人夫仕の多少、畠方大山野の多少、耕作外稼職の有無、水旱獸害〔実當〕（馬食）の有無、村の盛衰等をも斟酌したと思はれる。〔註三〕

〔補説〕田賦集卷二には、慶長内檢以來の付落しについて、田の産出米が残らず三ヶ二上納となつては百姓疲弊に及ばんと考へた故であらうといひ、慶長内檢では三斗五升代、寛永内檢では三斗二升代に當る様付糶したと見えると云つてゐる。後に見る様に、萬治以後の高掛納米は定代正租・口米・賦米・役米・代米を合せて三斗九升八合となり、更らに三合米及び起拵による加重があり、田高一石の次に記す如き付糶九斗六升其の儘が産米量とすれば、米にして四斗八升で、作人の手に残される餘地は殆んど存せず、付落しによつて幾分緩和されたと思はれる。

上田一段に對する付糶の標準は、三斗五升一俵として、慶長内檢では十二、三俵、寛永内檢では十俵内外、萬治内檢では十俵乃至八、九俵、上畠一段に對する付糶の標準は、毎回同じく二俵一、二斗乃至二俵とし、下位の田畠は之より遞減したのである。猶ほ享保七年十月十三日郡奉行の御檢地之次第によれば、田畠一步の豊年の出來糶粟より二割程引き、上田は出來糶より、近所納六作得四、中途納五、五作得四、五、遠方半納となる様付糶し、上畠は出來粟より、近所納三五、

付糶の標準

出来糶及び場  
所による付糶  
の例

中途三四遠方三三となる様付大豆し、中田下田下々田及び中島下島下々島山  
島は之に準ずるとある。<sup>(注三四)</sup> また田賦集<sup>二</sup>租税問答等によれば、出来糶の多少及  
び場所の遠中近による付糶の例は左の如くである。

	一畝出 <sup>三</sup> 生糶 查定 <sup>三</sup> 斗六升	三斗一升上	二斗六升上	二斗二升上	二斗一升上	一斗七升上	一斗六升上
近所付糶	八掛 <sup>斗</sup> 三斗六升	七斗五掛 <sup>斗</sup> 三斗三升	七掛 <sup>斗</sup> 三斗	六斗六掛 <sup>斗</sup> 一斗	六斗五掛 <sup>斗</sup> 一斗	六斗一掛 <sup>斗</sup> 一斗	六斗
中途付糶	七斗五掛 <sup>斗</sup> 二斗七升	七掛 <sup>斗</sup> 二斗七升	六斗五掛 <sup>斗</sup> 一斗六升	六斗一掛 <sup>斗</sup> 一斗	六斗一掛 <sup>斗</sup> 一斗	五斗六掛 <sup>斗</sup> 一斗	五斗五掛 <sup>斗</sup> 一斗
遠方付糶	七掛 <sup>斗</sup> 二斗	六斗五掛 <sup>斗</sup> 二斗	六掛 <sup>斗</sup> 一斗	五斗六掛 <sup>斗</sup> 一斗	五斗五掛 <sup>斗</sup> 一斗	五斗一掛 <sup>斗</sup> 一斗	五掛 <sup>斗</sup> 一斗

付糶付大豆か  
らの石高算出  
上木高・鹽漬  
高の石盛  
上木高

付糶付大豆から石高を算出するが、慶長内檢では、付糶付大豆一石五升即ち、  
三俵を高一石とし、寛永内檢以後は、付糶付大豆九斗六升を高一石とした。但  
し、琉球道之島では、前後を通じて付糶付大豆一石五升を高一石とした。<sup>(注三五)</sup>  
田島の石盛は右の如き方法で算出されるが、上木高鹽漬高等の石盛には別  
に規定が存する。上木高は、文祿檢地慶長内檢以來引續き存し、即ち、上木上草  
なる貢租を賦課される草木の立木數作付地積或は收穫につき、一定の付糶石  
盛を行つたのである。<sup>(注三六)</sup> 慶長及び寛永内檢に於ける上木上草の種類及び付糶

茶と亭  
桑と漆

柿  
竹

棕櫚

の規定に就いては、一括して記したものがないが、慶長内檢後なる同十九年乃  
至元和三年の知行名寄帳屋敷名寄帳等を綜合すれば、桑漆各一本の付糶一升、  
茶一斤<sup>二百五</sup>の付糶二升五合、亭作地一步の付糶一升である。<sup>(注三七)</sup> また兩院古雜  
徵<sup>三</sup>所收の元和六年三月廿九日の知行名寄目録に、桑二本糶五升四合、漆二本  
糶一升四合、櫛糶七合となつて居り、他の多くと相違する。更らに、寛永内檢後  
の名寄目録に、茶一斤の付糶三升五合、柿一本の付糶一升とするものがある。<sup>(注三八)</sup>  
竹については、恐らく束數を調べたのみと思はれる。<sup>(注三九)</sup> 萬治内檢に於ける規定  
は、租税問答によれば、桑漆柿及び夫々の苗楮茶等何れも次の享保内檢の場合  
と同じく、たゞ棕櫚については、同書に、本數ついで付糶するとあり、付糶の量は  
不明であるが、萬治二年十二月七日付阿多源左衛門宛、知行名寄目録では、棕櫚  
一本の付糶五合となつてゐる。更らに、租税問答によれば、榲桲金柑九年母梅、  
桃梨枇杷は、貢納はあるが、付糶はなく、竹も本數束數を記すのみで、付糶せざる  
規定であつた。享保内檢に於いては、上木高の規定は、全般に明示されて居り、  
即ち、先規として、柿桑櫛各一本付糶一升、櫛苗桑苗各一本付糶三合三勺三才  
(三合三勺五、唐芋地一步付糶一升、茶一斤付糶三升五合、楮一釜(長一尺八寸、釜渡  
才ともあり)唐芋地一步付糶一升、茶一斤付糶三升五合、楮一釜(長一尺八寸、釜渡

第一編 薩摩藩の體制

鹽濱高

十部)付粉七升、或は楮一束(長さ一尺八寸、廻り二尺、付粉一升となつてゐる。之を石盛するのは、田島高と同様で高一石付粉九斗六升として、柿桑等付粉一升は高一升四勺一乃至二才となる。享保内檢には、棕櫚の付粉はなく、其の他付粉なき上木の種類も前回と同じと思はれる。

内高

鹽濱高は其の納米高から逆算して石高を出す。即ち、鹽濱に上、中、下、下々の等級があり、一畝の納米は夫々八升六斗四升二升であるから、夫を萬治二年制定の定代三斗五升で除し、夫々高二斗二升八合五勺七才一斗七升三合四勺三才一斗一升四合二勺九才五升七合一勺四才とする。

判物高と内高との別

文談以降各年

領内總内檢及び一部内檢の結果、藩領の石高は改算され、之を判物高に對して内高といふ。判物高は、寛永以降、琉球高を加へた外に修正されず、従つて判物高は次第に土地の實情と遊離したが、之に對して内高は一應其の時々の實情に相應するものであつた。即ち、判物高は將軍の認めた薩藩領或は藩主島津氏の格式の一たるに過ぎなくなり、實際藩政上には殆んど意義を失つたといふべきで、内高は、知行貢租關係を始め、藩政全藩に互り、重要な基準とされたのである。次に、各年代の内高の國別及び總計を示せば左の如くである。

代の内高

文談檢地(田水郡を含む)	薩摩	大隅	日向	三州合計	道之島	琉球	道之島・琉球合計	總計
琉球慶長十五・六年竿	三六、九〇	二〇、三三	二〇、三三	六九、〇六	〇	六九、〇六	二二、八〇	七三、一七
慶長内檢	三六、九〇	二〇、三三	二〇、三三	六九、〇六	〇	六九、〇六	二二、八〇	七三、一七
元和十年道之島竿	〇	〇	〇	〇	三、八六	〇	三、八六	六九、八六
寛永五年琉球減高	〇	〇	〇	〇	〇	九、六三	九、六三	六九、八六
寛永十一年	三六、九〇	一九、九三	一九、三三	五五、一六	〇	〇	五五、一六	六一、一三
内檢以後仕明地支配	七、六	三、〇	七	一、二八	〇	〇	一、二八	六一、一三
同 荒地支配分	三、九	三、八	四	一、一	〇	〇	一、一	六一、一三
寛永内檢及び慶安船手竿	二五、二六	一五、七〇	二五、六	五五、六二	〇	〇	五五、六二	六一、一三
萬治内檢	二〇、三三	二〇、三三	二〇、三三	六〇、九九	〇	〇	六〇、九九	七三、一七
寛文七年六月	二五、二六	二四、三三	二四、〇	六〇、九九	〇	〇	六〇、九九	七三、一七
延寶四年	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六
享保内檢	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六
元文元年	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六
天明三年	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六
文政九年	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六
弘化四年秋乃至嘉永二年秋	三、八、二五	三、八、二五	一、七、六	七、〇、〇	〇	〇	七、〇、〇	六七、〇六

第一編 薩摩藩の體制

右の表中には、諸書の數字に相違する事あるものは便宜其一を採る。

- 〔注一〕 舊記雜錄追録卷七一 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二〇
- 〔注二〕 租税問答 田賦集卷二
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷六二
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷六六・追録卷五九 薩隅日田賦雜微寫 租税問答 西藩田租考卷下 島津國史卷二三 田賦集卷二 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷七二 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注六〕 舊記雜錄後編卷八〇
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷八四 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷八五
- 〔注九〕 舊記雜錄後編卷八五 新納文書
- 〔注一〇〕 薩隅日田賦雜微寫 舊記雜錄後編卷八五
- 〔注一一〕 田賦集卷二 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二 西藩田租考卷下
- 〔注一二〕 租税問答 西藩田租考卷下 鹿兒島藩租額事件 島津國史卷二六
- 〔注一三〕 舊記雜錄追録卷七 鹿兒島藩租額事件 島津國史卷二六 田賦集卷二 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二 西藩田租考卷下 租税問答
- 〔注一四〕 租税問答 鹿兒島藩租額事件 地考升田抄寫 田租雜記 諸農業輯錄
- 〔注一五〕 大御支配次第帳 西藩田租考卷下 薩藩例規雜集卷二三
- 〔注一六〕 大御支配次第帳 薩藩例規雜集卷二三 舊記雜錄追録卷五九
- 〔注一七〕 島津國史卷三〇 租税問答 大御支配次第帳
- 〔注一八〕 租税問答 大島代官記 喜界島代官記 大御支配次第帳
- 〔注一九〕 田賦集卷一・二 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二 要用辨覽 續舊記集
- 〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷八五 薩隅日田賦雜微寫

- 〔注二一〕 兩院古雜微卷三 舊記雜錄後編卷七一
- 〔注二二〕 舊記雜錄後編卷六六・追録卷五九 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注二三〕 田賦集卷二 大御支配次第帳 要用辨覽 續舊記集 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二 舊記雜錄追録卷五九
- 〔注二四〕 田賦集卷二
- 〔注二五〕 田賦集卷二 大御支配次第帳 要用辨覽 續舊記集 薩藩政要録卷一 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷六六 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注二七〕 兩院古雜微卷三 志布志衆中阿多飛彈守知行名寄帳（元和三年七月十九日）
- 〔注二八〕 末吉諏方村木之下門名寄目錄（寛永十一年十月廿一日）
- 〔注二九〕 薩隅日田賦雜微寫
- 〔注三〇〕 大御支配次第帳 要用辨覽 續舊記集 租税問答
- 〔注三一〕 歴代制度卷六上 要用辨覽 續舊記集
- 〔注三二〕 田賦集 大御支配次第帳 租税問答 薩隅日田賦雜微寫 鹿兒島藩租額事件 舊記雜錄後編卷九六 歴代制度無卷第一 天明年間薩摩石高 御高頭並諸上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉永二年秋） 琉球一件帳

第三章 檢地及び内高

### 第四章 藏入高及び給地高

領内總石高は藏入高給地高に大別される。藏入高は其の貢租が藩庫に入る高の意で、即ち藩直轄の高とし、給地高は藩士が知行として給せられた高で、藩士各人に屬する。屋敷高等は此の外であるが、此等は小部分に過ぎない。

各年代の藏入高を見るに、先づ寛永十六年の御分國中惣高并衆中乗馬宛帳によれば、當時の藏入高は十九萬五千六百七十一石で、内薩隅日十六萬九百十二石、屋久島千三百七十四石、硫黃島竹島黒島五十八石、道之島三萬二千八百二十九石であつた。<sup>(注七)</sup> 次いで慶安元年二月十九日の軍役賦に關する覺には、十五萬八千九百四十四石、二千九百七十一石の二口の藏入高外に御私藏入高四千四百二十五石、道之島藏入高三萬二千八百二十八石とあり、此の計十九萬九千百七十石である。<sup>(注八)</sup> 即ち、光久代の前半に於いては、藏入高合計は大體二十萬石であつた。夫より明暦萬治以降、郡座方新田開發等の結果、藏入高は著しく増加し、享保内檢の際には、左の如く、各種目別の數字が見られ、其の合計凡三十三萬四千石である。<sup>(注九)</sup> (各種目の主要なるものについて、其の(意義沿革等後に説明する如くである))

總石高の内譯

藏入高

寛永十六年藏入高十九萬五千六百七十一石

享保内檢の藏入高凡三十三萬四千石

享保藏入高内譯

内用方	合高	薩摩	大隅	日向	諸縣郡	合高	薩摩	大隅	日向	諸縣郡
十二萬石方	二〇、七五〇	六、七五〇	三、三〇〇	二、六〇〇	七、〇〇〇	九、三〇〇	六、七五〇	一、〇〇〇	一、五五〇	一、〇〇〇
屋久島・口永良部島	一、五〇〇	—	一、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—
帖佐與	五、二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五萬石方	五、〇〇〇	二〇、九〇〇	三、七〇〇	六、六〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	—	—	—
新田	一六、二二〇	八、六三〇	五、四〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
宮内原新田	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
國分與	八、七五〇	九三〇	六、五五〇	一、二七〇	—	—	—	—	—	—
磯屋敷附	七、六七〇	三、七〇〇	二、六〇〇	一、三〇〇	—	—	—	—	—	—
信證院買入	一、三三〇	六六二	三三〇	—	—	—	—	—	—	—
於須磨買入	五、四〇〇	二、八〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
寺院買入	三、四〇〇	九三〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
内用方	五、三三〇	二、〇〇〇	三三〇	—	—	—	—	—	—	—

其の後元文元年に至つては、諸藏入二十九萬七千六百四十四石、道之島五萬千七百五十六石とあり、其の計三十四萬八千九百二十一石となり、<sup>(注四)</sup>天明七年八月乃至翌八年七月には、藏入高三十四萬八千三百三十三石、内薩隅日二十七萬五

千六十六石道之島五萬千七百五十六石屋久島千五百六十九石七島八百三十一石硫黃島百二十石である。<sup>(注五)</sup> 更らに寛政七年の表方帖佐兩與代官の書出によれば代官附藏入高は次の如く、其の計凡三十二萬八千石となる。<sup>(注六)</sup> 之に諸島を加へれば凡三十八萬三千石となる譯である。

寛政七年代官附藏入高并に内課表

家督方表向用分料	一三二、一九〇石	二萬石方(隠居方差分高)	二〇、〇〇〇石
曹源院佛餉料	一三〇、〇〇〇	三萬石方	三〇、〇〇〇
護摩所領附	二九	帖佐與方	一〇〇、五四六
淨國院より圓徳院まで四代佛餉料	二七七	帖佐與小座享保新田	六四五
愛宕領勝軍院附	六〇〇	新田	一七、六〇九
磯天神領附	一九	同 慈徳院佛餉料	一七〇
昆沙門領附	一九	同 壽國寺續料	三、三六八
磯月船寺附	三	同 月桂院佛餉料	二五
大乘院坊中威光院附	二〇	同 申年買入	三、九六七
萩原天神・野元藥師領	四二	同 尾畔附新田	三六三
大乘院仁王門附	三〇	同 諸人質物上地	三、〇四〇
智恵光院附	三〇	國分與方	一八、七二八
大乘院坊中善光院附	六九	國分與小座鷹方五千石	五、〇〇〇
	四九	納戸附	四、二二八
		納戸永代上地	二二五
		納戸買入	三三五
		納戸新田	二、四四七

文政九年藏入高内課表

内證買入	二〇
私方買入	三七九
納戸諸人質物上地	七八〇
一往買入	三九

納戸永代上地	二二五
納戸買入	三三五
納戸新田	二、四四七

また文政九年調査の各種藏入高は左の如く、其の計凡三十四萬石となる。<sup>(注七)</sup>

道之島五島	一七四、二五九石	帖佐與方質物上地	六、〇八五石
屋久島・口永良部島	五一、七五六	内用方	三、三七八
七島(船手支配)	一、五六九	新田	一七、五四九
黒島・硫黄島・竹島(同右)	八三一	享保新田	六四六
薩隅日諸所	一〇二	尾畔假屋附	三五九
帖佐與	一二〇、〇〇〇	月桂院佛餉料(寺社方支配代)	二五
申年買入高	四八、三三〇	慈徳院佛餉料(同右)	一七〇
寺社買入高	三、九六七	二萬石方	二〇、〇〇〇
鹿籠金山附	一四四	三萬石方	三〇、〇〇〇
山ヶ野金山附	三九二	國分與	一八、六〇二
内證渡方其他所務渡	二、一八八	同方質物上地	六五
諸給地部下り所務渡及び帖佐	三、四五六	納戸	三、七一二
與藏入高の内公用地損高引高	七、七四四	應方	五、〇〇〇

第四章 藏入高及び給地高

第一編 薩摩藩の體制

七二

納戸附	一、二一〇	愛宕領	一九
同方質物土地	六五八	磯天神領	一九
代官所附取納佛餉料	六三四	昆沙門領	三
護摩所領	二七七	智惠光院領	六九
大乘院仁王門附	三〇	磯月船寺	二〇
萩原天神領	一五	大乘院坊中善光院附	四九
野元薬師領	一五	威光院附	四二

弘化・嘉永の  
藏入高

更らに弘化四年乃至嘉永二年に於いて諸與藏入高二十六萬七千三百十四石(内現田島二十六萬九百三十五石藏地庄屋役分地永損休地等の引高六千三百七十八石)道之島五萬二千五百七十四石屋久島口永良部島七島硫黃島竹島黒島は前に同じく計三十二萬二千三百九十一石である。即ち享保内檢以降藏入高は三十萬石を上下してゐたのである。

藏入高の種目  
十二萬石方又  
は表方藏入

藏入各種目の主要のものについて説明するに先づ表方藏入は御物方ともいひ初め十二萬石方とも云つた。十二萬石方の起原については西藩田租考上卷等に文祿檢地後の忠恒方藏入十二萬石に起るかとしてゐる。また初め藏入に日州與出水與南與があり明暦萬治以後之を郡代方とし別に國仕方として頼娃與加世田與があり夫々代官を置き五與代官と總稱したが寛文十一年

五與代官

二ノ丸藏入

國仕方兩與を廢して郡代方三與に混じ代官は三與各兩人を置いたのを天和二年八月更らに三與を合し代官二人を減じて表方代官と稱した。即ち表方の稱の始めて十二萬石方の稱は此の以前より存したと思はれるが爾後も兩様に稱し享保内檢より後に至り専ら表方と稱した様である。表方藏入は家督方表向用分即ち所帶方に充て收納米は大坂賣米及び諸役料扶持米等に物奉行手形を以て拂つた。外に佛餉料寺院領等の表方代官附なるものあり之は逐次表方へ混せられたもので代官より所務を寺院等に渡すのである。(注九)

五萬石方

また二ノ丸藏入後に五萬石方三萬石方二萬石方と稱したものがあつた。初め寛文三年光久は世子綱久に部屋栖料四萬石を給し之を二ノ丸藏入と稱し天和三年七月表方と共に惣郡座に屬し其の後元祿七年四月綱貴は世子吉貴に部屋栖料三萬石を給し翌年五月改めて五萬石を給し之を五萬石方とした。享保六年より五萬石方代官を表方へ込め同十五年より五萬石方を表方續料に加へた。元文五年部屋栖料を要する時は之を以て充てる事としたが寛延三年より四年間寶曆三年まで上方表本濟料とし寶曆四年再び表方續料とした。次いで天明二年十二月齊宣部屋栖料として此の内より三萬石を分け二萬石は

三萬石方と二  
萬石方

依然表方續料とし、夫々三萬石方二萬石方と稱した。重豪隱居の際天明七年正月五萬石全部を隱居料としたが、翌八年六月二萬石、寛政六年八月一萬石、計三萬石を差分けて表方へ出し、上方表本濟料とし、隱居料は二萬石となり、また夫々三萬石方二萬石方と稱し、共に表方代官の兼帶支配に屬した。（註二〇）

帖佐與藏入

帖佐與の起源

帖佐與藏入は、藩主妻子附高養料役料高及び江戸京大坂詰足輕中間一身賦、即ち主として江戸奥向に充てるといふ。帖佐與の起源については萬治以後の郡座方新田に於いて、國分與と共に設け、或は萬治の仕明は帖佐に始まるを以て此の稱ありともいひ、更らに一説に、文祿檢地後の義弘方藏入八萬石による遺名で、之を基本とする新田高かといふ。而して、寛文五年郡座附代官（郡方代官とも）を置き、同十一年、之を帖佐與代官と稱した。かく、帖佐與の稱は何時に起るか不明であるが、延寶三年二月、帖佐與を新田方古田方に分ち、國分與の新田高八千七百五十石を帖佐與に附し、天和三年十二月、古田新田を混じ、貞享四年十一月、更らに新田代官座を立て、帖佐與代官東郷重依を新田方代官とした。帖佐與は新田方の外に存したと思はれるが、元祿八年五月、帖佐與代官を廢し、新田代官座に附し、同十二月、新田代官座を帖佐與代官座に改めたのである。（註二一）

國分與藏入

國分與藏入については、右に觸れた如く、郡座新田高の内より起るともいひ、一説に、文祿檢地後の義久方藏入十萬石による遺名かといふ。初め國分與代官を置いた様であるが、後には帖佐與代官の兼帶とした。國分與高の内、享保六年、延享三年の兩度に、夫々吉貴繼豐の隱居料として一萬五千石づつを差分け、兩人逝去後、元通り國分與に入れ、其の後明和八年十一月、安永六年の兩度に、一萬石づつ、計二萬石を納戸方に入れ、天明八年七月、二萬石の内一萬五千石を上方表本濟料として表方へ差出し、之を國分與と稱し、殘高を鷹方五千石藏入と稱し、依然納戸方に屬し、國分與小座とした。（註二三） 納戸附藏入或は納戸方は國分與小座で、西藩田租考（卷上）には、貞享以前納戸方買入高に起るかといふ。（註二四）

納戸附藏入

以上は、薩隅日本土に存する藏入高であるが、外に、大島代官等各島代官支配の道之島五島屋久島奉行支配の屋久島口永良部島船手附の七島黒島硫黄島竹島等も藏入高に屬する。（註二五）

藏入高は藩財政の主要財源

藏入高は、既に云ふ如く、其の貢租等が藩庫に入る高で、従つて、夫は藩財政の主要財源である。藏入高よりする藩庫收入は、後に説明する如く、正租を始め高掛り一石に付米三斗九升八合乃至四斗餘で、高三十萬石に對し米十二萬石



である。併し此の内には米以外で納められる物もあり例へば弘化四年乃至嘉永二年に於ける藏入高收納について左の如き數字が見られる。(注一五)

高別	納物種類	弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	平均年々定額は
諸組藏入二六七、三一四石 <small>(内諸組五二〇、九七五)</small>	免本米	八五、六四三石	八五、一七三石	八七、五二三石	八六、一三石
	免本大豆	一、一五六	一、一三一	一、一四五	一、一四〇
	免本菜種子	六、一三一	六、一四八	六、〇九六	六、一二五
	免本粟・大麥・小麥代銀・諸掛銀	金 一、六〇〇兩	金 一、四六四兩	金 一、七四三兩	一、七五一兩
	免本荳子代	金 一四五兩	金 一五一兩	金 一五〇兩	一、七四五石
大島 一七、一九八	免本米				七、七四五石
喜界島 一〇、八三六	免本米				一、二六〇
徳之島 一五、五九八	免本米				一、一七二
沖永良部島 六、五二七	免本米				一、一九八
與論島 二、四一三	免本米				二六九
屋久島 一、三八四	免本米				九七
口永良部島 一八四	免本米				四
七島 八三〇	免本米				
硫黄島・竹島・黒島 一〇二	免本米				

弘化・嘉永の藏入高收納内

諸浮得なる雜政入

但し、大島・喜界島・徳之島では、夫々用心米定圍二〇〇石及び砂糖買入代米等に差引き、納米積登なく、沖永良部島では用心米定圍七五石、餘は徳之島へ差續とし、與論島では、用心米圍なきも、詰役・島役扶持に差引、餘は沖永良部島へ差續とし、屋久島では、用心米圍なく、凡べて平木納とし、口永良部島では、用心米圍なく、島役扶持米に拂ひ、七島では、用心米眞米三六石餘、年貢は鯨節・煎眞綿を以てし、硫黄島等では、用心米圍なく、年貢は硫黄織木綿・眞竹を以てする。

藩の収入は右の如き藏入高貢租を中心として、外に諸浮得なる雜收入があり、即ち、享保内檢當時に於いて、船手方・山奉行方・牛馬改方・町奉行方・牧駒代・屋久島方代・官方・鮎川請銀諸所生蠟代として合計銀千四百八十六貫六百九十匁とある。(注一六) 更らに諸士出銀・出米・人別出銀等の租稅收入、また各種國産の專賣による收益等があり、何れも後に記す如くである。

給地高  
慶長十七年給地高  
鹿兒島高と諸外城高

次に、各年代の給地高を見るに、先づ慶長十七年十二月晦日の軍衆一紙目録には諸侍高、即ち、琉球を除く給地高三十二萬五千五百四十七石とある。(注一七) 次いで寛永九年當時は、鹿兒島高三十萬六千五百二十八石、諸外城高八萬六千六百五十四石、琉球を除く給地高計三十九萬三千百八十一石であつた。(注一八) また同十六年の御分國中惣高并衆中乘馬宛帳によれば、給地高は四十九萬九石とし、其

寛永十六年給地高

寺社領

寛永十六年鹿兒島士高内譯表

一所兼井奥方		人跡員數		石高合計	
寺	社	二八人	三三、三三石	八十石餘	三一人
千石より四千石まで		二七	五、四八二石	七十石餘	二、六〇五石
九百石餘		二二人	四六、五五九石	六十石餘	四九人
八百石餘		三人	二、八〇二石	五十石餘	三、一二一石
七百石餘		九人	七、四七三石	四十石餘	四六人
六百石餘		六人	四、四七六石	三十石餘	四〇人
五百石餘		九人	五、七〇二石	二十石餘	九一人
四百石餘		二二人	一一、〇〇七石	十石餘	一〇五人
三百石餘		二四人	一一、一四五石	九石餘	一八人
二百石餘		六五人	二一、四五三石	八石餘	一六人
百石餘		七五人	一七、五二九石	七石餘	一〇人
九十石餘		五七人	二〇、六五〇石	六石餘	一〇人
		二七人	二、五一二石	五石餘	一六人
					八七石

の内譯、鹿兒島士高三十一萬四千石、外城高八萬八千六百一石、琉球國司領九萬八千八百三十三石である。寺社領は鹿兒島士高外城高の内一萬七百二十九石で、外に諸城内屋敷方六千五百六十五石であつた。次に、當時の鹿兒島士高につき、各人持高別等夫々の人數石高合計を見るに、左の如くである。

外城高内譯

石高	人數	石高合計	計
四石餘	一二人	五一石	一、一五〇人
三石餘	一〇人	三五石	寺社二七
二石餘	一七人	三五石	三、一〇〇、四四〇石
一石餘	七人	九石	外に
一石以下	一六人	七石	小者・中間・道具衆・庄屋
			二二人
			切米取
			九〇人
			一ヶ所取
			一二人

外城衆中一萬千三百九十三人の内知行取八千二百二人である。衆中の内地頭五人、其の持高合計二千七百九十四石とし、衆中持高別にして、三百石より四百餘石まで三人、二百石餘十人、百石以上六十四人、三十石以上四百四十五人といふ。また寺社二百八寺、社領高合計五千二百四十七石、一ヶ所取二千九百八十三人である。外城高を國別とすれば、薩摩三萬九千四百十六石、大隅二萬二千四百九十一石、日向諸縣郡二萬六千六百九十二石である。

慶安元年給地高

次に、慶安元年二月十九日の覺には、諸地頭高十六萬二千四百九十七石、諸外城高七萬二千三十九石、鹿兒島地頭高外十三萬六十二石、寺社并女性方高一萬三千八百十八石、外に高岡、穆佐、倉岡、綾須、本領、島外城高一萬四千五百六十九石とあり、此等に琉球國司高九萬八千八百三十三石を加へ、四十八萬三千八百七十一石となる。其の後、延寶四年の高帳によれば、給地高五十萬三千六百七十三石

延寶四年給地高

第四章 藏入高及び給地高

享保内檢の給地高五十二萬六千八百三十

で、内鹿兒島高三十三萬五千四百四十石(内約六千石は寺高)、外城高八萬二千二百五十石、琉球國司高前に同じく、元祿十二年には給地高五十萬四千五百八十八石、同十四年には同じく約五十一萬四千石である。(注二) 享保内檢の際の給地高は國別にして左の如くで、其の計五十二萬六千八百三十九石である。(注三)

鹿兒島	外城	役	神	琉球國司	合	薩	大	隅	日向諸縣郡
高	高	料	領	高	三二七、四七六石	一二九、二五八石	一一六、三一九石	七一、八九八石	七一、八九八石
					一六七七五	六、四八七	七、一〇六	三、一八二	三、一八二
					九五、八三九	三九、五八二	二五、六五二	三〇、六〇五	三〇、六〇五
					二、五一七	一、〇七一	八〇四	六四一	六四一
					九四、二三〇				

元文六年給地

明和八年給地

更らに、元文六年の調査では、鹿兒島高二十二萬千八百四十九石、諸外城高九萬九千八百四十四石、神領高十四萬五千九百八十七石、琉球國司高は元の如く、總計五十六萬千九百十二石である。明和八年の給地高は五十五萬九百六十七石で、内鹿兒島高三十四萬百二十七石(内寺高八千名)、外城高十一萬二千九百九十七石、代官所附取納四千四百十二石、琉球國司高元の如く、(注三) 文政九年の調査では、

弘化・嘉永の給地高

給地高の變動  
大支配

給地高は四十五萬八千五百十九石、内鹿兒島土三十四萬千六百七十七石、諸郷々士十一萬六千九百十二石(上項共賣物)、外に神社佛閣領一萬五千四百九石(附佛領料六百二十四石を含み此の分)、琉球國司高元の如く、總計五十六萬八千六百六十石である。(注四) 更らに、弘化四年乃至嘉永二年には、鹿兒島高三十一萬八千五百五十六石、同役料高一萬六千二百二十三石、神領并寺社領一萬千八百八十九石、諸郷士十二萬九百七十四石、諸郷寺社領四千七百三十四石以上計四十七萬二千三百六十八石、外に琉球國司高元の如く、合計五十六萬六千五百九十八石である。(注五) 給地高現地の位増位劣或は損壞等による變動は檢地によつて整理するが、殊に領内總内檢の後には全般に互つて行ひ、之を大支配或は知行配當といふ。寛永萬治内檢等では、持高の多少等により各人持高の内近所中途遠方に分けて割合を定め、更らに鬮取を以て場所を決定した。寛永十年六月十八日付家老島津久元伊勢貞昌の御支配ニ付御定之條々によれば、千石以上は百石に付近所二十石づゝ、千石以下七十五石までは百石に付近所三十石づゝ、七十五石以下三十石までは近所中途半分づゝ、三十石以下は全部近所に於いて配當し、就中兄弟衆一所衆は其の所を近所中途とし、其の外を遠方とし、北郷種子島兩

家は凡べて其の所即ち、夫々都城種子島に於いて配當し、地頭へは地頭所に五十石づゝ、但し、東西通道の地頭所では百石づゝを配當し、菱刈眞幸庄内に移された者には其の所に於いて、其の他の境目に移された者には其の所に半分を配當する等定めて居り、猶ほ外城衆中には其の所に於いて配當し、七十五石以上は其の所中途遠方、七十五石以下三十石までは同じく中途三十石以下は同じく近所とし、其の他、各種の場合につき規定を存した。時に、元和五年の上知令で、三分二を上知した者は四分一上地として、其の差を返された。但し、寺領には返地されなかつた。（註六） 萬治内檢後の知行配當についても、萬治二年正月十一日付光久袖判の定等に、同様の規定が見られる。（註七） 次いで、享保内檢に於いては、圖取による知行配當はなく、たゞ高の出入を正したのみであつた。（註八）

また各人持高の増減は、給與、其の反對に、取込拜借出米不納罪科の際の上知等によつて起る。其の他、抱地に於ける増高引入分家養子の際の附屬賣買或は借銀質入に係る讓渡等によつても増減があり、此等の場合、高奉行に願出て公認を受け、之を高直といひ、その初めて高を所有するを高持成、高を増すを高上りといふ。高直については、家格等に應ずる高上りの限度即ち、格式等の規定を存した。此の種の規定は、正徳三年九月の定を始めとし、夫より殊に享保、元文頃、高持成願御格式之事等として屢、令達せられ、次第に詳細になつた。

高直  
高持成と高上り

高上りの制限

萬石成

大身分格以下

千石成

夫等によると、高上りについては、大體以下の如き制限があつた。先づ、萬石成、即ち、萬石以上へ高上りは、正徳三年の定より、特別の事由なくしては許さず、次に、享保廿一年二月の定では、大身分格萬石以下は九千二、三百石まで、一所持は七千石まで、一所持格は五千石まで、寄合は三千石まで、寄合並は二千石まで、夫、高上りを許し、尤も、特別の事由があれば、限外高上りを許し、其の他、少々の限外超過は、百石未満を許すとある。また、正徳三年の定では、千石成は寄合並以上に限られ、其の後、寺社奉行勘定奉行與頭番頭等は、勤役中格外に千石成を許す事ありとし、享保十三年十二月の定では、家老直觸及び諸奉行役（屹立候御役とあ當るか）、地頭職を首尾好く勤めた者には、千石未満高上りを許し、但し、其の隠居後、或は過失により免職した者には、六百石以上を許さずとある。正徳三年の定より、祖父會祖父代よりも諸奉行役を勤め、また地頭職にも補せられた者の子孫にして、小番勤め來る者には、五百石成を許し、小番まで勤め來る者には、許さずとし、後に、小番まで勤め來る者には、四百九十九石まで、即ち、五百石未満

五百石成

三百石成

二百石成

外城養子

勤功又は藝能  
によりて鹿兒  
島士に召出さ  
れし者

を許すとの規定も存する。三百石成は、正徳三年の定より代々士筋でも、近くの代に歩行格の勤までなし、自身も其の通りならば、之を免許せず、江戸詰等に道中鍵を持たせる程の勤をした者には、様子により免許する事あり、但し、歩行格の者で鍵を持たせる共、免許せずとの規定であつた。二百石成については、享保十三年十二月の定で、大番勤の者に許すとある。外城養子、即ち、外城より鹿兒島士養子となつた者については、正徳三年の定で、其の養子の代には、高五十石となるを許さず、悴代には、五十石以上をも許す事とし、但し、奉公の品により格別とし、また外城養子より三、四代過ぎれば、百石成を許し、外城養子も小番に入る時は、三百石成を許すとある。其の後、願によらず外城養子を申附けられた者は、格別とし、養子悴代には、九十九石まで、即ち、百石未滿を許す等の規定が見える。座附士より表方士へ養子となつた場合も、右に準じた。正徳三年の定より、外城衆中座附士の自身藝能によつて召出された者、又は筆者小役人體の職まで、大番を勤める者には、百石成を許さず、但し、月次の目見得する程の役、或は中通申附けられる程の者には、百石成を許すとあり、享保三年七月の定では、外城衆中隠れなき勤功特旨藝能により鹿兒島士に召出された者は、向

後高上り等諸事  
鹿兒島代々士格に  
申附け座附士も同  
様とするとした。

後高上り等諸事、鹿兒島代々士格に申附け、座附士も同様とするとした。天明七年七月、小十人組を定めた時に、其の高上り四十餘石を許し、五十石を許さず、即ち、五十石未滿を許すとした。次に、外城衆中については、正徳三年の定より、従前の士筋目にして、三、四代差立つて勤めた者の子孫には、百石までを許し、祖父會祖父代に衆中とされ、當時衆並の勤の者には、五十石までを許すとした。次に、座附士には、正徳三年の定より、三十石を許さざる規定であつた。

高上りを停止  
される場合

以上の規定に拘はらず、高上りを停止される各種の場合があつた。即ち、器量行跡不良、或は下輩の家業に従ふ者、通常の幼少者、定病、老體、身弱者、小普請田、舍入暇又は暇の者、取込拜借ある者、家内子孫に取込拜借ある者、高賣渡も許さざら等である。但し、幼少者の寄合並以上及び勤方ある者には、高上りを許し、其の他には、十九歳より許し、老體、身弱の者も、代番を差立て、嫡子勤方ある者には、高上りを許す等の規定を存した。其の他、寺社家には、取附高の外借銀方に受取つて高直するを許さず、親の死去により高を相續し、初目見得濟まざる者には、繼目禮以前高上りを許さず、但し、初目見得濟む者には、繼目禮以前にも許すとあり、分家せざる二、三男も高直を許されなかつた。以上の諸規定を通じて従前の

持高は高上り限外と雖も之を認め、たゞ夫以上の高上りを許さず、私領持切名の仕明及び一般持留高の位増による増高は限外高上りを許した。

更らに、城下高外城高間、或は別外城衆中高間の高出入は許さず、但し、外城養子の持參高を城下士に附するは別とし、外城衆中より附衆中へ高直は之を許し、附衆中の他外城に在る時は、吟味次第とする規定を存した。(注二五)

格式外の高移  
取動に對するの  
規定

次に、格式に拘はらず、内々高を移動する事も多く、之についても取締の規定を存した。正徳三年九月には、外城衆中につき、高上り免許なき者高上り願申出ざる者、或は衆中外の者が内々所務を受取り、附高とし、其の他鹿兒島高或は別外城衆中高を所務する衆中もある由、此等の高は沒收し、預主には咎め申附けると達してゐる。(注二六) また享保十九年三月の定には、高直格式に相應の者が内内借銀返辨方に高を受取り、或は利拂として所務を受取る時は、双方より高奉行へ申出の上所務を受取るべく、高直濟まざる筈の者には、借銀返辨方或は利拂たりと雖も、内々所務を受取るを許さず、無役の者が高を求め、據なき譯により高直申出難き時は、其の子細を高奉行へ申出の上所務を受取るべく、内々に求めて別人名付の高を所務するを禁ずるとある。(注二七)

給地高の貢租

出物・出米

給地高の正租以下高掛り貢租は、大體藏入高と同じく、高主が之を收納し、また郷士高には自作高が多かつたが藩に於いては、その何れについても出物出米を徴した。出物出米は前時代の段錢段銀に當り従つて、之を段銀出物藏を段銀藏とする遺稱も存した。また元祿寶永頃までは高役銀とも稱して、元來、軍役米の意を有し、平常江戸上方長崎等に於ける勤役を分擔させる意味で、江戸京大坂詰の入費を計算して賦課し、且つ殆んど常に財政補充のため加徴し、一部は苦勞米として領内出張の賄に充てた。百姓が負擔する賦米と同様の取扱とし、出米は出物藏に收納した。初めは銀錢米等一定してゐなかつたが、後には出米とし、眞米赤米半分づゝを原則とし、一定の立値で銀納を許した。(注二八)

納期は、時代により夫々一定し、未進分に對しては高を沒收した。元和四年十月廿五日、佐多忠充宛家老島津久元等の狀には、期限を正月とし、二月に至り未進の時は、未進銀二匁に付高一石を沒收するとあり、元祿十四年九月十四日の國遣座達には、先例の通り、翌年三月以後未進の者は高を沒收するとある。(注二九)

納額は初め一定せず、殊に慶長年間前半には、臨時の出費毎に賦課してゐる。即ち、慶長八年には、家久帖佐行等三件につき夫々高四石に錢三文、同九年には、

納額の率

納期

藩財政と出物  
出米の増額

家久上洛につき石別錢十文と米五合外二件につき高五石に夫々錢二文八分、錢一文四分、同十年には、伏見藩邸成るにつき石別錢四文四分の賦課であつた。其の後は多く出銀で、額も漸増した。即ち、以下石別賦課で慶長十二年の銀七分、同十三年の琉球出兵につき銀三分三厘及び米三合二勺七才、同十四年の銀七分、同十五年の銀五分、同十六、十七年の各銀一匁、同十八年の銀七分、同十九年の銀一匁一分二厘三毛五才等である。元和以降は、藩財政の必要から更らに増額となり、元和元年の一匁、同二年の七分、同三年の一匁三分より、同四年には初め一匁四分(錢三百五十文、米一斗一升七合)の處、後に二匁とし、同五年の一匁五分(米一斗一升七合)、同七年の一匁四分(米一斗一升七合)となり、寛永に至り、同六年は五分或は一匁ともあり、翌七年乃至十年は一匁五分、但し、十年の定では、小身衆は五分、高千石以上は舟段銀五厘づゝとある。同十一年は一匁、同十二年は二匁八分の處、江戸藩邸火災につき三匁五分とし、同十三年は二匁八分(二匁とあり)、同十四年は二匁(三匁三分とあり)、同十五年は二匁一分(厘ともあり)となつてゐる。次いで、寛永十六年は米六升六合、同十七年は八升(分づつ)、同十八年は銀一匁、同十九年は銀一匁五厘、同廿年は米三升三合で、以後は例年出米とし、貞享年間までの内最低は延寶二年の四升一合、最高は正保二、三年、慶安元年の一斗一合である。貞享二年乃至元祿十三年は年々八升一合で、其の後、高低があつたが、寶永元年に至り、八升一合(分づつ)を定式出米としたといふ(同年重出米一升とも、また定式出米の始めは延享三年ともいふ)。併し、其の後も高低があり、定式以上以下の年を挙げれば、寶永二年乃至四年は七升六合(寶永四年は七升、同七年は一斗一合、八一合ともあり)、享保四年は一斗一合(八升一合ともあり)、また同十二、三兩年は、諸士救助のため七升一合(分づつ)とし、同十五年は一斗一合、同十六年は八升九合、同十七年には、初め七升五合とし、後に飢饉の故を以て六升六合に減額した。爾後延享二年までは、多く定式以下の六升一合乃至七升八合で、定式以上は享保廿年の八升六合及び延享二年の八升五合の二回であつた。然るに延享三年には、一躍一斗三升一合とし、即ち、定式八升一合(内一合、苦勞米)、重五升とし、即ち、重出米の稱の始めといふ。爾後財政状態に應じて時々重出米を定めた。(注三五)

重出米

文政九年出米  
總計とその内

出米の總額を見るに、例へば、文政九年分は、出米掛の高五十七萬千三十一石に對し、出米六萬二千三百二十二石で、其の内譯は左の如くである。(注三六)

鹿兒島	高	石	高	出米額
			三四一、六〇七	三七、七〇七
第四章	藏入高及び給地高			八九

第一編 薩摩藩の體制

石別出米八升一合・重出米三升	三四、五九二	三七、一三九	九〇
當損・永損・上見々掛并に櫻島燃に付引入高、重出米免除	七、〇一五	五六八	
諸郷	一二四、三〇七	一四、四〇一	
石別出米八升一合・重出米三升五合	一二三、七九一	一四、三五九	
永損・當損・上見引入高、重出米免除	五一五	四一	
金山附高・諸買入高・上地高・藏入附佛飼料	一〇、五六〇	一、一六六	
石別出米八升一合・重出米三升	一〇、三六七	一、一五〇	
永損・當損・上見引入高、重出米免除	一九三	一五	
外に、金山附新仕明、出米免除	七	〇	
國分正八幡宮油田・白鳥山市來阿彌領、出來免除	二〇七	〇	
櫻島燃に付無納地、出米免除	六九	〇	
琉球國司領、石別九升六合	九四、二三〇	九、〇四六	

次に弘化四年乃至嘉永二年には、前記の給地高に對し、左の如くであつた。

出米	弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	平均
出米代銀納	四五、二一石	四四、三二石	四四、二五石	四四、五九四石
重出米代銀納	一一、〇九九兩	一〇、四三〇兩	八、九九五兩	一一、二〇六一兩
	三、九七九兩	一、四五七兩	二、二五兩	

外に、琉球の出米・重出米賦米定額一〇、〇八二石、之は反布等注文品代米に差引き、

餘は同地用米とし、内五十石は糸荷積船足堅用に積登せ、鹿兒島出物藏に納める。

出米座

後年、三升乃至五升の重出米賦課は例年の事となり、諸士の困窮を將來し、納附困難の者も多かつたといふ。天保財政改革前、重課の故を以て、出米座を設け、納附困難の者には減價金納とする法を設けた。初め定式出米は現米の藏納とし、重出米のみ減價の出米座證文を以て計算したが、後には共に藏納を減じ、多く出米座證文を以てするに至つた。當時の納附期限は四月で、之を経過すれば、高を沒收する法であつたから、年々四月中旬より高奉行が督促して、高沒收に及ばざる様周旋したが未済者が多く、五月になれば、白晝焼灯を持つた足輕が督促し、遂に節句後に及んだ。之は惣出米に對し、止むを得ず出米座證文を許されんと望む處から起つたといふ。且つ、當時は江戸詰の賄料、また國許に於いても扶持の不渡があり、高を賣る者多く、高一石の代銀も、上は二十四貫、下は十二、三貫で、少しく貯蓄ある者は争つて之を買ひ、高所有者は表面に相違し、四月の納期切迫すれば、困窮人の名を以て出米座證文を許された。仍て、天保財政改革に當り、給地高改正と共に、此等の舊習を一洗したといふ。

給地高改正と軍制改革

而して給地高改正は軍制改革に伴つて行つたもので、弘化四年十一月、家老

第四章 藏入高及び給地高



島津久寶等より其の改正令を達した。即ち諸士給地高は先祖の勳功或は家格勤役の高下に應じて給與せられ高上り高持成の規定があり、平生の公務を始め非常の準備に至るまで其の分限を守つて任務を盡させて來たが近來持高につき名實相違するに至るにより、舊規通りに改正を行はしめるといふのである。仍て格外に高を買入れた者には制裁を加へ、悉く高を沒收すべき處、今回は之を宥恕する事とし、若し買入高を以て他人名義とする者は、明年三月限り、高直或は脇方へ附屬を出願する事未だ名義を變更せざる買入高及び貸金抵當として所有する高に關しては、其の郷村門名并に理由を詳記し、明年二月限り高奉行へ届出る事を命じ、更らに取込拜借滯納者の高賣買も今回限り高直を許し、返上方には其の高の内より追つて吟味次第上納せしめる事とし、跡職未定の者、幼少にして勤役なき者にも今回限り高直を許し、また鹿兒島士郷士間の高轉買は禁制なるも、往々之を犯す者あり、かゝる者は相互に返還するか、買入高直を許される者に附屬せしめるか一を選び、明年三月限り出願する事等を達した。次いで十二月島津久寶調所廣郷より給地高改正治定の上、持高分限に應じ軍賦を定める筈と達し、且つ軍役方掛川上久美川上久齡鎌田

正純喜入久高に諸士給地高改正掛を命じ、更らに夫より、改正中の混亂に備へ、或は改正の進行を計るため種々の令達を發し、翌年六月頃までに、略、改正の成功を見た如く、嘉永元年八月には、軍役人數賦を布令した。海老原清熙の記す處によれば、凡べて寄合以上より平士まで、給地高混亂の弊を正し、大身重役社寺等に障碍の情實もあつたが、遂に成功し、軍制の基礎となつたといふ。(注三八)

〔注一〕 舊記雜錄追錄卷九六 歴代制度無卷第一

〔注二〕 舊記雜錄追錄卷二

〔注三〕 大御支配次第帳 薩藩例規雜集卷二三 鹿

兒島藩租額事件 租税問答 西藩田租考卷下

〔注四〕 鹿兒島藩租額事件

〔注五〕 歴代制度無卷第一

〔注六〕 歴代制度卷六上

〔注七〕 薩藩政要錄卷二

〔注八〕 御高頭並上納物取調帳(自弘化四年秋至嘉

永二年秋)

〔注九〕 歴代制度卷六上・五二頁 薩藩例規雜集卷

一一 官職秘考卷下 西藩田租考卷上

〔注一〇〕 歴代制度卷六上・一七上・五二頁 續舊記

集 要用辨覽 西藩田租考卷上 鹿兒島藩租額事件

〔注一一〕 歴代制度卷六上・五二頁・無卷第二 薩藩

例規雜集卷二・一一 續舊記集 要用辨覽 租税問

答 鹿兒島藩租額事件 西藩田租考卷上 官職秘考

卷下 島津國史卷二六・二七

〔注一二〕 歴代制度卷六上・五二頁 西藩田租考卷上

續舊記集 要用辨覽

〔注一三〕 歴代制度卷六上 續舊記集 要用辨覽 西

藩田租考卷上

〔注一四〕 薩藩政要錄卷二

〔注一五〕 御高頭並上納物取調帳

第一編 薩摩藩の體制

九四

- 〔注一六〕 大御支配次第帳 西藩田租考卷下
- 〔注一七〕 舊記雜錄後編卷六七 島津國史卷二三
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷八五
- 〔注一九〕 舊記雜錄後編卷九六 歴代制度無卷第一
- 〔注二〇〕 舊記雜錄追録卷二
- 〔注二一〕 鹿兒島藩租額事件
- 〔注二二〕 大御支配次第帳 租税問答 西藩田租考卷下 鹿兒島藩租額事件
- 〔注二三〕 鹿兒島藩租額事件
- 〔注二四〕 薩藩政要録卷二
- 〔注二五〕 御高頭並上納物取調帳
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷八六 島津國史卷二五
- 〔注二七〕 舊記雜錄追録卷八
- 〔注二八〕 大御支配次第帳
- 〔注二九〕 歴代制度卷四七上 同卷六六(袖崎本) 鹿府御廻文拔書卷三 薩藩政要録卷三 鹿兒島藩租額事件 直筆見合御證文其外帳面副様等書拔 舊記雜
- 録追録卷六五・六七・六八・七七・七九一八一・九六・九七
- 〔注三〇〕 歴代制度卷四七上
- 〔注三一〕 舊記雜錄追録卷七七 歴代制度卷四七上 薩藩政要録卷三
- 〔注三二〕 歴代制度卷六下 西藩田租考卷下
- 〔注三三〕 舊記雜錄後編卷七三
- 〔注三四〕 歴代制度卷六上
- 〔注三五〕 舊記雜錄後編卷五七・六五・六七・七〇・七二・七三・八四 歴代制度卷六上・四八 西藩田租考卷下 島津國史卷二四一三一 鹿兒島藩租額事件
- 〔注三六〕 薩藩政要録卷二
- 〔注三七〕 御高頭並上納物取調帳
- 〔注三八〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笈左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 舊記雜錄追録卷一六三・一六四

第五章 藩の職制

藩内政治はもとより、藩主の支配に屬するが、其の家政を含む政務の執行については、役座、即ち役所及び役職を設け、藩士中より夫々の地位に任じたのである。先づ、城代、家老、側詰、若年、寄大目附を首腦の役職とし、此の内家老、若年、寄大目附を三役といふ。夫より下の役職は多種多様に互り、其の間格式待遇の差別があり、席次等により一定の役順も存した。此等は時代により相違があり、後に役職名を擧げて説明するが如き順序は、大體中期以降に於ける役順である。其の他、格式待遇上の點について云へば、凡そ吉貴代に定まつた任命についての形式により、若年寄以上は藩主申渡の役、大目附以下後に示す處の役順に於いて、小十人頭までを家老直申渡、即ち、直觸の役、次いで、作事奉行、普請奉行以下を用人申渡の役とする。各役職に任ずる者の家格も略一定してゐるが、格式外の登庸も多く行はれ、其の場合、例規によつて家格を引上げられる事もあつた。大目附以上は、駕籠或は騎馬で槍を持たせて出勤する役とし、即ち、重役の格式を備へ、其の他、大體に於て鷹匠頭見習までを肩衣を掛けて勤める

役座

三役

藩主申渡の役

家老直申渡の役

用人申渡の役

大目附以上の格式

九五

御役人と役人

役とし、以上に對しては特に御役人と稱する。其の他書役等に至るまでを羽織袴で勤める役とし、單に役人(註二)或は小役人と稱する等の差別を存した。

役職の賄料

次に、各役職には何人賦或は何人賄料を給すとの規定がある。此の何人賦は舊稱で、天明五年六月、何人賄料と稱する事に改めたのである。之は公務旅行の手當で、其の額は上下一人分一ヶ月米一斗五升文銀三十匁、江戸詰以外上一人一日米一升三合、下一人一日米六合といひ、また一人分一ヶ月金二分及び一日米四合ともいひ、之によつて従者なる家來下人を辨する。即ち、何人賄料は従者の數を表はし、夫は役職の格式にも相當する譯である。各役職に對する賄料の規定は、時に變更を見るが、城代及び萬石以上或は藩主子弟の家老六十人、家老五十人側詰及び萬石以上の若年寄三十五人、若年寄三十人、以下二十人、十數人十人六人五人四人三人等とあり、大體、十人賄料は直觸役の最低、六人賄料は御役人の最低である。但し、江戸詰以外には減少する事がある。

役職の役料

各役職には、役料が定まつて居り、側役以上は高を以て給せられ、例へば、城代の役料高は二千石とし、家老の役料高はもと二千石の處、藩債増加の故を以て、家老島津久元、向久通は千石を返上したと傳へ、また享保七年儉約のため半減

御役料

し、爾後役料高千石とした。夫より役順に従つて定額があり、江戸留守居以下の役料は役料米、役料銀であつた。また御役人以上の役料は特に御役料と稱するの差別もあつた。但し、無給の事もあり、持高の多少により給與の有無或は額の多少等の差別を附した事もあつた。(註三)役料米はもと其の他の切米給與と共に石を以て給したが、正徳二年正月、改めて俵とした。俵は二斗俵を以て立てたが、實は三斗俵で給與したといふ。従つて、例へば、納戸奉行の役料米七十三俵として、實は米十四石六斗、三斗俵四十八俵餘に當る。其の他、役職により心附高心附銀の給與あり、天明五年六月、之を支度料、支度銀と改めた。留守居に對する如き妻子養料の給與もあり、筆紙墨代銀、領内出張に對する苦勞銀の給與もあつた。(註三)

城代

さて、各役職について、逐次説明するに、城代は古く守護代留守居役軍代といひ、出陣或は參勤中の留守に任じ、藩主名代を勤める役である。家久代には、島津久賀が之に任じて、正保元年三月其の死去に及び、其の後寛文六年八月、家老北郷久加が城代兼任となり、時に、家老以下諸士の上遠慮なく上申する事と達せられた。北郷久加は、翌七年正月(九年三)世子又三郎(貴綱)の守役に轉じ、城代は

再び空職となつたが、延寶四年十月、佐多久達(正徳元年九月島津姓を許さる)が任命され、事變の時は萬事指揮する事家老中決着し難き事を聴き、家老中不和あらば肝煎すべき事等と達せられた。佐多久達は、延寶八年三月より元祿十年閏二月まで家老を兼ね、且つ享保三年七月まで、城代を勤めた。次いで翌四年十一月(五月)島津久當が任じ、同十四年八月其の死去に及び、爾後、久しく空職となり、天保以後、市田義宜、島津久風、同久寶、同久徵、小松清廉が相次いで之に任じた。

家老

家老は初め老中とも云つたが、吉貴代にその稱を廢した。古く、家老は一門一所持等の大身ではなく、家中の謂はゆる功者衆より任じたが、後年、多く大身より任じた。家老の役所は、初め評定所と云ひ、寶永二年二月、家老座と改めた。家老は執政總理の役で、員數々人として増減あり、或は七家老ともいひ、夫々掛を分擔した。義弘隱居當時、義弘方の家老もあつたが、之は其の藏入を管するのみで、通常の家老とは別であらう。後年、掛の名目は各種に互り、また夫々變遷がある。享保十二年十一月の達によれば、綱貴代には支配分れず、凡べて表方支配の處、吉貴代に側方勝手方、兵具所方、腕方書院方を置くといふ。併し、勝手方は後に記す如く、もと御物座として、萬治、寛文以前に存し、兵具所方も、家老

家老座

家老座の主要なる分課たる表方

島津久茂が寛文七年まで、兵具掛を勤め、之が兵具掛の初見であるともいひ、系圖文書の事は、古來家老中一人づゝの受持といひ、記録方の掛を存した。此の如く、掛の分擔は古く行はれたが、漸次に掛の名目が加はり、分課も複雑になつたのである。安永八年四月以後に於いては、奥掛、異國方掛、宗門改掛、勝手方掛、福昌寺掛、南泉院掛、淨光明寺掛、公義流人方一門家掛(今和泉家掛等四家夫々に置く)、記録方掛と見えて居る。而して、主要の分課は、表方、奥掛、勝手方掛で、其の他の掛は、此等夫の兼務或は管下に屬すると思はれる。表方は、家老所管中、奥掛、勝手方掛等を分けた結果、爾餘の一般事務を此等と區別して稱するものと見られ、表方、家老座を置く。就中、幕府他家に對する交渉、幕府へ宗門改の届出、諸士の元服、家督養子縁組、隱居知行給與、役職任免、口事訴訟、科人遠流、或は社寺營繕、祈念法事等に與つた。また掛の家老一人は、異國方掛、宗門改掛を引受けた。之はもと異國方宗門方で、寛永十二年十一月朔日以後の諸國切支丹改に、家老島津久慶が掛となつたのに始まるといひ、安永八年四月、異國方掛、宗門改掛としたもので、天明三年二月、異國方掛を異國船掛と改めた。次に、表方支配の役座を擧げれば、大身觸役所(もと家老座與所といひ、寶曆六年十二月設置、天明六年七月上の如く改稱)、大目附座、大番頭座、寺社奉行

表方支配の役座

奥掛の起り

所當番頭詰所六與觸役所用人座、町奉行所江戶、京大坂各留守居、兵具所、使番役所、長崎附人道奉行所、裁許方、祈念方、宗門改役所、異國船掛、長島、籠島各移地頭、琉球在番である。安永末天明初年の書なる大概記によれば、表方家老座に定筆者十七人、寄筆者三、四人を附屬するといふ。奥掛の起源は不明であるが、もと側方といひ、享保七年六月、島津久當は城代家老勤を以て、留守側方納戸方、中通方記録方、奥方(後の大)尾畔方加役を命せられてゐた處を定加役とし、島津久兵衛名越恒渡と同じく與る様命せられた。當時、側家老座があつたと思はれるが、之は、享保廿年八月、表方家老座に合し、其の後、側方を奥方とし、安永八年四月、奥方を奥係奥後と改めた。即ち、主君側廻奥向の事務に與り、其の支配の役座は、側廻烏方、明時館、近習通等であつた。大概記によれば、側方に定筆者四人を附屬するといふ。勝手方掛は、萬治寛文頃まで御物座といひ、後に國遣座と改め、寶永二年二月、勝手方後に、勝手方掛としたものである。正保二年十月、家老北郷久加が御物奉行、即ち、御物座の惣裁に任じたのを初めとし、家老の内一、兩人が擔當した。兩人の場合には月番とし、一人の時は、若年寄大目附の内より一人

奥掛支配の役座

勝手方

勝手方支配の役座  
琉球掛

づゝ月番で勤めたといふ。職掌は所帶方諸事、即ち、田地、山方、浦方、海川方、參勤料、京大坂、國許入用諸納方、琉球道之島等に互り、高出入、所務及び耕作、江戶、京大坂藏奉行勘定方、諸金山等を凡べて差引するといふ。厩方書院方、能方も勝手方の支配であつたが、寶永二年十月、横目頭支配とし、横目頭の内一人づゝ擔當せしめた。勝手方支配の役座は、勘定所船手作事方、高奉行所物奉行所、山奉行所、郡方、金山方、細工所、屋久島方、代官所、臺所、春屋道之島各代官等である。琉球掛は古く分局なく、承應三年、家老新納久詮が御物座方を命せられた時より始まるかといふ。其の以前、琉球への令達等は、大概家老連名であつたが、寛文元年には、新納久詮より、三司官宛條書を出してゐる。同三年、久詮退役につき、其の子久了が後を襲ひ、御物座下知及び琉球方を擔當した。其の後、延寶六年、評定所詰役新納久辰が琉球方を命せられ、元祿十一年、久辰の子久珍が國遣座家老を以て、父の跡に琉球方を命せられた。即ち、琉球方は國遣座、從つて、勝手方掛家老の兼務を例とした。後、天明三年二月、琉球方を琉球掛と改めた。大概記によれば、勝手方に算用役八人、定筆者五人を附屬し、帳書抜方には、寄筆者が勤めるといふ。猶ほ、後期に至り、趣法方の掛が見えるが、之は、財政等に臨機の

側詰

方策を行ふため、勝手方の外に設けたものである。（註五）

家老に次いで側詰の役を置いた事がある。天明五年正月、川上久品が之に任じたが、翌六年五月、同人は勝手、方家老に轉じ、以後は鬨員となつた。即ち、勝手方掛、鷹掛、鳥掛、尾掛に與り、藩主の在府在國に拘はらず、奥に詰め、留守の時は家老座に詰め、鬨許に於いては勝手方に詰めるといふ。たゞ是より先き正徳享保年間に、側詰或は側詰座なるものが見え、其の後中絶して、延享二年十一月、勘定奉行河野通興が世子附側詰に任じたが、寛延元年正月、同人は大目附に轉じ、側詰は鬨員となり、安永九年七月、役人帳より役名を除かれた。此の側詰の地位は、川上久品が任じた側詰より一段低い様に思はれる。（註六）

若年寄

若年寄に相當するのは、古く相談役談合役（談合衆）、詰役（詰衆）、旅家老で、家久代家老の末座に本田親政等六人の相談役を置いたといひ、寛永十二年、山田有榮を家老座詰役とし、寛文七年、島津忠守を談合役とし、翌年正月、之を詰役に轉じた等に見えるものである。其の後此等の役は中絶し、寶永二年九月、横目頭種子島伊時基が勝手方を兼ね、翌月、役名若年寄と稱すべき旨を達せられ、次いで横目頭を免せられた。之が若年寄の始めであらう。而して、従前の慣習から談合

大目附

役詰役、旅家老の稱も行はれたが、天明七年七月、此等の稱を廢した。若年寄は時に勝手方等に列するが、主として側廻儀式の事を統べ、管掌は安永八年四月以後に於いて、誓詞掛、馬掛、目見方、諸禮事掛、諸役人、月次出仕、六與、諸士祝儀、連歌掛、連歌作代、首尾、番帳掛、尾掛、鷹掛、庭掛、鳥掛、藥園掛とあり、また書院掛、能方は、安永九年七月、大目附支配より移管され、馬掛（馬方）も大目附支配より移管されたものであるが、其の年代は不明である。大概記によれば、若年寄員數は増減あり、當時三人とし、筆者は家老座筆者の内より勤めるといふ。（註七）

大目附は、もと横目頭といひ、明暦頃に始まると見られる。是より先き、寛永十四年頃より、口事聞衆（口事）役があつた。口事とは後に吟味と云ひ、其の節是非曲直を聞届ける役が口事聞衆である。延寶五年四月、横目頭に任せられた島津久邦は、後に口事聞役兼務となり、天和三年二月、横目頭を免せられ、口事聞役は元通り勤めた。されば、口事聞役と横目頭とは別であつたが、其の後に至り、横目頭より口事聞役を兼ねた様である。寶永二年九月、横目頭は獨禮の格と定め、翌三年十二月、大目附と改稱し、役所も従前横目座といつたのを大目附座とした。猶ほ、薩陽落穂集（上卷）によれば、横目頭の頃は、與頭兼役でまた一人は寺

社奉行兼役とし、寺社奉行には他に専任一人を置く例であつたが大目附となつてから、重役の内とし、兼役を廢したといふ。大概記によれば、大目附員數増減あり、當時は四人とし、筆者七人を附屬し、職掌は領内仕置批判調への事、領内外異常の事、邪宗門、非法、不行跡の者、新儀申立て、或は傍輩中非儀の口事なす者、身分不相應の仕形の者等、聞立、諸外城横目申出調への事、書院方能方一人づゝ引受の事、鐵炮改、火改の事、出火の際、駆つけて下知の事、勝手方に與る大目附の外評定所に詰めて諸事を聞き、紀明の節は吟味に當る事等である。（詳六）

## 大番頭

大番頭は、安永九年七月、創置せられ、役所を大番頭座といふ。戦時一部隊を統率するものであるが、平時には番帳仕付等に預り、重要政務には參與せず、ただ天明六年七月より、従前月番用人の預つた明所諸郷を預り、同十一月より、従前小姓與番頭支配であつた新番一代新番部屋栖一代新番を支配し、其の後文化五年二月、大番頭は一時廢されたが、翌六年三月、再置と共に、新番の外に従前若年寄支配であつた小番を支配した。（詳九）

## 勝手方添役

勝手方添役は、堀興昌が數十年勘定奉行を勤續し、享保内檢の係をも首尾よく勤めたにつき、享保十二年十二月、大目附格勝手方添役に轉じたのが初見

であるが、役名として立てられたのは其の後である。同廿年八月堀は勝手方家老に轉じ、鎌田政直が勘定奉行に任じて堀の跡を繼ぎ、元文元年十一月、勤方元通りで勝手方添役となり、時に勝手方添役の役名が立てられたのである。

寛保元年正月、鎌田は大目附勝手方添役勤となり、同二月、勝手方家老に轉じ、郷原久雄が大目附勝手方添役に任じ、其の後寛延二年九月、川田國福が、寶曆七年十月、桂久中が夫々大目附勝手方添役に任じたが、鎌田政直の如く、勝手方添役に任じた者はなく、安永九年七月、其の役名も役人帳から除かれた。（詳一〇）

## 寺社奉行

寺社奉行については、歴代制度（卷五）の内に、以前寺社頭といひ、元祿五年、初めて別段に建てられ、法事奉行兼帯であるといえ、また官職秘考（卷）によれば、寛文六年八月、入來院重頼に分國中寺社方の支配を命じたのが起り、其の後評定所詰役談合役横目頭より兼務もあり、元祿十四年九月、種子島伊時が横目頭を以て兼務し、翌月、外に樺山忠邦が寺社奉行専任となり、爾後は、横目頭以上より兼務はなかつたといふ。また、享保十一年二月、祈念方役座を廢し、其の事務は、寺社奉行受持とした。大概記によれば、寺社奉行三人、之に取次役五人、筆者九人、惣大工一人、賦大工兩人を附屬し、分國中神社佛閣の修補建立、寺院知行方、祈

勘定奉行

念方出家修學或は昇進のため上方江戸行の手形證文等の事に當るといふ。勘定奉行については、歴代制度一巻五に寛永十七年以來其の役名が見られ、札奉行兼帶とあり、官職秘考上巻によれば、初め慶長六七年頃より配當取の役所があり、支配所勘定所と稱し、其の奉行を支配奉行勘定奉行と云ひ、元祿十四年十月、中神頼道は勘定奉行支配奉行兼役を命せられ、其の以前算用奉行といふも此の役で、役格は大體寶永五年以前の船奉行と同じく、其の後寶永四年十二月、與頭島津久轉伊集院忠寛鎌田政躬が勘定奉行に任じ、之より役格も改まつたといふ。翌五年正月、支配所及び支配奉行の稱を停止し、専ら勘定所勘定奉行と稱する事とした。大概記によれば、勘定奉行三人、外に當時寄役一人あり、勘定方總役兩人、勘定役十四人、帳役人兩人、定筆者四人、時々寄役五、六十人、附屬し、高支配方定筆者寄筆者取込拜借方へ懸り十二、三人程勤め、門割等あり、新支配の節は、外に二、三十人或は五、六十人以上も勤めるといふ。職掌は、金銀米穀、其他諸色役人取拂帳勘定方、知行方目録、鹿兒島中士屋敷差引等に當る。（注二）

側詰小姓頭

側詰小姓頭は、寶永四年米良重年後の比志が側用人に任じ、次いで大目附格となり、側詰小姓頭を兼務したといふに見え、此の役は享保頃より關役となり、

小姓與番頭

當番頭

安永九年七月、役人帳から削られた。役格は小姓與番頭の上であるが、職掌等不詳である。（注三）小姓與番頭は、初め與頭といひ、寛永十九年十二月、城下士十與を設け、與の長として置いたに始まり、天明六年七月、小姓與番頭と改めたのである。（注三）其の沿革等は、小姓與の説明に際し、既に記した如くである。（注三）當番頭は城の番に當る役で、初め番頭と稱し、寛文頃の創置かといひ、天明六年七月、當番頭と改めた。古くは參勤に隨從し、一人づゝ江戸詰とした。後に用人の兼務とし、次いで與頭の兼務を例とし、大概記によれば、專任の者あるも、人數は一定せずといふ。其の後文化十三年六月、小姓與番頭を專務とし、その當番頭兼務を免じた。（注四）次に、正徳三年三月に置いた奏者番があり、従前用人より勤めた禮事の披露を掌る役で、時に、與頭番頭島津久品、北郷久度、新納久、敦川上久映、平田宗房、高橋種房、用人義岡、忠守、相良、長規へ加役を申附け、其の後、過半與頭の兼務とし、用人の内よりも人により申附けた。また、奥奏者番は側用人兼務といふ。（注五）側用人は、表用人、勝手方用人と共に、用人を分けたもので、用人は、家老の申附及び家老へ上申の取次に當り、もと申口役、申次役、次いで使役使といひ、延寶年間、用人と改め、役所はもと用人帳所といひ、寶永二年二月、用人座と改めた。側

用人座

側用人

奏者番



用人は、寶永四年九月、側目附米良重年、菱刈重格、市來家貫、弟子丸宗武が初めて任じ、安永八年四月以後に於いて、奥掛記録方掛納戸方掛側奏者番公儀内證方掛を受持つた。表用人は、側用人と區別して、用人をかく稱し、同じく公儀用人數改掛小普請銀改掛馬掛南泉院掛鐵炮改掛異國方掛宗門改掛を受持つた。

町奉行

町奉行は、三原重種に始まるといふ。同人は慶長十七年頃より家老に任じたから、町奉行であつたのは夫より前で、山田有榮蒲地備中が次いで任じた。古く用人より兼務の事もあり、後に員數兩人となり、大概記によれば、之に筆者四人を附屬し、職掌は城下三町差引、即ち町の地頭に當り、また他領往來、商賣出入改差引、町屋敷出入差引、町方口事内開及び披露等に當る。〔注一七〕

側役

側役は、初め近習目附自附といひ、寛文頃より見えるが、寶永二年九月、側目附、享保三年正月、近習役、更らに安永九年七月、側役と改めたのである。其の役所は近習番所とし、天明元年六月、側役所、同二年九月、用部屋と改めた。大概記によれば、側役員數五、六人、側役並員數不定、内三人づゝ繰廻しに江戸詰とし、徒目附八人、筆者五人、徒目附を附屬し、職掌は、側用人差支の節、同前に側廻用筋取次

目附

を勤め、出火の節、火元へ駈付差引の事、小姓方支配の事等である。〔注一八〕 側役並は初め小納戸役之格と云ひ、小納戸役が廢せられ、寶永二年十二月、小納戸役之格は近習役之並となり、役順使番次であつた。次いで正徳末、享保初年に、近習役は引役となり、近習役並のみ残り、明和八年十一月、後の近習役の次と定まり、近習役が側役となると共に、近習役並は側役並となり、天明五年正月、廢止となつた。〔注一九〕 寶永二年九月以降、目附なる役があり、もとは吟味役或は十人衆で、寛永廿年、諫訪兼利は吟味役に任じ、正保年間に、肥後盛行が十人衆を勤めたと見える。併し、慶安以後十人衆の稱はなく、貞享頃、吟味役を奏者番と改め、元祿十年二月、再び吟味役に復し、寶永二年九月、従前の目附を側目附と改めた時、吟味役を目附と改め、また表目附とも稱したが、正徳二年正月、廢止となつた。其の吟味役と稱した時より、琉球在番奉行や、寛文延寶頃の惣山奉行も吟味役より勤め、或は京大坂藏奉行、町奉行、久見崎奉行も此の役より勤めた事がある。〔注二〇〕

江戸留守居

江戸留守居は、寛永十六年新納久詮が任せられたのが始めて、同廿年、同人は家老に任じたが、引續き在府し、幕府より留守居の用ある時は出頭し、其の後慶安中には、相良頼堯、三雲定直が別に在任した。或は、寛文以來此の役名が見え、

伊勢十兵衛に始まるともいふ。大概記によれば定員四人で、一人づゝ十ヶ月程鹿兒島に居り、其の外は在府し、藩主の登城等に随ひ、また江戸に於ける情報を蒐めて勤向の事を上申し、藩主在國中上府の使者を案内し、老中、其の他役人諸侯への交渉等に當る役で、留守居一人に筆者兩人を附した。

京都留守居はもと京都藏奉行と云つた。初め慶長九年、京都木下に邸地を受領した時、家老樺山久高が留守居となり、作事に當つた。其の後、屋敷は室町四條下ルに、次いで錦小路高倉西入ルに移つた。京都藏奉行創置の年代は不明であるが、寛永元年、新納久詮が京大坂藏奉行に任じ、其の以前京都に藏奉行はなく、大坂藏奉行兼務であつたかともいふ。寶永元年十二月、京都留守居と改め、爾後家老直申渡の役とした。もと一人役長詰であつたが、正徳四年正月より、二人役交替勤務とした。大概記によれば、京都留守居兩人、一年づゝ交替勤務、附屬の算用役一人、一年代り、筆者三人、買物役二人、藏役二人、何れも二年代りといふ。其の職掌として、藏の出入、所帯方の事、また白糸、玉金、拂方に當る。

大坂留守居は初め大坂藏奉行といひ、其の役名は慶長初年より見え、寶永元年十二月、大坂留守居と改め、爾後家老直申渡とした。もと一人役長詰で、正徳

大坂留守居

三年十二月より、二人交替勤務とした。大概記によれば、大坂留守居兩人、一年づゝ交替勤務、附屬の横目二人、算用役一人、共に一年代り、買物役二人、筆者四人、藏役四人、共に二年代り、但し、筆者二人は大坂居附といふ。其の職掌として、藏の出入、所帯方の事、また仕登米、生蠟、黒砂糖、棗、種子等國産の拂方、江戸用銀調達、江戸交代の者に供する乗船等の手當に當るといふ。

納戸奉行

納戸奉行は、古く荷物役、荷物奉行といふ。寛永末頃より南戸役の稱が見え、明暦年間には、奥南戸役、表南戸役と見えるといひ、其の後、納戸奉行と改めたのである。正徳元年十二月、家老直申渡とした。大概記によれば、納戸奉行員數五人、附屬の腰物役二人、時計役二人、筆者三人、藏役二人である。職掌として、支度方振廻方差引、平常膳方包丁人、料理人等下知、納戸附屬奉公人差引等に當り、凡べて藩主座所へ缺かさず罷出るといふ。また天明三年二月の定に、小納戸と共に膳番加役として勤め、膳向の事を擔當する事とある。(注二七)

物頭

物頭は初め兵具奉行といひ、義久の頃より見え、寶永元年十二月、物頭と改め、爾後家老直申渡とした。但し、役所は終始兵具所と云つた。大概記によれば、物頭員數十五人、附屬の檢者二人、筆者三人、藏役四人とし、職掌は、兵具所主取の

事、弓頭、鐵炮頭、長柄頭と職分けあり、道具衆なる足輕を差引下知し、藩主公式の  
出向には先供となり、科人ある時は足輕を遣し、糺明には足輕を隨へて詰める  
といふ。天明二年二月、鑓奉行弓奉行鐵炮奉行を置き、何れも物頭より兼務し  
たが、寛政十年正月、物頭專一の勤務を除き、兵具方の勤務は三奉行夫々受持に  
勤め、當番は三奉行繰廻しに勤める事とし、三奉行の惣名を物頭（注三）とした。

近習役

近習役は光久の頃に始まり、寛文中にも其の役名が見え、寶永三年當時役順  
物頭次であつた。享保三年正月、側目附を近習役と改めたが、其の間に以前の  
近習役は廢せられた。守殿添用達は繼豐夫人竹姫入興につき、享保四年十月  
に設けられ、安永元年、其の逝去と共に廢せられた。（注三）

守殿添用達

船奉行

船奉行は、文祿役中より見える役で、其の役所は船手である。また久見崎船  
手在番の船奉行或は久見崎奉行久見崎船奉行があつた。久見崎船手は島原  
一揆の際に見られ、是より先き家久代に、水引星原に船手があり、船奉行が在勤  
したといふ。即ち、星原の船手が高江久見崎に移された様であるが、久見崎船  
手にも船奉行が在番した。寶永六年八月、物頭郡山地頭上村行隆を久見崎奉  
行に任じ、同時に、船奉行の久見崎在番を差留め、久見崎奉行を以て同地船手に

在番し、船奉行と同じく勤めしめる事とした。同年九月、上村行隆は高江地頭  
に補したが、翌七年正月、病死につき、山田有壽が久見崎奉行に任じた。同人は、  
其の以前、長島移地頭で川内以北の目附を命せられてゐたが、久見崎奉行に任  
ずると共に、目附は元の如く、高江地頭に補し、次いで、山田百次隈之城、高江東郷、  
中郷、高城、阿久根、長島、野田、高尾、野出水の衆中各一人を附屬の目附役とされた。  
同年九月、山田有壽は用人に轉じ、久見崎奉行は廢止となり、岡元重隆が久見崎  
船奉行に任じて同地に在番したが、正徳二年三月、鹿兒島で船奉行に轉じ、佐多  
直房が久見崎船奉行に任じ、享保十九年、同人が病死して久見崎船奉行を廢し、  
同年七月、久見崎へは船奉行の内より四ヶ月づゝ繰廻しに詰める事とし、安永  
二年十一月、之を三ヶ月詰とした。大概記によれば、船奉行六人、檢者四人、筆者  
七人、惣大工二人、船頭一人、脇船頭三人を附屬し、職掌は、參勤交替の船立に隨ふ  
事、領内諸船差引の事、兩船手荒田濱七島三島支配の事、久見崎船手へ一人づゝ  
交代勤番の事、諸浦支配并に浦方訴訟事取次、勝手方へ披露の事といふ。  
使番は寶永二年五月、江戸に創置され、是より先き、用人より兼勤の役場とい  
ふ。大概記によれば、使番の員數六人、附屬の筆者六人、職掌は、江戸、鹿兒島共に

使番

小納戸頭取

使者進物の事を管し、時宜により使者を勤め、江戸留守居差支の時は寄役をも勤めるといふ。<sup>(注二四)</sup> 小納戸頭取は、天明二年二月創置せられ、時に小納戸早川兼以が任じた。勤方は小納戸の通りで、其の頭取とし、また隠居附小納戸頭取を置き、小姓頭取兼帯とし、文化五年十月、爾後小姓頭取は小納戸頭取より兼務の事とした。<sup>(注二五)</sup> 次に、小納戸役の役名は貞享頃より見え、元祿頃、河野通行は小納戸役で近習衆並取次を勤めたといふ。寶永元年十二月より、小納戸役は家老直申渡の役と定めたが、翌年廢された様である。<sup>(注二六)</sup>

小納戸役

廣敷用人

廣敷用人は、もと奥家老納殿代、官納殿役人に當る。安永七年五月、納殿を廣敷納殿役所を廣敷役所と改めると共に、納戸役人を廣敷頭と改め、更らに天明六年七月之を廣敷用人と改めた。猶ほ、守殿添用達は、享保十四年十一月、守殿方納殿役人を改稱したものである。大概記によれば、廣敷頭五六人、奥向凡べて引受け、廣敷番同横目、附屬の與力同心を支配するといふ。<sup>(注二七)</sup> 教授は、初め聖堂奉行と云ひ、安永六年六月、記録方添役聖堂方掛勤山本正誼を以て初めて任じ、天明六年十月、教授と改稱した。<sup>(注二八)</sup> 右筆頭は、天明六年正月の創置で、時に右筆折田常親を以て之に任じ、右筆方主要の事を始め、入用向等専ら差引するといふ。<sup>(注二九)</sup>

教授

右筆頭

小十人頭

普請奉行

小十人頭は、天明七年七月、小十人組と共に、其の頭役として置かれたが、小十人組に組入の者なく、享和二年九月、小十人組小十人頭共に廢止となつた。<sup>(注三〇)</sup> 普請奉行の役は、前時代より存し、寛永頃、定役兩三人、外に作事により臨時に任じたといふ。其の後天和元年まで、普請奉行四人を置いたが、同八月、普請方中取を置き、爾後普請奉行は見え、元祿十四年の江戸芝藩邸作事に、用人野村廣貞を普請奉行とし、之に普請方中取隈元宗張を附屬した。即ち、平常は普請奉行を置かず、萬端は中取役が擔當し、必要により用人等より普請奉行を兼ね、中取役を指揮したのであらう。寶永四年十二月、中取役を廢し、再び普請奉行を常置し、谷山忠利、阿多俊名、種子田秀延、尾上信茂を之に任じた。大概記によれば、普請奉行の員數五人、定檢者十四、五人惣大工三人、添大工四人、筆者六人、藏役六人を附屬し、職掌は普請并に修補受持、諸外城假屋同斷とある。天明三年十月に至り、普請とは道橋、土手川工事の類を稱し、家屋造作等は作事と云ふと定め、従前の普請方を作事方、普請奉行を作事奉行と改め、別に普請奉行を置いたが、之は作事奉行の兼務とした様である。また一に作事奉行を置くは、天明四年九月ともいふ。其の後普請奉行は勤方なく、享和二年九月之を廢した。<sup>(注三一)</sup>

記録奉行はもと文書奉行で、古くは家老の内一人記録方として系圖文書の事を擔當したのみであつたが、家久代に初めて義岡久喜に文書奉行として、系圖文書書物等の保管を命じ、光久代に、文書奉行平田純正は家譜編集を命ぜられ、正保二年冬より着手して、明暦三年正月成就し、之より記録奉行の役が建つたといふ。尤も、以前の文書奉行書物奉行を兼帶とした。平田純正及び同役大田久知は共に納戸奉行を以て記録奉行を兼務し、一に平田は用人であつたともいふが、其の後は納戸奉行よりの兼務はなかつた。大概記によれば、記録奉行三人添役又は稽古三、四人筆者四人を附屬し、職掌は、系圖及び古來の書付等を調べ、且つ保存する事當時の書付の後代に残すべきものを寫して文庫に納める事、士の筋目系圖の由緒を糺す事等である。（註三〇）

長崎附人は、承應元年二月藥丸大炊兵衛が長崎詰として遣されたのに始まり、延寶年間の記録には長崎留守居とある。古く兩人役で交替に在動したが、後に一人役となり、更らに元祿十二年二月野村盛富を長崎附人に任じた時先役藥丸兼定と兩人で隔年に在動し、國許に於いては、平日異國方に詰める事とした。（註三一）大概記によれば、長崎附人兩人屋代として町人三人を附屬し、附人兩人の内隔年に一人づゝ、三月より十月まで長崎に勤番し、即ち毎年九月末或は十月和蘭船歸帆後に諸國附人と同じく歸國を許され、また領内漂着唐船の長崎送届けについては使者と共に長崎奉行へ申出で、其の他使者派遣の節は、共に長崎奉行方へ出るといふ。猶ほ、天明二年正月、長崎或は他所向には聞役と稱し、内輪では従前通り附人と稱する事とした。

高奉行は、元和五年當時行はれた諸士寺社の上知に關すると思はれる高奉行四人の任命があり、之を初見とする。大概記によれば、高奉行五人筆者十人、出物總役三人、鹿兒島出物藏役人四人を附屬し、職掌は、鹿兒島諸外城高出入差引諸士公用の江戸京大坂出張の賦手形を以て出す事、諸士領内出張の飯米を出す事、出物藏差引出米仕登の事等である。（註三二）

物奉行は、義弘が帖佐に在つた頃より見える役で、寛永廿年五月十四日付、新納久詮宛、光久の覺には、金銀出入の事は物奉行へ談合して差引する事とある。寛文十二年二月には、高橋種十は用人に任じ、比志島國治に代つて江戸高輪物奉行を勤めたといふ。其の後、部屋方隠居方の物奉行もあつた。大概記によれば、物奉行五人一人づゝ、江戸詰とし、筆者十三人藏役八人を附屬し、職掌は、所

道奉行

帶方諸品差引諸扶持方諸職人賃飯米手形を出す事等である。(注三四)

馬預

道奉行は、安永二年七月、創置の役で、文化五年二月、一旦廢止したが、翌六年三月、再置し、但し、役所は作事奉行詰所とした。職掌は、安永二年七月創置の際の達によれば、鹿兒島中を毎日行廻り、町家端々まで、殊に道路悪しき場所或は外廻等を見分し、不良の個所は其の屋敷係り主人へ道造等申渡し、且つ小路の事は従前大目附受持の處、凡べて道奉行の受持とし、水道方及び領内道橋の事も受持つとあり、其の後天明八年七月、其の受持を城下に限る事とした。(注三五) 大概記には、員數七、八人、小路方凡べて受持とある。馬預は、古く馬屋奉行馬之役に當るが、光久の代に、城下上下の厩に厩別當を置き、享保廿年九月、馬方と改め、安永七年五月、馬預と改めたのである。其の後文化十一年六月、馬預は小納戸頭取の内より兼務とした。大概記によれば、馬預六人、馬乘五人、馬醫七人、檢者二人、筆者四人、藏役二人を附屬し、職掌は、主君乗馬を始め、領内牛馬を差引し、毎年九月頃牛馬出入勘定を究める事、繰廻し一人づゝ、江戸詰で乗馬支配の事、諸所馬牧を差引し、福山吉野馬追には出張して差引し、賣馬は春秋他領へ廻し、大口に於いて馬改に當る事といふ。(注三六) 小姓頭取は、天明六年十月新置の役で、奥表小姓

小姓頭取

側目附

近習番、小姓の頭取である。また、隠居附(小納戸頭取)、部屋附(抱守)もあつた。側目附も、天明六年十月新置の役で、奥向、其の他の目代といひ、但し、近習役側役の前身として、寶永二年より享保三年まで存した側目附とは別である。文化五年十月、側目附、小納戸は双方兼務とした。隠居附側目附もあり、天明七年正月、之を供目附兼帶とした。(注三七) 小納戸は初め小納戸役といひ、創置の年間不詳であるが、寶永初年に一時廢し、間もなく再置したもので、延享五年正月、目附と兼帶、膳番を加役とし、天明元年五月、小納戸と改めた。隠居附部屋附小納戸もあり、文化十一年六月、兩隱居附小納戸より側目附供目附兼務とした。(注三八) 小納戸並も、と小納戸役並といひ、正徳二年八月、相良長陽を任じたのが初見で、天明元年五月、小納戸並と改め、同五年正月廢止となつた。(注三九) 供目附は、もとの定供又は定馬廻を改めたものといひ、供目附として、寶永三年九月創置ともいふ。正徳三年三月、中通目附と改め、但し、他所向には表目附と稱し、安永七年五月、供目附に復したのである。大概記によれば、員數七人、職掌は、藩主乗物廻りに隨從し、供廻諸事差引し、諸侯等へ途中辭儀には乗物内へ傳へる事等である。(注四〇) 目附は、もと横目座取次といひ、創置の年間は不詳であるが、寶永三年十二月、

小納戸

小納戸並

供目附

目附

裁許掛

横目座を大目附座と改めたにつき、横目座取次も大目附座取次と改め、正徳二年正月表目附の廢止と共に、大目附座取次を目附と改めた。大概記によれば、目附二十餘人、筆者七人を附屬し、職掌は大目附座に附屬して用筋及び鹿兒島、諸外城横目より申出を取次ぎ、江戸にも在勤し、目附の内五人は糺明方とし、科人評定所へ召出の節糺明に當り、先例等を調べ、夫等の趣を大目附へ書出し、家老へ達する時は出て披露を遂げる等である。(注四〇) 裁許掛はもと口事奉行といひ、家久、光久代より存し、寶永七年三月、口事奉行を糺明奉行と改め、同時に、口事を吟味、口事場を評定所と改めた。正徳三年三月、糺明奉行は目附の加役とし、即ち、目附の糺明奉行加役或は糺明方加役としたが、安永七年五月之を裁許方加役、糺明奉行所を裁許方と改め、同八年四月(九年七月)、役名を裁許方掛役所を裁許掛とし、更らに天明五年六月(六年七月)、役名を裁許掛とし、役所を裁許方とした。(注四二)

軍師  
右筆

軍師は、寛政五年八月初めて甲州流師範家園田成甫が之に任じ、世襲したが、後に記す如く、嘉永元年、軍制改革に伴つて廢止となつた。右筆は、古くより存し、伊勢貞昌も使役を以て右筆を勤めた事がある。もと家老座書役より任じ、た事が多かつた。猶ほ寛文頃、側右筆があり、其の後元祿九年、右筆富山十兵衛、

廣敷番之頭

岩切一兵衛は側方へ差分けとなり勤めたといふが、之も側右筆と稱したか否か不明である。大概記によれば、右筆七人、外に稽古二、三人あり、職掌は、幕府諸侯向の書狀、高札下馬下乗札等を調へる事といふ。(注四三)

廣敷番之頭はもと納殿役といひ、納戸役とも記した。貴久の頃に此の役あり、初め廣敷用人はなく、納殿役より奥向を勤めたので、老功の人を以て一切委任したといふ。安永七年五月、廣敷番、天明六年七月、廣敷番之頭と改めた。また享保十四年十一月、守殿の納殿役を守殿鎖口添番とした。大概記によれば、廣敷番二十七人、奥向番夫人等の隨從或は使者を勤めるといふ。(注四四)

山奉行

山奉行は、寛永四年を初見とするといひ、其の沿革等は第三編第二章に説明する如くであるが、また、大概記によれば、山奉行六人、筆者七人、寄筆者三、四人、山見廻四、五人を附屬し、職掌は、領内山方諸所木手形を出す事、毎年領内三手に春秋巡廻して材木を拂ひ、山々見分し、右木代銀を金藏に納める事、關狩山方主取差引の事、用木取下し受持の事、商賣山願出に際し、山床支障の有無、運上銀額を取調べて勝手方へ申出る事等である。(注四五) 次に、郡奉行は、慶安二年の創置で、また其の沿革等は第三編第一章に説明する如くであるが、大概記によれば、郡奉行

郡奉行

十七、八人附屬の筆者二十人程、寄筆者用次第増減、田地方檢者三十人程、寄檢者六、七十人とし、職掌は、田地仕付及び秋取納物定の事、春初諸所井手溝用水等の沙汰の事、田畠新竿入并に古田畠竿入高窵等の事、風、水旱損により定代納困難の節、夫々見分して代成を定める事、諸奉公人江戸上方他領へ出張の送人馬差引の事、道橋修補等百姓夫役差引の事、百姓年季奉公開届の事、公用紙用の楮を植付けさせ、秋冬に取納めさせる事等といふ。金山奉行は、第三編第五章に記す如く、寛永十七年永野金山開掘當時、北郷久加を金山之惣奉行とし、其の下に金山物奉行を置いたに始まり、後に金山町奉行金山奉行も置いたが、金山衰微に及び、金山物奉行のみとした。之が後の金山奉行である。大概記によれば、員數二、三人、職掌は、山子賃米、錢手形を以て金山藏より拂ふ事、他國者手形を出す事といふ。細工奉行は、慶長頃より見え、大概記によれば、員數四人、檢者三人、筆者二人、藏役二人、附屬し、其の他、表具細工主取二人、塗物主取二人、鍛冶五、六人、研師二、三人、鍔柄師二人、鐵炮師二人、向からくり師二人、鑄物師二人、青貝師、銀金師二人、塗物、鞍師二人、繪師四人は、扶持米を給せられて平常勤め、外に諸細工人勤日數に應じて飯米を給せられる者あり、細工奉行の職掌は、凡べて細工差引

金山奉行

細工奉行

宗門改役

鳥見頭

鳥見頭格

鷹匠頭

し、諸細工人に下知する事で、但し鍛冶細工の類は普請奉行に附すといふ。<sup>三四六</sup>宗門改役は、明暦元年、宗門取締のため宗體奉行二人を置いたに始まり、元祿十二年四月、宗體改方、寶永六年九月、宗門改方、安永七年五月、宗門改役と改稱したもので、役所は初め宗體座とし、寶永六年九月、宗門改所と改めた。大概記によれば、宗門改役三人、横目二人、筆者二人を附屬し、職掌は、専ら切支丹宗門并に一向宗禁止の沙汰、宗體方の口事詮議を司るといふ。<sup>三四七</sup>鳥見頭は、安永七年正月創置の役で、時に鮫島常政、右原近喬を以て任じ、勤方は鳥見に同じく、且つ鳥見取次、野留網差支配に當るといふ。其の後文化五年二月、廢止となつたが、九月、再置された。鳥見頭格は、天明元年正月、初めて之を置いた。<sup>三四八</sup>山下鷹匠頭は、初め本丸鷹匠頭といひ、天明元年五月、尾畔鷹匠頭と共に役名を立てられ、時に小納戸並佐久間村賢が納戸役、本丸鷹匠頭兼務に、鷹匠頭尾畔預毛利元珍が本丸鷹匠頭に任じ、次いで翌二年六月、本丸鷹匠頭を山下鷹匠頭と改めた。<sup>三四九</sup>尾畔鷹匠頭は、もと尾畔假屋守で、尾畔假屋創置の年代は不詳であるが、最初肥後某が假屋守を勤め、萬治元年十二月、宮内源内が任じた。正徳三年正月、尾畔奉行、安永六年五月、鷹匠頭尾畔預、天明元年五月、尾畔鷹匠頭と改めたのである。猶ほ、



同朋頭

享和元年九月、山下鷹方を廢し、其の掛役は尾畔に勤め、山下鷹匠頭、尾畔鷹匠頭共に鷹匠頭と稱する事とした。文化五年二月、鷹匠頭は廢止となつたが、九月、再置された。(注五〇) 同朋頭は、初め茶道頭といひ、寶永五年九月、江戸に於いて長瀬萬阿彌が初めて任じ、明和七年閏六月、同朋頭と改稱した。員數一人とし、天明五年十一月の達によれば、禮席に同朋頭を掛とし、向後家老より奏者番用人、目附、其の他へ表立たざる申達向々より家老へ申出等、其の取次により、同朋頭差支あるか、居合さざる時は、數寄屋頭表、同朋、奥向の事は、奥同朋より同斷取計らふ事とある。また天明七年正月、隱居附茶道頭を置き、奥同朋福崎、阿彌を以て任じ、文化五年十月、茶道頭の役名を立てた。記録方添役は、寛保元年十二月の創置で、時に記録方稽古安藤茂喬、吉田清紀、日高爲常が任じた。記録奉行連署の書付には、添役も連署するといふ。作事奉行見習は、初め普請奉行見習といひ、安永四年六月の創置で、天明三年十月、作事奉行見習と改めたが、別に又普請奉行見習を置いた。次に、物奉行見習は、安永六年正月、創置された。(注五一)

馬預見習

馬預見習は、寛政二年正月、創置せられ、勤方は馬預と同じである。唐船改は、初め異國塵中取といひ、元祿二年閏正月、四元忠昭が任せられたのを初見とし、

唐船改

寺社方取次

享保十年十一月(正徳三年十一月)唐船方受込、安永七年五月、唐船方、天明三年二月、唐船改方と改稱したもので、員數四人ともいふ。寺社方取次は、初め寺社方中取、或は寺社奉行所中取といひ、寛文中より見え、一人役であつたが、延寶三年五月、兩人とし、貞享三年八月、更らに一人を加へ、漸く人數不定となつた。正徳三年八月、寺社方(天明三年二月)取次と改め、享保初め頃までは、寺社奉行所取次、或は寺社所取次と記した事もあるといふ。大概記によれば、其の員數六人、職掌は、社寺造營の沙汰、寺院社家よりの申分を寺社奉行へ取次ぐ等である。(注五二) 猶ほ、古く

祈念奉行

祈念奉行があり、萬治三年、是枝右京は、奥看經方となり、夫より綱貴代まで勤めて、祈念奉行に任じ、寛文五年、時任義巖は、奥看經所番番となり、寶永二年、看經方祈念奉行兼役を命せられたといひ、其の後、正徳年間には、祈念方と見えてゐるが、享保十一年、之を廢し、寺社方取次の加役に祈念方勤を命じた。(注五三)

勘定方小頭

勘定方小頭は、初め勘定所中取役といひ、寶永四年十二月、平田宗賀、伊地知重詳を以て任じたのを初見とし、當時の創置と思はれる。正徳三年八月、勘定方(天明三年二月)小頭と改めた。大概記によれば、員數八人といふ。次に、勘定方吟味役は、享保初年より同末年まで置かれた役である。

藥園奉行  
庭奉行

磯奉行

尾畔奉行

島預頭取

藥園奉行は、寛政四年十二月創置せられ、時に庭奉行大田用嵩表小姓村田經陶が任せられた。附屬の藥園掛八人書役三人(内一人書役也といふ)庭奉行は、天明三年十月創置せられ、相良常政が庭奉行藥園掛に任じた。文化五年二月廢止となつたが、後再置したものの如く、翌六年五月、又庭奉行を廢して島預頭取兼務とした。猶ほ、天明六年七月創置の磯奉行は庭奉行の加役で、之は磯屋敷茶屋及び庭等に關する諸事を管掌した。此の以前にも磯奉行があつた。磯屋敷はもと鎌田政近に給した大磯下津濱門山下屋敷といふ地であつたのを萬治元年用地として假屋を建てたもので、其の後假屋守を置き、役格は尾畔假屋守同格とし、正徳二年の定では茶道頭上であつた。同三年正月、之を磯奉行と改め、次いで吉貴が隱居して磯に住んだので、磯奉行を増員したが、延享四年十月其の逝去の後、之を廢したのである。(注五五)尾畔奉行は、安永六年五月鷹匠頭尾畔預と改めた事は前に記したが、之と別に、天明四年十一月新しく尾畔奉行を置き、島見赤崎丹四郎を以て補し、従前鷹匠頭職掌の内鷹方へ掛る事以外凡べて管掌する事とした。文化五年二月廢止となつたが、後に再置された様である。(注五六)島預頭取は、天明三年、島見梅北種五郎が島見頭格庭方島預頭取動を命せられ

膳所頭

奥醫師

數寄屋頭

表方代官と帖  
佐與代官

臺所頭

たのに始まり、其の後園田喜碩村田孝右衛門が此の役に在つたが、寛政元年閏六月(同二年二月ともあり)島預頭取の役が立てられ、兩人共初めて之に任じた。

膳所頭は、天明五年正月、江戸に於いて石原傳右衛門が初めて任じた役で、規式、其の他招請等重立つた式の時、膳所へ出勤し、平常の勤務はない。(注五七)奥醫師は、初め側醫師といひ、安永九年七月、奥醫師と改めたもので、同時に、従前存した側醫師格を廢した。大概記によれば、奥醫師の員數十二人である。(注五八)數寄屋頭は、初め書院役人といつた。猶ほ、明暦三年二月の島津久通、町田久則の狀の内に、役人坊主の語が見えるが、之は書院役人の更らに古い名稱であらう。元祿以來、書院役人と見え、安永七年五月、書院方預と改め、天明五年正月、書院方を數寄屋と改めたにつき、書院方預も數寄屋頭と改めたのである。(注五九)大概記によれば、附屬の筆者五人で、藏役も勤め、職掌は床飾諸道具等の事といふ。次に、表方代官、帖佐與代官あり、即ち、藏入收納の役で、其の沿革については既に記した如くである。大概記によれば、表方代官は三人、定筆者五人、寄筆者二十人程を附し、帖佐與代官は四人、定筆者五人、寄筆者二十人程を附すといふ。

臺所頭は、初め臺所代官といひ、天正頃にも見え、元祿頃より臺所頭と改めた。

春屋役

大概記によれば、員數一人、附屬の筆者二人、料理役二人、外に座横目二人が六ヶ月交替受持で附屬し、職掌は平常料理を出し、附屬藏方を管理する。

春屋役は、初め客屋代官と稱し、家久代より見えるといふ。寶永七年三月、客屋を宿屋と改めたので、客屋代官も宿屋役と改稱し、猶ほ、使者等の節は、客屋預と稱する事とした。其の後、客屋預春屋役と稱した様で、享保元年七月、之を客屋評定所預春屋役と改めたといひ、大概記には、客屋評定所預春屋役とある。同書によれば、員數一人、筆者三人、藏役四人を附し、職掌は味噌、醬油類調へ方、振廻事の節仕出し、法事の節出家并に詰衆へ料理調へ方、糺明の節詰人數へ調へ方、他家使者、輕使、飛脚等の料理賄方、差引蠟燭調へ方等である。

小納戸見習  
奥小姓

小納戸見習は、天明六年九月、奥小姓早川道兼が任じたのが始めて、同閏十月、小納戸見習は、奥小姓の内より申附ける事と定めた。奥小姓は、もと側小姓といふ。小姓の役名は、義久代より存し、其の後、表小姓、側小姓と分けたもので、安永九年七月、側小姓を奥小姓と改めたのである。大概記によれば、奥小姓二十五、六人、時々増減あり、主君の給仕、髮月代支度、また隨從、先番等を勤めるといふ。近習番は、天明七年正月の定で、隠居附奥小姓は近習番も兼務とする。

表小姓

裁許掛見習

山奉行見習

奥同朋

表同朋

記録方見習

右筆見習

と側小姓の内より勤めたが、安永九年八月、別に役を設け、側小姓志岐藤右衛門等五人を以て任じ、其の後、文化五年十月、再び奥小姓兼務とした。表小姓は、寛永十七年の記録に見え、大概記によれば、員數二十人程で、時々増減あり、主君前の外給仕并に側廻への用に取次を勤めるといふ。裁許掛見習は、初め糺明方見習といひ、寶曆四年五月の創置で、其の後、糺明方の改稱に伴ひ、裁許掛見習となつた。山奉行見習は、寛政十一年十一月、郡奉行見習は、天明元年閏五月、共に初めて置かれた。奥同朋は、初め側同朋といふ。而して、古く同朋が側同朋表同朋と分れたと思はれる。安永九年七月、側同朋を奥同朋と改め、文化五年十月、廢止となつた。大概記によれば、員數兩人といふ。表同朋は、享保四年十二月、愛甲季貞を任じたのが初見で、勤方は書院役人と同じといふ。記録方見習は、延寶五年、伊地知主英が文書見合を命せられ、同八年、之を了り、記録所に詰めて見習ふべき旨命せられたのが始めて、元祿四年二月、市來政香、肥後盛香は、記録所見習に任じ、また川上親央は、側小姓で之に任じ、後に、記録方稽古とあり、側小姓表小姓又は無役中通より任じ、天明三年十月、記録方稽古を記録方見習と改めた。右筆見習は、貞享二年、平野友重が右筆所見習學を勤め

たと見え、其の後、側小姓無役中通より右筆稽古に任じ、天明三年十月、右筆見習と改めたものである。大概記に、右筆稽古三、四人時々増減ありといふ。

助教

助教格

學校目附

助教は、初め講堂學頭といひ、安永六年六月の創置で、時に長崎通喬が任じて聖堂に勤務し、次いで天明六年十月、助教と改めたのである。また助教格があり、之も初め講堂學頭格といひ、天明四年五月、脇田貞丈が初めて任じた。

訓導師

邦講

神農堂預

小姓

小坊主

三月、又廢止となつた。訓導師は、天明二年九月、創置され、講堂諸生童子の指南及び講釋等を勤める。次に都講は、天明七年八月、習書頭取は、寛政九年十月、夫々創置に係る。曆者は、安永八年十月、明時館造立の際、水間良實を任じたに始まる。次に鷹匠見習があつた。また、神農堂預は、役順不明であるが、もと神農堂守といひ、天明七年六月、神農堂預と改め、醫學院掛の時は、醫學院預ともいふ。小姓は、寛永頃には、奥小姓とあり、安永九年七月、側小姓を奥小姓と改めた時、従前の奥小姓を大奥小姓と改め、天明六年七月、小姓と改めたのである。大概記によれば、大奥小姓三、四人、時々増減あり、職掌奥小姓と同じく、奥向へも通じて勤めるといふ。小坊主は、初め側坊主といひ、享保九年五月、上原尙以が任じ

奥茶道と表茶道  
廣敷醫師と表醫師

廣敷横目

徒目附

たのが初見で、後に小坊主に改めた。奥茶道は、初め側茶道といひ、吉貴の代に始まると傳へ、安永九年七月、奥茶道と改め、また表茶道があつた。廣敷醫師は、初め奥醫師といひ、座附士外城衆中より任じた者は、享保九年二月、之を鹿兒島士とするとし、また同十一年七月の定では、之を奥寄番醫師と稱する事とした。安永九年七月、奥醫師を廣敷醫師と改めた。次に表醫師があり、享保九年二月、外城衆中よりも任ずる事としたが、同十一年七月、其の場合には、表寄番醫師と稱する事とした。夫より鷹匠世話役、鳥見、廣敷横目等の役あり、鳥見は、初め表横目の内より申附け、安永七年正月より、側横目に申附ける事とした。

廣敷横目は、初め奥横目といひ、享保十四年十一月、守殿附奥横目を守殿大番目附と稱する事とした。奥横目を廣敷横目と改めたのは、安永七年五月である。徒目附は、初め歩行目附といひ、正徳二年二月、徒目附と改めた。表横目は、監察役で、諸所を巡廻し、町方専務及び江戸京大坂詰等もあつた。寛永十七年二月、横目役二十六人が任命され、誓詞を出して居り、之が始めかといふ。正徳二年十一月、家老北郷久加は、取次を以て、伊地知重昶等四人に横目を命じ、諸外城手分け廻勤の上、所々暖より人柄見合せ横目を選ぶ事を達した。時に諸外

外城目附  
座目附と表目附

城一統に所役の横目を置き、即ち外城横目で横目が之を指揮したと思はれる。其の後、横目は次の座横目に對し表横目と稱した。大概記によれば、横目員數百人以上、職掌は、變死者を見分し、喧嘩等の節は疵并に事情を糺し、その他、惡黨逮捕の節は足輕を召列れて差越し、糺明仕置の節も勤め、江戸へも詰り、座横差支の時は藏方へ勤め、諸所津口番所へも詰めるといふ。<sup>(七九)</sup>藏方目附は、初め座横目といひ、享保五年二月初めて田代傳兵衛等六人を任じ、時に從來定詰横目勤務の場を勤める事とし、其の後天明六年七月、藏方目附と改めたのである。享保十二年十月の定では、出物藏金藏は、従前高奉行物奉行一人づゝ詰めたのを止め、座横目表横目の内一人詰める事とした。また寶曆三年七月には、久見崎船手へ座横目一人づゝ三ヶ月交替に詰める事とし、同七年二月には、長崎へ座横目一人春秋兩度交替で定詰とする事とし、安永五年春より、之を一年詰交替に改めた。明和二年六月の達では、座横目江戸詰の節は、平常専ら藏方へ勤め、表向の用筋は勤めざるも、表横目差支の時は、表横目と同じく勤める事とある。猶ほ大概記によれば、座横目員數不定百人以上とし、職掌は、金藏、出物藏、進物藏、普請方藏、其の他藏をへ勤め、買物の品位、値成等を吟味し、拂物を見分して値付

藏方目附

下目附

場締横目

獄屋預

召馬乗と馬乗見習

琉球館開役

取次番

留守居附役

の檢者となり、且つ諸役座へも行廻り、田舎へも三ヶ月代り勤めるといふ。下目附は、もと檢者横目といひ、天明七年九月、下目附と改稱した。兵具所、船手普請方、厩方、細工所、道方、山方、臺所、春屋等に配せられ、横目勤務を兼ね、横目役職に係る事は、大目附へ申出で、また勝手向の見分をなし、之を勝手方へ申出た。

場締横目は、鷹場掛の横目と思はれ、初め大目附支配であつたが、天明三年十二月、鷹掛若年寄の支配に移つた。獄屋預は、天明七年八月<sup>(同六年と)</sup>創置されたが、享和元年八月<sup>(六月と)</sup>、儉約につき廢止となつた。召馬乗馬乗見習は、もと夫々馬乗馬乗定稽古といひ、天明三年五月、右の如く改めた。但し、馬乗見習は、同十一月、廢止となつた様である。<sup>(七八)</sup>琉球館開役は、後に記す如く、琉球館の掛役であるが、もと琉球假屋守といひ、天明四年三月、琉球館開役と改稱した。<sup>(七八)</sup>進達掛與頭は、もと夫々與方取次小與頭といひ、天明六年七月、改稱したものである。取次番は、天明五年六月の達によれば、江戸式臺に於いて取次をなす新番馬廻共に取次番と稱する事とし、内分には従前通り稱するとある。即ち、内分には新番馬廻と稱したと思はれる。留守居附役は、江戸、京、大坂留守居の附役でも、留守居附と稱し、安永七年五月、之を改めたものである。<sup>(七八)</sup>

吟味役

用達  
廣敷番  
兵道  
旅方役人  
書役

吟味役は勝手方に附屬し、初め考役といふ。考役は、寶永七年三月創置され、國分友真、山口重與、大河平隆元が之に任じ、金方の用を勤めた。是より先き萬治頃にも、御物方に吟味の役があり、其の後吟味役を存した様であるが、詳らかでない。考役は、正徳二年正月、役順中取の頭とし、同三年八月、考役を算用役と改め、新役より小役人の格式とし、勝手方筆者より任じ、天明六年七月、更らに吟味役と改め、文化十年十月廢止となつた。<sup>〔注八三〕</sup> 用達は、もと與力といひ、安永九年七月、用達と改め、他所では附人用達といふ。即ち、江戸詰家老に與力三人、同若年寄、大目附に與力二人づゝ、同番頭、用人に與力一人づゝを附し、江戸、京、大坂、留守居には與力一人づゝ、外に足輕といふ様に、附屬せられるものである。<sup>〔注八四〕</sup> 廣敷番は、古く里役といひ、寶永二年、奥大番、安永七年五月、廣敷大番、天明六年九月、廣敷番と改めたもので、享保十四年十一月、守殿では守殿大番と稱する事とした。<sup>〔注八五〕</sup> 次に、兵道は一種の修驗道を行ひ、野村四郎左衛門有馬、衛守兩家の世襲である。看經山伏は看經所勤行及び年中祈禱等を勤め、員數兩人の外に、手傳山伏一人を置く。次に、旅方役人は、供の側役支配に屬し、供方諸道具を管し、また道中取拂を勤め、員數四人といふ。書役は、諸役座に附屬し、もと筆者といひ、安永

七年五月、書役と改稱したものである。<sup>〔注八六〕</sup> 猶ほ、地頭、地頭代、抑都城中、抑屋久、島奉行道之島、各代官、琉球在番奉行等の役職あり、外に諸郷諸島には郷士或は島民等より任ずる所役、島役等があるが、此等に就いては、便宜後に説明する事とする。

- 〔注一〕 薩藩政要錄卷四 歷代制度卷五一亭・五二利 薩陽落穂集卷上 薩藩史談集
- 〔注二〕 歷代制度卷五一亭・五二利・五二頁 同卷六六・六八(袖崎本) 薩藩史談集 島津國史卷二九
- 〔注三〕 西藩田租考卷下 租税問答 歷代制度卷五二利 同卷六八(袖崎本) 舊記雜錄道錄卷八
- 〔注四〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 薩藩政要錄卷二 島津國史卷二七 島津家國老并用人記
- 〔注五〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭・五一亭 同卷六七(袖崎本) 薩陽落穂集卷上 薩府御廻文拔書卷一 薩藩政要錄卷二・四 差杉來由私考 史談會連記錄第三四輯
- 〔注六〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 同卷六七(袖崎本)
- 〔注七〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 同卷六七(袖崎本) 薩藩先公遺徳卷中 薩藩政要錄卷四
- 〔注八〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 薩府御廻文拔書卷一 薩藩政要錄卷四
- 〔注九〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 同卷六七(袖崎本) 薩藩政要錄卷四 舊記雜錄道錄卷一三 九重公年講稿 文化朋黨實錄
- 〔注一〇〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭 同卷六七(袖崎本)
- 〔注一一〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭
- 〔注一二〕 官職秘考卷上 歷代制度卷六七(袖崎本)
- 〔注一三〕 官職秘考卷上 舊記雜錄後編卷九九 歷代制度卷二・五一亭
- 〔注一四〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亭・五一亭

第一編 薩摩藩の體制

一三六

- 同卷六八・七一(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三九
- 〔注一五〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亨
- 〔注一六〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一元・五一亨
- 歷代制度卷六七(袖崎本) 廳府御廻文拔書卷一
- 〔注一七〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亨
- 〔注一八〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一元・五一亨
- 同卷六六・六七(袖崎本)
- 〔注一九〕 官職秘考卷上
- 〔注二〇〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五一亨
- 〔注二一〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利
- 〔注二二〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五三利 同卷六
- 七(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三四 重豪公年譜稿
- 〔注二三〕 官職秘考卷上
- 〔注二四〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利
- 〔注二五〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利 同卷六
- 七(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三四 重豪公年譜稿
- 〔注二六〕 官職秘考卷上
- 〔注二七〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利
- 〔注二八〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利 舊記雜
- 錄追録卷一三九
- 〔注二九〕 官職秘考卷上 歷代制度卷五二利
- 〔注三〇〕 官職秘考卷上 歷代制度卷三九上・五二利
- 〔注三一〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 舊記雜
- 錄追録卷一三六
- 〔注三二〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 薩陽落
- 誦集卷上
- 〔注三三〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注三四〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 舊記雜
- 錄後編卷一〇〇
- 〔注三五〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 同卷七
- 〇(袖崎本) 文化朋黨實錄
- 〔注三六〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二利
- 〔注三七〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 舊記雜
- 錄追録卷一三九 重豪公年譜稿
- 〔注三八〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注三九〕 官職秘考卷下
- 〔注四〇〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二利
- 同卷六八(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三九 島津國

史卷二九

- 〔注四一〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 廳府御
- 廻文拔書卷二
- 〔注四二〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二利
- 同卷六七・六八(袖崎本)
- 〔注四三〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注四四〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二利
- 同卷六八(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三九
- 〔注四五〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 薩藩例
- 規雜集卷一八
- 〔注四六〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注四七〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 御當家
- 襟就一向宗御禁制愚按下書
- 〔注四八〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利 文化朋
- 黨實錄
- 〔注四九〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注五〇〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 文化朋
- 黨實錄
- 〔注五一〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注五二〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二利
- 〔注五三〕 官職秘考卷下
- 〔注五四〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁
- 〔注五五〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 同卷七
- 〇(袖崎本) 文化朋黨實錄
- 〔注五六〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 舊記雜
- 錄追録卷一三六・一三七 文化朋黨實錄
- 〔注五七〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁
- 〔注五八〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二頁
- 同卷六七(袖崎本)
- 〔注五九〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二頁
- 舊記雜錄追録卷一三七
- 〔注六〇〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 廳府御
- 廻文拔書卷三
- 〔注六一〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 舊記雜
- 錄追録卷一三九
- 〔注六二〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五一元・五二頁
- 同卷六七(袖崎本)
- 〔注六三〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五二頁 同卷六

第五章 藩の職制

一三七

七(袖崎本)

〔注六四〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

〔注六五〕歴代制度卷五二頁 同卷六七・六九(袖崎

本) 舊記雜錄追録卷一三四

〔注六六〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

同卷六七(袖崎本)

〔注六七〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

〔注六八〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

〔注六九〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁 舊記雜

録追録卷一三九

〔注七〇〕歴代制度卷五二頁 同卷七〇(袖崎本) 文

化朋黨賞録

〔注七一〕歴代制度卷五二頁

〔注七二〕歴代制度卷六八(袖崎本)

〔注七三〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

同卷六七・六八(袖崎本) 舊記雜錄追録卷一三九

〔注七四〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

〔注七五〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

同卷六七(袖崎本)

〔注七六〕歴代制度卷五二頁

〔注七七〕歴代制度卷五二頁

〔注七八〕歴代制度卷五二頁

〔注七九〕歴代制度卷五二頁 舊記雜錄後編卷九

追録卷一 差移來由私考 官職秘考卷上

〔注八〇〕歴代制度卷五二頁

〔注八一〕歴代制度卷五二頁 同卷六七(袖崎本)

〔注八二〕歴代制度卷五二頁

〔注八三〕官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁 同卷七

〇(袖崎本)

〔注八四〕歴代制度卷五二頁 同卷六七(袖崎本)

〔注八五〕歴代制度卷五二頁 同卷六八(袖崎

本)

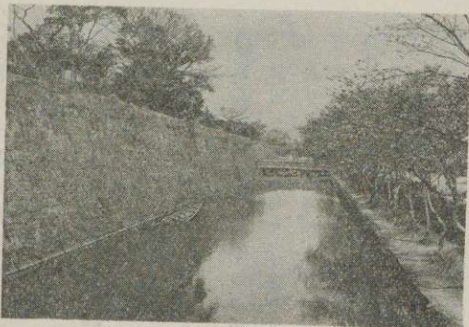
〔注八六〕歴代制度卷五二頁

### 第六章 鹿兒島城及び城下

上山城又は鶴丸城  
天主閣なし

屋形

城下



第三圖 鶴丸城址(第七高等學校造士館前)

鹿兒島城は慶長七年の構築に係り、もと上山城といひ、地形鶴が翼を擴げたに似るを以て鶴丸城とも稱した。城は天主閣を具備する近世一般の城郭と趣を異にし、城山を背後にして建てた謂はゆる屋形造りの居館であつた。即ち、他所向には常に城と稱したが、藩内に於いては屋形の稱を存し、寧ろ其の古式を誇つたのである。<sup>(注一)</sup>城中を本丸、二ノ丸に分け、本丸の跡は現在の第七高等學校造士館敷地で、二ノ丸の跡は同校運動場に當る。其の現狀等より見るも、石垣堀割の構築は比較的簡單であつたと考へられる。

城下は其の近傍在郷と共に、鹿兒島なる特別の一區劃をなし、大體、現在の鹿兒島市及び伊敷村の境域が夫で、鹿兒島市は、舊



鹿兒島城城下の外に鹽屋荒田(通武)中郡元田上西別府原良永吉草牟田花野岡之原川上下田吉野花棚坂元宇宿諸村が入つてゐる。而して現伊敷村はもとの上伊敷下伊敷(内草牟田紙屋谷は鹿兒島市に編入)小山田比志島小野皆房犬迫諸村及び横井野町である。此等の在郷諸村は古く近名といひ天明四年四月改めて近村近在と稱した。(注三)即ち諸郷と異り、庄屋は城下士より任じ其の他諸事藩廳直轄であつたが、村の組織等は諸郷と同様と思はれる。

〔補説〕 宇宿村はもと谷山郷に屬したが、同地に於いて、嘗つて一向宗崩れがあり、取調のため全村民に集合を命じた處、村民は逃げて紫原に會し、谷山郷を脱して近在たらんと願ひ、之を許されたものと傳へる。(西武田村誌)

従つて當時の城下は現鹿兒島市より舊近在を除き、城山の東方南方の海岸及び甲突川に至り并に甲突川西側の現西田町、其の他を含む地域である。此の内を士屋敷及び上下西田三町に大別するが、一體、町は三分武家は七分と稱せられ、士屋敷の地域は廣く、人口に於いては士は三町の三倍以上、外に家來與力足輕を加へれば八倍以上に達した。次に城下を構成する士屋敷を始め各種屋敷等の數を示せば、左の如くである。(注四)

城下の大別

藩藏地・用地 城内 上方 下方 神社 上方 同方 下方 同方 近在	士屋敷數		
	上方	下方	其他の地域
	一、六四一	五三四	八六五
	六六	一五	一六一
	二九	二二	二九
	二二	三	二二
	三	九	三
	一一	一一	一一
	一七五	一七五	一七五
	三七	三七	三七
	五〇	五〇	五〇
	一六	一六	一六
	七二	七二	七二
	一、八二一	四七五	八四二
	一、八三一	五七一	八六五
	二二	二二	二二
	二五	二五	二五
	二	二	二
	一七	一七	一七
	六	六	六
	一八六	一八六	一八六
	四二	四二	四二
	五〇	五〇	五〇
	二四	二四	二四
	七二	七二	七二

寺社家・門前屋敷	上	方	六三	四一八	四五一
	同	近	二五	一九六	一九八
	下	方	一〇	七	七
小者屋敷又は納戸附屋敷	同	近	二〇	一五八	一八九
	上	方	七五	五七	五七
	同	近	八	三六	三五
	下	方	二五	三	三
廣敷附屋敷	同	近	二一	二五	二五
	上	方	四一	四六	四八
	同	近	一	五	五
	下	方	一	三	二
賦屋敷	同	近	四一	三五	三六
	上	方	一	五	六
	下	方	二七	一	一
中間屋敷又は既附屋敷	中間		三三		二六

上	方	一四	一四	一六〇	一六〇
同	近	一四	一四	一六〇	一六〇
下	方	一四	一四	一六〇	一六〇
足輕屋敷又は兵具附屋敷	同	近	五	二九	二八
	上	方	一三	二九	二八
	同	近	一三	二九	二八
	下	方	一三	二九	二八
書院(數寄屋)附屋敷	同	近	二〇	二五	二五
	上	方	二〇	二五	二五
	同	近	二〇	二五	二五
	下	方	二〇	二五	二五
諸職人屋敷	同	近	一	一	一
	上	方	一	一	一
	同	近	一	一	一
	下	方	一	一	一
三町々屋敷(〇)	上	方	二四	四一	四一
	同	近	二四	四一	四一
	下	方	二四	四一	四一
町	上	方	三九九	三九九	三九九

第一編 薩摩藩の體制

一四四

下町	六五三	
西田町	一四三	六四一
荒田浦屋敷	二〇	一四〇
横井野町屋敷	二二	

(\*) 佐土原屋敷・琉球假屋各一、其の他を含む。

(+) 本照院・高麗町或は荒田の内一を含む。

(◇) 御物屋敷・會所・年寄支配屋敷を含む。

(△) 假屋敷・客屋各一を含む。

士屋敷

町屋敷

町役

士屋敷の區域では、大身の士の屋敷は多く城の前通りにあり、一般諸士の屋敷が夫に連つてゐた。夫々の町並は某馬場某小路と稱し、今日の町名に残つて居る如くである。城を中心として凡そ東方西方に分ち、夫々上方限下方限とした。更らに、小姓與或は郷中の組分けについて、一定の區割があつた。町屋敷區即ち、三町は城を中心とすれば、士屋敷區の外側にあり、城の東北方海岸寄りを上町、同じく南方海岸寄りを下町、甲突川西岸を西田町とした。三町の内では、初め上町六町、下町十二町があり、後に下町は十五町に増加した。三町は全體として町奉行の支配に屬し、町人より任ずる町役には惣年寄、

下會所

街區の變遷

後の大龍寺地  
にあつた内城

俊寛堀  
奥ノ松原

年寄年寄格年行司、年行司格十人役乙名頭、横目役等を置いた。年行司は三町各一人で、各町の事務を分擔し、十人役乙名頭、横目役は各町の見聞役といふ。また下會所なるものを置き、平素町年寄が詰め、主として警察事務を行ひ時に他家使者等を接待した。而して、有事の時は、純明奉行及び三町總年寄が下會所に出て事務を處理したといふ。町屋敷持を名頭とする事は、既に記す如くで、名頭には惣年寄、年行司等の町役を除き、畦掛銀を課した。

次に城下街區等の變遷を見るに、慶長七年の築城以前に於いても、家久は後の大龍寺地(現上龍尾町)なる謂はゆる内城に居り、鹿兒島の町及び港も既に存し、唐人の居留する者もあつた。(注六)併し、當時の甲突川筋及び海岸は現在の地形と相違し、甲突川は、柿本通邊を流れたといひ、また新上橋邊より東に向ひ、平ノ町千石馬場加治屋町邊を屈曲し、俊寛堀邊より海へ注いだといふ。同所一帯は萩原、窪田瀬或は清瀧川といひ、白砂の松原で、古く奥ノ松原と稱し、西千石町邊も葭草が繁り、後の南林寺邊は海中であつたといふ。(注七)仍て、家久當時、川筋を改め、夫より次第に埋立を行ひ、士屋敷町屋敷を建設せしめたのである。

初め、士屋敷小路並は堀垣又は竹藪で、甚だ田舎めいて見えたが、伊勢貞昌が

延寶大火以後  
漸く變る

前之濱の築堤  
と埋立

第一編 薩摩藩の體制

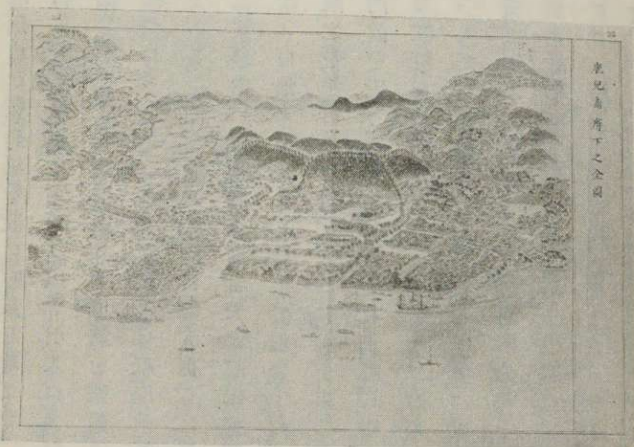


（藏所館書圖立縣島兒鹿）（年四政文）圖地下城島兒鹿 圖四第

長屋の張出しを作り始め、延寶大火以後漸く變つたといひ、光久若年の頃まで、鹿兒島に燈をともし家は少く、また諸白の酒も稀であつたが、光久代の内に之を造る様になり、大身衆の家居も結構になつたといふ。

城下海濱は前之濱といひ、古くより繫船場の設備があつた。正保二年には海濱石堤破壊につき、新らたに高さ三間半長さ五百間の石堤を構築し、且つ浚渫を行ふ事とし、五月幕府の許可を受けた。元祿年間に至り、城下に屢、大火あり、延燒して城内に及ぶ故を以て、

新築地の町屋



（藏所館書圖立縣島兒鹿）（年四政文）圖地下城島兒鹿 圖四第

第六章 鹿兒島城及び城下

前之濱干潟地を埋立て、堤五町を築き、町屋を立て、堤内に海水を引いて小舟繫泊の堀を作り、東北方に向ひ波戸四、五十間を築き大船碇泊所とする計畫を立て、元祿十四年三月幕府の許可を受け、八月、普請方に於いて着工した。此の埋立工事は、寛政元年の幕府巡見使へ答書にも、未だ竣功せずとあるが、最初は、後の謂はゆる新築地の沖に同じ位の築地を作る筈で、其の地へ町屋を移し、跡に土屋敷を建てる計畫であつた様である。

此の新築地の既に構築された

祇園前築地

場所には、繫船場を設け、町屋を建てた。琉球道之島航路の七島船の繫船場は、初め祇園社脇で潮時を以て引入れ、多賀山の木に舳綱を繫いだが、新築地を構築してより、孝行橋より下川筋を繫船場とし、後に又川筋を變更し、孝行橋も取拂つたといふ。上方新築地は祇園前築地といひ、後に神明前築地と稱した様である。即ち、祇園社前に當り、更らに、築地内に神明社を勧請したによる。また築地内には、神明社別當大乘院未抱眞院を建立し、別に辨才天宮を東福ヶ城坂ノ口池ノ王宮より移して造營した。同築地の町屋敷は三十八所となつた處之を上町の濱町に入れた。下方の新築地には、寶永中建立なる南泉院の寺門前を置き、次いで、其の内を下町に附して和泉町とし、更らに人口増加につき、堀江町を置いた。共に下町十二町の内である。

下町十五町

次に、屋久島岸岐南端より西方に互り、夫より北方名山堀に達する區域の海面は、文政年間（一説に安永年間といふ）諸郷公役を以て埋立てたものといふ。即ち、住吉町、汐見町築町で之より下町十二町は三町を加へ、十五町となつたと思はれる。更らに、現小川町海邊の埋立は、弘化嘉永頃の事で、今の生産町は、明治五年の埋立に成り、もとは海面であつた。

甲突川の改修  
埋立と天保山

祇園洲の埋立

防波堤及び波  
止場

天保末年には、甲突川の改修、浚渫及び之に附隨して天保山埋立の工事を行つた。是より先き、甲突川は川底浚渫或は堤防修築を行つた事なく、年々櫻島用夫を以て川筋の溜を流したのみであつたので、自然川底は高くなり、兩側に干寄地が出来て之が土屋敷地に取入れられ、川筋の廣狭を生じ、屢、氾濫するに至つた。即ち、新上橋下諸所に於いては、堤を越えて浸水し、被害は加治屋町より二本松馬場山ノ口馬場三官橋通柿本寺馬場新屋敷樋ノ口通鹽屋等に及んだ。仍て、新上橋下流兩側の土屋敷を削る事とし、種々の苦情が出たが、若年の士に威望ある、劍道師範家東郷彌十郎、弓道師範家東郷佐七郎の兩人を目附とし、夫より工事を進めて川下まで浚渫し、且つ堤防を築き、更らに大坂の例に倣ひ、浚渫の土砂を以て埋立を行ひ、之を天保山と稱し、訓練場とした。祇園洲の埋立も當時の工事で、即ち、稻荷川下浚渫の土砂を以て、稻荷川口北岸より田ノ浦までを埋立て、之も砲臺構築の場所とした。其の結果、稻荷川沿ひの土屋敷は従前の如き氾濫の被害を免れるに至つた。また當時、領内諸所に石橋數十を架し、城下に於いても、稻荷川甲突川等の橋を石橋とし、大いに面目を改めた。海上には、港を圍んで數個の防波堤があり、之は海岸波止場等と共に船手の

屋久島岸岐又は南波止

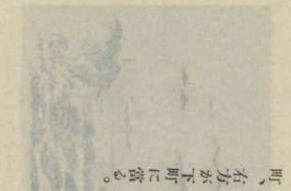
辨天臺場

新臺場

一丁臺場

たでは岸岐

支配に屬した。南側より略、北方に向つて、屋久島岸岐辨天波止新波止三五郎波止等である。屋久島岸岐は、南波止とも稱し、古く多少石垣の築造ありと雖も、文政年間住吉町より築町に至る埋立と同時の築造に成るといふ。天保財政改革中、住吉町の海邊に三島方の役所を設けた際、船舶の出入碇泊は一に屋久島岸岐内部より辨天波止南側に集合し、屋久島岸岐は大いに有効であつたといふ。また屋久島岸岐と相對する舟溜の入江は深く灣入してゐたが後に埋立てられた。辨天波止は一名辨天臺場といひ、其の築造は寛政年間とし、或は屋久島岸岐築造と同時ともいふ。初め單なる防波堤であつたが、天保十五年此處に銃砲製造所を置き、更らに安政年間増築して臺場とした。新波止は、一名新臺場といひ、築造年代は不明であるが、天保弘化頃といひ、辨天臺場に對し新臺場と稱するとも傳へ、また防波堤を臺場に改造したもの、如く現小川町海邊の埋立と同時の築造ならんともいふ。辨天臺場新臺場間に一丁臺場があつた。之は、明治五年、生産町埋立と同時に築造されたが、是より先き、辨天臺場北端より南北に互り防波堤を存し、俗にたでは岸岐又はたでくさ岸岐と稱した。即ち、此處で燬船をなした故であるといひ、一丁臺場築造に際し、之を



鹿兒島港圖 (薩摩藩景百圓所載)  
 公府 島津忠重氏所藏  
 薩摩藩景百圓については、重豪が橋口兼吉に命じて圖考と共に作りしめ、文化十二年二月、之を幕府に進納したといひ、また實業編の薩摩藩景百圓考五冊なるもありといふ。本圖の巻物は全五巻より成り、幕府へ進納本と同時の制作に係る副本と推察される。此の巻物の圖は多く三國名勝圖會挿圖の原圖とされた様である。此の鹿兒島港圖の左方は上町新築地、内に朝明宮、辨天社あり、夫より圖の中央に向つて突出するものが辨天臺場である。夫に連つて波止二個があつて港を圍み、港外に琉球船二隻を見る。圖の中央に旗を立て、琉球館があり、大般、其の左方が上町、右方が下町に當る。

屋久島岸岐又は南波止

辨天臺場

新臺場  
一丁臺場

たでは岸岐

支配に屬した。南側より略、北方に向つて、屋久島岸岐辨天波止新波止三五郎波止等である。屋久島岸岐は、南波止とも稱し、古く多少石垣の築造ありと雖も、文政年間、住吉町より築町に至る埋立と同時に築造に成るといふ。天保財政改革中、住吉町、海邊に三島方の役所を設けた際、船舶の出入碇泊は一に屋久島岸岐内部より辨天波止南側に集合し、屋久島岸岐は大いに有効であつたといふ。また屋久島岸岐と相對する舟溜の入江は深く灣入してゐたが、後に埋立てられた。辨天波止は一名辨天臺場といひ、其の築造は寛政年間とし、或は屋久島岸岐築造と同時にいふ。初め單なる防波堤であつたが、天保十五年、此處に銃砲製造所を置き、更らに安政年間、増築して臺場とした。新波止は、一名新臺場といひ、築造年代は不明であるが、天保弘化頃といひ、辨天臺場に對し新臺場と稱するとも傳へ、また防波堤を臺場に改造したもの、如く、現小川町海邊の埋立と同時に築造ならんともいふ。辨天臺場新臺場間に一丁臺場があつた。之は、明治五年、生産町埋立と同時に築造されたが、是より先き辨天臺場北端より南北に互り防波堤を存し、俗にたでは岸岐又はたでくさ岸岐と稱した。即ち、此處で燻船をなした故であるといひ、一丁臺場築造に際し、之を

鹿兒島港圖 (薩摩縣景百圖所載)  
公爵 島津忠重氏所藏  
薩摩縣景百圖については、重家が梅  
口兼古に命じて圖考と共に作りし  
め、文化十二年二月、之を幕府に進  
納したといひ、また竹葉齋の薩摩縣  
景百圖考五冊なるもありといふ。本  
圖の巻物は全五巻より成り、幕府へ  
進納本と同時に作る則本と推  
察される。此の巻物の圖は多く三國  
名勝圖會指圖の原圖とされた様であ  
る。此の鹿兒島港圖の左方には、明新  
築地、内に神明宮・辨天社あり、  
去より圖の中央に向つて突出するの  
本銅屋岸岐である。夫に連つて波止  
二個があつて港を圍み、港外に琉球  
船二隻を見る。圖の中央に旗を立て  
琉球船があり、大體、其の左方が上  
町、右方が下町に當る。

屋久島岸岐又は南波止

新天臺場

一丁臺場

たゞは岸岐

支配に属した。南側より略、北方に向つて屋久島岸岐新天臺場波止三五郎波止等である。屋久島岸岐は南波止とも稱し古く多少の築造ありと雖も文政年間住吉町より築町に於て埋立と同時に築造せられたる。天保財政改革中住吉町の海邊に於ては、新天臺場を築き、舊天臺場を撤去し、久島岸岐の築造も、大體、其の築造を一新し、新天臺場を築き、舊天臺場を撤去し、埋立の築造も、大體、其の築造を一新し、新天臺場を築き、舊天臺場を撤去し、一名此新天臺場を築き、舊天臺場を撤去し、埋立の築造も、大體、其の築造を一新し、新天臺場を築き、舊天臺場を撤去し、町海邊の埋立と同時に築造ならんともいふ。新天臺場新天臺場間に一丁臺場があつた。之は明治五年生産町埋立と同時に築造されたが是より先き新天臺場北端より南北に互に防波堤を存し俗にたゞは岸岐又はたゞは岸岐と稱した。即ち此處で埋立をなした故であるといひ一丁臺場築造に際して之を





三五郎波止

鍋屋岸岐

石燈籠岸岐

前之濱突出岸岐

城下の變遷と  
火災

延寶六年の大  
火

延寶八年田尻  
殿大火

崩壊し材料に供したといふ。三五郎波止は一名東風除波止といひ、天保財政改革中、天保未年或は弘化頃、下町より上町前面に肥後の石工岩永三五郎をして築造せしめた。同時に、波戸内を浚渫し、石垣を補強し、上荷船濱、夫濱、馬宿屋等を改善したといふ。三五郎波止の北西には鍋屋岸岐、一名八丁岸岐、即ち鶴江崎あり、築地に續いてゐた。三五郎波止と鍋屋岸岐の中間に西南に横たはり、石燈籠岸岐があつたが、之は小川町海邊埋立と共に崩壊したといふ。また、前之濱突出岸岐があり、初め東郷重方が工に着手し、文化文政頃波止場を沖へ引直したものと傳へる。即ち、石燈籠岸岐に當ると考へられる。

城下の變遷には屢、の火災による處が多い。鹿兒島築城の際、江夏自閑は方位を占つて、武運長久の地であるが、火難ありとしたといひ、歸化明人林甫明も、數十年後、城に火災あらんと云つたといひ、かく傳へられる程に、火災が多かつた。次に、街區の規模及び變遷を見るべく、其の主要のもの擧げる事とする。

延寶六年四月四日夜の大火では、下納屋町より出火し、翌朝までに下町中を焼亡し、焼失屋敷四百二十所、家數二千二百三十一戸、土屋敷十五所、職屋敷一所で、焼殘屋敷十五所であつた。同八年正月十二日夜には、平ノ馬場田尻八兵衛

の屋敷より出火し翌朝に及び、之を田尻殿大火と云つた。當日諸士は春山に於ける關狩に出て居り、無人のため大事に至つたといふ。全焼失屋敷數八百四十九所、即ち、客屋(春)屋久藏天神宮地各一所、南林寺脇寺十一所、土屋敷三百四十五所、中間并細工人屋敷八所、町屋敷三百九十一所(以上計數合はず)、家數にして計三千三百八軒、即ち、客屋二十三軒、屋久藏十二軒、土二千五十九軒、脇寺二十六軒、門前百七十二軒、中間細工人二十七軒、町九百二十三軒で、死者五十四人、負傷者多數であつた。在府中の光久は急遽歸國し救済のため諸士へ貸附米を申附け、家内一人に一斗を渡し、延寶六年の大火でも同様であつたが、町中へ米千俵を給した。同年、更らに三回の火災があり、仍て、十二月朔日、辻々に火番所を設けた(注二〇)。元祿九年四月廿三日夜半、上和泉屋町より出火し、強風で大火となり、城内本丸、兵具所道具所、厩に延焼し、金銀藏屋敷は幸に難を免れた。城下では、土屋敷五十四所、八百六十六軒、町屋敷二百十三所、五百八十二軒(五百五十軒ともいふ)、土藏十軒、堂三軒が類焼した(注二一)。同十六年二月六日夜、又加治屋町、勝目兵右衛門屋敷より出火し、西風のため下町に延焼し、土屋敷二百四十八所(内職人屋敷六所、小者屋敷三所)、千六軒、町屋敷三百八十五所、七百九十軒、南林寺及び脇寺十二所、五十一軒、門前九十

元祿九年大火  
城内本丸等延焼

元祿十六年の  
大火

正徳三年大火  
頻發す

所(外に餘)、七十軒、計屋敷七百三十九所、二千八軒、外に焼失船四十六艘、死者一人であつた(注二三)。更らに、正徳三年には大火が頻發した。有章院殿御實紀(卷二)には、正月九日、鹿兒島に於いて土屋三十四軒、町屋千八百七十二軒焼亡の注進があつたとあるが、薩藩の記録では未だ詳らかにし得ない。同廿日、下町に於いて屋敷五百三十餘所が焼亡したといひ、或は町屋敷四百十所、門前屋敷九十二所、土屋敷三十五所、職人屋敷二所が焼亡したともいふ(注二三)。次いで四月廿六日夜再び下町に大火あり、下納屋町邊より出火し、歴々の屋敷多數、春屋外廻り長屋を含め、千石馬場筋下、手川原まで全體、天神馬場全體、加治屋町、甲突川對岸二所に延焼し、全焼亡屋敷六百九十餘所であつた(注二四)。猶ほ前年四月にも大火があつて、右と同様の區域が焼けたといふ。屢の災禍に鑑み、藩は防火用空地を作る様幕府に願出てゐたが、正徳三年四月大火の後、役屋敷及び佐多久達等七所の屋敷を移して空地とし、榎松杉檜等を植え、春屋下も廣小路とし、中間に松並木を植ゑた。同年、諸役座を加治木屋敷跡に移したといふ(注二五)。享保十七年八月十九日夜にも、下町に大火があり、下町石燈爐邊より出火して火の手は五、六方に分れ、町屋敷五百二十所及び伊勢兵部下屋敷一所を焼亡

防火用空地の  
設置

享保十七年下  
町大火

安永三年南林寺門前火事

第一編 薩摩藩の體制

一五四

寛政・文政年間の火事

した。安永三年七月晦日夜、下町南林寺門前より出火し、翌朝までに菩薩下小路より船津寺まで、或は下町半分に延焼し、之を南林寺門前火事と稱し、罹災の町屋敷四百七、八十所千餘軒といひ、九月十九日の幕府へ届出によれば、大屋敷一所寺門前町家五百五十四軒、米雜穀八百三十一石の損害といふ。<sup>〔注一六〕</sup>  
寛政五年にも大火があつたが、詳細不明である。文政四年正月廿日夜より翌朝にかけて、下新納屋町の油屋より出火し、下町中を焼亡した。<sup>〔注一六〕</sup>翌五年正月晦日夜、又下町菩薩堂通より出火し、土屋敷は山之口地藏堂邊まで、日置屋敷を殘して近邊悉く焼け、春屋は無事であつたが、前通り町家凡べて廣小路まで、下は南林寺門前濱手まで延焼し、翌朝に及んだといふ。<sup>〔注一六〕</sup>其の後、重豪は、下町に火災頻發するに鑑み、下町の木屋町を金生町に改める事とし、文政十二年春、幕府の免許を得た。之は嘗て徳川光圀が、金生水の義を取り、水戸城下の木町を金町に改めたのに倣つたものである。<sup>〔注一六〕</sup>

木屋町を金生町と改む

〔補説〕 鹿兒島築港誌によれば、住吉町より築町まで埋立の數年後、石燈籠通下より以北海岸の地が焼失したとあるは、此の大火を指すと思はれる。而して、當時、國防の一端として多少海岸通を擴張し、石燈籠通下より以北錦江橋に至る間に於いて、幅員二間を道路に充て、八間通りに高き凡十二尺程の土壘を築造し、其の前面六尺通りの地所を物揚場、荷造場等の用地としたが、數年後、土壘を崩壞して舊に復したといふ。

弘化二年の大火と市區改正

弘化二年十一月廿一日夜、上町より出火し、上は町口まで全部、下は豎馬場一部を殘して焼亡し、向築地は別條なく、新築地は一部を殘した。罹災戸數千三十五軒、内名頭家三百十五軒、借屋家六百八十三軒、社家三十七軒外、土屋敷二軒、土藏二十五軒、板倉九軒、堂社四軒であつた。<sup>〔注一七〕</sup>次いで同四年、市區改正を行ひ、土屋敷境に小路を通し、小坂通を擴張し、町中の社家地を移し、道路の清潔を計り、溝を浚深し、秋葉社を小坂通に造營して、火災鎮護とした。また當時、西田町は西目の要口なるに、道路狭く、茅屋多きを以て、道路を擴張して水を通し、火防に備へたといふ。<sup>〔注一七〕</sup>

〔注一〕 三國名勝圖會卷一 見聞記卷八 島津家傳 記大概

〔注二〕 鹿兒島藩租額事件 伊敷村勢要覽

〔注三〕 歴代制度卷六下 同卷六七(袖崎本)

〔注四〕 田上尋常高等小學校編西武田村誌

〔注五〕 薩肥見聞雜記 薩州風土記 薩藩史談集

第六章 鹿兒島城及び城下

〔注六〕 歴代制度卷四七上 要用集抄 薩藩政要錄 卷六

〔注七〕 歴代制度卷一二下・五一亭 鹿兒島商業會 講所三十年史

〔注八〕 薩藩舊傳集卷五 鹿兒島市史

〔注九〕 薩陽藩舊集卷下 海老原清淵君履歷概略

一五五

第一編 薩摩藩の體制

一五六

海老原清漂君身上ニ關スル件 鹿兒島縣編鹿兒島築港誌

年代記 島津國史卷二七 萬天日錄 慶延略記 延寶錄

〔注一〇〕 盛香集卷三

〔注二一〕 舊記雜錄追録卷二一 三州御治世要覽附録

〔注一一〕 薩藩先賢遺德卷中

年代記 島津國史卷二八

〔注一二〕 島津國史卷二六

〔注二二〕 三州御治世要覽附録年代記 島津國史卷二八

〔注一三〕 島津國史卷二八 舊記雜錄追録卷二八 三州御治世要覽附録年代記

〔注一四〕 歴代制度卷一二下・三九下 薩陽藩總集卷下

〔注二三〕 通昭錄卷三 島津國史卷二九

〔注一五〕 鹿兒島築港誌

〔注二四〕 島津國史卷二九 三州御治世要覽附録年代記

〔注一六〕 薩藩政改革ニ係ル件書類及ビ訓所笑左衛門

〔注二五〕 島津國史卷二九 薩陽藩總集卷下 三州御治世要覽附録年代記

廣郷履歷概略 海老原清漂君身上ニ關スル件

〔注二六〕 舊記雜錄追録卷一二九 三州御治世要覽附録年代記 重豪公年譜

〔注一七〕 鹿兒島築港誌 鹿兒島市史 薩藩政改革ニ係ル件 海老原清漂君身上ニ關スル件 海老原兼齋君御取調書類草稿 薩藩舊記

〔注二七〕 俊寛堀紀念碑

〔注一八〕 薩藩舊傳集卷五 島津國史卷二七

〔注二八〕 肥薩見聞雜記

〔注一九〕 舊記雜錄追録卷一四 三州御治世要覽附録年代記

〔注二九〕 新納久仰謙卷一

〔注二〇〕 舊記雜錄追録卷一五 三州御治世要覽附録年代記

〔注三〇〕 舊記雜錄追録卷一五七

〔注二一〕 見聞記卷一三

〔注三一〕 薩藩政改革ニ係ル件

第七章 諸郷及び諸島

外城を郷と改む

外城

一國一城令により外城々磐を廢止す

麓の地頭假屋

城下及び近在<sup>近</sup>なる鹿兒島屋久島奉行支配の屋久島口永良部島船奉行支配の七島等、また道之島を除き、薩隅日の各郡には外城と稱し、天明四年四月、郷と改稱した行政區劃を設けてゐた。之は單に所とも稱したが、其の内には藩直轄の地頭所と一所持の私領、即ち、一所地とがあり、外城或は郷とは廣義には其の何れをも指し、狹義には地頭所のみを指すと考へられる。外城とは、元來、本城に對する外衛の支城なるが如く、島津氏前代の制度に於いては本城を中心として領内各地にかゝる支城を配置し、防衛據點とし、且つ夫を中心とする内政上の區劃を設けたのである。<sup>正二</sup>其の城砦施設は慶長廿年閏六月、徳川幕府の發した謂はゆる一國一城令と共に全廢せられたが、城跡は何れも城山或はお城と呼ばれ、猶ほ有事の際は利用さるべきものであつた。しかも、其の周圍區劃の組織は大體舊來通り傳統せられ、其の點は外城なる舊稱に現はれて居り、夫が一の行政區劃なる點では、郷なる新稱を以て妥當とすべきであらう。各郷には麓なる地域があり、其處に其の郷の政廳たる地頭假屋<sup>地頭</sup>或は領

第六章 鹿兒島城及び城下

一五七

麓

主假屋館<sup>領主</sup>を置き、また郷士或は家來の大部分が居住した。麓は、中世末の南九州に於いて豪族居住地に對する稱呼であつた様である。薩藩では、府本或は府下とも書くが、之は藩政時代末期の事であらう。薩藩各郷の麓の稱呼は、右の如き中世末より傳はつたもので、其の場所も大部分は當時から引續き、通常城山に接續してゐる。<sup>註三〇</sup>但し、後に新設或は移轉された麓もあり、其の場合城山に接續しない事もある。例へば、喜入の如き麓を移轉して居り、後の麓は城山に接續してゐない。麓はまた城下を中心とする交通上の要衝に當り、即ち、主要の街道に沿ひ、或は河海の船着場を控へてゐた。麓を貫通する街道の一部は、特に幅員を有し、之は馬場と稱せられて、郷士家來の練武場ともなつた。此等は、縣内諸町村の現状についても觀取せられる麓の地形上の特徴である。而して、麓の外周には村<sup>を</sup>及び町浦濱が連り、夫々百姓町人浦濱人の居住地とし、此等を包含して一郷としたのである。

寛永十六年の外城數八十七所

次に、外城或は郷の數を數へるに、寛永十六年十二月には、私領を除く外城は左の八十七所であつた。<sup>註三二</sup>

薩摩三十七所 谷山 指宿 山川 額 姪 知覽 川邊

大隅三十二所

坊津	泊	久志	秋目	加世田	阿多
田布施	伊作	伊集院	郡山	市來	串木野
山田	百次	隈之城	中之郷	高江	水引
高城 <sup>内川</sup>	甌島	阿久根	高尾野	出水	大口
山野	羽月	鶴田	大村	山崎	清敷
吉田 <sup>鹿兒島</sup>					
蒲生	帖佐	山田 <sup>帖佐</sup>	曾木	本城	馬越
湯之尾	吉松	栗野	横川	踊	溝邊
日當山	曾於郡	清水	國分	敷根	福山
財部	末吉	恒吉	百引	串良	高山
始良	大始良	佐多	田代	大根占	小根占
牛根	向之島				

日向諸縣郡十八所

吉田 <sup>幸</sup>	馬關田	加久藤	飯野	須木	小林
高原	野尻	綾	倉岡	穆佐	高岡
高城 <sup>内庄</sup>	山之日	勝岡	松山	志布志	大崎

外城の分合廢置  
外城の數百十三所

第一編 薩摩藩の體制  
外城の分合廢置は屢行はれたが、元文四年及び延享元年に、夫々重富今和泉の一所を置いてより、地頭所一所を合した外城或は郷の數は一定し、即ち、百十三所であつた。之を郡別に舉げれば、凡そ左の如くである。

郡名	地頭所	一所 (私領)
鹿兒島郡	吉田	
日置郡	伊集院 市來 郡山 串木野	永吉 吉利 日置
薩摩郡	百次 隈之城 高江 山田 樋脇 中郷	平佐 入來
高城郡	東郷 水引 高城	
出水郡	阿久根 野田 高尾野 出水 長島	佐志 宮之城 黒木 關平田
伊佐郡	大口 山野 羽月 鶴田 山崎 大村	
谿山郡	谷山	
給黎郡	指宿 山川	喜入 知覽
揖宿郡	指宿 山川	今和泉
穎娃郡	川邊 山田 坊泊 久志 秋目 加世田	
河邊郡	阿多 田布 龜 伊作	鹿籠

第七章 諸郷及び諸島

郡名	地頭所	一所 (私領)
鹿兒島郡	國分 清水 曾於郡 敷根 福山 財部	計三三所
薩摩郡	末吉 恒吉 船佐 蒲生 山田 溝邊 日當山 薮 横川 栗野 吉松 本城 曾木 湯之尾 馬越 櫻島 牛根 小根占 大根占 田代 佐多	計一三所
肝屬郡	百引 高隈 鹿屋 串良 高山 始良 大始良 内之浦	垂水 新城 花岡
能毛郡	計三五所	種子島 計七所
諸縣郡	吉田 馬關田 加久藤 飯野 小林 須木 野尻 綾 高岡 倉岡 穆佐 高原 高崎 高城 山之口 勝岡 松山 大崎 志布志 計十九所	都城 計一所

即ち、地頭所九十二所、一所二十一所合計百十三所となる。世に百二外城或は百二十外城と稱し、例へば龜井南溟の詩の結句に「秋高一百二都城」とあり、百二外城の稱も主として之によると思はれ、また古河古松軒の西遊雜記<sup>四</sup>に百二十餘外城とあるが、何れも實際の數ではない。但し、或は地頭所のみを擧げ、或は鹿兒島近在及び船奉行支配の島々を算入し、或は甌島を上下に分け、或は種子島を脱する等によつて異つた數が出る。例へば、天明三年七月の計算で、百十八外城としたものがあり、之は前記百十三所の内重富今和泉を脱し、外に鹿兒島硫黃島竹島黒島七島屋久島永良部島を各一外城としてゐるので、此の百十八外城に重富今和泉を加へると、古河古松軒が記した數とも略々一致する。各郷は數村乃至數十村を含み、其の全體の數は、寛文四年四月五日及び其の後の領知目錄等によれば、鹿兒島郡・敷島郡までを含めて本村六百五十二で、薩摩二百五十八、大隅二百三十日向諸縣郡百六十四である。實際には之に枝村が加はる。枝村の數は時代により異ると思はれるが、薩藩例規雜集<sup>卷二</sup>には、薩摩七十六、大隅六十八日向諸縣郡百一とある。但し、年代は不明である。此の間各郷には町一乃至二三所、また沿海各郷に浦濱數所を置く。町はもと間町

村

枝村

浦濱

野町  
地頭

掛持地頭と移  
地頭

地頭代

といふ所もあり、正徳元年十月、不相應の故を以て野町と稱する事とした<sup>五</sup>。さて、地頭所を預り、支配する者は地頭である。古くは凡べて其の所に居住し、謂はゆる居地頭であつたが、寛永頃より大部分は城下居住となつた。即ち、家老以下重役の兼帶、或は無役でも家格等により任せられたもので、任期等の定はなく、屢、所替もあつた。之を掛持地頭といふが、例外として、専任で其の所に赴任する者があり、之を移地頭といつた。初め、小林須木、飯野加久、藤諸縣、吉田勝岡、高尾野、阿久根、山之口、高江等にも移地頭を置いたが、後に何れも掛持地頭としたのである。後年まで移地頭が置かれたのは、甌島、長島の二所で、甌島は古來異國船の來船地であつたし、長崎來航の支那和蘭船の航路に接近してゐるので、警備のため、元和五年四月、本田親政が初めて甌島地頭に任じてより引續き移地頭を置いた。長島は肥後天草境に當り、同じく警備の必要から移地頭を置いたのである。共に、初め七、八年で代つたが、文化六年四月より、抑地頭代と共に五年交代とした。また、兩移地頭共に附役一人を附した。更らに、出水、高岡、大口等では、地頭の下に地頭代を置き、之を其の所に駐在せしめた。所廣く、境目に當るを以て取締のため置くといふ。次に、移佐、倉岡山

抑

之口綾の關外四所には抑を置いた。之は元文元年より各一人横目兼役として置いたといふが、是より先き、在番と稱した様である。抑は初め横目の内より二月交替で六ヶ月詰めたが、安永三年五月、二十六月交替の四ヶ月詰とし、次いで天明元年六月横目差遣を止め、別に抑として遣し、七八年勤とし、役順は徒目附次であつた。私領都城に對し、城下より派した都城中抑も同様の役であるが、抑より稍上の格で、都城より鹿兒島へ差出す事柄は凡べて相談に與つた。同じく私領なる加治木日置にも中抑を置いたが、後に廢止となつた。また限之城には、向田假屋守兼役の抑一人を置いた。一般に地頭には書役及び地頭横目を附屬し、後者は所役の監督に任じたといふ。

中抑

地頭の地位

地頭は、所の郷士を以て家來同様とし、戰時には之を率ゐたのである。慶長六年八月七日の忠恒久家、義久、義弘の掟には、諸外城衆中は諸事地頭の下知に背くべからず、殊に戰場に於いて地頭の手を離れ、他の手に附く時は、如何なる功名あるとも、忠節たるべからずと定めてゐる。（注一〇）享保十一年七月には、地頭に對し、地頭所は地頭に預け置くものであると、其の心得を達すると共に、地頭所に對し、所の者は凡べて地頭の家來同然の管につき、衆中始め地頭を輕んずべからずと達してゐる。衆中へ役儀申附けるのも地頭より申渡す規定で、右と同時に之が勵行を達し、其の後も屢々紊亂なき様戒めてゐる。（注一一）

地頭入部

地頭は、補任の初め及び爾後數年に一度は、地頭所を視察すべき定で、之を地頭入部と云つた。寶永四年六月十五日の地頭え可申渡覺には、地頭に任じて隙なき者の外にも、年を経て地頭所へ赴かざる者あり、地頭は早々地頭所を見分して委細吞込み、急用等にも早速相應に勤める様兼ねて申附けられて居り、平常も引受けて差引すべきにつき、就任の後は早速赴き、また數年地頭を勤めた者は時宜次第請暇の上見分に差越すべしとある。（注一二）其の後諸事省略の影響によるか、地頭入部の事も中絶に及んだ如く、天明六年十二月には、之が舊式勵行の達があり、翌七年四月、地頭は就任後三、四年以内に初入部し、支障があれば、四、五年まで延引を許すと達してゐる。

私領と領主

私領、即ち、一所地には世襲の領主があり、之は一門或は一所持の家格に屬した。其の所の士は領主の家來家中士で、高は領主の給地高であるから、領主の一所地に對する關係は、地頭の地頭所に對するよりも一層密接で、地頭の地位は寧ろ一所地領主に模したものである。格式の上でも、地頭は諸禮式等一所持に



郷の所役とそ  
の行政

準じ、且つ家格低くして地頭に補せられた者は、代々小番に編入された。（注三）

諸郷には地頭所、一所地共に、地頭或は領主が郷士或は家來より任ずる所役を置き、郷内の行政を管せしめた。地頭所では、郷士年寄横目組頭を三役といひ、所役の首脳とする。郷士年寄は初め噯といひ、郷士年寄と改めたのは天明三年と思はれる。員數二名乃至數名とし、郷内全般の政務に與り、横目は、員數數名とし、諸務取次及び檢察訴訟の事に當る。郷士中を三乃至五組程に分け、組頭を其の頭役とした。即ち、郷士教導及び所の警備に當るといふ。農政其の他に關しては、更らに種々の所役を置き、其の役名等は時代或は場所により多少相違があるが、大體、郡見廻、野留、竹木見廻、山見廻、行司相談役、普請見廻、役地頭、假屋守、楯楮見廻、駒見廻、牧司、道見廻、兵具見廻、城山見廻、立山見廻、溝見廻、神事見廻、鐵炮場見廻、弓場見廻、兵具藏見廻、高帳方口事聞役、六組主取、浦緋方津口番役、寺役人、支配方、與中取、諸所物主、浦主取、船大工主取、大工主取、石切木挽主取、主取、桶結主取、染役、鍛冶主取、毛付、博勞役、衆中觸役、唐船通事番所在番役等の如きである。庄屋浦役も郷士中より任命の所役とし、夫々村浦濱を支配する役である。村浦濱野町には、夫々百姓浦濱人町人より任ずる役があり、即ち、村

役名

一所地の所役

では、功才（名主）、作與頭、水守、下山見廻、下楯楮見廻、小觸等浦では、辨指、年行司、小觸野町では、部當年行司等である。

宮之城の所役

一所地の所役は、二所地内行政に關する限り、地頭所の所役と略同様であるが、領主邸に關する用務のため、鹿兒島在勤の役を存する。従つて、一所地の職制は、一面藩廳の職制、一面地頭所の職制に準ずる。（注一四）例へば、尙久主流歴代之譜并采邑宮城記によれば、私領宮之城には、役人、用人、物奉行、横目、竹木見廻、郡見舞、目附、下代、代官、庄屋等の役があり、また家來人數を三與に分ち、各與頭を置き、一與人數を夫々四分して、小頭兩人づゝを置く。嘉永三年當時の私領

都城の所役

都城では、御問合、并御届書留（卷五）によれば、役人、用人（田地奉行、勘定奉行、旅人方、與頭）、學校奉行、番頭（寺社奉行、記録奉行、梶山在番、拾人方、與頭、道橋奉）、與頭、取次番（馬務）、近習役（目附）、納戸奉行、學頭、物奉行（留守居）、川船奉行、物頭（札主取）、厩別當、普請奉行、高奉行、納殿役、鷹匠、竹木見廻、郡見廻（牛馬役）、横目、役步行、横目（座横目）、小頭、小納戸、指南役、祐筆、小姓、學生、兒小、小坊主、醫師、福山、假屋守、勘定帳受取、梶山、番主取、寺柱、番主取、右原番主取、役人、書役、茶道、頭鷹、据包、丁人、茶道役、料理役等があり、其の他の一所地も大體同様で、右に見える外、楯掛、楯掛、牧預、浦役、庄屋の如き役があつた。就中、

内鹿兒島在勤の役人

役人・用人・物奉行・横目・與頭を主なるものとし、役人は領主の家老役、また地頭所の郷士年寄に當る。員數々名附屬書役あり、役人の内一、二名鹿兒島に在勤する。用人は役人と共に出座して訴訟或は政務を聞き、領主に申達する役物奉行は貢租等の雜事を下知する役といふ。横目は檢察役で藩の横目座の命を受け、與頭は地頭所の與頭と同様である。其の他、役名の地頭所役名に共通のものは、職掌も略同じく、村浦濱野町の役も同様である。（注三五）

屋久島・口永良部島を藏入とす

屋久島口永良部島は、種子島と共に、もと種子島家領で、後に領地繰替となり、慶長四年種子島家が舊領に復した時も、屋久口永良部兩島は暫らく借地とする事とし、遂に返附されなかつたのである。當時の役人については所見がないが、寛永十九年より屋久代官が見えて居り、元祿八年九月屋久代官南郷久武・丸田實親を罷めて、曾木重寛・鹽浦長春を屋久奉行に補したといふ。或は屋久島奉行の役名は、同六年の諸役人誓詞より見るともいふ。其の役順は普請奉行の次であつた。但し、初め屋久島へは抑役を駐在せしめたのみであつたが、寶永五年の切支丹教父シンドツチ潜入事件以後抑役を廢し、屋久島奉行一人づゝ一年交替に在島せしめる事とした。（注一六） また屋久島には在番を置いた。七

屋久島代官と屋久島奉行

七島以下の在番と島役

道之島の代官

大島奉行

徳之島代官

大島代官

沖永良部島代官

喜界島代官

假屋

島・硫黄島・黒島・竹島等の内、口之島・中之島・實島にも在番を置いたが、島役には、七島に郡司・横目があり、硫黄島・黒島・竹島には庄屋・浦役・横目があつた。（注一七）

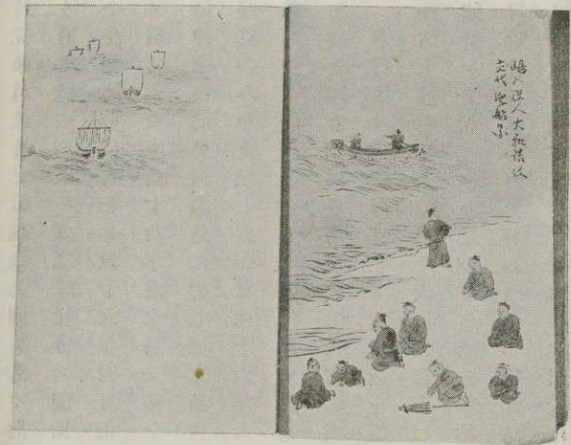
道之島については、琉球役後の慶長十五年十月、大島に黒葛原吉左衛門・宇田小左衛門を代官とし、翌十六年四月、相良勘解由有馬次右衛門を派して、徳之島を鎮せしめ、慶長十八年、道之島全體を支配する大島奉行を置き、元和二年、徳之島・沖永良部島・與論島に對し、徳之島代官を置いた。従つて、大島奉行は大島・喜界島のみを支配したが、寛永十六年、大島奉行を大島代官と改めた。其の後、元祿四年、徳之島代官支配の内、沖永良部島・與論島を割いて、之に沖永良部島代官を置き、同六年、喜界島を大島代官の支配から分けて、喜界島代官を置いた。

奉行或は代官の駐在する役所を假屋といふ。初め、大島奉行假屋は大島名瀬方大熊村にあつたが、大島代官となつてより屢、赤木名方金久村と名瀬方大熊村を交互に移り、最後に名瀬方伊津部村に轉じた。之を本假屋とし、外に横目附役各個の假屋があつた。徳之島代官假屋は徳之島・龜津村に置き、弘化三年四月、火災があつて、一時井之川村に移した。沖永良部島代官假屋は沖永良部島和泊村に、喜界島代官假屋は多く同島灣村に置かれ、其の間、中隈村・早町・中

間村に移つた事がある。各代官共一人役とし、また時に變遷あるも、之に附役、

横目黍横目書役等を附した。何れも、大島奉行創置以來、任期二年を以て交替した。寶曆元年より同六年の間は一年交替制であつた。

以上諸役を在番役とし、外に島民中より任ずる島役を置いた。大島に於いては、藏入編入の當初は、琉球領當時のまゝの島役を存し、琉球より官位を表はす鉢巻も受けてゐた。即ち、各間切に大親與人目指筆子掟等の諸役があり、知行切米を給せられたが、元和九年八月廿五日の大島置目之條々により、大親役及び上木の與人目指を廢し、琉球の官位鉢巻を禁じ、知行も停止し、改めて一部(並し、間)



第六圖 大島各役の諸役を迎出する(南島雜話所載)

島民の島役

道之島の間切  
方  
方の與人

間切横目

掟と功才  
代官所附屬の  
島役

用入與人三人筆子一人村に掟一人を置き、夫々切米を給する事とした。元來、道之島には琉球の制として間切なる行政區劃があり、大島には七間切を存した。藏入となつてよりも、間切の稱は残つたが、後に間切を分けて方とし、之を實際上の行政區劃とした。大島は十四方に分れ、一方は十村前後より成つた。一方の頭役として與人各一人を置いた。但し、住用間切では、初め住用方須垂方與人各一人の處、兩方を合せて住用間切與人一人の兼務とした。與人は明暦萬治の頃より嶋人と書き、後改めて與人としたといふ。一般に、與人以下島役に任せられる家は大體一定してゐるが、一定の役を世襲するものではなく、下の役から昇進し、任地も本在所に限らず、轉勤もあつた。

次に、間切横目は、萬治二年、大島七間切に各一人を置いたもので、寶曆三年、笠利間切横目一人を増したといふが、次いで、其の外にも増員した様で、南島雜話四卷には、一間切に横目兩人とある。間切横目は與人補佐役で、同時に間切中の檢察役である。更らに元祿以後、田地横目黍横目竹木横目津口横目を置いた。各村には、掟功才を置き、夫々諸郷の庄屋功才に當る。また、代官所附屬の島役には、勘定役代官所書役藥園方掛等があり、其の他に、通事與人格筆子黍見舞小

早船見舞井樋見廻間切井樋見廻竹山見舞川見舞土提見舞井手見舞塩藤見舞  
龍肉見舞觀音寺見廻辨天見舞浦生權現見廻今井權現見舞鹽濱見廻立山松山  
見廻火消方鳥方掛牢屋番藏配渡守田地方石切等の島役があつた。<sup>〔注二〇〕</sup>

〔注一〕 歴代制度卷六下 同卷六七(袖崎本) 薩藩

例規雜集卷二〇

〔注二〕 舊記雜錄後編卷七一 鳥津國史卷二四

〔注三〕 三國名勝圖會卷一

〔注四〕 舊記雜錄後編卷九六

〔注五〕 鳥津國史卷三〇

〔注六〕 薩藩政要錄卷五 三國名勝圖會卷一

〔注七〕 天明年間薩摩石高

〔注八〕 歴代制度卷一二下

〔注九〕 歴代制度卷五二頁 薩藩政要錄卷四

〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷五四 兵賦軌範

〔注一一〕 歴代制度卷一二上・五二頁

〔注一二〕 薩府御廻文拔書卷一

〔注一三〕 歴代制度卷五二頁

〔注一四〕 歴代制度卷一二上 鹿兒島縣薩摩郡高城村

沿革史 種脇村史 其の他諸町村郷土史誌類

〔注一五〕 尙久主一流歴代之譜并采邑宮城記 吉利郷

土史 知覽郷土史 喜入村郷土史

〔注一六〕 官職秘考卷下 歴代制度卷五二頁

〔注一七〕 歴代制度卷三九下 薩藩政要錄卷三

〔注一八〕 租税問答 歴代制度卷一四人 薩藩政要錄

卷五 大島代官記 大島要文集 大島私考 大島規

模帳 南島雜話 奄美史談 前錄帳 沖永良部島代

官系圖 沖永良部誌 喜界島代官記

〔注一九〕 歴代制度卷一四人 和家文書 大島要文集

連官史 奄美史談

〔注二〇〕 歴代制度卷一四人 南島集話卷四 大島年

中往來 奄美史談 各島民費割之方法(南島雜集卷

四) 大島要文集

## 第二編 藩政の推移

### 第一章 初期

#### 第一節 島津家久代 (一)

島津氏と徳川氏との和解

島津以久を佐土原に封ず

薩藩と佐土原藩との關係  
島津義弘宇喜田秀家を牛根に迎ふ

關ヶ原役後、徳川家康は島津氏の所領安堵を約し、悉く寛容を以て臨んだので、兩者の和解交渉成立し、慶長七年、島津忠恒家が上洛してより、其の關係は一層圓滿となつた。關ヶ原役に關聯した諸種の問題も順次解決を見、新たに成立した江戸幕府との關係についての諸例規も次第に整備するに至つた。佐土原城主島津豊久が關ヶ原役に戦死の後、島津氏は島津以久を同城々主とした。幕府は一度城を沒收したが、山口直友本多正純の斡旋等により、慶長八年十一月、以久を同所三萬石に封じ、同城の問題も解決した。従つて、以久は諸侯に列したが、島津貴久の次弟忠將の後たるによつて、内輪には、薩摩島津氏の末家を以て遇せられたのである。<sup>〔注二一〕</sup>また關ヶ原役西軍の謀將宇喜多秀家は、同六年六月、山川に來奔し、義弘は之を迎へて牛根に置き、其の家臣の來り投ず

島津氏秀家の  
助命を斡旋す

第二編 藩政の推移

忠恒上洛受領  
任官

忠恒上洛家康  
秀忠に調す

島津氏義弘の  
身上を懸念す

島津氏質子を  
差出す

江戸城修築助  
役石網船

る者數十人に及んだ。忠恒また之等が助命を計り、同八年正月、伏見を發して歸國する際、私かに島津忠仍北郷三久を以て、山口直友に其の事を報じ、秀家の赦免を訴へさせたので、山口は本多正信と議し、和久甚兵衛を薩摩に遣し、先づ同人を上洛せしめた上、恩免を願出るべき旨を傳へた。忠恒は、桂忠詮正興寺文之をして、八月六日、半根を發して、秀家を伏見に送らしめ、山口は本多正純と議して之を家康に達し、遂に死一等の赦免を見た。即ち、秀家は暫らく駿府に置かれ、駿河久能山に蟄居を命せられたが、次いで八丈島に流され、此の問題も、幕府と島津氏との圓滑な關係により、略、忠恒の希望通りに解決したのである。同九年三月、忠恒は鹿兒島を發して上洛し、八月、歸國したが、時に、京都上京木下の邸地を下附せられ、仍て、家老樺山久高が擔當して屋敷を造營した。また忠恒は、六月、陸奥守を受領し、九月には、少將より中將に進んだ。翌十年春、家康及び新將軍たるべき秀忠の上洛につき、幕府より諸侯の出仕を命じ、島津氏も亦、義久、忠恒の兩人、出任すべき處、義久は病後、且つ老體を以て、諒解を得て、先づ忠恒のみ上洛する事とした。三月、忠恒は伏見に於いて、家康、秀忠に調し、次いで四月廿六日、秀忠の參内に、扈從し、七月、歸國した。是より先き、島津氏として

は、猶ほ義弘の身上に就き懸念し、義久は、上洛の可否を決するに當り、正月十日、在京の樺山久高に、之に關する取沙汰を聞合せた程である。併し、忠恒上洛の



圖七第 薩摩手 岡靜井市妙宮社見内境より望む

首尾は悉く良好で、此處に對幕府關係の不安は一掃されるに至つた。時に、幕府より質子の要求があつたので、島津久賀の妹母は義弘の長女を義弘の養女とし、六月、江戸に赴かしめ、次いで、同人は掛川侯の嗣子松平定行に嫁した。質子は、其の後、一、二年毎の交替で一兩人を出し、寛文五年八月、幕府の之を廢するに及んだ。

恒に對しては、七月、石網船、即ち、垣石運漕船三百艘を課し、次いで、金百五十枚を給した。併し、石網船の調達には、莫大の出費を要し、藩は其のため諸士に出物

駿府堤防築造

薩摩土手

忠恒家久と改名

薩藩芝郎と櫻田郎

藩内の事情

鳥津義久

鳥津義弘

を課した。石綱船は翌十一年正月、竣成したので、京泊より海路駿河江尻を経て、江戸に輸送し、八月、引渡を了した。また三百艘の内百五十艘は江尻に於いて引渡し、其の積載し來つた石木材の内を以て、駿府妙見下より彌勒まで、二千二百餘間の堤防を築造し、同城西面の外郭を完成し、且つ安倍川の洪水を防いだといふ。即ち、現に静岡市に存する薩摩土手が夫であらう。同年、忠恒は又上洛し、六月十七日、伏見に於いて、家康の偏諱を許されて家久と改名した。翌十二年九月には、家久は始めて江戸に參府し、十月、歸國した。江戸に於いては、愛宕眞福寺に寓居したが、芝の邸地を給せられ、翌年、鎌田政在に命じて作事せしめた。猶ほ櫻田の邸地は、同十五年九月給せられたものである。同十四年には、琉球役があり、此の前後、琉球問題に關し、幕府の薩藩に與へた支持は著しく、殊に役後、幕府は厚く薩藩の戦功を賞し、其の琉球領知を認められた。さて、當時の薩藩の事情を見るに、前藩主たる義久、義弘の兩人が居り、家久を輔けてゐた。義久は、初め濱之市富隈城に居り、慶長九年十一月、國分の新城名古半人に移り、同十六年正月、同所に幸し、諡號貫明院といふ。義弘は、關ヶ原役の後櫻島に寓居したが、數月にして、館佐に歸り、次いで慶長十一年、平松に、翌年加

家久鹿兒島城に移る

財政潤澤を缺く

幕府鳥津氏に對して駿府城等築城助役を免ず

治木に移り、元和五年七月、八十五歳を以て同所に幸し、諡號松齡院といふ。之に對し、家久は、慶長七年、鹿兒島城を築き、内城後の大龍寺地より此處に移つた。對幕府關係の順調となると共に、藩政も漸く整つたと思はれるが、財政は引續き潤澤を缺いてゐた。關ヶ原役後、最初の上洛の際、慶長七年十月、家久は兵庫に於いて、福島正則に會し、特に同行して大坂に至つたが、旅中の不足を補ふため、同人より銀二百貫を借り、其の後、同九年七月に至り、未済分百貫あり、漸く之を完済した程の状態であつた。次いで、年々の上洛或は參府、其の他幕府に對する關係により、殊に、慶長十一年の石綱船調達、又は其の前年、義弘の養女久家（久家養女と）の婚嫁あり、共に莫大の出費を要したのである。但し、同十二年、駿府城普請については、石綱船過分の負擔、或は琉球問題の故を以て、手傳を免除された。慶長十五年閏二月、幕府は諸侯に名古屋城普請の手傳を命じたが、鳥津氏に對しては、對明出兵の理由を以て、之を免除した。また、翌春の禁中御普請について、幕府は大部分の諸侯に御手傳を命じ、家久も、同年七月五日、義弘に宛て、其のため、領國中内々用意あるべく、殊に琉球の納方に注意すべき事を申送つてゐるが、翌十六年に至り、幕府は指令して、材木献上を以て御普請手傳に代

出物出銀を増徴す  
上地

平田増宗暗殺事件  
平田増宗の専權と陰謀

下手人押川公近と桐野九郎左衛門

へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが、夫にも拘はらず、財政状態は依然好調に至らなかつた様である。(註四) 諸士に課する出物出銀は、財政補充の一方法で、殊に同十二年以降、漸増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、即ち、北郷忠能譜に、同十九年、領内諸士采地を割いて納め、北郷忠能は高城勝岡山之口を納めたとある。(註五) 同年、慶長内檢による知行配當が行はれ、上地も之に關聯してゐると思はれるが、他に關係の記事なく、詳細は不明である。

次に、此の間に於ける主要の政治的事件を擧げるに、慶長十五年の平田増宗暗殺事件がある。同人は、慶長八年八月伊集院忠真誅殺當時も、伊集院氏與黨の風聞あり、其の後も家老として専權の事多く、或は義久義弘家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ、彼を抑へるに至り、之を遺恨とし、遂に、家久の毒殺を企て、垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専權を計らんとしたともいふ。偶、同十五年六月十九日、彼は其の地頭所清敷後の榑より私領郡山へ赴く途中、入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來衆中桐野九郎左衛門で、家久の命により、義弘或は義久義弘兩人も内々承知の事とも

島津家久畫像



公爵 島津忠重氏所藏

慶八〇 繪 卷五二 五 繪

出物出銀を増徴す  
上地

平田増宗暗殺事件  
平田増宗の専權と陰謀

下手人押川公近と桐野九郎左衛門

へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが、夫にも拘はらず、財政状態は依然好調に至らなかつた様である。（注一四） 諸士に課する出物出銀は、財政補充の一方法で、殊に同十二年以降漸増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、即ち北郷忠能譜に、同十九年、領内諸士采地を割いて納め、北郷忠能は高城勝岡山之口を納めたとある。（注一五） 同年、慶長内檢による知行配當が行はれ、上地も之に關聯してゐると思はれるが、他に關係の記事なく、詳細は不明である。

次に此の間に於ける主要の政治的事件を擧げるに、慶長十五年の平田増宗暗殺事件がある。同人は、慶長八年八月、伊集院忠真誅殺當時も、伊集院氏與黨の風聞あり、其の後も家老として専權の事多く、或は義久、義弘、家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ、彼を抑へるに至り、之を遺恨とし、遂に家久の毒殺を企て、垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専權を計らんとしたともいふ。偶、同十五年六月十九日、彼は其の地頭所清敷（後の種崎）より私領郡山へ赴く途中、入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來衆中桐野九郎左衛門で、家久の命により、義弘或は義久、義弘兩人も内々承知の事とも

島津家久畫像

公爵 島津忠重氏所藏

第八〇號 積五十五號



出物出銀を考  
上地

平田増宗贈  
本件  
平田増宗の専  
横と陰謀

下手人神川公  
左近と野九郎

島  
私に家  
の心  
思  
は  
れる  
が  
他  
に  
關  
係  
の  
記  
事  
な  
く  
詳  
細  
は  
不  
明  
で  
あ  
る

公傳  
島  
増  
宗  
重  
五  
郎  
藏

へしめ、且つ家久の上洛をも免じた。此等は島津氏の大いに寛典とした處であるが夫にも物ほらさず財政状態は依然好調に落ちなかつた様である。諸士に課する出物出銀は財政補充の一方方法で殊に同十二年、三年以降漸増した事は前に記した如くである。また財政救済のため上知を行つたとも見られ、北郷忠惟譜に同十九年領内諸士安地を賣いて納め北郷忠惟は高城郡岡山之口を納めたとある。同年慶長内檢による知行配當が行はれ上地も之に關聯

次に此の間に於ける主要の政治的事件を擧げると、慶長十五年の平田増宗の風聞あり其の後も家老として専横の事多く或は義久義弘家久の不和を計つたといふ。或は島津忠長が家老に任じ彼を抑へるに至り之を遺恨とし遂に家久の毒殺を企て垂水家島津忠仍に襲封せしめて再び専横を計らんとしたともいふ。偶同十五年六月十九日彼は其の地頭所清敷より私領郡山へ赴く途中入來浦之名村で射殺された。下手人は押川公近及び入來衆中綱野九郎左衛門で家久の命により義弘は義久義弘兩人を討つ事とも



平田宗次

敷根頼兼の暗殺

豊臣秀頼家久の來援を求む

家久豊臣氏と絶つて之を江戸に報ず

いふ。併し當時家久は義久義弘に宛て、全く關知せざるもの、如く申送つて居り、事件の内容は明確でない。猶ほ、増宗の子宗次は、先きに伊集院忠真誅伐に關聯して誅殺され、宗次の弟某は僧となり、琉球に流され、其の弟治部卿は硫黄島に流されたが、寛永十一年四月、僧某は家久の命により、勝連島で誅殺された。次に、敷根頼兼も陰かに不臣の志あり、慶長十九年六月、家久は之を山之口地頭に補し、其の地頭所に赴く途中、福山に於いて暗殺せしめたといふ。

慶長十九年七月以降、家康と豊臣秀頼の間に京都方廣寺鐘銘問題に關する紛糾を生ずるや、秀頼は、九月廿三日付、家久に事情を報じ、其の來援を求めた。同時に、大野治長治房兄弟も亦書を送り、同じく依頼した。家久は、十月十三日付、返書して、先きに關ヶ原役に於いて、島津氏は一旦豊臣氏のために立ち、敗後、頼りに家康の厚恩を受けて居り、遂に徳川氏に背き得ざる事を以て謝絶し、時に贈られた長銘正宗の脇差を返還した。同時に、家久は鎌田政喬猿渡信元を駿府及び江戸に派し、秀頼の書を差出して始末を報告した。秀頼及び大野治長は、更らに十月十五日、書を送り、徳川氏との交渉決裂及び徳川氏の出軍決定を報じ、家久の參陣を求めたが、家久は、十一月二日、再び謝絶を回答し、また川上

徳川幕府家久に出陣を命ず

家久鹿兒島を發し日向美々津に豊臣氏の使者を捕ふ

久國を派して駿府及び江戸に報告した。此の間に、秀頼は諸方に檄し、關ヶ原西軍の殘黨等を招聚して戦備を修め、家康も亦將軍秀忠と共に征討を決した。十月廿五日、幕府加判板倉勝重等は、同廿三日の家康入洛を報じて、家久に出陣を命じた。既に十月十六日、家久は徳川氏に味方する旨を藩中に達し、戦備を命じて待機したのであるが、既に出陣の命を受けるや、十一月十一日、御陣中御法度之條々及び諸外城置目之事なる軍令を發し、同十七日、鹿兒島を出立し、高岡に至つて命を待ち、先づ家老三原重種及び其の子重饒を大坂に向け先發せしめた。次いで、家久日向美々津に進んで滞船中、十二月五日、秀頼の使者武井理兵衛來り、十一月十八日付、義弘宛秀頼の狀及び同じく義弘宛織田長益、家久宛大野治長の狀を齎し、又來援を求めたので、家久は此の使者の一行を捕へ、別府景親等を以て家康の許へ護送せしめた。是より先き、家久は家康に對し、使者を以て海上不良のため延着する事を謝したが、十二月十二日、三原重種は大坂に至り、翌日、茶白山及び平野に於いて夫々家康及び秀忠に謁し、尼崎川中島に陣すべきの指令を受けた。また、家久は板倉勝重より十二月九日付の指令を受けて、美々津を發し、廿九日、豊後森江に着いたが、既に十二月廿日、家康秀頼

家久歸國す

大坂夏陣と鳥津氏

家久二條城に家康秀忠に謁して歸國す  
來奔の大坂方殘黨の探索と追捕

の和議成り、戦闘は止んだのである。<sup>五五</sup>家久は、翌廿年正月二日、森江を發したが、停戦について三原重種の報告を受け、且つ本多正純、山口直友の達により、直ちに歸國した。家久が森江に達した日、別府景親は大坂に着いたが、已に家康引揚の後で、本多正信、山口直友の計らひで駿府に赴き、二月廿二日、家康に謁した。三月、秀頼は陰かに兵を募り、再舉の狀あり、四月四日、家康は駿府を發し、六日、大坂征討を令し、秀忠も江戸を發し、兩人は前後して入洛、月末より再び開戦となつた。家久は、初め、本多正純より待機命令を受けたが、次いで、廿日付、本多正純、山口直友等より家久の出陣、また大坂の使者至らば捕縛すべき旨を達せられた。仍て、五月五日、家久は兵一萬三千八百を率ゐて鹿兒島を發した。英人コックスの記した家久平戸到着の記事によれば、其の艦船は五百艘に上つたといふ。然るに、五月五日、幕軍は大坂城を攻め、八日、之を陥落せしめ、秀頼以下亡び、家久は平戸に於いて、山口直友の狀に接し、大坂城陥落につき來賀すべく、但し、軍衆は返す事との命を受けた。家久は進んで伏見に至り、六月五日、二條城に於いて家康に謁し、次いで、秀忠にも謁して、九月、歸國した。<sup>五九</sup>役後、幕府は大坂方殘黨の追捕を命じ、薩藩に於いても、領内を探索し、琉球に

も屢々令達し、また其のために琉球へ人を派した。翌二年には、大坂方の堀之内大學・藤原右京が來奔したので、之を捕へて京都所司代板倉勝重に送つた。

〔注一〕 舊記雜錄後編卷五七 歷代制度卷五〇 薩藩例規雜集卷四 島津國史卷二二・二三 寛政重修諸家譜卷一〇九

職秘考卷上

〔注二〕 舊記雜錄後編卷五七 島津國史卷二三 三名勝圖會卷四四 寛政重修諸家譜卷一〇八

〔注九〕 舊記雜錄後編卷五八・六六 島津國史卷二三

〔注三〕 舊記雜錄後編卷五八 島津國史卷二三

〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷五四・六〇 島津國史卷二三

〔注四〕 舊記雜錄後編卷五八・五九 島津國史卷二

三・二四 三州御治世要覽附錄年代記

三 西藩野史卷一四

〔注一一〕 舊記雜錄後編卷五五・五六 島津國史卷二

〔注五〕 舊記雜錄後編卷六五・六七 島津國史卷二

二 三國名勝圖會卷一

三一・二七 寛文錄 嚴有院殿御實紀卷三一

〔注一二〕 舊記雜錄後編卷五八 島津國史卷二三 薩州舊傳記

〔注六〕 舊記雜錄後編卷五九・六〇 舊典抄書(舊典類聚卷一五上) 諸家由緒(同卷一二) 島津國史卷二三 靜岡市史卷一・四

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷五九・六〇 島津國史卷二三

〔注七〕 島津家覺書 島津國史卷二三 大猷院殿御實紀卷三八

〔注一四〕 舊記雜錄後編卷六五・六六 島津國史卷二

〔注八〕 島津國史卷二三 舊典抄書 島津家譜 官

三 御家秘書(舊典類聚卷一八下)

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷七一 島津國史卷二四

〔注一五〕 舊記雜錄後編卷七〇 島津國史卷二三

上忠塞一流家譜卷一 大坂冬陣記(羅山別集) 駿府記 當代記

〔注一六〕 舊記雜錄後編卷六五 盛香集卷二 舊典類聚卷一 島津國史卷二二・二三

〔注一八〕 舊記雜錄後編卷七〇 島津國史卷二三 川

〔注一七〕 島津國史卷二三

第二節 島津家久代 (一)

大坂陣後、將軍大坂移居の風説があつた。尤も、元和元年六月八日龜山城主松平忠明が大坂に移封せられ、此の風説は實現しなかつたが、其の廿六日、義弘は家久に宛て風説の如き場合、大坂城普請手傳を課せられる懸念あり、之が用意として他に方法なく、家老比志島國貞、町田久幸と談合し、諸侍に出物の覺悟を命じ、藏入代官にも收納方堅く申附けるべしとし、財政状態の不良を述べてある。當時、上洛出府の出費等が多く、其の上、元和元年九月廿一日、江戸毛利邸の出火により、櫻田の薩藩邸も類焼して、莫大の失費に及び、翌二年には、藩債銀千貫餘に達した。其のため、諸士出銀は、同元年の一匁、同二年の七分に對し、同三年一匁三分を課した。同三年五月、家久は出府し、翌月、更らに、將軍秀忠に從つて上洛したが、七月十二日、伏見より國許家老に宛て、家中衆え可申聞條々を

徳川秀忠大坂移居の風説と島津氏

櫻田藩邸類焼

諸士出銀一匁三分

家久諸士を戒  
筋す

出銀の増額

送り、戒飭する處があつた。即ち、世上太平となり、諸大名の邸宅衣裳は華麗となり、諸事銀子を要せざるなく、藩債は多額に及ぶ、且つ來年より年々參勤在府の筈であるが、來春も起債によらずしては調はずと、諸士の出物未進を戒め、特に分限衆の自肅を望んだのである。(注三)翌四年、諸士出銀は前年より一分増の一匁四分(錢三百五十文、米一斗一升七合)としたが、江戸普請方翌春の上洛、藩債返辦等の出費多き故を以て、家老伊勢貞昌の上申により、十月、出銀二匁に増額した。(注四)

元和五年上知  
令

同五年五月六日、家老島津久元(下野守)等が京都よりの狀に、同地の入費は日増に際限なしとあり、六月七日、本田親政等も同地より家久滯留につき、銀子過分に要する旨を報じてゐる。(注五)かくして、出費は愈々増加し、藩債を増加したので七月三日、左の如く、諸士寺社に對する高四分の一乃至三分の二の上知令を發布したのである。(注六)

一 借銀相重國役依難成、相改條々之事

一 諸士并諸寺社知行、以上領地藏入定置常々諸出物可差置候若或於天下之大普請、或出陣などの時は、國役にかゝる出物可申付事

一 如斯諸士に依申付、此中屋形中に召仕候女房衆之内過分に相除、其上衣

裳等諸事入目迄かろ、相改候間、是を以諸士可得其意事

一 萬石より百石迄は、二分半之上地、但百石に廿五石之上地たるべき事

一 雖爲買地、上地に付、不可有口能事

一 諸國百石が下之知行取は、無之處、當家之儀は數代小給人に少宛知行遣置候故、今迄は依難捨、雖不相改、藏入依不足、今度上地之儀申付候、就其百石が下は、三分之二上地たるべき事

一 借銀返辦大方相濟、世上心安時分、本之知行可返遣候間、諸所衆中當時之知行三ヶ一、并居屋鋪於其所可遣置候事

一 寺社知行三分二を召上立置候分は、別紙に相記候、其外は惣別無縁たるべき事、付於其所祈願所菩提所二ヶ寺當時之知行三分一殘置、可立置事

一 先祖之寺者、一ヶ寺之外不可有之事

一 三分二召上候而も、知行多寺者、應知行之高、可相續程、知行可付置候、其趣別紙に有之事

一 右知行召上、藏入之諸所相定惣配當可有之候間、諸士之知行、海邊之遠近高に付、無親疎可相賦事、付、知行之高之内、斛が下は、可相除事

萬石より百石  
まで二分半の  
上地

百石以下三分  
の二上地

寺社知行

知行賣買の禁止

一所衆知行  
道具衆中間衆  
小者衆知行  
諸職人知行  
切米取職人  
諸社再興停止

第二編 藩政の推移

- 一 自今以後、知行之賣買堅可爲停止之事
- 一 藏入に可成所早々可相定事 付海邊たるべき事
- 一 一所衆知行藏入に難成所計、於上地は、其理可有之事
- 一 道具衆、中間衆、惣別知行召上、切米たるべき事
- 一 小者衆十石以上は三分二之上地、十石迄は惣別召上、切米たるべき事
- 一 諸職人知行惣別召上、召仕たる時は、世間之有様之賃可遣事
- 一 切米取之諸職人も知行取同前に召上、細工之時は賃雇たるべき事
- 一 諸社再興、此節は可相止事
- 一 此中國遣之帳、細に可相究事
- 一 國遣之藏入可相分事 付、上方調之藏入は、國遣之藏入に不可相混事
- 一 自然出陣之時は、一萬斛取之衆は、馬上十騎可召列覺悟連々不可有油斷事
- 一 貳百石取迄は、可爲乘馬候之間、兼而馬鞍念を入、可致用意事
- 一 臺所諸入目改之事
- 一 藏入喫衆之事

江戸城大坂城  
普請助役

家久妻子を江  
戸に在府せし  
む

- 一 諸御物數年取置候衆、以亂明早々可致返上事 付數年之利可相加事
- 一 上地知行有之由聞傳當年之出物、於未進者當出物之以員數、知行召上、永不可遣事
- 一 國中惣知行繰替に付、百姓當取納領主え於致無沙汰は、稠可致其沙汰事 右條々、察諸人之迷惑、雖令痛歎、如斯於無之者、國家依難相續申付候間、各銘心肝可相隨、此旨、不依僧俗、若於令違犯輩者、可有不忠之沙汰者也
- 一 同じく元和五年、江戸城普請があり、家久は材木三千を納めたのみで、翌年の大坂城普請に、西北國諸大名は皆手傳を命せられたが、家久は免除されたといひ、或は他の大名と共に玉造口の大手門までの手傳を命せられたともいふ。
- 一 同七年正月廿三日、江戸尾張藩邸出火により、薩藩邸も類焼したが、翌月家久就封に當り、火災の故を以て、幕府より銀五百貫を給せられた。
- 一 次いで、家久は諸侯に範を示して、妻子の江戸在府を實行した。之は伊勢貞昌が老中土井利勝と諸侯の服從保證策につき對談し、諸侯妻子の在府制を進行し、協議して島津氏より率先して實行する事としたのである。即ち寛永元年十一月、家久は夫人及び光久等三子を伴つて鹿兒島を發し、翌年四月、江戸に

着いた。是より先き藤堂氏淺野氏の如きは慶長十年以降之を實行して來たのであるが、家久の此の舉に及び、全諸侯が之に倣つた。幕府は此の度の家久の參府に東海道の傳馬を給し、其の舉を嘉賞した。猶ほ従前の質子制と共に諸侯の幕府に對する服従の保證となつた。(注八)

將軍家光并に秀忠江戸薩藩に臨む

藩債漸く嵩む

琉球進貢貿易の擴張を企つ家久前將軍遣産銀一萬枚を受く

其の後特別の普請手傳等もなく、たゞ寛永六年、江戸城普請につき、角石百本を廻漕して、江戸に納め、其の出費銀百貫であつたといふ。(注九)翌七年四月には、將軍家光及び前將軍秀忠が前後して、江戸薩藩邸に臨み、甚だ盛儀であつた。藩に於いては、將軍等臨邸について、諸士出銀の増徴及び起債を計り、次いで儉約令を發してゐる。(注一〇)同八、九年に至り、藩債は著しく多額に及び、銀七千貫或は二萬貫に達したともいふ。之が救済のため、琉球進貢貿易擴張を企てた事については、更らに、後章に記す如くである。同九年四月、家久參府の際、先きに薨去した前將軍秀忠の遺産として、銀一萬枚を給せられたのであるが、夫について、同十三日、島津久元伊勢貞昌は、國許の家老喜入忠政川上久國に宛て、誠に外聞宜しく、其の上藩債償却するを得、國の潤ひとなり、かゝる目出度き時代は、前代にも後代にもなからんと、の沙汰であると記してゐる。しかも、同狀には、上方

寛永十一年藩債銀八千貫に達す

寛永十四年藩債銀百八十貫

比志島國隆自刃せしめらる

に於いて、琉球へ渡す銀百貫を借りる事について述べて居る。(注二)此の前後屢、琉球へ渡す銀を借りた事は、後に記す通りである。同十一年には、藩債八千貫となり、其の償却のため、諸士上知の議あり、刀の金具を進上せんとし、或は銀子貨上を申出る者もあり、また、町田久門伊勢貞昌を除き、諸士の夫婦在府を停め、江戸賦方銀子の節減をも計つたのである。(注三)翌十二年七月、江戸櫻田藩邸に火災あり、次いで、同十三年の江戸城普請手傳は免除されたが、角石百本外に、築石千或は二千を進納する事とした。(注四)同十四年九月十九日、島津久元の覺によると、當時藩債銀百八十一貫あり、其の未済中は、知行給與、大作事、或は上方よりの買物等を一切停止する事として居り、諸士上知の儀もあつた様である。(注五)併し、此の百八十一貫を藩債の全額とすれば、同十一年以前に比し、非常な減少で、或は琉球進貢貿易の成功によるとも想像される。

此の間、寛永五年十一月、比志島國隆は種子島に於いて自刃せしめられた。彼は高岡領主で、同元年以來、家老の職に在つたが、驕慢專横にして、政治の妨げをなし、また暴虐の行爲ありといひ、改易に處せられ、初め川邊寶福寺に寺入申附けられたが、却つて不臣の聞えあり、誅殺すべき處一等を減じて、種子島に流

比志島國貞

國隆の側近者  
處罰

國隆關所の銀  
三百五十貫

源舜庵建立

私領の百姓に  
對する批政に

され、猶ほ讎をなすの志顯然たりと、遂に自刃せしめられたのである。國隆の父國貞は、朝鮮役以來、伊集院久治鎌田政近と共に、家久の側近に忠勤し、殊に、伊集院幸侃事件、關ヶ原役等に功績があつたのに、國隆は性來悪心に長じ、父國貞も家久に之を用ひざる様遺言したと傳へられる。國隆の處分と共に、其の側近にあつた折田四郎右衛門及び家村四郎左衛門は、國隆の罪科を長せしめた廉により、之を配流し、其の他國隆寵用の家來や妾の兄弟等には、監視を附し、親交のあつた者は、之を糺問し、或は内密に書上げた。國隆の家財は關所としたが、其の蓄財は巨額に上り、其の内には、京都の銀主を通じて藩へ貸附けたものもあつたといふ。同五年四月十二日の覺では、關所の家財は金銀米のみで銀三百五十貫あり、三百貫は藩債償却に充て、殘餘五十貫は道橋普請堂宮再興又は祈念方に充て、下人等は凡べて藏入より入夫の代りに藩主臺所に置く事とせんとある。同時に、家久は國貞の勳功に對し、一寺を建て、其の法名を取つて源舜庵と名附け、寺領三十石を附し、國貞後室にも元の如く知行を給した。私領の百姓に對する批政も、國隆の罪科として擧げられたが、右の四月十二日の覺では、桂、平田兩家も百姓の扱ひ苛酷の聞あるにつき糺明する事の一條が

民政改善

都城領主北郷  
忠能死す

家久忠能の子  
忠亮を訓戒す

都城領内の事  
情

ある。即ち、國隆處分と共に、一般に民政改善に留意したのであらう。同覺に、書院の普請は、來年にも百姓の寛いだ時分、之を申附ける様との一條もあり、之も民政上の方針を改めんとする一端と思はれる。（注）

次に寛永八年二月、都城領主北郷忠能が歿し、嫡子忠亮が嗣ぐに及び、家久は忠能生前の行狀に鑑み、忠亮に訓戒すると共に、家中の肅正を斷行した。即ち、同三月、川上久國、仁禮景親を庄内に遣し、家久袖判狀を附し、忠能は幼少より兩親なく、氣儘に成人した故、公儀を敬はず、家臣に睦ばず、我心に任せて譜代の忠臣等下々に至るまで殺害する事數を知らず、此等世上の沙汰數年に及ぶと雖も、彼は意見を用ひる人にあらざる故、思つて止るの處、此の度不慮の死去是非に及ばずといひ、北郷家存續のため、大いに家政を改めん事を申附けた。是より先き、忠能の壓政なる私領内へ旅人を入れず、家來の鹿兒島諸外城へ通融するをも禁じてゐたといふ。川上久國等が庄内より歸つての報告と思はれる。七月十一日の覺に、都城給人の居住する邊に一切旅人を入れず、中にも、鹿兒島諸外城に親類を有する者が互に出入し、多く成敗されたと云はれ、之も忠能の惡行或は役人の仕振りを他方へ知らせぬための計策かと諸人の推量である。



と記してゐる。同覺に、家中の善惡は、親子兄弟と雖も互に沙汰するは曲事たるべく、更らに公儀の者へ一切出會ふべからずと一同起請してゐたとある。殺害された者は、町人百姓を合せて六百餘人に及び、更らに、勦氣を蒙つた者數多あり、忠亮相續に當つても、之を輔ける家來なき狀態で三月廿八日付、川上久國喜入忠政宛、島津久元伊勢貞昌の狀にも、一言も異見を加へる程の家來は、或は殺害、或は追放され、忠亮は誠に獨夫の體となり、殘る者共も忠能代の邪道を恐れ、仲々異見談合等の熟意はなからんとある。忠亮に對しては、忠能側近の讒人もあるべきにつき、之が處分を行ひ、爾今家中の死罪知行沒收は、鹿兒島へ披露すべく、且つ鹿兒島の屋敷を普請して引移り、世上の體をも見習ふべしと命じたが、其の後、家中を糺明するに、役人兩名の内、北郷忠俊は、一人で走廻り、人も恐れ、忠能の悪行は、其の談合によると諸人も云ひ、忠能歿後、専横止まずとの事で、八月六日、鹿兒島に之を誅し、翌日、其の父忠泰弟忠仍を都城に誅した。

家久の代の末に、島原一揆が起つた。即ち、寛永十四年十月下旬より、肥前島原の松倉勝家領及び肥後天草の寺澤堅高領に於いて、切支丹教徒が蜂起し、十一月下旬、兩者合體して島原に在る原の古城に據つた。事變が擴大するに及

北郷忠俊

島原一揆と島津氏

島津氏の浪兵  
獅子島に陣す  
三原重庸山田有榮等歸  
國す

び十一月三日、家久は一揆討伐に加はらんと、早打を以て、幕府の豊後府内目附牧野成純、林吉政に申出で、また領内に嚴戒を加へ、同十五日、山田有榮、新納忠清、平田宗弘等を以て、兵三百を獅子島に渡し、三原重庸を島原に遣し、近國諸侯の用聞家老に伍して連絡に當らしめた。十一月九日、幕府は上使として、板倉重昌及び目附石谷貞清を派して討伐に當らしめ、次いで、肥後藩主細川光利も出兵して天草を救援した。次いで、薩藩に對しては、牧野成純、林吉政より、肥後藩來援により、其の要なきを以て、獅子島駐屯軍の引取を命じ來つたので、十二月四日、山田有榮等は、鹿兒島に歸つたが、三原重庸は、引續き島原に在り、板倉重昌より諸藩家老中の取次役を命ぜられてゐた。猶ほ、寛永十五年正月四日、西紀一六三八年陽曆二月十七日、和蘭商館長クーケバツケル (Nicolaes Couckebacker) が、一六バタヴィアの印度總督に報じた處では、薩摩の兵七千が天草に來り、陸上に宿營を設け得ないので、海岸に船を連ねて留まつてゐるといふ事であるといひ、同十八年九月廿八日付、島津久賀等の差出によると、同十五年正月元日までに、天草へ渡つた人數は五千七百三十一人、内人體二千六百十九人、雜兵三千百十二人であつたといふ。寛永十四年十一月廿七日、幕府は重ねて上使松平信綱及び戸田氏鏡を

三原重庸奮戦  
松平信綱島津  
軍の天草出陣  
を命ず

島津久元

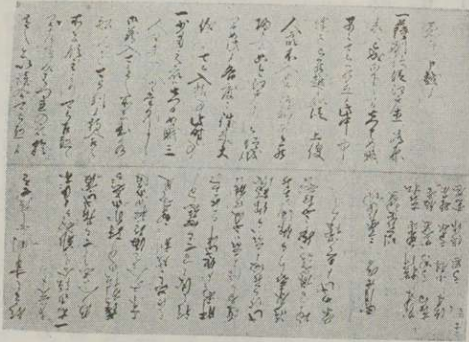
島津の派兵一  
萬千二百餘人

島津光久島原

遣す事とした。ために、板倉重昌は功を急ぎ翌十五年正月元日、原城總攻撃を強行し、遂に、板倉自身戦死したのを始め、討伐軍の損害甚大であつた。此の總攻撃には、三原重庸等も加はり、奪戦したのである。正月三日、松平信綱等は島原に着き、同五日、家久に對し、人數五六千程を警固のため天草へ渡すべき事を達した。薩藩に於いては直ちに鹿兒島及び諸外城の兵を發した。正月十三日付、家久袖判の軍令によれば、島津久元、同久賀を大將役とし、喜入忠政、北郷久加入來院、重高、新納忠清、山田有榮、三原重庸を談合役とした。正月十九日、出水米之津及び黒之戸に於いて究めた人數は、島津久元部下三千七百七人(内八千九百五十二人)、同久賀部下三千六百九人(内八千八百九十九人)、北郷久加部下三千六百九十二人(内八千七百四十八人)、其他二百六十人(内八千二百三十四人)の計一萬千二百六十八人(内八千五百三十三人)で、先發者或は右の地を経過せざる者、遲參者は此の外といふ。かくて薩軍は天草に渡り、山中を搜索し、其の衛戍に當り、次いで、島原に進んだ。幕府に於いては、元旦の總攻撃失敗の報を受け、十二日、在府の九州諸侯に對し、島原出陣を命じ、仍て、城中より直ちに發向した者もあり、大半は同夜半出發した。但し、江戸にあつた薩藩の世子、島津

薩軍の勇戦

家久薨す



第八圖 島津光久の出陣陣圖 (會木豐次氏所藏)

光久は、十三日晝、家久代理として出向すべき旨命せられ、十四日拂曉、同地を發した。二月十四日、光久は島原に到着したが、松平信綱は彼の參戰を許さず、家久の病篤きを見る様勸めたので、彼は島津久元を伴つて鹿兒島に向ひ、十六日歸着した。二月廿七日、松平信綱の指揮する討伐軍は原城總攻撃に成功し、翌日、之を陥れた。時に薩軍は山田有榮、新納忠清以下奪戦し、首級を斬獲する事二百に及んだといふ。薩軍は、其の後、天草山中の餘黨捜査に當つたらしく、三月十五日頃までに歸着した。更らに一揆餘黨の來奔について、領内及び琉球に互り、嚴重警戒を加へたのである。(注八)

是より先き、家久は病重く、島原一揆落着

八月、正四位下より從三位に昇り、權中納言に任じ、同八年四月、改めて大隅守と稱し、諡號は慈眼院といふ。

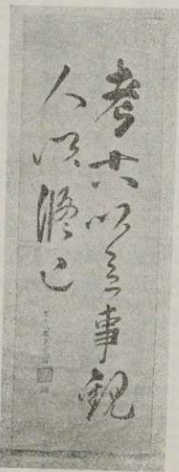
- 〔注一〕 舊記雜錄後編卷七一
- 〔注二〕 舊記雜錄後編卷七二 西藩田租考卷下
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷七四 見聞記卷二八 舊傳集補遺 島津國史卷二四 大猷院殿御實紀卷三八
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷七三 島津國史卷二四 西藩田租考卷下
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷七四
- 〔注六〕 舊記雜錄後編卷七四 薩藩先公貴翰
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷七六 島津國史卷二四 大猷院殿御實紀卷五二・五四
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷七七 見聞記卷五 舊典拔書 薩藩舊傳集 島津國史卷二四
- 〔注九〕 舊記雜錄後編卷八〇・八八 島津國史卷三四
- 〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷八一 大猷院殿御實紀卷一六 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一一〕 舊記雜錄後編卷八四 島津國史卷二五

- 〔注一二〕 舊記雜錄後編卷八七 歷代制度卷一七上
- 〔注一三〕 島津國史卷二五 寬永日記
- 〔注一四〕 舊記雜錄後編卷八八
- 〔注一五〕 舊記雜錄後編卷九一 歷代制度卷六三（袖崎本）
- 〔注一六〕 舊記雜錄後編卷七九・八〇・八三・八七 盛香集卷二 御當家棟就一向宗御禁制愚案下書 島津國史卷二四
- 〔注一七〕 舊記雜錄後編卷八二 島津國史卷二四 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷九二・九四・九八 盛香集卷二 島津國史卷二五 黑岡忠雄氏所藏文書 御條書寫卷一 岡田章雄氏稿ニヨラス・ターケバツケルの手紙（一）（歴史地理七五ノ五）
- 〔注一九〕 島津國史卷二四・二五 大猷院御實紀卷三八 寬政重修諸家譜卷一〇八 東武實錄 寬永日記

第三節 島津光久代

元和二年光久生る  
光久の初名又三郎忠元

家久の跡を襲つた島津光久は家久の次子で、元和二年六月、鹿兒島に生れた。初め又三郎忠元といひ、寛永七年十二月、從五位下に叙し、同八年四月、元服して松平號及び將軍家光の偏諱を許され、光久と改名し、從四位下侍從に叙任して第九圖 島津光久書（鹿兒島縣立圖書館所藏）  
考古以立事 觀人以修己 七十八歳光久寫



慶安四年十二月、左近衛少將に昇り、大隅守と改め、延寶元年十二月、從四位上左近衛權中將に叙任した。次いで貞享四年七月、隱居を許され、元祿七年十一月、七十九歳を以て逝去し、諡號を寬陽院といふ。

光久代は襲封當初より藩財政の窮迫甚だしく、寛永十五年四月朔日、家老島

島津氏藤原氏を改めて源氏を稱す

光久襲封當初の内政

津久慶鎌田政統が江戸より國許家老等に傳へる處では、江戸に於いては全く起債不可能で、上方へ申遣るも、銀子なくして舊債の利拂さへ成らざる故借りて送るを得ざる由といひ、即ち、國許より送銀の能否を聞合せて居り、翌十六年七月三日にも、家老島津久元守下野は又江戸より國許へ宛て、その困迫の狀を報じ、九月十八日付、島津久元、伊勢貞昌の狀によれば、江戸に於ける藩債は多額に及び、過半は年内に返済を要するが、返銀は京都より借入れる外なしといふ。同八月十一日の江戸城本丸火災について、諸大名より材木、石材諸道具等を進納したが、島津氏は、其の進納材木の即時支拂代金の調達にも多大の努力を拂はなければならぬ状態であつた。（注三）更らに、同十七年四月十二日付、光久は島津久慶に宛て、上方に於いて藩債増加したにつき、其の心得を要すと達してゐる。かゝる状態であつたから、新らたに開掘する事となつた永野金山は、財政上助けとなると非常に期待されたのである。即ち、八月十一日付、光久は三原重庸等家老中に宛てた狀に、満悦の情をあらはして、今度金山取立之儀、公方様達上聞相企儀候、誠寄特成仕分國中下々に到迄可潤儀幸不過之候（注四）と述べてゐる。（注五）併し、同十八、十九年には、全國飢饉のため、金山停止が問題となり、同十九

永野金山の開掘

金山の開鎖

年七月十九日付、山田有榮等宛、頼姪久政等が、夫についての幕府の内達を報じた際には、藩債整理も困難となるべく、遺憾なる旨を述べてゐるが、遂に同年末に至り、翌廿年以降、金山閉鎖を達せられたのである。（注五）

江戸城修築手傳

同十八年末には、翌春江戸城二ノ丸三ノ丸の修築あらんとする事、十二月廿一日付、川上久國、新納久詮は江戸より國許家老鎌田政統等に宛て、此の度は先年の本丸普請の時の進納の半分とし、材木買入に決した事を報じ、終に打續き出費の事のみ出来し、領國も飢饉の由で、藩債償却も困難なるべく、心遣千萬である（注六）と記してゐる。此の普請は同廿年に行はれたのである。同廿一年八月七日の覺によれば、當時、京江戸國許の支出は年に銀六百貫餘の不足で、諸事省略し、取納は特に念を入れるに拘はらず、藩債は累増する状態であつたといふ。（注七）同年、江戸城西丸の作事につき、材木各種千五百本を納めるのに、代銀六十六貫に差支へ之を銀主に依頼して居り、翌正保二年十月十四日の覺によれば、當時、江戸に於いて諸士上知の議があつたといふ。即ち、國許に於いて相談の上諸士が尤もとして申出る時は、其の通り申附けるべしとある。（注八）

其の後、慶安承應明曆に至り、財政窮乏は愈々加はり、慶安元年四月五日付、家老

藩財政の困難

内裏外垣牆築  
造御手傳賦金

新納久詮等の江戸より國許への報告及び翌二年三月三日付家老島津久通、伊勢貞昭の同じく江戸よりの狀にも、その一斑窮乏の狀を察することが出来る。同年末には、上方起債不可能の上、従前の借入分についても返済の督促を受け、大坂仕登米代銀も過半は京都に於ける返銀に充て、江戸に於いては年内支拂銀八百五十貫の調達見込つかずとの状態であつた。<sup>(注二〇)</sup> 此の間に、慶安二年、江戸城西丸普請につき材木を納め、承應二年六月の内裏火災のため、翌年四月、五萬石以上諸大名と共に、外圍垣牆築造御手傳として献金した。<sup>(注二一)</sup>

次いで明暦元年閏四月光久が江戸を發し、歸國の際、金三千兩の時借をした様であるが、六月、約束の月限を越え、金主より返済を要求されて、江戸藩邸の物奉行等は才覺に苦しみ、かくては、將來時借さへ不可能となるであらうと云はれてゐる。翌二年十月廿三日付家老鎌田政有の國許家老への狀によると、果して此の懸念の如き事態に至つてゐる。即ち、鎌田政有は江戸經費の調達を求め、殊に、將軍より拜領の雁の披露<sup>排御</sup>の費用の時借を伏見屋四郎兵衛久須見孫兵衛三宅又兵衛等の銀主へ交渉したが、成立せず、漸く江戸町奉行神尾元勝の口添があつて、糸屋與兵衛より兩度に金三千五百兩程の時借を得た。而し

江戸大火櫻田  
上屋敷類焼田

て此の雁の披露は、十月十一日朝、櫻田上屋敷に招客して行つたが、書院の疊替もせず、破損のみ繕つて済ませたといふ。<sup>(注二三)</sup>

明暦三年正月の謂はゆる明暦江戸大火では、櫻田の薩藩上屋敷が類焼した。更らに、江戸城本丸も焼けたのであるから、其の普請については、材木進納を要し、藩邸の普請と共に、多大の困難を感じたのである。<sup>(注二四)</sup> 大火後諸侯の屋敷長屋が過半再築を見るに至つても、薩藩上屋敷のみは着工にも及ばず、九月二日、松平定行より、屋敷内の作事は何時にても苦しからず、先づ長屋の普請は是非行はれ度いと注意を與へられた程である。<sup>(注二五)</sup>

寛文年間に至つても同様で、同三年七月三日付及び十九日付、在江戸家老鎌田正信宛、國許町田久昌の狀には、江戸仕銀續き兼ねる由の處、米代は大概春中に京都江戸に於いて拂底し、國許より差登すべき銀子多分にもなしといひ、ただ初秋までに銀三百貫は鹿兒島より登すべく、其の外に少分は登し得るも、分量は決し難しとしてゐる。且つ、同年、領内干損のため、殊に窮迫した様である。<sup>(注二六)</sup>

また同七年に計算した處<sup>(注二七)</sup>では、もと元銀一萬二千九百一十一貫、元利合計二萬貫餘の藩債があり、其の内利銀として凡四千五十二貫を支拂つた處、松平定行

藩債銀二萬貫

の肝煎を以て之を元銀の内拂とし、元銀殘餘凡八千八百五十八貫の内凡四千三百九十貫は寛文元年以降同六年までに返済し、更らに元銀凡四千四百六十八貫の拂残りありといふ。<sup>〔注六〕</sup>

〔補説〕 歴代制度卷二七上に、此の計算を寛永十年上使答書として掲げるも之は寛文七年の誤りと思はれる。

鹿兒島大火  
萬事簡略令を  
發す

財政の立直り

佐土原藩救助

寛文六年正月廿四日には、江戸尾張藩邸の出火により、櫻田の薩藩邸も類焼し、延寶八年正月十一日には、鹿兒島に大火あり、共に打撃大きく、殊に、鹿兒島大火後の三月朔日には、萬事簡略の令を發し、藩中互の進物一切の停止を命じ、五月廿一日には、更らに、儉約令を發してゐる。<sup>〔注八〕</sup> 他方、享保十三年に三井高房が書いた町人考見録<sup>〔卷〕</sup>には、從前薩藩は借銀の斷りもあつたが、享保當時より五六十年前、即ち、寛文・延寶頃には、内證もよくなつたか、斷りもなく、其の銀主等も勝手よくなつたとあり、多少財政立直りに向つたとも見られる。

かゝる財政の内にあつて、薩藩はまた佐土原藩の財政を援助しなければならなかつた。即ち、財政困難のため、佐土原藩の番代島津久壽は減知を行つて、參勤の費を出さんとするにつき、光久は、貞享三年二月、家老島津久元聯を佐土

内政の整備

原邸に派し、五年間年々銀四十貫、計二百貫を給し、減知を避けさせたといふ。<sup>〔注七〕</sup> 此の間、明暦、萬治以降、郡座設置、萬治内檢、新田開發等、農政の整備を行ひ、金山開掘、其の他の殖産政策に着手し、財政の不足に備へた。また琉球の進貢貿易は、明末の支那内亂の影響で、一時杜絶の状態に至り、其の後、平常に復し、漸く財政上寄與あらんと見えたが、天和以降、幕府の貿易制限を受けたのである。

〔注一〕 島津國史卷二四・二五・二七 常憲院殿御實

紀卷一六 舊記雜錄後編卷五三・追錄卷二〇 三州

御治世要覽附錄年代記 寛政重修諸家譜卷一〇八

〔注二〕 舊記雜錄後編卷九四

〔注三〕 舊記雜錄後編卷九五

〔注四〕 舊記雜錄後編卷九七

〔注五〕 舊記雜錄後編卷九九

〔注六〕 舊記雜錄後編卷九八

〔注七〕 舊記雜錄後編卷一〇一

〔注八〕 舊記雜錄後編卷一〇二

〔注九〕 舊記雜錄追錄卷一 薩陽日田賦雜徵寫

〔注一〇〕 舊記雜錄追錄卷二・三

〔注一一〕 島津國史卷二六

〔注一二〕 舊記雜錄追錄卷六・七

〔注一三〕 島津國史卷二六

〔注一四〕 舊記雜錄追錄卷七

〔注一五〕 舊記雜錄追錄卷一〇

〔注一六〕 寛文七年幕府諸國巡見使應答案

〔注一七〕 島津國史卷二七

〔注一八〕 舊記雜錄追錄卷一五 島津國史卷二七

〔注一九〕 島津國史卷二七

第二章 中期

第一節 島津綱貴代

慶安三年綱貴生る  
綱貴の初名又三郎延久

綱貴は光久の長子綱久の長子で、慶安三年十月、江戸に生れ、寛文十三年二月、綱久が卒したので、祖父光久の世嗣となつた。初め、又三郎延久といひ、寛文七年十二月、元服し、松平號及び將軍家綱の偏諱を許されて綱貴と改め、從四位下侍從に叙任し、修理大夫と稱し、後薩摩守と改め、貞享四年七月、襲封の後同十二月、左近衛少將に、元祿八年十二月、左近衛權中將に任じ、次いで、從四位上に叙した。寶永元年九月、五十五歳を以て江戸に卒し、諡號を大玄院といふ。

元祿の驕奢時代  
綱貴世子を訓戒す

綱貴代は、謂はゆる元祿驕奢時代に當り、參勤在府を始め、萬般の出費は累増し、財政は愈、不安となつた。元祿七年四月、世子吉貴に部屋栖料として高三萬石を給するに當り、綱貴は袖判の書を附し、萬端不如意なるべしと雖も、江戸在府が續き、公界向の時宜繁多、且つ領國遠境のため、毎物不勝手につき、右の如く給與するを以て、随分簡略に従ひ、凡べて驕奢なきやう戒めた。また翌年五月、

世子料五萬石

綱貴は吉貴に對し、所帯方續き難からんと、先きの吉貴部屋栖料三萬石を家督方に直し、改めて五萬石を給したが、時に、家老島津忠守に宛て、袖判の書を附し、前回の袖判状と同様の趣を以て、能々儉約を用ひ、右の高を以て、奥方所帯并に扶持方まで調へるべしと申渡してゐる。

鹿兒島大火と本丸普請の延引

寛永寺本堂造營手傳

當時、財政の困難であつた事は、元祿九年四月の鹿兒島大火で焼失した鹿兒島城本丸以下の普請にも容易に着手し得なかつた事からも察せられる。即ち、同十七年春、漸く城内對面所、廣間の普請成り、綱貴は、其の二月、八年振りて本丸へ還つたのである。しかも、大火の翌年なる元祿十年七月には、東叡山寛永寺本堂造營手傳の幕命があつた。即ち、家老彌寢清雄を總奉行とし、副奉行島津久明以下百餘名の士を派して、八月、起工し、翌年七月、工を竣つた。同十二年七月十日付伊地知五兵衛宛、市來次郎左衛門の狀によれば、此の手傳のための借入金年賦返済には、鹿兒島城火災以後の諸座よりの作事用納銀を引當としたといふ。同八月五日付、佐土原藩家老中に宛てた薩藩家老島津久雅等の狀に、手傳による物入あり、上方の藩債大分に及び、一年に銀千貫餘を年賦返済し、家中漸々困窮に及ぶも、手付も成らず、火災後の鹿兒島城普請も調はざる状態

佐土原藩援助

であると述べてゐる。また右の状によれば、佐土原藩も同じく手傳を命ぜられ、夫に就いて薩藩より同藩に銀五百五十六貫を融通し、その他、人員諸道具の援助を爲した。佐土原藩の財政も極めて窮迫して居たものゝ如く、元祿十二年六月に至り、右の融通銀の返納延期及び別に米六千石或は銀三百貫の借用を依頼し來り、薩藩に於いては、此の度に限り米五千石を貸す事とし、融通銀の返納延期をも認めた。其の條件としては、前回の融通銀と今次貸米の代銀三百貫と合せて八百五十六貫は、翌十三年以後十年賦(一年銀八十貫六百匁)とし、毎年極月限り大坂藏屋敷に返済する事と定めた(注七)。元祿十三年の年賦返済分は、同年末小判を以て返済されたが、前記の年賦返済取極以前より別に銀米の貸附があり、銀は小判金二百八十兩、米三百八十石は現米及び不足分代銀を以て之も返済されたといふ(注八)。翌十四年の年賦返済もあつた様であるが、同十五年には佐土原藩より、近年損毛あり、所帯方格別續き難きを以て同年より十年間返済を延期し、夫より十年間(正徳六年より享保六年まで)年賦返済を申込み、薩藩は之を承認した(注九)。元祿十五年二月十一日、江戸大火のため高輪藩邸が類焼し、同十月十八日、芝藩邸に火災あり、十二月、兩邸共に普請落成したが、翌年十一月十二日、關東に地

江戸高輪芝兩藩邸火

檢約令

假名書きの檢約令

震あり、櫻田藩邸が損壞する等災禍による打撃が多かつた。是より先き同十四年二月、一門以下諸士に對し、檢約令を發し、妻子以下の衣類の結構なる、往々内々に奢る事あるを戒め、或は上方産の地紅衣類を慎むべしとし、國産紅花を以て自家調製するを奨め、就中、大身の面々に勵行せしめ、以て末々をして習はしめんと達してゐる(注一〇)。翌年の高輪藩邸類焼について、同三月廿二日の覺に近年過分の入費あり、且つ國許鹿兒島城、江戸藩邸共に普請着手の苦なれば、段々多額の銀を要する處、諸士身上差迫り、救助を要する者あり、爾後は一層簡略を專一とする様達し、同月、女中に對しても、假名書きで内證向の簡略を達した(注一一)。

〔注一〕 島津國史卷二八 薩藩先公遺德卷下 常憲

院殿御實紀卷五〇 萬年記 萬天日錄

〔注二〕 舊記雜錄追錄卷三〇 歴代制度卷三 島津

國史卷二八

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷二一 歴代制度卷三 島津

國史卷二八

〔注四〕 島津國史卷二八

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷二二 島津國史卷二八

〔注六〕 薩藩雜史料(平田猛氏所藏文書寫)

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷二五 島津國史卷二八

〔注八〕 舊記雜錄追錄卷二八

〔注九〕 舊記雜錄追錄卷三〇

〔注一〇〕 島津國史卷二八

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷二八 歴代制度卷三

〔注一二〕 廳府御廻文拔書卷一



延寶三年吉貴  
生る  
吉貴の初名又  
三郎忠竹

第二節 島津吉貴代乃至島津宗信代

元祿十四年繼  
豊生る  
繼豊の初名又  
三郎忠休

吉貴は綱貴の長子で、延寶三年九月鹿兒島に生れ、初め又三郎忠竹と稱し、元祿二年十二月、元服して松平號及び將軍綱吉の偏諱を許され、吉貴と改名し、從四位下侍從に叙任し、修理大夫と稱した。寶永元年十月、襲封して左近衛權少將に進み、同七年十一月、從四位上、左近衛權中將に、正徳四年十一月、正四位下に昇つた。享保六年六月、吉貴は隱居し、長子繼豊が襲封した。隱居後、吉貴は上總介と稱し、延享四年十月、七十三歳を以て鹿兒島に逝去し、諡號を淨國院といふ。繼豊は、元祿十四年十二月、江戸に生れ、初め又三郎忠休といひ、正徳五年四月、元服し、松平號及び將軍家繼の偏諱を許されて繼豊と改名し、從四位下侍從に叙任し、大隅守と稱した。襲封の年十二月、左近衛權少將に進み、享保十二年六月、綱吉の養女竹姫清閑寺大納言熙定女と婚儀あり、同年十二月、從四位上、左近衛權中將に昇つた。延享三年十一月、隱居し、寶曆十年九月、六十歳を以て逝去し、諡號を宥邦院といふ。繼豊に次いで、長子宗信が襲封した。宗信は、享保十三年六月、江戸に生れ、幼名益之助、後に、又三郎忠顯といひ、元文四年八月、松平號を許され、

宗信より島津  
氏嫡子代々松  
平氏を稱す

同年十二月、元服して將軍吉宗の偏諱を許され、宗信と改名し、從四位下侍從に叙任し、薩摩守と稱した。猶ほ宗信より島津氏嫡子代々松平氏を稱する事となつた。襲封後の延享三年十二月、左近衛權少將に進み、寛延元年十二月、從四位上、左近衛權中將に昇り、翌年七月、二十二歳を以て鹿兒島に逝去し、諡號を慈徳院といふ。

吉貴代の藩財

家老種子島久  
基緊縮令を發す

吉貴代の財政も依然不足し、寶永七年の概算では、藩債總額三十四萬五千兩、其の内譯は、江戸二萬七千九百兩、國許六萬八千五百兩、京都十三萬六千兩、大坂十萬千兩、長崎一萬五千五百兩であつた。翌七年には、家老以下の役料を半減し、家老二千石を千石、用人二百石を百五十石以下之に準じたといふ。享保四年四月、家老種子島久基は緊縮令を發し、當時の財政状態を述べてゐるが、夫によれば、前年閏十月、幕府が公布した金銀定法割合新古金銀比率規定のため、江戸上方一年入用増銀四千四百貫程の積りの處、内千五百貫程は、檢出の見込もあるも、残り二千九百貫、米にして二萬四千石餘は不足し、之は如何にしても國許より檢出を要すると、次の如く達してゐる。即ち、國許拂總銀高四千貫、米にして五萬三千五百石餘につき、三割減省の目標で、定式臨時共に緊縮計畫を立つべく、但し、諸役

殖産政策の整備

料の支給は、近年、段々減省の上なれば、従前通りとし、筆者小役人の人数減少を計り、諸奉行頭取は、支配外と雖も、存寄を申出る様といふのである。<sup>(五十四)</sup>かくて、緊縮政策を行ふと共に、明暦萬治以降の新田開發及び農政整備は、後に記す如く、當代まで續いて居り、殊に、家老種子島久基の下に農政、其の他各種殖産政策の見るべきものがあつた。

繼豐の襲封と吉貴の後見

入費の増加と仕登産物の下落

繼豐襲封の後、病身なるを以て、吉貴が介助したが、初め前代以來の緊縮政策が行はれ、定式仕登物も増加したので、收支平衡の目途もつき、起債に及ばずと見えた様であるが、享保九年頃に至り、江戸・國許の入費は増加し、且つ大坂に於ける米、其の他仕登産物代は甚だ下値となり、即ち、一年入費は従前に比し、銀二千四百十七貫増加なるに、仕登産物代は、享保七年の定より下落の値成を以て計算すれば、銀千八百六十貫の引入となつたといひ、新規の藩債も生じ、漸く當用を達するのみで、翌十年の參勤料、琉球拜借銀の調達も目途なしとの状態に至つた。仍て、同年八月、勝手方より各方面に更らに嚴重な緊縮を計る様、例へば用心のため、諸座用物を二重に、或は當用なきを調べさせ、如きは之を抑制し、勝手普請方、細工所、臺所、春屋等は、殊に物入多き場所、故諸事浪費を制し、諸座

吉貴隱居料の一部を回贈す

家老種子島久基、儉約調用掛となる  
竹姫の入興  
土ヶ米の免除

入用の筆紙墨等の輕品まで浪費を避け、内輪の書付は、少々の書違墨付等も書改を要せず等の點を指示し、更らに見込もあらば申出る様達してゐる。<sup>(五十五)</sup>猶ほ、吉貴隱居に當り、繼豐は、先きに享保五年八月、部屋栖料として給せられた高五萬石を以て、吉貴隱居料とせんとした。嘗つて光久の隱居料五萬石といふ先例でもあつたが、吉貴は表方援助のため之を固辭し、二萬石を主張したので、同六年七月、繼豐は強ひて一萬五千石と定めた。<sup>(五十六)</sup>同九年以降、吉貴の意により、従前表方支出であつた諸役料、扶持米も、隱居方より出す事としたが、猶ほ買入高もあり、充分との事で、同十一年五月、吉貴は重ねて隱居料の内五千石を辭退し、翌年の所務より表方へ返附する事とした。但し、同六年七月の繼豐袖判の高は、其のまゝとし、所務のみを表方へ入れたのである。<sup>(五十七)</sup>享保十二年六月には、繼豐より緊縮取計を達し、今度の儀は尋常の儉約とは異ると述べてゐるが、翌月、家老種子島久基に儉約調用掛を命じ、堀興嘉を其の下に附した。<sup>(五十八)</sup>然るに、同十四年四月、將軍綱吉養女竹姫の繼豐夫人として入興あり、六月、幕府は是より先き三月、島津氏に課した増上寺火番役を免除し、また同年秋季より翌々年春まで上ヶ米を免じたのであるが、祝儀及び居宅普請には

芝藩邸の擴張  
守殿

莫大の出費を要した。居室普請とは芝藩邸に幕府下附地を加へ、即ち一萬三千三百餘坪に六千八百九十坪を擴張し、閏九月竣功したもので之を守殿と稱し、更らに守殿方諸役所を建てたのである。<sup>(注九)</sup> また之に引續き要すべき守殿方經常の入費を要し、此の婚儀が藩財政に與へた影響は甚大であつた。

〔補説〕享保七年七月、幕府は、其の財政補充のため、諸侯に命じ、萬石に付百石の上ヶ米を命じ、在府を半歳に短縮し、また在府人員を減少せしめた。薩藩は判物高七十二萬九千五百石に付年々上ヶ米七千二百九十五石を出す事となり、其の十一月、半額の三千六百四十七石五斗を出し、爾後、春秋兩度に年分半額づゝを出した。此の制度は同十五年まで續き、翌年より廢せられ、従つて、參勤交替の制も舊に復した。(舊記雜錄通錄卷五八・六〇・七二、島津國史卷三〇)

重ねて緊縮令を發す  
櫻田藩邸類焼

享保十五年九月、家老種子島久基は又緊縮令を發し、當時は尋常と異り、至極の窮迫であると、諸役座毎物減省すべく、帳面等も重要ならざる事は二重、三重に書留めるを要せず、輕き事は書留をも省き、或は人數の減少を吟味し、其の他、減省方何によらず吟味して申出る様達した。<sup>(注一〇)</sup> 更らに翌十六年四月十五日の江戸大火で、櫻田藩邸も類焼したが、其の普請も容易に企て得ず、従前、參勤交替の際の幕府上使は櫻田藩邸に於いて受けたのを、同十七年四月參勤の際より、

高輪藩邸火  
藩財政の悪化

芝藩邸に於いて受ける事とし、爾後引續き故例としたのである。<sup>(注一〇)</sup>

猶ほ、延享二年二月には、高輪藩邸に火災があつた。<sup>(注一一)</sup> 財政は一層悪化の傾向にあつた様で、翌三年二月には、士以下末々に至るまで人別出銀文銀一匁牛馬出銀一疋に付同二匁舟出銀大小船橋舟川平太舟共帆一反に付同一匁を課す事とし、六月には、翌四年以後右の半額とし、四年間賦課すると達し、また諸役料、切米扶持米支度料、銀田舍行扶持米、駄賃銀、日雇賃船賃銀等何れも五分引とし、同八月以降四年間<sup>(寛延三年七月まで)</sup>實施する事とした。同時に緊縮策を講じ、五月には、儉約調のため、目附郷原久雄を江戸に遣してゐる。<sup>(注一二)</sup> また同年諸士石別出米に重出米の制を設け、多額の増率を行つた事は前に記した。

右の如き状態であつたから、宗信襲封當時の財政は依然窮迫を告げてゐたと思はれるが、宗信は襲封間もなくの延享四年十二月、重出米出銀を免じ、前年八月以降實施し來つた諸役料、切米諸賃米等の五分引も中止する事とした。即ち、下の困苦を除かんと、宗信の意に出たものといふ。<sup>(注一四)</sup>

宗信の襲封するや、十八歳の若年で、且つ其の家督年間は極めて短かつたが、寛仁の行狀を以て聞え、即ち、肥後盛贊が書いた古の遺愛及び夫によつて、今藤

宗信襲封と共に重出米出銀等を免す

宗信の行狀

慈徳公遺事

宗信家老の役  
料返納の申出  
を用ひず

宗信自ら節儉  
の範を示す

諸士の風一變  
す

惟宏が漢文に編んだ慈徳公遺事等に、幾多の挿話として記されてゐる。初め、宗信が群臣と財政恢復を議した時、島津久甫以下家老五人は皆上書して、役料高千石の返納を願ひ、諸大身も夫々一利を興さん事を求めたが、宗信は人を損ずるは爲さざる所と、遂に用ひなかつた。琉球中山王尙敬も亦献金して國用を助けんとしたが、宗信は其の志を賞して受けず、尙敬は、先きに琉球飢饉の際、吉貴が金を給して賑救したにつき、報恩のため、貢を納めるに非ずと、重ねて懇願したので、宗信は之を受納したといふ。

宗信はまた専ら節儉を守り、襲封以來、食膳は一汁一菜とし、衣服は木綿を用ひ、江戸に於いても、登城會同以外絹袖を着用せず、染付は常に鼠色とした。刀も鐵を以て裝ひ、鮫革を用ひずといふ。飲食器物共に領内産を用ひ、他領産を求めず、煙草も攝津服部産を止めて國分産を常用した。

更らに、諸士の風儀利慾華美に互るを戒めたが、士民何れも宗信の節儉に化し、數十年來の華美の風は俄かに一變したといふ。當時榷實を領外へ密賣し、處刑される者が絶えず、宗信は之を聞き、榷實は國益あるも、君子は人を養ふ所のものを以て人を害はず、自ら財を失ふとも民をして罪に陥らしめるに忍びず、悉く榷樹を伐除く程ならば、民も思ひを絶ち、自身も煩なきに近からんと云つたので、其の事が傳はり、令の行はれざるに、榷實の密賣は止んだとも傳へる。領内疲弊のため、盜竊して獄に繋される者多く、宗信は、刑罰は國の大事なれば、嚴なるを要し、輕赦は奸に恵み、惡を長するものであるが、民に恒産なければ、恒心なきは自然の理であると、飢寒に迫り法を犯した如き者を釋放したといふ。其の自ら慎み、士民を愛憐した事は、永く藩中の敬仰する處であつた。

宗信の仁慈

〔注一〕 島津國史卷二八―三一 薩藩先公遺徳卷下 有徳院殿御實紀卷一二 惇信院殿御實紀卷四・一〇

〔注二〕 歴代制度卷一七上

〔注三〕 島津國史卷二九

〔注四〕 歴代制度卷一七上

〔注五〕 歴代制度卷一七上

〔注六〕 歴代制度卷三 島津國史卷二九

〔注七〕 舊記雜錄追録卷六三 歴代制度卷三 島津國史卷三〇

〔注八〕 舊記雜錄追録卷六四 歴代制度卷三・一七上

〔注九〕 島津國史卷三〇 三州御治世要覽附録年代記

〔注一〇〕 歴代制度卷一七上

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷七四 島津國史卷三〇

〔注一二〕 島津國史卷三〇

〔注一三〕 歴代制度卷一七上 島津國史卷三〇

〔注一四〕 歴代制度卷一七上 古の遺愛 薩藩舊傳集卷四 島津國史卷三一 宗信公一件 慈徳公遺事

〔注一五〕 古の遺愛 慈徳公遺事 仁君遺名誌(舊典類聚卷一〇下)

第三節 島津重年代

宗信の弟島津久門加治木より入りて嗣ぐ  
久門重年と改名す

家老平田正輔  
儉約令を發す

藩債銀三萬四千貫

藩財政の對策

宗信の跡は、其の弟加治木家島津久門が嗣いだ。久門は繼豐の次子で、享保十四年二月に生れ、島津久年の繼嗣となり、兵庫と稱したが、寛延二年九月、宗家に還り、十一月、襲封の命を受け、將軍家重の偏諱を許されて重年と改名し、從四位下左近衛少將に叙任し、薩摩守と稱した。

重年襲封の當時、寛延二年十一月、家老平田正輔より重年の參府中につき儉約の令を發してゐるが、其の内に財政状態を詳述してゐる。即ち、當時、儉約につき調座を置いて細密吟味の上乍ら、入費引續き藩債は銀三萬四千貫に及び、上方利拂のみに三千貫餘を要し、且つ仕登産物代等を以て常式江戸上方入用に充當するも、三千貫は不足し、臨時出費或は不作により不足額は一層増加し、藩債も年々増加の状態であるといふ。之が對策として享保以降表方續料に加へてゐた五萬石方藏入の所務を、寛延三年秋以降借銀本濟料とするが、此の所務は一年分凡文銀千三百貫で、之に從前の不足銀三千貫を加へ、表方續料は文銀凡四千三百貫の不足となり、内凡七百貫は磯附新田、蘇替高二千九百石餘

重出米の復活

藩債銀四萬貫

老中奉書を以て薩藩に濃尾勢の川々普請手傳を命ず

川普請用係勘定奉行一色政流

の所務代、茶種子、砂糖他國出手形銀の増加分諸人拜借利銀、重出米、人別出銀給分引方等の新規出方により差引し、其餘凡三千六百貫は緊縮の方法を講ずべく、此の儉約令を達したのである。次いで十一月、四、五年間役料等一分五厘引方を達し、先きに宗信が廢した重出米も復活し、之を一升五合とした。

其の後、藩債は年々増加し、寶曆三年當時、凡銀四萬貫に達し、江戸續料上方利拂も調はざる状態であつたといふ。一升五合の重出米も、引續き寶曆三年まで同額であつた。然るに、同年十二月廿五日、老中奉書を以て、美濃伊勢尾張川川普請手傳の幕命があり、財政上殆んど未曾有の打撃を蒙る事となつた。

此の川々普請とは、濃尾勢三國境界附近に於いて、木曾長良揖斐諸川の形成した三角洲地帯の治水工事である。明治年間の工事により、右三川は夫々切離されてゐるが、古くは大樽川、其の他の支流と共に三川は互に分合し、ために水害を頻發し、古來、治水工事が繰返されたのである。

寶曆の普請は、凡べて幕府の企畫設計により、幕府に於いては島津氏に、手傳を命じた後、普請用係に勘定奉行一色政流を任じ、外に兩番の士四名に目附を命じた。同時に、工事は町人請負とせず、現地村々百姓に申附ける事等の條件

川普請見賦金  
十四萬兩  
薩藩川普請  
費の捻出に力  
む

治水普請の惣  
奉行平田正輔  
副奉行伊集院  
久東

も示され、翌正月末より着手すべきの違もあつた。當時、企畫設計について未だ指示を見なかつたので、藩より一色に聞合せた處、見賦金凡十萬兩の由なるも、十四萬兩にも及ばんかとの事であつた。藩は此の經費の捻出に當面し、國許に於いても、専ら上方起債による外なしと決し、起債交渉のため中馬諸香を派遣する事としたが、夫にも困難が豫想された。寶曆四年正月、平田正輔は中馬に對し、用金さへ調へば頂上につき、響應附届等の手段を盡し、京都、大坂兩留守居及び算用役と共に、萬全を計るべしと命じてゐる。(件四) 次いで、夫々惣奉行、副奉行に任じた平田正輔及び大目附伊集院久東も、正月末、鹿兒島を發し、二月十六日、大坂に着いたが、時に、江戸より入用金は三十萬兩に及ぶと達せられて居り、大坂伏見に於いて、兩人は中馬及び京都、大坂兩留守居と共に立入銀師に交渉し、銀一萬三千三百七十八貫餘(金にして二十三萬九千八百兩)を借入れた。(件五) 猶ほ國産仕登及び士民出物による調達をも講じ、三月には手傳につき人別一匁出銀の賦課及び諸拂方銀米一分五厘引を達した。尤も、諸拂方銀米一分五厘引は寛延二年以降の事で、役料米切米引方は寶曆五年七月まで、其の他時々、拂方引方は同八月まで行つたのである。且つ寶曆四年の重出米は従前より三合増の一

主なる吏員

工事區域と監  
督の幕吏

升八合とし、或は六月廿九日限り文銀九分五厘を納めさせたともいふ。(件六) 惣奉行、副奉行以外の主たる吏員は、用人堀貞紀、同謙訪兼方近習役伊地知季周(初め用人格と届出)、留守居佐久間盛邦、同山澤盛福、普請奉行川上親英(初め元普請奉行兼と届出)、元役石川長澄、同山元秀周、目附愛甲季平、同村田經芳、場所奉行大野清純、同黒田清安等で、其の他の吏員、歩行士、足輕、丁夫等と共に鹿兒島或は江戸より相次いで現場に向ひ、略々二月中に到着したと思はれる。平田、伊集院の兩奉行は、閏二月九日、美濃大牧村に到着した。同地では、是より先き二月五日、先着の山澤盛福、川上親英が本木屋を受取り、之を整へてゐた。即ち、惣奉行の役館である。工事區域は、正月晦日、幕府より左の四手と示され、夫々監督の幕吏も決定した。

- 一之手 美濃桑原輪中乃至尾張神明津輪中(木曾川、長良川、合流點附近)
- 二之手 尾張梶島村乃至伊勢田代輪中(木曾川、下流)
- 三之手 美濃墨俣輪中乃至同本阿彌輪中(揖斐川、中流、及び大排川)
- 目附代淺野氏從 交代寄合美濃衆高木貞往

四之手 伊勢金廻輪中乃至同海落口地藏邊(下流 振斐川)

目附代新見正榮 交代寄合美濃衆高木貞明

監督の幕吏は外に、一手毎に徒目附二名、小人目附四名が配せられ、四手を通じて、美濃代官吉田久左衛門を普請見廻とした。次に、各手の現場に出張木屋を置き、藩吏を駐在せしめた。即ち、一之手には美濃中島郡石田村、二之手には伊勢桑名郡西海對地村、三之手には美濃石津郡大田新田、同安八郡大藪村、四之手には美濃石津郡金廻村等であつた。(正七)

かくて、二月廿七日、工事を始めたが、増水期に至り、即ち、五月廿二日、春季普請を切揚げ、幕吏一行は引取つた。秋季普請は、八月末又は九月初め着工の豫定で、惣奉行以下の藩吏は許可を得て現場に留まつた。蓋し、次季普請の準備に従つたのである。重年は此の手傳の故に、參勤の延期を許されてゐたが、五月十一日、長子久方後の重豪と共に鹿兒島を發し、途上七月四日大垣に着き、次いで、石田出張木屋を経て起驛に至り、休止中の普請場を視察の上、江戸に向つた。七月、秋季普請は、八月末又は九月初めに着手し、年内に完成すべき旨、江戸より指令があつた。此の普請には、六所の難場があり、之については、外請負を許

普請見廻美濃代官吉田久左衛門

春季普請

重年長子久方を伴つて普請場を視察す

年内完成すべき幕命、難場には外請負を許す



松本千島油 圖十第

(社神水治はのるえ見に中林松端右む望を流下筋川良長)

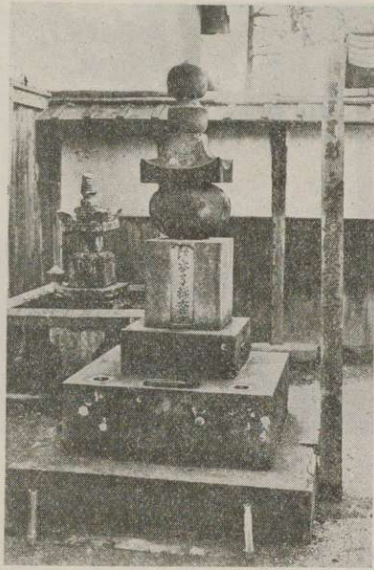
された。就中、四之手に屬する油島新田、松之木村間の締切或は築留を第一とした。即ち、木曾川、揖斐川合流點に當り、兩川の川床に高低の差があつて、激流となり、且つ其の上流に於いて、長良川が合流して居り、出水時には、屢々甚大の被害を惹起したので、木曾、揖斐兩川を分ける計畫で、初めは全部締切るか、一部を残すか決定しなかつたが、後に、川筋千九百間の内、油島側五百五十間、松之木村側百五十間の築留を作る事とし、更らに、松之木村側の築留五十間を追加したのである。次の難場は三之

手に属する大樽川の締切工事であつた。大樽川は長良川の支流で美濃大藪村勝賀村間で本流から流れ西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し此の分流點も川床の高低のため激流を生じ出水時には沿岸の堤防を破壊したので、

之を締切り或は水流を緩和する計畫であつた。

秋季普請は九月廿二日に着手したが年末に至り先づ二之手の工事を竣り十二月廿三四兩日總奉行等が立會ひ西對海地木屋詰目附村田經芳を始め用開小奉行歩行足輕等夫々

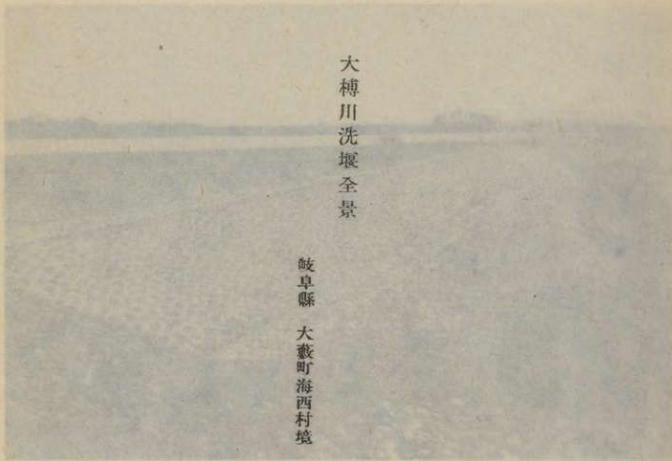
擔當場所に出て係の目附代大久保忠與美濃郡代青木安清勘定衆菰田仁右衛門及び惣普請見廻倉橋武右衛門吉田久左衛門等監督幕吏の内見を受け次いで寶曆五年正月或は二月目附山口直郷勘定吟味役横山貞信が江戸より出張



（寺黒大見伏市都京）墓輔正田平 圖一十第

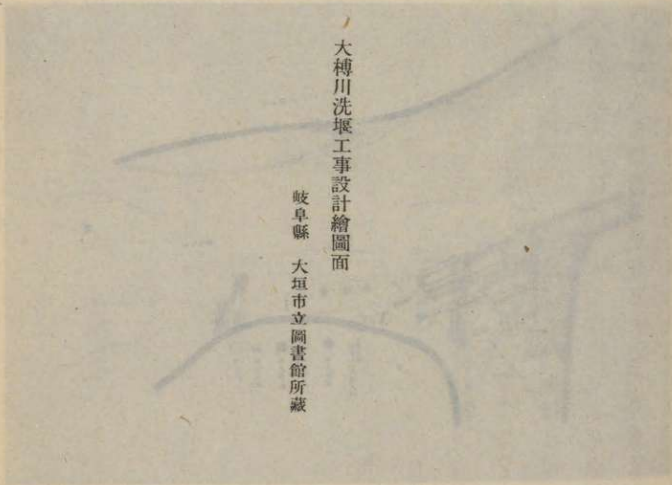
秋季普請

大樽川洗堰全景



岐阜縣 大藪町海西村境

大樽川洗堰工事設計繪圖面

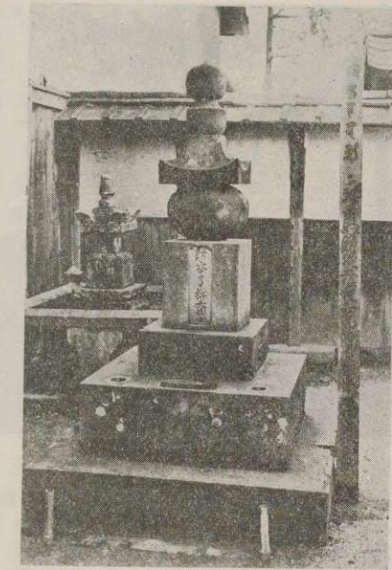


岐阜縣 大垣市立圖書館所藏



手に属する大樽川の締切工事であつた。大樽川は長良川の支流で、美濃大藪村勝賀村間で本流から分れ、西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し、此の分流點も川床の高低のため激流を生じ、出水時には沿岸の堤防を破壊したので、

之を締切り、或は水流を緩和する計畫であつた。（在任）



（寺黒大見伏市都京）墓輔正田平 圖一十第

擔當場所に出て、係の目附代大久保忠與、美濃郡代青木安清、勘定衆菰田仁右衛門及び惣普請見廻倉橋武右衛門、吉田久左衛門等監督幕吏の内見を受け、次いで寶暦五年正月或は二月、目附山口直郷、勘定吟味役横山貞信が江戸より出張

秋季普請

大樽川洗堰全景

岐阜縣 大藪町海西村境

大樽川洗堰工事設計繪圖面

岐阜縣 大垣市立圖書館所藏

手に屬する大轉川の掃切工事であつた。大轉川は長良川の支流で美濃大藪村勝賀村間で本流から流れ西南流して同今尾町附近で揖斐川に合し此の分流點も川床の高低のため激流を生じ出水時には沿岸の堤防を破壊したので、

之を掃切し或は水波を緩和する計畫であつた。

秋奉書請は九月廿二日

大垣市立圖書館藏

着手したが年末に至り

先づ二之手の工事を竣せしめ十二月廿三四兩日總奉行等が立會ひ西對海地木屋詰目附村田經芳を始め用開小奉行歩行足輕等夫々

擔當場所に出て係の日附代大久保忠興美濃郡代青木安清勘定兼森田仁右衛門及び惣普請見廻會新式右衛門吉田久左衛門等監督幕更の御見を受け大い

秋奉書請

大轉川工事全景

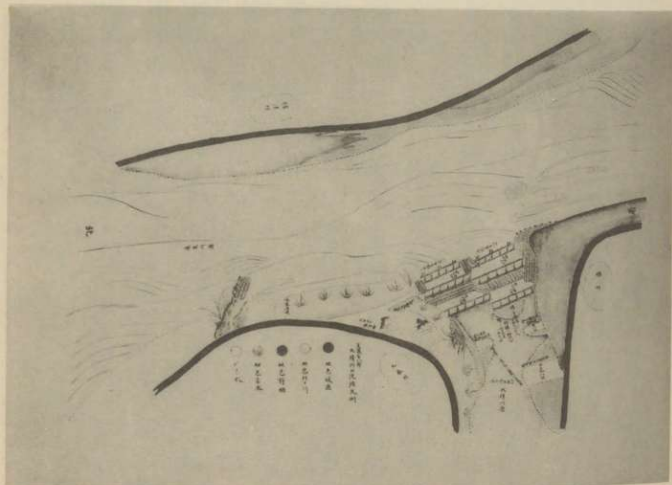
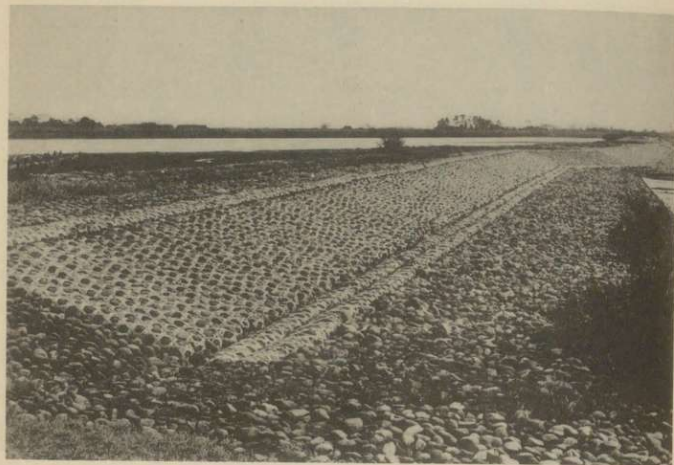


御草神 大轉川西側工事

大轉川工事全圖

御草神

(今尾大見伏市經京) 御草神



普請工事成る

惣奉行平田正  
輔自刃す

重年幕府の褒  
賞を受く

平田の功とそ  
の自刃の理由

して見分した。また一之手は三月廿七日に、三之手は大樽川締切を含めて同  
廿八日に、四之手は油島築留等を含めて同廿七日に、夫々竣工し、係監督幕吏等  
の内見を受け、次いで江戸より目附牧野成知、勘定吟味役細井政昌が出張し、四  
月十六日より廿二日まで、順次見分を了つた。

然るに惣奉行平田正輔は、五月廿五日夜、大牧村に於いて死去したので、即夜、  
遺骸を山城伏見に送り、同地大黒寺に葬つた。實は平田は自刃したのである。  
副奉行伊集院久東以下の藩吏は、相次いで江戸或は鹿兒島に引取り、六月朔日、  
老中堀田正亮及び一色政沆に宛て見分終了及び木屋引拂人數引取を届出た  
が、次いで幕府より重年に褒賞あり、九月、同じく伊集院以下十三名の藩吏にも  
褒賞あり、重年よりも彼等を褒賞する處があつた。（年表）

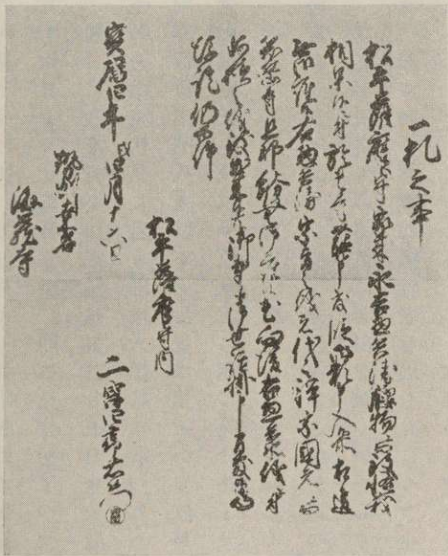
さて、平田自刃の事情は明白を缺くが、恐らく豫算超過の出費を惹起し、また  
次に記す如く、多數の犠牲者を出したにつき、全責任を負つたものと思はれる。  
もとより、此の普請、手傳による薩藩の負擔は重く、財政上の打撃は甚大であつ  
たが、之は幕府及び監督幕吏の強制及び壓迫に因り、平田以下の藩吏は最善を  
盡して如何とも爲し得なかつたのである。しかも、此の治水工事たるや、現場

義士として祀らる

平田正輔従五位を追贈せらる

犠牲者の續出

一帯の住民に與へた恩恵は計り知れず、即ち、平田を始め犠牲者は國許に於いてのみならず、現場一帯の地方に於いて、同情と感謝を受け、遂に義士として祀られ、平田は治水の功により、大正十五年十二月、従五位を追贈せられた。



第二十圖 自撰藩士埋葬證文(桑名市藏寺)

した事は猶ほ當然であらう。併し、自刃者もまた多く、自刃の理由は之を明白に知るを得ないが、恐らく、難工事及び幕吏の權柄なる指彈に責を果し得ず、其

犠牲者の氏名

の他、止み難き事情によると考へられる。其の氏名は左の如くである。

永吉惣兵衛	實曆四年四月十四日	自刃	松崎仲右衛門	八月三日	自刃
永山權四郎中間甚八	五月廿四日		川上彌三右衛門下人新右衛門	八月四日	病死
江夏次左衛門	六月五日	自刃	恒吉勝央	八月五日	自刃
茂木源助	六月十七日	同	淵邊良右衛門家來六左衛門	八月八日	病死
永田佐左衛門家來關右衛門	六月廿六日	同	小山田村住八郎左衛門	同	自刃
本田治右衛門中間新右衛門	六月廿七日	病死	瀬戸岩助	八月九日	
平田氏内黒田唯右衛門	七月七日		野村盛香	八月十四日	自刃
藤崎伊右衛門	七月八日	自刃	山口興道下人利右衛門	同	病死
尾上與兵衛	七月十二日	病死	八木八良左衛門	八月十八日	同
蘭田佐治兵衛下人六平	七月十三日	同	前田兵右衛門	八月十九日	自刃
伊地知傳右衛門下人助治郎	七月廿一日	同	徳田助右衛門	八月廿日	同
永田伴右衛門	七月廿六日	自刃	川合瀨兵衛	同	日病死
弟子丸弘槍家來角助	七月廿七日	同	坂本權右衛門下人權右衛門	同	日同
井出上渡左衛門	七月廿八日	同			

今村二角下人喜右衛門	同	日	病死
大山市兵衛	八月廿一日	自刃	
萩原貞次助	八月廿一日	同	
蘭田新兵衛	八月廿二日	同	
法名提岸智全居士	八月廿三日	同	白尾與右衛門か
石塚仁助	八月廿三日	同	(廿四)
平田正輔下人長左衛門	八月廿五日	病死	
濱島喜左衛門	八月廿七日	自刃	
永山孫市	八月廿九日	同	
瀧開平八	同	日	同
市右衛門	九月朔日	同	
上村金左衛門	九月三日	同	
永山嘉右衛門	同	日	同
田中孫八下人惣左衛門	九月六日	病死	
永山市左衛門	九月九日	自刃	
四本平兵衛	十月七日	自刃	
丸田金左衛門家來田中善兵衛	十月十五日	病死	
伊集院久東下人三四郎	十月十七日	同	
川上島右衛門	十月十九日	自刃	
肥後八右衛門下人太田喜三右衛門	十月廿三日	病死	(左)
家村住賢	十月廿四日	自刃	源左衛門
中間良助	同	日	同
榎木稻右衛門	十一月三日	同	
郷田喜八	十一月九日	同	(九)
種子田六郎右衛門下人仁八	十一月九日	病死	
山本定矩	十一月廿一日	自刃	八兵衛
大窪十左衛門	同	日	病死
有馬勘左衛門家來森權四郎	十二月八日	同	

本田甚五兵衛	同	日	自刃
鮫島甚右衛門	九月十日	同	(五左)
横山治右衛門	九月十一日	同	(左)
平田正輔下人岩七	九月十三日	病死	
永田奎左衛門	九月十五日	自刃	
伊集院久東足輕深見勘助	同	日	病死
崎本才右衛門	九月十六日	自刃	
稻富市兵衛	九月十九日	同	(一)
吐田軍七	九月廿日	同	
貴島助右衛門	同	日	同
濱島紋右衛門	九月廿三日	同	
藤井彦八	同	日	同
堀貞紀下人六左衛門	九月廿七日	病死	
田中幸右衛門下人長八	同	日	同
中間八四	十月	同	(五)

犠牲者の埋葬所

鬼塚喜兵衛	十二月廿八日	自刃	
寺師治兵衛下人與八	寶曆五年正月十二日	病死	
河野清左衛門下人助四郎	正月十二日	同	(十三)
竹中傳六	正月十三日	同	(ナシ)
和田善助	二月二日	病死	
貴島源右衛門下人覺左衛門	二月十三日	同	(右)
山口清作	三月四日	同	
野村藤藏家來法名空山道鐵信士	三月十三日	自刃	(十三)
松下新七	四月廿三日	病死	
音方貞淵	寶曆五年四月廿日	自刃	(四)
伊集院久東下人市右衛門	寶曆五年四月廿八日	病死	
若松圓積下人八郎兵衛	同	日	自刃
木藤直右衛門下人仁助	五月八日	病死	(廿八)

[補説] 埋葬所は、伊勢桑名海藏寺・安龍院・長壽院・長禪寺・常音寺・美濃海津郡圓成寺・同養老郡天照寺・常榮寺・同安八郡心岩院・江翁寺・同羽鳥郡清江寺・少林寺・竹ヶ鼻大谷

派別院等で、一部に移轉あるも、墓石は大部分現存する。また鹿兒島市岩崎谷に義士紀念碑あり、今其の氏名、歿年月日を調査するに、墓碑・過去帳により、墓碑・過去帳互に相違の場合は一方を採り、兩者共になれば、紀念碑により其の他の諸書を参照し、墓碑或は過去帳による氏名、歿年月日と紀念碑と相違の點には紀念碑の文字を傍記した。其の他、薩摩義士顯彰會編寶曆治水薩摩義士實錄・西田喜兵衛氏編濃美勢三大川寶曆治水誌・大西春翠氏著譽の千本松・小西可東氏著薩摩義士錄・油島メ切及大棟川洗堰工事義歿者姓名並法號取調書木曾川治水工事一件調書等に異同あるも、一々之を擧げず。猶ほ、岩崎谷の紀念碑に錄するものは、平田正輔を入れて八十五名であるが、此の内に美濃衆高木篤貞臣内藤十左衛門・駿府小野久右衛門代大橋七郎右衛門を含み、法名提摩智全居士を缺いてゐる。

治水普請手傳に要せる出費

此の普請手傳に係る藩の全出費を、正確に算出する事は困難であるが、元來、普請に要する竹木現物或は、垣・樋・竹・木・葺・蛇籠等諸色代定額は、幕府より支給され、運賃及び人夫雇賃のみが藩の負擔となるものであつた。併し、事實上此等が工事費の主要部分を占めたのである。例へば、寶曆四年秋季普請の蛇籠用石は、其の七月の豫定で一萬九千坪程であつたが、之を大小三百艘の舟で、一日百坪づゝ、岐阜より石田八神へ送る事となつて居り、更らに、油島締切には、外に石二萬三千坪、切土八千四百坪を要するといひ、此の運賃の莫大に及んだ事は

藩財政に與へし影響甚大

察するに難くない。且つ、幕府は人夫は其の所の者を雇備する事として町人請負を許さず、只木屋掛、其の他賄方等の家中用事は勝手次第とし、後に一部難工事に町人請負を許したのみであつた。ために、經費の増大著しく、また幕吏の監督の權柄なるため、工事の外見等について甚しい浪費に及んだのである。寶曆四年七月十七日、家老伊勢貞起等が同義岡久中等に宛て記してゐる所では、國許に於いて之を行へば、半分程の入用で足りるといふ。<sup>〔注一〇〕</sup>かくて、此の普請手傳のため、藩債は激増し、後年まで財政に影響する處は甚大であつた。<sup>〔注一一〕</sup>

〔注一〕 島津國史卷三一 傳信院殿御實紀卷一〇・

三二

〔注二〕 歴代制度卷一七上 島津國史卷二七

〔注三〕 舊記雜錄追録卷一〇六 薩藩政要錄卷六 要用集抄 島津國史卷三二

〔注四〕 舊記雜錄追録卷一〇六・一〇七

〔注五〕 舊記雜錄追録卷一〇六

〔注六〕 歴代制度卷一七上 三州御治世要覽附錄年

代記

〔注七〕 舊記雜錄追録卷一〇六・一〇七 薩藩政要錄卷六 要用集抄

〔注八〕 舊記雜錄追録卷一〇六・一〇八 寶曆治水碑 大棟川洗堰碑

〔注九〕 舊記雜錄追録卷一〇九・一一〇

〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一〇七・一〇八

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一〇八 薩藩先公遺德卷中

### 第三章 後 期

#### 第一節 島津重豪代

重豪は重年の嫡男で、延享二年十一月、鹿兒島に生れ、幼名を善次郎と云ひ、寛延二年十二月、重年が出て宗家を嗣いだ後の加治木家を嗣ぎ、寶暦三年十二月元服して兵庫久方と稱した。翌年善次郎に復し、その八月、宗家の世子として松平又三郎忠洪と改め、同五年七月襲封し、同八年六月、將軍家重の偏諱を許されて重豪と改め、從四位下左近衛少將兼薩摩守に叙任し、明和元年十一月、從四位上、中將に昇つた。明和年間より南山と號し、また懋昭と號したといふ。(注一)

重豪の襲封するや、幼年なるを以て、初め祖父繼豐が介助した。當時治水工事手傳による上方藩債激増の際で、重出米人別出銀の賦課も年限を定めて繼續して居り、即ち寶暦七年に及んだといひ、(注二)其の後も同十一年には緊縮令と共に、また人別出銀五分、牛馬出銀一匁、大小船帆一反付銀五分、重出米二升(實赤)の賦課を達するといふ風であつた。翌十二年二月、江戸芝藩邸が守殿共全

延享二年重豪生る  
重豪初め加治木家を嗣ぎ、後宗家の世子となる  
重豪初名兵庫久方、後に又三郎忠洪と改む

重豪の襲封と祖父繼豐の後見  
治水工事後の藩債激増とその緊縮策

人別出銀一匁

特別緊縮令

儉約年限の延長

燒し、普請についての起債も難澁であつたが、翌々年以降五年賦返済の條件で幕府より金二萬兩を貸渡され、また漸く仕登國産の内米一萬石、砂糖百萬斤を擔保として高利の藩債を調へ得た。併し、仕登國産を擔保とした事から、之を以て賄つてゐた平常經費(定式)に差支へ全體として半額の緊縮を要するに至つた。仍て役々に對し極力緊縮の方法を考究せしめ、且つ人別出銀を一匁に増額した。當時、年々の不足銀は三千八百貫餘であつたといふ。

猶ほ寶暦十二年十二月、重豪の婚儀あり、翌十三年、芝藩邸普請の外、琉球恩謝使の參府による臨時出費があり、六月、五年間の特別緊縮を令し、翌月、在府人數の減少、役座の引取、參勤供廻の減少等を決した。同年、琉球中山王よりも銀百貫を納めて來た。(注三) 次いで明和二年十月には、向後三、四年を限り、人別出銀五分、牛馬出銀一頭付五分、又船出銀として二十三反帆乃至八反帆一反付四匁七反帆乃至五枚帆一反付二匁五分、四枚帆以下橋舟、川平、太舟まで一反付一匁を賦課すると達し、また同五年四月には、七年間(安永三)の嚴重儉約を達し、此の儉約年限後、安永四年より七年間(天明元)及び天明二年より七年間(天明八)と儉約年限を延長したのである。

明和五年四月の最初の儉約年限の達と共に、藩主自身の日用品等に極めて詳細な省略方を規定し、例へば、平常食膳は一汁二菜を一汁一菜に改める事、飯米選別を廢する事、箸は塗箸として損するまで使用し、白木箸を用ひる時は随分粗末とする事、參勤交替の際伏見大坂に於ける買入物については相談して費なき様計らひ、道中用菓子等は當用のみ用意し、酒は更らに餘計に置かざる事等、衣食より燈火に至るまで二十數條に互り、夫々納戸奉行・小納戸役・茶道頭等の役々に達してゐる。之と共に諸士に對しても儉約を達した様であるが、先づ藩主より省略に着手した處に、此の度の緊縮の徹底的であつた事が察せられる。同八月廿三日付、若年寄河野通古・小松清香の達には、年頭其の他の規式は延享五年以來の省略通りとし、調へ難き品は代品を以て濟ますべく、存寄は儉約用係へ申出る事とあるが、また同月家老樺山久倫・菱刈實詮より緊縮につき格式無視の弊あるも、驕費なきを第一とし、風儀を保つべき旨を戒めてゐる。猶ほ同七月、同秋以後四年間重出米一升五合(分赤半)の賦課を令した。(注四) 次いで、明和九年二月の江戸大火で櫻田藩邸が全焼したにつき、五月には、先年來の省略吟味も、格別の效果なきを以て、諸役座共一層吟味を盡し、先例の仕來と

雖も改め、また以前免許なき事も有益の事は吟味次第申附けるべく、江戸普請の省略仕向替についても存寄申出るべしと達した。(注五)

同年十二月、繼豊夫人竹姫が歿し、淨岸院と號し、翌年國許まで送つて盛大な葬儀を執行した。(注六) 其の後安永三年十二月、翌四年以降再度の七年間儉約を達した際にも、一層の細密吟味を命じてゐるが、同四年七月、高輪藩邸に火災があり、翌月、重豪は家老に宛て、先年來の儉約中も、段々臨時の出費あり、今に其の效果なく、就中、江戸上方藩債は増大し、當時は新起債も困難で、江戸續料も莫大の不足となり、往々は參勤にも困難し、幕府より勤向の命あるも、調ひ難き状態であるといひ、出銀米の賦課を命じ、同九月には、能方勤向五石取以上の役料米減少、東叡山末寺高原神徳院扶持米十石の停止、家老側廻以外江戸京大坂詰は普通二年詰とする事、江戸勘定所の引取等を達した。(注七) 當時、江戸の經費については、安永五年三月、家老山岡久澄の達に、在府十三ヶ月の萬端拂金二萬三千三百四兩、不時用金六千六百六十六兩として、大坂より初め月割二ヶ月分を前月に送り、其の後は一ヶ月分づゝ送り、従つて一ヶ月分は始終浮分とする<sup>とあり</sup>、安永九年十二月の達では、江戸表方萬端拂銀は在府中二千三百貫、在國中二千貫



櫻島の噴火と  
頻年の凶作

で済ませる様、前年春の達があり、之では不足の由であるが、是非此の定額を以て繰合す事とある。<sup>(注八)</sup> 即ち、當時の緊縮された江戸藩邸の經費であらう。

是より先き、安永八年十月の櫻島噴火のため、田島數萬石の損毛を來し、其の他、頻年の凶作でまた天明元年九年芝藩邸に、同六年正月、田町藩邸に、同四月、櫻田藩邸に夫々火災があり、更らに天明に入つて諸郷凶荒が續き、甚だ困難の狀態となつた。天明四年の琉球凶作に對し、翌年救米等の手當を爲し、幕府より米金の貸渡を受け、同六年二月、右の米金返納期限中、且つ琉球諸品取立調ふまで、幕府役人中へ贈物を相應に減少する等の事を願出で翌月、許可された。<sup>(注九)</sup>

〔補説〕 天明六年六月の達に、參府の際、老中并に芙蓉間役人、西丸目附へ贈る太刀金、高判金二千兩餘、右諸役々替につき贈物、年分判金二、三百兩といふ。蓋し、減少の金額である。(歴代制度卷一七上)

此の間、重豪は開化政策ともいふべき種々の施設を行つた。即ち、士民の言語容貌、風俗に就いて屢、令達し、粗暴の行爲を戒め、上下の禮對を守らしめ、服裝、言語の鄙野なるを改めんとした。此の種の令達は甚だ多く、重豪隱居の後、更らに其の薨去後にも出されて居り、一々擧げるを得ないが、例へば、明和八年十一月の達では家中の役人輕重の差別薄きを戒め、重役より權威を誇るは然る

重豪の開化政  
策

大いに上方風  
を取入れる

べからざるも、重き職分の立つ程の會釋はあるべく、假りに諸奉行の内、一二段上に轉役の者あらば従前の同役は直ちに其の差別を立て、諸事懇懇を致し、諸士以下末々まで身分を辨へ、士農工商の別を明らかにし、途中に於いて末々の者が士に行逢つた節は笠頭巾を取り、鍔持たせる程の士へは殊に慎しんで通るべく、支配下諸家中寺社家町人等まで頭人主人より慥かに申附ける事等を命じてゐる。<sup>(注一〇)</sup> また翌年正月には、言語容貌の粗野なるは、他所向の見聞も悪く、藩の面目にも掛る事につき、之を改めるべく、急に上方風とするは難きも、九州一統の風儀には並ばしめんと達した。之と共に、種々の解放的施設を行つたが、之も上方風を取入れ、城下を始め領内の繁華を將來せんとするものであつた。同年六月には、商人招致のため、居附縁組等勝手次第と達し、且つ町家に限らず、上方或は他領より男女奉公人を雇ふを許し、町人の他領出をも勝手次第とし、參宮等も支障なき限り許す事とした。<sup>(注一一)</sup>

質素を命じ士  
風を改む

安永二年四月、重豪は、歸國の途中に於いて、出水衆中の若き者共が長刀を帯びるを無用とし、之に準じて諸外城共質素を守るべく、また衆中、百姓の鬢形見苦しきを戒め、着城の後、言語行跡鬢形を正す事と共に、國許温泉へ他領人の入

城下の繁榮を策す

恭謹質朴の諭告を發す

聖堂の建立と士風の振興

大いに文化事業を興す

重豪隱居齊宜の後見となる

來るを許す事諸指南に男女共入國するを許す事、寺社開帳の願出を許す事、花火船遊を許す事等を達した。次いで城下に於いて煮賣酒類其の他湯水商賣を許し、町家繁榮のためとして、芝居茶屋を立てるをも許した。此の前後に、また城下并に鹿兒島中非人小屋掛を差留め、たゞ南林寺山邊等に之を許して城下の外見を改めんとし、城下外城の士町方共に男女夏冬足袋を勝手次第とするの達も出てゐる。但し十一月には、上下士の風儀懦弱に流れ、或は役者茶屋女などを招き、町家へも徘徊する者多く、繁榮方取違にて宜しからずと、恭謹質朴を諭告してゐる。〔注一三〕重豪は上方、江戸に比して餘りに隔絶した國風を改めんとしたが、勿論奢侈柔弱を好んだものではなかつた。其の聖堂館造士を建てたのも、かゝる誤りを正し、士風を振興する目的であつたといふ。重豪は、隱居後にかけて、文化的事業に多大の事績を遺し、造士館演武館醫學館明時館等を建設し、或は各種の編纂事業を起した事は後に記す如くである。此等は彼の學を好んだによるが、また開化的方針の一端と見られる。

天明七年正月、幕府の許可あつて、重豪は隱居し、時に、上總介と稱したが、後嗣齊宜幼少なるを以て、當分之を介助する事とした。〔注一四〕其の後寛政十二年十一月、

重豪の子女多し

重豪は總髮して榮翁と稱し、文化元年五月、雜髮し、天保二年正月、從三位に昇り、翌翌四年正月、八十九歳を以て江戸に薨じ、諡號を大信院とす。〔注一五〕猶ほ、重豪には子女多く、三女茂姫姫は、安永五年七月、一橋豊千代と縁組定まり、即ち、將軍家齊夫人廣大院となり、また天明六年八月、次子富之進は、奥平家の養子、文政五年十二月、九子桃次郎は、黒田家の養子、天保九年十子篤之丞は、南部家の養子となり、即ち、夫々中津藩主奥平昌高福岡藩主黒田齊溥長溥・八戸藩主南部信順である。〔注一六〕將軍の外戚たるに及び、重豪の威權は諸侯中に高く、彼の住居する高輪藩邸に參侯する者極めて多く、高輪下馬の世評があり、諸事膨脹を來し、各種文化事業等と共に、當時の緊縮方針に反し、放慢に流れたと云はれる。〔注一七〕

〔注一〕 重豪公年譜稿 仰望節錄卷上 惇信院殿御實紀卷二七

〔注二〕 狩夫銀御舊法記

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷一八一—二〇 歴代制度卷三・一七上 重豪公年譜稿 三州御治世要覽附錄

〔注四〕 歴代制度卷三・一七上 三州御治世要覽附錄

年代記 舊記雜錄追錄卷一二四

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷一二七

〔注六〕 舊記雜錄追錄卷一二八 三州御治世要覽附錄

〔注七〕 歴代制度卷一七上 舊記雜錄追錄卷一三〇 重豪公年譜稿

〔注八〕 歴代制度卷一七上・無卷第六

〔注九〕重豪公年譜稿

〔注一〇〕舊記雜錄追録卷一三八

〔注一一〕舊記雜錄追録卷一三六

〔注一二〕舊記雜錄追録卷一二七 通昭錄卷六八 歷代制度卷六七(補崎本)

〔注一三〕舊記雜錄追録卷一二八 三州御治世要覽附錄年代記 史談會速記録第三四輯

〔注一四〕舊記雜錄追録卷一三八・一四〇・一六〇 重豪公年譜稿 仰望節錄卷上 文恭院殿御實紀卷二・六

五

〔注一五〕淺明院殿御實紀卷三五 重豪公年譜稿 寛政重修諸家譜卷一〇八 島津正統系圖

〔注一六〕薩藩政改革ニ係ル件 海老原清濤君身上ニ

關スル件

第二節 島津齊宣代

齊宣は重豪の長子で、安永二年十二月に生れ、幼名を虎壽丸、次いで、又三郎忠堯といひ、天明六年十二月、將軍家齊の偏諱を許されて齊宣と改名し、從四位下侍從兼豐後守に叙任した。天明七年正月襲封し、三月、左近衛少將寛政二年十一月、中將に昇り、文化元年九月薩摩守と改めた。<sup>〔註〕</sup>

京都の藩邸類焼て凶年頻りにして諸儀多し

諸士儉約の令達 重豪隠居料を減す

幕府より二十萬兩用金を命ぜらる

收支の不均

時の諸儀を控へたが、上方起債も困難で、非常な窮迫に陥つた。仍て屢、萬端の省略諸士の儉約を令達した。五月には、重豪の隠居料高五萬石の内二萬石同じく納戸銀の内金三萬兩を表方へ差出す事とし、同時に諸士困窮の故を以て重出米免除を申渡し、六月、右につき諸士の儉約を達し、八月にも、萬端に互る省略等の箇條を達した。また幕府より四年間毎年金五萬兩、計二十萬兩の用金納附を命ぜられたにつき、九月諸方への附届は幕府役々へは格別として表向、内輪共に減少する事社寺の供物代參法事祭禮は従前通りとするも、社務寺僧への進物下物は諸方への附届に準じて減少する事等を達した。其の他諸邸諸役所の増改築を見合せ、在府人數を減少する等の支出節減を計つた。

寛政二年八月付家老島津久金の達によれば、當時諸禮式、其の他の臨時出費が續き、領内産物料を以て支出を償ふを得ず、天明八年以來納附の幕府用金は前年までの二年分を納めて後残り二年分の支出の方法なく、江戸、京、大坂、國許の手配も及ばず、更らに、餘儀なき支出は莫大に及び、諸向貯銀を取集め、また領内に人別牛馬船等の出銀を徴して之に充てる外なしといふ。重豪は此等の方法を仲々裁可しなかつたが、遂に二年間の人別牛馬船出銀の賦課を達せし

重豪後見を止

財政の困難相

重ねての儉約

當時の收支状

め、同時に、自身隠居方より金五百兩を差出す事とした。<sup>(註三)</sup>  
 寛政三年に至り、重豪は介助停止の意を表はした。齊宣の懇願により、名目のみ残して實際の介助を停止したが翌年、名目までも停止した。<sup>(註三)</sup> 即ち、同三年以降、齊宣は重豪の後見なしに藩政を見たのである。爾後も、財政困難は続き、同六年閏十一月には、幕府より金二萬兩の貸附及び米一萬石の借米を許され、之は同年十二月及び翌年三月の兩度に渡され、金米共に同九年以降十年賦返納の條件であつた。<sup>(註四)</sup> 次いで同八年の琉球恩謝使參府につき、更らに幕府より金米の貸附を受けた。また同年以降三年間重出米二升<sup>(眞赤半)</sup>を賦課し、翌年二月、家老伊勢貞矩の達によれば、天明六年の幕府貸附金返納中幕府役人方へ贈物減少の期間は、昨八年を以て満了の處、此の度の貸附金米返納中も従前通り贈物減少を申出で、三年を限り認められた様である。また享和元年より五年間<sup>(文化二)</sup>、格外省略期間とし、次いで、更らに五年間<sup>(文化七)</sup>延長した。<sup>(註五)</sup> 同時に、寛政十年幕府の發した、七年間<sup>(文化三)</sup>儉約の令あり、之も文化二年より七年間<sup>(文化八)</sup>延長となつた。  
 當時の收支状態を見るに、享和元年の概算では、年々の支出は、藩主在府在國

藩債利息の引

幕府より米金を借入れ

を平均して、一度分凡銀六千七百貫、參勤及び交替を平均して、一度分凡銀八百五十貫、三都藩債は凡銀七萬二千六百貫で、其の利息七朱平均として凡銀六百貫<sup>(計算するに元銀の約八分四厘に當る)</sup>、京坂平常經費等凡銀千貫、支出合計凡銀一萬四千六百五十貫、之に對し、米砂糖生蠟等の仕登産物代凡銀七千貫あり、差引凡七千六百五十貫の不足を見てゐる。同年十一月、三都藩債利息を二朱に引下げた事とし、國許も諸島に至るまで、借入金銀米錢の利息は、翌年正月以後二分利とした。但し、前年以來、江戸藩債は高利となり、其の借替及び緊急入用のため借入れるべき銀九百七十貫は利下げ困難につき、追々本濟する筈といふ。<sup>(註六)</sup> 翌年、側役岩下方恭等が交渉に當り、江戸では三朱、京坂では二朱に引下げたといふ。<sup>(註六)</sup>  
 文化元年十一月の達によれば、當時、引續き表方所帶不如意につき、萬端儉約、且つ借入銀利下げまで行ひ、重豪方よりも隠居高等の差出あるも、産物料に應じ兼ねる借入本銀故、立直りの期見えず、更らに、吟味を遂げ、配當金を減額し、隠居方に於いても、附人數を減少し、奥表共に嚴重儉約を行ひ、翌二年以降、隠居方續料金一萬四十兩の内より千兩を表方へ出す事としたとある。<sup>(註七)</sup> 同二年には、隠居重豪方より右の援助が始まつた外、幕府より米一萬石、金一萬兩の貸附を

格外省略の延長と出銀出米の継続

受けた。之は同四年以降十年賦返納の條件であつたが後に、同六年以降返納とした。當時享和元年以來五年間の格外省略、且つ出銀賦課による藩債本済の計畫も成らず、前記の如く、文化三年以降五年間格外省略を延長し、出銀米賦課も継続する事としたのである。(註)然るに文化三年三月、江戸に謂はゆる泉岳寺大火あり、芝の藩邸三所は土藏共に類焼し、且つ琉球恩謝使參府を控へ、早急に普請の要あり、ために三都藩債を増し、家中宛行まで年限を以て減少した。(註)同年の江戸藩債調べでは、前年までの借入は、利下げ三分利の分銀一萬八百八十貫、置居三分利の分千五百五十四貫、其他合計凡一萬五千六十三貫(金にして凡十二兩)、同年新債は、時借五分利の分百二十貫、同一割利二千四百七十二貫、其他の合計凡二千五百九十五貫(金にして凡四萬三)、元銀計凡一萬七千六百五十八貫(金にして凡三十二兩)とあり、また翌四年の三都藩債合計は、凡銀七萬六千二百二十八貫(金にして百二十六)といふ。(註)猶ほ同三年には、幕府より金一萬兩の貸附を受け、同六年以降十年賦返納の筈であつたが、前年借受分と同時に返納困難のため、其の後願出て同三年の分は同十五年以降十年賦に返納する事とした。(註)重豪の介助停止以後齊宣は此の財政困難を克服すべく、改革を志して直言

文化三年藩債銀一萬七千六百五十八貫  
文化四年三都藩債銀七萬六千二百二十八貫

齊宣の苦心

鶴龜問答 樺山久言の任用

を求め、文化二年末には鶴龜問答一冊を書き、其の意を家老等に示し、且つ教戒してゐる。(註)其の後樺山久言を知り、之を重用したのである。樺山久言は蘭牟田領主で、同三年三月、當番頭用人勤に任じ、八月同じく勝手方用人寄翌年正月、大目附に轉じた。蓋し、此の間に、彼は齊宣の信任を受けるに至り、愈々舊弊の糾明より始めて改革に着手した。同四年八月、樺山は作事奉行裁許掛勤山口孝右衛門及び目附二名に別勤申附け、一説に大目附格勝手方勤岩下方恭に就き開合せたといふ。山口等の復命あつて、更らに、目附郡山長與等に別勤申附け、一説に山口孝右衛門に就き開合せたといふ。かく取調べる内、十月齊宣が歸國し、樺山は直調を求め、一書を差出して密談し、正宗の脇差を拜領したが、其の後彼は日々出候して何事か計つてゐたといふ。十一月に至り、勝手方家老新納久命、大目附格岩下方恭、當番頭藥丸猪右衛門、側用人側役勤石黒戸後右衛門、勝手方用人高田猛太夫、廣數用人國分一郎、右衛門の六人は、勤方差控、次いで、役免申附けられ、且つ岩下方石黒高田國分は、隱居を命せられ、外に若年寄島津久兼は、叱前家老高橋種央、同赤松則決は、依願隱居剃髮を命せられた。即ち、樺山の處置による第一次の貶黜である。十一月下旬より、樺山は前記郡山等目附數

勝手方家老以下の貶黜さる者多し

樺山久言改革に着手す

人に別勤申附け、一説に山吹ノ間、兵具所記録所目附役所郡方等に就き聞合せたといふ。十二月以降、吟味役郡奉行等の貶黜される者多く、翌五年二月には、家老市田盛常も定府留守居を免じ、歸國愼を申附けられ、其の嫡子小姓組番頭義宜も、病氣役斷願の内意を受けて罷免された。

是より先き文化四年十一月、樺山久言は家老に任じ、勝手方掛、琉球掛を擔當し、翌月、秩父季保が家老に任じた。同人は初め目附を勤め、罪を得て逼塞の處、齊宣側近の冤罪を訴へる者あり、赦免の後、次第に登庸されて、文化四年十二月、家老勝手方表用兼勤となつた。秩父の家老任命は樺山の推舉により、家老鎌田政興等に反對があつたが、齊宣は、此の節大事を計るため人を選ぶも其の任に當る者は秩父の外なしと、之を承服せしめたと傳へる。夫より側用人に清水盛之、勝部軍記、側役に隈元平太、森山休右衛門、隈元軍六、納戸奉行に堀甚左衛門、林昌世、物奉行に日置兼備、税所新助が任せられる等、樺山秩父の同志或は縁戚親交者は續々として要職に就いた。彼等の多くは木藤武清の門下で、其の近思錄を重んじて講じた處から、近思錄黨の稱があり、共に改革の志を同じくするものであつた。

近思錄黨 猶ほ、其の學問上の問題は、第五編に説明する事とする。

木藤武清

改革の嚮行

造士館の改革

彼等は逐次に改革を斷行せんとし、文化五年正月には、一夕出銀及び牛馬出銀、船出銀を凡べて免除する事とし、尾畔下を除き、諸郷鷹場の引取を達し、次いで、秩父季保、鎌田政興、頼娃久、喬島津久美等家老連署を以て、諸役場取締改革の吟味を令達し、また造士館改革に着手した。二月には、春秋釋菜の一往取止を達し、大目附以上日々出勤の臺輪駕籠は一往歩行乘馬、駕籠勝手次第として供廻も減ずる事等を申渡し、城の枡方門新橋門勤番を廢して、門番所に兵具方足輕一人づゝを置く事とし、艱難冬番所を廢し、大番頭道奉行鳥見頭鷹匠頭庭奉行、尾畔奉行學校目附等の諸役を廢した。此等の諸役は、學校目附の外、何れも安永、天明中重豪が新らたに置いたものである。更らに同月、加治木領主島津久照及び其の父隱居久徴は、私領の仕置宜からず、家中を困窮せしめるの由を以て譴責された。即ち、久徴等が造士館教授、山本正誼等と親交し、造士館流の學覺毓英館を設ける等の事あり、造士館改革に當り、一般への戒告として此の處分に及んだのであらう。當時、秩父が唐物商賣、十五年間參勤免除、幕府より金十五萬兩借入等の請願のため、江戸に赴かんとしたともいふ。三月には、城下上下町、吳服反物占方を申渡したといひ、其の内容は不明であるが、横目

加治木領主父  
子謹貴  
造士館教授  
山本正誼  
毓英館

重豪樺山等の  
改革を好まず  
重豪家老頼娃  
久喬を江戸に  
招く

一人づゝ足輕を連れて三十所へ馳込み、箆筒等へ切封した。(注六)  
此等は樺山、秩父等の改革計畫の端初であらうが、重豪の意に逆らふ事多く、遂に重豪は彼等を處分して退けんとし、家老頼娃久喬を江戸に召した。時に、齊宣及び樺山、秩父は重豪との對立既に切迫するを知り、齊宣は頼娃を江戸に遣せば、重豪方へ附くは必定、故國の吉凶に掛る大事の時節に彼を遣はさざるを可とした。併し秩父は頼娃の取次により、樺山と共に重豪に謁せんとし、二人は頼娃と同道江戸に赴くに決し、仍て齊宣は頼娃に對し、重豪より樺山秩父役免の申渡あるも、一切之を承引すべからずと達したといふ。かくて四月廿八日、頼娃は鹿兒島を發し翌日、樺山が出發し、秩父のみは嫡子死去のため出發を延期したのであるが、既に是より先き九日、重豪より樺山秩父に對し、役免隱居引入嶺の申出があり、五月七日夜鹿兒島に通達せられ、樺山は出水米之津に於いて之を受け、直ちに私領蘭牟田へ向つた。初め齊宣は飽くまで二人を擁護せんとしたが、遂に重豪の申渡に従はしめる事とした。(注七)六月十五日、重豪より家老中へ達した處では、二人は黨を結び、或は規定の事役場等を廢し、政治を我儘に行ひ、言語道斷につき、今後必ず再動せしめるべからずとある。

重豪樺山等の  
役免を命ず

近思錄崩れ

次いで關係者の處分も相次ぎ、樺山、秩父を入れて切腹十三名、其の他大概に數へて遠島(渡島前病死者を含む)二十五名、寺入四十二名、逼塞二十三名、以下役免、慎待命に留まり、或は揚屋敷入、奉公障叱等の處分を受けた者等十二名の大處分事件に發展した。即ち、樺山は閏六月、私領に於いて座敷入を命せられ、九月、内達により切腹し、秩父は、閏六月、悪石島へ遠島、便船まで圍入の申渡を受け、翌月、内達により切腹し、次いで、高屋敷家財沒收となり、十一月、絶家せられた。其の他、切腹したのは、側用人清水盛之、同勝部軍記側役隈元平太、同森山休右衛門、世子附側役隈元軍六、納戸奉行堀甚左衛門、物奉行日置兼備、小納戸大重五郎、左衛門目附岡元千右衛門、向小島甚兵衛、目附裁許掛尾上甚五左衛門等であつた。猶ほ、彼等の思想的中心人物であつた木藤武清は、先きに正月、造士館書役より廣敷番頭に轉じたが、五月、勤方差控、慎待命を命せられ、閏六月、役免、但し、慎待命前の如く、九月、徳之島へ遠島申附けられた。(注八)

此の處分事件を文化朋黨事件、或は近思錄崩れといふ。右の處分と共に、従前、樺山、秩父等の改革施設は多く、舊に復する事とし、七月には春秋釋菜は名目のみ、建て置く事とし、九月には諸郷に鷹場を設ける事としたが、如き夫で、更ら

樺山等の改革  
また舊に復す

再び重豪後見  
す  
重豪の申渡し

に樺山秩父勤役中の諸書付等は焼捨て、或は其の名前を削除する事とした。其の他従前樺山秩父等の貶黜した者も多く處分を解かれたのである。<sup>〔注一〇〕</sup>

かくて重豪は再び藩政を介助する事となつたが、六月重豪は家老中に對し、領國中風俗の事については、度々申渡の趣あるも、當時に至り其の詮もなく、城下に於いて向々に興を立て他與の者を隔てる風儀あり、若年の者共夜行辻立等の事も止まず、畢竟此の如き風俗より全體一和せず、黨を結ぶ事にもなり、政治の妨げとなる、依て、大身小身共に第一に兼ねて定めた作法を守り、分限相應に身分を慎み、國中靜謐を心掛け一統に和熟し、若年の者共も喧嘩口論は勿論、夜行辻立等禁止を守り、風俗立直る様取計らひ、受持役々にも緩疎なく取締行届く様心掛けるべしと達した。<sup>〔注一一〕</sup> 財政については、更らに五年間の嚴重省略を達し、次いで、隠居方續料に一層減省を加へ、五年間二萬石所務代金の内より金二千兩を表方へ差出す事とし、將來は二萬兩位の出方を計らんと申渡した。

當時、三都藩債は増大し、產物料を以ては、其の利拂にも不足し、產物積登方増加を計るも急に詮立たずといひ、九月に至り、五年間人別一匁出銀を徴する事とした。但し、牛馬出銀は課徴せず、従前の五升重出米の内二升輕減して右期

財政上の處置

三都藩債増大

萬事省略の嚴

間中賦課する事とした。また、更らに萬端の省略を嚴令し、江戸續料の内差當り金一萬兩を減省し、其の上に一萬兩程減省を圖らんと達した。猶ほ翌六年の定では、定式江戸續料は金五萬兩である。<sup>〔注一二〕</sup>

文化六年六月、齊宣も隱居するに至り、隱居と共に修理大夫と稱し、同十四年十二月、總髮して溪山と號し、天保十一年十二月、正四位上に叙し、翌年十月、六十九歳を以て逝去し、謚號を大慈院といふ。<sup>〔注一三〕</sup>

- 〔注一〕 文恭院殿御實紀卷四四
- 〔注二〕 舊記雜錄追録卷一四一・一四二 歴代制度 卷一七上 重豪公年譜稿
- 〔注三〕 歴代制度卷三
- 〔注四〕 舊記雜錄追録卷一四三
- 〔注五〕 歴代制度卷六上・一七上 大島要文集
- 〔注六〕 歴代制度卷一七上 大島要文集
- 〔注七〕 舊記雜錄追録卷一四六
- 〔注八〕 歴代制度卷一七上 同卷六九・七〇(袖崎本)
- 〔注九〕 舊記雜錄追録卷一五〇 文化朋黨實錄

- 〔注一〇〕 舊記雜錄追録卷一七上
- 〔注一一〕 歴代制度卷七〇(袖崎本)
- 〔注一二〕 文化朋黨實錄 近世薩藩群書一覽
- 〔注一三〕 文化朋黨實錄
- 〔注一四〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨概記 文化朋黨記
- 〔注一五〕 歴代制度卷一七上・五一元 薩藩例規雜集卷二四 文化朋黨實錄
- 〔注一六〕 文化朋黨實錄 史談會通記録第三四輯
- 〔注一七〕 朋黨類纂 文化朋黨概記 文化朋黨記 文化朋黨實錄



- 〔注一八〕 文化朋黨實錄
- 〔注一九〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨記
- 〔注二〇〕 文化朋黨實錄 歴代制度卷五一元
- 〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一四七 重豪公年譜稿 歴代制度卷七〇(袖崎本) 文化朋黨實錄 歴

- 〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一四七・一五〇 歴代制度卷六上・一七上・五一元 同卷七〇・七一(袖崎本) 重豪公年譜稿 文化朋黨實錄
- 〔注二三〕 歴代制度卷三 重豪公年譜稿 文恭院殿御實紀卷四四 舊記雜錄追録卷一六三

第三節 島津齊興代

齊興は齊宣の長子で、寛政三年十一月、江戸に生れ、幼名憲之助、虎壽丸といひ、次いで、又三郎忠温と云つた。文化元年十月、將軍家齊の偏諱を許されて齊興と改名し、從四位下侍從に叙任し、豊後守と稱し、同六年六月、襲封し、同十二月、左近衛少將、文政元年十二月、從四位上、左近衛中將に進み、天保三年五月、大隅守と稱し、同閏十一月、正四位下、同九年十二月、參議に進んだ。

齊興襲封後も、重豪は引續き藩政を介助し、前年來の儉約年限も繼續して緊縮の實行に努めたのである。是より先き、諸向夫々の改革方吟味を達し、高奉行、船奉行、物奉行、代官等より申出があつたと思はれ、文化六年七月、勝手方より夫々について指令してゐるが、特に有效なる案もなかつた様である。同月齊

寛政三年齊興生る  
齊興の初名又三郎忠温

重豪引續き後見す  
儉約緊縮の實行に努む

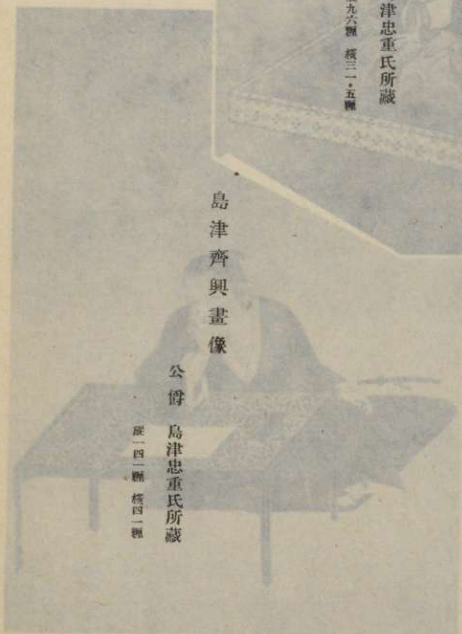
島津重豪畫像



公爵 島津忠重氏所藏

歴九六編 横三一・五編

島津齊興畫像



公爵 島津忠重氏所藏

歴一四二編 横四二編

〔注一八〕 文化朋黨實錄  
 〔注一九〕 文化朋黨實錄 朋黨類纂 文化朋黨記  
 〔注二〇〕 文化朋黨實錄 歴代制度卷五一元  
 〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一四七 重豪公年譜稿 歴代制度卷七〇(袖崎本) 文化朋黨實錄 歴

〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一四七・一五〇 歴代制度卷六上・一七上・五一元 同卷七〇・七一(袖崎本) 重豪公年譜稿 文化朋黨實錄  
 〔注二三〕 歴代制度卷三 重豪公年譜稿 文恭院殿御實紀卷四四 舊記雜錄追録卷一六三

第三節 島津齊興代

齊興は齊宣の長子で、寛政三年十一月、江戸に生れ、幼名憲之助、虎壽丸といひ、次いで、又三郎忠温と云つた。文化元年十月、將軍家齊の偏諱を許されて齊興と改名し、從四位下侍從に叙任し、豊後守と稱し、同六年六月、襲封し、同十二月、左近衛少將、文政元年十二月、從四位上、左近衛中將に進み、天保三年五月、大隅守と稱し、同閏十一月、正四位下、同九年十二月、參議に進んだ。

齊興襲封後も、重豪は引續き藩政を介助し、前年來の儉約年限も繼續して緊縮の實行に努めたのである。是より先き、諸向夫々の改革方吟味を達し、高奉行、船奉行、物奉行、代官等より申出があつたと思はれ、文化六年七月、勝手方より夫々について指令してゐるが、特に有效なる案もなかつた様である。同月齊

寛政三年齊興生る  
 齊興の初名又三郎忠温

重豪引續き後見す  
 儉約緊縮の實行に努む

島津重豪畫像

公爵 島津忠重氏所藏

種九六號 横三・一五號

島津齊興畫像

公爵 島津忠重氏所藏

種一四二號 横四一號

〔注一八〕文化加賀賞録  
 〔注一九〕文化加賀賞録 別家類纂 文化別家記  
 〔注二〇〕文化別家賞録 歴代制度卷五一元  
 〔注二一〕舊記雜錄皇統卷一四七 重豪公年譜 歴代制度卷七〇(袖本) 文化別家賞録

第三節 島津齊興代

島津齊興畫巻

〔注二二〕舊記雜錄皇統卷一四七・一五〇 歴代制度卷六十一・七十五(一) 別家七〇・七二(袖本)  
 重豪公年譜 文化別家賞録  
 〔注二三〕歴代制度卷二四(一) 別家七二  
 實紀卷四四 公實 島津忠重引領巻 文藝院藏鈔

寛政三年齊興  
 生る  
 齊興の初名又  
 三郎忠温

島津重豪

重豪引領巻後  
 見す  
 檢約書簡の實  
 行に類し

齊興は齊宣の長子で寛政三年十一月江戸に生れ幼名憲之助虎壽丸といひ、  
 大いで又三郎忠温と云へた。文化元年十月將軍家齊の偏諱を許されて齊興  
 と改名し從四位下侍從に叙任し豊後守と稱し同六年六月襲封し同十二月左  
 近衛少將文政元年十二月從四位上左近衛中將に進み天保三年五月大隅守と  
 稱し同閏十一月正四位下同九年十二月參議に進んだ。

齊興襲封後も重豪は引續き藩政を介助し前年來の檢約年限も繼續して緊  
 縮の實行に努めたのである。是より先き諸向夫々の改革方吟味を達し高奉  
 齊興が石物奉行代官等より申出があつたと思はれ文化六年七月勝手方より



重豪歸國直接  
藩政を指揮す

宣隠居料高二萬石の所務に應ずる金高を渡す事としたが齊宣より此の内二千兩を年限中表方へ差出す事とした。また重豪の分も齊宣に於いて引受け、金二千五百兩を差出す事とした様である。但し、翌七年七月之を改めて、齊宣隠居高は差分けに及ばず、金八千六百六十八兩を渡す事とした。(注三)

同十年重豪は歸國して國許の一門重役に指揮を與へ、其の途中では、大坂銀主に直々沙汰する等の事に努めてゐる。猶ほ、同五年以降の儉約年限も、同十年以降七年間延長したといふ。翌十一年には、十年間の格外省略を行ふ事とし、參勤の供立も天明八年以降減省してゐたのを更らに、供立人數供廻持道具の減省を幕府に願出で、十月、人數減省を許されたが、持道具減省は許されず、且つ古格復舊の際は、侍分先供共二十五人に限るべき旨申渡された。従つて、文化十二年の歸國供廻は持道具の内目印のみを引かせ、また供人數の内物頭使者は夫々兼務とし、中小姓二人、足輕少々を減省した。

藩財政一斑

同十二年、藩の收支不足は金五萬兩に及んだが、當時の調査では、三年平均産物料は凡金十四萬兩、江戸續料は臨時分共凡金十三萬兩で、従つて、三都藩債に對する利拂に不足を來すといふ。仍て、同年末同六年定めた定式江戸續料金

五萬兩に據なき臨時支出として金二萬兩を加へて全額金七萬兩に限り、之を基準として省略に努め、産物料金十四萬兩を以て、江戸續料及び三都利拂に充て、京坂の定式入用は成る丈け差繰を以て拂ひ、江戸の臨時支出も緊急ならざる限り繰延して、剩餘を捻出する様計畫し、翌十三年より之に着手した。文化十三年九月、江戸詰用人を引取り、側用人側役兼務とし、使番三人の内一人、廣數番頭九人の内一人を減少したのも、右の方針に沿つたものである。同年、先きに大坂表趣向に崩れたる事ありといひ、重豪は自身大坂へ赴き、見聞の上取計らはんとの意あり、重役の願もあつて、之を中止し、名代として家老川上久芳を遣し、同時に、國許へは上野篤實等を派したといふ。(佐七) 同四月、幕府より美濃、伊勢、尾張、東海、道筋川々、普請の高割用金七萬七千六百六十四兩の賦課を受けたが、之は漸く三都藩債、其の他を以て納めた。右の藩債の返済期限は五年間の約定であつたが、産物料等の出方もなく、手段なきため、翌十四年以降二年間、領内重出米高一石付城下士一升五合、郷士二升二合を課し、兩隠居方より夫々高五百石を差出して、之に充てる事とした。何れも、文政二年、更らに二年間延長し、都合四年間繼續したのである。

家老川上久芳

東海道筋川々  
普請高割用金  
の賦課藩債九十萬七  
千兩重豪藩政介助  
を止む

次いで文政年間に至り、元年當時の藩債は、小判金にして江戸凡八萬千八百七十五兩、京都凡二十五萬二千三百六十七兩、大坂凡五十二萬六千三百三十一兩、國許凡四萬六千七百三十一兩計凡九十萬七千四百四兩といふ。(佐七) 翌二年には、大坂の銀主は一切貸出を拒絶するに至り、災殃頻發のため産物料も續き兼ね、差當り齊興歸國の經費にも差支へ、漸く借入の交渉を調へた程で、況して藩債整理の如きは、全く方法なき状態であつた。仍て、重豪は財政取計として大坂國許へ側用人向井友益等を遣した。また重豪は經費節減のため、一應在國を願つたが、幕府の許可を得ず、更らに、齊宣の在國許可を計り、之も叶はなかつた。ただ齊宣は芝白金邸を引拂ひ、大崎邸に移つた。文化十年以降の七年間、儉約年限は文政二年を以て終了の處、之も翌三年より五年間延長する事とした。(佐七)

同三年八月に至り、重豪は老年且つ病身の故を以て、再度の藩政介助を停止した。但し、介助停止後も、重立つた事は心添する含みと宣べてゐる。介助停止につき、高輪詰役場の内、納戸座(納戸奉行)を引取り、尤も名目は建て置き、小納戸へ差寄勤める事とした。(佐七) 當時に於いても、大坂仕登は兩三年に互り繰合せ悪く、重出銀米賦課の餘儀なき状態で、文政四年は齊興在國の定期に當るが、往

來の諸費を省くため在府の許可を請ふに至つた。(注八)かくて齊興は同四五年と在府し、同六年三月漸く歸國し、翌七年春を以て參勤したが、其の都度一門以下の精勤と諸向取締を命じ緊縮の勵行を計り、文政六年歸國の際には、留守中、重役以下が作除狩を催したのを不勘辨であると戒めてゐる。(注九)

文政末年に至つて、財政の窮迫は極度に達し、藩債は累積して金五百萬兩に及び、屢、違約のため三都銀主も貸出に應せず、當借の手段も盡果て幕府への公用にも難澁し、家中扶持米人足夫飯米も渡方澁滞するを常とし、江戸詰入數賄方等は十ヶ月乃至十三ヶ月も滞り、諸買物代金の支拂も數年に互り滞り、諸買入手形は山の如く、更らに、使者を出すに駕籠の夫を給する能はず、歳末贈答の目錄は金を渡すを得ず、藩邸中に草が長じ、之を馬糧とするといふ状態であつた。參勤交替の旅費備はらずして據なく滞府し、或は國許より西宮に至り、東海道の旅費に窮し、漸く滞坂中に調達して通行した事もあつたといふ。(注一〇)

仍て、重豪は齊興等と計り、文政十年、側用人調所廣郷に財政改革を命じ、之が主任たらしめた。調所は財政の道に通せざる故を以て固辭するも許されず、遂に命を奉じた。(注一一)調所廣郷は安永五年三月、川崎主右衛門の次男に生れ、初め、

重豪齊興相計つて調所廣郷を任用す  
調所廣郷

財政の窮迫その極に達す

川崎良八といひ、天明八年、調所清悦の養子となり、友治と改名した。次いで寛政二年、表坊主となり、養父の名を襲ひ、同十年九月、隱居重豪附奥茶道となり、笑悦と改名し、茶道頭を歴て、文化十年七月、小納戸に轉じ、還俗して笑左衛門と稱し、其の後、使番町奉行側用人格兩隠續料掛(後の唐物方)等に歴任し、文政八年八月、齊興附側用人側役勤となつた。財政改革受命後の天保二年十二月、大番頭、翌年二月、勤方元の通り大目附格、同閏十一月、財政整理の功を賞せられて家老格側詰勤に進み、同四年、家老側詰兼務となつた。且つ屢、高及び役料高を増加されて門閥に列したのである。彼は年少より君側にあり、俠氣恂發の性で、頻りに重豪齊興の信任を蒙つて居り、また彼の重豪を見る事神の如く、重豪の建てた法は努めて改廢せず、其の薨去後も、重豪を祀つて護國權現と稱し、常に事務の仔細を其の前に報告したといふ。(注一二)

調所は改革の命を受けるや、直ちに改革資金調達のため大坂に赴き、従前の銀主に交渉したが、多年違約失信の後とて、出銀を承引する者なく、且つ罵詈雑辱を受け、後には會する者もなきに至り、彼は江戸へ、復命も叶はず死を決するに及んだ。時に、出雲屋孫兵衛(後、濱村姓を許さる)なる者深く調所の忠實を憐み、平野屋

護國權現

調所廣郷改革資金調達に當る

出雲屋孫兵衛

出雲屋金融幹  
旋方に當り財  
政改革に關與  
す

彦兵衛等五名を語らひ、新組銀主を組織して出銀に應ずる事とした。次いで、出雲屋孫兵衛平野屋彦兵衛は當座の出金を携へ、調所と共に江戸に赴き、重豪に謁して其の依頼を受けた。夫より、出雲屋は金融融幹旋方を引受け、謀主ともなつて財政改革に與つた。殊に砂糖仕登三都藩債年賦償却等は、凡べて彼の献策に基くといふ。天保元年に至り、改革の方針計畫も略定まつたと思はれ、其の十二月、調所は重豪齊興より翌二年以降十年間(同十一年まで)に金五十萬兩貯蓄の事、幕府へ納附金并に非常手當は右の外なる事、古債證文回收の事の三條の命を受けた。同時に重豪は調所に朱印の書付を附し、三條の極内用向は濱村孫兵衛へも相談して年限中に成就すべく、益筋の儀は差置かず家老中へ申聞け、時々滞りなく調所の存慮通り取計らひ、大坂表の儀は往返しては延引に及ぶにつき、取計らつて後申出るべく、此の旨は齊興へも相談し、慥かに申附けるものにつき、異儀あるまじき事と、委任の旨を達したのである。

同四年正月、重豪が薨じたので、其の三月、齊興は更らに朱印の書付を調所に附し、委嘱する處があつた。即ち、文政十一年以來改革の趣法を崩さず、産物繰登方は時節を違へず、砂糖惣買入は永年繼續すべく、堅く治定を守るべき事と

重豪朱印書付  
を調所に與ふ

重豪薨じ齊興  
調所に朱印書  
付を附與す

し、凡べて是までの通り、齊宜も慥かに同意したものでなれば、疑念なく出精すべく、此の趣は濱村へも申達し、江戸大坂、國許役々へも申附置くべしといふ。また別通朱印の書付を以て、愈、堅固に規定を守るべく、既に調所濱村は事に當り、備金も年限内に約定の半方を満たす程の出精と見える事ながら、將來は重豪在世當時の通り政道を改めず、少しも疑念なく一層精勤すべしと達した。

先づ藩債整理については天保六年冬に至り、調所は三都藩債年賦償還法を決した。之は濱村の立案に成るといひ、元金千兩に付毎年金四兩づゝ二百五十年賦償還とし、通帳を渡して證書を引取る事とするもので、翌七年、京坂の分につき之を實行し、同八年、江戸の分にも適用したのである。即ち、元金五百萬兩に對する年賦返済金は二萬兩で、年々大坂に於いて差分け、此の内から京都、江戸へ廻す事とした。併し、此等の藩債は、一口金十六萬兩を最高とし、夫々數萬兩に及ぶもの多く、大名貸を以て營業とする大坂銀主等の驚愕は甚だしく、更らにかゝる法が諸藩に於いて行はれんか、大坂は忽ち衰耗せんと、一同色を失ひ、物議沸騰するに至つた。仍て、同七年、大坂町奉行跡部良弼は立案者として濱村を投獄し、兩三年大坂三郷拂を命じ、次いで、和泉堺へ追放した。島津氏

三都藩債年賦  
償還法成る

往還の途上齊興及び測所大坂に立寄らず

年賦償還法概ね計畫通りに進む

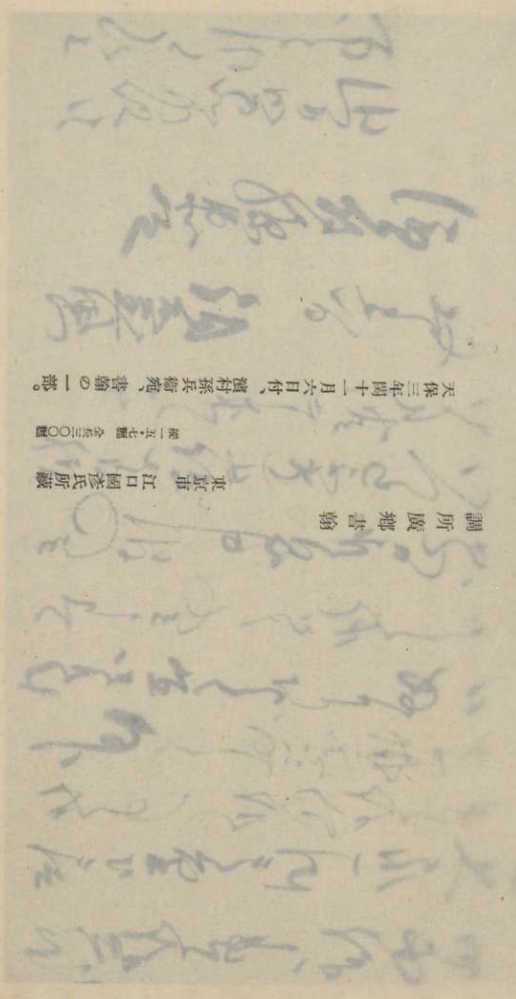
國許藩債の償却法

國産の増加獎

に對する沙汰はなかつたが、一兩年は齊興も調所も伏見より西宮へ出で、大坂藩邸へは立寄らなかつた。其の後齊興が初めて大坂へ立寄らんとし、西宮通過の際平野屋某が貸銀返済を申出で、西宮よりの路上に駕籠訴せんと言張つたので、調所等は大きいに苦慮し、薩摩屋仁兵衛を以て説得せしめた事があり、之には與黨があつて、年賦償還法を破らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾はあつたが、年賦償還法は概ね計畫通り行はれたのである。猶ほ同十二年十二月、跡部良弼は大目附に轉じ、次いで濱村は許されて歸坂した。

次に、改革前參勤等の際、城下諸郷に見聞役が巡廻し、士農商の富裕の聞えある者には、分限に應じて献銀或は貸上を命じたので、國許藩債も莫大であつた。改革後は、かゝる献銀貸上を停止すると共に、三都藩債年賦償還と併行して、國許藩債の償却を行つた。但し、其の方法は稍異り、元利共に一切渡さず、證書を差出した者に身分上の恩典を與へる事とし、大部分を處理した様である。

是より先き天保元年には、三島砂糖惣買入を開始し、夫より、逐次に米、菜、種子、琉球産鬱金、米粉、藥種、胡麻、雜紙、各種林産物、硫黄、明礬、牛馬皮等に及び、夫々掛役を置いて、改良及び仕登増加に努めた。其の個々については後に記す如くで



天保三年閏十一月六日付 濱村孫兵衛宛、書翰の一部。

東京市 江口國彦氏所藏

東京市 江口國彦氏所藏

調所 廣郷 書翰



往還の途上齊興及び調所大坂に立寄りず

年賦償還法概ね計畫通りに進む

國許藩債の償却

國産の増加獎

に對する沙汰はなかつたが、一兩年は齊興も調所も伏見より西宮へ出で、大坂藩邸へは立寄りなかつた。其の後齊興が初めて大坂へ立寄りんとし、西宮通過の際平野屋某が貸銀返済を申出で、西宮よりの路上に駕籠訴せんと言張つたので、調所等は大いに苦慮し、薩摩屋仁兵衛を以て説得せしめた事があり、之には與黨があつて、年賦償還法を破らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾はあつたが、年賦償還法は概ね計畫通り行はれたのである。猶ほ、同十二年十二月、跡部良弼は大目附に轉じ、次いで、濱村は許されて歸坂した。

次に、改革前參勤等の際、城下諸郷に見聞役が巡廻し、士農商の富裕の聞えある者には、分限に應じて献銀或は貸上を命じたので、國許藩債も莫大であつた。改革後は、かゝる献銀貸上を停止すると共に、三都藩債年賦償還と併行して、國許藩債の償却を行つた。但し、其の方法は稍異り、元利共に一切渡さず、證書を差出した者に身分上の恩典を與へる事とし、大部分を處理した様である。

是より先き天保元年には、三島砂糖惣買入を開始し、夫より、逐次に米、菜、種子、琉球産鬱金、米粉、藥種、胡麻、雜紙、各種林産物、硫黄、明礬、牛馬皮等に及び、夫々掛役を置いて改良及び仕登増加に努めた。其の個々については後に記す如くで

調所廣郷書翰

天保三年閏十一月六日付、濱村孫兵衛宛、書翰の一部。

第一五七番 全三〇〇番

東京市 江口國彦氏所藏

仕望の地主新  
興及び別所大  
坂に立寄らず

年賦償還法  
に及ぶ

國許諸債の償  
還法

國産の増加美

第三編 藩政の推移

に對する沙汰はなかつたが一兩年は青興も調所も伏見より西宮へ出で大坂藩邸へは立寄らなかつた。其の後青興が初めて大坂へ立寄らんとし西宮通過の際平野屋某が貸銀返濟申出で西宮よりの路上に駕籠辭せんと言張つたので調所等は大人に苦慮し仁兵衛を以て説得せしめた事があり之には興黨があつて貸銀返濟を頼らんと計畫してゐたといふ。種々の紛糾はあつたが年賦償還法は既許計畫通り行はれたのである。翌は同十二年十二月跡部良弼は大目附に轉じ次いで濱村は許されて歸坂した。

次に改革前參勤節の際城下諸邸に見聞役が巡廻し士農商の富裕の開えある者には分限に應じて獻銀或は貸上を命じたので國許諸債も莫大であつた。改革後はかゝる獻銀貸上を停葬すると共に三都藩債年賦償還と併行して國許諸債の償却を行つた。但し此の方法は稍異り元利共に一切渡さず證書を差出した者に身分上の恩典を懸へる事とし大部分を處理した様である。

是より先き天保元年には三島砂糖惣買入を開始し夫より逐次に米粟種子琉球産金米粉麥種胡麻雜紙各種林産物硫黄明礬牛馬皮等に及び夫も出役を置いて改良及び仕望増加に努めた。其の種々に對しては後述に詳す。

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in approximately ten horizontal lines, with varying lengths and some larger characters.

調所の奔走盡力

あるが、更らに、運漕及び賣拂方法にも方策を立てた。かくて、國産による収入を計り、會計を嚴密にし、財政改革を進めたのである。

同四五年以來、調所は年々十月頃鹿兒島を發し、濱村入牢の頃を除いて、大坂に逗留し、京都を経て、年末に江戸へ出で、出納其の他凡べてを見届け、百事具達の上、二三月頃より大坂に至り、歸國するを例とした。在坂中は、國産の精粗より出納、江戸京都續料の事、三島琉球の用途等、凡べて濱村及び留守居金方と協議し、京都伏見に於いても、各藩邸の百事を聞き、近衛家に出頭し、鹿兒島に歸れば、二三月の間に萬事を統轄し、更らに、往復の道中では、各地の風俗、産業、例へば、肥後では農業、農家の狀況、米の貯藏、或は藏の作り方、筑後では、榎の植栽、長門では製蠟、備前では河川の治水、播磨姫路では道路の修繕等を觀察し、また所々の米價及び砂糖の景況を調べた。かくて、大坂仕登産物は日に月に増加、改良を遂げ、天保七八年には大いに價を増し、改革方も緒に就くに至り、十一年頃には略、成功を見後に記す。諸營繕の用途金二百萬兩の外、藩庫に五十萬兩の積金、外に、國許の内用方圍米、大坂圍米も出來たといふ。

諸般の舊弊改革に着手す

調所の改革略成功す

以上の如き藩債整理及び國産増加の計畫と共に、諸般の舊弊改革に着手し、

先づ、士民の困窮に鑑み、人別一匁出銀、匁銀一分三厘銀(國役銀一分及び三厘重)の内三厘重、五升重出米の内二升を減免し、扶持方にも三割引があつたのを天保四、五年頃撤廢した。次に、一手商賣又は商品に對し肩銀を取る特權を許して、一手商賣禮銀又は肩取益銀を徵收する事は、従前廣く行はれ、そのため物價は高騰し甚だしき弊害を現出したので、此の制度を全廢し、既納の禮銀も返附する事とした。富籤も、城下上町原田十次郎なる者の出願によつて免許されてより、盛行して一般の射倖心を喚び、ために家業を失ひ、負債に苦しむ者多く、弊害が多かつたが、年々其の益金中千兩を二ノ丸方續料に納めてゐたので、此の二千兩は内用方差分金から納める事として富籤を全廢した。

更らに、諸藏の肅正を斷行した。即ち、國許諸藏取納方には、數十年來、下代藏役人共惡風あり、年々拂米の容量が減少し、遂には米一俵の枡目二斗九升となり、諸人迷惑し、また過分の缺米のため江戸、大坂諸島續米の缺立數百石に及ぶ状態であつたので、舊法に基いて改める事とし、毎年諸郷藏々へ見聞役を巡廻せしめ、城下藏々へは勝手方掛見聞役を配して取締つた。仍て、天保六、七年に至り、大いに肅正され、一俵の枡目は三斗四升となり、従つて例へば、扶持米四石

富籤の廢止  
諸藏の肅正斷行

農政改革

各種營繕事業  
を起す



第三十圖 鹿兒島西田橋  
(全長四九・九米 弘化三年九月竣功)

を給せられる者は、改革前三石四斗四升八合を受取つたに過ぎなかつたのに、改革後は四石八升を受取る事となり、一統増扶持の如き結果となつた。また江戸、京都、大坂、長崎の藏々に於いても、物奉行見聞役等が取締を嚴重にし、従前の如く、重罪人を出すが如き事もなくなつたといふ。猶ほ、財政改革の略、成つた同十年以後に至り、後に記す如く、收納法改正等の農政改革を行つた。

同八年乃至十年に至り、諸營繕用途金も全備したので、江戸、京坂、長崎、國許諸郷に各種の營繕を起した。改革前には、作事方の費用は所帯方の半に及ぶといひ、殊に、手續の煩雜なために浪費が多かつたが、之を内用方計に改めて簡易の法をとり、大工石工等に至るまで人を選び、其の結果、出費も従前の半額で済んだといふ。即ち、江戸方面では、各藩邸、芝大圓寺、谷中瑞林寺、上野明王院、芝増上寺、宿坊、日光遊城院、鎌倉相承院等の關係寺院の作事、玉川水道樋管

改造等、京坂では、京都大坂伏見の各藩邸諸藏、東福寺の大客殿、即宗院、高野山蓮金院等の作事、長崎では長崎附人役宅長屋藏等の作事を行つた。國許に於ける營繕は極めて廣汎に亘り、城内二ノ丸を始め磯玉里花倉各邸、造士館、演武館、醫學館、天文館、犬追物場、諸役屋敷、諸藏、假屋等を整備し、水引八幡、東霧島、或は福昌寺、南林寺、南泉院、淨光明寺以下社寺夫々數十の營繕を行ひ、其の他、道路の開鑿、河川の浚渫、石橋の架設等、城下及び諸郷に多くの土木事業を行つた。

藩財政の整理成つてより、門閥家救助に及び、海老原清熙の議によつて、花岡家より着手した。當時、同家は困窮甚だしかつたが、新納熊五郎に委任して、一年間に家計運用するに至つた。また、今和泉家、島津忠剛の依頼があり、花岡家と同時に、海老原新納を以て、同家の財政整理に當らしめ、時に、今和泉産の菜種子、蠟共に稀有の高値で、年内に金千兩餘の剩餘を生じ、屋敷の修理等悉く成つた。ために、今和泉家は鑄製所の擴張に屋敷地を貸し、今和泉を通ずる道路改修を承認する等、調所、海老原の計畫を援助したといふ。續いて、重富種子島垂水諸家の財政を整理し、何れも兩三年間に緒につき、更らに、宮之城家、加治木家に及んだ。猶ほ、寄合等の貧困者も多かつたので、分を計らば貧しくして、家格

門閥家救助

の任に耐へざる者は、貶して平士とすると嚴令し、大いに一變したといふ。

幕府上納金

天保末年に至り、財政改革は一應成功したのであるが、同年間中、吉凶臨時の出費が續き、幕府へ兩度の上納金があり、兩度に互る琉球恩謝使賀慶使の參府があり、更らに、砂糖相場の下落による手違等のため、猶ほ充分の安定に至らず、却つて、年々に出費は嵩み、大坂に於ける新債も増加したといふ。

新債増加

幕府へ兩度の上納金とは、天保七年四月、重豪以來の仁恵に對する謝恩として、同九年四月、江戸城西丸普請手傳としての夫々金十萬兩で、後の上納の際には、齊興より儉約令を發してゐる。同十四年二月、齊興は一統の油斷を戒め、定式續料を減少する事、側向を始め、格外省略及び一般の儉約を行ふ事、江戸詰人數を減少する事、家作手入にも及ばざる事、產物仕登方を綿密取計らふ事等を命じてゐる。

足輕の扶持米

同十三年頃、足輕の扶持米が滞つた事があり、當時、三原經福の説明では、米は元來十二萬石の處、拂高は十五萬石に及び、従つて、三萬石の不足となり、夫を始終心配して拂渡すので、暫時の滞りは止むを得ず、此の節も不日渡す手筈であるとの事であつた。海老原は、夫について、年々三萬石の不足とすれば、四年間に十二萬石皆無となる筈で、夫を心配して出来る事ならば、それだけはあるに

相違なしと意見を述べ、翌年三原死去の時米賦の事を申附けられ、仍て表方代官帖佐與代官高奉行等に改正の旨を達し、夫より事故もなく、二年目に二ヶ月分剩餘となり、三年目には數萬石の剩餘を得之を内用方圍米としたといふ。(註一五)

新債は仕登産物代を限度とす

弘化に入つては、臨時支出の過半は大坂表起債によるといふ状態で、同三年四月、全支出は仕登産物代を限度として新債を抑止する事とし、同年改革年限満期の處、翌年より三年間(嘉永二)延長する事とした。(註一六) 猶ほ、最初の改革年限は天保二年より十年間(同十)であるが、更らに弘化三年まで延長したのであらう。また嘉永二年までの改革年限中、琉球來航外船に關する防備、江戸、國許諸

普請等の出費あり、嘉永元年末には、大坂表起債の故を以て、翌々年以降二年間の改革年限延長を決した。(註一七) 併し、其の後、同二年十一月、江戸田町藩邸に火災があり、翌年十一月、琉球恩謝使の參府あり、出費が多かつた。(註一八)

對外關係の多事と軍制改革

此の間に於いて、對外關係は漸く多事となり、之に備へるため、軍制改革を行つた。軍制改革は高島流砲術の採用を發端とすると云ふべきであらう。初め天保八年のモリソン號事件後、長崎町年寄で同地薩藩邸出入であつた高島秋帆は、當時長崎薩藩邸に在つて同事件の届出に預つた用人新納久品に對し、

鳥居平八洋式兵學を學ぶ

藩地海防の要を説き、新鑄の用に供するため、劍銃(ツヅ)一把を贈つた。仍て新納より家老鳥津久風に傳へ、齊興に達し、翌年、鳥居平八を長崎に遣し、高島に従學せしめる事とした。高島秋帆は、兼ねて文政打拂令發布以降、砲術改良に志し、西洋兵學及び砲術を研究し、殊に和蘭人デ・ヴィレニエ(de Vrieneuve)に就いて其の大體に通じ、一門を構へてゐた。鳥居平八も嘗て高島の門に萩野流を學び、同流師範であつた。次いで平田宗可の推舉により、益滿新十郎、また鳥居平八が歿して、弟平七が派遣され、鳥居平七は歸國して、劍銃野戰砲(ツヅ)白砲(ホ)、微砲及び銃陣法を門生に教授した。其の後、同十三年、高島が幕府の嫌疑を受けて幽囚されるに至り、鳥居平七は憚つて成田正之(正衛)と改名した。

鳥居平七

齊興洋式銃砲術試験并に訓練を關す

天保十二年、齊興は鳥津久風をして洋式銃砲術を谷山中鹽屋に於いて試験せしめ、翌年三月、自身中村茶屋下騎射場に於いて、臼砲野戰砲劍銃等による訓練を實見し、高島より傳習の洋式銃砲術に御流儀の名を立て、成田正之を御流儀預とし、洋式銃隊砲隊の制を正式に採用した。かくて、成田邸では多數の門人が訓練を受けたが、小姓與番頭鳥津久包は殊に熱心で、弘化三、四年頃から私邸に練習場を設け、御流儀門人中をして練習せしめた。成田門下では、竹下矩

洋式銃隊砲隊の制を採用す

砲術館開設

銃砲火薬の製造

方田原明章、山口吉五郎、市來正一郎、沖一平、有川喜左衛門等が主なるものである。<sup>〔註三〕</sup>同四年八月には砲術館の開設あり、兵士操練所とし、成田正之をして教授せしめ、館内に書籍方を置き、研究を勧め、礮永周徳等をして管せしめた。<sup>〔註四〕</sup>更らに銃砲火薬の製造も、弘化元年頃より、漸く緒についたといふ。同三年五月、趣法方に於いて鑄製方、即ち銃砲製造の局を設け、調所、廣郷、海老原、清熙が監し、其の下に成田正之、田原明章、竹下矩方等を掛とした。製造所は城下上町、鶴江崎に設けた。次いで、銃薬製造所を後口、迫瀧之上製薬所跡に設け、榎本九郎、上原孫次郎を掛とした。かくて、鑄製所に於いて製造の小銃は、數千挺に及び、砲も嘉永六年までに五百八十四門、文久三年までに七百九十四門の多量を製し、内野砲五百門は他藩の注文に係るといふ。製造の砲は六磅砲より漸次巨砲に及び、五十斤臼砲は世子齊彬の指示により製造したといひ、弘化四年十月の吉野原大操練に始めて試射した。<sup>〔註五〕</sup>嘉永二年四月、之も齊彬が自ら各國書を取捨し、主として米國式に則り製作せしめた百五十斤野戰砲の試射を天保山に行ひ、翌三年三月、同じく天保山に於いて、新製八十磅ベキサンス野戰砲の試射を行ひ、齊興も之に臨んだ。<sup>〔註六〕</sup>

吉野原大操練

天保山に野戰試射

齊彬齊興名代として歸國し、海防の充實に當る

齊彬沿海巡見

海岸防備計畫に着手す

家老島津久實、海岸防備禦掛となる

沿海要地に砲臺建設に着手す

是より先き弘化三年、琉球外交問題につき、世子齊彬は齊興名代として歸國し、専ら海防の充實に努めた。八月には、磯に於いて砲術を試み、十月、鹿兒島を發して、谷山喜入、今和泉指宿、頰娃、山川を巡見し、山川に於いては、成田正之に命じて大砲試射を行はしめ、また山川は先年モリソン號來航の地なるを以て、嚴重防備を申附け、臺場となるべき場所を見分した。十一月朔日、齊彬は巡見の結果を幕府に報告し、同晦日、齊興よりも海岸防備につき届出で、且つ明春就封後、評議して然るべき場所に臺場を築造せんと申達した。<sup>〔註七〕</sup>かくて、海岸防備計畫に着手し、翌四年四月には、島津忠教<sup>〔註八〕</sup>の後光<sup>〔註九〕</sup>を家老座に列し、琉球并に海岸防禦名代とし、八月廿一日、齊興は幕府に届出で、參勤中、忠教に諸事委任する旨届出た。<sup>〔註一〇〕</sup>是より先き六月には、家老島津久實は勝手方より轉じて、海岸防禦掛を命ぜられたが、次いで七月には、鎌田正純、川上久美喜、入久高島津久包、島津久典、川上久齡の各小姓與番頭は、御流儀大砲掛を命ぜられ、成田正之の補佐により、諸士の指導に當る事となつた。同時に、川上久齡、鎌田正純は、海岸防禦掛を命ぜられた。<sup>〔註一一〕</sup>また、翌月、齊興は幕府に對し、藩領内沿海の要地に砲臺を建設すべく、既<sup>〔註一二〕</sup>に着手し、及ぶ事、大砲鑄造の事も進捗しつゝ、ある事を届出た。<sup>〔註一三〕</sup>

異國方を廢し  
軍役方を設く

第二編 藩政の推移

二六八

次いで、異國方を廢し、軍役方を設けるの軍制改革を斷行したのである。即ち、異國方は家老座の分局として家老一名用人一名之に掛り、甲州別傳流の園田氏が成庸以降代々軍師を世襲したが、漸く實際の兵事に適せず、海老原清熙の自記によれば、同人は夙に隣家平田宗可が徳田鬯興の説及び西洋兵學を説くを聞き、天保十年頃よりは、阿片戰爭等にも鑑み、洋式銃隊の創説を調所廣郷に建議し、竹下矩方、田原明章、平田宗可も議に與り、軍制改革を計畫してゐたといふ。仍て、調所より齊興に達し、一日書院に異國方家老島津久浮及び軍師唐船改等と調所廣郷二階堂行健、海老原清熙、得能通古等と討論した處、軍師園田與藤次等は、舊傳を守るまで、今日の用に適するや否は敢えて論せざる旨答へたので、斷然異國方を廢し、軍師を免じ、軍役方を置き、古來の合傳流に基き、洋式銃砲術を採り、併せて甲越諸家を始め、和漢の良法を折衷し、甲州流五段備なるを廢し、總銃陣に改める事としたのである。<sup>(三三三)</sup> 即ち、弘化四年十月朔日、調所廣郷等家老連署を以て軍制改革を達し、異國方手當の定法は段々連續せざる儀もあり、急速の出張等は調ひ兼ね、蠻夷諸國は大砲等を用ひるにつき、和漢戰鬪の向とは異り、且つ當時の風は國風に背く廉もあり、仍て先祖貴久、義久、義弘代

軍制改革斷行

吉野原大操練

天保山實彈射  
擊

齊興諸郷巡見

の軍法を基本とし、一家の流儀に泥まず、宜しきに隨ひ、外國防禦の手當全備する様取扱致すべしといふ。同日、軍役方名代島津忠教、同副名代島津久寶、惣奉行調所廣郷、惣頭取海老原清熙等の任命あり、同十七日、軍役方の座を立てた。<sup>(三三四)</sup> 猶ほ、軍制改革に應ずるため、給地高改正を行つた事は前に記した如くである。九月廿八日、軍役方最初の大操練を吉野原に行ひ、忠教は齊興名代として之を閲した。即ち、洋式銃隊一大隊の調練あり、野戰砲二十四門、其の他、六斤砲十二斤砲十八斤砲二十拇白砲十五拇、忽微砲五十斤白砲等の射撃を試み、別に青山千九郎の率ゐる、荻野流銃隊五十人、野砲二門及び火繩銃隊千餘人も參加した。當時、西洋銃隊は帽子筒袖、バッチを着し、開馴れざる號令を用ひ、國中の物議を生じたといふ。夫より、鹿兒島では大龍寺馬場に銃隊砲隊の調練場を設けて諸所に繰出し、天保山も調練場として、實彈射撃をも行つた外、屢、吉野原福山原出水、大野原で大調練を行ひ、其の他、諸郷に於いても調練を行つた。<sup>(三三五)</sup> 嘉永元年二月、齊興は東目二十數郷を巡見し、各郷の盛衰、農政及び道路の便否等を視察すると共に、諸所の要地に海岸砲臺の試射、郷士の調練を閲し、防備を指揮した。<sup>(三三六)</sup> 猶ほ、前年十一月、幕府に稟申し、來春參府の後は忠教を名代とし



て、之に外國事件臨機の處置を委任するを以てしたが、嘉永元年四月には、忠教に對し、留守中軍役、其の他家老中の相談をも受け取計らふべき旨を達した。(注三六)

次いで同年五月、愈々軍制改革を實施し、異國船掛を廢し、兵具方宗門方掛、唐船掛等異國船掛の所管を軍役方に移し、軍役方には軍役掛家老及び軍役奉行軍賦役を置いた。即ち、軍役掛に家老末川久平、軍役奉行に得能通古を任じ、軍賦役六名を任命した。之と同時に、從來の軍師及び兵學師範家を廢した。(注三七)

八月、得能等は西目海岸を巡廻して諸所に海防の施設を講じた。また同月、家老調所廣郷末川久平は軍役人賦を令し、即ち、諸士石高による出役人數等の規定を改訂したのである。次いで九月十五日、沿海事變の際は砲十門の砲隊を急行せしめ、長崎に事變の際は砲六門の砲隊を出援せしめる事とし、夫々の方面について出張の人數氏名を公示した。翌二年四月、調所の代りに末川久平を軍役惣奉行とし、得能通古を軍役方取次に任じた。(注三八) また同三年四月、齊興は忠教に直諭し、在國して國事軍事に限らず參與する様命じた。(注三九)

此の如く、軍役方の組織を整備すると共に、砲臺築造に着手した。山川では、弘化四年頃、調所廣郷自身出張し、隨行の成田法元、山原等が測量し、次いで、山川

軍役掛家老末川久平奉行得能通古

軍役人賦命を改訂す

軍役總奉行と軍役方取次

砲臺築造に着手す

道路を開き軍用運送の便を計る

横走砲臺

祇園洲砲臺

前之濱砲臺

天保山砲臺

番所の崎より港内へ、また指宿十二町村大山崎へも臺場を築いた。當時、海老原清熙は山川地頭として其の事に當り、且つ地頭假屋を新築擴張し、正隆寺を改築し、以て出張駐屯に備へ、喜入黒地藏坂道路を海岸に通し、今和泉瀬崎より城山下、指宿宮ヶ濱に通じ、軍用運送の便を計つたといふ。(注四〇) 弘化四年三月、齊興は大根占海岸に於いて、大小砲の演習を閲し、砲臺築造を選定し、大砲を裝置して試射を行ひ、次いで横走砲臺の射撃を檢閲したといへば、此等の砲臺も此の前後に築造されたものであらう。(注四一) 鹿兒島方面では、祇園洲前之濱兩砲臺について、調所海老原等の計畫する處があつたが、共に調所執政中には實現しなかつた。祇園洲は城下上方の駐屯所として築地に着手したのみであつた。前之濱については、砲臺を嚴にし、出物藏、垂水、下屋敷、細工所を他へ移轉し、大砲の圍藏を建て、東西へ通行の便を開き、出水筋、東目共に連道を設ける等の計畫であつたといふ。(注四二) 嘉永三年四月、安田田原、成田等は川尻砂揚場天保及び洲崎宇都濱砲臺の築造掛を命せられたが、翌月、目附東郷彌十郎は小納戸となり、また天保山砲臺築造に當り、六月、竣功して試射を行つた。是より先き、安田等は領内、東目及び西目海岸を巡視し、西は長島、東は志布志まで廻り、砲臺豫定場所の

火薬庫設置の計畫

櫻島の諸砲臺

地圖を作り、嘉永三年三月、鹿兒島に歸り、翌月、領内海岸砲臺の築造及び火薬庫設置のため出張を命ぜられ、年内に申木野羽島、垂水内之浦、指宿、知林島の諸砲臺が竣功した。顯姓、枕崎、小根、占等の砲臺も是より前に築造された様である。同四年正月、櫻島袴腰砲臺の備砲を修理したが、此の砲臺の築造も同三年の事



跡臺砲山保天 圖四十第

ならんといふ。櫻島には此の外、數個の砲臺があつた。猶ほ出水、阿久根の砲臺は、同四年三月築造された。

二階堂行健

毒自殺と傳へられる。次いで廿日、大目附二階堂行健は、改革後退なき様、調所の後任として擔當すべく命ぜられたが、翌年二月に至り、他所向へ響合宜しからざる聞えありと、役免の上家格を代々小番に貶され、隠居慎申附けられ、調所の嫡子廣時（注四七）も、病氣の名目で、善興附小納戸動を免せられ、平ノ馬場の屋敷も

調所廣郷念死す

海老原清照役免隠居、調所の死につきての説

沒收され、名を稻富數馬と改め、四月、海老原清照も、依願役免の上隠居せしめられた。（注四七）調所の死は、藩の唐物拔荷につき幕府の沙汰を受けた結果の自殺と傳へられるが、真相は明瞭でない。たゞ同二年正月廿九日、付村野實、辰宛及び山口定、救宛の齊彬の狀によれば、調所の死乃至二階堂等の處分については、福岡藩主黒田齊博も與り申合せ、老中阿部正弘より内沙汰があり、之は家中では家老島津久寶、番頭吉利久包のみが預り知つてゐた事と解せられる。（注四五）また唐物拔荷云々については、同三年三月廿三日、木村時澄が黒田齊博に具狀した際之に觸れて、調所の専權稅政を陳述した後に、同人は折よく死去し、其の後、唐物拔荷一件について幕府より達せられた譯もあつてか、名跡は一旦改名の上、退役したと述べてゐる。（注四六）

當時、調所及び其の與黨に對する惡評は極めて高く、山田清安の記す處によれば、惡評は家中に止まらず、江戸では諸家屋敷で噂し、調所の事を芝居にして居り、扇の繪にも坊主の衣裳を着たのがあり、草双紙にも三國兼調所笑草等があつて、調所を諷刺してゐたといふ。（注四七）當時、家中では、内田某が書いた毒蝮變化物語といふ諷刺小説があり、各種の落書或は流行歌が行はれ、調所及び海老原

調所并にその與黨の世評、草双紙調所笑、小説毒蝮變化物語

海老原清熙の  
記する所

二階堂等の私曲専横を諷し、軍制改革を評し、また唐物拔荷に及んでゐる。(注四九)後年、海老原清熙は、調所が世上の誹謗猜忌を受けた原因について記してゐるが、夫によれば、調所が茶坊主より君寵を得て家老となり、異類の拔擢を受けた事に對する反感、農政改革給地高改正等の改革に對する一部の怨嗟各局に精勤適任の者を拔擢し、遊惰緩怠を禁じた事について失意の者があつた事、軍制改革のため異國方附屬の者、諸師家及び舊來の兵學、武術を修練した者の失意等もあつたといふ。(注五〇)蓋し、一面の事情を語るものといふべきであらう。

次に、齊興齊彬と調所との關係を見るに、齊興は一切調所を信任したといはれる。天保十三年五月當時、調所及び碓山久徳について、大坂仕向に自分取込み或は自分勝手ありとの聞えが齊興にも達し、同十八日、家老島津久實に宛て、其の事が表向となれば、兩人退役と思はれる故、萬一の場合には、久實に於いて跡を引受ける様と達したが、其の後更らに、右の如き調所不正の事實はなく、其のまゝに差置くとしてゐる。(注五一)齊興は、時に調所を警戒した事もあつたが、猶ほ信任を續けた様である。併し、調所の歿後、齊興は吉利久包に實は時々調所の頭を抑へたと洩らしたともいひ、當時、齊彬の見た處では、齊興は、稻富海老原等

齊興齊彬と調  
所との關係齊彬と調所と  
の對立

を厭ふ様子であつたといふ。(注五二)併し、猶ほ要路側近には調所の與黨多く、齊興も調所の施政を全く棄てるに至らなかつたのであらう。齊彬と調所とは、從來、極めて對立的であつたと云ふべく、琉球外交、軍制問題を始め、萬般に互つて齊彬は調所の施政を正しからずとし、調所は齊彬を疏外した。調所死去に稍、先立つて、嘉永元年九月十二日、齊彬は、徳川齊昭に宛て、薩藩に於いては、諸事名聞の處置且つ聚斂の政治多く、人心一和せずと傳へてゐる。(注五三)調所に對する全面的非難と見られる。夫より先き、弘化四年六月、齊彬は、時に、江戸詰世子附奥茶道頭表同朋頭より國許の數寄屋頭に轉じた山口定救に對し、琉球關係、其の他の情報蒐集を命じ、隔月秘信の往復があつたが、其の間にも、齊彬の見解を窺ふべきものが多い。其の内、嘉永元年七月廿九日付齊彬は、調所の勢力は誠に恐るべく、將來如何なるべきか致方なき時は、何人か一はまりせざれば、とても治まらずと考へると記して居り、更らに、成田青山の砲術新舊兩門の不和に觸れて、青山門人が一騒動起せば、却つて調所等の惡事を吟味し易いといひ、諸營繕か、或は何事か普請の事について、誠に天魔の所行と思ふと記してゐる。他方、調所等の齊彬に對するや、例へば、木村時澄が黒田齊溥に具狀した内にも、齊

彬の蘭式砲術其の他の洋學或は技術研究に對し、常に讒口を構へて妨碍した等の事が見えてゐる。調所を廻る以上の如き關係は、次いで惹起した謂はゆる嘉永朋黨事件の起因として極めて重要であると考へなければならぬ。

さて、調所の死去及び其の與黨の處分については、恐らく齊彬も與つてゐたと考へられるが、彼は更らに處分されたのは、三人に過ぎず、餘黨猶ほ多きを憂慮した。嘉永二年閏四月付、山口定救に宛て齊彬は、年來の惡事露顯に及んだが、未だ仲々餘黨多きにつき、油斷はならずと深く慎むべき旨を達してゐる。（注五七）

當時の實情、要路及び齊興の側室岡田氏由は、調所與黨の側に在り、諸事改まる事なく、齊彬以上に一部藩士、即ち謂はゆる朋黨諸士等の噴激する處であつた。同年五月十六日（日とも）付、吉井泰諭宛、山田清安の狀には、種々此の間の事情について、調所死去の上、二階堂役免愼とはなつたが、餘の事は握拳の事のみで、更らに思はしき事なしといひ、海老原は依願役免隱居で濟み、是まで掴み込んだ物も、知行等も全く手を附けられず、彼は役免愼申渡されたにも拘はらず、夜陰に酒宴を催すと聞え、更らに曾木本庄邊に仕明地を見立て、給地高改正の時申受けて置いた土地に公役人夫を使役してゐると風聞あり、また稻富數馬の

調所の死及び  
その與黨の處  
分と齊彬

齊興の側室岡  
田氏

屋敷沒收も、内實は金六百兩で買上げられたので、且つ大部分の建物を持ち去り、取込拜借は凡べて棄捐せられ、退役も病氣辭職であつた事等遺憾の事と傳へてゐる。其の他要路の間に賄賂の行はれるは従前に變らずとし、即ち、西田矢右衛門なる者は先きに目附を勤めて謀書の罪を犯し、未だ一年ならざるに、之が屋久島奉行に任じ、また明年の琉球恩謝使參府の馬立に加へられたのは、家老島津久徳が金三百兩及び刀大小の進物を受けて取計らつたのは確實である（注五八）と記し、家老末川久平も内願を受けて相當に收賄したとも記してゐる。

其の後、稻富數馬は用人に再勤申附けられた。九月廿九日、齊彬は山口定救に對し、稻富の再勤は全く岡田氏の所爲と思はれると傳へてゐる。齊彬は、之が發表となれば、城下の人心は再び動搖すべく、齊興の側近では側役伊集院兼一等も、二階堂行健の事は悪しく云ふも、調所の事は、島津久徳も居るため、やはり良き方に云ふと考へられるが、岡田氏さへ居らざれば、以後は大いに宜しき事と考へるとも云つてゐる。（注五七）猶ほ、二階堂行健は、役免の際、内用方の金三千兩程も帳面に不足し、吉利久包へ引繼出來ず、その他數々の失錯あり、吉利より齊興へ達したとの事（注五八）で、同人の復活は全く不可能であつた様である。

調所廣郷の子  
稻富數馬の再  
勤

鳥津久徳

時に要路の中心と目されるのは、鳥津久徳である。彼は本姓碓山氏、鳥津家六代師久の次男碓山久安の子孫で、少壯にして齊彬に侍仕し、頗る忠勤したが、後調所に用ひられ、平士より不次の立身をなし、齊彬の琉球外交問題について歸國した際も随従したが、夫に先立つて弘化三年五月、側詰より家老側詰兼務として勝手方大目附掛用、其の他諸掛是まで通り擔當すべきを命ぜられ、同時に家筋に付嫡子まで鳥津の稱號を許され、嘉永三年正月、家格一所持に進んだが、齊彬襲封後、家老を罷免された。(注九七) 木村時澄によれば、久徳は調所と姻戚關係あり、施政萬事調所に同じく、家宅は結構にして、進物を取る事夥しく、嘗つて二階堂行健出てより之と對立し、暫時權威衰へたが、再度登用され、二階堂没落後は風俗改正も行はず、表面收賄を辭するも、内證には收め、更らに、久徳より調所一件について内々齊彬方へ悪く申入れたといふも、實は同穴の者で、稻富の再勤も同人の肝煎に相違なく、國中切齒してゐるといふ。之に對する黒田齊溥の評には、久徳等も改革の志あり、齊興が調所を格別悪く思はず、其の他種々の事情あるを心痛してゐるが、表向の面々は一向承知せずとある。(注九八) かくて鳥津久徳等要路排撃の運動が起つたのであるが、之を一層深刻なら

木村時澄の鳥津久徳評

鳥津久徳等の排撃と繼嗣問題

繼嗣問題と齊彬

岡田氏所生の忠教

しめたのは、次に記す繼嗣問題である。當時齊興は既に老體に及び、齊彬も相應の年齢に達し、且つ家中の徳望を受け、漸く其の繼嗣が論せられるに至つた。此の問題は、家中に限らず、既に調所死去の當時、老中阿部正弘、福岡藩主黒田齊溥等の間にも議せられつゝあつた。(注九九) 他方、齊興の側近要路の間には、岡田氏の所生なる忠教を推す者あり、少くとも一部の見る所此の如くであつた。即ち、木村時澄は、黒田齊溥に對し、忠教は齊興愛妾の所生なるが故に、取持格別で、家老座に列し、齊興在府中は家老を差圖し、其の他、縁邊を登庸する等の事を具し、更らに、忠教は善良の人物なるも、權臣奸婦と意を通ずるを以て、彼等は頻りに忠教を推戴するものと、事々に家中一統推察して居り、従つて、齊彬繼嗣なきは大いに倖ひに相違なく、忠教を齊彬の養子とし、次第によつては齊彬を押倒すの心底も測られず、始終齊彬の讒言をなし、齊興齊彬父子の和熟もなきやに察せられると、其の推察する所に従つて説明してゐる。(注一〇〇)

齊彬の子女の天亡

更らに、齊彬の子女が相次いで天亡した事から、繼嗣問題は一層紛糾に陥つたのである。齊彬は、嘉永二年の齡四十歳までに五男二女を持つたが、長男菊三郎、長女澄姫、二女邦姫は、何れも文政・天保中に天亡し、弘化二年七月誕生の次

男寛之助は、嘉永元年五月に歿し、嘉永元年十一月誕生の四男篤之助は、翌年六月に歿した。弘化四年十一月誕生の三男盛之進は、嘉永三年十月に歿し、嘉永二年閏四月誕生の五男虎壽丸のみが生育してゐたが、其の後、安政二年閏七月に夭亡した。かゝる稀有の不運から、咀詛調伏するものありとの疑惑を生じたのである。嘉永二年五月十二日付、吉井泰諭宛、山田清安の狀に、盛之進も又又奇異の病症に罹つた由、如何にすれば彼の賊等を誅討すべきやと晝夜も安眠出來ずと云つてゐるのも呪詛の事實を信じての言であらう。しかも、木村時澄によれば、寛之助の病床の下から人形の封物が出たと傳へ、即ち、修験の者が吟味した處、疑もなき調伏の人形で、上包の筆蹟は岡田氏附の廣敷番頭牧仲太郎に相違なしとの事であつたといふ。また先年、相良市郎兵衛宗一郎といふ親子が調伏一件について側役伊集院兼一に實否を尋ねた處、伊集院は岡田氏に告げたので、兩人共直ちに遠島に處せられ、其の後、牧仲太郎は伊集院に御蔭を以て危き命を助かつたと、數刻密談に及んだのを朋黨の一人宇宿彦右衛門が物蔭より聞いたともいふ。併し、之は悉く事實とは思はれず、黒田齊溥の評には、虛實相半し、殊に人形の事は間違ひとある。

岡田氏附廣敷番頭牧仲太郎

黒田齊溥の評

繼嗣問題と黒田齊溥・伊達宗城等の所見

齊興の意向

齊彬及び其の意を受けてゐた黒田齊溥及び宇和島藩主伊達宗城等は、要路が此の如く齊彬の繼嗣を阻止してゐるとまでは視なかつた様で、嘉永二年正月廿九日付、村野實晨宛、齊彬の狀に、吉利久包も明年の琉球恩謝使參府の後に、齊興の意志により、隱居とする様考へてゐる様子で、此の節は萬事吉利及び勸定奉行本田貞前家老島津久實と相談して居る事等を記して居り、同三年六月十二日、老中阿部正弘との對話に、伊達宗城は齊彬の密話等に基づき、島津久徳・吉利久包等に於いては、廢立策謀の如きは認められず、齊彬繼嗣の事も心配してゐる様であると云つてゐる。更らに、齊興に至つては、もとより廢嫡の意向はなかつた如く、右の對話に於いて、伊達宗城は、齊興は調所を信じ、ために諸政一洗せず、現在著しき改革を行ふ者は直ちに貶されるといふ勢であるが、齊興はまさか廢立の意向はなかるべく、たゞ齊彬に子なき場合、忠教を養子とする考へは從來も有する如く、側近に之を促し、或は讒口する者あつて迷ひの念を生ずるのであらうと云つてゐる。

朋黨諸士の動き頭り

謂はゆる朋黨諸士の動きは、嘉永二年春頃より著しくなつたと思はれる。當時、島津久徳より家老島津久武に對し、高崎溫恭・近藤隆左衛門の兩人と齊彬

近藤・高崎等の會合

と書信往復ありとの事につき、兩人に咎め申附けるべく、大目附へ申渡すべき旨相談があり、久武は内實を承知してゐたから、一應大目附へ糺した上で咎め申附けんと糺方に及んだが、此の時は無事に済んだといふ。(注六六) 四月末、近藤・高崎及び山田清安等は、靱鞆冬の名越時行宅に集會した。五月十二日付、吉井泰諭宛、山田清安の状によれば、近藤・山田・高崎・名越の四人は協議し、權臣黨類の罪状を書立て、江戸に送り、また黒田齊溥へ達して取計らひを願ひ、家老・島津久武へも申入れて援助を請ふ事としたといふ。(注六七) 名越時行は、翌年三月四日以降、此の點につき糺問されたが、彼の申分では、當時、即ち、四月頃、近藤より屋敷借用を申込まれ、參會者は何れも同役友人なるを以て承諾し、自身も參會する事とし、其の目的は、海老原清熙の驕慢に對する取扱及び齊彬繼嗣の上申等の相談であると聞いて驚いたが、其の上は參會せざるを得ず、席上之を差留めんとし、遂に連名の書面より名前を削除したといふ。(注六八) 吉井泰通も、嘉永二年十二月十八日以後、糺問され、近藤の依頼により誓詞様の文言及び三段に姓名を書分けた事につき之を否定したが、翌三年正月廿日、彼が見吉井泰諭に報じた處では、事實は、三、四月頃、近藤・山田・名越及び赤山久晋四人の吟味に成る調所執政中の

竹内重任・岩崎千吉・江戸に發足す

專横、其の他從來の秕政を記した長さ七、八間の書付、齊彬繼嗣願出の書付、三、四十人に及ぶ善惡の姓名書の三通を、近藤・高崎の命により認めたと(注六九)。

また加治木家來竹内重任・岩崎千吉は、近藤・高崎・山田等の委任により、同二年八月廿九日、加治木を發して江戸に赴いた。其の使命は、秘翰及び和田仁十郎が加治木・日木・山宇都・觀音國分・小濱・鶉權現・飯野・狗留・孫權現に參籠して、齊彬のために祈願した際の護符を齎すの外、齊彬の次男寛之助の呪詛に與つたとされた牧仲太郎を暗殺するにあつた。(注七〇) 併し、兩人は牧の暗殺は果さず、翌春歸國した。(注七一) 其の他、近藤等が島津久徳等殺害を語り合つた事ありといひ、即ち、嘉永三年正月廿日付、吉井泰諭宛、同泰通の状に、脇岡五郎・太山之内・貞倚・松元一・左衛門が近藤方へ赴いた節、三人より、騷動の場合には、先づ島津久徳を殺害し、伊集院兼一も同様殺害せんと話したのに、近藤より、高木市助に野戰砲を以て燒打させんと答へ、夫より互に過言に及んだとある。(注七二)

かくて、不穩の形勢を萌し、諸士の行動また要路の内偵する處となり、嘉永二年十二月三日突如として、近藤・隆左衛門・山田清安・高崎・溫恭・土持・岱助・村田・平内・左衛門・國分・猪十郎の六名は、評定所出頭を命せられ、即ち、自刃の内達なるを以

不穩の形勢  
突如の斷崖野戰砲を以て  
燒打の計

高崎崩れ

て、一同即夜切腹した。其の罪状とは、集會して政治を誹議し、花倉茶屋に於ける異賊調伏の修法を惡意ありと傳播し、家老島津久徳等を殺害するの陰謀ありといふにあつた。就中、近藤山田・高崎を首魁とし、翌年三月、共に士籍を除き、更らに磔刑を加へ、且つ近藤に對しては鋸挽磔刑とした。其の時の申渡によれば、彼等自刃の後、山田・高崎等の親類より追々密書等を差出し、同類糾合に及び、また山田より京都町人鹽屋勘兵衛方へ送つた密書も同人より差出あり、證跡明白となつた處、右三人が頭取となり、密會して徒黨を結び、政治向を誹謗し、既に騒亂にも及ぶ等の事を種々書認めて、右鹽屋方へ送り、幕府向に響く様取計らひ、齊興隱居齊彬繼嗣の事を計み、且つ重役等を殺害すると申渡す等種々の惡意を企てたものであるといふ。其の他、糾問される者多數に及び、引續き夫々處分せられ、世に嘉永朋黨事件、或は高崎崩れといふ。

高崎崩れ關係者氏名

氏名

當時の地位及び及び處分の狀況等

〔補説〕此の事件關係者の氏名及び夫々の處分の狀況等を左に列記して置く。

近藤隆左衛門

近藤 隆左衛門

町奉行物頭勤 嘉永二年十二月切腹 翌三年三月除籍・鋸挽磔刑

高崎温恭

山 田 清 安

町奉行鐵炮奉行勤 同二年十二月切腹 翌三年三月除籍・磔刑  
結奉行家老庶務役勤兼掛 同二年十二月切腹 翌三年三月除籍・磔刑

島津久武

土持 岱 助 兵具方目附 同二年十二月切腹  
 村田 平左衛門 道方目附 同二年十二月切腹  
 國分 猪十郎 無役 同二年十二月切腹  
 赤山 久 普 物頭 同二年十二月愼 翌三年二月役免 三月切腹  
 中村 嘉右衛門 裁許掛 同二年十二月愼 翌三年二月役免 三月切腹  
 野村 喜八郎 廣敷横目 同二年十二月愼 翌三年三月切腹  
 吉井 泰 通 藏方目附 同二年十二月愼 翌三年三月切腹・絶家  
 島津 久 武 江戸詰家老 同三年四月役免・隠居・剃髮・愼・島津稱號賞名久字國名權奪 次いで切腹  
 仙波 小太郎 馬廻 同三年四月切腹  
 二階堂 經行 大目附 同二年十二月役免 翌三年正月病死 三月(四月と)除籍・墓碑撤去  
 樺山 喜兵衛 弟木村時澄脱走につき 同三年三月切腹 母も遠島に處せらるるといふ  
 名越 時行 物頭 同三年三月愼・役免・大島遠島  
 新納 時升 飯島地頭 同三年四月役免・德之島遠島  
 吉井 泰 諭 屋久島奉行 同三年四月役免・大島遠島  
 村野 實 晨 奥小姓 同二年十二月寺社方取次に轉役 直ちに役免・幽閉 翌三年三月德之島遠島  
 島津 清 太夫 大番頭・寄合 同三年四月役免・島津稱號賞名久字權奪・板鼻姓賞名歳字・家格小番・幽閉 次いで德之島遠島  
 松元 一左衛門 地方検者 同二年十二月愼・幽閉 翌三年三月役免・遠島  
 山之内 貞倚 郡見廻 同二年十二月愼・幽閉 翌三年三月役免・臥蛇島遠島



第二編 藩政の推移

大久保利世

大久保利世 宗門方書役 嘉永二年十二月幽閉 翌三年三月遠島  
琉球館藏役 同三年四月役免 喜界島遠島

高木市助 製薬掛兼庭方 同二年十二月幽閉 翌三年正月缺落捕へられ 四月親族預け幽閉中自殺

和田仁十郎 無役 同二年十二月幽閉 翌三年三月遠島

近藤七郎右衛門 裁許掛見習 同三年四月役免 遠島

山口定救 奥茶道頭數寄屋頭勤 同三年四月役免 喜界島遠島 後不及と改名

白尾傳右衛門 加治木家來 同三年四月役免・愼・役障 翌四年正月大島遠島

有馬義成 小姓與隠居 同三年四月愼

關廣國 同三年四月愼

松山隆阿彌 數寄屋頭勤 山口定救兄 同三年四月愼

有川十右衛門 同三年四月愼

川北孫左衛門 裁許掛 同二年十二月勤方差控 翌三年四月役免・愼・役障

八田知紀 廣敷番頭 同三年四月役免・愼・役障

後醍院眞柱 同三年四月愼・役障

郡山一介 同三年四月愼・役障

宇宿彦右衛門 製薬方 同三年四月役免・愼・役障

新納嘉 同三年四月愼・役障

寺尾庄兵衛 同三年四月愼・役障

後醍院眞柱

奈良原喜左衛門

奈良原助左衛門 小番 同三年四月愼・役障  
奈良原喜左衛門 小番 同三年四月愼・役障

木場次右衛門 同三年四月愼・役免

名越盛胤 大目附 役免

近藤欽吉 隆左衛門長子 同三年三月十五歳に達するを待ち遠島と申渡 後の正風

高崎左太郎 温恭長子 同三年三月十五歳に達するを待ち遠島と申渡 後の正風

山田歌 清安妻 同三年三月種子島遠島

井上經德 諏訪明神々職 同三年正月筑前へ亡命 後藤井良節・工藤左門と改名

木村時澄 無役 同二年十二月禁足・幽閉 翌三年三月筑前へ亡命 後村山松根・村山陶作・北條右

竹内重任 加治木家來 同三年六月筑前へ亡命 もと經成、後葛城彦一と改名

岩崎長直 加治木家來 同三年六月筑前へ亡命 後相良藤次と改名

右に見る如く、井上經德等四人は筑前に亡命し、即ち、福岡藩主黒田齊溥に事情を陳じ、齋彬のため援助を請ひ、また同侯の庇護を得て同地に留まつたのである。

事件関係者の多くは齋彬の眷顧を受けて居り、齋彬は彼等の忠心を認めてゐたのであらうが、たゞ彼等が無益に對立を激化せしめる事には警戒し、屢々戒告を與へた様である。嘉永二年九月廿九日付山口定救宛及び村野實晨宛齋彬の狀は、是より先き諸士より、何事か具申する處あり、夫に對する返書と思は

朋黨事件關係者多く齋彬の眷顧を受く  
齋彬と關係諸士

れるが、村野宛には、近藤は一向の氣質故、兎角前後の考へ薄く、其の點よく心得て粗忽の振舞なき様依頼するといひ、また久徳は随分心得ある者で、近藤等の悪む程の者とは考へられず、齊興側近に言ふに言はれぬ都合もあつて、據なき評判を受ける事もあり、近藤の如く悪んでは宜しからず、近藤へも其の點申遣したが、一圖の心底故に仲々承知せずと思はれる、村野に於いてもよく心得て、來年までこらへる様夫となく傳へよと記してゐる。山口宛には、齊興が久徳を調所同様に用ひるは好ましからず、外に宜しき人物はあらんと記してゐるが、また人により久徳の事も調所同様に云ふ様であるが、雜説にして信用し難く、齊興側近の都合を知らざる者は餘計に思ひ過ぎる事もあるべく、此點をよく心得て承り合す様、たゞ岡田氏は退けるべきものと記してゐる。

朋黨處分後、嘉永三年四月九日付、伊集院藤九郎に宛て、事件に就き内密報告を求めた際にも、齊彬は誠に不思議の企て、夢にも知らざる處、近藤山田等の輕しき取計らひに仰天したと記して居り、事件は齊彬にとつて全く意外であつた。併し、齊彬と朋黨諸士との關係に疑惑を持たれた際であるから、齊彬としても細心の注意を要し、右の報告を求めるにも周到な指示を與へて居り、同

朋黨處分と齊彬

狀には、村野實晨に與へた書狀につき懸念するが如き一條も見えてゐる。<sup>〔註七四〕</sup> 更に、井上經徳が筑前に亡命し、同二年十二月黒田齊溥へ具陳した處も、齊彬の朋黨に關係なきを辨じ、事件は全く近藤等が謂はれなき謀事より起つたとしてゐるのも、全く齊彬の心境と一致すると思はれる。

嘉永三年六月十二日伊達宗城は阿部正弘と薩藩の内情に關し談合したが、其の内紛を表面化せずして齊興の隱退を計るべく、黒田齊溥の參府を待つ事とした模様である。<sup>〔註七五〕</sup> 次いで六月廿八日、齊興は琉球の情勢を幕府へ届出で滞留の英人も極めて平穩であるとしたが、後に記す如く、事實は英艦來航、其の他多事なるものあり、家老島津久寶末川久平より齊彬へも内報したので、齊彬は苦慮し、此の如きは家老島津久徳等の處置によるもので、調所執政以來の惡弊であるとし、八月廿三日、此の旨を伊達宗城に通じて善後策を請うた。<sup>〔註七六〕</sup> 齊興がかゝる琉球平穩の届出をしたのは、從三位昇叙の願を達するためであつたといふ。元來、島津氏は代々從四位中將を極位極官とし、家久が琉球役の功により、特に從三位中納言に叙任せられ、其の他吉貴、重豪、齊宣等の叙位は何れも破格であつた。齊興は、先きに天保十年、琉球の使者大里王子朝教<sup>向</sup>伊江王子朝

老中阿部正弘、伊達宗城と薩藩の内情を談合す

忠向に囑し中山王の名を以て島津氏の琉球統治を讃へしめ、琉球民心歸服のためとして齊興の昇叙を願はしめ翌年二月正四位上に進んだが彼は更らに昇叙を望み弘化三年五月琉球外交問題のため威嚴の要ありと、齊彬を通じて從三位昇進を願出た。琉球平穩の届出も其の達成のためであるといふ。<sup>〔注七六〕</sup>

さて伊達宗城は届出の事實相違に關する齊彬の書を受け、中津藩主奥平昌高、八戸藩主南部信順等とも計り、阿部正弘に齊彬の書を示して其の處置を講じた。即ち嘉永三年八月廿七日の對談の結果、齊興の不行届は明白なるも、之を表面化すれば、只事態を紛糾せしめるのみであると、内密に上申する事に決した。<sup>〔注七五〕</sup>夫より伊達奥平南部阿部の間に、齊興隱退の事を議しつゝあつたが、齊興が琉球恩謝使を率ゐて參府するを機として、斷然其の隱退を實現する事とした。齊彬は事の齟齬せん事を憂へ、九月十九日伊達宗城に書を送り、伊達奥平南部三侯により圓滿解決する様依頼してゐる。かくて十一月十三日、幕府は島津久徳吉利久包に對し齊興隱退を内諭し、十二月朔日齊興は隱居を内願したので、七日嘉納せられ、翌春二月隱居して齊彬が襲封した。<sup>〔注七八〕</sup>齊興は、其の後安政四年十二月從三位に叙し、同六年九月鹿兒島玉里邸に於

奥平昌高・南部信順・伊達宗城相計つて薩藩の處置を講ぜんとして

齊興隱居し齊彬襲封す

いて薨じ、諡號を金剛定院といふ。<sup>〔注七八〕</sup>

〔注一〇〕 島津正統系圖 島津家系圖 舊記雜錄追録卷一六三 文恭院殿御實紀卷三七・四四・五三 儀

德院殿御實紀卷二

〔注一一〕 歴代制度卷一七上

〔注一二〕 舊記雜錄追録卷一五〇・一五一 歴代制度卷七一(袖崎本)

〔注一三〕 舊記雜錄追録卷一五二 歴代制度卷七一(袖崎本)

〔注一四〕 舊記雜錄追録卷一七上

〔注一五〕 舊記雜錄追録卷一五一 歴代制度卷七一(袖崎本)

〔注一六〕 舊記雜錄追録卷一五二 重豪公年譜稿 文

恭院殿御實紀卷五五

〔注一七〕 舊記雜錄追録卷一五二 歴代制度卷七一(袖崎本)

〔注一八〕 舊記雜錄追録卷一五四 見聞記卷三〇 御

改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注一九〕 舊記雜錄追録卷一六三 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二〇〕 舊記雜錄追録卷一六二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一六三 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一六二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二三〕 舊記雜錄追録卷一六三 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二四〕 舊記雜錄追録卷一六二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二五〕 舊記雜錄追録卷一六三 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二六〕 舊記雜錄追録卷一六二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二七〕 舊記雜錄追録卷一六三 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

〔注二八〕 舊記雜錄追録卷一六二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

取調書類草稿

第二編 藩政の推移

二九二

〔注一九〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略

〔注三三〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 海老原清熙君履歴概略 海老原清熙君身上ニ關スル件 薩藩政改革ニ係ル件

〔注二〇〕 舊記雜錄追録卷一六三 元治元年萬留

〔注三三〕 舊記雜錄追録卷一六三 琉球外交關係史料卷七

〔注二一〕 舊記雜錄追録卷一六四

〔注三四〕 照國公感舊錄 島津久光公譜卷二 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件

〔注二二〕 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三

〔注三五〕 海老原清熙君履歴概略 琉球外交關係史料卷八 薩藩史料稿本

〔注二三〕 琉球外交關係史料卷一 齊彬公御言行錄卷二 薩藩政改革ニ係ル件

〔注三六〕 琉球外交關係史料卷七

〔注二四〕 御軍役方創設事件 薩藩史料稿本

〔注三七〕 順聖公年譜稿 薩藩海軍史卷上

〔注二五〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 鑄製方召建候一件之覺 御軍役方創設事件 薩藩海軍史卷上

〔注三八〕 舊記雜錄追録卷一六四 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三

〔注二六〕 昭國公感舊錄

〔注三九〕 舊記雜錄追録卷一六四 琉球外交關係史料卷八

〔注二七〕 薩藩史料稿本

〔注四〇〕 海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注二八〕 琉球外交關係史料卷六 琉球外國關係文書卷一 順聖公年譜稿

〔注四一〕 薩藩海軍史卷上

〔注二九〕 續舊記集 島津久光公譜卷二

〔注四二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略

〔注三〇〕 御軍役方創設事件 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 島津久光公譜卷二

〔注四三〕 琉球外交關係史料卷七

〔注三一〕 琉球外交關係史料卷七

郷履歴概略

〔注五七〕 葛城彦一傳

〔注四三〕 順聖公年譜稿 薩藩史料稿本 島津久光公譜卷三 薩藩海軍史卷上

〔注五八〕 先賢遺寶 葛城彦一傳

〔注四四〕 寺師宗徳氏編先賢遺寶 見聞記卷二・二

〔注五九〕 先賢遺寶 順聖公年譜稿 見聞記卷二三

三 山之内修一氏著葛城彦一傳 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩史料稿本

〔注六〇〕 葛城彦一傳

〔注四五〕 先賢遺寶

〔注六一〕 先賢遺寶

〔注四六〕 葛城彦一傳

〔注六二〕 葛城彦一傳

〔注四七〕 先賢遺寶

〔注六三〕 先賢遺寶 齊彬公年譜稿 寺師宗徳氏著贈正一位島津齊彬公記

〔注四八〕 加藤雄吉氏編近世薩藩群書一覽

〔注六四〕 葛城彦一傳

〔注四九〕 見聞記卷二三 新納伸左衛門(時成)日記

〔注六五〕 先賢遺寶

〔注五〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略

〔注六六〕 葛城彦一傳

郷履歴概略

〔注六七〕 先賢遺寶

〔注五一〕 齊興公御筆卷三(黒岡忠雄氏所藏文書)

〔注六八〕 朋黨類纂

〔注五二〕 薩藩政改革ニ係ル件

〔注六九〕 先賢遺寶

〔注五三〕 葛城彦一傳

〔注七〇〕 贈正五位相良藤次小傳 葛城彦一傳

〔注五四〕 昭國公文書卷一

〔注七一〕 先賢遺寶

〔注五五〕 葛城彦一傳

〔注七二〕 朋黨類纂 先賢遺寶 葛城彦一傳 薩藩嘉永殉難志士發典錄

〔注五六〕 先賢遺寶

永殉難志士發典錄

第三章 後 期

二九三

〔注七三〕 葛城彦一傳 先賢遺寶

〔注七八〕 尙泰侯實錄 琉球外交關係史料卷四・八

〔注七四〕 齊彬公書翰集

〔注七九〕 贈正一位島津齊彬公記

〔注七五〕 葛城彦一傳

〔注八〇〕 琉球外交關係史料卷七

〔注七六〕 先賢遺寶

〔注八一〕 島津正統系圖 島津久光公實紀卷一

〔注七七〕 琉球外交關係史料卷八

### 第三編 民政及び産業

#### 第一章 農政及び農業

##### 第一節 農政の機構

農政に預る諸  
役  
郡座の設置

耕作貢租等農政に關する事は家老座に於いては勝手方即ち古くは御物座國遣座の支配であつたが<sup>〔注七二〕</sup>一時家老の内に郡代或は田地方差引等の役を置いた事もある。其の下に郡座或は郡方の役所が専ら其の事に當つた。併し初めは殿役奉行従つて其の役所殿役座が殿役賦課と共に廣く農政に預つてゐた。<sup>〔注七三〕</sup>郡座の設置は慶安二年の事で時に東郷重方が郡奉行に任じ同人宅を郡座の役所とし筆者を附した。同時に猪俣則安が郡奉行に任じたともいふ。即ち郡座は郡奉行の役所で後に郡方と稱し要するに農事監督督促治水・新田開發地籍等の農政萬般を擔當したのである。<sup>〔注七四〕</sup>但し收納の事務には古くより代官の役があり慶長乃至寛永頃各地に之を置いた事が見え地頭の兼任

代官座

とした事もある。また明暦萬治頃に五與代官があり、其の後、變遷して表方代官帖佐與代官となつた事は前に記した。代官の役所を代官座といふ。更らに、前記の殿役座殿役奉行は郡座設置後は専ら殿役（正三）の事を掌つた。

〔補説〕 郡奉行の下に地方検者を附した。但し、何年に始まるか不明である。また天明元年郡奉行見習を置いた。（歴代制度卷五二頁 舊記雜錄追録卷一三四）

郡代役

次いで明暦三年七月郡代役を置き、家老島津久頼新納久詮を之に任じ、東郷重方及び菱刈重敦汾陽光東が郡奉行として其の下に附せられた。寛文九年三月には、惣田地座を置き、菱刈重敦汾陽光東を惣田地奉行とし、其の下に郡奉行を附した。郡代の設置に當り、明暦三年七月光久は袖判の掟を以て、國中耕耘の時節、收納方荒地起、新田開發、水廻等の見立を肝要とし、郡奉行は時々領内を見廻り、様子により郡代も差越して沙汰すべく、藏入給地共百姓の沙汰は郡奉行に於いてなすべしと達し、且つ内檢の事も申渡してゐる。夫より郡代以下は、萬治内檢及び定代制を始め諸例規の制定、新田開發、治水工事等を施行した。郡奉行東郷重方は、萬治二年八月に歿し、また數人の郡奉行が加はつてゐるが、其の後、殊に菱刈重敦汾陽光東は、惣田地座の時代までも事績が多い。

惣田地座

郡奉行東郷重方

惣郡座

田地方差引

御物座家老島津久元

天和二年七月、組頭禰寢清雄（正三）に田地方差引を命じ、惣田地座を廢し、惣郡座を置き、郡座代官座を其の下に附した。更らに翌月、家老島津久元（正三）に田地方差引を、禰寢清雄に分國中耕作仕付方取納方を差引し、且つ必要の事は萬端久元に申談する事と達した。即ち、島津久元が御物座家老として指揮し、其の下に禰寢清雄が惣郡座の事に當る事としたのであらう。島津久元は、元祿三年、家老を免せられ、御物座は家老島津忠守一人の任となり、島津久元田地方差引の後は不明である。貞享二年六月には、伊集院忠照が禰寢清雄同役に任じ、六年勤めたといふ。併し、同四年六月、惣田地座は廢せられ、禰寢清雄は従前通り田地方を管し、光久の九男なる家老喜入久亮も稽古として同役を勤めたといふ。次いで同年十二月、田地方は金山方と共に御物座に附せられた。禰寢清雄は、元祿元年十二月より、御物座詰役となり、同五年十一月、家老に任じ、引續き勝手方より田地方を監し、元祿十二年に及んだが、吉貴代まで、用人の内田地方差引人を定めて當らしめた。惣田地座の設置は、當時の藩財政窮乏につき、田地方改善により之を救済せんとの禰寢清雄の發案によるといふが、其の後、彼の農政に盡瘁し、例へば、大風虫入等なき様祈願し、貞享四年十月二日立願よ

禰寢清雄の農政に關する功績

農業技術の研究

り、毎夏扇を用ひず、七年間に及んだとも傳へられ、新田開發治水工事にも多くの業績を遺し、或は殿役、出錢の減少を計り、或は肥料の手當等他領に劣るを患へて、其の指導に努めた。<sup>(註五)</sup>就中、部下郡奉行と共に農業技術の研究に努めた事は注目さるべきで、其の業績としては、歴代制度<sup>卷五</sup>の農業の項及び吉利村役場所藏の農業法等が見られる。前の書は、奥書によれば、天和三年七月頃より同八月までの間、禰寢清雄、菱刈重敦、汾陽盛常が相談し、諸所の農作老功の者に糺して編んだものといふ。其の内容項目を列記すれば、左の如くである。

- 苗代地之事 種子かし様の事 打起之事
- 千田すき分様の事 上田中田下田に苗分之事 秋水落之事
- 田の本かきの事 追こへ仕様の事 種子籾取様の事
- 苧洞之事 籾干様の事 種子籾格護置様の事
- 種子籾こき様の事 種子籾格護置様の事 植稻過候を養生の事
- 南山かけ田の事 そば田の事 わき水養生の事
- 例作仕様の事 麥作之事 麥打手之事
- 粟草取候は、中打と損得の事 馬屋拵様の事

農業法

馬屋底のごみ土取の事 糞屋仕掛様の事  
 春物植用の作こへ 小便溜の事 悪水溜の事  
 のべこへの事 芝こへ作様の事 ごみ土取様の事  
 たていわしこへ用様の事 萬こへ用様の事  
 苗代の事 食物之段 麥かけの仕様の事  
 尾張餅調の事

農業法は、卷末に初心の作人心得ともなるかと大概を記し置くとあり、奥書によれば、郡奉行汾陽盛常が書いたもので、禰寢清雄が立てた法を本にして調べたのであらうといふ。而して其の内容は次の如くである。

農業之次第 作人心得之事 地方普請之事  
 井手之事 川除之事

かゝる研究の結果、之を農事監督の上に施し、且つ米拵俵作にも規格を定め、之に相違の納米は受取らざる事としたので、産米の品質は向上し、上方に於ける米價も高騰したといふ。併し、農事監督殊に收納を嚴重とし、當納米は勿論、藏入給地共に古米進米まで悉く取立て、役米一升を加重した等、怨嗟を招い

農事監督及び  
收納例規の整  
備

た事も多かつた様で、禰寝を誹謗した落書の如きも見られる。<sup>〔注六〕</sup> 何れにしても、  
此の時代に、農事監督及び收納等の例規は大いに整備したと思はれる。

其の後は、勝手方家老が監督する外、郡座或は郡方の上に特別の役所を置く  
事はなかつた様である。猶ほ寶永七年閏八月、殿役座を廢し、郡座に殿役方を  
置き、殿役米出納の事は代官座の管掌とし、次いで正徳三年八月、殿役方を人馬  
賦と改めた。享保前後に至り、勝手方家老種子島久基の農政上の事績も、享保  
内檢を始め、諸例規の制定、新田開發等に顯著なものがあつた。<sup>〔注七〕</sup> 農政上の諸制  
度は、かくて、明暦萬治以降、享保度を通じて整備し、爾後、農政諸般は夫によつて  
運用せられた。個々の事項については後に記す如くである。

勝手方家老種  
子島久基の事  
績

調所廣郷の農  
政改革

また天保財政改革に當り、家老調所廣郷によつて一聯の農政改革が行はれ  
た。當時天保初年より、各郡奉行に夫々數郷の受持掛を定め、地方檢者を配し、  
受持内を巡廻せしめ、表方代官帖佐與代官及び出米收納を司る高奉行も、趣法  
方米賦側用人をして總裁せしめ、改革に着手した。かくて、郡方及び所役々等  
を督すると共に、調所を始め、或は古今の農書に徴し、或は老農の言を取捨して、  
耕作・肥料・防虫等に互つて、改良指導に努め、刈揚米拵の監督を嚴重にし、俵作の

納折の改正

如きも、當時最高の銘柄なる肥後米に倣ひ、胴占道具唐箕を使用せしめて洩米  
を防ぎ、容量を正確ならしめたので、天保六年頃までに、略、改良を遂げたのであ  
る。<sup>〔補説〕</sup> 更らに、後に記す如く、天保十三年八月上見部下廢止及び納折改正を行ひ、  
引續いて、一には上見廢止に伴ふ百姓負擔の増加を補ふため、每郷救濟となる  
事業を起し、其の他各方面の農政改革を行つた。即ち、貢租輸納に甚だ不便で

下代藏・田物  
藏の變更  
曾木川の疏通

あつた菱刈真幸、祁答院方面諸郷等の下代藏、出物藏の變更を行ひ、就中菱刈七  
郷のためには、川内川上流曾木川を疏通して舟運を開き、<sup>〔補説〕</sup> 下代藏は羽月に建て、  
從前宮之城に至る天堂ヶ尾の嶮路を駄馬によつた勞苦を除いた。更らに、鹿  
兒島へ直納の米については、運賃、問屋宿料を輕減せしめ、近在より各郷への道  
路を修理して人馬の便を計り、或は凡べて收納の際、百姓の迷惑となり、暇を費  
す事なきやう、種々の方策を達し、役々巡廻の節送人馬に規定外の助馬助夫を  
出し、止宿等に村々より酒飯を出すを停止し、課出を調べ、出銀の猥りなるを嚴  
禁した。<sup>〔注八〕</sup> また是より先き凶歲或は一向宗嚴禁のため、日向方面へ逃散の百姓  
も多かつたのであるが、離村取締を嚴重にし、弘化三年頃には、歸參者には希望  
の所へ居住せしめ、牛馬農具も不足なき様給與したので、當時に至り、追々歸參

百姓逃散の取  
締を嚴にし歸  
參を勸む



する者も多かつた。<sup>〔補説三〕</sup> 調所廣郷等の農政改革は悉く成功であつたとは考へられず、其の内には百姓の勞苦を加重したのもあり、漸次にして舊弊に復した<sup>〔注九〕</sup>ものもあらうが、少くとも藩の財政に寄與する處は大であつたと思はれる。

〔補説一〕 天保の改革前大坂積登米は僅々一萬數千石に過ぎず、一俵の容量は三斗四升程で、俵作粗末のため船中積揚場の洩米多く、米拵も不良で、薩摩米と云へば下米とされ、低値であつたのに、天保六年頃までには、略改良を遂げ、大坂堂島米問屋の氣誇もよくなり、且つ同十一年春の大坂拂口改正により、價格も高騰したといふ。改革着手前後の大坂仕登米額及び賣拂價格を示せば左の如くである。

〔文政年間〕		〔天保年間〕	
年次	仕登米額	年次	仕登米額
文政元年	一八、六五〇・〇〇	文政八年	一三、八二七・〇〇
同 二年	一九、九一〇・〇〇	同 九年	一六、〇〇〇・九
同 三年	二三、一五〇・〇〇	同 十年	一五、九一〇・〇〇
同 四年	二二、三五〇・〇〇	同 十一年	一三、七五七・〇〇
同 五年	二三、七八八・〇〇	同 十二年	一〇、四四〇・〇〇
同 六年	一六、四一三・〇〇	文政年間平均	一七、二一一・二五
同 七年	一五、五〇〇・〇〇		五三、八一二

年次	仕登米額	石に付價銀	年次	仕登米額	石に付價銀
天保元年	一一、五一〇・〇〇	七六、四七三	天保七年	一一、六三三・三〇	一五三、六三二
同 二年	八、五三〇・四〇	七〇、一八七	同 八年	一六、七二六・〇〇	一一一、〇八〇
同 三年	一二、九九八・四〇	八二、八七三	同 九年	一二、六七二・〇〇	一一一、五二五
同 四年	七、五八三・〇〇	一一、三三七	同 十年	一五、〇〇〇・〇〇	七三、〇〇〇
同 五年	一二、三二八・三二	七四、六六二	以上十年間平均	一二、五三四・一三二	九六、三八三
同 六年	一五、七二五・〇〇	九九、〇六七			

尤も、天保四年以後は全國飢饉のため米價は異常に高騰し、領内亦凶作のため仕登米も増加を見なかつたのであるが、右の如き倍加に近き賣拂價格の上昇は、農政改革の結果と見なければならぬ。當時の肥後米等の大坂相場の變動と比較すれば、此の點は一層明白であらう。<sup>〔御改革取扱御届手控 其の他〕</sup>

〔補説二〕 曾木川疎通とは宮之城より曾木まで六里間の工事で、此の間神子藩等の漕湍多く、殆んど舟運を通じなかつたのであるが、大口西八幡宮々司堀之内良眼房等が百姓輪納の勞苦を除くため計畫し、菱刈七郷受持郡奉行町田俊智之に賛し、調所及び用人海老原清照の採用する處となり、天保十三年正月、着工し、翌年四月、疎通を完成したのである。<sup>〔曾木漕下川渡由來記 三國名勝圖會卷一三、一七 大口高等女學校編 稿本大口ニ於ケル史的人物・古建築ノ研究〕</sup>

〔補説三〕 安政三年八月頃の西郷隆盛の上書によれば、當時他領へ逃げ去り居住の者幾千人もあり、十年程前にも、五百人餘無理に引戻し、牛馬・農具等まで給したが、

留まる者は少く、悉く逃げ去つたとあり、西郷は調所等の改革の際の逃散百姓の復歸を不成功と見た。(大西郷全集卷一)

郷村に於ける  
農政の機構

以上、農政を管掌する役座の變遷、また夫に伴ふ各時代農政の傾向である。次に郷村に於ける農政の機構について概説するに、郡座或は郡方の藩吏として、郡奉行の外に地方検者が巡廻した。地方検者は郡奉行の指揮を受け、其の巡廻の時季も一定して居り、所役と共に農事監督、貢租催促等に當り、細目については、以下各節に説明する如くである。猶ほ、榎方郡奉行、榎方検者もある。

郡見廻

所役としては、諸郷の郷士年寄、及び私領の役人の下に數人の郡見廻(郡見も書)があり、郷士年寄役人は郷私領全體に互り責任を持つが、郡見廻は之を輔けて、作職、貢租夫仕等一般の指揮監督に當る。古くは、殿役遣或は殿役の役があり、郡見廻の役に當り同じく古く郡奉行の所役は郡見廻程に當るといふ。

溝見廻  
勸農掛

其の他、榎楮見廻(榎楮係)、溝見廻(用水係)等があり、榎楮見廻は榎楮の事に當り、郡見廻が兼ねた事もあり、溝見廻は新田用水の事に當り、郡見廻の下役といひ、また安永五年頃より、勸農掛を置いた。何れも郷士或は家來より任ずる所役である。代官の下役は下代であるが、之は下代藏に置くものである。但し、私領の下代

庄屋と頭役

は代官の下役ではなく、私領の出納を司つた。

功才を名主と  
改む

各村に於いては、庄屋を頭役とする。之は郷士或は家來から任せられ、其の村に在勤する。古くは、名主、沙汰人、催し人と稱したといひ、部内に對し諸事の令達又は上達取次をなし、全般の責任を負ふが、所役の指揮を受けて、部内の作職、貢租夫仕等を指揮監督する。給地に於いても、領主より納物夫仕を申附けるには、凡べて庄屋を通じ、直接百姓に申附ける事はなかつた。庄屋の下に功才があり、功才以下は百姓役である。功才は、天明三年二月、名主と改稱し、在役とも稱した様である。村内名頭中より數名を選任する者で、名頭總代にも當ると思はれるが、庄屋を輔けて百姓を指揮する。其の他、名子中より任せられる百姓役には、小觸、作與頭(耕作主取)、水守(用水係下役)、下榎楮見廻(榎楮見廻下役)等があり、小觸は

作與頭

門

庄屋功才の小使といひ、夫仕の觸廻等に當る。作與頭は耕作熟練の者で、村内作與毎に各時季の農事を指導するもの、様である。水守、下榎楮見廻は所役なる溝見廻、榎楮見廻の下役であらう。猶ほ、枅取も百姓役で、下代の下役である。<sup>(註)</sup>次に、一般百姓は、通常數家部、即ち數戸毎に門に組織せられ、門毎に名頭があり、門内の名子を統率した事は既に記した如くである。

〔注一〕官職秘考卷上 歴代制度卷五一章

〔注二〕薩陽日田賦雜徵寫 西藩田租考卷下 官職

秘考卷下 歴代制度卷六上

〔注三〕田賦集卷二 官職秘考卷下 歴代制度卷五

二利・五二頁 續舊記集 要用辨覽 租税問答 島

津國史卷二六

〔注四〕舊記雜錄追録卷七 薩陽日田賦雜徵寫 地

考升田抄寫 鹿兒島藩租額事件 島津國史卷二六

〔注五〕彌登丹波清雄勸農略記 諸農業輯録 地考

升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒島藩租額事件

〔注六〕地考升田抄寫 田租雜記 鹿兒島藩租額事

件 租税問答 薩陽日田賦雜徵寫

〔注七〕官職秘考卷下

〔注八〕御改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件

書類及び調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ

係ル件 海老原雅齋君御取調書類草稿 元治元年萬

留

〔注九〕藩政改革ニ係ル件書類及び調所笑左衛門廣

郷履歴概略 海老原雅齋君御取調書類草稿 元治元

年萬留 直竿見合御證文其外帳面調様等書扱

〔注一〇〕歴代制度卷一二上・三九下 同卷六七（袖

崎本） 薩陽日田賦雜徵寫 田租雜記 慶府御廻文

抜書卷一 租税問答 差杉來由私考 尙久主一流之

譜并采邑宮城記 其の他諸町村史誌類

### 第二節 農地の種目

門高

農地は百姓作職地なる門高を主とし、其の他浮免抱地、永作地、大山野仕明地等の種目があつた。門高は百姓作職地の古田が大部分之に屬し、即ち、百姓作職地の基本をなして居り、藏入給地、共正租以下高掛貢租を賦課されるものである。門高とは門に配當される高の意である。門高の配當について云へば、

門割

原則として、檢地の際、門内の用夫數或は家族數等に應じて、各門は門高の配當を受け、更らに名頭は之を一定の割合で各家部に配當するのである。此の配當を門割と稱する<sup>〔注〕</sup>。尤も、名頭は役得として、名子よりも多くの高を受取る事が認められてゐた。享保内檢中の達に、従前名頭ばかり高を受取り、名子へ作職地を渡さざる所もありと、用夫數に應じ、各戸に作職高を配當すべき事、且つ名頭は所により手隙を費す者、故名子の用夫一人前の配分高に五分の一増に受取るを得る事、但し、名頭に其の希望がなければ、名子と均等に受取る事、また老人、用夫、迦幼少者と雖も、名頭筋は名頭並たる事とある<sup>〔注〕</sup>。

門割は、惣内檢の際、全藩に互つて行はれた外、其の中間期間及び享保内檢後にも、一地方毎に檢地と共に、行はれ、殊に、百姓の疲弊甚だしき時、下り高として、謂はゆる救門割を行つた<sup>〔注〕</sup>。また私の土地割替を内門割といひ、之は禁せられ、てゐたが、事實は屢行はれた様で、年々又は一作毎に割替するもあつた。之を禁じたのは、地味が低下し、不作の原因となるためといふ。併し、門高の内遠地を互に替合ひ作職するが如きは、格別として許してゐたが、此の場合も、施肥懈怠なき様注意して取締つたのである<sup>〔注〕</sup>。

救門割と内門割

浮免  
郷土自作高

持留地又は抱  
地

抱地免許の規  
定

次に浮免と稱するのは、給地古田中の郷土自作高と考へられる。浮免とは年貢地即ち百姓作職地たる門高より浮び出た高の意である。土地自體は門割の際、門高と割替へられる事もあつたが、之に對しては、他の給地と同様、出米賦米の外、正租等の賦課はなく、また郷土間の賣買も許されてゐた。(註五)

持留地、或は天明四年正月改稱して抱地といふのは、諸士が大山野古荒地等の内、現高等に支障なき場所に、免許を得て自費仕明(註四)し、其の所有高とされた土地である。之に對する賦課は、前に浮免について記したと同様である。萬治二年正月十一日付、光久袖判の定によれば、内檢後、自費仕明高は半分を給すとあるが、抱地免許に關する當時の規定は、明らかでない。享保内檢以後については種々の規定が見られる。抱地の免許には、前記の如く、現高に支障なきを要する外、願人が其の資格を備へるを要し、即ち、諸士格式による高上り制限を越えるを許さず、また定病、幼少、中宿等無勤者の高上りを許されざる者は、抱地願も許されなかつた。取込拜借ある者には、元文二年七月の定で、爾後抱地免許せず、寄合並以上一所一名持切は、此の限りにあらずとし、郷土の延米、飢拜借米を受けた者は、取込拜借同様とした。猶ほ、延享五年五月には、持留免

新抱地願禁止  
の諸郷  
の抱地免許の手  
續

許後取込拜借を受けた者には、免許を取消さずと定めて居り、安永三年六月の家老島津久金の達では、城下士には取込拜借ある者にも、近名外城共抱地を許してゐる様である。また鹿兒島近在及び谷山伊集院蒲生帖佐櫻島鹿兒郡吉田の諸郷では、新抱地願を差留めた事があり、一所在地持切名では、持切領主以外の新持留地を許さなかつた。免許の手續は、願出により、大山野ならば郡奉行が見分し、現高に支障の有無等を検し、願人の高上り資格を高奉行に問合せ、た上、郡方に申出で、郡方より三年作取、四年目竿入として、田或は畠仕明の免證文を渡すのである。古荒地の場合、古荒起代銀申請抱地願となるが、郡奉行は見分と共に、檢丈なしの居檢地で、檢地帳を仕立て、郡方免許を受けて、檢地帳を支配し、遠中近により申請代銀を定めて納入せしめる。かくて、四年目竿入の際には、免證文の段畝一段に付三畝以外の超過を延畝土地とし、即ち、藏入地とする規定で、之は後に記す抱地直竿の際にも同様であつた。其の外に、十部二上地といひ、仕明高十分の二を同じく上地せしめた。直竿の際には、古く此の上地はなかつたが、享保内檢の時より新仕明同様とした。例へば、一段三畝の仕明免證文に對し、當仕明一段八畝廿五歩とすれば、延畝土地は一畝二十八

歩、十部二上地は三畝二十三歩で、抱地高は一反三畝四歩となる。但し、一所地、持切名及び拜領新田場では上地はなかつた。上地高の内、遠方悪地で現地割交とならざる地方は、仕明主の申請を許され、古くより高一石に付代銀四十匁と定まつて居り、享保内檢の際より、現地割交となる地方でも一畝以下等は申請を許し、代銀百二十匁とした。猶ほ、此等代銀は文銀にして五割増の處、延享二年古銀文銀同率とし、夫々六十匁百八十匁と定めた。

仕明後の增高損高を檢丈するを抱地直竿といひ、惣内檢の外に、一郷數郷毎に之を行つた。其の際、現はれた損高に對しては、出米賦米の減額を行ひ、增高があれば、享保内檢當時より、位増は仕明主に附する事とし、延畝には新仕明の延畝と同率の上地を課した。此の場合、高上り格式には拘はらず、また定病幼少小普請中宿等にも高上りを免許した。抱地の畠田成或は田畠成は願出により免許し、田成畠成と同時に檢地し、其の秋より新高による出米賦米を課し、但し、免證文なしに畠地田開あれば、直ちに檢地して、增高は上地とし、田地畠開は吟味の上、畠竿とした。猶ほ、抱地が現高の支障となつた場合、例へば、抱地が用水を利用するため、用水下流の現高に水不足を來す等の場合には、抱地を差

抱地直竿

一所地と持切名

留め、仕明主には高下りを申附けた。従つて、現高の田畠成願も、其の原因が抱地に存するか否かを見究はめた上で許すので、抱地が用水不足等の原因となるとすれば、先づ抱地を差留め、現高の田畠成を避けたのである。

次に、一所地持切名には特別の例規があり、高上り格式に拘はらず、新仕明による領主增高を許し、延畝及び十部二上地を行はなかつた。また前記の如く、一所地持切名では、諸人新抱地を許さなかつたが、猶ほ從前の諸人抱地が存し、位増延畝があつた場合には、位増は仕明主に附し、延畝は持切名主に附した。

永作地は、郷士百姓寺門前者浦濱者町人中宿を問はず、作人が大山野古荒地等を自費、仕明した土地で、藏入高として貢租賦課は門地門様としたが、門割の際も引揚げられる事なく、永代作職を許された。永作願により、郡奉行地方檢者が見分し、支障なければ、郡方の免證文を以て仕明を免許する。仕明着手後三年間は作取りとし、四年目以後、檢地を行ひ、正租以下を賦課した。但し、郡奉行の都合により、檢地が遅れる場合には、夫まで田方は十分の四、畠方は十分の二の見掛上納とした。また三年以内に成就せざる場合には、作人より郡方へ年數延を願出るのである。

永作地

永代作職

大山野

大山野仕明地

大山野と稱するのは、原野藪地で、或は附近の田地、用水堤防、普請用材料等を採り、或は一定の制限を附して、百姓に入會を許し、秣料又は肥料、用下草を採取せしめ、更らに後に記す如く、山奉行に於いて、植林せしめ、郡奉行の免許を以て、大山野仕明地とする事もあつたのである。大山野仕明は、現高に支障なき限り、また現高を疎略にせざる様注意して、獎勵する方針であつたと思はれるが、仕明と植林とを交互に行ふ舊慣があり、仕明後四、五年作職し、地味衰微すれば、之を放棄して植林し、十七、八年後に伐採し、再び仕明するを有利とした。大山野仕明地四年目に手入せざる時は、之を別人に附するも、差支なき規定であつた。また大山野仕明地より永作地とする事もあつた。大山野仕明地の貢租は、諸地方検者及び郷士年寄郡見廻庄屋在役が立會ひ、輕目に見掛し、十分の二上納とした。猶ほ、一所在地持切名では、領主の大山野支配を認めた様である。〔注七〕

最後に、見掛地及び損高について記さなければならぬ。後に記す如く、明曆二年以降、各種の高は、凡べて定代納を原則としたが、洗剥水入砂入、用水不足等で、作付不能の場合、百姓に修覆を命じ、時に藩費を以て修覆を計り、猶ほ修覆困難ならば、一定年限の見掛地或は休地とする事があつた。願出により郡奉

見掛地及び休地

損高

行が地方検者所役立會の下に見分し、一年乃至五年を限り、田地畠作、畠地、田作をも許し、見掛地或は休地とする事とし、郡方に伺ひ免許するのである。年限は修覆の難易によると考へられるが、年限に至り、猶ほ修覆に至らざれば、年重、即ち、年限延長の手續をとつた。〔注八〕 また藩仕明新田でも、一定年限を見掛地とした。例へば、寛政七年に着工し、同十二年に竣功した濱之市新田では、竣功より三年間無納とし、四年目の享和三年より、田方は見掛の十分の四納とし、更らに二十三年を過ぎ、文政十年秋より、熟田の地方は見掛半納、未定の地方は十分の四納とし、天保六年春に檢地して、夫より大體定代納とした様である。〔注九〕

洗剥砂入等のため、一門高三十石に付二石以上損高となつた場合、當損引願を許し、檢地して當損高を定めたが、川成崩入の場合、高の多少に拘はらず、檢地して永損高とした。給地の永損高には、抱地高を以て補ひ、猶ほ不足があれば、藏入より足高を給した。抱地の損高には、通常足高を給しなかつた。其の他、溝地、藏地等公用のため、永損高とする事もあり、給地に對する足高は同様で、抱地にも足高を給する事があつた。〔注一〇〕

〔注一〕 歴代制度卷三九下

〔注二〕 要用辨覽 續舊記集 大御支配次第帳

〔注三〕 安政七年萬留

〔注四〕 田租雜記

〔注五〕 地租改正別纂 明治五年壬申萬留

〔注六〕 歴代制度卷四七上・無卷第一 舊記雜錄道

錄卷八・八二・九七・一二九 薩藩政要錄卷三 大

御支配次第帳 要用辨覽 安政七年萬留 萬延元年

八月萬留 元治元年萬留 直筆見合御證文其外帳面

調様等書抜

〔注七〕 薩隅日田賦雜徵寫 大御支配次第帳 田租雜

記 續舊記集 要用辨覽 元治元年萬留 畜産及獸

醫調査 鹿兒島縣大山野稅ノ性質及舊慣法取調書

〔注八〕 安政七年萬留 萬延元年八月萬留

〔注九〕 元治元年萬留

〔注一〇〕 安政七年萬留 萬延元年八月萬留 直筆見

合御證文其外帳面調様等書抜

### 第三節 貢租の種目

農業上の貢租は多種目に互り、高掛賦課では、年貢正租の外に口米役米、代米、賦米等の加徴分があり、主として米納であるが、種目により、時に米以外の現物納或は銀錢納であつた。人別賦課には、男子用夫の夫役或は用夫銀女子の織木綿、全人口に對する人別出銀等があり、夫役の量も僅少でなかつた。勿論、百姓が主たる負擔者であるが、一部の種目は郷士、其の他にも課せられた。

正租は、藏入地では、初め悉く見掛三分の二の納であつた。即ち、付租一石五升の高一石に對して納米三斗五升、付租九斗六升の高一石に對して納米三斗

高掛賦課

人別賦課

年貢正租  
藏入地の代成

給地の代成

正租の定代納

二升といふのが標準となる譯である。給地では、領主百姓相對で、代成は均等でなかつたといふ。例へば、寛永七年八月四日の押前未進方に付知行被召上候直成之事等には、知行高三斗乃至三斗五升代二斗乃至二斗五升代一斗乃至一斗五升代の上中下とし、夫々代銀二十匁十七匁十二匁で押前未進方に召揚げるとしてゐる。また正保三年の加久藤諸村當毛未進宛帳には、給地につき、公儀定三斗二升三合代同三斗一升八合代同三斗代、領主三斗一合代等と、種々の代成が見え、必らずしも領主百姓相對ではない様である。

萬治二年八月朔日の知行物定帳（同七月晦日の郡で給地高一石の納定代三斗五升とし、但し、風旱等による損毛の場合に限り、百姓より郡座へ申出れば見掛の取扱とする事した。蓋し藏入給地共に田高の定代を定めたもので、爾後引續き此の法は兩者に於いて共に行はれた。萬治二年の規定は、高の定代に見え及んでゐないが、享保内檢以後の規定では、高一石に付雜穀七斗の定代と見え、其の内二十分の一は大豆で納め、特に末吉及び鹿兒島吉野村では十分の一とする等の例外があつた。殘部は粟納であるが、通常粟の現物納ではなく、代銀納であつた。代銀は、高奉行代官郡奉行立會の上、三町相場並値成を

以て差圖を受けて定めた。(注四) 田高押入といふ事もあり、畠高も米納として、田高と同時に納めたのであらう。更らに、南薩地方(下湯表)等では、畠高の内を胡麻菜種子で納めた所もあつた。菜種子の免木上納を許されたのは七郷であつたともいふが、納額は所により不同であつた様である。(注五)

上木高の貢租

上木高の貢租は、古く現物納であつたのであらうが、後には、通常、田高並の定代とし、真米で納め、享保十三年には、田高押入と定めてゐる。併し享保内檢以後の規定でも、夫々現物の納額を示して居り、現物納も行はれたと思はれる。即ち、現物納額として、桑一本に付真綿一匁五分、櫛一本に付漆一匁二分、唐苧地一步に付唐苧十二匁、楮一束に付皮楮五百匁、同一釜に付紙二百四十八枚(一匁四六匁)、茶百匁に付三分の一なる茶三十三匁三分等定められて居る。殊に、茶は屢、現物納であつたといふ。猶ほ、上木高外であるが、上木高の納に類するのは、棕栲一本に付納皮八枚、椿楡蜜柑金柑九年母梅桃梨枇杷橙等見掛三分の二の納で、棕栲皮八枚、代銀四匁、其の他何れも定値があり、代銀納を認めた。(注六) 正租に對する口米、口入も古來の加徴分で、輸送途中の散關、給地では、輪納の際、の賄飯料に充てられたといふ。其の額は、藏入、給地共に、田高正租一斗に付

口米・口入

役米

二合、即ち、定代三斗五升に付七合で、二口入又は押入代といふ。上木高鹽濱高正租にも、米或は現物に同率の口米口入を加徴した。(注七)

役米は普請夫に對する代納米の意味で課徴したもので、藏入百姓は城の塀圍及び諸道具の修理、給地百姓は領主の屋敷堀圍の修理に、夫々普請夫を課せられた處、遠方の百姓の不便等の故に、米代納を認め、普請は雇夫による事とし、此の代納米を役米としたのであるといふ。(注八) 萬治二年八月朔日の知行物定帳(同七月晦日の郡所規帳抜書同じ)に、同年の役米は、高一石に付三升、但し、年により多少を定めるとある。其の後、大抵二升となつたものか、惣郡座の時、一升を加重して三升としたので、百姓内々の不服もあり、貞享四年正月、再び二升としたといふ。此の時の達に、百姓勝手物を以て納める様とあり、必らずしも米たるを要しなかつた様である。夫より後は、藏入、給地共、現高石別二升が定則となつた。(注九)

代米

次に、代米の加徴があり、其の額は、藏入では、初め石別五合であつたが、元祿十一年、當時物入につき、一升到増額し、給地では、初めから一升であつた様で、一升米の稱がある。浮免高には、古く代米はなかつたが、享保内檢以後課徴した。之は謂はゆる年中納物、節禮納物の代米である。年中納物とは、門毎に課せら



年中納物

れた各季節の納物で、萬治二年八月朔日の知行物定帳等によれば給地高三十石の門より左の如く出した。

- 正月 茅蔴三枚三代銀 節木四束二代銀 炭一俵三斗入 薪四束十代錢七
- 萩二束十代錢二 芋里三升十代錢三 山ノ芋廻一尺五寸 箸木錢代
- 十五 杵二十代錢二 若木二束十代錢三 豆崩五合漬一枚十代錢三
- 讓葉近所 諸向白裏 柳 櫓 門松
- 三月三日 蓬
- 五月五日 粽茅 菖蒲 (以上五里以内は現物、五里外は代物)
- 七月七夕 物干竿二本 同臺四本
- 七月盆 灯松明 一束長一尺五寸廻二尺 津萩并に水粉用菜茶十代錢三
- 風 損 強梁一本合長木五本 長木五本二代銀 藁蔴四枚十代銀一 半繩
- 十房三十尋づ十代錢四 小繩三房五十尋づ十代錢十 墨裏蔴
- 二帖六枚重代銀二 同線糸并に縁付糸一匁代銀
- 八 朔 差首繩一口 庭蔴一枚代銀 藁二抱三代銀 縁蔴三枚代銀 屏
- 柱二本代銀八分 直竹二束二代銀 半繩五房十代錢二 小繩二房五代錢十

起炭・薪の納

賦米 殿役

他に、多少相違の記事もあるが大體、藏入高給地高共に右の如き規定であつたと思はれる。此等に對し、初め遠方百姓に米代納を許したのが代米である。後に代米が普通になつたが、猶ほ百姓の願により現物納せしめた様である。(注一〇)

併し、代米の外に、起炭薪の納なるものがあつて、之は年中納物の一部が別に残存したものと考へられる。即ち、高十石以上三十石に付、炭一俵三斗五升入(代銀七分、文銀五分)、薪八束廻り三尺(一束代銀一分八厘、文銀にし)を節禮として領主方へ納めたもので、歳暮かともいひ多くは代銀納であつた。(注一一)

賦米は高別一升一合の加徴米で、古く殿役米と稱し、正徳三年賦米と改稱したものである。殿役とは參勤交替及び諸奉公人出張等についての驛丁輜重の高掛夫役で、現夫立では遠近により賦課の均等を缺く處から、代納制として殿役米を課徴し、之を夫賃米として雇夫を使役するに至つたといふ。(注一二) 慶長十六年二月十一日付家老比志島國貞、樺山久高の掟に、門屋敷に殿役分被附置候、役儀堅可相勤事とあるが、此の掟の薩隅日田賦雜徵寫に收載の分には、猶ほ、殿役三日、追立二日、一ヶ月に可爲五日事とし、それ以上役人として私に百姓を使役するを禁じてゐる。(注一三) 寛永三、四、五年頃の二月九日付、加久藤居地頭五代友泰

宛島津久元守下野喜入忠政の達にも、諸百姓殿役は一ヶ月三日に限るとし、使役の分量は、諸所變に命じ、手形を以て一ヶ月毎に殿役奉行へ届出させる事とあり、また遠方の所で一夜泊は右の三日より差引き、馬一疋も一人役とし、通道宿送も三日に算入する事とし、三日の内一、二日使役した時は、餘りの日數に對し一人に付、出錢百五十文を徴するといふ。（注一四）給地の殿役は知行主を経て勤めたから、殿役に關し、知行主に對する達も屢見られる。慶長六年八月七日付、義久、義弘、忠恒の掟及び同九年閏八月十九日付の義久、忠恒の法度には、殿役勤めざるに於いては、門一つに付、領主の知行一石を召揚げる事、百姓なき門屋敷に於いても、領主より勤める事とある。（注一五）西藩田租考下卷によれば、慶長頃田祿に課した殿役分は、米代納として、高五十石に一、二石、高百石に二、三石、高五百石に十三石、高千石に十八石であつたといふ。正徳三年八月殿役米を賦米と改め、是より先き寶永六年（元祿元年）以降、高一石に付、眞米一升一合に一定したといふが、従前も、大體此の額であつた様で、元祿十四年にも一升一合であつた。給地では、知行主に賦課され、出米と共に出物藏へ納めた。（注一六）殿役に當る送人馬について、は雇賃の規定があり、賦米（糧米）より充てたが、百姓は所役より出役を令違され、

送人馬

永夫

三合米

農耕の支障となる事多く、或は規定外の助馬、助夫を要し、著しい負擔となつた。従つて、藩は送人馬及び宿泊中の雜役夫なる水夫について、屢規定勵行を達し、また其の減少を計つた。猶ほ宿次夫も送人馬に準ずると思はれる。（注一七）

寛政十一年以降、藏入給地一率に、石別三合の謂はゆる三合米を課徴してゐる。時に、材木取下出牛、作事方用辨、寺社方修補茅等、兩船手用竹木等、諸所垂蠟所澄道具、取下方夫立、厩臺所の桶丹荷類、帶竹、日新寺三年目修補入目、久見崎船手諸所船改番所修補普請、始羅郡山田鐵山濱砂并に炭の人馬、堅野燒物所等の薪の十項を藩庫取計とし、百姓の殿役夫立を免除したのであるが、夫に要する入費増加を三合米によつて返辨せしめるといふ。即ち、此等のため夫立多く、百姓より受負人に依頼する事あり、過分の出錢等に及び、難澁極度に達したにより、救濟策として右の如き方法をとつたのである。（注一八）

高掛賦課には、外に現高十石に付、荏子二合口入、畠高石別麻苧十匁と二分口入（百匁に付、定代銀一匁八分七厘五毛）の納があつた。また現高石別皮楮八十匁、畠高同四百或は五百匁、夫々皮楮一貫に付、梢楮百六十匁の納があつた。これ等の皮楮梢楮各一貫に付、夫々銀七分三分の蒸剝賃を給せられ、年貢ではないといふが、給與さ

其の他の高掛賦課

起先法

れるのは蒸剥賃で、代銀ではなく、多分に貢租の性質を帯びるものである。<sup>〔注一五〕</sup>  
 猶ほ、收納の際の輸送の負擔もあり、後に記す如くであるが、起先法による租米増量及び藏役等の落散米收得の如きも、貢租制度上の一加徴分であつた。  
 起先とは起枡及び先枡でもと枡量操作方法の區別から出た稱である。起枡は前搔ともいひ、枡量の時、斗搔を先方から手前へ搔起して引く意で、強目の枡量となる。先枡は先搔ともいひ、斗搔を先方へ押切る意で、枡の縁を搔落し、枡の容量通りとなる。猶ほ、中わりと稱し、枡の中程から前後双方へ斗搔を搔く仕方もあり、相互の取引等に用ひたといふ。併し、後には此の如き實際の操作により起先を區別したのでなく、搔切りに枡量し、之に一定の増量を附して起枡とし、増量をせざるを先枡としたのである。即ち、收納の際は起枡とする規定で、加徴分を收めたのである。之は貯藏中の虫付鼠喰、其の他の缺米に充てるうきを取る意で、他領の缺米、出目米、廻し米、延米或は斗立に當るといふ。此の場合、京枡を先枡とし、例へば、之に五分増一割増したのを夫々五起一起或は五先一先と稱した。藏入高の收納は初め七起、即ち七分増の處、貞享四年六月初めて斗枡<sup>三盃</sup>で計る事とした時、二起を減じ、五起としたといふ。時に、計司計

斗枡

り受取り又は百姓計り渡し勝手次第としたとある。給地では、五起増の一起とし、即ち、給地の收納では、百姓滞在中の賄等を領主が負擔したためといふ。また、役米は六起で、其の他大豆、菜種子、胡麻等にも同様起先の法があつた。<sup>〔注一六〕</sup>

各種斗枡の容量

〔補説〕 起をつけて計るのに、斗枡が作られてゐた。之に對し、京枡を小枡或は改枡。今枡、鐵盤と稱した。斗枡の容量は一斗一升二合二勺四才先が普通で、此の三盃が五起の、三斗二升俵、即ち、三斗三升六合となる。また一斗一升七合三勺三才先の斗枡があり、其の三盃は一起の三斗二升俵、即ち、三斗五升二合となる。今諸書に見える各種の斗枡、其の他の枡を擧げ、容量を算出すれば、左の如くである。

枡の名稱	潤さ	深さ	容積	京枡による容量	出典
(一)斗枡(五起)	一盃	六分	一圓五〇〇〇立方分	三・九〇三弱	租税問答
(二)斗枡(五起)	二盃	空	一圓八〇〇〇	三・五三〇弱	西藩田租考卷下
(三)琉斗枡	二三	三七	九四、四五・八	一四・六〇強	歴代制度卷七
(四)斗枡	一〇	空	六六、〇〇	三・二九〇弱	租税問答
(五)斗枡	一〇・五	空	七四、五六・五	一・五〇五強	歴代制度卷七
(六)斗枡	一〇	空	七三、六〇	二・三三三強	歴代制度卷七、南島雜集卷八
(七)本番	空	三	一八、六〇	一・六三三弱	歴代制度卷七
(八)本列	空	三	一六、五	一・五七弱	租税問答、西藩田租考卷下
(九)拾合枡(二升二合入)	空	三	一〇〇、六〇	一・五〇強	歴代制度卷七
(一〇)起枡	空	三	五七、七三	一・六九強	同

第一章 農政及び農業

第三編 民政及び産業

三二四

(一) 小林枡	五	七〇,〇〇〇	一・六次弱	歴代制度卷七
(二) 故升(文祿以前)	五	六〇,〇〇〇	〇・六四強	西藩田租考卷下
(三) 京枡(二合五勺)	三〇・八合	一六,〇〇〇・六五	〇・三九強	歴代制度卷七
(四) 京枡(二合)	二六・七	一三,三三三・三三	〇・一九強弱	同
(五) 京枡	一七	* 六四・六七	一・	成形圖說卷一四 (* 鐵粟二五九を含む)

此の内(一)乃至(六)が斗枡で、五起の斗枡に當るのは(六)である。(一)・(二)は五起の斗枡と稱するが、若し内矩潤さ一尺五寸が一尺五分の誤りとすれば、(一)は(六)と一致し、名目通りとなり、(三)は夫より稍少量となる。(五)は一起の斗枡に近いが、猶ほ差がある。また、(八)・(二)は文祿以前の故枡といひ、(七)も其の種に屬すると思はれ、之は諸縣郡吉田で使用し、(一〇)も田舎で粳・粟・麥等の自分計りに使用し、(一)は諸縣郡小林で使用したといふ。

併し、藏入納米は一起の規定とするものもあり、實際には、一起以上であつたと見られる。藏入納米は起三斗二升俵給地納米は起二斗俵(俵)を通例としたが、享保三四年當時、従前の規定として收納の際の一俵の容量は眞米三盃一升七合乃至二升、赤米三盃一升八合乃至二升一合であつた。盃とは斗枡數であるが、之を五起の斗枡とすれば、夫々眞米三斗五升三合乃至三斗五升六合、赤米三斗五升四合乃至三斗五升七合となる。寛延元年秋の定では眞米三盃三升二合(三斗五)、赤米三盃二升三合(三斗五)とあり、同三年九月の定では前記享保年間

收納俵の容量

の規定と同一である。受取面三斗二升俵の容量とすれば、此等は一起以上に當る。猶ほ享保三年十月乃至翌四年七月間に藏米を試量し平均した處では、初秋乃至翌年五月、同六月乃至七月の兩期間に於ける一俵の容量は左の如くであつた。斗枡は同じく五起として、京枡で下欄の容量となる。

初秋より翌五月まで 眞米三盃一升九合七才 || 三斗五升五合七才

六月より七月まで 赤米三盃二升六合二才 || 三斗五升六合六勺二才

六月より七月まで 眞米三盃一升一合四勺七才 || 三斗四升七合四勺七才

赤米三盃一升五勺七才 || 三斗四升六合五勺七才

此の結果により、また田舎の藏に於ける虫害等を考慮して、享保四年八月、藏米容量を左の如く定めた。

初秋より翌五月まで 眞米三盃一升六合 || 三斗四升二合

六月朔日より三年米まで 赤米三盃一升五合 || 三斗四升一合

眞米三盃三合 || 三斗三升九合

赤米三盃二合 || 三斗三升八合

即ち、翌年六月以後に至り、五起に近づくのである。(三二五)

起による加徴の意味

〔補説〕二斗俵は手数を要し、百姓の不便となつたが、蔵入でも、駄馬運搬を多く要する場所から願出た場合、二斗俵を許し、また扶持拂に必要とする處から藩から二斗俵を割附けて命じた事もあつた。(租税問答)

租税問答によると、起の加徴三升二合の内、一升六合は枯減による缺米見込のため、餘は拂出の際の散洩見込のためで、拂出の際は五起、即ち、一俵三斗三升六合の容量を以てするといふ。之は、前記の如き藏米容量の實情とも合致するものである。既に享保年間に、蔵入納米は一起を越してゐた事は、前に見た如くであるが、其の後、此の超過は一層甚だしくなつた様である。郡奉行久保平内左衛門の報告なる文化二年九月十日の諸郷榮勞調には、收納米一起の規定の處、當時は一俵三斗九升餘、四斗内外で三斗二升の受取となつて居り、三十年以前とは大概二升餘、三升の加重となつてゐるとある。また海老原清熙の記す處でも、收納米は古來一起の規定なるに、次第に増量となり、蔵入納米三斗二升俵二起の三斗八升四合となり、給地では、二斗入俵一起の二斗二升が二斗四升となり、文政初年より、更らに加重し、藏により異同あるも、同末年には、蔵入納米は一俵四斗、天保初年には、四斗一升餘、次いで、四斗二升となり、之に準じて給地の二斗俵も二斗五升に及んだとある。

下代・藏役の落散米取得

猶ほ、收納の際の落散米を下代藏役が取得する例規が存した。下代藏役は士が活計を立てる唯一の法とまで云はれ、家老座以下諸座書役の年功者には、苦勞銀の代りに、心附として藏方役に就かしめ、七年目毎に一人之に與るといひ、之を他の希望者に譲渡する事もあり、即ち、附屬といひ、讓渡銀は附屬料と稱して、多額に及び、落散米の多きも當然の事とした。海老原清熙の記す處等によれば、天保十三年の部下廢止と共に起枿を舊制に復し、落散米の取得を停止し、即ち、起枿は一起搔切とし、計場敷付莖三枚の落散米は、之を取納入に引渡す事としたので、従前に比し一斗の輕減となつたといふ。併し、地考論<sup>三卷</sup>等によれば、其の後も變りなく、附屬料は年々高値となり、従つて枿目も重くなつたといふ。西郷隆盛も、安政三年八月頃の上書に、之を指摘して居り、此の弊風は遂に絶えなかつたものと考へられる。かくて、落散米は、百姓にとつて例規上の負擔として、輕からざるものであつた。

〔補説〕既に、文化十年九月、家老、若年、寄大目附に宛て、重豪は之を戒めて、近年、藏方役の附屬料過分の由之は、百姓共迷惑ともなり、畢竟、利得に迷ひ、不正の取計らひもある趣に見え、他國の外聞も悪しく、第一に士風にも宜しからざるにつき、以來の仕向吟味すべしと達してゐる。(舊記雜錄追録卷一四九)

## 用夫の夫役

人別の賦課として重要なのは、十五歳乃至六十歳の男子百姓、即ち、用夫、夫役である。前記の普請夫、殿役、或は後に記す狩夫等の外と思はれるが、領主に對し、百姓は年中一定日数の夫役を負担した。萬治二年七月晦日の郡方規帳抜書には、用夫一人、年中五日、同八月朔日の知行物定帳には、同じく十二日の夫遣とある。此の相違の理由は明らかでないが、其の後、寶永の幕府巡見使へ答書には、夫役六日とある。後に記す用夫銀の課徴等から見ると、夫役は、此の頃より、最低六日とする例規であつた様で、また其の後の普請等の場合を見るに、百姓夫役無飯十二日、中宿寺門前者夫役無飯五日で、それ以上は、所夫飯米一日、赤米五合を給し、加勢夫に同七合五勺を給すとある。また用夫銀と稱し、用夫の夫役を代銀納せしめた。即ち、遠方百姓の不便等のためといひ、其の額は、一日銀五分として、用夫一人に付、年中六日分の銀三匁で、之は雇夫の賃銀に充てるといふ。(注二六)元祿十一年九月十九日付、吉田より飯野まで諸所、愛郡見廻役人宛帖佐與代官座の廻文に、物入の理由で、同年より藏入地用夫銀三匁を課すとある。給地では、以前より、課徴したと思はれる。尤も、現夫に使役された場合は、用夫銀は課徴されなかつた譯である。(注二七)百姓女子に對しては、織木綿の賦課が

## 用夫銀

百姓女子に對する織木綿賦課

あつた。之は男子用夫の夫役に相當する勞役賦課であつた。即ち、女子十五人間に木綿一反を織つて納めるので、下地綿七百匁又は其の代銀三匁一分五厘を給せられた。一門の女子十五人に満たざる場合には、一人に付、織上代銀二分を賦課された。即ち、十五人分で男子一人分の用夫銀に當る。寶永六年、江戸物奉行より、木綿の幅尺不足のため、江戸に於いて、駕籠のかんばん等にならず、廣幅長尺とせん事を申出たので、改める事とし、即ち、當時織木綿の幅九寸五分乃至一尺、長さ七尋であつたのを幅一尺一寸、長さ八尋とする事とし、従つて、下地綿を二百匁増額して九百匁とし、代銀では四匁五分とする事とした。(注二八)

## 狩夫銀

用夫にはまた、狩夫銀の負擔があつた。之は古く行はれた地頭狩の夫役が代銀納となつたものでも、と狩代銀と稱したのは、之に當ると思はれる。元來、慶長乃至寛永頃の規定では、年二度の地頭狩があり、地頭は百姓を惣立に狩夫として使役するを得た。且つ、地頭が狩夫を以て他の軍役等に充て、或は代銀若しくは代米を徴し、別に雇夫を使役する事もあつた様である。島原役の際、加久藤地頭伊地知重政が、狩代の夫を召連れてゐるが如き、それである。然るに、寛永廿年、地頭狩を止め、翌年より十五歳以上六十歳までの用夫一人一度に

七分の狩代銀を年中二度づゝ藩庫へ上納する事とした。同年五月九日付帖佐より曾於郡まで諸外城、駿宛、相良、頼貞、平田宗直の廻文では、同年春の狩代銀は同月中に納め、今一度分は秋に納める事を達してゐる。其の後の達によれば、百姓の外名字脇の者、また歴々の被官も在郷に居住し作職する程の者には、狩代銀を課した様である。次いで正保三年正月三日の覺では、狩代銀は二月、十月の兩度、一人一度に銀七分上納の事とある。猶ほ、地頭狩廢止後も、狩代夫として地頭が百姓の現夫を使役する事もあつた様で、寛文五年八月朔日の島津久通等の掟に、諸地頭は前々定規の如く、狩代夫年中兩度召仕ひ、若し遠方に召寄せる時は往來日數の日傭銀を拂ふ事とある。

其の後、狩夫銀の稱が現はれ、また地頭方に收納する事となつた様で、貞享三年十二月十三日付地頭所宛評定所の達によれば、翌四年より一人一度に銀五分に減額され、年中兩度地頭方へ納める事とある。恐らく當時より、狩夫銀は藩庫地頭に半分づゝ、收め、役料なき地頭には全額を給した。浦に於ける魚運上瀬引銀は百姓の狩夫銀に當るといへば、同様の取扱であつたと思はれる。また何時頃からか、狩夫銀の納期は六月、十二月となつてゐる。然るに、藩債多

分に及び財政困難の故を以て、寶曆六年秋冬分より、狩夫銀は全部藩庫に收める事とした。同時に、私領狩夫銀は従前半分上納であつたのを三分の二上納とした様である。翌七年は給地高重出米人別出銀徴收の年限で、翌年之を廢するので、狩夫銀も、寶曆八年春夏分より、従前の制に復した。(註九七)

次に、藩が張行する謂はゆる公儀狩狩御もあり、初め年六度、即ち正月、二月、三月、十月、十一月、十二月各一度の定で、衆中百姓共に出役した。慶長十二年三月廿九日付行司宛、島津忠長、樺山久高の條々によれば、隣方から檢者を出し、公儀狩に出なかつた者には、一人一日に付科物鳥目百文を課すといひ、また寛永廿一年二月十六日付、横川より栗野まで諸所、駿宛、山奉行の廻文に、六度狩の代錢とある。前者は衆中に對する定と思はれるが、後者も衆中に課したのか、或は百姓からも徴收したのかは判断し難い。正保三年八月、百姓の六度狩出役は、藏入給地共、以後免除する事とした。但し、同九月三日付、横川始め十五所、駿宛、北郷、久加川、上久國、山田有榮の廻文で、安狩夫は狩毎に出すべしと達してゐる。(註九八)かくて六度の公儀狩は衆中のみで行ふ事となつたが、翌四年より、度數も三度に減せられた様である。(註九九)

人別出銀

臨時の出来出銀

所役の不法私收

人別出銀の課徴は、慶安四年、初生以上に人別銀一分を課したのが最初といふ。之は臨時の課徴であるが後年には、殆んど年々の事となつた様である。

其の他に、臨時の出来出銀あり、時により石別或は人別であつた様である。また所役及び出張藩吏に對する進物、饗應等を要する事があり、夫仕出錢出来に及び、多くは法規外の賦課で屢々停禁されてゐるが、之も百姓にとつて一の負擔となつた。例へば、延享五年四月の所役等に不法の聞えある諸條を擧げて、之を停禁してゐる達に、諸外城役々衆中等、百姓へ米錢を貸し、格別高利を取り、或は利錢の方に門地を取り、其の土地へ諸出錢を掛けず、一般百姓の不勝手となる事、所により諸役の田地仕付に加勢させ、百姓の自分作職は其の後に取掛る故、作職不出來となり、百姓愈々窮迫する事、下り竿上見等百姓願出の時、所役々へ進物する事、百姓が自身或は妻子等、年季雇に出る節、祝料を差出す事、牛馬改の節、牛馬に掛る出銀の外に出錢申附けて、馳走させ出し得ざる者へは利を掛けて得分とする事、庄屋が正月八朔、其の他節、旬に百姓より米麥を出させる事、所役用夫を平日自分用に召仕ひ、諸用夫に掛る出錢を掛けざる事、庄屋へ百姓中より一人一日の加勢なし來る處、近年は百姓全體より銀錢を以て受取り、其

の上庄屋近邊の百姓を召仕ふ事、庄屋役代合の節、本庄屋家作を調へ、其の上家内の者を置く家をも百姓共へ作らせ、大分の夫費となり、間には普請料錢を以て受取る者ある事、山方役人共携はる祭禮の節、百姓共へ米を出させる事、慶郡見廻庄屋方へ來客の時、野菜類を村方へ申附け、普請替替等の節も、百姓共へ申附ける事、外城役々公用につき鹿兒島へ差越の節、地頭所進物又は所役所で召仕ひ入費として、百姓中へ出錢申附け、所中相談、或は村々差入の時、料理或は吸物、取肴酒等の諸入費を、百姓中へ大分に申附ける事、名頭の譲りを受けた節、慶郡見廻庄屋が、多人數集り、料理等申附け、百姓普請出來の時、役々多人數差越し馳走させる事等、其の一斑を知り得る。

〔注一〕 田賦集卷二 地考升田抄寫 田租雜記 租

税問答 鹿兒島藩租額事件

〔注二〕 舊記雜錄後編卷八一・八二

〔注三〕 慶府御廻文披書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

租稅問答 鹿兒島藩租額事件 明治五年壬申十一月

萬留

〔注四〕 要用辨覽 續舊記集 歴代制度卷六上 明

治五年壬申十一月萬留

〔注五〕 歴代制度卷六上・八

〔注六〕 歴代制度卷六上 大御支配次第帳 租稅問

答 要用辨覽 續舊記集 薩藩例規雜集卷二三 明

治五年壬申十一月萬留

〔注七〕 歴代制度卷六上 西藩田租考卷下 租稅問

答



第三編 民政及び産業

三三四

〔注八〕 歴代制度卷六上 租税問答 薩隅日田賦雜

徵寫

〔注九〕 慶府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

鹿兒島藩租額事件 租税問答 西藩田租考卷下 歴

代制度卷六上 地考升田抄寫 諸農業輯錄 大御支

配次第帳 明治五年壬申十一月萬留

〔注一〇〕 歴代制度卷六上 薩隅日田賦雜徵寫 租税

問答 西藩田租考卷下 大御支配次第帳 慶府御廻

文拔書卷一 明治五年壬申十一月萬留

〔注一一〕 歴代制度卷六上 直竿見合御證文其外帳面

調様等書拔 大御支配次第帳 明治五年壬申十一月

萬留

〔注一二〕 歴代制度卷六上 西藩田租考卷下 薩隅日

田賦雜徵寫 明治五年壬申十一月萬留

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷六六 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一四〕 差杉來由私考 狩夫銀御舊法記

〔注一五〕 舊記雜錄後編卷五四・五八 薩隅日田賦雜

徵寫 歴代制度卷二

〔注一六〕 歴代制度卷六上

〔注一七〕 慶府御廻文拔書卷一

〔注一八〕 歴代制度卷六上 諸郷榮勞帳

〔注一九〕 歴代制度卷六上 安政七年萬留 明治五年

壬申萬留

〔注二〇〕 歴代制度卷六上・七 西藩田租考卷下

〔注二一〕 歴代制度卷七

〔注二二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原兼齋君御

取調書類草稿 歴代制度卷七

〔注二三〕 大西郷全集卷一

〔注二四〕 慶府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

租税問答 西藩田租考卷下 歴代制度卷六上

〔注二五〕 直竿見合御證文其外帳面調様等書拔

〔注二六〕 歴代制度卷六上 續舊記集 要用辨覽 西

藩田租考卷下

〔注二七〕 薩隅日田賦雜徵寫 明治五年壬申萬留

〔注二八〕 歴代制度卷六上 大御支配次第帳 要用辨

覽 續舊記集 西藩田租考 明治五年壬申萬留

〔注二九〕 狩夫銀御舊法記 薩隅日田賦雜徵寫 歴代

制度卷六上・五二頁 續舊記集 要用辨覽 慶府御  
廻文拔書卷一

〔注三〇〕 狩夫銀御舊法記 薩隅日田賦雜徵寫

〔注三一〕 莊内地理志卷四五 狩夫銀御舊法記  
〔注三二〕 島津國史卷二六  
〔注三三〕 慶府御廻文拔書卷四 伊渡拔書

第四節 農事及び農民生活の統制

農業の維持并に發展を計る事は、夫が當時の基本的生産であり、貢租關係を通じて藩財政の主要源泉をなす處から、藩政上肝要の事であつた。其のために、嚴重な農業統制を行ひ、農業者たる百姓に對しては、農事の指導或は監督に努め、更らに、衣食住について勤儉を教諭し、廣汎且つ精細を極めたのである。

先づ、農事精勵を教諭して、例へば、慶長九年閏八月十九日付義久忠恒の法度に、百姓は卯刻に耕作に出で、戌刻に歸り、女共も作に出る事と定めて居り、同十六年二月十一日付家老比志島國真、樺山久高の掟には、他國に異り、百姓等耕作所務疎略につき、領主より嚴しく申附け、女共も作に出す事と達し、明暦三年七月十七日付、光久袖判の掟には、百姓農人等女童まで、耕作に出る様、幾度も申渡すべく、聞かざる者は嚴重處罰するとし、同十月廿二日付、郡代廻文には、耕作に出ざる輩には、過錢申附けるとある。

農業統制

農事精勵の教諭

汾陽盛常編の農業法の作人心得之事なる條には、作人一日の農仕事は、前晩に得と考へ定め、朝仕事より取懸るべき事、夜仕事は八月より翌年正月中旬までを限りとし、即ち、正月よりは田地打起、春物の下地あり、夏は粟蕎麥の畠、其の他、大根畠等のため終日骨折荒き仕事あり、殊に夜短き故、仕事の後、作場より歸り、夕飯を終り、明日の仕事の手順を能く考へて、早速休むべき事、朝寢は大禁物と心得べき事等記してゐる。此の如く、規律を立て、懈怠なく、日々の農事に精勵せしめたのである。其の當時なる元祿十年正月の檢使中宛、惣郡座の覺には、百姓の朝寢を戒め、早起して耕作に勉めしめる事を達し、不心懸の者あらば、其の者の所へ檢使宿を移し、送人馬、水夫等まで申附ける事としてゐる。

更らに、生活一般に互つては前記慶長十六年二月十一日の掟に、百姓の物詣する事、他所の祭禮に詣つて耕作を怠る事、私の振舞酒造等を禁じて居り、明暦三年七月十七日付、光久袖判の掟及び同年十月廿二日付、郡代の廻文にも、百姓農人の家居及び衣食等萬事不相應の驕りなきやう堅く申附けるべく、百姓以下の分際程々に守るべき事とある。寛文十三年七月廿四日、肝付久兼家の外城横目可致覺悟條々で、外城横目の監察すべき事項を示した内には、士百姓以

下何れも男女によらず、相應の職事をなさず、或は身の廻りを飾り、或は結構なる衣裳を着し、不似合の所作をなす者の事とあり、怠惰と奢侈とは外城横目により嚴重に監察されたのである。また享保十二年六月の大支配所の達では、豊年、平年には田畠作得の餘計あり、所により山野作の得分もあり、貯蓄して備荒とすべきに、正月節句、嫁取、寄合物詣等に費消し、衣類について前々の定を緩がせとする所もあつて、散らし類似の大模様、大紋所、高價なる縞類を着用の聞えあり、何れも然るべからず、神祭祭禮行停止は毎度申渡の如く違背すべからず、凡べて粗食、粗衣を用ひ、少しも浪費なきやう心掛け、凶年の助けとすべしと命じてゐる。享保十四年十月、諸所、暖役人郡見廻宛、郡奉行の達に、百姓并に野町の者、前々の衣服に關する申渡祭禮、物詣酒迎等の禁制を緩がせと、少少豊作の年一層甚だしいとの聞えありと、之が取締を命じ、更らに、衣類等に關する規定を示し、散らし付并に散らし形、衣服紋付、衣服絹布帶、差笠、足袋、雪駄を用ひ、三味線、胡弓類を所持し、踊狂言を催すを禁すとあり、右衣類を所持の者あらば、暖郡見廻庄屋が見届け、紋散らしを消すべき事、三味線、胡弓、笠は庄屋方へ取揚げ、首尾申出る事、祭禮、物詣、酒迎等一切なきやう、其の他少々とも物入なき

やう達し、年々八月には百姓中に申聞かせ、其の首尾田畠受狀請定狀差出の節申出る事、百姓中違背の者あらば用捨なく申出る事、地方検者へも此の旨達し置くにつき、疎略の事もあらば役々の越度たるべしとある。（註九）此の條々は其の後も達せられて居り、右の如き取締法は引續き行はれたのである。（註一〇）

在郷に於ける  
行商取締

在郷に於ける行商に對しても、奢侈抑制のため、種々の制限を加へ、殊に後に記す如く、納租期には、鹽、油、商以外商人の在郷に入るを一切禁止、また他領商人が町奉行の免證文なしに在郷に入るを禁じた。安永七年十一月付、家老赤松則正大目附宮之原通直の達、椀具、小間物を持來る他領商人が諸外域に入込み、時に町奉行免證文なき者あり、商品過半は掛賣とし、百姓は時々、の當用を辨ずるため、分限不相應に買込み、商人は初秋に至り、糶、雜穀類を以て代物を取付け、百姓は上納に差迫り、難澁に及ぶ由といひ、小間物の賣方を差留めてゐる。（註一一）

間引の禁制

當時、間引、即ち、墮胎、生子殺害は、農村窮乏の結果、全國に行はれた弊習で、薩藩でも、前後を通じて行はれた様で、且つ自作郷士の多い事から、士の間にも此の事が認められる。之は農業生産の上からも禁制を要したもので、幕府の禁制もあつたが、薩藩としても、屢禁制を達し、前記慶長十六年二月十一日の掟にも、

各時季の農事  
に對する指導  
監督

諸侍百姓まで生子殺害を禁ずる旨の一條が（註一二）寛永十年八月にも、諸士百姓に對し、同じく禁止を命じ、地頭をして檢察せしめたといふ。（註一三）其の後、正保二年三月二日付、家老山田有榮等宛、同北郷久加新納久詮の狀には、生子を殺す者は、知行取には科物銀一枚、一所衆（註一四）家及び門百姓町人には科錢一貫文を課すとある。（註一五）彌寝清雄は、惣郡座の時代、殊に間引の取締に努め、且つ生子養育勸奨の方法を講じてゐる。天和四年正月十三日付、彌寝清雄の覺には、生子殺を犯す者は、當人五人組まで、曲事申附け頼まれて墮胎せしめた醫者、姥等も、露顯次第、咎め申附ける事、向後男女によらず、當歳兒より九歳まで二人以上あらば、諸殿役を免除する事、所中に差知れたる貧窮者或は百姓の下人等、子供二人までも養育なり難き者には、諸殿役免除の上、勝手能く申附ける事、子供成人以後、作地不足の時は、望み次第、作地申附け、其の外、大山野或は居屋敷名頭等願あらば、僉議の上、勝手能く申附ける事、子供三人以上取立て、所帯を分け、又は七十歳以上の兩親ある者には、憐愍の上、心附として、諸殿役を免除する事等を達してゐる。（註一六）

再び農事にかへり、年中各時季、其の他個々の作業の指導監督について見るに、更らに細密な規定と完備した組織を存したのである。主として水田耕作

について云へば、打起、任付、草取、刈入、脱穀俵作等より灌漑肥料に互り、郡方及び郷村吏員が責任を負つて其の事に當つた。秋收後、年末春初にかけての田地の鋤耕、麥作の手入、用水路の整理、農具の修理、肥料の用意、馬具、繩草履類の製作、薪取等も懈怠なき様指導したと思はれるが、續いて、夫々所中に命じて堤防、用水等の修補に着手せしめた。正保三年正月六日付、郡慶郡見廻宛、殿役所廻文に、當年の井手溝川除堤普請等は舊年内廻文を以て申渡したとあり、即ち、年末に翌年初の普請を申渡すを例としたのであらう。此の正月六日付の廻文は、特に殿役所より重ねて心得べき條々を示したものである。其の内に非常大破普請の時は、普請場所を見究はめ、人数賦して近日中差出すべし、其の趣を以て殿役所より手形を出すのであるのは、大普請には他外城より加勢せしめるためであらう。また普請は二月十五日以内に仕上げる事とし、次第に殿役奉行が巡廻して見届けるといひ、其の他、井手溝川除等大小によらず、夫丸及び杭柴竹等の材料、萬可(馬)等の道具は所の人数押廻しに調へるべき事、當年より領主より井手飯米出すを留め、所中押廻しに調へる事等を達してゐる。

萬治元年正月廿六日付、谷山より日置まで諸所慶宛、汾陽、光東等の廻文に、井

堤防・用水の  
普請

手普請念を入れるべしと命じ、藏入は毎年代官が巡廻したが、當年よりは所に於いて調へることなし、藏入は郡方より取納役人(か)を附し、また同年は郡代島津久頼が巡廻するとある。同二年正月十日付、谷山より日置まで諸所慶郡見廻宛、東郷重方等の廻文には、井手溝の修理は早々に着手すべく、洪水で諸所の井手溝破損のため加勢申附けずとし、衆中寺門前内町人も出て之が修理に當り、若し氣儘の者あらば、次飛脚を以て申越すべき旨を令してゐる。また同月廿四日付、谷山より田布施まで諸所慶郡見廻宛、東郷重方等の廻文には、損地改奉行が巡廻し、水損崩入を改める時分故、衆中在郷寺社町濱まで作職の者は出て早々普請し、大破にして一所の手に及ばざる時は申出で、檢者を申請け、普請濟み現地となる處は、帳を調へて郡座へ出せば、追つて檢者を巡廻せしめるとある。此の時は、水害による損地多く、特に其の修覆を申附けたのであらう。次に、寛文十三年四月十八日付、家老肝付久兼等の覺にも、井手溝川除等に就いて檢使を派し、堅固に修補申附け、所中に於いて調へ兼ねる普請は、郡座へ申出させ、近外城へも申附けるとある。此の堤防用水の普請は、年々耕作前に完了するを要した。汾陽盛常の農業法にも、此の事を記し、且つ夫に使用す

る井杭は年内に伐採して、枯らして置くを可とするとしてゐる。其の譯は春になつて發芽した木は割れ損じ、腐朽も早いからであるといふのである。

元祿十年正月の檢使中宛惣郡座の覺には、諸所藏入給地古田新田共に、井手溝川除及び道橋普請は所中方限を以て割付け、百姓及び入作入は勿論、衆中家來寺社門前町濱人等まで残らず出役し、噯郡見廻見廻の下知に従はしめ、早天より日没まで勤めさせ、着手成就の月日、人数を届出で、面付星合帳清書なしに差出す事とあり、また永損地の打起をも命じてゐる。其の後同十七年二月の諸郷壁書、明和九年正月の打起方檢者中宛勝手方の條書及び郡奉行添書があり、他の事項と共に、猶ほ精しく規定してゐる。明和九年正月の條書には、井手溝川除普請、道橋修補川溝攪等まで、多少によらず所中方限を以て、衆中、其の他耕作に従ふ者残らず出で、郷士年寄郡見廻の差引で早々着手し、二月五日以内に堅固に調へるべしとある。また道橋修補には耕作に従はざる者も出る事になつてゐる。文政四年六月に至り、之に多少變更を加へた處の郡方の覺があり、普請に關しては正月五日より着手し、同廿九日に了る事としてゐる。右の普請に續いて、田地打起にかゝるのであるが、之にも嚴重監督を加へ、同

時に休荒地を生ずるを防止し、據なき手餘地の割付等を行ふのである。正保三年二月十五日付、家老北郷久加頼、姪久政、山田有榮の加治木より倉岡まで諸外城噯宛廻文では、田地打起につき例年の如く申付け、近日殿役奉行が巡廻するにより、一切下知に隨ふべしとあり、また百姓が氣儘に田地を荒らし、或は衆中并に被官が先作地を逃れ荒らす時は、衆中は科申付け、百姓并に被官は簀卷にかけ、氣儘の輕重により鹿兒島へ召寄せ、緩がせあらば、郡奉行噯庄屋の越度たるべしといふ。承應二年二月十七日付、谷山より久志秋目に至る諸所噯宛、評定所の廻文に、當年は閏月あるにつき、在々に於いて耕作の取付油斷の由風聞ありと、藏入給地共油斷なきやう郡見廻より申付けさせる様命じてゐる。

天和二年以降、惣郡座の勸農事績について、寶永六年正月付、汾陽盛常の呈書に記されてゐる處によれば、春初より檢者を派し、打起仕付草取に女童まで作場へ出る様嚴達し、未明より申合せ耕作に出る様檢者が下知したので、田方出來前も格別良好となり、また檢者の下知で、山野作まで春初より打起させたので、百姓勝手となつたとある。元祿十年正月の檢使中宛、惣郡座の覺には、古田・新田共麥地の外、噯郡見廻の差引で、庄屋作與頭が主取となつて、打起にかゝら

作人なき地方  
の割付

せ、檢使より何月何日より何月何日まで完了の旨届出る事としてゐる。また據なく打起遲滞する者あらば豫め作與中より加勢せしめ、其の手に及ばざる時は所中の加勢とし、猶ほ女童は麥作拵に當らしめるべしとある。同時に、作人なき在所は、其の外城作職する者へ見合せを以て、平均に地方を割付け、死跡或は據なき病者跡等は僉議の上郡座へ申出で、差圖を受ける事右の跡作職疎略して損毛に及ぶべからざる事所により入作人望みにより勝手の地を渡し、百姓手餘地に作人を取るに内々代下りとすべからざる事等を達してゐる。（註三五）

其の後明和九年正月の打起方檢者中宛、勝手方の條書及び夫について郡奉行の添書では、古田新田の打起は正月初めから、普請の合間に申附け、郷士年寄郡見廻の差引、庄屋作與頭の主取を以て、麥地の外は残らず取かゝり、二月廿日までに了る様申附ける事、必ず作人を定め置く事、作場過分に受取り、據なく普請并に打起共日限内に調へ難き者あらば、組中の加勢を申附け、其の手に及ばざる時は、名中の加勢とする事、加勢の時は、時々郷士年寄郡見廻が附し、粗相なきやう申附け、氣儘の者あらば、委細開届け郡座へ申出る事とある。また古田新田によらず、獵りに作人が作地を通れるを停止し、若し據なき場合は郷士

年寄郡見廻より開届け、跡作人を定めて通れる様申渡す事、作人不足して餘地ありと申出た所は、又念早々に沙汰し、據なき病者又は死人跡で作手なしと極まれば、平均に名中へ割付け、其の手に及ばざれば、其の所或は近隣外城に割付けさせ、其の上方法なければ、詮議を盡して、委細所役人より郡座へ申出る事、割付の地方は郷士年寄郡見廻より、百姓自作同然念を入れる様申附ける事、百姓手に及ばず、作人を取る時、代下りの内談するを禁止する事、藏入給地によらず、損地は見分し、起地となるべき所は、打起申附け、作人ばかりで起地困難の旨申出た時は、見合せを以て名中加勢とすべく、小高に過分の夫手間を要する所は、見賦して所役人より委細郡座へ申出るに於いては、詮議の上何分申渡すべく、其の心得あるべき事とある。猶ほ、打起日限は、其の後變更され、後年の同様の條書では、二月十五日を日限としてゐる。（註三六） 其の他、殿役及び領主方の使役のため、打起に支障を生ぜざる様注意し、かゝる場合、殿役座（人馬拵）或は領主方へ斷り、其の上にも達せざれば、郡方へ申出る事となつて居り、元祿十年正月付、檢使中宛、惣郡座覺、また文政四年六月付、郡方覺等同様である。（註三五）

打起檢者は立春前より出立し、種蒔まで開届けて歸り、郡方へ報告するが種

打起檢者

仕付草取検者

浙の時は、早中晩稻により遅速あるも、凡そ彼岸中と定められてゐた。<sup>(注二六)</sup>種漸に次いで、播種仕付となる。田地仕付も、早中晩稻苗立の程合により多少の遅速あるも、大概春田は夏至廿日前、夏田は同十日前の定であつた。即ち、芒種時分より仕付草取検者が巡廻し、<sup>(注二七)</sup>檢使の派遣なき場合には、所役が差引した。<sup>(注二八)</sup>仕付以下に當つて、檢者は其の所の耕作に老功の者を見合せ、各作人はそれに倣ふ事とし、麥田も刈取次第早速下拵仕付を命じた。<sup>(注二九)</sup>草取は仕付後十日頃から一番より六番まで七日目毎に行ひ、土用前に四番草取まで完了する等の規定もあり、<sup>(注三〇)</sup>また仕付草取共、女童まで作場へ出る様、據なく遅滞の者あらば、作與中より加勢申附け、領主方より百姓を使役し、作職疎略となると見及んだ時は、檢者より領主方へ引合せ、其の上達せざる時は、郡座へ申出る事とし、殿役について殿役座へ引合すも同様である。<sup>(注三一)</sup>田地仕付の時分、早魃のため畠作仕付を出願する事あり、其の場合は、灌水の手段を盡させた上、猶ほ困難の場所に限り、郡奉行は檢者立會の上之を許し、坪々書附け立會の檢者連印して郡座へ申出る規定で、但し、納租は田石上納とするといふ。<sup>(注三二)</sup>其の後、刈取米拵俵作まで、監督を受けるが、之は收納と同時にあり、次の節に説明する事とする。

早魃のため畠作仕付

肥料に関する指導

次に、肥料について云へば、殊に、惣郡座時代に彌養清雄等は、肥料の研究に努めたのであるが、夫に基いて指導を行つてゐる。<sup>(注三三)</sup>汾陽盛常呈書によれば、當時、惣郡座に於いては、肥屋馬屋小便溜、其の他肥料に念を入れる様、檢者より申渡し、其の通り諸所に於いて差引したので、諸百姓勝手となつたが、惣郡座廢止後、疎略となつたといふ。<sup>(注三四)</sup>其の後、明和九年正月の打起方檢者中宛、勝手方條書の郡奉行添書にも、肥料に関する一條があり、百姓は第一に肥料を格護するを要するにつき、馬屋肥屋小便溜、惡水溜は粗洩なきやう申渡すべしとあり、夫より後と思はれる仕付檢者中宛、郡奉行の覺にも同様、馬屋糞屋小便溜、惡水溜、塵溜等に就き命令し、且つ萬一此等を破損のまゝ、修補せざる者は沙汰に及ぶべきにつき、左様心得る様申渡すべしとある。また文政四年六月の郡方覺には、肥料の用意は特に注意すべく、田地仕付用のかしき等、所中近邊に不足の在所は、近郷便宜の場所より伐採する様命じてゐる。<sup>(注三五)</sup>此の如き人畜糞堆肥、燼灰の外、魚骨類を使用する舊慣も存し、殊に菜種子作に必要とされ、明和頃より多く使用したが、天保財政改革當時、黒岩政右衛門<sup>(藤次兵衛藤右衛門ともあり)</sup>の發起により、天保十四年、藩に於いて骨粉方を起し、牛馬鯨鯨等の骨粉の移入を計り、皆黒岩に委任し、

骨粉方

各郷に勸めた。即ち、近江彦根大坂を始め東海道北國・中國・四國對島壹岐九州各地より回漕し志布志内之浦知覽加世田川内出水等に其の倉庫を置き、初め一部資金を供して原價を以て配給したといふ。ために、菜種子一品でも二十萬石或は十五、六萬石も産するに至り、陸稻水稻の培養ともなつたといふ。〔注三六〕

〔注一〕 舊記雜錄後編卷五八 歴代制度卷二 薩明

日田賦雜微寫 島津國史卷二三

〔注二〕 舊記雜錄後編卷六六 薩明日田賦雜微寫

〔注三〕 舊記雜錄追録卷七 薩明日田賦雜微寫 鹿兒島藩租額事件

〔注四〕 薩明日田賦雜微寫

〔注五〕 舊記雜錄追録卷六六 薩明日田賦雜微寫

〔注六〕 舊記雜錄追録卷七 歴代制度卷二 薩明日田賦雜微寫 鹿兒島藩租額事件

〔注七〕 慶府御廻文拔書卷一 都城島津家文書

〔注八〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注九〕 歴代制度卷四〇下

〔注一〇〕 田租雜記

〔注一一〕 歴代制度卷一二上・四一下

〔注一二〕 薩明日田賦雜微寫

〔注一三〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注一四〕 薩明日田賦雜微寫 田租雜記

〔注一五〕 薩明日田賦雜微寫 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五 田租雜記 續舊記集 要用辨覽

〔注一六〕 薩明日田賦雜微寫 要用辨覽

〔注一七〕 薩明日田賦雜微寫 要用辨覽

〔注一八〕 薩明日田賦雜微寫 要用辨覽

〔注一九〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五 田租雜記

〔注二〇〕 續舊記集 要用辨覽

〔注二一〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五 田租

第五節 收納の方法

田方仕付終了と共に、夫々の田地の作人は一定し、其の納租額も豫定し得る事となる。仍て、作人帳を作り、名寄帳の坪毎に作人及び豫定納租額を記入する。田方正租收納手續は之より始まると見られる。作人帳の事は、正保二年十一月廿九日付、庄内高城倉岡暖宛、殿役所の覺に見え、即ち、兩外城給地の作人

作人帳

雜記 薩明日田賦雜微寫

〔注二二〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注二三〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一九 農業

法

〔注二四〕 地考升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒島藩租額事件

〔注二五〕 田租雜記 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注二六〕 薩藩舊記 薩藩政改革ニ係ル件書類及ビ調

所笑左衛門廣郷履歴概略



帳差出を督促してゐるが、之によれば當時、作人帳は暖より殿役所へ差出すもので、また田畠の内荒地川成諸損地は銘々書記す事とある。(註)後年の例規では、仕付草取検者が管掌し、年々初秋盆の頃に作り、歸宅の節、郡方へ差出した。(註)

更らに、其の後の作柄を見て、定代の田地で、定代可能と決すれば、所より夫々定代請狀を出すのである。元祿十一年七月十三日付、廻文では、藏入は其の與代官座給地は郡座へ宛て、菱刈真幸須木小林野尻高原高崎禰答院は八月二十日限り、其の他の外城は八月十日限り差出す事とあるが、夫より後年には藏入給地共に郡方へ差出し、且つ藏入地は有來り通り代官所へ差出す事とし、また期限も菱刈禰答院は八月十日限り、其の他は八月朔日限りとしてゐる。(註)

作柄不良で定代不能と見られた場合には、是より先き、作人より上見を願出る。以下後期の例規を主として記せば、上見願は庄屋在役を経て地方検者所役へ達し、右役々は先づ作人に糺し、作柄を調べ、定代可能と見れば、定代上納申附け、定代不能の分は、上見願を聞届け、上見終了まで刈取停止を命じ、定代請狀差出前に郡方へ申出る。但し請狀差出後と雖も、風水害等の場合には、上見の申請をなし得た。郡方では、勝手方へ届出て之を免許し、内見を申附ける。内

上見願

見には、郷土年寄、郡見廻筆算、蒔見、庄屋名主(初)等の所役名役が出張し、通常地方検者が立會ひ、坪々踏査し、作柄均等の場所毎に一坪の作高を吟味し、野取帳に書載せる。内見を了れば、所役より、給地は領主に掛合ひ、上見高を定めて、藏入給地別紙に上見證文を取揃へ、内見帳位並帳と共に郡奉行へ差出す。郡奉行が内見の結果により、各門を二斗代・一斗八・九升代等の位別に分け、一位毎に石高三分の一、門數三分の一の見當で再見すべき門(見分)を定める。再見には通常郡奉行が出張し、見聞役として藏方目附か、僅少の上見ならば、締方横目が附き、外に蒔見筆算が従つた。かくて先づ惣立毛を以て蒔見が有収を見定め、郡奉行は之を相當とすれば、蒔見をして名主に傳へしめ、名主亦承引すれば、夫で完了するが、名主が承引しなければ、直ちに坪刈して當糶を決定する。

上見高の賦課

上見再見が完了した見分門及び同位の見分廻門へは、夫々當糶の三分の二代を課す。見分門數個の場合には、夫等を取合せ、門高の割を以て代成を決する。即ち、高三十石の見分門の當糶三十俵、石にして十石五斗とすれば、米三石五斗の納となり、高一石に付一斗一升六合六勺七才代となる。更らに、之に對する口米、定代通り本高についての諸加徴米を賦課する外、上見についての役

役扶持米送人馬日用米として上見高一石に付三合を徴した。但し給地では、定代と上見代との差に上見高を掛け、之を定代三斗五升で割つて算出した所の引入高について、重出米を免除した。上見代成が定代を越すか、内見代の十部以上となつた時は、内見掛役々は差控を伺ひ、科銀科錢を命せられ、作人は代成が定代を越しても、其の通り課徴された。再見前の刈取に對しては、通常上中下々々田夫々一定の率で強目に刈跡の當糶を定め、代成を増加した。〔注五〕

天保財政改革當時、上見部下は非常に多く、天保十三年春、用人海老原清熙が大口等の實情を見て、上見廢止を上申し、齊興も之を家老調所廣郷に命じ、同年七月、調所は、歸國の途中、海老原清熙と共に川内より東郷宮之城鶴田會木羽月大口・本城・栗野・吉松・吉田・馬關田・加久藤・飯野・小林・横川・加治木等を巡視して、上見廢止の斷行を決したのである。當時、既に作柄も定まり、概して中以下と見え、上見を豫定してゐた郷も多く、上見廢止は極めて難事とされたが、調所は固く決意し、八月十日頃、鹿兒島歸着後に發令した。〔補説〕

〔補説〕 調所は上見廢止の上は、全納に至るまで、百姓が牛馬住家を賣り、或は雇傭に用ゐ、更らに心に掛けず、之が遂行を開した。但し、飢饉の備へを要すとし、密かに預貯金、太平次五郎をして、賄賂より七千石を輸し、川内に置いた。かくて、上見に

訓れた諸所及び不熟の郷々に注意して、全納を督促し、一村残らず全納せしめた。山川に置いた米七千石は一石も費やさず、用人二階堂行健等の琉球警備に赴く際、船の下荷として渡したといふ。猶ほ、上見廢止と同時に、起新改正、其の他の改革及び救済策を講じた事は既に記した如くである。

早稻地の收納

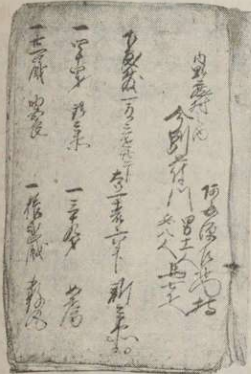
早稻地に於いては、早稻を見掛して三分の二上納を命じ、更らに、中稻晚稻を以て皆濟し、或は早稻三分の二、中稻四分通りとし、また晚稻を作らない場合は、中稻までを以て定代皆濟せしめる例規であつた。元祿十一年七月十三日付、吉田より會於郡までの變、役人郡見廻宛、郡座の廻文には、其の方法が見えて居り、其の後の例規も同様で、大體藏入給地共、初秋に郡見舞庄屋功才が地方檢者の立會を以て、或は所請なれば、所役々引受を以て見掛し、日限を以て三分の二上納を申渡した。藏入は、拵様も郷士年寄、憂郡見廻より監督し、下代差遣の時、直ちに納附せしめ、收納には、取納究檢者を派し、給地も遠方で、出物藏へ納附の時、時は同斷とし、同時に、早米を飯料等に使はぬ様監視したのである。また早稻地は上見高に入れず、上見の場合にも、檢者が見分付帳に引合せ、外書に立て、早稻地には定代を申附けた。〔注七〕蓋し、早稻地は二毛作に便宜ある故であらう。小麥地、即ち、米作地に小麥を裏作した時も、早稻地と同様上見高に入れられ

小麥地の收納

(表紙)



(巻首)



第五十圖 當納割付取納帳 (阿多鶴翁氏所藏) 萬治二年十一月九日 志布多阿源左衛門

なかつた。夫は麥作の跡は大抵米作不熟となる故であるともいふ。其の代り、麥作に對する賦課はなく、たゞ代の内を麥で納める事があつて、此の場合、代銀納で、値成は三町相場により年々に定めた。<sup>(注六)</sup> また見掛地及び見掛請代の地に就いては、定代請狀差出の期日までに、見掛地の旨を届出る事になつて居り、届出なき外城廻には、見掛地に對しても定代を申附けた。<sup>(注七)</sup>

取納には、初秋から取納究檢者が派せられた。檢者は便宜の場所に究座を置き、藏入給地共に郷士年寄、變役人郡見廻、庄屋と巡廻し、刈揚摺拵より取納までを指揮、監察した。時に取納究

取納究檢者

所究 皆濟日限

病者等の上納 遅滞者に對する 寄取納

檢者の巡廻を受けず、所役のみで責任を負つた場所もあり、之を所究と云つた。<sup>(注八)</sup> 年貢取納日限は古く一定してゐたと思はれ、明暦二年七月十六日付、家老町田久則の諸所、變郡見舞宛、廻文覺では、給地の取納、皆濟は霜月限りとし、緩急に於いては、未進、究衆が廻り、嚴しく沙汰するとし、元祿十一年十一月十八日付、吉田より踊まで、諸所、變役人郡見廻、郡座の廻文覺では、田方十一月廿日、畠方同廿九日を日限とし、日限に至り未進があれば、檢使を遣し、所究免許も取消すとある。<sup>(注九)</sup> 併し、後年には、所により作毛成熟の遅速に従ひ、郡奉行が決定した様である。皆濟日限を決定して後、檢者より日限通り皆濟を申附け、夫につき、藏入では下代證文を代官座<sup>(所代官)</sup>へ給地では領主證文を郡座<sup>(郡方)</sup>へ差出した。皆濟日限申渡と共に、取納究檢者及び郷士年寄、郡見廻、庄屋が手分けして、晝夜郷中村中を巡廻し、川端近邊等で、穂積の場所悪く、洪水の被害を蒙るが如き事なき様、作人中に注意し、毛上穂積を見究はめ、摺拵も夕方酉刻まで、働く様申附けて、監察し、更らに、千方摺拵、俵作の良否は、取納の際にも檢査し、種籾取について、<sup>(注一〇)</sup> 交物赤玉等なき様見届け、凶年と雖も之を取越すを禁じて監督した。<sup>(注一一)</sup> 病者、片輪者、其の他上納遅滞すると見えた者があれば、直ちに寄取納を申附

けた。即ち、作與中連帶上納を命じ、作與中で手に及ばない時には、村中作人へ割付け、特に、取納究檢者が詰めた。郷土寺社家町濱者人家來中宿等の下作する者に對しては、庄屋から糺し、郷土年寄郡見廻が監督した。<sup>(注三三)</sup> 取納に當つては、惣石高より早米を引き、日限までに十日廻りに割付け、或は之に二割増として、十日目每或は五日目毎に收納し、例へば、十一月廿日を皆濟日限とすれば、同月十日には皆濟としたのである。同時に、古未進拜借米等も取立てる。<sup>(注三四)</sup>

下代藏

かくて、藏入では下代藏給地では領主方へ輸納した。下代藏は諸所に置き、夫々に輸納する附近一帯の郷村を以て其の下代藏の名を冠する一與とした。下代藏の位置及び與分けには異動があつたが、後期には、左の如き與が存した。<sup>(注三五)</sup>

下代藏の與分け

- 内場 谷山與 穎娃與 山川與 蒲生與 眞幸與 國分與 福山與
- 大始良與 根占與 高須與 (外に、鹿兒島與小野與櫻島與)
- 西目外場 加世田與 伊集院與 伊作與 隈之城與 川内與 山崎與
- 菱刈與 祁答院與 阿久根與 出水與 長島與 上甕島與
- 下甕島與
- 東目外場 内之浦與 志布志與 肝付與 高山與

輸納の負擔

關 外 赤谷與 高岡與 綾與 次年與

輸納の距離については、萬治二年八月朔日の知行物定帳(同七月毎日、の規  
方規帳、按書同じ)の規定では、藏元まで十二里以内の運搬は百姓の負擔で、十二里以上には船貨駄賃を領主方より給し、船着宿賃逗留中及び途中宿泊の賄飯米等も領主の負擔とし、入作人の場合も同斷としてゐる。併し、十二里以上輸納を要する遠郷の給地等では、領主に代つて最寄の出物藏で收納し、受取書を以て皆濟する法があつた。また十二里以上輸納の場合の領主方から給する中途津畑及び宿泊等の賃用は、高三十石に付五、六升乃至一斗位であつた。<sup>(注三六)</sup>

請負上納

日限に上納不足の際、請負上納が行はれ、之は屢禁せられたが、下代庄屋等が相對に内分の手續をなし、追つて作人より納めさせるもので、適當の高利を附する事あり、百姓の難澁となつた。仍て、調所廣郷は其の改革の際、之を禁止したのである。<sup>(注三七)</sup> 給地に於いては、百姓は皆濟と共に領主から皆濟證文を受取り、之を檢者に差出した。明暦二年九月廿日付谷山より日置まで諸所變檢者宛、町田久昌新納久了の廻文に、百姓が皆濟前に内談を以て皆濟證文を受け、之を檢者に示す事ありと、之を禁じた條項がある。<sup>(注三八)</sup>

皆濟前には、特に百姓の行動を制限し、皆濟に支障なからしめんとした。正保二年十月十四日付の覺には、未納中、物詣行脚の者、百姓共傍輩親類中互の音信を禁すべしとあり、明暦二年七月十六日付、家老町田久則の廻文覺では、米の賣却、借銀借米の返濟、物詣祭禮の出入、互の寄合、嫁取の祝儀、家屋普請并に男女衣裳の新調、行脚の入村、掛錢掛米等を悉く禁止して居り、前後を通じて同様の禁令は屢見られる。<sup>(注一九)</sup>就中、商人に就いては、鹽油商人以外の商人の入村違反者を發見した者は、何人と雖も、其の商品を取揚げる事とし、檢使は之を改めて所役に通告し、商品の賣拂代銀は、檢使歸宅の節持參するが、百姓以下の發見者が直ちに檢者方へ申出た場合は、郷士年寄或は役人が糺明して、其の者に下附する事、他領商人に對しては、年貢皆濟前につき、商品を持參せざる様通告して歸還せしめ、猶ほ商品を持來る者は、庄屋所へ抑留し、早速届出る事としてゐる。また領主に對しても、皆濟前に、百姓を數日も使役するを禁じてゐる。<sup>(注二〇)</sup>百姓の田畠賣買はもとより禁制で、違犯者は賣手買手共に罪科に處せられたが、殊に納租皆濟のため賣地するを取締り、賣手は地方取放ち、作毛諸口押上げに取納申附ける事とし、また農具牛馬を賣拂つて皆濟するを禁じた。<sup>(注二一)</sup>

皆濟日限後には、未進究檢者が巡回して督促し、古く之を未進究衆と稱してゐる。正保二年十一月廿九日付、加治木より福山まで諸所暖宛、殿役所の廻文覺にも、藏入、給地共、近日、未進究衆が廻るべしとある。<sup>(注二二)</sup>翌三年十二月十四日の加久藤諸村當毛未進究帳によると、當時の未進督促の情況が詳しく知られる。即ち、未進分については、檢者が有米を糶及び穗積まで見届けて皆濟の見込をつけ、猶ほ有米不足の場合には、百姓の家族等を質人と定め、之を賣つて皆濟せしめる事としたのである。併し、此の如くして取立が苛酷となれば、作人が不足し、土地荒廢に及ぶ。是より先き、同年二月廿四日付、殿役奉行後醍院喜兵衛宛、加久藤暖四人の狀に、右の未進究帳にも見える諸村につき、其の弊を訴へ、同所永山村の内鎌、田政有知行地で、本人又は子供を召上げられ、其の跡は作人なく荒れ、下灰塚、横頭、永山百春の門々では、百姓疲れ果て、田地耕作の仕様なし等の事情を述べてゐる。<sup>(注二三)</sup>猶ほ、寛永廿一年八月七日の覺には、取納奉行を遣すは去年の如く、未進者は、簀卷申附けるとあり、正保二年十月十四日付の覺にも、未進氣儘致す者は、家老北郷久加へ申出で、代官より簀卷に行ふべしとあり、當時は、時々簀卷を行つた檢者もあつたといふ。<sup>(注二四)</sup>

百姓の滞納と  
所役の責任と

後年には、右の如く督責の苛酷なるを見ない様であるが、明暦二年九月廿日の廻文に百姓の滞納は、暖郡見廻庄屋の油断たるべく、厳しく沙汰すべしとある。<sup>〔註二〇〕</sup>かく所役の責任として皆納を期して居り、更らに之を強調した扶持米給與の規定も見られる。即ち享保十二年八月廿四日付、勝手方の達によれば、取納究暖の扶持米は、従前翌年二月廿九日以内に皆濟證文を出した分に給與し、其の以後の分には給與せず、爾後改めて十二月以内に皆濟證文を差出した時、勤日數の扶持米を給與し、正月以後は、據なき場合の外、給與せずといふ。<sup>〔註二一〕</sup>

其の後の規定では、藏入給地共、日限に未進あらば、郷士年寄郡見廻庄屋は、鹿兒島問屋へ差越して申譯し、詰中自飯送人馬は、作人中より出す事とし、未進申譯立たば、吟味の上、飯米は不納作人より出し、所により藏入古未進、即ち延納の申出止むを得ざる時は、十二月限り申出るを要すとし、或は下作の郷士寺社家町濱人家來等滞納の者は、鹿兒島へ當人を連れて差越し、詰中の賄は、與中より出す事として居る。また寛政十年三月、此等を改めて百姓は勿論、郷士寺社家町濱人家來未納の節は、取納方掛郷士年寄郡見廻等、鹿兒島問屋へ詰め、不納作人より往來送人馬を差立て、役々滞在日數五日まで自飯とし、以後不納作人よ

見掛地收納の  
例規

り出す事として居る。檢者及び掛郷士年寄の取納中扶持米についても、皆濟證文差出十二月以後に遅れる時は給せざるは前の規定の通りで、其の他、日限後檢者歸宅までは不納作人より出米を以て渡す事等の規定も見られる。<sup>〔註二二〕</sup>次に、見掛地に於ける收納の例規を見るに、見掛地では、定代請狀差出に際して、其の旨を届出るを要し、之を怠れば、定代を賦課された。見掛地に作付せず、放置した場合は、大概の見計らひを以て強目の掛口とし、但し、人口過少の勞在鹿倉捨り等で、安當<sup>害獸</sup>ある場合等は、別段の吟味とした。見掛地で見掛前に刈取る時は、上見の場合と同様の取扱とした。猶ほ、見掛所務三、四年平均を以て請代とする事もあつた。<sup>〔註二三〕</sup>

以上は田方の正租等收納手續の概略で、其の他各種目の貢納についても、勿論、一定の手續があつたが、次に、夫々收納月のみ列記すれば左の如くである。<sup>〔註二四〕</sup>

二月	粟代銀	七月	麥代	紅花	棕椶皮	銀代
三月	橙		織木綿	茶	菜種子	銀代
四月	新楮方免本楮		荏子	眞綿	唐苧	銀代
	楮代紙銀		楮方買入楮			

正租以外收納  
の月表

十月 麻苧

十一月 畠方限リ

十二月 用夫銀 織上代銀 上木

代銀橙の 炭薪代銀 大山

野納物 大豆 胡麻 漆  
榎子 樫實 木綿 蜜柑  
九年母 鮎川請銀 諸請  
銀 諸禮銀 諸役銀

〔注一〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二〕 要用辨覽 續舊記集 歴代制度卷五 薩藩

例規雜集卷一五 取納方ニ付仰渡帳寶曆八年 吉

利

〔注三〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注四〕 田租雜記

〔注五〕 薩隅日田賦雜徵寫 田租雜記 續舊記集

安政七年萬留 元治元年萬留 取納方ニ付仰渡帳

直筆見合御證文其外帳面調様筆書拔 歴代制度卷六

上 薩藩例規雜集卷二

〔注六〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原雅齋君御

取調書類草稿

〔注七〕 歴代制度卷五 薩隅日田賦雜徵寫 田租雜

記 安政七年萬留 元治元年萬留 取納方ニ付仰渡

帳 薩藩例規雜集一五・一九

〔注八〕 歴代制度卷六上 田租雜記 要用辨覽 續

舊記集

〔注九〕 薩隅日田賦雜徵寫 田租雜記

〔注一〇〕 歴代制度卷五 薩隅日田賦雜徵寫 薩藩例

規雜集卷一五 田租雜記

〔注一一〕 薩府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一二〕 歴代制度卷五 田租雜記 薩藩例規雜集卷

一九 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一三〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五・一九

田租雜記

〔注一四〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五 田租

雜記 取納方ニ付仰渡帳

〔注一五〕 直筆見合御證文其外帳面調様等書拔

〔注一六〕 薩府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

租税問答

〔注一七〕 元治元年萬留

〔注一八〕 歴代制度卷六上 薩隅日田賦雜徵寫

〔注一九〕 舊記雜錄追録卷一 薩隅日田賦雜徵寫 薩

府御廻文拔書卷一 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二〇〕 薩隅日田賦雜徵寫 田租雜記 薩藩例規雜

集卷一五 取納方ニ付仰渡帳

〔注二一〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一九 田租

雜記 取納方ニ付仰渡帳

〔注二二〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二三〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二四〕 舊記雜錄後編卷一〇一

〔注二五〕 舊記雜錄追録卷一 薩隅日田賦雜徵寫 地

考升田抄寫 田租雜記 租税問答 鹿兒島藩租額事

件

〔注二六〕 薩隅日田賦雜徵寫

〔注二七〕 歴代制度卷五 薩藩例規雜集卷一五

〔注二八〕 歴代制度卷六上 薩藩例規雜集卷一五 田

租雜記

〔注二九〕 直筆見合御證文其外帳面調様等書拔 安政

七年萬留 萬延元年八月萬留

〔注三〇〕 歴代制度卷六上

### 第六節 農作物の種類

藩領薩隅日三州は、元來、山地に比して平野に乏しく、農業、殊に水田耕作の便に恵まれると云ひ難い。而して、田畠の割合を見るに、古河古松軒は、西遊雜記に、畑方は七八分、田方は漸く二三分と記してゐる。尤も、之は旅行者の瞥見

地理的關係上  
畑方の多きこ

記に過ぎないが、田方畑方等の面積石高を、寛永萬治享保三度の内檢の結果について見れば、左の如くである。

田方畑方の面積・石高表

寛永内檢 (慶安五年卒を含む)	面積			積計	石高			鹽漬高	計
	田	畑	屋敷		田高	畑高	上木高		
大 摩	二、三三六町	八、三三町	一、五〇町	三、一三町	二、二二石	四、〇三石	七、五石	一石	三、五八石
日向諸縣郡	八、二三四町	八、九四六町	一、二二六町	一八、八八五町	一、五三三石	三、〇〇五石	四、五三石	三〇	一、五七〇石
大 隅	五、八八九町	五、一〇四町	七、七六町	二、五六五町	一、〇七三石	二、〇〇五石	四、〇	一	二、五七〇石
日向諸縣郡	二、五、八三三町	二、七、〇〇四町	三、三、三〇六町	五、二、〇〇四町	四、七、五三三石	六、三、三〇〇石	一、三、九九九石	一、一、三五五石	五、七、二、〇八八石
萬治内檢	一四、八八六町	九、六四四町	一、〇二五町	二五、五五六町	三、三、二一六石	四、一、一六六石	七、六六石	七、三三石	二七、一、五七三石
薩 摩	九、七六六町	一〇、六九九町	一、五三三町	二一、九九九町	三、八、六六六石	四、九、二二四石	四、四一石	二、三、三九石	三、八、一、五七〇石
大 隅	七、三二六町	六、一八一町	一、三三〇町	一四、八三四町	二、一、九四九石	三、〇、四八六石	三、五、七七七石	一	二、三、三九石
日向諸縣郡	三、八三三町	二、四四五町	三、八六六町	一〇、一四五町	五、三、六六六石	一〇、一、八七七石	一、六、五五五石	一、〇〇一石	六、九、三、七七七石
計				(外に鹽漬一〇〇一、〇〇一)					
享保内檢				三三、五五六町	二、五、二二九石	五、九、九九九石	三五五石	八、〇〇一石	(内、大山野高七、三三三石)

右表の内、計算合せざる處あり、また諸書數字に相違あり。  
 即ち、面積については、田方が畑方より稍大なるに過ぎず、就中、大隅に於いては、寧ろ畑方が上位にある。但し、之は萬治内檢までの情勢で、其の後の新田開發及び灌漑工事の結果、大隅に於いても、田方の面積は畑方を凌駕したと思はれる。他方、石高の上では、田高は常に畑高を遙かに超してゐる。面積と石高とのかゝる關係について、天保九年の薩摩國巡檢使書上に、畑方は山野の瘠地を開發したものの故と説明してゐる。併し、當時全國一般の田畑比率から見れば、薩藩領は畑方多き特殊に屬する。古河古松軒の記す處は、誇大に過ぎてはゐるが、或る程度此の特殊性を指摘してゐると考へられる。

此の如き耕地關係から、農作物は主として水田に作る米を第一としたのは勿論であるが、畠及び水田裏作の雜穀甘藷等の作も極めて重要であつた。雜穀には麥・粟・大豆・稗・蔗等で、甘藷と共に農家の常食とし、また麥・大豆・甘藷の如き

新田開發により田方の増加

主要の食料作物



眞米と赤米

は味噌醬油或は焼酎醸造用として必需品であつた。其の他、蔬菜、菜種、子綿、藍麻等の作があり、其の間に上木高に屬する如き各種植木を植栽したのである。米には眞赤の別があるが、眞米とは普通の米で、赤米は野米、野良米とぼし米とも稱する粗米で、蕪田、棚田の下々田等に作られる。赤米は早熟であるが、收穫少く、製米にも特別の手續を要し、當時下層の食用に供されたのである。<sup>(註三)</sup>慶長寛永等の内檢に於いても、眞米地、赤米地の區別を立て、居り、納租に當つては、赤米地よりは赤米を以て納めるを認めた様であるが、眞米作付可能な場所では必らず眞米を作らせ、眞米地を故なく赤米地とするを許さなかつた。<sup>(註四)</sup>米産額は、大略五十萬石前後と推量される。藏米の上方仕登は、古くより行はれたが、品質は悪く、享保十年八月、大坂に於いて、各國藏米の最低價を公定した際にも、薩摩米は下米の内に定められてゐる。<sup>(註五)</sup>併し、先きの各節に見た如く、當時の農政施設は米作を中心とし、米作の維持改良に努め、就中、禰寝清雄の改良策、また天保財政改革中の諸施設は、相當の實績を收めたのである。麥は冬の作物で多く、裏作としたが、元來、麥の仕付には、坪付帳に作人の田畠、作職高付を添へて出願し、郡方の免證文を受けるを要し、田方へ仕付ける事は、

麥作

米の産額

麥作の獎勵

畠方不足の場所以外、之を許されなかつたが、後に飯料不足を補ふため、麥作を獎勵する様になつた。殊に、調所廣郷は、天保十四年頃より、麥作が他領に比し甚だしく劣り、不作の時は飯料不足を來たすとして、麥作の獎勵を達し、且つ、麥の仕付方のため、秋收後百姓に手隙を與へるを要すと、納租事務の敏活を計り、藏々取納方書役等には、未明より出勤する様、納租のため、百姓に數泊の時日を空費せしめる事なき様命じ、仕付督勵については、受持郡奉行詰地方檢者所役に命じ、郡奉行は他の事務を餘人に渡し、村々を巡廻して、取納方催促の次には、麥作仕付方について、地方檢者所役を指揮し、残らず仕付けさせる事と達して居り、郷村別に仕付反別を趣法方用掛に報告させた。<sup>(註六)</sup>弘化三年十月、海老原清熙が鹿兒島より蒲生筋菱刈表を経て、出水米之津に至る諸郷を巡り、田畠過半、麥地を拵へざるを視、十月中又は十一月中旬までに仕付けるべく、同年は田方豊作ながら、畠作は過半風損勝故、飯料差支の場所もあらんと戒め、麥作を督勵し、仕付反別報告は十二月中たるべしと達した。<sup>(註七)</sup>更らに刈上に至つても、時季を定めた様で、大小麥出來高を檢者より趣法方へ届出させたのである。<sup>(註八)</sup>次に、甘藷は元祿寶永頃から普及し、元來、琉球から傳來したものと思はれる。<sup>(註九)</sup>

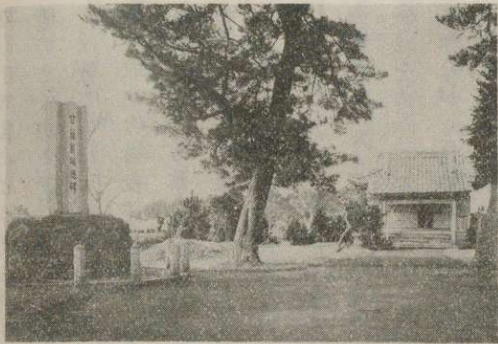
甘藷の傳來

琉球では、慶長二年明の萬曆廿五年に、宮古の砂川親雲旨屋長眞氏が支那に漂到し、歸國の際之を傳へて同島に流布し、また同十二年野國總管も支那より之を傳へ、儀間

親雲上真常衛麻平が求め受けて流布したといふ。（註一〇）英人アダムス（William Adams）も元和

元年、琉球に之を得て平戸に持歸つてゐる。夫より薩摩に傳來の事實は判然しないが、既に、宮崎安貞が元祿九年の著なる農業全書、其の他元祿中の編著なる大和本草、和漢三才圖會に、以前より薩摩及び長崎に甘藷を作ると見えてゐる。此の當時、種子島久基時伊は琉球人に甘藷を求め、元祿十一年三月、中山王尙貞より其の一籠を贈られた。仍て、家臣西村時乗に栽培を命じ、西村は更に種子島下石寺の牧瀬休右衛門をして

種子島久基



（町川山）碑徳頌翁諸甘及び祖神光徳 圖六十第

種子島に於ける甘藷試作

試作せしめたといふ。

また夫より後れて、山川の人前田利右衛門は琉球に航

前田利右衛門

し、寶永二年、甘藷の種子を齎し、之を郷里に傳播したといふ。同四年七月彼は歿し、甘藷翁或は蕃薯翁の稱があり、今山川町の徳光神社に合祀されてゐる。種子島久基及び前田利右衛門より先き、薩摩に甘藷作を見たとしても、其の普及の功は兩人に屬するとすべきであらう。此の甘藷普及のため、享保中の凶荒にも、他領と異り、飢饉の災害は僅少に留まつたと云ひ、其の後、農家常食、燒酎原料として廣く作られたのである。

〔補説〕 成形圖説卷二〇には、慶長元和頃、呂宋より坊津へ甘藷を舶載したとある。

菜種子

以上は、主要の食料作物であるが、其の他、燈油原料なる菜種子は、上方仕登も多く、一の國産であつた。主要産地は、薩摩大隅兩半島南部地方の様で、此の地方と思はれる七郷では、前に記した如く、畑方貢租に菜種子を以てするを許された。かゝる貢納菜種の量は、例へば、享保十九年に於いて、七千六百二十七石、内帖佐與二千七十四石、五萬石方千三百四十八石、表方四千二百三石で、諸公用に充て、また過半は城下三町を始め、加治木市來、伊集院等の油屋に拂下げた。其の外の作得分について、惣買入とした事もあり、安永四年四月、寛政四年閏二月等に其の令が發せられてゐるが、常に行はれた制度ではない様で、通常領内

茶種子の他領  
田取締

賣買領外移出共に許され、幕府の定める處により大坂等へ送つたと見られる。其の間、天明八年三月の達で、爾今年々三月より十月まで茶種子の他領出を禁じ、此の限月内領内賣買は勝手次第とし、鹿兒島及び諸郷油屋等も限月内に年中不足なき様相對買入れる事とし、限月中他領拔出を嚴重取締り、限月外の十一月より翌年二月までの他領出に諸郷では締方横目所横目が積入に立會ひ、繩張封印し、鹿兒島では掛横目藏方目附の内より積入方見分して同じく改め、夫々津口番所へ遣し、番所では送狀引合せに改め、封印を解いて出帆せしめ、且つ石高及び運上銀收納高を月毎に勝手方へ届出る事としてゐる。同六月、知覽、頼娃より、此の制度を不便として訴出たが、之は當時の茶種子作の事情を語つて居り、其の趣は大體次の如くである。茶種子作は他の作と異り、専ら馬骨、其の他鯖鱈の肥料を要し、此等は地賣船が他領より買下し、過半は作人へ前渡し、翌年の作得茶種子を以て受取る仕組であつた。従つて三月より十月まで他領出停止の法では、油屋も買入方を急がず、賣船入込の見込も相違し、買値は低下し、肥料も行渡らず、作人の迷惑となり、不熟をも來すを以て、四五月刈取の際より他領出を許され度いといふのである。仍て翌年四月、茶種子の納期は

天保財政改革  
と茶種子の改良・増産

大坂仕登茶種  
子の表

七月なるを以て八月より他領出を許し、知覽は私領なれば特に試みとして五月より他領出を許す事と達した。其の後、文化三年五月の達でも、當時、三月より七月まで他領出を停止し、八月より翌年二月まで之を許すとある。（註一四）

天保財政改革の際には、天保三年より茶種子の改良増産に着手し、即ち骨粉肥料の配給に努めた結果、産額は二十萬石或は十五萬石に増加し、また改革前には土砂交りの下品が多かつたので、收納拵方に注意し、米と同様唐箕千石通しを使用せしめ、俵作についても、叭を米俵の様に作り、之に紙袋を入れて、洩捨りを防ぎ、同六年頃までに改良に成功した。容量も改革前には一俵三斗二、三升であつたが、同七、八年には三斗七升、同九、十年には三斗八升とした。かくして、指宿、山川、頼娃、兩根、占田、代佐、多等から多量に出荷し、賣價も全國第一となり、大坂の油屋も擧げて之を望むに至つたといふ。（註一五） 御改革取扱向御届手控によれば、改革前後に於ける茶種子の大坂仕登高及び賣價は左の如くである。

年次	仕登高	一石付價銀	年次	仕登高	一石付價銀
文政三乃至十二年平均	三、二七五、六二四 <small>石</small>	六、二二八 <small>匁</small>	天保元年	四、一五二、九一九 <small>石</small>	五、七、六三二 <small>匁</small>

天保二年	三、七二六・四	六六・一九九	天保七年	四、〇〇〇	一一・五八二
同三年	四、〇〇〇	七七・三四	同八年	四、〇〇〇	一〇八・九〇五
同四年	四、〇〇〇・六四	九二・六九四	同九年	四、〇二一・四四	九六・一八四
同五年	四、〇〇〇	一〇二・一八一	同十年	四、〇〇〇	九四・一五五
同六年	四、〇〇〇	一〇〇・八四五	天保三年平均	四、〇〇二・七六	九七・九八六

煙草

煙草の傳來

幕府の禁煙と

次に、煙草は薩摩煙草或は國分煙草の名があり、當時著名の國産であつた。煙草栽培の創始は、恐らく慶長年間の事で、傳へによると、慶長十一年大隅國分梅木の衆中服部宗重が、同村宇新城方面の煙草の頗る香氣あり、地質の煙草に適するを覺り、義久の許可を得て、一段歩の地に試作し、好結果を得、其の後、義久より煙草奉行を命ぜられ、各地に栽培法を傳へたといふ。(注六) また伊地知大膳覺書に、煙草は南蠻國より弘まつたものと、長崎より始まつたものとあり、國分等で喫煙は、慶長十四年戊申(但し戊申は慶長十三年に當る)に、長崎より齋來したに始まるとある。出水でも、煙草栽培は慶長年間に始まると傳へ、指宿でも、同様傳へてゐる。(注七) 當時、喫煙の風は全國に流行しつゝあり、幕府は之が禁制方針を採り、慶長十四年五月十七年及び元和元年二年等屢禁令を發して居り、薩藩でも禁制を布いて

薩藩に於ける喫煙取締

煙草の栽培賣買の禁止

わたが、喫煙は止まなかつた様である。舊傳、記帳には、義久は國分國分に居住の時、義弘が遠眼鏡で喫煙者を見附け等した事を窺つたといふ話が見えて居り、伊地知大膳覺書には、殊に大身達は喫煙法度を申渡され、正八幡宮其の他の神前に神水を飲んで誓ひ、また横目等より喫煙の披露があれば、上下輩共に厳しく成敗を受ける定であつたが、喫煙は古手疵に効能ありといひ、隠れて喫む者もあり、伊地知大膳も其の一人で、横目に發見されたが、義久は彼の戦功を以て其の罪を問はなかつたと見えてゐる。元和元年二月廿七日付、義弘宛宛家久の狀によれば、喫煙は幕府の法度故、喫煙者の知行を沒して取締るべき處、頭立つ者、就中、十男正勝、比志、島國貞等も喫む由で、即ち、其の取調を求めて居り、また參勤供衆には、喫煙禁止を申渡したにつき、隠れ喫む者は嚴重處罰する事を記してゐる。六月廿八日付、義弘は家久に宛て、當時伏見に於いて煙草甚だしく流行の由であるが、供衆歴々等は神文の上なれば、申すに及ばず、小者人足以下も、疎略に心得て喫む時は、其の科遁れずと、よく申聞かせるべしと達してゐる。(注八) 猶ほ、幕府は喫煙と共に煙草の栽培賣買をも禁じ、慶長十七年八月六日の條、元和元年六月廿八日の老中奉書にも、其の旨を記してゐる。此の六月廿八

禁制を緩めて  
煙草作を許す

日の奉書に關する閏六月廿五日付家久宛義弘の狀によれば、領内の禁制は嚴重であるが、求麻より商人の煙草を持來る者ありと、猿渡信元及び長壽院を遣し、相良氏に停止方を申入れたといふ。<sup>(注一五)</sup> 寛永元年十二月八日の家久袖判の書にも、士町人によらず煙草停止の一條がある。<sup>(注一六)</sup> 其の後幕府は禁制を緩め、本田畑以外に煙草を作るを許すに至つたが、藩内でも同様であらう。かくて地質の適する處から殊に國分地方に名品を出し、國産の稱を得たのである。

煙草の産地

國分煙草  
上方市場の薩  
摩煙草は多く  
大開産

三國名勝圖會によれば、煙草産地は薩摩では、吉田入來、東郷出水喜入、今和泉、指宿、穎娃、大隅では、國分清水敷、根財部、福山、加治木、帖佐、日當山、櫻島、小根、占佐、多日向、諸縣郡では、小林、綾倉岡の諸郷であつた。就中、國分産は海内第一とし、支那に於いても之を賞したといふ。五所八所十二所の品位あり、車田、伊勢ヶ屋敷、砂走、龍王、武元の五所を最上品とし、之に三所を加へて八所とし、更らに四所を加へて十二所とし、夫々地名を以て銘とするのである。此等の種も郷内他所に植ゑれば、必らず氣味劣るといふ。國分煙草は、天明年間始めて商人が之を大坂等に出し、許多の利益を得たと傳へ、薩摩煙草が上方市場に出たのは此の頃に始まり、また國分煙草に代表されるが、多く大開産であつたと思はれる。

國分近隣の諸郷も亦佳品を産し、清水諸村の産には上中下の品位があり、修理田<sup>(弟子丸村)</sup>、東之上<sup>(郡甲村)</sup>、砂子田<sup>(榑木村)</sup>を上品とし、修理田、東之上は國分の伊勢ヶ屋敷に類し、砂子田は同じく砂走に類し、或は之に勝り、次に本松五反田<sup>(共子丸村)</sup>を中品とし、國分の龍王、武元と並ぶといふ。上中下共に國分産より風味溫和で、上方に於いて國分産よりも却つて賞美したといふ。敷根産も國分五所八所に類する上品で、羽白源ヶ嶋等の名品があり、加治木では木田村、段土村の産を名品とした。其の他、帖佐、日當山の産も佳品であつたといふ。また垂水の産は葉形厚きに失し、上方の嗜好に適せず、廉價であつた。<sup>(注一七)</sup>

出水産の煙草

薩摩では、出水産が國分産に次ぐとして珍重され、五所八所の名もあり、五所の内霧降、渡瀬口を最上とし、餘は松坂市之森、櫻馬場である。<sup>(注一八)</sup> 併し、明治卅三年七月、出水郡より縣に提出したものに、よれば、藩政時代には出水、武本の郷士が之を栽培し、自家用としたものゝ如く、當時其の栽培は難事とされ、栽培の方法を知るもの少く、一般農家は勿論、其の他の地所に於いては之を栽培したのを聞かず、其の盛行は明治初年以來であるといふ。<sup>(注一九)</sup> 次に、指宿諸村では、文化、文政頃までは、年産額二、三十萬斤に及んだといひ、就中、十二町村の砂地を適地とし、

指宿産の煙草

同村産を最とした。指宿産の他産に勝るは終夜喫ふとも舌を痛めず、煙氣多く、火の燃えよきにあり、氣味よく廉價のため、中産の家に最も好まれ、指宿の人は國分産に次ぐとして誇つた。指宿の隣郷今和泉、頼娃の産も、指宿産に似てゐた。<sup>〔注三四〕</sup>猶ほ、薩摩吉田産の内佐多之浦村産は多く上方へ出たといふ。<sup>〔注三五〕</sup>

茶は上木高に入るもので、特に國産と稱するに及ばなかつたが、時に改良増植が計畫され、都城産を始め稍見るべきものがあつた。島津久通は宇治の茶實を取寄せ、茶園を仕立てたといひ、<sup>〔注三六〕</sup>其の後、綱貴は山口重治の案を用ひ、荒地に茶を植栽せしめ、初め貢租を免除して奨勵し、漸く繁殖を見たが、免除を撤したので、又植ゑるものが絶えたといふ。<sup>〔注三七〕</sup>重豪も、文化九年、江戸近郊大崎大井白金の別墅に茶園を作らせ、宇治より好種を得て栽培し、曾槃等が之に與つたといふ。<sup>〔注三八〕</sup>國許の産茶に如何程影響があつたか明らかでない。

さて、領内茶産地としては、都城を最上とした。即ち、海岸より遠く、霧島山麓に在つて、溪谷多く、雲霧常に深き地形氣象が茶の栽培に適するといひ、都城茶と稱して賞玩され、多く城下に出した。蒸茶の製式は家々に傳へる異方あり、夫々銘品とするといふ。<sup>〔注三九〕</sup>次に阿久根茶あり、其の茶園は海岸を距る三里程の

茶

重豪と茶

茶の産地  
都城茶と阿久根茶

吉松産の茶

山下に在つた。初め寶曆明和頃、同地大同寺の住僧芳圓が宇治興聖寺に寓居し、宇治茶の製法を受けて歸り、安永中、郷士松下三右衛門、小木原郷太夫、白濱平六が夫を傳習して頗る練熟し、文政八年以降、右三人の子共に宇治に赴き、更に習ひ、藩公用の茶を調へるに及び、遂に名産となり、品位宇治に劣らず、末茶葉茶共に産すといふ。<sup>〔注四〇〕</sup>吉松産も由來古く、口碑によれば、往昔、吉松村般若寺の開山住持が宇治より下山し、寺内へ茶樹を植ゑ、製茶を門徒に傳授したに始まり、藩の奨勵あつて大いに進歩したといふ。<sup>〔注四一〕</sup>同地の地質は茶樹に適し、自然生さへあり、産額多く、名品を産した。<sup>〔注四二〕</sup>末吉羽月産も上品とし、猶ほ薩摩では、東郷出水長島、大隅では、清水、財部、踊栗野、吉松、小根、占大根、占佐多、日向諸縣郡では、加久藤、眞幸、小林等にも茶を産した。<sup>〔注四三〕</sup>

其の他、麻藍等、或は上木高に入る楮楮等については、夫々の製造産業と共に、別章に記す事とし、また後年、甘蔗作も行はれたが、之も後節に譲る事とする。

〔注一〕 鹿兒島誌 薩摩國巡檢使書上(天保九年)

〔注二〕 田租雜記 地考升田抄寫 鹿兒島藩租額事

件 大御支配次第帳 西藩田租考卷下

〔注三〕 上田強氏著日向經濟史雜考

〔注四〕 薩摩日田賦雜徵寫

〔注五〕 歷代制度卷八 大阪市史卷一

- 〔注六〕 田租雜記 安政七年萬留 元治元年萬留
- 〔注七〕 直筆見合御證文其外帳面調標等書拔
- 〔注八〕 要用辨覽 續舊記集
- 〔注九〕 長眞氏家譜正統記
- 〔注一〇〕 南聘紀考卷人 琉陽卷四 琉球國舊記
- 〔注一一〕 ロックス日記(Jary of Richard Cook)
- 〔注一二〕 種子島家文書 種子島家々譜 三國名勝圖會卷二二 日本甘藷栽培初地之碑(西之表町) 西村時彦氏著南島傳功傳
- 〔注一三〕 成形圖說卷二二 三國名勝圖會卷二二 島津國史卷三〇
- 〔注一四〕 歴代制度卷八 薩藩例規雜集卷一九
- 〔注一五〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 御改革取扱向御届手控
- 〔注一六〕 青江秀氏編薩陽燧草錄 鹿兒島縣農事調査沿革四
- 〔注一七〕 縣廳記録農第三五號(明治廿三年) 鹿兒島縣農事調査沿革四
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷七一 島津國史卷二四
- 〔注一九〕 歴代制度卷一 舊記雜錄後編卷七一 島津國史卷二四
- 〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二一〕 三國名勝圖會卷三二・三五・三七・三八 鹿兒島縣農事調査沿革四
- 〔注二二〕 三國名勝圖會卷一六
- 〔注二三〕 縣廳記録農第三五號
- 〔注二四〕 三國名勝圖會卷二一・二四 鹿兒島縣農事調査沿革四
- 〔注二五〕 三國名勝圖會卷七
- 〔注二六〕 差杉來由私考 歴代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一八
- 〔注二七〕 島津國史卷二八
- 〔注二八〕 仰聖節錄卷上
- 〔注二九〕 三國名勝圖會卷五九
- 〔注三〇〕 三國名勝圖會卷一五 阿久根教育會編阿久根町郷土誌
- 〔注三一〕 鹿兒島縣農事調査沿革四

〔注三二〕 三國名勝圖會卷四一

〔注三三〕 三國名勝圖會各卷

第七節 道之島の農政

諸郷と異なる道之島の農政  
與人と田地與

間切横目

竹木横目

道之島の農政は薩隅日諸郷と相違する點が多かつた。其の事に當つたのは代官以下の詰役及び島役で、代官が指揮し、與人以下の島役が夫々の分擔に從つた。大島では、與人が間切方の頭役として夫々管内の作職貢租夫仕等萬般を差圖し、また田地與人があり、之は、享保八年十月、田畑佐文仁が與人同格を以て、新田方一篇の勤を命せられたに始まり、南島雜話<sup>二</sup>にも、當時、島中に田地與人兩人とある。間切横目が與人補佐役及び間切中目附役として諸事に當つた外、田地横目は田地配當作職貢租の監督、或は用水掛溝筋破損修補に關する夫役等の事に當り、黍横目は、甘藷の植付手入施肥取入より製糖樽拵船積まで取締つたのである。更らに、竹木横目は山林取締、殊に砂糖樽用竹木に注意し、津口横目は船舶出入を改め、不正品を検索する役で、殊に砂糖の抜荷を取締つた。各村の掟功才は諸郷の庄屋功才<sup>主</sup>の役に當り、また居番は、村の大小により一兩人の村民が輪番に夫役を以て勤め、夫仕の觸番村役の小使役である。

## 土地割替法

此等は各島共大體同様で、農事監督等は内地より一層嚴重に行はれた。(註)

## 大島の高配當

土地制度にも特殊なる點があり、就中大島喜界島では、高配當なる土地割替法が見られる。此の制度で、配當高とするのは、現高なる謂はゆる田畠高で、耨掛と稱した様である。配當は島民の合議により自治的に行ふものといひ、田地横目が之を監督したと思はれる。配當法は、大島喜界島夫々多少異なるが、大島について記せば、配當を受ける者即ち高取人員は、現用夫・元掟元・黍見廻・元竹木見廻・元功才・掟格川見廻・井堰見廻・病養暇上國者及び現元與人間切横目與人格間切横目格夫々の嫡子、即ち出物用夫全體、其の他に黍横目以下津口横目竹木横目等の島役を含み、此の内手足不具のため半現夫を勤める者は半人分の高を受け、功才は高取人員外であるが、請願止むを得ざる時は特に半人分を配當される習慣であつた。島中地域毎に先づ村に對し人数に應じて配當し、更らに、各人等分に配當するのである。即ち、大島十三方の内古來一定の組合があり、名瀬方十村に於いて、大熊浦上有屋中勝伊津部金久朝仁の七村を一組、北宿知名瀬根瀬部の三村を一組とするが如く、その地形の近隣接壤する者を以て組合せ、組内で高配當を爲すのである。従つて、組により人別の配當高を異

高配當につき  
村の組合喜界島の高配  
當

にする譯である。各人配當高を家内人数に乗じたものが各戸の受取高であるが、土地は大略上中下三等に分ち、各戸には適宜數所に於いて配當するのである。また村内に於いては、年々人員の變動に應じて割替を行ひ、之を高割と稱した。喜界島では、四、五年乃至七、八年毎に、各村人員の變動に應じ、各村毎に行つたもの、如く、方法も村により異り、或は十五歳乃至六十歳男女、十五歳以下男女六十一歳以上男女に夫々一石八斗七斗五升づゝ配當し、或は十五歳乃至六十歳男女に七斗を配當し、殘高を十五歳以下六十一歳以上に割賦し、例へば、一人分五斗五升餘とするが如き方法があつたといふ。

配當高以外の  
土地種目

大島では、配當高から除外されたのは、黍地・永作地・屋敷地である。享保年鑑以後新開高も配當高から除外されたといひ、此等の土地を耨掛に對し大豆掛と稱したともいふ。併し、此等の名目には判然としない所があり、各島村法によれば、黍地は畑地で、元來確定の持主ありとし、永作地は、享保檢地の際、自費を以て水田を開墾し、其の業過半に至るの類で、永作地の證書を下附されたものといひ、また享保年鑑以後新開高は、享保内檢以後に開墾したものとしてゐる。猶ほ、笠利間切では、古島新仕明高試仕明昌共に見掛地とし、五分の三は大麥、五



永作地

郷士高

野呂久米の禁  
忌地  
富裕島民の作  
場

分の二は小麦で納めたのを享保十三年より、高百八十三石を麥石四斗五升定代としたといふ。高とは此の高をいふ様で黍地も同じであらう。永作地は諸郷の永作地と大差ない様で、享保十三年十二月十五日の大島規模帳によれば、大山野の内、自費を以て開き、作人の願出により免許するといふ。此の外に郷士高があり、南島雜話二卷によれば、龍郷々士格龍佐運高十二石餘、西方郷士格芝實統高十三石餘の二株であるといふ。大山野は諸郷の大山野と同様と思はれる。即ち、薪炭藪草を採取し、且つ山野作を許された。但し、大山野には野呂久米の禁忌地が相當にあつたといふ。(註三)高配當が行はれたにも拘はらず、島役等の一部の富裕島民が廣大な作場を持ち、時に數間切に互り諸所に作場を持つ事があつた。彼等は配當高から除外される土地を開墾或は賣買等によつて占有するに至つたと思はれる。此等の土地は、多く家人によつて耕作されたのである。従つて農業經營の上から見ると、配當高のみによる一般百姓の經營と家人所有者の經營とが存した事が注目される。(註三)大島喜界島以外については明らかでないが、恐らく或る種の土地割替法が行はれた事と思はれる。猶ほ、永作地大山野等の土地種目は諸島共同様である。

道之島の貢租  
大島の年貢代  
成喜界島等の年  
貢代成

道之島では貢租も諸郷と率を異にし、享保十三年十二月十五日の大島物定帳等によれば、同島の代成は田畠現高一石に付三斗二升代、口入あり、其の他、高麥四斗五升代、鹽濱高三斗五升代とし、また上見の時は見掛三ヶ二といふ。(註四)新開田畠も、年限中作取及び見掛とする規定があつた。大島規模帳には古荒起地及び新仕明に努める様命じ、其のための用夫使役には、一日までは飯米を出さず、二日に及べば一日飯米五合を給し、遠方より差越し、數日詰めた時は吟味の上、飯米七合五勺を給する事と規定して居る。かくして開いた土地の仕明年貢は、新溝により水増位増の田坪は、新開の年より見掛とし、三年目に竿入して、其の年より定代とし、畠田成は二年作取、三年目に竿入して、其の年より定代とし、大山野新仕明、古荒地開立は三年作取、三年目竿入、四年目より定代とし、また永作地も、通常大山野新仕明等と同じ取扱としてゐる。山野作については、物定帳によれば、與人見掛十部二の納とし、現地を疎略にして山野作すると思はれる時は、三部二の納とするといふ。また大山野納があり、雜科輯録によれば、島中用夫へ割合收納するといふ。大島以外の各島では、島毎に多少の差がある。現高の正租のみについて記せば、喜界島では、同島物定帳に三斗五升代

役米・賦米

尺筵等の納物  
及び夫役

口入とあるか、猶ほ、九升二合代口入或は一斗代とするものもある。また歴代制度四卷一によれば、徳之島では二斗五升四合代、沖永良部島與論島では共に三斗代とあるが、他に、三島共一斗代とし、或は沖永良部島三斗代與論島一斗二升代とするものもある。（注六）大島徳之島共、役米賦米は夫々一升起口入一升五合起とし、他の諸島も同様と思はれる。（注七）

馬尾  
鶏尾

此等の外、節禮尺筵、夫錢尺筵以下の各種納物及び夫役も各島共略同様である。以下其の一例として大島について記すに、寛永十五年十月五日付、大島收納奉行宛の條書によれば、高千石に付節禮尺筵、夫錢尺筵、夫々六十枚であるが、其の後、増額となり、享保十三年の物定帳等では、高千石に付節禮尺筵百枚、夫錢尺筵二百枚、共に運賃此の内となつてゐる。牛馬出物も筵で納め、寛永十五年の條書にも、牛馬二疋に付年中尺筵一枚とあり、其の後、物定帳では此の外に牛馬百疋に付重五枚と定め、同じく運賃は此の内とする。更らに馬一疋に付兩年一度馬尾二十一匁の納あり、馬尾百匁に付代下芭蕉苧一貫百二十匁とし、鶏尾の定納もあつた。また三度狩夫代として、用夫一人に下芭蕉三斤、笠利間切では、糶に二斤、春秋二度狩夫代として、一人分米四升起或は代銀一匁二分代下

棕櫚と黒津久

上木高の納

楡實

檜子

夜光貝鹽漬

芭蕉六斤代尺筵二枚の課徴があつた。棕櫚黒津久（注八）には、立木數による納皮があり、棕櫚については、寛永十五年十月五日の條書にも、一本に付一ヶ月納皮一枚とあり、爾後も引續き同率とし、享保十三年の物定帳では、棕櫚一本に付年中納皮十二枚、閏年は十三枚とある。黒津久の納は、物定帳の規定で、一本に付皮二十匁である。其の他、上木高の納として、芭蕉地一段納芭蕉三貫二百匁室蘭田一段納筵十五枚、桑一本納綿三匁、唐苧島一畝納苧三百三十匁（一斤代筵三枚、代米一斗先代糖等がある。寛永十五年の條書に楡實の納なるものが見えてゐるが、之も本數についての徴納であらう。雜科輯録によれば、椿夏免麥の納もあつたし、物定帳によれば、狩夫上納人數男一人に木海月一合（代米一合）男一人に檜子一合（代米一合、寛保元年、檜子一升代米一升起代糖）の納がある。物定帳に、瓜成物一斗六升、白のり三升とあるのも、年々定納の意であらう。此の如く、磯物をも含めて云へば、文化三年、大島代官本田親孚の申出には、毎年定免上納として、夜光貝鹽漬二斗、毛魚難酉物一斗も見えてゐる。猶ほ、瓜成物については、寛保元年十一月五日付、大島代官里村藤太夫宛の達に、唐苧檜子と共に、免元現物納の處、百姓不勝手（注九）の由につき、代米代糖を定めるとし、瓜成物一升代米一升五合先代

糖三斤として居る。また寛政四年四月廿一日付、大島代官宛、物奉行猪俣休右衛門の達に、夜光貝鹽辛等の定納年貢の代鷄尾を定め、夜光貝鹽辛一升代鷄尾二十羽、なからめ鹽辛雲丹鹽辛白のりせさひのり各一升代鷄尾十羽として居る。此等は何れも定納物であつた。其の他、數種の納物があり、また徴納に類する買物も尺菴を始め多かつたのである。其の多くは島中負擔の總額が定まつて居り、用夫割に課徴した様である。(註八)

次に、詰役及び島役に納める各種の出物があつた。此等は出来として百姓各人概して用夫の負擔となつた。代官附役の故飯米節禮もそれで、物定帳によれば、故飯米は詰中一日分、代官七升、附役一人三升、節禮は尺菴とし、代官六十東、附役一人二十八東である。物定帳に、右は従前百姓より代官附役へ渡したが、爾後上納とし、代官附役へは切米を以て渡すとある。(註九)此の外に、古く代官附役に節禮として、百姓中より豚干魚を出した様で、寛文十二年正月十九日付、大島横目宛、大島代官長田吉左衛門の覺では、之を停止してゐる。代官假屋與人役家の疊敷替の負擔もあり、古くは與人掟の自家敷替用疊も百姓より出したが、大島代官長田吉左衛門の覺では、之が停止を達してゐる。當時代官假屋與

詰役及び島役に納める出物

詰役へ進物の停止

島役の私収

夫役の重課

人役家、其の他、藏方まで年々疊を敷替へたが、元禄十二三年の大島代官廣瀬次郎兵衛の時に、半分敷替とし、横目一人八帖、掟一人二帖と定め、凡べて九百帖以下としたといふ。物定帳では、毎年代官十七帖、附役八帖と定めて居り、天保の改革後は、痛損の節のみ敷替へ、代官本假屋十七帖、脇假屋八帖、觀音寺表間のみ與人横目役家十帖としたといふ。(註一〇)代官所高札假屋方、觀音寺道橋普請に年々出来を課したが、天保中之を停止し、修補は時々見積で申附ける事とした。(註一一)

詰役着島及び年頭の詰役への進物等も百姓出来によつた。之について、藩は屢々輕減を計つて居り、天保五年には、進物の出物を停止したといふ。詰役の廻村島役の假屋元出張の際の進物等も同様である。(註一二)島役の扶持米出張費用等も所役の出来によつた。(註一三)此の種の負擔は此の外にもあつた様で、更らに島役等の私に出物を課徴する事もあり、或は詰役が諸物を持下り、與人等を介して賣買を強要し、或は島役等が貢納立替等により貸附を行ひ、島中借物の利は古來、三割を限度としたが、其の利拂過分に及び、此等も百姓の負擔を甚だしく加重したのである。(註一四)

夫役は溝堤、道橋、田島、或は假屋等の普請、詰役、島役の巡廻の際の送人馬及び

雜役夫なる水夫等に充て、諸郷と同様であるが、一層重課であつたと考へられる。溝堤、道橋の普請は、田地横目或は竹木横目が監督して行つた。詰役巡廻の際、送人馬水夫の使役は殊に多く、屢之が輕減を計つて居り、寛文十二年正月十九日付大島代官長田吉左衛門の覺に、代官名廻りの時、野菜肴酢を出す事と共に、用夫を過分に集め、水夫まで入付けるを停止するとあり、天保五年には、從前詰役巡廻に、召列の者にまで乗馬を出したのを廢したといふ。<sup>〔注二六〕</sup>更らに、山坂の難所多く、過半は用夫に助夫を要した。<sup>〔注二七〕</sup>明治初年の事であるが、各島村法によれば、在番詰役<sup>〔代官附役〕</sup>の公用巡廻には、一日に馬一疋口付夫十人及び水夫一人、戸長<sup>〔與人〕</sup>副戸長<sup>〔間切横目〕</sup>は馬一疋に付夫七人を使役し、外に燈油薪野菜定量を現用夫に課すといふ。また假屋等修補の外に、代官等は詰中水夫を使役した。但し、大島規模帳では、附役の詰中水夫を廢し、野菜薪のみ入付ける事としてゐる。與人筆子等が百姓を使ふ事は、元和九年閏八月廿五日の大島置目之條々で、之を禁じて居り、爾後も屢禁令が出てゐるが、規定により召使ふ分は存した。<sup>〔注二九〕</sup>寛文十二年正月十九日付大島代官長田吉左衛門の覺では、與人の年中一人の供夫を取置くを廢し、與人一人に七人筆子掟一人に二人の節木

用夫の免除

取夫を廢すとし、與人掟筆子の夫遣は現夫たるべく、代米を取るを禁じてゐる。<sup>〔注三〇〕</sup>夫役を賦課されるのは用夫即ち、十五歳より六十歳までの男であるが、島役等は用夫を免除された。各島村法によれば、免除されるのは、與人諸横目以下掟功才座見廻までの島役、元與人元横目以下元掟までの退役者、代々郷士格及び其の家内、一代郷士格及び其の子嫡孫、與人間切横目元與人元間切横目の子、與人格間切横目格黍横目元黍横目の嫡子、詰役妾腹の子等で、用夫は平均に使役する事とし、村々へ用夫帳を取仕立て、順番に召仕ひ、當病差合等は後に廻すといひ、毎年六月、用夫高を總計し、平均より少き者は多き者の私役に供し、或は翌年の夫役を加減するともいふ。或は請負として、殘夫へは出物を申附ける事あり、之は天保の改革中停止し、凡べて現拂としたといふ。<sup>〔注三一〕</sup>此の外廢疾者は免除とし、手足不具者は半人とするといふ。此の内出物まで賦課されるものを出物用夫といひ、其の他は出物も免除されたのである。猶ほ各島村法によれば、道橋の普請には、十三歳より五十歳までの女も出役したといふ。

道之島各島は何れも耕地狭少、地味不良で、且つ屢、大風の被害を受ける位置にあり、農業の發達程度は、諸郷に比し、隔段低かつた様である。作物の種類は、

農業の發達低  
作物の種類

甘藷  
甘蔗

米甘藷を始め麥、粟、黍、玉蜀黍、落花生及び蔬菜等で就中甘藷は各島内の主要食料であつたが、凡べて各島内消費に餘剰なく、屢、蘇鐵實の外に幹を食用とした。<sup>〔注三三〕</sup>甘蔗栽培は慶長年間より始まつて漸次發達し、砂糖は最も重要な産物として積登されるに至つたが、後年砂糖惣買入制を行つてより、殆んど全耕地に甘蔗作を強制し、農政及び農業上異狀の變化を來したのである。砂糖の生産及び惣買入制については節を改めて記す事とする。猶ほ、煙草は喜界島及び大島笠利間切赤木名地方が地味適當し、生育旺盛で年中枯れず、品質良好であつた。種類は劍先丸葉馬鹿煙草等で劍先丸葉は指宿國分の種子の如く、馬鹿煙草は、葉形大きく、長さ三尺に及び、幅は長さに對して狭く、口碑に舶來種と傳へる。<sup>〔注三四〕</sup>大島では、安永六年砂糖惣買入を令した當時、煙草が流行し、殊に笠利間切に多く作つてゐた處、代官新納用之進は上申し、之を禁じた。其の後も、制限されながら、諸間切に於いて栽培したが、何れも自家用に過ぎなかつた様である。<sup>〔注三五〕</sup>

馬鹿煙草

〔注一〕 大島年中往來 歷代制度卷一四人 奄美史談 南島雜話卷四 田畑佐文仁事蹟調書 各島民費割之方法〔南島雜集卷四〕

〔注二〕 各島村法〔南島雜集卷五〕 南島雜話卷一 南島雜集卷八  
〔注三〕 金久好氏稿奄美大島に於ける「家人」の研究

〔編友第二二號〕 大島年中往來

〔注四〕 大島物定帳〔南島雜集卷七〕 大島私考 歷代制度卷一四人 雜科輯錄〔南島雜集卷二〕

〔注五〕 喜界島史料

〔注六〕 歷代制度卷一四人 雜科輯錄 租税問答 南島雜集卷八

〔注七〕 歷代制度卷一四人 大島物定帳 雜科輯錄

〔注八〕 兩院古雜徵卷二 大島物定帳 雜科輯錄

〔注九〕 大島物定帳

〔注一〇〕 大島要文集

〔注一一〕 大島年中往來

〔注一二〕 大島年中往來 大島要文集

〔注一三〕 各島民費割之方法

〔注一四〕 大島規模帳 歷代制度卷一四人 大島要文集

〔注一五〕 大島年中往來 各島民費割之方法 大島規模帳

〔注一六〕 大島要文集

〔注一七〕 大島年中往來

〔注一八〕 大島要文集

〔注一九〕 和家文書 大島要文集 歷代制度卷一四人

〔注二〇〕 大島要文集

〔注二一〕 大島年中往來 各島民費割之方法

〔注二二〕 南島雜話各卷

〔注二三〕 鹿兒島縣農事調査沿革四 南島雜話卷四

〔注二四〕 奄美史談 大島要文集

第八節 甘蔗耕作及び製糖

砂糖は島津氏より幕府へ恒例の進納物で、古く慶長八年、同十年に家康に進納してゐるが、此の時代の砂糖は領内或は琉球の産でなく、恐らく支那産であ

幕府へ恒例進納の砂糖

大島に於ける  
甘蔗の傳來

開饒神社

琉球の製糖は  
大島より後る

大島等に於ける  
甘蔗の栽培

らう。大島の甘蔗栽培及び製糖は、慶長年間、焼内間切大和濱方の川智(子孫直を  
姓とす)が和某に随つて琉球渡航の際、颯風に遭つて支那福建に漂着し、滞留歳餘の間に甘蔗の栽培及び製糖法を習ひ、密かに蔗苗を携へて歸り、大和濱方西濱原に挿植し、好果を收めたに始まるといふ。川智は大島糖業の始祖と稱せられ、明治十四年大和濱方恩勝村に開饒神社として祀られた。(注三)

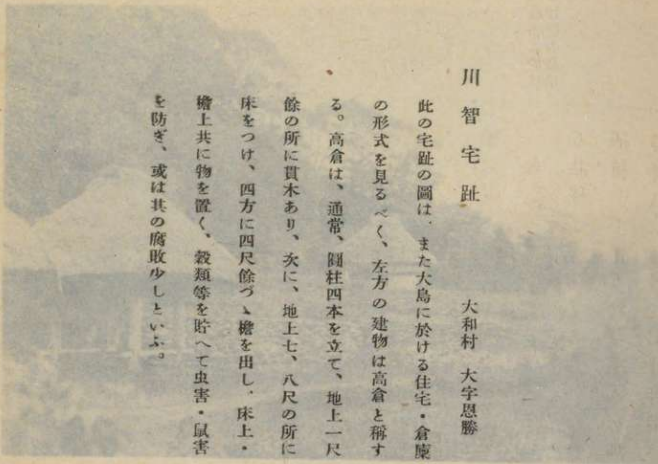
〔補説〕南島雜話卷四、砂糖製糖方法等に、元祿年間創始説を載せてゐるが、多くの事實と對照して、之は肯定し得ない。また次に記す如く、琉球に於いて、早くより甘蔗が存し、生食された事からすれば、大島にも川智以前在來の甘蔗が存したとも考へられるが、斷定すべき根拠はない。

琉球では天文三年(明の嘉靖十三年)の冊封使陳侃の使録に、甘蔗が生食された事實が見えてゐるが、製糖は大島より後れて、元和九年(明の天啓三年)に、儀間親方真常(麻平が、貢  
衛)が、貢船に附して儀間村人を派遣し、福建に於いて傳習せしめたに始まるといふ。(注三)大島等に於いては、甘蔗を黍或は萩と稱した。萩とは竹蔗に對する、萩蔗なる品種より稱するもので、萩蔗は白色で、芳蔗、蠟蔗とも稱する。甘蔗苗は莖を挿植して作り、除草手入を加へ、古苗は、通常、十年過ぎれば位劣るも、地味及び除草手入によつては十年過ぎても位劣る事なしといふ。従つて、藩は規定を設

川智宅趾

大和村 大字恩勝

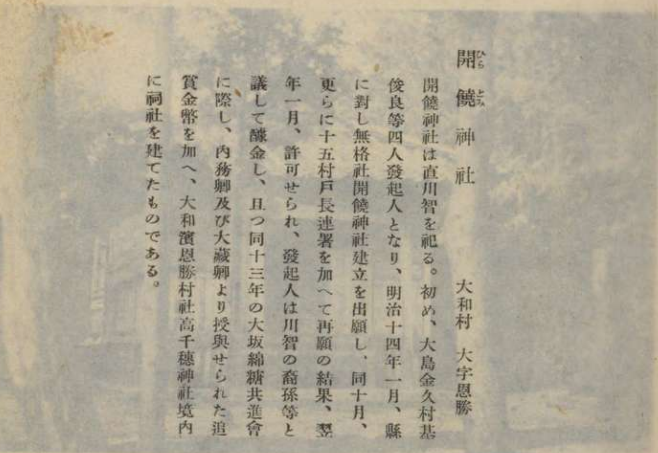
此の宅趾の圖は、また大島に於ける住宅・倉庫の形式を見るべく、左方の建物は高倉と稱する。高倉は、通常、圓柱四本を立て、地上一尺餘の所に貫木あり、次に、地上七、八尺の所に床をつけ、四方に四尺餘づゝ櫓を出し、床上・櫓上共に物を置く、穀類等を貯へて虫害・鼠害を防ぎ、或は其の腐敗少しといふ。



開饒神社

大和村 大字恩勝

開饒神社は直川智を祀る。初め、大島金久村基俊良等四人發起人となり、明治十四年一月、縣に對し無格社開饒神社建立を申請し、同十月、更らに十五村戸長連署を加へて再願の結果、翌年一月、許可せられ、發起人は川智の裔孫等と議して醸金し、且つ同十三年の大坂綿糖共進會に際し、内務卿及び大藏卿より授與せられた進賞金幣を加へ、大和濱恩勝村社高千穂神社境内に祠社を建てたものである。



大島に於ける  
甘蔗の傳來

開饒神社

琉球の製糖は  
大島より後る

大島等に於ける  
甘蔗の栽培

らう。大島の甘蔗栽培及び製糖は、慶長年間、焼内間切大和濱方の川智（子孫直を姓とす）が和某に随つて琉球渡航の際、颯風に遭つて支那福建に漂着し、滯留歳餘の間に、甘蔗の栽培及び製糖法を習ひ、密かに蔗苗を携へて歸り、大和濱方西濱原に挿植し、好果を收めたに始まるといふ。川智は大島糖業の始祖と稱せられ、明治十四年大和濱方恩勝村に開饒神社として祀られた。（注二）補説

〔補説〕南島雜誌卷四、砂糖惣買上方法等に、元祿年間創始説を載せてゐるが、多くの事實と對照して、之は肯定し得ない。また次に記す如く、琉球に於いて、早くより甘蔗が存し、生食された事からすれば、大島にも川智以前在來の甘蔗が存したとも考へられるが、斷定すべき根拠はない。

琉球では天文三年（明の嘉靖十三年）の冊封使陳侃の使録に、甘蔗が生食された事實が見えてゐるが、製糖は大島より後れて、元和九年（明の天啓三年）に、儀間親方眞常（衛平）が、貢船に附して儀間村人を派遣し、福建に於いて傳習せしめたに始まるといふ。（注三）大島等に於いては、甘蔗を黍或は萩と稱した。萩とは竹蔗に對する、蔗蔗なる品種より稱するもので、萩蔗は白色で、芳蔗蠟蔗とも稱する。甘蔗苗は莖を挿植して作り、除草手入を加へ、古苗は、通常十年過ぎれば位劣るも、地味及び除草手入によつては十年過ぎても位劣る事なしといふ。従つて藩は規定を設

川智宅趾

大和村 大字恩勝

此の宅趾の圖は、また大島に於ける住宅・倉庫の形式を見るべく、左方の建物は高倉と稱する。高倉は、通常、圓柱四本を立て、地上一尺餘の所に貫木あり、次に、地上七、八尺の所に床をつけ、四方に四尺餘づゝ櫓を出し、床上・櫓上共に物を置く、穀類等を貯へて虫害・鼠害を防ぎ、或は其の腐敗少しといふ。

開饒神社

大和村 大字恩勝

開饒神社は直川智を祀る。初め、大島金久村基俊良等四人發起人となり、明治十四年一月、縣に對し無格社開饒神社建立を申請し、同十月、更らに十五村戸長連署を加へて、再願の結果、翌年一月、許可せられ、發起人は川智の裔孫等と議して醸金し、且つ同十三年の大坂綿糖共進會に際し、内務卿及び大藏卿より授與せられた追賞金幣を加へ、大和濱恩勝村社高千種神社境内に祠社を建てたものである。





柏有度畫像 (南島雜話所載)

鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

本書は嘉永朋黨事件に座して大島に配流された名越時敏(初め時行)の著で、鹿兒島高等農林學校に於いて謄寫せられた寫本による。圖は柏有度が自家園中に作る珍果を下女に持たせるを寫す。室内の掛軸は琉球の儒者名護親方程順則の書である。

鐵輪車

名瀬町 縣農事試驗場 立大島分場所藏

三個の齒車の下を鐵輪とし、中央車軸上端に横木を附し、牛馬を以て牽かす。齒車によつて三車輪共に回轉せしめ、鐵輪間に甘蔗を挿入して砂糖汁を搾るのである。

柏有度畫像（南島雜話所載）

鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

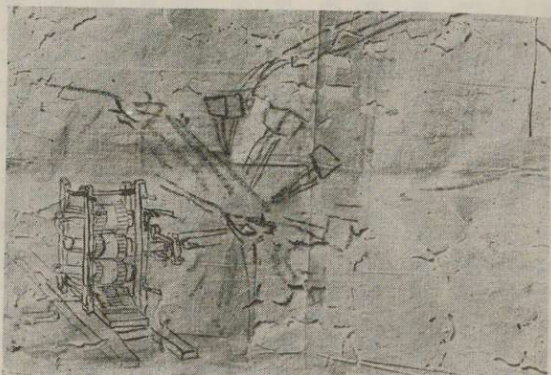
本書は嘉永朋黨事件に座して大島に配流された名越時敏（初め時行）の著で、鹿兒島高等農林學校に於いて謄寫せられた寫本による。圖は柏有度が自家園中に作る珍果を下女に持たせるを寫す。室内の掛軸は琉球の儒者名護親方程順則の書である。

鐵輪車

名瀬町 縣農事試驗場  
立大島分場所藏

三個の齒車の下を鐵輪とし、中央車軸上端に横木を附し、牛馬を以て牽かす。齒車によつて三車輪共に回轉せしめ、鐵輪間に甘蔗を挿入して砂糖汁を搾るのである。





第七十圖 水車による砂糖車 (永井龍一氏所藏島南雜話所載)

けて除草、手入を勵行せしめ、天保十一年の定では、四七十月を夫々一・二・三番草

取の時季とした。更らに耕作製糖全般に互り、嚴重な規定を設けて監督したが、之は却つて耕作段別及び生産額を抑止する傾があつたといふ。<sup>(註四)</sup>

製糖の時季は十一月乃至三、四月で寛政元年に、大島代官武清太は十月朔日より翌年二月までと達したが、之は實際上行はれ難かつたといふ。製糖に當つては、製糖小屋に砂糖車を立て、甘蔗より搾汁する。車はもと木製で、文化五年柏有度が夫を改良した木口車及び鐵製の金輪車を發明し、殊に木口車が普及したといひ、また金輪車は、文政中、禰當磨が作り、大島中に使用し、他島に及んだともいふ。其の動力は牛馬或は水車により、

藩の砂糖買入

水車は、享保年間、田畑佐文仁（註五）が大島湯灣山中で創めたといふ。水車の能率は牛馬力に比して遙かに勝り、前者一日の搾汁量五石に對し、後者は二石餘であつた。搾汁、即ち、砂糖汁には、海中淺瀬に生ずる宇留の灰なる白灰を加へ、攪拌して煎詰め、砂糖汁一斗より黒糖七斤を製するを極上とし、中位で五斤半乃至六斤、下位で四斤半の黒糖を得た。（註五）

製糖が發達すると共に、藩は砂糖買入を始めた。元祿中大島に、また享保廿年に徳之島に島役の黍横目を置いた頃には、既に此の事があつたと思はれる。（註六）享保十三年十二月十五日の大島物定帳等では、買入糖一斤付代米三合五勺、入樽代一挺分米二升起、一樽百斤以上入口打六斤とあり、砂糖代米は格別の困窮者へは、作高に應じ、三分の二まで見合を以て、大島中總額六、七百程は前渡する事としてゐる。其の後、寶曆十二年三月に至り、當時徳之島砂糖大坂拂下値なるの理由により、同春買入より一斤代米三合、入樽代米一升に減額してゐる。謂はゆる定式買入糖、即ち、定額の砂糖を島中作用夫に割當て、強制買入とする法も、享保元文頃には既に行はれた様で、此の外に臨時に額を定めて買入けるを買重糖といひ、強制買入なるは兩者同様であるが、定式糖一斤代米三合

定式買入糖と買重糖

貢租の砂糖代納

五勺に對し、買重糖一斤代米四合とするが如き差異がある。買重糖に關する規定は、少くとも寶曆以前より存したと考へられる。制定年月は不明であるが、大島定式糖三百五十萬斤、喜界島同五十八萬斤といふのが後年まで行はれた。（註七）徳之島の分は、後に記す如くである。次に、貢租の砂糖代納も行はれ、寛保元年十一月には、唐芋、檳子、瓜成物の現物納に對し、米或は黒糖代納を認め、其の額を定めた。但し、之は定式買入外であつた。（註八）延享二年に至り、大島では、貢米は凡べて黒糖代納、即ち、換糖上納とし、黒糖一斤を米三合六勺替とした。（註九）此の制度は喜界島でも、開始年月は不明であるが、同様行はれたと思はれる。

徳之島では、寶曆五、六年、凶作のため島中困窮したので、六年冬、諸横目川上郷次郎が下島し、三間切の古未進返上物全部の棄捐を申渡し、同時に、甘蔗を植付けさせ、五年間在任し、七年春下島の同役西俣彦左衛門及び島役と共に砂糖の事に當り、寶曆九十年頃には、大いに産糖を増大せしめ、其の結果、同島にも換糖上納を施行する事となつた。即ち、寶曆十年九月晦日付勝手方より、高所務の内、役料米扶持米等を殘し、爾餘は凡べて砂糖代納とする様達した。猶ほ、餘計糖の脇賣に差當つては、免許し、追つて時宜次第申附ける事とし、次いで、たゞ出

徳之島の産糖増加

來限り上納としたとあるが、明和三年、定式買入糖七十三萬斤と定めた。(註三)

出米砂糖惣買入制

島民用分の品は藩より差下す

大島代官記によれば、安永六年、大島喜界島徳之島三島共に、島中出米砂糖惣買入を達し、諸賣買を差留め、島民用分の品は藩より差下す事としたといふ。

大島の定式・買重糖

然るに、同年各島共砂糖不作で、對策のため、其の冬、徒目附得能通昭が大島に下り、翌春、上國して報告し、更らに翌八年春、下島して代米配分等の改正を申渡し、惣買入制の内容は詳らかでないが、天明七年の仕向替に至るまで行はれたのである。此の仕向替により、天明八年以降、大島では定式買入糖三百五十萬斤の外に買重糖百十萬斤、都合四百六十萬斤を課し、また假屋方船頭水主の定式買重外買入を許したといふ。

喜界島の定式・買重糖  
徳之島の定式・買重糖

定式糖一斤代米三合、買重糖同四合であつた。時に、喜界島でも、定式糖五十八萬斤の外に買重糖十五萬斤、都合七十三萬斤とし、其の後寛政九年に、買重糖四萬斤を増した様である。徳之島では、天明八年より、定式糖七十三萬斤の外に十一萬斤と思はれる買重糖を定め、同時に、餘計糖の内から代官附役に對する買入免許額を定めたが、寛政十一年、此の免許額を撤廢し、爾後は勝手次第とした。同年、また大島の定式買入糖と買重糖を合せて、四百六十萬斤を定式買入糖とし、一斤代米を三合二勺四才とした。

藩財政と買重糖の増加

享和元年以降、藩財政の必要から、再び買重糖を加へる事屢に及び、大島では、同年三年繼續年々買重糖二十萬斤を課し、文化二年には右の買重を延長した上、別に二十萬斤、都合四十萬斤の買重糖とした。代米は何れも一斤に付三合二勺四才であつた。喜界島徳之島では、享和元年に、夫々十萬斤、文化元年に、夫々十五萬斤、都合夫々二十五萬斤の買重とした様である。文化二年春には、大島に更らに五十萬斤の買重を命じ、即ち、買重糖都合九十萬斤とし、代米は定式より一合増の四合二勺四才とした。次いで、文化三年以降五年間の格外省略に伴つて、同年より、前年の仕向通り、大島に五十萬斤の買重を命じた。之は増額ではなく、前年の買重五十萬斤の繼續であらう。同時に、喜界島徳之島では、夫々二十五萬斤の買重を達し、更らに、江戸表三屋敷類焼の結果、普請費借入引當のため、砂糖百萬斤を差登す約條につき、文化四年より三島合計買重二百萬斤を達した。内、大島百萬斤で、五十萬斤は前年買重の繼續、爾餘五十萬斤を新増額分とし、外に四十萬斤の買重は依然繼續してゐた様である。代米も同年春より四合に減額したといふ。喜界島徳之島は、夫々五十萬斤の買重で、新増額は夫々二十五萬斤であつた。之と同時に、島民用品は希望を申出させて

渡す事とし、代官詰役の交易を抑制し、其の買入砂糖をも制限した。大島では、文化七年に、加治木屋敷差込十二萬五千斤買入を達せられ、享和元年、文化元年、同三年の買重糖九十萬斤と合せて百二萬五千斤となつたといふが、文化八年春は不作で、右の買重引取方訴願のため、古見間切横目佐和子が上國した。其の結果か、買重糖の内二十五萬斤は、文化九年春より三年間延納を許された。次いで同年、買重糖九十萬斤は引取り、一斤に付代米二合増とした。其の後五十萬斤買重を存したと思はれるが、文政元年、仕向替があり、三島自物砂糖は山川に於いて惣買入とし、また同春より五十萬斤買重引取を二年間許し、文政三年更らに翌春まで免除を延長した。猶ほ、喜界島徳之島の砂糖代米は、大島と多少異り、文化頃、喜界島定式買入糖一斤に付三合七勺五才、徳之島同三合七勺起で、買重糖は夫々定式買入糖に一合増とし、外に樽代を存した。（注一四）

白砂糖は、既に明和四年頃より、大島で製造せしめて居り、爾來、島民自家用程は年々製造したが、寛政元年、藩より更らに試製を命じた。其の後、島詰横目へ掛を申附ける等、勸奨に努めたが、成績良好ならず、寛政五年七月十二日、付勝手方用人宛、大島代官關節崎良助が申出た所では、同年出来合の上位より良くは

出来上からざる見込で、島民共迷惑の故、定斤を立て、七八百斤又は千斤位まで、一斤に付代米五升と定められ、度々此の代米でも島民は勝手とならずといふ。之に對する用人迫水久具の達には、白糖製法は豊作の節、三、四年目に十斤程づゝ、廢絶せしめざる限りに申附けるとあり、（注一五）即ち、其の勸奨を中止したのである。

次いで、享和元年より文化二年まで五年間、製造人を内地より下し、また白糖方横目を派して試製せしめ、或は讃岐から製造人を聘したといひ、（注一六）享和三年より、定式白糖一萬斤とし、定式黒糖の内三萬斤に代へ、代米は白糖上二升起中一升八合下一升六合とし、黒糖百斤に付白糖二合の割で割付けた。然るに製法方請負が行はれ、白糖一斤に付黒糖七斤替の買入上納とした。而して白糖を製するには、黍拵を始め技術及び勞力を要し、人夫十人で一日に黒糖百斤入樽一挺を製するに對し、同人數で三日程かゝつて白糖八十五、六斤餘入樽一挺は製するを得ず、殊に上々實入の黍を選び、其の黍汁一斗に付黒糖六、七斤を製し得て位も良き處、白糖では漸く一斤を製するのみである。此等の關係から、多分の勞費となり、島民の迷惑は甚だしかつたといふ。かくて、文化二年より、白糖勸奨は停止となつた。其の後、洋式製法を用ひて白糖製造に着手したが、

之は慶應元年の事である。（注一七）

徳之島でも、天明六年白糖の定式買入額を二百五十斤と定め、之を定式買入糖の内とし、白糖一斤を黒糖三斤に充てる事とした。また享和元年、大島と同時、徳之島にも白糖製造を命じ、定式買入糖の内一萬五千斤に充て、白糖五千斤を買入れる事とし、其の後多少の買重もあつた。喜界島でも、寛政中買重糖の内一萬五千斤に白糖五千斤を充て、居る。徳之島喜界島共白糖一斤の代米は一升八合であつた。（注一八）後年田原明章（注一九）が大島各島物産調に書いた所では、各島の萩蔗は蜜分多くして、白糖に適せずといふ。大島に比して、徳之島は好成績であつた様であるが、概して白糖製造は不成績に終つたのである。

次に、天保財政改革中の大島徳之島喜界島三島の砂糖惣買入は、當時最も重視された事業で、財政上の効果も甚大であつた。即ち、家老調所廣郷は三島方掛を置き、三原經福の監督の下に、宮之原源之丞、肥後八右衛門を掛に任じ、天保元年、兩人を渡島せしめて、砂糖惣買入制實施に着手し、三島共に産糖の脇賣を禁じ、商人の入込むを止め、且つ古未進を始め従前の債務を停止し、島内外の私取引及び金銭通用をも停止し、地方調所は大坂堺筋砂糖問屋の評判を聞合せ、

白糖製造の不  
適

天保財政改革  
と三島砂糖惣  
買入

甘蔗作地の強  
制割當

三島方に通知して、製法檢査等に改良を加へしめ、また運漕荷揚に注意し、賣拂入札の方法及び代價拂込の期日等まで改革した。（注二〇）

各島に於いては、砂糖増産のため甘蔗作地の強制割當を行ひ、甘蔗作可能な水田の如きは之を干さしめ、甘蔗作を擴張した。作地割當とは、各島の作付總段別を定め、各間切各方毎村の土地人口に應じて之を割當て、更らに、各戸に割當てさせたものである。大島では、全島總段別二千四百町とし、各村に於いては、男十五歳より六十歳、女十三歳より五十歳なる作用夫（脇役、郷士格及び在番、番士の子を除く）に配賦し、作用夫は資産の多少により男女夫々上中下に分ち、各人割賦段別を例へば、上男一段五畝、中男一段二畝、下男八畝、上女八畝、中女六畝、下女三畝といふが如く定めた。喜界島では、總段別八百町とし、四百町は現高四百町は段別に割賦して、各村割當を決し、各戸には現高に割つたといひ、徳之島では、天保五、六年以降、總作付段別を千八十町とし、各村割賦段別は一定し、各戸に割賦するには、家内の謂はゆる人員高及び持高による。即ち、人員高上男一石、下男五斗、上女五斗、下女二斗五升とし、家内人員高の計及び持高を合せ、高一石に付割賦甘蔗作地を一定し、之に高合計を乗じたものを一戸に對する割賦段別とした。（注二〇）



作付乃至製糖  
に關する嚴重  
の監督

拔砂糖の嚴禁

附 砂糖代物の給  
の制

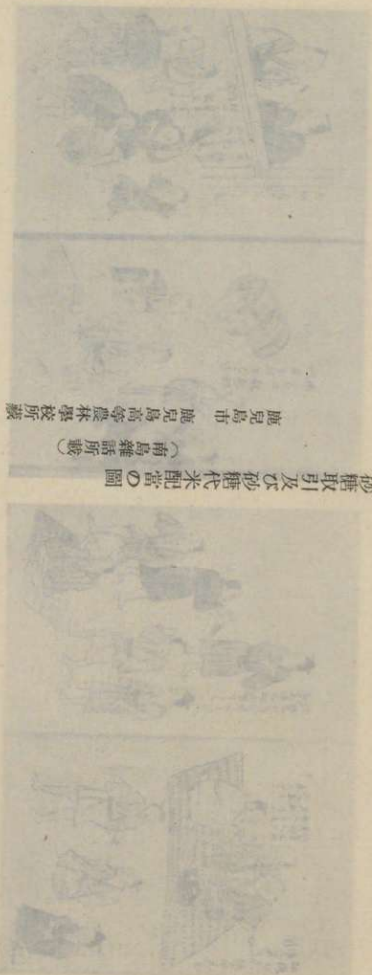
羽書を振出す  
の制

同書の通用期

更らに、作付手入より製糖に互り、従前より一層嚴重の指揮監督を加へ、黍横目黍見廻の指揮に背く者、甘蔗の刈株高き者製糖粗悪なる者等は、道路修繕等の科役を課し、或は札を被せ、或は首枷<sup>かぶかぎ</sup>、足枷<sup>あしかぎ</sup>に處する等、輕重に従つて處罰した。拔砂糖を企てた本人に至つては、死罪、同意の者重きは遠島に處し、且つ少量の砂糖も島民の消費或は貯藏するを許さず、指頭に之を點じて嘗める者にも鞭を加へ、兒童の甘蔗を窃食するさへ、捕へて棒縛りとし、地上に曝らしたといふ。

砂糖代物の給附については、年々各村の控筆子等が、立黍を見て、各作人次年の製糖額を豫定し、之から諸稅糖を控除し、其の剩餘、即ち、餘計糖に對して、代物として受取るべき諸品を注文せしめ、之を間切役所で一括し、代官所を経て三島方に達し、三島方は之によつて鹿兒島或は大坂に於いて、諸品を仕入れ、島地に送つて各人に配當する事とした。

天保十年より、各人が代物を注文せざる分、即ち、餘計糖中諸品代糖を控除した分に對し、黍横目より羽書を振出す制を創めた。羽書の額面は、各人の希望に従つて分割し、一々之を台帳に登録し、各自の賣買貸借に流通せしめたが、各人は夫々手控帳に收受を記載して偽造を防止した。其の通用期間は毎年五



砂糖取引及び砂糖代米配當の圖  
(南島雜誌所載)  
鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

作付乃至製糖  
に關する嚴重  
の監督

拔砂糖の嚴禁

附砂糖代物の給  
附

羽書を振出す  
の制

羽書の通用期

更らに、作付手入より製糖に互り、従前より一層嚴重の指揮監督を加へ、黍横目黍見廻の指揮に背く者、甘蔗の刈株高き者、製糖粗悪なる者等は、道路修繕等の科役を課し、或は札を被せ、或は首枷<sup>カサ</sup>、足枷<sup>シマキ</sup>に處する等、輕重に従つて處罰した。拔砂糖を企てた本人に至つては、死罪、同意の者重きは遠島に處し、且つ少量の砂糖も島民の消費或は貯藏するを許さず、指頭に之を點じて嘗める者にも鞭を加へ、兒童の甘蔗を窃食するさへ、捕へて棒縛りとし、地上に曝らしたといふ。砂糖代物の給附については、年々各村の掟筆子等が、立黍を見て、各作人次年の製糖額を豫定し、之から諸稅糖を控除し、其の剩餘、即ち、餘計糖に對して、代物として受取るべき諸品を注文せしめ、之を間切役所で一括し、代官所を経て三島方に達し、三島方は之によつて鹿兒島或は大坂に於いて諸品を仕入れ、島地に送つて各人に配當する事とした。

天保十年より、各人が代物を注文せざる分、即ち、餘計糖中諸品代糖を控除した分に對し、黍横目より羽書を振出す制を創めた。羽書の額面は、各人の希望に従つて分割し、一々之を台帳に登録し、各自の賣買貸借に流通せしめたが、各人は夫々手控帳に收受を記載して偽造を防止した。其の通用期間は毎年五

砂糖取引及び砂糖代米配當の圖  
(南島雜誌所載)  
鹿兒島市 鹿兒島高等農林學校所藏

作付乃至製糖  
の監督

砂糖の配給

砂糖代物の給

砂糖を振出す

砂糖の運送

更らに作付手入より製糖に互り従前より一層嚴重の指揮監督を加へ、委積  
目泰見廻の指揮に背く者甘蔗の刈株高き者製糖粗悪なる者等は道路修繕等  
の科役を課し、或は札を撤せ、或は首枷足枷に處する等、嚴重に従つて處罰した。  
拔砂糖を企てた本人に對つては死罪同意の者重きは遠島に處し、且つ少量の  
砂糖も島民の消費或は製糖に許さず指頭に之を點じて嘗める者にも鞭  
を加へ、兒童の甘蔗を窃る者も捕へて縛縛りとし、地上に曝らしたといふ。  
砂糖代物の給附に對しては、各々各村の控筆子等が立委を見て各作人夫年  
の製糖額を豫定し、之か若し諸品を控除し、其の剩餘、即ち餘計糖に對して、代物  
として受取るべき諸品を注し、之を間切役所で一括し、代官所を経て三  
島方に達し、三島方は之によつて鹿兒島或は大坂に於いて諸品を仕入れ、島地  
に送つて各人に配當する事とした。

天保十年より、各人が代物を注文せざる分、即ち餘計糖中諸品代糖を控除し  
た分に對し、委積目より羽書を振出す制を創めた。羽書の額面は各人の希望  
に従つて分割し、一々之を台帳に登録し、各自の買貨債に流通せしめたが、各  
人は夫々手帳に收受を記載して、商賈を防止した。其の通用期間は毎年五



月乃至七月の三月間で期間後は直ちに流通を停止して總勘定を爲し、其の際羽書を有する者は先納として本人の注文に任せ諸品を給せられ、また其の品を翌年の羽書で支拂を受ける豫約で賣却するを得た。而して、羽書は大半紙四ツ切に、左の如き文面を記載するものである。(五三)

(番號)  
羽書

何方何村  
何之誰

(割印) 餘計糖何斤也 (印)  
于支何月

黍横目  
何之誰(印)

給附諸品砂糖との交換比率

給附諸品と砂糖との交換比率に就いて記したものは各種存する。今其の一、二種を示すに笹森儀助が大島名瀬に於いて寫し取り、南島探險に引用した文政十三年九月四日付、砂糖惣御買入に付品直段之覺では、左の如くである。

品目	代	品目	代	品目	代	品目	代
百田紙一東	二五	煙草一斤	中上	米二斗八升	一四二	鯨節一斤	二〇
半切紙一東	二五	一寸釘一〇〇本	中上	縮緬一端	三六〇	白晒一斤	八〇
鬢付一斤	一八	二寸釘一〇〇本	中上	茶一斤	二二五	葛粉一斤	一五
皮提道具一	一八	傘一本	中上	小斧一刃	三〇	七步板一間	五〇
大丸墨一丁	九	濫蛇ノ目一本	中上	骨打庖丁一刃	二五	尺違紙一東	一三
絞木綿一〇匁	三八	黒傘一本	中上	合鹽硝一斤	二五	證文米二斗八升	四二
漆一〇匁	六	鐵地金一本	中上	火繩一曲	三	唐竹一本	四
白地木綿一端	四四	千草双金一斤	中上	數ノ子一斤	一〇	餅米二斗八升	一五〇
縞晒一端	八〇	鍋	中上	陶朱公墨一丁	三〇	烟草切臺一	三
吸煙管一本	一一	昆布一斤	中上	雨合羽一	六〇	摺鉢一	一
小筆一對	一五	綿一反織	中上	魏耐飯一	二〇〇	鹽一升	三
風呂敷一枚	一八	蠟燭一〇〇匁	中上	鉛一斤	二五	四步板一間	二五
大豆二斗八升	二五	素麵一〇〇匁	中上	烟草庖丁一刃	一五		
酒一沸(一升)	二〇	蠟燭一斤	中上	床竹一東	五		
油一沸	二〇	棧家一ツ	中上	細工小刀一刃	二五		

次に、天保六年、大島代官勤肥後八右衛門が書いた大島年中往來に左の如く

見え、此の内紅絞木綿以上は、天保二年の定で餘は以後追々の定といふ。

品目	代	品目	代	品目	代	品目	代
眞米三合	一	茸緒平臺一足	一五	白梅香一斤	二八	杉機當一本	二〇
大豆三合	一	同綠臺一足	一五	蠟燭一斤	二〇	紋屋一	二〇
練綿一本	一五〇以上	同志緒一足	一五	鯨節一〇〇匁	一〇	中節白毛糸一〇匁	二〇
素麵一〇〇匁	一八〇以下	百田紙一東	二八	小筆一對	三	杉原紙一東	五〇
煎茶一〇斤入	二五〇	同半切紙一東	二八	藤卷筆一對	三	引細糸一斤	七〇
種子油一沸	二八	尺違紙一東	一五	陶朱公墨一挺	一二	燒耐飯一本	一六〇
煙草	一八	皮紙一東	八	大丸墨一挺	三	濫地日傘一本	三五
酒一沸	二八	磨包丁一刃	八	小西墨一挺	四	弓張提燈一張	二〇
七部板一間	四五	骨打包丁一刃	一〇	小西墨下々一挺	二	小田原	一六
五部板一間	三五	鹽一俵	一三	烟草刻庖丁一刃	一八	日傘一本	二五
四部板一間	二〇	千草双金一斤	一三	絹糸一かな	一	刺刀一刃	五
鉛一斤	二五	鎌一刃	一六	漆一桶	七〇	合砥一丁	八
合鹽硝一斤	二五	線香五把	一	紺地風呂敷一枚	一〇	硫黄一斤	五
松櫃一斤	七〇	問屋張傘一本	一六	昆布一斤	三	挽白一組	二〇
同鎖前付	七五	葛のかね一升	一〇	紺地日笠一本	四五	二百斤掛斤量一竿	二〇〇

築地張煙管一本	二五	白焼からく一ツ	六	二部鑿一本	六	三寸釘 百本	八
籠 針一足	一二	同 茶家一ツ	六	曲 尺	五〇	縮綿當幅 一反	二〇〇
鑪 一本	一〇	押鉢三ツ入り一組	四〇	中 雙 鉈	四五	同大床帶 一筋	一八〇
博多帶 一筋	八〇	大押鉢一ツ	一〇	鉈 一 双	一二	同大床 一反	三六〇
雪晒木綿 一反	三五	春 煖 一 束	三〇	鉈 一 双	二五	白縮綿 一反	二〇〇
白地晒木綿 一反	四〇	茶 炒 一 束	一〇	鉈 一 双	二五	絹小倉帶 一筋	四〇
紅絞木綿 一反	四〇	五斗入壺 一本	四〇	山 鉈 一 双	二五	紅風呂敷 一枚	一八八
飯茶碗 一東	一〇	七十盃入壺 一本	二八	鉈 一 双	三	小紺風呂敷一枚	一二
監野燒茶家一ツ	四	本 皿 一 束	六六	木 挽 鉈 一 双	二五〇	小倉帶 一筋	二二
火 入 一 束	二	六斗入半銅	六〇	一 寸 鑿	一二	古綿入 一枚	一〇〇
井 一 束	一	三斗入半銅	二八	鐵 鑿 一 組	二五	裕 一枚	一〇〇
五合入德利一ツ	五	魚 鉢 一 束	二	鐵 鑿 一 組	四五〇	晒染地 一反	一三五
四合入德利一ツ	四	廣 鑿 一 束	二	兼 春 刺 刀 一 双	一二	糸 綿 帶 一 筋	二五〇
三合入德利一ツ	三	五 部 鑿 一 束	八	五 寸 鎖 前	一八	襦 子 帶 一 筋	二二〇
一斗入德利一ツ	一〇	六 部 鑿 一 束	九	乘 轡 一 間	一二〇	織屋羽二重一反	一五〇
六合入德利一ツ	六	七 部 鑿 一 束	一〇	一 寸 五 部 釘 百 本	四	南 京 形 付 一 反	八〇
里 一 束	一	四 部 鑿 一 束	六	一 寸 釘 百 本	三	白 足 袋 一 足	一〇
特 茶 前 一 束	一	八 部 鑿 一 束	一	二 寸 釘 百 本	二	甚 古 綿 一 斤	二〇
		一 升 入 唐 金 茶 家 一 束	一	二 寸 五 部 釘 百 本	五	一 面	一〇

黒雨合羽	四〇	小 丹 袴	一四	石 塔 一 組	一八	同 收 敷 金 三 ツ	三
朱 墨 一 提	五	小 柳 笠	一八	下 通 算 盤 一 面	一八	藏 かね 一 升	一五
長崎算盤 一面	五〇	二 ツ 折	四二	高 岡 半 切 一 束	三〇	引 手 金 一 ツ	六
尺 連 紙 半 切 一 束	一五	一 番 形 同	五〇	小 麥 四 合	一	小 引 手 金 一 ツ	二
指宿煙草	一五	二 番 形	四二	諸 帳 紙 百 枚	一八	釘 隠 一 束	一〇
姫路草履差一ツ	二四	改 拵	二五	上 通 二 之 勝 一 束	一四〇	種 子 油 入 明 礬 一 提	一八
夜 噴 膳 一 束	七〇	綿 打 紐 一 掛	三五	中 紺 紙 一 枚	一	醬 油 一 升	二
縮 合 羽	七〇	一 升 入 唐 金 茶 家	一〇〇	傘 轡 一 束	一		

次に、惣買入前後に於ける産糖額は、大島について、稍詳細な数字を擧げ得る。大島代官記には、同島の産額は、天明元年當時、平均約六百萬斤とあり、其の後暫らく数字を缺くが、文化以降年々の産額は左の如くである。

大島の産糖額  
天明元年當時  
平均約六百萬斤  
文化以降大島の産糖額

年 度	産 額	年 度	産 額
文化二年	約七,一〇〇,〇〇〇斤	文化六年	約六,八三〇,〇〇〇斤
同 三 年	約七,四〇〇,〇〇〇	同 七 年	約七,四〇〇,〇〇〇
同 四 年	約七,四〇〇,〇〇〇	同 八 年	約七,四〇〇,〇〇〇
同 五 年	約七,四〇〇,〇〇〇	同 九 年	約七,四〇〇,〇〇〇
文化十年	約五,六五〇,〇〇〇斤	文化十四年	五,六七〇,〇〇〇斤
同 十 一 年	約六,五九七,〇〇〇	文 政 元 年	四,三三〇,〇〇〇斤
同 十 二 年	約六,七五七,〇〇〇	同 二 年	約七,五〇〇,〇〇〇
同 十 三 年	同	同 三 年	五,六〇〇,〇〇〇

年	度	産	前録帳額	砂糖惣買上方法額	年	度	産	前録帳額	砂糖惣買上方法額
同	十一年	七、八八〇、九	同	七、八八〇、九	同	十一年	七、八八〇、九	同	七、八八〇、九
同	十年	—	同	—	同	十年	—	同	—
同	九年	約五、四七、五〇〇	同	約五、四七、五〇〇	同	九年	約五、四七、五〇〇	同	約五、四七、五〇〇
同	八年	約六、三九、六〇〇	同	約六、三九、六〇〇	同	八年	約六、三九、六〇〇	同	約六、三九、六〇〇
同	七年	約八、七五、〇〇〇	同	約八、七五、〇〇〇	同	七年	約八、七五、〇〇〇	同	約八、七五、〇〇〇
同	六年	七、九四、六三三	同	七、九四、六三三	同	六年	七、九四、六三三	同	七、九四、六三三
同	五年	約七、五八、〇〇〇	同	約七、五八、〇〇〇	同	五年	約七、五八、〇〇〇	同	約七、五八、〇〇〇
同	四年	七、二五、九七九	同	七、二五、九七九	同	四年	七、二五、九七九	同	七、二五、九七九
同	三年	天保元年	同	天保元年	同	三年	天保元年	同	天保元年
同	二年	七、九四、六三三	同	七、九四、六三三	同	二年	七、九四、六三三	同	七、九四、六三三
同	一年	七、二五、九七九	同	七、二五、九七九	同	一年	七、二五、九七九	同	七、二五、九七九
同	天保十二年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十二年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保八年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保八年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保九年	七、五三、三三九	同	七、五三、三三九	同	天保九年	七、五三、三三九	同	七、五三、三三九
同	天保十年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十一年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十一年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十二年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十二年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十三年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十三年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十四年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十四年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十五年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十五年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十六年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十六年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十七年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十七年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十八年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十八年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保十九年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保十九年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九
同	天保二十年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九	同	天保二十年	七、八三、二五九	同	七、八三、二五九

\*印は奄美史談により、他は凡べて大島代官記による。同代官記に年により二様の数字を示す事あり、其の一方には( )を附して共に揭示した。

他の諸島に就いては詳細を知り得ないが、徳之島では前録帳及び砂糖惣買上方法により、左の數年分を知り得る。

年	度	産	前録帳額	砂糖惣買上方法額	年	度	産	前録帳額	砂糖惣買上方法額
天保十四年	—	—	—	—	弘化元年	—	—	—	—
弘化元年	—	—	—	—	弘化二年	—	—	—	—
—	—	—	—	—	弘化三年	—	—	—	—
—	—	—	—	—	弘化四年	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

また御産物御仕登金銀錢御藏納高萬控に、嘉永二年春砂糖出来高として大

徳之島産糖額

嘉永二年砂糖出来高

天保財政改革と琉球糖

薩隅の新製砂糖

櫻島産

指宿額産

島凡七百萬斤喜界島二百萬斤徳之島二百六十萬斤琉球凡四百五十萬斤とあり、大數は知られる。沖永良部島では、嘉永六年初めて産糖の惣買入制を實施したが、輿論島では、甘蔗作を始めたのが安政四年十一月で翌春より積登せた。<sup>(注三)</sup> また、天保財政改革中、琉球糖にも、租米換糖を實施し、即ち、七十五萬斤方と唱へ、琉球在番奉行高田尙五郎の建議に基き、財政上効果も大であつたといふ。<sup>(注三)</sup> 次に薩隅の産糖、即ち、謂はゆる新製砂糖も漸次現はれた。垂水では、古くも甘蔗を作つた様であるが、文政八年、水迫平五郎が大島より蔗苗を移した處、生育良く、翌年、之を數畝歩に増植したが、製糖法の未熟と機具不完全のため好結果を得ず、藩に請うて大島人を雇つて研究し、同十年、頗る良好の黒糖を得次第に糖業を普及した。<sup>(注二)</sup> また、桐野太兵衛は、寛政初年以來、大隅で製糖を行はんとし、屢、請願して、文政十年十月、漸く免許され、翌年、大島及び肥後天草等から蔗苗を購入して、櫻島垂水に植ゑ、同年末、黒糖九十六斤半を製した。喜界島代官記に、同年春より屋久島種子島櫻島等に黍苗取任立につき、喜界島より之を買入上納したとあるのも、桐野の事業と關聯する様である。同十二年、桐野は日向、紀伊から甘蔗苗を購入し、指宿額産地方にも植付け、製出糖を江戸に送り、藩邸

新製砂糖總支配人桐野太兵衛

種子島の甘蔗植栽

種子島の砂糖專賣制度

種子島産糖の増加

屋久島・口永良部島の産糖

の試用に供したが、上品にして和製と見えず、琉球糖に類し、後々は至極の利益とならんと好評されたといふ。文政十一年、桐野は新製砂糖總支配人を命ぜられ、甘蔗作地の開拓、苗の買集め、作人へ資金貸出等に努め、其の嫡子孫太郎も同じく總支配人を嗣いだ。かくて糖業者は、天保四年頃、凡二百五十戸、同十年、凡七百戸、弘化元年頃には、櫻島垂水新城花岡に互り、千四百十四戸に達し、産額も、嘉永元年以後、凡百萬斤に達した。但し、甘蔗作地は米作不適地に限られた。<sup>(註三七)</sup>

種子島では、文政初年、種子島家の老臣知覽行寛が領主種子島行道に建言し、同八年、初めて甘蔗苗を移植した。同十年、免許を受けて、藩へ三分の一貢糖すると共に、島内に專賣制度を布き、人を大島に遣して、製糖を傳習せしめ、毎戸三畝或は五畝の甘蔗作を命じ、領主方より一村數所の製糖場を置き、多くの役員を附した。産出糖は悉く大坂へ送り、作人には木綿を給した。天保元年にも、大島人を雇ひ、島民をして製糖を傳習せしめた。但し、生糖高に制限あり、天保十年まで十五萬斤とし、夫より二十萬斤とせん事を請願し、天保十五年には三十萬斤を許された。其の後、次第に増産し、遂に、年産六十萬斤或は百萬斤に及んだといひ、種子島家蔵方第一の産物とされたが、維新後、專賣を解くに至り、百

大坂へ砂糖を積登す積登砂糖の大坂賣價

姓は一時に糖業を放棄した。<sup>(註三七)</sup> 屋久島では、天明頃、大島人の來つて甘蔗作及び製糖を傳へるものあり、従業者數戸を存したが、爾來振はず、安政年間より稍、擴張に向つたといひ、口永良部島でも、甘蔗作は安政四年に始まつた様である。<sup>(註三八)</sup>

かくて、天保財政改革を通じて、三島の外、沖永良部島、琉球の産糖、新製砂糖まで、悉く大坂へ送り、その品質改良と共に賣拂方法にも改革を加へ、賣價も漸次高騰した。文政二年乃至天保十年の黒糖の大坂賣價は左の如くである。

年次	價銀	年次	價銀	年次	價銀	年次	價銀
文政二年	・七兩六匁	文政八年	・七兩三匁	天保元年	・七兩六匁	天保七年	・七兩七匁
同三年	・五兩〇六匁	同九年	・七兩六匁	同二年	・八匁六匁	同八年	・一兩四匁〇
同四年	・五兩二匁八	同十年	・六匁五匁	同三年	・一匁六匁	同九年	・一兩〇一匁
同五年	・三兩二匁	同十一年	・六匁三匁六	同四年	・一匁	同十年	・一兩三匁六
同六年	・六匁八匁三	同十二年	・五匁七匁五	同五年	・一匁三匁九	天保度	・一匁餘
同七年	・五匁四匁五	文政度十一年間平均	・六匁	同六年	・七匁五匁六	十年間平均	

即ち、文政度平均價に比し、天保度平均價は一割八分以上に當り、惣買入前後各十年間の積登總額を一億二千萬斤とし、之を各平均價により計算すれば、



一億二千萬斤分代銀

同上金にして

文政度(惣買入前)

八一、九六〇貫

一、三六六、〇〇〇兩

天保度(惣買入後)

一四一、〇〇〇

二、三五〇、〇〇〇

差額

五九、〇四〇

九八四、〇〇〇

砂糖潤益増加  
推算五萬九千  
四十貫

砂糖による藩  
の潤益三十割  
薩藩以外の内  
地産糖の増加  
による糖價の  
下落  
内地産糖に對  
する薩藩の對  
策

大藏永常

となり、惣買入後の賣價高騰による潤益増加は、十年間に銀五萬九千四十貫と推算し得る。更らに、黒糖の平均相場を天保元年乃至十年の大坂に於ける平均米相場一升に付銀九分六厘三毛餘と對比すれば、黒糖一斤は米一升二合餘に當る。之を島許に於ける買入糖代米に比して約四倍に當り、即ち、諸雜費を計算外とすれば、藩は買入糖について三十割の潤益を收めたのである。(注二七)

然るに、和製砂糖、即ち、薩藩以外の内地産糖は、寛政年間に讃岐高松藩より大坂に出荷したのを嚆矢とし、阿波土佐和泉河内紀伊駿河遠江三河等から廻着し、三盆白等の上品種を含み、年廻着高も十五萬挺(二百三十多一斤の百二十斤入薩藩の百二十多一斤では三千六百斤)に達した。其のため、薩摩糖の賣價は、天保十一年、一斤に付銀七分となり、下落し始めた。仍て、藩は之が抑制を必至とし、内々幕府に運動し、また當時濱松藩に仕へてゐた大藏永常著述の製糖書(註二七)の出版停止を計つたといふ。

〔補説〕 大藏永常は豊後日田の人で、若年より九州各地を始め全國を遍歴した。其の稿本甘蔗大成巻上の記事によれば、彼は薩摩に於いて、琉球及び三島の製糖技術を會得した様で、之を日向延岡及び土佐駿河三河田原等に傳へ、また其の著述によつて流布した。甘蔗大成は彼著農家益に出版豫告があるが、遂に、出版されなかつた。海老原清照は、たゞ大藏永常著述の製糖書出版阻止を運動したと記してゐるが、此の書を指したものであらう。

砂糖相場に對  
する調所の方  
策  
島地に於ける  
製法對策

天保末年以降  
砂糖の潤益減  
少

當時、調所は大坂堺筋砂糖屋の術計を疑ひ、極内に濱崎太平次正房に命じて、多量の買占を爲さしめたが、相場は上昇せず、損失を被つた事もあり、また北國地方の市場に對し、下關で内密に賣却する計畫を立て、五枚帆船三隻の琉球糖を賣却した事もあつたが、値上りもなかつたといふ。(註三〇) 其の他、島地に於いても、製法について對策を講じ、徳之島では、天保十二年、樽面等揃へる様申渡し、大村へは、黍見廻一兩人づゝ増員する事とし、正月、村々で二十九人の増員を達した。(註三〇)

かくて、天保末年以降、砂糖の潤益は減少したであらうが、猶ほ、重要國産たるを失はなかつた。其の後の景況を見るに、壘山利武公用控(註三二)によれば、天保十五年以後、大坂仕登三島砂糖斤量及び代銀潤益は左の如くである。(補説)

天保十五年以降大坂仕登砂糖

年	斤	代	銀	利	潤
天保十五年	一四、一二一、八〇九	一四、七三〇、九五八、八二分	一九三、六八八		
弘化二年	九、一八六、四三九	九、三六二、五七五、四四	一二三、一五四		
同 三年	八、七八七、〇六八	九、〇六七、九一五、〇五	一一八、〇一七		
同 四年	一三、五六五、〇九九	一三、一八三、八一八、八八	一七七、四一四		
嘉永元年	一〇、四八七、五一〇	一〇、八九六、四二八、二〇	一四四、〇三九		
同 二年	一一、二八七、七八〇	一一、〇八七、一六三、九〇七	一四五、八五三		
同 三年	一二、四九八、〇一六	一一、八二五、二七五、七四	一五八、〇五一		

三島方入拂總計による仕登砂糖

〔補説〕 三島方入拂總によれば、嘉永元年乃至三年の年々正月より十二月まで仕登砂糖の額は左の如くである。但し、之は餘計糖のみの額であらう。

年	斤	代	銀	利	潤
大 島	九一四、三四三、五	一、八四三、九二二	二、二八六、七六四		
喜 界 島	七五二、五三三	二〇六、五一九、二六四	二五九、七二七、五六八		
德 之 島	一、一七、六八六、五	九〇、一四七、二二五	一、一九六、九六〇		
計	一、七四四、五六三	一、〇九〇、三六一、〇八五	一、二四四、四四一		
嘉永元年	二、七八四、五六三	三、六五五、八三八	四、七二八、一六五		
嘉永二年	三、六二二、五二六、〇七二	四、五七〇、二七、四七四	五、五六〇、〇三六、七八		

仕登代銀

鳥代官記等所載の前掲全産額に大體一致する譯である。運賃は、仕登砂糖百斤に付大島十一斤二合、喜界島十二斤半、德之島十五斤の割で支拂ふものである。此の外に、大島より左の如く、本手米代銀及び位劣砂糖入札代銀として錢の仕登があつた。後者は、蓋し、鳥許に於いて劣等品の入札拂をしたによる。

大坂仕登と藩砂糖藏廻

買入代銀并に入要雜費

年	斤	代	銀	利	潤
本手米代銀	四二、一七一、七三八	四五、六〇〇、〇〇〇	四九、八〇〇、〇〇〇		
位劣砂糖入札代銀	三、〇四九、七三二	三、九〇四、二五四	九、七〇一、〇七九		
計	四五、二二一、四七〇	四九、五〇四、二五四	五九、五〇一、〇七九		
大坂仕登拂	二、七四九、八一八	三、六三一、一六一	四、六四八、九一六		
位劣にて鹿兒島砂糖藏廻	三、七四四、七四五	二、四、六七七	七九、二四九		
計	二、七八四、五六三	三、六五五、八三八	四、七二八、一六七		
また右の仕登糖に對し島民に給附する物品の鹿兒島及び大坂に於ける買入代銀及び運送雜費は左の如くである。					
嘉永元年	四〇、三三一、七六七	二八、八〇九、三一八	四三、五四一、四六四		
於鹿兒島買入代錢	一九、八〇七、六四四	二〇、九三六、九四一	三〇、二一八、〇五〇		
於大坂買入代錢	六一二、五六二	三八三、八八八	七三一、〇二九		
運送雜費	(六〇、七五一、九七三)	(五〇、一三一、〇四七)	(七四、四九〇、五四三)		
第一章 農政及び農業					四一五

第三編 民政及び産業

此の外に、左の如く、三島方諸役心附銀以下の雜費支出があり、次に、給附物品關係を加へた支出總計と共に之を示す事とする。(物品三項及び本表四項の合計)

諸役心附銀	一五、八一六、六六四	嘉永元年
取押兼務兩人苦勞銀	一五〇、〇〇〇	文
手傳苦勞銀	一五、〇〇〇	
燒印代錢	一一、九〇八	
計	一五、九九三、七五二	
給附物品關係を加へた支出總計	(七六、七四五、五四五)	
	* 七六、七四五、五四三	
嘉永二年	九、二八三、三二二	文
嘉永三年	一六、七〇〇、〇〇〇	文
計	一五、〇〇〇	
	一五、〇〇〇	
	六、四三二	
	九、四五四、七四四	
	(五九、五八五、七九一)	
	* 五九、五八四、九一九	
	(九一、三七五、〇七三)	
	* 九一、三七五、〇七一	
	一六、八八四、五三〇	
	一九、五三〇	

- [注一] 島津國史卷二三 南聘紀考卷地
- [注二] 奄美史談
- [注三] 球陽卷五 那霸由來記
- [注四] 大島私考 歴代制度卷一 四人 奄美史談 砂糖惣買上方法(南島雜集卷六) 大島各島物産調 南島雜話卷四 縣廳記錄農第四四號ノ三(明治四十一一年)
- [注五] 大島私考 歴代制度卷一 四人 奄美史談 南島雜話卷二・四 補遺 大島代官記 連官史 田畑 佐文仁事蹟調書
- [注六] 大島代官記 田畑佐文仁事蹟調書
- [注七] 大島物定帳 大島要文集
- [注八] 大島物定帳
- [注九] 奄美史談
- [注一〇] 前錄帳
- [注一一] 歴代制度卷一 四人
- [注一二] 前錄帳
- [注一三] 大島代官記 大島要文集 通昭錄卷六八
- [注一四] 大島代官記 歴代制度卷一 四人 大島私考 大島要文集 前錄帳
- [注一五] 大島要文集
- [注一六] 縣廳記錄農第三一號(明治卅一年) 大島代官記 樋口弘氏著本邦糖業史
- [注一七] 大島要文集
- [注一八] 鹿兒島縣農事調査沿革四 縣廳記錄農第三一號 西村時彦氏著南島偉功傳 本邦糖業史
- [注一九] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二〇] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二一] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二二] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二三] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二四] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二
- [注二五] 鹿兒島縣農事調査沿革四 照國公文書卷二

第九節 新田開發

新田開發は、藩に於いて屢、大規模に經營した。外に、抱地、永作地等も小規模ながら、士百姓私營開發の新田であるが、其の内でも、一所、持切名領主の開發には、相當の規模のものがあつたと考へられる。藩經營の新田開發は、萬治内檢より享保内檢の期間及び天保財政改革以後に於いて盛んであつた。萬治内

檢の増高の内二萬四千石(石ともいふ)を郡座附高とし、其の所務を以て新田開發に充てる事としたのに起り、藩は諸所に於いて、新田開發を經營した。即ち、帖佐を始めとし、國分串良大根占高山等に於ける大新田開發を見たのである。萬治元年乃至天和元年の新田出來高は、干損地灌漑による九千三百五十七石餘、畠田成一萬八千六百四十九石餘、新開田畠六千三百五十六石外に損地起二十八石餘を合せて三萬四千三百九十二石餘で、之を新田高とし、諸士仕明給分一萬五千六百二十石餘、二ノ丸仕明高千五百六十七石餘を加へて五萬千五百六十二石餘となり、また寛文七年六月までの竿入究田高一萬千五百九十九石餘(内課、薩摩千六百三十石餘、大隅八千二百四十二石餘といふ)。即ち、天和二年までに増高六萬三千石餘に及んだ。萬治二年より寶永五年までの新田高四、五萬ともいひ、享保内檢の三州増高十一萬千六百六十一石餘なるを見ても、新田開發の盛大なるを察し得る。(注)享保内檢後の三州内高増加は、右に比すれば甚だ緩慢で、新田開發も著しいものがなかつた。此の間、安永五年三月、郡奉行堀仁右衛門等は納戸銀餘計を以て、田畠鹽濱を開發する事を命ぜられたが、同七年十一月、同秋兩度の大風で諸外城永損の場所多く、普請に夫數を要するとの理由で差留められた。

天和二年まで  
新開増高六萬  
三千石餘

享保内檢増高  
十一萬餘石

納戸方の新田  
開發

天保財政改革  
と新田開發

此の納戸方新田開發は殆んど成果を見なかつた様である。天保財政改革中の新田開發は、開發總高等を算出し得ないが、國分小村新田を始め諸所に大規模なものがあつた。

新田開發と用  
永工事  
帖佐の片子嶽  
新溝開鑿  
國分新川開鑿  
工事

主要の新田開發及び之に應ずる用水工事の各個について記すに、先づ郡座で最初に着手したのは、思川上流の帖佐觸田片子嶽新溝開鑿で、之は萬治元年の着手と思はれ、寛文四年四月に竣功し、水路百町餘に互り、開發新田の面積は不明であるが、現今の灌漑面積は、重富村と帖佐村とで三百三十町餘である。(注)次は、國分新川の開鑿工事で、同地方の安樂川は、日當山東郷村で霧島川に合し、國分大津より東南流して大津川となり、手籠川を併せ、更らに、上井川を合して海へ注ぎ、年々氾濫して流域の水害甚だしく、寛文元年三月、光久は、參勤途上國分に於いて、之を聞き、水路開鑿の事を地頭喜入久守より家老島津久通に達せしめ、久通は、岸良兼全を主任とし、大山廣綱を副として當らしめた。新水路は大津川を南方見次村野口村の大野原に導き、住吉村に至り海に注ぐもので、四年を経て竣功し、之を新川と命名した。更らに、光久は、岸良大山をして、菱刈重敦と共に、新田開發を圖らしめ、同六年に至り、國分で高五千石餘の新田を得た。

國分郷内新田  
開發

高山新留・野  
崎の用水工  
事と新田開  
發

小根占雄川  
用水工  
事

小根占川北  
村及び大根  
占城元村の  
新田

加治木木田  
村用水工  
事

池田助右衛  
門

市比野新田

松永用水と  
平瀬の開鑿  
工事

高江新田

長崎堤

八間川排水  
路掘鑿

第三編 民政及び産業

島津久通は、同元年、高山新留野崎兩村にも用水工事を起し、同十一年、竣功し、即ち、高山川より灌漑して、高二千石の新田を開發した。串良に於いても、汾陽光東が監して、岩弘池之原川、西川、東諸村に用水を引き、同四年、竣功した。同五年には、菱刈重敦が總奉行となり、小根占雄川より用水を引く工事に着手し、後に伊東祐良古後秋安を溝奉行として補助せしめ、同十二年、竣功して、小根占川北村及び大根占城元村等に灌漑し、新田を開發した。現に堰長さ九十間、用水路二里を存し、灌漑面積は小根占村大字川北のみで二百町に及ぶといふ。加治木では、萬治二年八月より、木田村一帯灌漑のため、西別府川の水を右岸に導く、獺貫隧道及び用水路の工事に着手し、寛文三年三月、同隧道百二十間を貫通した。之は木田村の用水不足を救ふため、池田助右衛門なる者が計畫し、領主島津忠朗に上申し、また自身工事に當つたと傳へる。隧道は殊に難工事であつたが、外に二千六百九十間の用水路があり、之によつて木田村の旱損を除き、更らに、新田を開き、高六千石に達したといふ。樋脇では、寛文九年、木場川より用水を市比野村中央に引き、新田を開き、之を市比野新田といふ。當時の新開高は不明であるが、同用水路の灌漑面積は、現今百餘町に達するといふ。

また同年間、國分西國分清水會於郡等に亘り、松永用水及び平溝の開鑿工事があり、兩用水路の延長は、夫々三里及び二里とし、前者は霧島川より、後者は手籠川より、引水するもので、灌漑面積は、現今夫々三百九十六町百四十三町に及ぶといひ、之によつて開發された新田は、莫大であると考へられる。延寶八年、小野家住は、禰寢清雄の命により、高江新田に着工し、貞享四年に竣功した。即ち、高江の内川内川左岸に存した、周圍三里程の廣瀉といふ沼澤に、堤防工事を施し、干拓したもので、小野殿新田とも稱する。堤防は長崎堤といひ、長さ三百六十間あり、新田三百町、高千四百石、或は千三百七十七石といふ。其の間、天和三年三月、禰寢清雄は、水引平島茂リ山の鹿園垣が、延長二千六百間餘あつて、之に年々夫約七千人、飯米四十石を費やしたのを廢し、其の夫役を高江新田工事に使役せん事を建議し、六月、認可された。之は甚だ難工事であつた様で、開發後も屢、水害あり、殊に、文政十一年六月、堤防が決潰し、修築を加へたが、更らに、弘化五年四月、調所廣郷の命により、八間川なる、延長一里一町、川幅八間の排水路掘鑿に着手し、翌年十二月、竣功した。此の工事に當つたのは、松岡十太夫、伊集院右衛門山下喜三、次及び肥後の石工岩永三五郎等であつた。

出水の古里新田

名護土手築造

莊之津築堤

垂水井河溝工事と新田

頼娃御領村牧ノ内村用水工事と新田開墾

樋脇元村用水

宮内原新田と郡奉行汾陽盛常

濱之市新田 菱刈田中村用水工事

郡田川堰堤工事

出水では、天和頃、古里新田を開いた。即ち、脇本湊の入江に四十餘間築堤して、約四十町を干拓したものである。元祿十三年には、江内村に三百六十間築堤して新田百四十町を干拓し、翌十四年、米之津湊に千二百間の名護土手築造による干拓に着工し、同十六年、竣功した。同新田の地は現に百餘町に及んでゐる。同方面の莊之津築堤も元祿年間の工事で、干拓を行つたものである。

垂水では、元祿六年、井河溝の工事に着手し、寛保元年に竣功した。即ち、高城村内に於いて本城川より引水して、田神本城、新御堂各村に新田を開き、現今灌漑面積二百町に及ぶ。之は領主島津久治の計畫に起り、實に領主三代を経た工事であつた。元祿六年には、頼娃御領村でも、馬渡川より引水する延長四百五十間の上出新田川を開鑿し、新田六町に灌漑し、翌年、同牧ノ内村で、同じく馬渡川より引水する延長一里三合の佃新田川を開鑿した。途中に六十間乃至五間の大小隧道あり、現今灌漑面積百町餘といふ。此の頃、加久藤西郷村の川内川上流より眞幸を経て、吉松中津川村に至る用水路の工事があり、吉松中の流程一里十餘町で、現今灌漑面積二百數十町である。元祿十五年二月には、樋脇の元村用水路に着工し、翌年十二月、竣功した。之は入來浦之名村で、入來川

より引水し、樋脇平佐兩所に及ぶもので、之によつて、樋脇塔之原村、倉野村に若干の新田開いた。用水路の灌漑面積は現今二百餘町といふ。

正徳年間には、宮内原新田の工事があつた。是より先き、郡奉行汾陽盛常は、西國分に安樂川より用水を引いて、新田を開く計畫を立てたが、家老の認める所とならず、更らに、同役土師經貞の賛成を得て、家老種子島久基に請ひ、遂に容れられた。仍て、汾陽は主任となり、土師も掛となつて、正徳元年十二月、起工し、享保元年四月、用水路を成就した。即ち、安樂川より西南に向ひ、八幡宮下を過ぎ、東に向ひ、内山田村見次村を經、南流して眞孝村に至り、海に注がしめる延長二里十八町の水路で、其の灌漑して得た新田を宮内原新田といひ、高六千餘石(或は四千三百六石といふ)に及び、内二百石を宮内八幡社領に寄進した。猶ほ、此の用水の末に濱之市新田あり、之は、寛政七年、着工し、同十二年、竣功したものである。

寶永元年には、菱刈田中村に於いて、川内川の支流に石堰を設け、水路を開鑿し、其の後、寛文年間及び弘化五年、兩度修築を經たが、其の灌漑面積は現今百五十町に及ぶ。寶永三年には、吉貴の命により、清水郡田村に於いて、郡田川に堰堤を築き、清水國分西國分に引水し、其の灌漑面積は現今三百町といふ。同年

五萬石溝  
萬ノ瀬川築堤  
と新田川開鑿

半月原

大島に於ける  
新田開發  
田畑佐文仁

間、同じく吉貴の命により、出水大川内村に於いて廣瀬川より引水し、洗切濱に至る延長四里二十餘町に及ぶ用水路を開鑿した。其の間、隧道大小十六所、水路橋及び川底暗渠あり、享保十九年竣工して百二十町餘に灌漑し、之を五萬石溝といふ。また川邊田部田村に於いて、萬ノ瀬川に堰堤を築き、阿多に至り堀川に注ぐ延長二里十二町の用水路を開鑿した。隧道三十所あり、享保九年頃、着工し、同十二年竣功したものである。灌漑面積は當時二百餘町で、現今二百七十町に及び、之を新田川といふ。之に伴つて、新田開發及び畠田成により半月原の如き高四十八石の所七百石に至るといふ。(注一四)

大島に於いては、正徳、享保中、田畑佐文仁龍佐が事に當り、各所に新田を開發した。佐文仁は若年より開墾の心掛あり、諸所の開發に着手したといふが、正徳元年、古見方與人寄役となり、鹿兒島に上り、國分宮内原新田開發に出務し、翌年九月、工事秘傳書を得て歸島し、十月、住用間切與人役となり、享保十一年三月までに高千四百三石餘、別三百十四町餘を開發し、功により代々嫡子まで外城衆中格申附けられた。更らに元文三年までに、百八十町餘を開發し、享保八年十月、無扶持與人格を以て、新田方一篇勳を命せられた。其の開發した諸所は、

笠利方の手花部喜瀬、浦名方の浦屋入瀬、花留部、龍郷方の久場、芦花部、名瀬方の朝仁、小宿、知名瀬、大和濱方の大和濱、津名久深、山塔、宇檢方の湯灣、西方の古志、東方の清水、住用方の市役勝、東仲間等の諸村に互つた。大規模の工事も少からずと見られるが、就中、浦村の工事は正徳年間、堤防三百餘間を以て海潮を防ぎ、新田七萬坪に及び、現に堤防、隧道を存すと(注一五)

文化三年、鹿兒島田上川を附替へ、新川としたにより、新田畠四百餘町を開いたといひ、同年間、上伊敷村に於いて、甲突川に石井手を築き、西田町に達する用水路を開き、新田を開發した。其の内、現に市街地となるもの大分であるが、猶ほ灌漑面積百二十町に及ぶと(注一六)

國分小村新田は、家老調所廣郷が諸郷巡見の節、其の地の干拓に適するを聞き、海老原清熙、安蘇鐵彌と視察したに始まる。即ち、弘化二年六月、藩費を以て着手し、肥後の石工岩永三五郎が専ら工事に當り、海老原も時々出張して指揮したといふ。此の地は、櫻島爆發の時、高潮のため損壞した場所で、古田畠普請と共に潮留を築いたのである。潮留工事は二度失敗して、三度目の工事を弘化三年九月に成就し、翌春より作職せしめたが、更らに、新川尻より用水を引い

鹿兒島の新川  
上伊敷村に石  
井手を築き、西  
田町用水路を開  
く

國分小村新田

高原・高崎の  
新田開發

高原高千穂新  
田

て新田を開發し、嘉永四年三月、略完成に至つたのである。全地積は潮廻溝筋潮留口入江を除き、九十七町餘であるが、其の内嘉永四年當時には、田方五十七町三段餘、畠方四町八段餘、蘭田十九町三段餘、計八十一町三段を開發したといふ。猶ほ嘉永五年にも、潮留築堤の補強工事を加へた。<sup>〔注七〕</sup> 高原高崎の新田開發は、内用計を以て、嘉永三年着工した。即ち、高原で約二百二十六町二段、高崎で約九町、計約二百三十五町二段を開く計畫で、其の内田方二十町六段餘は同年中植付け、其の後翌年春までに、三十一町三段餘を開發した。此の新田を高原高千穂新田と稱する様である。<sup>〔注八〕</sup> 其の他、天保十四年着工の出水庄(莊)村鹽濱及び同所今釜新田、弘化四年の馬越田中村濱河井手普請等また前記の高江新田の八間川等改修工事も、當時の事業として重要なものである。<sup>〔注九〕</sup>

〔注一〕 租税問答 地考升田抄寫 田租雜記 鹿兒

島藩租額事件 田地方萬留 島津國史卷二六

〔注二〕 歴代制度無卷第二 薩藩例規雜集卷二

〔注三〕 歴代制度卷一 二上

〔注四〕 租税問答 鹿兒島藩租額事件 鹿兒島縣土

木原編鹿兒島縣維新前土木史

〔注五〕 島津國史卷二七

〔注六〕 島津國史卷二七 三州御治世要覽附錄年代

記 再撰方名勝志(文政七年)

〔注七〕 鹿兒島縣維新前土木史

〔注八〕 總編村史 鹿兒島縣維新前土木史

〔注九〕 鹿兒島縣維新前土木史

〔注一〇〕 租税問答 三國名勝圖會卷一 福殿丹波

清藤鶴農略記 鹿兒島縣維新前土木史

〔注一一〕 鹿兒島縣維新前土木史

〔注一二〕 島津國史卷二九 三州御治世要覽附錄年代

記 田租雜記 鹿兒島藩租額事件 鹿兒島縣維新前

土木史

〔注一三〕 元治元年萬留

〔注一四〕 鹿兒島縣維新前土木史

〔注一五〕 田畑佐文仁事蹟圖書 大島要文集

〔注一六〕 鹿兒島縣維新前土木史

〔注一七〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ訓所笑左衛門廣

郷履歴概略 元治元年萬留

〔注一八〕 地考論卷三 御産物御仕登金銀錢御藏納高

萬控

〔注一九〕 御産物御仕登金銀錢御藏納高萬控

### 第十節 凶荒飢饉等の災害

損毛凶荒の原因は、風水害旱害虫害或は噴火等種々の場合があり、時に頗る廣範圍に亙り、或は全領の凶作乃至飢饉となつた事も屢である。古くは慶長九年四五月頃、早天が續き、被害の程度は明らかでないが、義久は「五月雨の雲かさなりて日比ふれ、なべて田面のうるふばかりに」と雨乞をしてゐる。<sup>〔注〕</sup> 次いで元和六年七月、指宿の一部に洪水があり、三州御治世要覽附錄年代記によれば、寛永四年秋には、田地に小繩といふ虫が發生したといふ。同年より翌年(寛永

慶長九年の早  
天に義久詠歌  
雨乞す



七八)は領内一統の飢饉であつた。即ち同五年(八年)四月三日付家老喜入忠政等の狀に、同年分國中以ての外、飢饉で、下々迷惑の由、仍て、家久より米價抑制を命せられたとある。同十三年秋も、領内一統の飢饉であつた様であるが、詳細は明らかでない。同十八、九年は全國的飢饉で、其の影響で、永野金山も幕府から閉鎖を命せられたのであるが、領内の被害は激しくなかつた様で、たと同十八年八月初めより、田地に虫入があつたと傳へる。

慶安三年の大  
雨と虫害  
寛文三年の旱  
害

其の後慶安三年夏には、大雨があり、鹿兒島城石垣が大破した程で、更らに、度の大風雨及び虫害があり、九州中の不作であつたが、殊に薩藩領内の被害は甚だしかつたといふ。明暦三年六月、其の翌年或は翌々年と水害があり、損毛多く、寛文三年には、春以來降雨なく、初夏より大旱に及ぶ、又は六、七月の四十餘日間降雨なしともいひ、田地はもとより、畠作も早枯れ、河川池水も干上がった。同九年には、度々の風水害があつたので、檢使を遣して、役米六合米及び翌年の麥斛等を免じ、他方、其の十二月三日には、御物座より諸士百姓に對し、衣類の用意、正月の儀式或は講祭禮、其の他寄合に類する事一切を停止し、米穀の浪費を堅く戒めてゐる。延寶二年八月には、風水害の結果、飢に及ぶ者あり、分國中に

寛文九年の風  
水害

延寶五年大日  
の洪水  
正徳元年の風  
水害

享保元年及び  
二年の霧島山  
噴火

檢者を派し、飢米給與の事もあつた。同五年六月には、大口に稀有の洪水があつた。たと同八年の全國的飢饉の際、薩藩領内の被害は不明であるが、蓋し、大なる影響を見なかつたのであらう。正徳元年五月、城下に水害があり、橋梁多く破壊し、更らに七月、死者を出した大風あり、農作の被害も多かつた様で、樋脇村史には、五月の水害で、同所に多分の無納地を生じたとある。翌二年、市來湊唐人町で、凶作のため米穀が缺乏したといふのも、前年風水害の影響であらう。次に、享保の初め、霧島山が噴火し、降灰の被害甚大であつた。霧島山は、享保元年二月十八日、噴煙し始め、八月十一日の噴火を経て、九月廿六日夜半に至り、大噴火となり、堂宇、山林が多く焼失した。同十二月廿六日、再び噴火あり、降灰四日に及び、高原、高崎、都城、小林、須木、野尻、倉岡、綾、高岡等の田畠皆埋没し、牛馬の死傷も多く、翌二年も、正月三日及び七日、又噴火し、錫杖院、其の他家焼失し、日向諸縣郡の罹災田畠十三萬六千三百坪餘に及んだといふ。同十一日、幕府への届出によれば、被害總計は、石砂入の外、城十二所、焼失家屋六百四軒、負傷者三十一人、死牛馬四百五頭、田畠損地六千二百四十町餘、高六萬六千八百八十二石餘に達した。此の修復のため、領内藏入、給地共石別一合の出来を課した。

享保年間の凶作

米價の下落

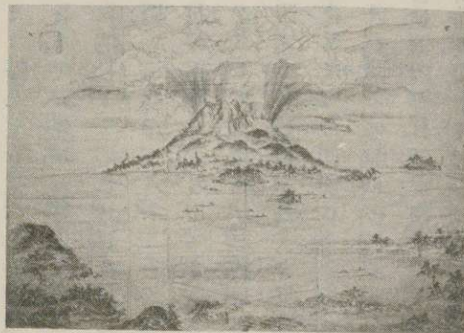
甘藷作によりて餓死者僅少

明和六年の大風

享保の全國的飢饉は著名であるが、薩藩領内でも連年の凶作乃至飢饉であつた。享保十一年には、大雨があり、城下の被害が傳へられるが、當時より凶作となつた様で、翌十二年春には諸外城に於いて葛等を飯料とし、年貢はもとより不足し、同十三年四月初めより、諸外城で笹に結實し、漸く之によつて助命し、また結實した竹は翌十四年に至り、悉く枯れ、唐竹等は一圓になつたといふ。十四年は、前年秋の不作で、諸外城共飢饉であつたが、米價は却つて稀有の下値で、此の春、高原高崎邊で、眞米五升錢百文であつた。更らに其の八月、兩度の大風あり、同十六年八月にも、諸縣郡に大風水害があつた。同十七年には、西國筋一般に虫害あり、大飢饉に及んだが、領内に於いても虫入あり、飢饉を免れなかつた。但し、甘藷作多きため、餓死者は僅少であつたといふ。

其の後寛延元年には、九月及び十月兩度の大風があり、翌年八月にも、大風水害があつた。寶曆三年六月には、風害水害が重なり、同八年七月にも、大風吹き、明和六年八月の大風では、田方十萬石以上の免高に及び、同八年秋には、田に虫入があつた。安永四年夏には、近年になく、麥作良好であつたが、四月中旬より五月に亘る霖雨のため、收穫不可能となつたといふ。翌五年秋は、田方豊作で、

安永八年櫻島噴火



安永八年櫻島噴火の圖 (鹿兒島縣立圖書館所藏)

上見もなく、之は五十年來の事とされた。安永七年秋には、兩度の大風のため、諸外城永損の場所多く、普請の夫數々萬に及んだといふ。

翌八年の櫻島噴火は、同島各村田畠を全滅したのみならず、降灰の範圍廣く、被害激甚であつた。櫻島爆發は、九月廿九日夜の地震に始まり、此の地震は、鹿兒島はもとより、數十里の遠きに及び、翌十月朔日午前まで頻繁に續いた。夫に次いで、櫻島白水の後、權現宮に當り噴煙見え始め、また島中の井戸悉く沸騰し、更らに、有村の上燃ノ頭邊より、黒煙猛然と騰り、間もなく高免村の上瓶掛邊より噴煙し、鳴動が續いた。大噴出は五日に及び、夫より稍、衰へ、一ヶ月を経て、全く鎮靜したが、山容は著しく變じた。櫻島では、爆發中、激震他所に十倍し、飛石降灰霰の如く、忽ち累積し、ために打撲埋没し、或は溺れて死する者多く、時に、死者の數は、衆中方二十四

島民の避難

人(内上男九人下男三人)、百姓方百二十一人(内男六十人)といふ。被害の最も激しかったのは、古里有脇瀬戸黒神高免諸村であつた。家は焼失し、死牛馬多く、また海上でも七八里の間死魚の浮流する事無数であつた。高免村より古里村までの住民は谷山喜入今和泉垂水牛根福山及び國分小村等へ、湯之村より白濱村までの住民は鹿兒島磯脇元重富等へ避難し、前平の住民は十月七、八日頃から復歸する者もあつたが、其の内でも噴火口に近い白濱村湯之村住民は復歸困難で、十月中旬までも歸らなかつた。重豪も應急の命を下し、大小舟船を發して之を救ひ、避難民に對しては郷々に於いて賄方もあり、郷に對しては藩より米を給した。古里村より高免村は家屋焼失し、本在所居住困難なので、復歸は更らに遅れ、そのため鹿兒島砂糖藏内に木屋掛し、また出米明藏六棟へ入れ、其の他瀬戸村民には上築地に木屋掛し、夫々賄方を給した。避難民の數は二千三百三十四人で、内譯は衆中四百三十五人(内上男百九十八人下男四十四人)、社人三十九人(内男二十一、人下女一人)、百姓千八百六十人であつた。藩より錢二千貫の外米數百石及び衣服を給し、城下の富商も之に倣ひ衣食を施し、又は米錢を出したといふ。櫻島以外でも、鹿兒島では屋上樹上を間はす滿地に灰が積

鹿兒島への避難民とその救助

もり、城下の混亂一方でなかつたが、東南風少きたため被害は少かつた。風下に當る垂水牛根福山等では殊に降灰飛石激しく、耕地溝渠を埋没し、作物樹木の被害甚大であつた。猶ほ灣内海面十餘里の間浮石屯聚して厚さ六尺に及び、舟運を塞ぐに至つた。其の後翌九年八月十一日夜半、又爆發鳴動あり、大波起り三丈に及んだので、白濱村民等避難せんとした處、間もなく鎮靜した。次いで十月四日夜四ツ時頃爆發あり、大波が起つたが、大事に至らなかつた。(注一五)

高免村沖海中噴出

此の間櫻島北東の高免村沖に海中噴出あり、前後八回に及んだ。即ち、

- 安永八年十月十四日 一番島 翌年七月朔日、沈下した。
- 同 十五日 二番島 猪ノ子島と稱す。
- 十一月六日 三番島 四番島と共に硫黄島と稱す。
- 十二月四日 四番島
- 同 九年四月八日 五番島 初め二島、五月朔日、合して一島となる。
- 同 六月十一日 六番島 安永島また新島燃島と稱す。
- 七、八番島と合して一島となる。 惠美須島と稱し、今中ノ島といふ。

安永島 惠美須島

九月二日 七番島  
十月十三日 八番島

安永島移住民

である。<sup>(註一六)</sup> 此の内安永島を最大とし、周廻二十町、高さ六丈あり、草木發生し、水泉あるを以て、寛政十二年閏四月、赤水村黒神村から五戸、男女各十一人及び三歳以下男二人を移した。<sup>(註一七)</sup>

櫻島爆發被害

安永八年十二月十九日付幕府へ届出によれば、此の櫻島爆發の被害は永損高一萬五千二百石餘、當損高一萬三千四十一石餘、損高計二萬三千五百六十二石餘、死者男七十九人、女七十四人、計百五十三人、死馬二百八十五頭、其の他家屋五百軒、堂舎十一宇、寺二軒、米雜穀七萬石餘、小舟十二艘の損失とある。<sup>(註一八)</sup> 翌九年六月の追加届出には、當損高一萬五千六百五十石餘、死牛百三十五頭、死馬千五百七十六頭、枯蜜柑木二萬五千五百本、枯榎木十二萬九千五百本とある。また同十一月届出には、六月以降八月までの被害永損高六百七十五石餘、當損高一萬七千六百四十七石餘、救米として三千三百六十石餘、潮揚屋敷四百七十七所、潮揚潰家百六十八軒、同半潰家六百三十軒、計七百九十八軒、外に土手道一萬千三百八十間餘、石垣千二百三十七間餘、川筋六百七十間餘の損壞あり、幸にも人畜に

新島近邊の爆

は死傷なしといふ。

猶ほ、天明元年三月十八日、先きに噴出の新島近邊に爆發あり、砂石を噴出し、降灰地震津波となり、死者八人行方不明七人、負傷七人、外に大小船六艘の被害あり、四月八日同所に又爆發があつたが、程なく鎮靜した。當時の被害は、九月十三日幕府へ届出によれば、當損高千五百三十三石餘、潮揚屋敷二百七十三所、潮揚家六百七十二軒、潰家二十三軒、損失の米雜穀一萬千九百八十石餘、損壞の土手道七千三百四十九間、石垣千九百九十間、川筋千六百二十五間、橋六所といふ。<sup>(註一九)</sup>

天明年間連年の凶作

米價高騰し琉球米を取寄す

次いで、天明年間にまた凶年が続いた。先づ同二年に、風水害があり、秋には領内一統の凶作となり、諸所に上見を行ひ、士百姓共に救助を要する困窮者が多かつた。殊に、米の不足甚だしく、他領より米二千石を買入れさせ、また焼酎醸造を停止した。夫より翌春にかけて米價騰貴し、一升百文に至り、諸雜穀之に準じ士民一般に困窮し、且つ藏米も亦差支へ之が救済のため琉球米をも取寄せ、六七月頃、城下三町へ賣場を建て、士民に廉賣した。翌四年も、米高値が続き、又琉球米を取寄せ、七月朔日より、百文に一升二合五勺で拂渡したが、當時琉球も亦凶作であつた。<sup>(註二〇)</sup> 同四年は六月及び七月の兩度風水害があり、十月幕府

への届出では、田島の被害は當損九萬五百九十九石餘、永損六百五十六石餘、計九萬千二百五十六石餘に及び、死者男一人、死馬一頭、家屋倒壊四百十四軒、其の他堤三萬七千九百三十三間、井手四百七十七所、道路三千九百九十七間、橋百七十六所、小舟二艘損壞、流失の被害があつたといふ。<sup>(註三三)</sup>同六年にも、六月の風水害、八月大風の被害は前回に數倍し、閏十月、幕府への届出では、田島の被害は當損二十四萬九千七百石餘、永損三千三百石餘、計二十五萬三千石餘に及び、死者男百七十四人、女二十四人、計百九十八人、死牛二頭、死馬三十四頭、倒壊家屋一萬五千八十七軒、流失家屋三十軒、其の他堂社二十一字、米雜穀四萬千六百石餘、堤三萬四千五百六十間、井手千七百六十所、道路五萬六千三百六十間、橋五百十六所、大小舟船二百三十七艘の損壞、流失を數へ、翌十一月の届出では、風水害以前より虫入もあり、ために損毛十四萬五千石餘を加へ、計三十九萬八千石に及ぶといふ。<sup>(註三四)</sup>夫より寛政以後に互り、凶作が續いた様で、寛政九年八月、家老高橋種央、川上久政の送人馬等減少に關する達にも、諸郷一統に疲弊し、殊に近年凶作打續き、極難の者は牛馬農具を賣拂ふと述べてゐる。<sup>(註三五)</sup>文化十年には、東訪瀬島に噴火があり、住民悉くが退去し、同十四年、黒島では、

鼠害激しく、飢饉に及んだが、漁獵が多かつたので、漸く飢饉を免れたといふ。<sup>(註三六)</sup>天保年間には、連年の凶作であつた。伊地知季安の記す處では、同三年六月後半、甚だしい大旱で、雨乞の百姓踊が盛んであつたといひ、同五年は大飢饉となり、救銀の下附もあつたといふ。<sup>(註三七)</sup>同六年には、風水害虫害が重なり、田畑の被害甚大で、米穀不足し、城下諸郷諸島共飢困者多く、藏方より救米を出した。翌年は災殃も和らぎ、同八年は、田畑作柄相應の處、夏末より長雨となり、虫害激しく、意外の不作となり、收納米も多分に不足した。<sup>(註三八)</sup>仍て、天保七年頃より、諸郷百姓の疲弊殊に甚だしく、年貢滞納もあらはれた。調所廣郷の改革も、收納増加を計ると共に、他方には、かゝる諸郷疲弊への對策であつたと考へられる。<sup>(註三九)</sup>道之島諸島は、其の經濟的、地理的特殊性から、一層頻繁、且つ激甚の凶荒飢饉に遭つてゐる。文化二三年の大島代官本田親孚の記す處では、大島は大風洪水さへなければ、豊作であるが、風強く、數日も吹通す事あり、兩度も大風があれば、凶年となり、飢拜借米を申出で、三度大風があれば、島中一統の飢饉となつていひ、また島民は、産業の程度低く、日々の樂を専らとして、明朝の貯を慮らず、夏秋大風一度吹いて、民窮し、二度吹いて、妻子離散し、三度吹いて、饑寒の苦を免れ

る事難しといふ。<sup>(註三〇)</sup> 琉球も、道之島と地理的條件に於いて近似し、兩者の凶荒は關聯する事も多かつた様である。次に、道之島の凶荒について記し琉球について特にも特に激甚なるものに觸れる事とする。

徳之島寶永六年の痘瘡流行と大飢饉

徳之島では、寶永六年、痘瘡流行に次いで、冬より翌年春にかけて、全島大飢饉となり、餓死人多數に及び、且つ十二月には、井之川藏の火災で米を焼失し、仍て、島中飢米貸下を受けた。<sup>(註三一)</sup> 琉球でも、同年は稀有の飢饉で、五月より十月まで強風が續き、内激甚なるもの七度、十月九日を最とし、作物樹木悉く損害を受け、死者二千人に及び大飢饉になつた。之に加へて、十一月廿日、首里王城の火災あり、城内外に延焼したので、翌七年二月、藩より銀二百貫を給して恤災した。<sup>(註三二)</sup> 其の後、各島共久しく凶荒の記録を見ないが、徳之島では寶曆五年、同十二年乃至翌春明和三年、安永二年、同六年と相次ぐ凶荒を見た。寶曆五年には、鹿兒島及び琉球より米を渡したが、時期後れのため、徳之島全島で三千人の餓死者を出したといふ。安永二年の飢饉は、徳之島全島で千七百餘人の病死者を出した。前年春頃よりの熱病流行に引續いたもので、二年春には、また全島に稻虫が發生し、遂に種子根もなきに至つたのである。同六年の飢饉は、夏より秋に

安永二年の飢饉と熱病流行稻虫害

寶曆年間の凶荒

安永六年大風と潮上り

かけて數度大風の結果で、潮揚のため作物の被害多く、徳之島中甘藷なく、飯料缺乏するに至つた。藩では、度々鹿兒島及び琉球より米を送り、飢米貸下等を行つた。<sup>(註三三)</sup> 大島でも、安永中は凶年が續いたといひ、沖永良部島でも、同四年六月末より七月初めの十日間大風が續き、同七年八月には、大海嘯があつたといへば、損毛も甚大であつたと思はれる。<sup>(註三四)</sup>

大島天明元年の大早魃と大風

琉球に於いても凶年續く

大島では、天明元年春は、島中砂糖豊作で、凡六百萬斤餘の作であつたが、五月から八月まで大早魃の上、八月迄に大風が五度あり、島中凡二百軒の家屋が倒壊し、稻甘藷共に凶作となり、琉球へ救米を求めて派した飛船も破船に及んだ。<sup>(註三五)</sup> 徳之島では、同二三年及び六年と凶作が續き、鹿兒島或は琉球より救米を受けた。<sup>(註三六)</sup> 此の間、琉球に於いても凶年が續き、就中、天明四年には、霖雨降續き、更らに大風のため、島々までも一統の飢饉となつた。また年貢船數隻が破損し、或は行方不明となり、王府藏米も甚だしい引入となつたが、飢に至る者數萬人に及んだので、藏米を配當して救濟し、鹿兒島へ渡す筈の圍米までも残らず救濟に差出し、猶ほ行届き兼ねて、飛船を以て鹿兒島に報じ、藩よりは先づ藏米二萬石を渡し、八月廿日に至り、幕府に貸米を願出で、次いで、天明六年以降十年賦返濟

薩藩の琉球救濟

の條件で、米一萬石、金一萬兩の貸渡を受けて琉球救済に充てた。(注三八) 寛政元年にも琉球飢饉で、同五月、出米の内五百石拂下を許した。(注三九)

徳之島のガタ  
虫發生

享和二年より、徳之島南和間切にガタ虫が發生し、甘蔗其の他損害し、砂糖は凡二百萬斤の減收となり、茅薄の類まで喰盡されて牛馬の飼料にも窮した。(注四〇)

沖永良部島與  
論島の麻疹流行

文化三年にも、同島は、夏以降の大旱魃で凶作であつた。(注四一) 沖永良部島與論島では同六年八月頃より翌七年三、四月頃まで、稀有の大旱魃が續き、凶作となり、其の上七年七月より兩島共麻疹流行し、五十七年振りといはれ、病死者夥しく、飢拜借米を渡した。(注四二) 同十一年五、六月兩度の大風波のため、徳之島では、人畜の死

文政二年大島  
の大風と猪害

するもあり、倒壊流失家屋甚だ多く、舟の破損流失等甚大な被害あり、家屋流失人数へ救米の給與等があつたが、遂に大凶作となり、琉球より米を積渡して救済した。(注四三) 文政二年、大島では、稀有の大風の上に猪害があり、翌春は島中甘蔗甘蔗の大凶作で、同春より砂糖五十萬斤の上納を免せられ、翌春まで延納を許された。(注四四) 同六年、大島西間切東間切に洪水崖崩あり、田畠過分に破損したといふ。

喜界島の凶作

喜界島では、同九年春の甘蔗不熟に次いで、五月の梅雨季にも降雨なく、稀有の火入梅といはれ、凶作となつた。(注四五) 同十三年には、徳之島が凶作となり、夏中大風

天保年間  
の大風

飢饉にて蘇鐵  
も伐盡す

琉球の凶作

があり、飯料に不足し、既に飢に及び琉球、沖永良部島の春粟等を得て渡した。(注四六) 天保三年春、大島、喜界島、徳之島共餘寒強く、稻は豊作であつた様であるが、甘蔗植付不能となり、甘蔗も生育せず、更らに六月初めより九月まで旱魃となり、九月には、稀有の風波があり、此のため、徳之島では、人畜死傷あり、津口番所及び操舟が流失し、人家、砂糖小屋の倒壊數百軒に及び、甘蔗始め諸作の被害も多かつた。大島でも諸作の損害多く、十月から一統飯料に差支へ、山野稼或は蘇鐵で漸く助命したが、翌春に至り、飯料極々窮迫した。且つ翌四年正月より三月までの霖雨で、災央が引續き、夏には蘇鐵も伐盡すに至つたといふ。大島では、同五年も凶作、六年も餘寒強く、梅雨少く、六、七月は旱魃の上に兩度の大風あり、暮から翌七年春夏にかけ、極々の凶年となり、甘蔗も生育せず、稀有の鼠害あり、六年以降、三割或は五割減收であつた。(注四七) 其の後、弘化二年五月より七月まで、三度の大風があり、徳之島では、稻甘蔗其の他諸作悉く被害を受けた。同冬より一統大飢饉となり、村によつては死人等もあつた。同五年八月にも、大風の爲め、徳之島では、全島毎村家屋の倒壊あり、諸作の被害も甚大であつた。(注四八) 琉球では、弘化元年以降、凶年が續いた様であるが、殊に同二年には、五月、六月

兩度の大風があり、稻粟甘藷等に被害あり、七月は雨なく、十一月末より翌三年二月まで霖雨、正月には寒氣強く、降雹あり、甘藷は不作となり、麥は中作であつたが、作高僅少のため効果なく、蘇鐵素葉までも缺乏に及んだといふ。藩に於いても救済を講じたが、當時外交問題と重なり甚だ困難な状態であつた。

百姓の疲弊次第に加はる

百姓の逃散

德之島の百姓一揆

德之島大田布

以上は、特に顯著な災害凶荒の事實を挙げたのであるが、其の以外と雖も、負擔過重等のため、農村の疲弊は平常化し、殊に後期に至り甚だしくなつた様である。其の結果、百姓の借錢借物を負ふ者多く、或は農具牛馬を賣り、土地を放棄し、日傭又は下人奉公に出る者も多かつた。薩隅日では、百姓一揆の事實は認められないが、他郷他領に逃散する事は稀でなく、また間引が流行した。

〔補説〕 德之島には、百姓一揆に類する事件があつた。文化十三年五月、同島母間村の百姓六百三十人が徒黨し、藤木村に於ける入作高二百五十石餘の村出米一件につき強訴に及ばんとし、張本の内元掟喜玖山を格護所に拘禁した處、六月九日、鐵炮鎗・魚突類を以て襲ひ、喜玖山を奪ひ、次いで、喜玖山等十四人は板附船を仕立て、十日夜、母間村を出船し、鹿兒島へ強訴に赴かんとして捕へられ、張本等は遠島に處せられたのである。或は母間村百姓七百餘人が、夢田村に立籠つたともいふ。夫より後、文久二年には、同島大田布村に、砂嶺區の檢察に關し、詰役・島役に對する反抗事件があり、大田布騒動といふ。竊ほ、道之島各島に於いては、他島或は琉

球へ逃散した事も稀でなかつたと思はれ、此の種の事件は、實歴・安永・文政等に互り、數件記録に見えてゐる。(前錄帳 連官史 德之島誌 德之島小史)

藩の農村救済

飢拜借米

飢米貸附の例

かく農村の疲弊が甚だしかつたので、特に大災害に限らず、救済を要する事は多かつた。救済法として、不作損毛に對する上見部下及び見掛地損高等の取扱による貢租減免の事は、既に記した通りであるが、此の上に凶作乃至飢饉の際には、古未進・飢米貸附の法があつた。古未進とは、檢者の見分により一作又は半作の免租延納を許し、後年相應作柄の年に當納同様返納せしめるのである。飢米貸附は、飢拜借米といひ、飯米不足の家内人數に應じて、飢米を貸渡し、翌年初秋返納せしめ、返納困難の者には、古未進も同様であるが、之を棄捐する事があつた。飢米貸附には、壯年者を除く等の例規があつた。享保廿年三月、水引の五代等三町へ、飢米を貸渡した時は、十七歳より五十歳までは、山野稼も出來るとの理由で、三歳以下と共に之を除外してゐる。其の後の規定では、十七歳より五十六歳までの男、他所へ縁組の女を除くとし、但し、甑島では壯年者にも貸渡す先例あり、また關外四郷は他領合壁で、且つ近方稼場所もなき故、三歳以下を除いて、全部に貸渡すと見えてゐる。飢米の額は、月により定まつ



て居り、眞米先拵で、正月三升二月二升(合とも)三月一升五合四月一升五月三升六月二升四合(合とも)七月一升五合等の規定であつた。(注三五) 仕付飯料貸米種子拜借米もあり、之は作高一石に付赤米夫々一升先三升先の定で、同年收納の際、同額を増して、年貢同様返納する。(注三四) 其の他、米錢給與飯米買入免許施藥等も行はれた様である。(注三五)

古未進飢米の  
棄捐

〔補説〕寛政十年八月、諸郷疲弊に鑑みて、寶曆七年以降寛政九年秋までの古未進、飢米を棄捐し、其の額は左の如くであつた。(歴代制度卷二上)

眞米	五、五七二・八一二八	浦濱・野町	其の他
赤米	九七八・六四八九五		
大豆	七二・八三四五		
粟	二、一〇八・二〇三九		
菜種子	五四六・四五二		
銀	一一、一五〇・六二二		
錢	四二三・〇一五・文	四八・七七二・文	

(右坊津浦中拜借返上錢、七、九四三・餘、約三二、六〇〇・文)  
(右牛根郷土拜借返上錢)

更らに、備荒圃米の法があり、諸郷に百姓方圃米が行はれ、大島喜界島徳之島、沖永良部島七島等には、收納米の内より夫々一定額の用心米を置いた。また

備荒圃米

幕府の圃米令  
と薩藩に於ける  
圃米

幕府が屢々發した圃米令による圃米も行はれてゐる。(注三六)

〔補説〕幕府の圃米令は、古く天和三年十月、享保十五年八月に發せられてゐる。此等には圃高の規定はない様であるが、寶曆三年四月の令では、高一萬石に付圃穀一千俵とあり、翌年二月、又同額増圃の令があつた。従つて、寶曆三年には薩藩の判物高琉球高共七十二萬九千石分の圃米七萬二千九百俵(三斗五)とし、各作人より高一石に付二升六合を出し、田物藏に圃つた。併し、續いて米價高騰し、同五年十二月、幕府は圃穀一年分の拂出を命じ、翌六年、更らに一年分拂出させた様で、右の圃穀は中絶した。同十年七月、再び高一萬石に付一千俵の圃穀令があり、翌年、翌々年、更らに同額圃増とした。此の度は琉球高の分は除かれた様である。其の後安永三年正月にも、高一萬石に付圃穀千俵、作柄により行ふべきの令があつたが、薩藩に於いても、實行したか否か不明である。寛政元年九月には、翌二年以降五年間高一萬石に付年々五十五石圃穀の令があつた。但し、薩藩は手傳納金を負ひ、また幕府より金米貸渡を受けてゐたので、規定により三年間圃穀を免除された。其の後、引續き免除され、同九年より貸渡金米返納年限中十年間、半減圃米の管の處、同八年風水害のため過分の高引入等あり、九年乃至十一年の三年間、半高に限らず、少分圃方を許され、仍て、藏入、給地、共琉球高を込めて、石別一合二勺四才づゝ圃穀とすべき處、在郷百姓方圃米を以て之に充てる事とした。同十二年以降の處置は不明である。文化元年九月、高一萬石に付圃穀一千俵、同二年同額圃増の令があつた。同二年十月、家老座の達によれば、此のため石別眞穀二升

内用方圍米と  
調所廣郷

六合圍方の管の處、兼ねて藏々圍方穀あり、外に年々諸郷百姓方圍穀あり、之を以て充て、別段圍方に及ばずといふ。文化七年、同様高一萬石に付穀一千俵、米で五百俵の圍米、翌年、同額圍増の令があつた時も、藏入・給地共、石別米一升七合五勺圍方申附くべき處、困窮の際なるを以て、藏々圍米・用米を以て充て、別段圍方に及ばずとした。同十年七月には、前年大坂廻米高の半分穀を以て國許在所へ圍置くべきの令があつたが、薩藩の處置は不明である。天保十二年十月の圍米令では、高一萬石に付圍穀百石、爾後、五年間年々同額圍増の事とあつた。併し、薩藩では、窮民扶助・琉球手當圍穀あり、同十二年は改めて圍増に及ばず、同十三、十四兩年は規定割合通り圍増する事として届出で、其の圍高二萬八百八十六石餘とした。當時、領内一統部下、引入多く、連年水損による夫飯米拂出等あり、藏米を以て圍方は困難につき、内用方圍米等を以て充てたといふ。同十五年秋より、藏入・給地共作人より田方石別穀一升先、畠方同粟一升先を納めしめ、地頭假屋内又は庄屋役所へ圍ひ、同年、弘化元年分を一萬四千五百九十一石餘とし、計三萬六千四百七十八石餘を以て高割圍穀を整へたのである。内用方圍米は調所廣郷の計畫によると思はれ、天保六年より同十一年までに米一萬六千五百石を圍つた。其の後、年々新米を詰替へる事とし、更らに圍増し、次第に五萬石に達せしめ、飢饉に備へる計畫であつたといふ。(御觸書寛保集成卷三四 同天明集成卷四五 同天保集成卷二六・九二 徳川禁令考秩四 島津國史卷三〇・三二 舊記雜錄追録卷一〇・五二・七・一〇八・一一五 歴代制度卷七 元治元年萬留 御改革取敢向御居手控 薩藩政改革ニ係ル件書類及ニ調所矣左衛門廣郷履歷散略)

- 〔注一〕 舊記雜錄後編卷五八
- 〔注二〕 地理纂考卷一四
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷七九・八二
- 〔注四〕 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注五〕 舊記雜錄追録卷四
- 〔注六〕 三州御治世要覽附錄年代記 薩明日田賦雜

- 〔注七〕 薩明日田賦雜微寫
- 〔注八〕 舊記雜錄追録卷一三
- 〔注九〕 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一〇〕 歴代制度卷四八
- 〔注一一〕 三州御治世要覽附錄年代記 島津國史卷二
- 〔注一二〕 薩藩舊傳集卷三 薩藩例規雜集卷二〇
- 〔注一三〕 舊記雜錄追録卷六四 歴代制度卷三・一七
- 〔注一四〕 島津國史卷三〇 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注一五〕 島津國史卷三一・三二 三州御治世要覽附錄年代記

- 〔注一六〕 通昭錄卷六七 三國名勝會卷四三 櫻島燃井繪圖 仰翠節錄卷上
- 〔注一七〕 舊記雜錄追録卷一三二・一三三 三國名勝會卷四三
- 〔注一八〕 重豪公年譜附仰出(前出重豪公年譜稿に同)
- 〔注一九〕 舊記雜錄追録卷一三三
- 〔注二〇〕 舊記雜錄追録卷一三二・一三四
- 〔注二一〕 歴代制度卷四八 勝目政右衛門櫻島燃見聞書
- 〔注二二〕 舊記雜錄追録卷一三六
- 〔注二三〕 舊記雜錄追録卷一三九
- 〔注二四〕 歴代制度卷一・二上
- 〔注二五〕 諸農業輯錄
- 〔注二六〕 三國名勝圖會卷二八
- 〔注二七〕 諸農業輯錄
- 〔注二八〕 薩摩國御巡檢使書上(天保九年)
- 〔注二九〕 元治元年萬留

第一章 農業及び農政

- 〔注三〇〕 大島要文集 大島私考
- 〔注三一〕 前録帳
- 〔注三二〕 舊記雜錄追録卷四三 球陽卷九 南聘紀考
- 卷人 島津國史卷二九 通昭録卷三
- 〔注三三〕 前録帳 歴代制度卷一四八
- 〔注三四〕 通昭録卷六八
- 〔注三五〕 沖永良部誌 沖永良部島代官系圖
- 〔注三六〕 大島代官記
- 〔注三七〕 前録帳
- 〔注三八〕 舊記雜錄追録卷一三七—一三九 歴代制
- 度卷四八 重豪公年譜附仰出
- 〔注三九〕 歴代制度卷四八
- 〔注四〇〕 前録帳 徳之島誌
- 〔注四一〕 道之島御見次物語取總帳
- 〔注四二〕 沖永良部島代官系圖 沖永良部誌
- 〔注四三〕 前録帳
- 〔注四四〕 大島代官記
- 〔注四五〕 喜界島史料 喜界島代官記
- 〔注四六〕 前録帳
- 〔注四七〕 大島代官記 前録帳 諸農業輯録
- 〔注四八〕 前録帳
- 〔注四九〕 琉球外交關係史料卷四・六・八
- 〔注五〇〕 諸郷榮券調 元治元年萬留 地考論卷三
- 〔注五一〕 薩摩國御巡檢使書上 取納方ニ付仰渡帳  
(寶曆八年 吉利)
- 〔注五二〕 歴代制度卷四八
- 〔注五三〕 續舊記集 要用辨覽 元治元年萬留
- 〔注五四〕 元治元年萬留 歴代制度卷七(袖崎本)
- 〔注五五〕 歴代制度卷四八 元治元年萬留
- 〔注五六〕 歴代制度卷七 御高頭並上納物取調帳(自  
弘化四年秋至嘉永二年秋) 雜科輯録(南島雜集卷  
二) 南島雜集卷八

第二章 林政及び林業

山奉行

惣山奉行

柚方と新材木  
方

山奉行見習

山方擔當の所  
役

山方、即ち、林政の事は、勝手方家老の下に山奉行があり、之を管掌した。山奉行の役は、寛永四年、川上式部太夫吉利下總守兩人を以て任じたのを初見とし、爾來、其の員數兩人を例とした様である。寛文、延寶頃、其の上に惣山奉行所を置き、川上久昌等六人が吟味役より惣山奉行を勤めたが、其の後之は廢せられた。また山奉行の内に、延寶二年より柚方兩人同八年より新材木方(新材木方ともあり)兩人を補したといひ、享保十二年九月、新材木方を取下方と改めてゐるが、柚方の名目は後には見えない。併し、此の間に、山奉行の員數六人としたと思はれ、更らに後には、員數十二、三人に増加した様である。山奉行の下役には、筆者寄筆者山見廻等があり、また寛政十一年十一月、山奉行見習を置いた。(注二)

所役には、山方擔當の郷士年寄、憂役人横目があり、其の下に竹木見廻行司を置いた。竹木見廻は、古く山奉行木奉行竹木奉行といひ、郷士年寄役人の指揮を受けて山方諸般の事務及び取締に當り、行司は特に鹿倉山を管理した。更らに、所により、其の下に留山見廻、城山見廻、鹿倉山見廻等を置いた様である。

第三編 民政及び産業

各村の百姓役には下山見廻（注二）があり、名子中より二、三名を選任したといふ。  
次に、林政上の林地種目を擧げると、純粹の藩林ともいふべき鹿倉山鹿倉捨り御物山仕立山御手山等、士民植栽林なる部一山門附山、其の他、私領持留地屋敷の林地等である。鹿倉山はもと狩倉、即ち獵場より出た名目であらう。初め年六度、正保三年冬以降年三度の謂はゆる御狩が諸所の狩倉で行はれた。狩倉に就いては、立入禁止、其の他の規定があり、即ち、慶長十二年三月廿九日付家老島津忠長樺山久高の達では、狩倉内で鐵炮を撃つ事或は墨付なしに立入る事を禁じ、其の取締には行司が當り、地頭狩も狩倉外で行ふ事としてゐる。（注三）狩倉は後に専ら鹿倉山と稱したが、右の如き立入禁止等は林木保護の法ともなつたと見られる。鹿倉山は概ね良樹の森林に限り、特に薪炭等に差支へざる箇所（注四）に置いたといひ、藩公用の材木等は多く鹿倉山より伐採した様である。猶ほ、鹿倉捨りとは、鹿倉山に離れ、原野耕地間に介在する藩林と思はれる。  
御物山は、人別差杉により植栽した林地で、後に衆力山と稱したといふ。或は民間拂下材木は御物山に限り伐採せしめたともいふ。人別差杉とは、士民一統に杉の挿付を課する法を云ふのであるが、其の由來について、宮之城島津

家の傳へでは、同家久元及び其の子久通の代に、植杉差杉を命じて居り、殊に久通は江戸より杉實を持下し、土佐の杉苗を求め、或は屋久杉を移植する等杉の植栽を計つたので、夫より組別人別差杉も始まつたのであらうといふ。（注五）尤も、寛永頃には杉に限らず、藩の法として人別植木を行つた事が見られ、人別差杉の由來にも關聯すると思はれる。即ち、同三年乃至五年頃の加久藤地頭宛、家老島津久元（注六）・喜入忠政の達に衆中一人に付植木五本を命じて居り、植木の種類は、漆植茶杉で、所の衆見合せて陽當りよき場所へ植ゑ、枯損の際は植ゑた者より植替へる事としてゐる。其の後、正保二年二月十九日付、横川より倉岡まで暖竹木見廻行司宛、山奉行の廻文には、特に差杉の事が見えて居り、即ち、前より山の講狩の時差杉を行ふが、是まで年々差調の分、何方へ何程と書出す様達してゐる。更らに、同年十月十三日付の覺に、前々より郡奉行（程の所見廻）へ申附けた漆植茶桑楮を油斷なく植ゑたか否かの報告を求め、一條があり、之によれば、當時差杉は山奉行が之を監督し、他の植木は郡奉行の管轄であつたと見られる。（注七）猶ほ、明暦四年正月十九日付、谷山より日置まで暖宛家老島津久通等の廻文等に、差杉は山奉行、植漆桑楮棕梧は郡奉行よりの沙汰とし、また差

島津久通等の功

差杉本数も増加す

差杉一分出銀

杉並松植調は従前評定所より申渡したが、同年より山奉行より申渡すとある。是より先き、承應二年正月八日付、谷山より久志秋目まで暖宛山奉行廻文等に、衆中町在郷共毎年春十本づゝ差杉の事と規定し、其の他差付の方法場所枯穂の差直し、竹木見廻の巡廻差付数の届出等についても達して居る。<sup>(註七)</sup>かくして、人別差杉制度も、正保頃に至り、後年引續き行はれた様な形を備へたと思はれ、其の間に家老島津久通等の事績も考へ得るのである。其の後、延寶二年二月廿三日付、平松より國分まで暖行司竹木見廻宛、山奉行所廻文では、諸所差杉粗略のため生長せずと、同年より二、三年は修補のみを命ずるとある。差杉本数は漸次増加した様で、郷士は家部の者、即ち、家督者ばかり、百姓は用夫に年々二十本の賦課の處、安永六、七年引續き大風のため、阿久根、日州表に大分の倒木ありとの事で、同七年八月には、五本増加を達し、翌八年春以降、廿五本を定數とした。但し、五本を増加してより、枯穂改に及ばずとした。<sup>(註八)</sup>猶ほ、文化十年十二月の達には、高百石に付杉二十本、但し、差杉植杉同斷、百石以下無高は人役として二十本づゝとあり、之は城下士に課せられた年々の定數と思はれ、此の場合、代銀納も許され、即ち、差杉一分出銀である。<sup>(註九)</sup>

科差杉と禮差杉

郡奉行の支配の植木

此の如く、差杉は年々行はれたのであるが、通例山奉行巡廻の時、差付の地所、段別を定め、翌春山見廻或は筆者を派出して、差付或は植付を監せしめたといひ、また松を以てした事もあつた様である。<sup>(註一〇)</sup>差付場所の選定には、用水を保護するものとして、郡奉行に相談せしめた達も見える。<sup>(註一一)</sup>私領でも、種子島を例外とする外、諸郷同様に行つた。<sup>(註一二)</sup>また科分禮分として差杉を課する事、即ち、科差杉禮差杉といふもあり、之も人別差杉と同様の取扱と思はれる。<sup>(註一三)</sup>

〔補説〕 郡奉行支配なる植木は、榿、椿、漆、桐、桑、茶、萬かぶ類等について、明暦以後も寛文頃まで年々行はれたと見られ、其の後、榿、椿、植付を達してゐるが、其の法は人別差杉の如く一定せず、後年には一切見られない様である。當時の植木に關する達には、例へば、明暦三年二月六日付、谷山より日置まで暖宛、家老島津久通等廻文に、年々申附の用木仕立は生育思はしからずと、榿、漆、椿、桐十本を植ゑた者には五本を與へる事として、居り、萬治四年正月二日付、湯尾暖宛、家老鎌田政有の覺に、爾後衆中一人に付年々漆二本、植付を命じてゐる。植付場所は暖、竹木見廻郡見廻の見合せを以て定める事とし、枯損の植次、手入、保護、年々正月、中植木數物奉行へ届出の事等を達してゐる。更らに、寛文元年九月十八日付、御國遣座の覺にも、榿、椿、漆、桑、桐は、分國中地方に應じて植立てる事を命じて、且つ年々植立木數を支配の座へ届出る事、入念植付けて時々見届け、枯木は植次ぐ事とし、特に榿につ

いては櫻島向之衆中の熟練者が巡廻すると述べてゐる。延寶三年九月十日付、諸所愛宛惣田地主廻文に是より先き寛文十年諸所在郷へ桑楮・楮・柿・棕・柵の五色、人別六本づゝ植付を申附けたが、當年より下代郡見廻が改め取納める事とし、楮木は凡べて帖佐與代官へ上納あるべく、其の他は追つて差圖するとある。(差杉來由私考 薩隅日田賦雜徵寫)

仕立山

仕立山<sup>仕建</sup>は藩費雇入夫を以て植林した山林をいひ、御手山は鹿倉山等に作業場を設け、事業を起した如きを云ふのであらう。<sup>任四</sup>仕立山も、就中、寶永頃より盛んであつたが、後に中絶し、植林は専ら人別差杉によるに至つたといふ。

次いで天保財政改革に當り、手許仕立山として大規模の植林事業を行つた。<sup>注三五 補説</sup>

天保財政改革  
と手許仕立山  
調所廣郷の植  
林事業

百人山師

〔補説〕當時、山方一般に互り改革を行つたので、家老調所廣郷は初め藩用材木屋酒匂五郎兵衛に事情を聞き、炭山・椎皮山・樺木山・柵灰山等の他領出商賣山を凡べて差留め、また小林川去川口内之浦海岸、川内川より密賣の伐木が多かつたので、夫々取締法を講じ、公用材木取下方は百人山師と稱する者共へ請負はせたのを廢し、取下銀高を減少し、或は諸人材木申請の法、人別差杉を嚴重にした。仕立山の事業は、此等と同時に、特に力を入れて行つたのである。夫について、定式外仕立方を違法掛用人へも掛申附け、山奉行も定式外に内用掛山奉行を置き、臨時の事項を取扱はしめた。此の掛は、初め有川藤左衛門、後に三原經福が總裁した。併し、數年を経て、山奉行等仕立方の心掛薄き弊あり、専ら中村清六に命じて仕立

内用方掛山見  
廻川上嘉左衛  
門の山方要記

方に努めしめた。其の後、調所は高野山に登り、塔ノ峯・三輪・吉野を巡廻し、吉野川諸所の山村を視て、河海に沿つて山林を育成するを要すると憚り、市來清十郎に別途の山奉行を命じ、自身仕立方を指揮して始良邊海岸諸所に杉數萬本を仕立てた。更らに、調所は、檜木・柵木・椎皮等の林産を國産として起す計畫を有した様であるが、之には僅か手を着けたのみで致したのである。(御改革取扱向御届手控 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣郷履歷概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原雅齋君御取調書類草稿)

嘉永三年七月まで内用方掛山見廻であつた川上嘉左衛門の筆記と思はれる山方要記によると、事業の概況は次の如くである。天保十三年正月、上方表より手許計を以て、高野横二千五百本、檜苗三萬本、杉苗五萬本、秦皮千五百本、外に杉・檜等の種子を差下し、次いで、内用掛山奉行中島清六を掛として、苗木場を鹿兒島新上橋上西田村内に設け、また杉苗・檜苗各三千本を黒岩番所構内、犬迫村、其の他近方諸所へ植付け、夫より手廣く手許仕立山を起す事とし、八、九月より諸郷に就き調査したが、同十五年に至り、跡安樂、谷山七ツ口、大始良、濱田、櫻島、鶴田、平江、河内、吉田宮之浦、高岡、去川諸所、近在吉野村、同犬迫村等の仕立場所を決定し、翌春より着手すべく、調所より中島清六に達した。仍て、弘化二年正月より、近在小山田、比志島、皆房、犬迫諸村の仕立に着手したのを始めとし、苗場掛の山見廻が出張して其の事に當つた。就中、高岡、浦之名の山林は、嘉永元年三月、御手山と稱する事とし、勘場を設け、内用方掛山見廻一人を置いた。翌年二月、苗杉・苗檜各三十萬本を植ゑ、次いで同三年三月、關外四郷の鹿倉の内に白炭、椎皮、椎構、椀三品の仕込を申附け、

内用計を以て御手山に入れ、内用掛山奉行樺山資智、同見習美代清房を掛とし、同夏、山元莊兵衛に支配人を命じたといふ。夫より廢藩に至るまで、莊兵衛及び其の二子は相繼いで支配人を勤め、謂はゆる日州御手山の事業を經營したのである。

(山元氏記録卷一・二〇 福山並木其他苗場關係一册)

其の他街道の並木松、防砂防風の浦濱松、溝堤等普請用備林と思はれる用水山、諸所の城山・馬牧、或は堂山・寺山・社山等も、夫々植栽保護の法があつた。

門附山は門毎に宅地外一、二段乃至五、六段を附するものといふ。<sup>(註一七)</sup> 貞享二年三月八日付、彌寢清雄宛評定所の覺に、百姓居屋敷邊の立山と見えて居り、其の竹木及び小雜木等は山奉行構なく、村の百姓心次第とするが、かくては、百姓が自由に伐取る故、少々



第九十圖 吹上濱の防砂林

運上銀を申附ける事とあり、即ち、門附山の事と思はれる。<sup>(註一八)</sup> 御規模帳寫等によ

門附山

部一山又は部合山・諸人仕立

れば、門附山の木は代銀納拂下とし、竹は年々六部一を給するといふ。<sup>(註一六)</sup> 作職用或は水路小破普請用等の竹木は之を以て充てたのであらう。但し、楠・櫻・榎等は、山奉行方へ申出させ検査の上不良の木柄のみ伐採を許したのである。<sup>(註一〇)</sup> 給地の門附山は領主の支配に屬したと思はれる。<sup>(註二)</sup>

部一山は部合山諸人仕立山とも云ひ、即ち部分林で、鹿倉山・鹿倉捨りの伐跡、或は大山野等の荒蕪地に於いて植林を免許し、成育竹木は藩及び仕立主が都合を以て分收するのである。仕立主は郷士・寺社家・百姓町人に限らず、村方を經て願出により、郡見廻庄屋に於いて支障なしとすれば、之を山奉行に達し、山奉行は郡方へ問合せ、取調の上部一山免許目録を下附し、通常三年以内に植林せしめる。後に至り仕立主の出願により分收するが、其の際、全木目通の大小尺廻り、枝下の長短等詳しく記帳し、木毎に規定の代價を附し、之を合算して分收の高を定め、木柄の大小等は仕立主の希望により伐手形を以て渡し、殘餘の謂はゆる御物分は松・雜木に限り代銀納拂下を許し、杉木は拂下としなかつた。天明五年八月の達には、一切拂下を停止するとあるが、之は一時の事であつた。また入用の節は、役々見合せ公用に伐採した。猶ほ最初無免許で植林し、後に

成竹木分收の割合

證據人を立て、分收を出願するものあり、之は其の實鄉村役々へ届出て、地味の試験に植林し後に出願するものといふ。分收の割合については、初め仕立主の割合を竹は年々三部一、諸木は成木の三部一、同無免許は十部一としたが、後に、正徳五年以前仕立の諸木は従前通りとし、夫以後は半分、無免許三部一とした。併し、此の半分々收も初めは杉に限り、後に諸木も同率とした様である。

私領の植林と分收法

私領へ領主より植林するにも、免許を要し、分收の法があつた。初め、免許には郡奉行・山奉行が見分し、免證文を渡したが、享保十年五月、之を改めて、免證文なしとした。町段字付を記帳して領主方へも渡す事とした。分收の割合は、初め竹は領主分年々三部一とした様であるが、享保十年五月、凡べて領主分とし、但し、入用の際少々公用に伐採し、従前植栽の分は、先規の如く領主分三部一とし、三部一を收公し、三部一は母竹とする事とし、但し、四壁山へ延びた分は、其の後も、三部一を領主分とした。諸木は、享保十年五月より、三部二を領主分とし、従前植栽の分は先規通りとした。尤も、私領内の諸人部一山は、諸外城部一山と同じ取扱であつた。持留地<sup>地</sup>の竹木植栽は、持留主<sup>主</sup>の随意とし、山奉行構なく、たゞ伐採の際通手形を出し、且つ他領出を禁じてゐた。竹木植栽の場

持留地の竹木植栽

合の俄盛は本掛とし、延敵についても本掛割とした。次に、永作地仕明中、植竹木を仕立てた場合、三部一を給し、三部二は收公して代銀納拂下とし、早速檢地申付け、高決定後、竹木植栽は作人の随意とし、權實には代銀を給した。其の他、諸士の屋敷諸名相對借地等の植栽についても、夫々規定する處があつた。

御用木私伐の禁制

鹿倉山等の藩林は勿論、各種林地の立木を通じて、御用木に入る種類の樹木は、倒木・枯損木と雖も、凡べて私の伐採を許さず、苗木も伐採を禁じて保護を加へ、規定により伐採を許す時は、山奉行手形を以てした。また公用に伐採するも代價を給する事なく、即ち、御用木は藩有たるを立前としたのである。御用木と定められた樹木の種類は、松・楠・檜・柏・桐・杉・榎・楓・苦楝木・槇<sup>松</sup>・黄楊・榊・銀杏・梅・欒赤木<sup>えんじゆ</sup>・槐<sup>えいじゆ</sup>やしや・嶽杉<sup>たけのすぎ</sup>・椰竹<sup>やえのたけ</sup>・羅漢松<sup>らかんしょう</sup>・榎柞<sup>えんそく</sup>・椋楸<sup>りょうしゆ</sup>・椋等<sup>りょうとう</sup>であつた。猶ほ、桑・漆・榿・柿・梨・梅・桃・椿・柑類も禁伐木であつたが、此等は郡方の支配に屬し、山方の御用木とは別個と考へられる。御用木については、御用木帳があり、御規模帳寫等には、山奉行巡廻の箇公用となるべき樹を記載するとある。また御用木帳には、尺廻り番號を記し、その樹には輪垣及び立札を施し、之を公用等に伐採する時は、手續を経て御用木帳より消したといふ。此の法は、私領に於いても、略々同様

御用木の種類

御用木帳



に行はれたと思はれる。享保十年五月廿二日の郡奉行山奉行宛勝手方の達  
に種子島の特別取扱を達してゐるが、夫によると、同島では寛文十年貞享三年  
の兩度、松楯の木敷を改めて帳面に載せ、良木は御用木とし、其の他は領主の隨  
意に伐採を許し、帳面消除き、また帳付の外も領主の隨意とし、申出に及ばず、更  
らに享保四年、凡べて申出に及ばず、領主の隨意に伐採を許す事としたといふ。  
また道之島の御用木も山奉行の支配に屬した。

公用材木の取下、即ち搬出は山奉行の擔當で謂はゆる御物材木等取下には、  
百姓に出牛を申附ける例があつた。出牛は送人馬に類すると思はれる。其  
の他藩林或は諸林地御用木の伐採には、諸所田地川除井手溝道橋普請用竹木  
は、入用次第郡座へ問合の上、山奉行より伐手形を出し、鹿兒島城下犬垣普請用  
は普請方より、下代藏出物藏の修補及び櫻島垂蠟所筒木は高奉行代官より、紙  
漉楮拵諸道具本木及び薪は楮方より、夫々申出により伐手形を出すと、いふが  
如き規定があつた。また諸浦の舟木は屢浦役を経て、船手へ申出て、船手の差  
紙により伐手形を出した様である。島渡大船新造用は無代銀其の修補及び  
小船新造修補用は代銀納拂下としたともいふ。其の他民用家作桶櫓等の材

公用材木の搬出

稔山又は商賣

商賣山免許札

盜伐等違反伐採の制裁

藩内林産頗る多し

料は拂下とし、大小并に運搬の遠近により代銀を定め、其の納入と共に伐手形  
を渡し、木の種類伐手形下附以後伐採の期限等には詳細な規定が存した。  
次に鹿倉山等の内に稔山或は商賣山として、薪炭材農具用材其の他のため  
利用を免許する制があつた。商賣山願出の時は、山奉行より所の支障有無に  
つき、所役に札方申附け、且つ見分して、勝手方へ申出て決したと思はれる。免  
許には札を渡し、其の種類は、薪取札、樅木取札、檜物師札、縦葺板取札、松節取札、  
炭焼札、釜炭焼札、灰焼札、木地引札、鋸柄取札、鞍さく札、櫛木取札、松煙燒札、鐵炮台  
木取札、刀鞘木取札、材木取札、箸木取札、抹香取札、下駄引札、指笠柄取札、箕作札、ゆ  
り鉢取札、黒葛引札、こぶし切札、木地引香子札、土井吹札、雜木折敷指札、櫓之腕取  
札、羽子板取札、針木皮取札等が見えてゐる。地商賣及び他領出の別もあつた  
様であるが、此等の札に對しては年々一定の禮銀或は手形銀を課し、更らに、人  
別或は炭燒竈等につき運上銀を課徴したのである。盜伐、其の他の違反伐採  
等に對しては、本木を取揚げ、賣買取扱ひの者まで、科銀、科差杉を課し、更らに重  
きは、百姓には科移、士には寺入或は没籍等の處罰があつた。

領内は山地多く、山林は、大體出水、菱刈七郷、霧島山より日向諸縣郡諸郷にか

けての山手及び大隅半島諸郷に大なるものあり諸島また山地勝ちで、林産は頗る多かつた。樹木の主たるものは御用木となる種類で、前に記した如くであるが、林産物は材木の外、各種の器材薪炭樹脂樹皮薬種等の原料製品があり、領外に賣出した物も多く、各種に互り藩の専賣品として大坂、江戸等に送り民間の他領賣出には、他國出手形を出して免許し、手形銀及び買入よりの津口銀は品により一定して之を徴した。

屋久島の杉

屋久杉又は薩摩杉と呼ばれる

貢租諸品の代平木束數

猶ほ、木材として屋久島の杉は特記を要する。屋久島全島は古來の大森林で、殊に杉の巨木に富み、古くは現今に倍したと思はれる。其の杉材の産出は、寛永頃、如竹が島民に利用を勧めたに始まると傳へるが、材質極めて良く、耐久の特質あり、世に屋久杉或は薩摩杉として顯はれてゐた。當時、此の杉材を割つて平木、即ち小板を作り、板瓦用とし、島内では一切平木の私賣を禁止し、之を貢租の代納物とする特殊の法を行つた。代納の平木は屋久島奉行より作事奉行に送り、公用舎屋等に凡べて之を用ひたといふ。

貢租の際の諸品代平木束數は一定して居り、享保十三年の屋久島手形所規模帳等によれば左表の如くである。一束とは平木百枚で、また一丁といふ。

品目	代平木	品目	代平木
眞米一石先	一四〇束	羊蓆一斗五升八	二束
小麥同	五二	橙千個	一〇
大麥同	二六	九年母同	三〇
大豆同	一〇〇	密柑同	一一
小豆同	一五〇	綿百匁	三〇
粟同	八九	苧同	二
			五〇

此の代平木束數は、大體變更なく行はれた様である。即ち、末年尾間村秋免并山役方<sup>(元文四年)</sup>、向澤方當秋免上納帳<sup>(慶應四年十月)</sup>、御年貢取納帳<sup>(明治五年十月)</sup>、等各年代の帳簿何れも合致する。只安政六年十二月の平木上納算用帳では、米一石代平木百五十束、大豆一石同百四十束となつてゐる。前記元文四年の尾間村秋免并山役方について貢納の實際を見るに、田高は七升九合七勺代で、其の百石に對する正租口入共納米八石一斗二升九合四勺<sup>(起五)</sup>、先八石五斗三升五合八勺七才代平木千百九十五束二枚程となり、畠高は九升五合七勺代で、其の百石に對する正租口入共納粟九石七斗六升一合四勺<sup>(起五)</sup>、先十石二斗四升九合四勺七

才代平木九百十六束七十七枚程となる。百姓出来は一石に付一升一合(起五)先一升一合五勺五才代平木一束六十一枚程となり、其の他桑一本に付一匁五分(口入)の納真綿九年母橙等の貢納も、前掲表の代平木の率で代納した。また屋



第二十二圖 仙巖別館南江竹記及及び南江竹林

久島手形所規模帳によれば、山役年中一人に付平木六束、名頭殿役年中一人に付平木六束、馬一疋に付口銭平木一束等の規定であつた。

次に竹は薩摩領内各地に多く種類も苦竹（竹）、直竹（竹）、桃（竹）、淡竹（竹）、青葉竹、四角竹、虎竹、篋竹、臺明竹（竹）、孟宗竹（竹）、江竹（竹）等、孟宗竹、苦竹を始め、竹材、竹皮、就中孟宗竹は用材として利用

竹

孟宗竹の産地

巖園に植ゑ、次いで、領内外に及んだといひ、一説に之を享保初年の事とし、同時に琉球假屋に植ゑ、江戸屋敷にも分種し、之より他領に洩れ出たともいふ。

〔注一〕 官職秘考卷上・下、歴代制度卷五一享・五

二利・五二頁 薩藩例規集卷一八 加治木古今雅

撰卷三 御規模帳寫(二本氏) 山林沿革史鹿兒島縣

の部

〔注二〕 莊内地理志卷四五 舊記雜錄後編卷九七

差杉來由私考 歴代制度卷一・二上 山林沿革史鹿兒

島縣の部 尙久主一流之譜井采邑宮城記 其の他諸

町村史誌類

〔注三〕 狩夫銀御舊法記 薩摩日田賦雜徵寫

〔注四〕 山林沿革史鹿兒島縣の部

〔注五〕 差杉來由私考 歴代制度卷一〇上 薩藩例

規集卷一八

〔注六〕 差杉來由私考 狩夫銀御舊法記

〔注七〕 差杉來由私考 薩摩日田賦雜徵寫

〔注八〕 差杉來由私考

〔注九〕 歴代制度卷一〇上 薩藩例規集卷一八

第二章 林政及び林業

〔注一〇〕 山林沿革史鹿兒島縣の部 歴代制度卷五二

利 薩藩例規集卷一八 薩藩山方記錄

〔注一一〕 續舊記集 要用辨覽

〔注一二〕 御規模帳寫 仰渡書(文政十年 吉利) 要

用辨覽 直竿見合御證文其外帳面調様等書拔

〔注一三〕 莊内地理志卷四五

〔注一四〕 山林沿革史鹿兒島縣の部

〔注一五〕 莊内地理志卷五七・七二 諸木御仕建方御

内意手控寫(嘉永五年八月 諸木仕建掛山元莊兵衛)

〔注一六〕 御規模帳寫 直竿見合御證文其外帳面調様

等書拔 歴代制度卷六下・一〇上 薩藩例規集卷

一八 莊内地理志卷四五 薩摩日田賦雜徵寫 田租

雜記 記錄所日記(加治木) 宮内良門遺言狀寫 砂

留出精ニ付申渡書(元治元年十二月四日) 吹揚湯砂

防始末 國有林海岸砂防植栽事業調査 西遊記 山

林沿革史鹿兒島縣の部 鹿兒島縣經濟部編鹿兒島縣

の林業

- 〔注一七〕 山林沿革史鹿兒島縣の部
- 〔注一八〕 福影丹波清雄勸農略記 諸農業輯録
- 〔注一九〕 御規模帳寫 歴代制度卷一〇 上薩藩例規 雜集卷一八

- 〔注二〇〕 山林沿革史鹿兒島縣の部
- 〔注二一〕 薩隅日田賦雜徵寫
- 〔注二二〕 歴代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一八
- 山林沿革史鹿兒島縣の部 御規模帳寫
- 〔注二三〕 御規模帳寫 續舊記集 要用辨覽 直卒見 合御證文其外帳面調様等書拔
- 〔注二四〕 御規模帳寫 莊内地理志卷四五 屋久島手 形所規模帳(享保十三年十二月十五日)
- 〔注二五〕 莊内地理志卷四五
- 〔注二六〕 山林沿革史鹿兒島縣の部
- 〔注二七〕 歴代制度卷一〇上 要用辨覽 御規模帳寫 直卒見合御證文其外帳面調様等書拔
- 〔注二八〕 歴代制度卷五二利 薩藩例規雜集卷一八

薩藩山方記錄

- 〔注二九〕 歴代制度卷五二利 薩藩例規雜集卷一八
- 薩藩山方記錄 莊内地理志卷四五 諸鄉榮券帳
- 〔注三〇〕 歴代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一八 御規模帳寫 山林沿革史鹿兒島縣の部
- 〔注三一〕 歴代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一八
- 〔注三二〕 御規模帳寫
- 〔注三三〕 山林沿革史鹿兒島縣の部 歴代制度卷一〇上 同卷六六(袖崎本) 薩藩薩藩例規雜集卷一八
- 〔注三四〕 海老原雍齋君御取調書類草稿
- 〔注三五〕 山林沿革史鹿兒島縣の部 御規模帳寫
- 〔注三六〕 御規模帳寫 莊内地理志卷四五
- 〔注三七〕 三國名勝圖會卷五〇
- 〔注三八〕 山林沿革史鹿兒島縣の部
- 〔注三九〕 三國名勝圖會卷七・一六・二八・三二・四 五・五五・五九・六〇 御規模帳寫
- 〔注四〇〕 三國名勝圖會卷七 薩藩山方記錄 仙巖別 館江南竹記(天保八年九月十五日)

第三章 漁業制度及び漁業

浦は勝手方家老の下の船手に屬す

浦役と浦役助

浦の名頭

浦濱人の課役

浦濱人の課役

水手立

諸郷の漁村たる浦は、勝手方家老の下にある船手の支配に屬し、所に於いては郷士年寄役人等の所役が船奉行の指揮を受けて之を管し、浦には浦役を置いた。浦役は郷士役で、村の庄屋に當る。其の下に浦役助あり、之も郷士役で、浦の大小により、二乃至五人を置くといふ。更らに、辨指<sup>差</sup>、年行司の役があり、辨指は在郷の功才<sup>主</sup>に當り、名頭より任せられる。其の下に、在郷と同じく、小觸を置いた。浦濱人中には門の組織はないが、水手屋敷<sup>浦屋敷</sup>の持主を名頭とし、名頭名子共男十五歳より六十歳までを用夫とするも、在郷と同様である。<sup>〔注三〇〕</sup>猶ほ、船主たる親方と之に雇傭される釣子たる船中等の間に、譜代的隸屬關係が見られるか、之は名頭名子の關係とも幾分結びついてゐる様である。

浦濱人は漁業に従事するが課役の上では、百姓の殿役の代りに水手立を課せられ、其の他、網船等について運上を負擔した。猶ほ、半浦及び水手立殿役兼帶、即ち、浦在郷兩役兼帶の浦、水手立を勤める鹿兒島上町下町及び寺門前等があるが、其の區別は水手立負擔の程度による。水手立は、參勤交替の際の大坂

往復船立の水手を出す浦中の課役で、即ち現立の時は飯米のみ給せられて勤め、現立なき時は、水手一人に付水手銀五十五匁を、十二月限りに納めた。其の數は、通常浦の男女總人數の内、一定人數毎に水手一人を出すとして定める。幾人毎に出すかは、浦の上中下により異り、浦毎に浦幾人立といひ、大體二十八人立乃至七十八人立とし、過半は四十人立であつたといふ。但し、浦の疲弊等により年限を定めて位下りとする事があり、火事の時、罹災人數の水手役を免除し、翌年翌々年は半役とした。次に、私領では、總人數三分の一を領主方奉公に附し、三分の二より浦水手を立てた。浦、百姓兩役兼帶の浦とは、長島諸浦、谷山平川浦等で、此等は船手支配に屬する浦であるが、作職高を有し、水手立と同時に、百姓役を勤めた。半浦は、右の如き水手立の半分を勤めるが、郡方支配に屬し、百姓として、百姓役の凡べてを勤めるものである。鹿兒島上町、下町は、町奉行支配に屬したが、總人數についての水手立を課せられ、町役の内に水手仕があつた。其の他、船手支配でなくて水手立を勤めたのは、南林寺、南泉院、大慈寺、大性院、海徳寺、永泰寺等の門前、櫻島、飯島及び下飯島の大部分であつた。右の諸寺門前では、夫々人數三分の一の寺役、三分の二の水手立を勤め、櫻島で

浦・百姓兩役兼帶の浦

船手支配でなくて水夫立を課せられた所

雇水手

魚運上銀

漁師銀

船役銀

は、水手屋敷二百二十六所に浦濱人なく、百姓が住居し、百姓役と共に屋敷の奉公として、總人數割ではなく、定數で、初め二十人の水手を勤め、次いで安永噴火及び寛政六年文化元年兩度の洪水の度毎に、夫々五十三、三十二人に減少した。上下飯島では、百姓役と共に總人數を以て水夫立を勤めた。浦水夫の外に雇水手があり、即ち、江戸、大坂、長崎、島方等の仕送領内津渡又は臨時用船立の水手は、賃銀、飯米を以て雇入れ、之も浦の大小盛衰により割付けたので、雇幾人立と定め、兼帶浦及び半浦、其の他共同様である。唐船漂着の時は、浦割に拘はらず、最寄の浦々より挽船を出し、後に唐船より受取銀を以て配當した。

魚運上銀は、網網付船に掛る運上で、額は、浦の大小盛衰、漁の多少、網數、船數等により高低があり、納期を十二月とし、延納には三割利を附した。但し、私領では、藩庫に納めず、領主收納とした様である。漁師銀は、浦濱人を除き、郷士、家來、中宿等の漁撈者に課し、一人に付銀一匁とし、納期は魚運上銀と同じである。

船役銀は、古く帆銀と云ひ、網付船及び川平太船を除き、五枚帆以下小船に、年分帆一枚に付銀八分を課したものである。六枚帆以上の船に賦課しないのは、時々用船を勤める故であるといふ。船數は、七、八年に一度、船奉行が巡廻し

て改めた。<sup>〔註四〕</sup>猶ほ坊之津濱記録の内に、船帆掛銀一反に付三分五厘、四枚帆以上に掛ると見えるが、之は浦内の出銀であらう。<sup>〔註五〕</sup>また屋久島では、島中漁船五十石より六十石まで帆一反に付帆銀一匁の賦課といふ。<sup>〔註六〕</sup>

船出銀は定式の運上ではなく、財政の都合等で臨時に課徴したものである。概ね領内琉球まで、大小船端舟川平太舟を含めて、帆反數に課し、其の率は時により異なる。延享二年二月六月、寶曆十一年、明和二年十月、寛政二年等に課徴の令があつた事は、前に記した通りである。

棕栂皮の納として、水手屋敷の地面に應じ、棕栂の植付を申附けられ、一本に付年分皮八枚を船手へ納めた。棕栂の本數は、寛延二年正月以降、屋敷一所の内一畝に付一本づゝの定であつた。<sup>〔註七〕</sup>其の他、瀬引代銀、用夫銀等、浦により名稱を異にし、大概浦人一人前銀一匁を地頭領主方へ納めるものがあつた。之は狩夫銀に當り、従つて浦に對しては、狩夫銀を賦課せざるを通例とした。<sup>〔註八〕</sup>更に、普請等用夫割の夫役もあり、諸奉公人浦へ差入の時も、浦中より雜役夫たる水夫を出した。但し、名頭は水夫役に從はず、宿家役を勤め、名頭以外の家も宿を勤めた家は、其の年の水夫役を通れたのである。<sup>〔註九〕</sup>藩主へ進上、地頭所役浦役

棕栂皮の納

臨時の船出銀

漁場

浦専用と入會

社寺に對する各種の祝儀、禮儀、鹿兒島問屋禮儀、走番賃等は、家掛或は用夫掛の出錢とし、或は漁獲毎に出すものもあつた。<sup>〔註一〇〕</sup>此の種の負擔は所により差異があり、殊に屋久島七島等には、特別の規定があつた。<sup>〔註一一〕</sup>

次に、漁場の關係について記すに、浦の沿海或は最寄の漁場は通常、其の浦の専用とし、また一定浦々の入會漁場もあり、其の區域及び入會の割合等も定まつてゐた。他より出漁する時は、専用或は入會の浦の承認を受け、部一及び部合口錢を支拂ふを例とした。例へば、鷹島及び近傍つくら瀬は下飯島濱村の漁場であつたが、寶曆十年頃、つくら瀬の内、鷹島下飯島寄りの鮪魚漁を禁じたといふ。即ち、専ら濱村浦の漁場としたと思はれ、地方より輕等の漁撈に渡るものは、濱村へ熟談を要するとした。水引袴會根は、水引京泊船間島と高江久見崎村とで隔番に使用する漁場であつたが、寛政五年七月廿三日、船手より双方の郷士年寄浦役に、此の隔番を守り、番日以外には小網を打つをも禁じ、また他浦より出漁の時は、番日に當る所に部一を納める事を達して居り、同十一月十一日には、同じく船手より、番日の割合を達し、三十日の内、船間島二十日、久見崎村十日と定めてゐる。<sup>〔註一二〕</sup>文政六年乃至八年、鹿籠坊泊間に口事となつた坊泊

浦の鯉餌雑魚場は、元來坊泊赤水浦長瀬を入會とし、夫より東西を夫々の専用とした様で判決でも其の様になつてゐる。其の後弘化三年、鹿籠側より又坊泊側の餌雑魚場使用を訴出た時坊泊側の申分では、同元年には、天草及び串木野より五艘鹿籠より二艘計七艘同二年春は六艘、同三年は三艘の漁船が來り、餌雑魚場差支とはなるが、一艘に付三月初めより五月まで三ヶ月間に錢十貫文の部一と漁の多少による口錢を受取るとあり、また坊泊浦の鯉漁船十七艘あり、鹿籠の鯉漁船四十餘艘、何れも夫々に網船一艘づゝ附き、之に坊泊側餌雑魚場を使用せしめる事は不可能で、他浦の漁船の代りに鹿籠の六、七艘に部一支拂出漁を許すも可とするといふ事であつた。(注三七)

以上は、浦の沿海或は最寄等縁故の漁場であるが、此の種の縁故なく、願出により漁場の使用を許され、船手へ禮銀を納める場合もあつた。實曆二年八月、肥前生月村宇平次等の願出により、上甕島湊口の鮪鯨漁を免許した時は、禮銀一枚且つ漁方相應の時は、重禮銀を徴すとしてゐる。(注三六) 坊泊浦秋目浦沖の中之瀬は、古來の諸浦入會漁場の處、文政十二年、入會外の加世田小湊浦より願出で、禮銀納附漁方を免許された。其の後も、諸浦入會は従前通りの處、弘化三年、加

免許によりて  
舟手へ禮銀を  
納める漁場

坊泊及び秋目  
浦沖の中之瀬  
漁場

宇治島・草垣  
島漁場

口永良部島の  
鯉漁

屋久島出漁の  
例規

世田役々より他浦掛釣は迷惑であると申出て、他浦の出漁は、小湊浦漁撈の後、熟談を遂げるべき旨申渡された。仍て坊泊浦に於いては、禮銀は割合納附するにつき、共同漁場とせんと提議したが、兩者の主張一致せず、安政頃まで紛争が續いた様である。(注三五) また宇治島草垣島は加世田片浦小浦及び久志秋目秋目浦等に年限を以て借地出漁を許してゐた。寛政頃、宇治島には年々禮銀四十枚で片浦小浦秋目浦より出漁し、草垣島には同禮銀一枚で秋目の幾右衛門といふ者が出漁してゐた。其の後、兩島は引續き三浦の漁場であつたが、坊泊に於いては、正保明暦頃、同地衆中早水吉左衛門が兩島を支配したといひ、慶應元年、片浦小浦同様の振合を以て借地を許されん事を願出てゐる。(注三六)

屋久島口永良部島には、領内諸浦及び他領よりも出漁したのであるが、口永良部島は鯉漁の餌雑魚が不足のため、鯉漁船合せて二十一艘に制限して、船手より免許し、一年一艘に付禮銀一枚を徴した。(注三七) 猶ほ、屋久島出漁には、商賣船の渡航も同様であるが、船手の免證文を要し、手形銀山役銀、其の他の運上を課し、漁獲物の積出にも津口銀を課した。諸浦より渡航の漁船商賣船の手形銀は一人に付二匁船積石一石に付一分滯留中の山役銀は一人に付二分、釜一個に

付二匁越年の時は年々手形銀二匁等の規定で他領者には、魷網一帖濱運上銀二百匁、鯉煮釜一個一ヶ月の山運上銀五匁、一人一ヶ月の山運上銀六分等を課した。漁獲物に對しては魚の種類により一定の十部一銀を徴した様で、積出の漁獲物に對する津口銀も魚の種類により一定してゐた。(注一八)

最後に、特別の事由により一定の漁場専用を許した如き場合もあり、即ち、安永五年三月、櫻島の瀬戸村藏之丞は、功により戸柱瀬に於いて永代に年中一日の瀬を許された。即ち、他の出漁を禁じて獨占せしめたのであらう。(注一九)

沿岸近海に産した魚介類は、三國名勝圖會に見ても、凡七十種を數へ、極めて多種類に及び、之を一々説明するを得ないが、主要の漁撈法は網漁と思はれるから、次に、網の種類と數を見るに、享保内檢の際の調査では、網總數千四百七十五帖とし、各種別は左の如くである。(注二〇)

敷網	一二四帖	八駄網	二九帖	立網	一三二帖
手繰網	一六二	かゝり網	二	持網	五
鮪網	二	ざこ網	一三	鯉餌網	九
鰯網	二六	瀬網	一	三ッ指網	二五

沿海の魚介類

特定漁場の專用

享保内檢の際の網の種類

地引網	五〇	かし網	一一〇	苧網	二五
きびなご網	一五	大網	二	繩網	六七
打網	三一	いか網	四四	大魚網	三
引網	八一	餌網	五九	あま魚網	一
魷網	一	繩引網	一三	四艘引網	四
小八駄網	四	鯉網	一一	かち網	一
瀬通網	三	細網	三六	桂網	三
引頭網	七	鯛網	一	せり網	二
鰯網	一〇	海老網	二六五	まかせ網	六

加工品  
鯉節及び煎汁  
鹽辛

漁獲物の内、加工品として領内外に賣出された物も多く、就中國産の名を得たのは、鯉の加工品である。鯉漁場は、屋久島七島を始め各所に存し、殊に坊泊鹿籠枕崎内之浦等より出漁し、鯉漁船も二十人乗以上の大船に餌取船を附屬するもので、鯉釣漁撈は各種の漁撈中最も活潑に行はれた。鯉の加工品たる鯉節或は煎汁鹽辛等は、三國名勝圖會によれば、串木野鹿籠坊泊久志秋目硫黄島黒島竹島七島、飯島屋久島等を産地とし、就中、七島屋久島産、また七島では臥



七島節と七島煎汁

蛇島、石島の産を最上とし、七島節、七島煎汁の稱があり、七島産鯉節は年々將軍への進上品であつたし、同島では貢租に鯉節を以てする事もあつた。鯉節は大坂市場に於いて、土佐節に次ぐ良品とされ、薩摩節の稱があつた。(注二七) 猶ほ、道之島方面も鯉は豊富であつたが、漁撈加工共に發達してゐなかつた。(注三二)

薩摩節

鱒

三國名勝圖會によれば、鱒は長島、阿久根、串木野、櫻島、大根、占大崎等で漁れ、就中長島産が天草鱒として著名であつたといふ。甌島も亦鱒漁場で、天和二年頃、冬春の間、四五月間、領内外より八駄網を以て鱒漁に赴くもの多きにつき、檢使を以て調べた處、利潤銀(銀部)は島中に分配し、津口銀を納めるのみなので、翌年より毎年檢使を渡して差引し、網方利潤銀は凡べて上納せしめ、島中神社、佛閣の修補は藩庫より支辨する事と定めて、國遣座支配とした。當時網數は七十二帖で、納銀も僅少であつたが、漸次増加して、網數百四十帖、旅人(他領よりの田漁者か)七千五百九十人、漁獲鱒七十萬俵に上り、賣渡米一萬石の直増銀を含めて、元祿十一年の利潤銀四百二十七貫程となつたといふ。其のため、島中米竹木脇賣を禁じ、藩の專賣とした。其の後、鱒の漁獲は減少したが、享保元年に於いて、領内外諸浦及び甌島の網數合せて四百九十八帖、漁獲高六千九百九十一俵、利潤

薩摩干鰯

銀凡三十貫四百七十匁となり、次いで、明和二年、文政九年、各一年分禮銀は夫々凡一貫三百四十八匁、六十四匁となつた。(注三三) 薩摩干鰯は大坂市場に出て居り、寛保三年當時、同地問屋仲買の書上によれば、三十年前までは其の産額最も多く、餘國不漁の時に、薩摩一國を以て近隣數國の肥料を辨すと稱せられたが、二十年來一切漁事なしといふ。(注三四) 之は甌島の漁況とも略一致し、少くとも、元祿寶

海鼠

甌島煎海鼠

海鼠は、三國名勝圖會によれば、長島、甌島、出水、串木野、鹿兒島、重富、大始、良の諸所に産し、殊に長島産は多量且つ上品であつた。甌島産の煎海鼠は年々の恒例として將軍へ進上されたし、長島産煎海鼠は、幕府が金銀輸入のため企てた俵物輸出獎勵に應じて、支那向輸出品として長崎へ送られた。(注三五) 元來、俵物輸出の事が幕府の貿易成規に現はれたのは、元祿十一年で、當時、請方商人が俵物買集めに當つたのであるが、寶曆四年に至り、幕府は請方商人に全國獨占權を許し、次いで、寶曆十四年三月、明和元年三月、明和二年七月、安永七年三月等の數度に互り、煎海鼠、干鰯、鱈、鰯の生産を奨め、將軍への進上等を除き、一切廻送すべきを嚴令した。天明五年二月、幕府は請方商人を廢し、俵物買入を長崎會所の

長島煎海鼠の  
長崎會所賣渡

直營とした。即ち、會所役人が出張して買入に當り、更らに幕吏が廻浦して脇賣の檢察と生産の獎勵に當る事となつた。浦々に於いては、年年賣渡の定斤があり、其の超過分も亦、之を長崎會所に引渡すを要し、此の分に對しては褒美銀が増給せられた。(註二七)かくて、長島産煎海鼠は、將軍への進上品でもなく、名産であつたから、長崎會所へ賣渡される事となつた。其の賣渡定斤は初め二百斤で、寛政十年八月、長崎代官羽倉權九郎が長島に出張した時、百斤の増額を命じ、爾來定斤三百斤とした。代銀は、同十一年に於いて、一斤に付三匁一分、褒美銀は定斤外一斤に付一分で、長崎會所より手形を以て世話人に渡したと思はれる。即ち、同年四月、長島鹽追浦世話人代は、同年分賣渡六百二十七斤の内、定法三分引として残り六百八斤一合九匁分の代銀一貫八百八十二匁三分八厘九毛、前年分賣渡六百二十七斤より定斤を差引き四百二十七斤分の褒美銀四十二匁七分の手形を受取つてゐる。藩は、例へば、寛政八年正月、當時の生産減少を戒め、また賣渡斤高受取代銀の届出を命じてゐるが如く、所役を通じて多少の監督を加へたのみで、右の取引には介入しなかつたが、一方屢、定斤超過分の買入を企て、或は額内産俵物の量を内輸に届出で、長崎會所の獨占取引を免れ

る様努めた形跡がある。即ち、享和元年前後、長島の煎海鼠は、四、五百斤の生産があり、長崎會所へ賣渡して來た處、同元年三月、長島役々より五百四十七斤を長崎へ廻送すべき旨届出たに對し、四月、藩は、三百斤を廻送し、餘分を買入れんと命じた。併し、此の指令の違する以前に、全額長崎へ廻送を了つてゐたので、藩は、爾後差圖を得て廻送する様命じたが、翌年に至り、長島役々より不都合ありとの旨申出あり、其の四月、五百斤までは長崎へ廻送する事とし、それ以上は差圖を受ける様に改めた。文化三年四月、勝手方用人日高次左衛門より船奉行を以て、出水、長島、阿久根、志布志諸郷の郷士年寄に對し、近く廻浦すべき長崎代官高木作右衛門へ、應答に當り、心得の箇條を示して、其の内、長島産煎海鼠に就いて、國守用分以外、凡べて長崎へ賣渡すと答へるべく、浦人漁師共にも、其の心得を以て應答せしめよと命じ、更らに、其の賣渡定斤の増額に就いては、増額は浦人共に褒美銀の見當を失はしめ、却つて彼等の出精を抑へるであらうと、煎海鼠琉球廻送の件に就いては、琉球には、八重山海鼠があり、彼方より送る事あるも、此方より送る事はないと答へよと命じてゐる。(註二七)

鮑は、三國名勝圖會によれば、阿久根、出水、長島、串木、野嶺、娃小根、占佐、多志、布志

八重山海鼠

鮑

車鰈と赤貝

藻蟹

鱒魚

玳瑁

に産し、之に類して小さく、殻の大きさ三、四寸なる鹹なまめは阿久根屋久島種子島に産し、また竹島に鮑の一種を産すると云ひ、何れも醃製或は乾製した様である。此等も幕府の勸奨した輸出品目に入るが、長崎會所へ賣渡される事はなかつた。前掲文化三年四月、勝手方用人が船奉行を以て達した内に、種子島等に鹹あり、琉球へ送ると、また串木野高城西方の鮑に就いては、國守臺所用として冬向は阿久根産を充て、夏向は串木野産を充てると、夫々應答する様記してゐる。即ち、琉球向或は藩主臺所用等の理由で統制を免れたのであらう。〔注一八〕

其の他、車鰈は出水名護浦の特産で、乾焙して名聲があつた。赤貝蛤魁は指宿の十九町村、東方村、田良浦、十二町村、湊浦、摺之濱に多く産し、鹽辛に製し、毎年一石を江戸に進上し、山川でも、之を鹽醃として鹿兒島に出し、同じく山川では、藻蟹の醃を名産とし、加世田、片浦、久志、秋目、浦の鱒卵鱒子乾鱒卵も珍味とし、大坂に高値を得た。鱒魚は、就中、加治木、黒川、崎海上に漁るを佳品とし、鹽辛として腥味なく名品とされ、飯島に雜魚の蒲鉾、屋久島に飛魚の蒲鉾を産し、垂水には玳瑁を産して、鼈甲細工があり、大根占の鰻、新城の鰻鰻魚母、乾魚等があつた。海藻類も、濱海諸島に於いて、各種を産し、多くは乾製を加へた。即ち、海松、赤

海松、紫菜、海羅、海鹿、草右、花菜、鷄脚、菜紅、海苔、青海苔、海蘘、海人草、柳海苔、紫莢、碧治苔以下、坊海苔、へき海苔、白濱海苔、名越海苔、松海苔、廣海苔等である。〔注一七〕

- 〔注一〕 歴代制度無卷第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注二〕 川崎市次郎氏著坊泊水産誌
- 〔注三〕 歴代制度卷六下・無卷數第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注四〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注五〕 歴代制度無卷第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注六〕 坊津拾遺史
- 〔注七〕 屋久島手形所規模帳(保享十三年十二月十五日)
- 〔注八〕 歴代制度無卷第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注九〕 坊津拾遺史 歴代制度卷一、二、五
- 〔注一〇〕 坊津拾遺史
- 〔注一一〕 農林省所藏屋久島關係記錄 歴代制度卷三 九下
- 〔注一二〕 歴代制度卷六下・無卷第八 薩藩例規雜集 卷一七
- 〔注一三〕 坊津拾遺史 坊泊水産誌
- 〔注一四〕 歴代制度無卷第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注一五〕 坊津拾遺史
- 〔注一六〕 歴代制度卷六下 坊津拾遺史 坊泊水産誌
- 〔注一七〕 農林省所藏屋久島關係記錄
- 〔注一八〕 屋久島手形所規模帳
- 〔注一九〕 歴代制度無卷數第八 薩藩例規雜集卷一七
- 〔注二〇〕 大御支配次第帳
- 〔注二一〕 農林省所藏屋久島關係記錄 坊津拾遺史 坊泊水産誌 御高頭並上納物取調帳(自弘化四年秋至嘉永三年秋)
- 〔注二二〕 南島雜話卷四
- 〔注二三〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注二四〕 大阪市史卷一
- 〔注二五〕 歴代制度卷一〇下
- 〔注二六〕 歴代制度卷一〇下 通航一覽卷一四四
- 〔注二七、二八〕 歴代制度卷一〇下
- 〔注二九〕 三國名勝圖會各卷

薩摩領は九州  
第一の馬産地

馬産地となつ  
た理由

### 第四章 馬牧及び各種畜産

薩隅日三州は第一卷に記した如く、古來の馬産地で、藩政時代にも九州第一の定評あり、例へば、古河古松軒の西遊雜記<sup>三</sup>に、日向・大隅二州は一家に女馬三疋も五疋も飼ひ、駒を數多出す國で、九州は凡べて當國の駒を用ひ、兩國より年三千疋も産すると國人が語つたとあり、ケムベルの日本誌 (Engelbert Kaempfer: Geschichte und Beschreibung von Japan) にも、薩摩の産物として馬を擧げてゐる。かく著名の馬産地となつたのは、土地が適した上、藩が努めて馬牧を設け、種牡には領内の良牡は勿論、藩主乗用の奥羽馬の如きをも下附し、改良保護を講じたによるといふ。<sup>(注一)</sup> また外國種をも入れ、即ち、鹿兒島近在吉野牧の別園に唐牧があり、其の内に巴爾齊亞野、百濟野を設け、後に重豪が吉野牧から移して設けた比志島野牧は咬嚼吧馬牧で、何れも外國種馬の牧であつた。<sup>(注二)</sup> 併し、他領に出すのは雜小荷駄馬に限り、母駄を出すを禁じた。即ち、近國他領に於ける馬の増殖のため、他領出難小荷駄馬の減少を防ぐためといふ。而して小荷駄馬を他領に出すには藩の免許を要し、其の數も定まつてゐた様である。<sup>(注三)</sup>

馬政機關とし  
て馬預の  
馬屋奉行

馬屋奉行

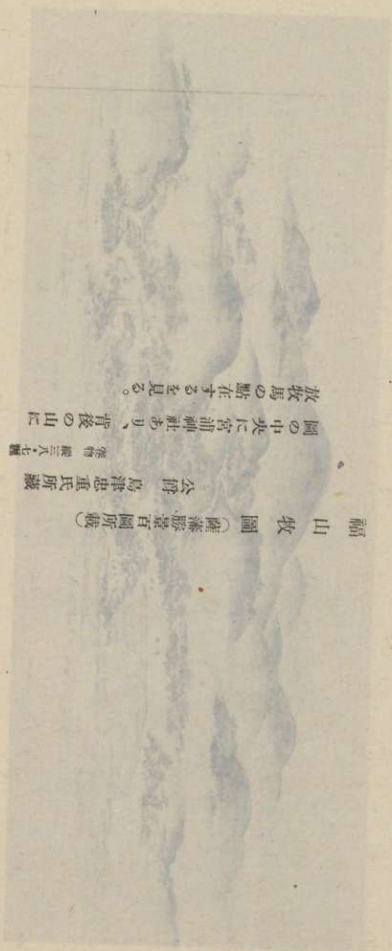
厩別當

藩設置の馬牧

藩の馬政機關は厩で、之に馬預の役を置いた。其の前身として、天正頃に馬屋奉行家久代に馬之役があり、寛永十七年六月十日付、家老島津久元<sup>下野</sup>、島津久慶宛、光久の狀に、厩預大山六右衛門の名が、正保三年正月三日の覺に、馬屋奉行の役名が見えてゐる。其の後、光久代に上下兩厩を建て、馬八十疋を置き、上下夫々大山廣綱<sup>伊豫</sup>、財部盛秀が別當を勤めたといひ、また綱貴代まで、厩別當の役があり、厩預馬屋奉行の稱もあつたと見られ、第一編第五章に記した如く、厩別當は、享保廿年、馬方安永七年、馬預と改稱し、文化十一年、小納戸頭取の内より兼務とした。馬預員數は六名、馬乘馬醫檢者筆者藏役等の屬僚を有し、藩主乗馬を管する外、領國中惣牛馬差引、毎年九月頃、牛馬出入の勘定、諸所馬牧差引、福山吉野兩牧馬追差引、同賣馬春秋他領差廻<sup>(注五)</sup>について大口で馬改等に當る。<sup>(注四)</sup>

牧名	周廻		馬		疋		數		
	卷二による	藩例馬雜集による	寶永六年 上使答書	寶曆五年	安永六年	寛政元年 上使答書	文政九年	天保九年 上使答書	三國名勝 圖會
吉野(鹿兒島)	平元二二	三二	四六三	二五	三四	四〇〇	三九	二二五	凡 四〇〇
比志島野(鹿兒島)	二二五三〇		一	元	五	六	三	三六	一

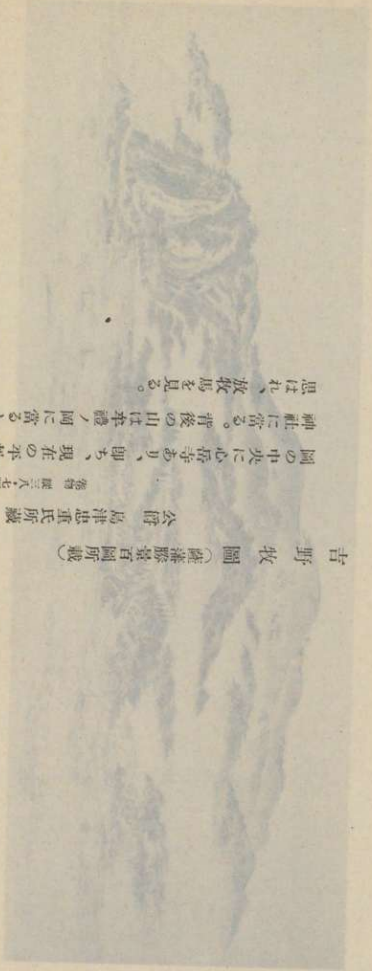
高牧野(吉田)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
笠山野(東郷)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
寄田野(高江)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
顯娃野(顯娃)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
唐松野(顯娃)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
野間野(加世田)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
下飯野(下飯島)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
市山野(上飯島)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瀨崎野(出水)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
長島野(長島)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
市來野(市來)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
伊作野(伊作)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
青色野(蒲生)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
春山野(曾於郡)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
末吉野(末吉)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
福山野(福山)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
高牧野(鹿屋)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
立目野(佐多)	一	一五	一六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇



福山牧圖 (薩摩形景百國所載)  
 公傳 島津忠重氏所藏  
 繪卷第六、七、八  
 圖の中央に宮浦神社あり、背後の山に  
 放牧馬の點在するを見る。







古野牧圖（薩摩臺百圖所載）

公府島津忠重氏所藏

卷第三六番

圖の中央に心塔あり、即ち、現在の平松  
神社に當る。背後の山は平松ノ岡に當ると  
思はれ、放牧馬を見。



吉野牧圖（薩摩臺百圖所載）

公府島津忠重氏所藏

卷第百六圖

圖の中央に心亭あり、即ち、現在の平松神社に當る。昔後の山は平松ノ岡に當ると思はれ、放牧場を見る。



思ひ山、其地思ふ以る。  
 輪山に當る。其地の山は平嶺、圓に當るも  
 圓の中央に心息をさし、即ち、其地の平陸  
 其地思ふ以る

公刊 其地思ふ以る

吉里山圖 (國畫雜誌百回別冊)

馬牧の状況

〔補説〕 加久藤の澤原野牧は寛永中に見えるが、後に廢された様で、此の如くして、他にも右の表に現はれないものも存すると思はれる。(狩夫銀御舊法記)

享保八年六月の藩より幕府への答申によれば、出産馬の大部分は牧立と見られる。また同答申に馬牧の取扱方を述べてゐるが、特に父馬を吟味し、母馬に構はず、牧は所により同様でないが、内に山野林川を圍ひ、高さ九尺程の土手を築き、林は夏季の日蔭とし、冬季の雨雪を防ぐに用ひ、林なき平野には茅葺の屋根を所々に作り、駒走りと稱する七八町程の平地を必らずつけるといふ。〔註〕従つて、牧内の竹木植栽に努め、草茅の採取をも禁じたのである。〔註〕此等の馬牧には、夫々牧司を置き、馬預の指揮の下に管理せしめた。〔註〕

馬追の行事

串目立の役夫

各牧共、年々四月或は八月、馬追の行事があり、即ち、二歳駒を取つた。之は戰陣の演習に類する行事で、古くは見物旁々參加の騎馬等多數に及び、諸郷より馬を驅立てる串目立の役夫が出たが、享保中より、實際必要の人數に止めたといふ。就中、福山、吉野兩牧の馬追は盛大で、福山牧では八月に行ひ、串目立は松山、恒吉、財部、百引、市成、高隈、曾於郡、清水、國分、都城、串良、踊横、川溝、邊鹿、屋櫻、島垂、水牛根、敷根、日當山の二十郷に互り、夫數大抵一萬千餘に及んだといふ。吉野牧

牧に於ける馬  
數

私領の馬牧

では四月に行ひ、申目立の諸郷は、谷山櫻島重富鹿兒島郡吉田郡山蒲生帖佐始羅郡山田加治木踊國分横川溝邊(通横川溝邊は國分と隔年に立つ)である。外に、城下三町より町奉行所書役兩人三町年行司等が引率して出た。かくて、申目立の人数は各郷標名の旗旗を立て、夫々一定の部署を守つて、馬をおろ苙に逐ひ込むのである。苙は原野中に地を掘つて周圍を高く、入口を狭く、内部を廣くして馬を驅り集める處とし、馬を苙の内に入れて後、勇健練習の者をして、内に入つて馬を捕へしめるのである。(注九)各牧に於ける年々の取駒或は出生駒の數を見るに、元和五年七月廿一日付、家久宛、義弘の狀に、同月十一日、福島野馬追を行ひ、駒數百八十七疋とあり、また春山野の駒は廿三疋あつたといふ。(注一〇)享保八年六月の藩より幕府へ答申によれば、福山牧では總馬數大抵千七百八十疋、父馬百疋餘の處、例年の取駒凡百疋、諸所の小牧の分二百餘疋と合せて、三百餘疋の取駒であるといふ。(注一一)安永六年、文政九年兩度に於ける各牧取駒數合計は夫々三百三十七疋、三百五十八疋である。(注一二)また寶曆五年の出生駒數は四百九十四疋、天明八年同じく三百七十二疋である。(注一三)

更らに、私領に馬牧を置くもの多く、入來の長野牧宮之城の九尾野牧重富の

牛馬改

牛馬出銀

道之島の牛馬  
出物

種子島・琉球  
の牛馬出物

高牧野喜入の牧馬宛垂水の牧馬野都城の牟禮牧種子島の蘆野大町野本増野大峯野中村各牧等があつた。(注一四)併し、牛牧の制は全くなく、牛は農家各戸の飼養に係るものであつた。(注一五)

民間の畜牛馬に對しては、寛永十二年二月、分國中に牛馬改を行ひ、夫々牛馬札を交附し、無札の牛馬を沒收する事とした。爾來牛馬札の制度は引續き行はれ、夫と共に牛馬出銀も此の時より行はれた。其の額は初め牛馬一頭に付銀二分五厘で、享保三年、四分に増額してゐる。(注一六)道之島では、元和九年閏八月廿五日付、島津久元守下野等の大島置目之條々に、牛馬年々に付記し、役儀仕るべしとあるが、寛永十六年以來牛馬二疋に付尺筵一枚の納とし、また正徳元年より百疋に付尺筵五枚を加重した。代官一詰中一度の牛馬改があつた様で、年々其の時の數によつて賦課した。琉球種子島では之と違ひ、牛馬數は定數とし、牛馬口錢は定納とした。道之島の外、屋久島七島も定納でなかつた様で、享保三年十月、此等も定納とする様に達したが、之は後に撤回した様である。猶ほ、南島雜話卷四によると、大島で牛馬出来として一疋に付運上砂糖二、三斤とあるが、即ち、後に砂糖で納めたのであらう。(注一七)

綿羊の飼育については、三國名勝圖會卷四に、垂水では、明曆四年、領主島津久治が海潟村の原野に羊を放牧し、櫻島噴火後、之を江ノ島に移したといふ。併し、之は山羊とも見られる節がある。其の後寛政頃、幕府に於いて、和蘭より羊を贈られ、醫官澁江長伯をして其の飼育及び毛織の事を掌らしめた。當時諸侯の之を試みる者は未だなかつたが、重豪は羊を鬱陵島ウーレンマより購入し、曾占春に委せ、文政元年、曾占春は坂元澄明、小川富吉をして澁江長伯の傳を受けさせ、翌年夏、兩人歸國し、鹿兒島に於いて、羊毛の紡織を始めたが、未だ羊の蕃息を見るに至らなかつた。〔注六〕次に、山羊は琉球道之島に於いては、ヒツヂヤ或はヒンヂヤと稱し、甚だ多かつた。大島では家々に之を十疋或は十四、十五疋づゝも飼つて食用とし、牧を仕立て、放飼にして商賣する者もあつたといふ。其の皮革も利用し、鹿革より革の目つまり強く、水に濡れて縮ますとして珍重された。〔注七〕琉球道之島では、豚の飼育も盛んであつた。大島では、毎戸五疋、十疋を飼育し、また肥満せしめるため、琉球より去勢の法を傳へてゐた。豚を食料として貯へるには、肉皮腸までも煮て干した上、味噌漬とした。且つ豚の血は食用とする外、帆綱釣糸等を染めるに用ひた。〔注八〕

琉球・道之島の豚

畜産品

馬尾

牛馬皮

猶ほ、畜産品としては、馬尾、牛馬皮、馬爪、牛角及び鶏卵等が擧げられる。此等は領外にも賣出し、潤益となつた品である。〔注九〕馬尾は諸郷諸島共藩が占買し、脇賣を禁じた様で、正保三年正月三日の覺によれば、馬尾の買入は馬屋奉行が管掌した。牛馬皮も藩より買上げた様である。〔注一〇〕大島では、元和九年の大島置目之條々に馬尾は牛馬皮と共に凡べて藩に買上げるとある。享保十三年十二月十五日の大島物定帳には、馬尾二十一疋づゝの納とあり、馬一疋に付兩年一度の割の様である。但し、馬尾現物上納困難の場合は、馬尾百疋に付下芭蕉芋一貫百二十疋に代へる事とした。〔注一一〕南島雜話四卷によれば、大島では、文政十年より初めて牛馬皮取締の役場を立て、また同十三年より間切横目牛馬皮掛を置くといふ。天保財政改革の際は、産物方に附屬して、琉球島々の牛馬皮を大坂に賣出し、加藤平八が之に當つたが、産額増加し、利益もあつたといふ。〔注一二〕

〔注一〕 山縣内務大臣、東園侍從、進呈書類(明治十九年) 興業意見卷二五

〔注二〕 三國名勝圖會卷二 平田猛氏著吉野の史蹟

〔注三〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄 黒田忠雄氏所藏記錄

〔注四〕 官職秘考卷下 歷代制度卷五三利 舊記雜錄後編卷九七 薩陽日田賦雜徵寫

〔注五〕 歷代制度卷六下 薩藩例規雜集卷二〇・二 要用集抄 薩藩政要錄卷六 薩摩國御巡檢使書上(天保九年) 三國名勝圖會各卷 舊記雜錄追錄

〔注六〕 舊記雜錄後編卷六〇

〔注七〕 歴代制度卷六下

〔注八〕 歴代制度卷五二利

〔注九〕 薩藩政要錄卷六 三國名勝圖會卷二・三五

吉野の史蹟 盛香集卷二 島津國史卷二七

〔注一〇〕 袖ヶ崎島津公府家文書

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷六〇

〔注一二〕 要用集抄 薩藩政要錄卷六

〔注一三〕 歴代制度卷六下 薩藩例規雜集卷二〇・二

二

〔注一四〕 三國名勝圖會卷一・一八・二〇・三九・

四四・五一 莊内地理志卷八三

〔注一五〕 西藩田租考卷上 畜産及獸醫調査

〔注一六〕 彌癡丹波清雄勸農略記 薩藩例規雜集卷二

五 御當國新古御檢地之御法集卷一

〔注一七〕 兩院古雜徵卷二 歴代制度卷一〇上・一四

人 大島物定帳(南島雜集卷七) 大島要文集

〔注一八〕 仰望節錄卷下

〔注一九〕 南島雜話卷二・四

〔注二〇〕 南島雜話卷二・四 畜産及獸醫調査

〔注二一〕 歴代制度卷八

〔注二二〕 薩陽日田賦雜徵寫

〔注二三〕 歴代制度卷一四人 大島要文集

〔注二四〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略

薩摩領は有名なる産金地

永野金山の發見

幕府より採掘の免許を受く肥後の山師判屋爲右衛門

北郷久加を金山總奉行とす

第五章 金山及び各種鑛産

薩摩領内には、永野山ヶ野を始め、數所の金山があり、薩摩領は産金地を以て稱せられ、また藩財政にとつて金山は極めて重要なものであつた。

金山の經營は永野金山の發見に始まる。宮之城佐志村の川筋五里程は後年川丁場といひ、砂金採取場となつたが、領主島津久通は初めて此處に砂金を採取せしめ、石見銀山及び肥後の山師を招いて、夫より川上の曾木木城永野邊を採鑛せしめる事二、三年に及び、寛永十七年三月、永野安燒谷川中に礫石を發見したのである。久通は採取した砂金を參勤途上の光久に呈し、更らに、命を受けて採掘し、また砂金三百兩を江戸に送つた。試掘の結果良好なるを以て、藩は幕府に稼行を願ひ、六月、免許を受けた。<sup>〔注一〕</sup> 試掘中より肥後の山師判屋爲右衛門が主取となり、更らに肥後等の金掘を集めるに努めたが、四月廿六日付、家老三原重庸等宛、同北郷久加等の狀には、金掘七、八千人程を以て掘らせるべく、人數を集めるために、上納金も低額に一月一人に付七分と定め、成績によつて一匁とせんと記してゐる。かく大規模な採掘計畫を立て、七月には北郷久加

金山奉行  
奉行役所を永  
野に置く

を金山總奉行とし、其の下に金山奉行<sup>金山物</sup>を置き、また浮衆を定め、奉行入用の時は、總奉行見合せを以て其の内より更らに奉行に任ずる事とし、奉行役所は永野に置き、殿役奉行、山奉行も様子により詰めさせ、總奉行には廣汎な権限を附し、諸地頭諸奉行諸役人へ急用の時は家老に尋ねる事なく申渡すを得、諸國商人が金山より他領へ通用の手形も總奉行より出す事とした。猶ほ、總奉行に對して賣渡米高價に過ぎ、或は取締嚴重に過ぎ、金山の人数退散の事なき様特に留意せしめたのである。

金の製鍊法

寛永十八年産  
出砂金

幕府へ金山上  
納を願出る

金の製鍊法は後年まで同様と思はれるが、鐵確を以て鑛石を摧抹し、流水を洒いで石粉を去り、鍛爐に投じて金塊となすのである。金掘共も參集し、或は忽ち萬に及ぶといひか<sup>注三</sup>くて、稼行緒につき、寛永十八年八月には、産出砂金四貫七百五十匁、内石食吹金九百五十匁、小判一兩四匁七分六厘にして、總額約千兩を幕府に納め、次いで、金山を幕府領とせん事を願出た。但し、同年十二月六日付家老鎌田政統等宛同川上久國等の狀によれば、之は當時一般の例で、結局拜領、即ち、領知確認を期待しての事であつた。果して同十九年正月、幕府は志を賞し、且つ同年中は一應採掘を許す旨を達した。仍て藩は同年中に努めて潤

金山の擴張  
山ヶ野金山

益を擧げ、些少とも藩債整理に充てんと期<sup>注四</sup>し、領外より金掘を集める事二萬人に及び、金山を擴張して、桑原郡横川の内山ヶ野まで一圍に柵を結び、總奉行北郷久加も在、山して大いに採掘に努め、産金も多量に及んだ。尤も、幕府が一應採掘を許したといふのは、一時仕置を命ずるの意で、産金は米代諸運上金を除き、幕府に上納すべき筋であつた<sup>注四</sup>。従つて、同十九年、藩は前年の産金四十貫を上納したが、同七月、幕府は之が拜領、即ち、返附を命じた。次いで、老中等の内意により、改めて禮金として藩より金三千兩を上納した<sup>注五</sup>。

全國飢饉の爲  
めに金山閉鎖  
を命ぜらる

然るに、此の間に於いて、寛永十八、九年は全國飢饉となり、其のため金山閉鎖が問題となり、同十九年七月十九日付、山田有榮等宛、頼娃久政等の狀に、當年の如く、來年、九州も飢饉ならば、金山は停止さるべく、内達せられたと報じてゐる。かく豫期されてゐた處、十二月朔日に至り、遂に閉鎖の命あり、明年は早々他領人を歸國せしめる様達せられた、また、自他領民共に残らず退去せしめ、境を立てて人々の出入を停止する様との指令があつた<sup>注五</sup>。即ち、翌正月より直ちに閉鎖に着手し、他領人の歸國者は同十三日まで、二千餘人、正月中には、全員の過半に及んだ様である。更らに、老中阿部重次よりは、假令路上に飢えるとも構は

金山の閉鎖と  
出入隠掘の取  
締

藩債整理の爲  
め再び金山採  
掘の免許を受  
く

す、早々追拂ふべしとの嚴命があり、藩に於いても、三月朔日には、地頭等に對し、他領人の諸外城に隠居るを入念追出す様達してゐる。但し、一部は農商に従事して居附となつた様である。猶ほ、金山の間歩には封印し、外垣を施し、番手を見廻らしめて出入或は隠掘を取締つた。<sup>(註七)</sup>

其の後慶安、承應頃に至り、藩債二萬貫に及ぶ財政困難となり、之を救済する目的で、藩は金山の再開を企て、數年に亘り幕府に請願して、明暦二年六月、永野金山の稼行を免許され、先づ二、三年領内人民を以て掘らすべしと達せられたので、同年九月より稼行を始めた。<sup>(註七)</sup>

〔補説〕和蘭商館日誌(Japan Dagregisters)の西紀一六五五年元明陽曆十月卅一日條に孫兵衛(Mangoke)なる者の談によれば、薩摩では目下金山に盛んに工事を行つて居り、大部分の労働者や樟腦職人等も之に従事してゐるとあり、また陽曆十一月十一日條に同じく孫兵衛の談では、同月五日に入札した樟腦の引渡は未だ確實に實行されず、蓋し、後報によれば、労働者大半が鍬山に雇傭された爲め、請負人は彼等が再び樟腦製造に雇傭出来るか否かを見る爲め、昨日薩摩へ向つた由であると記してゐる。此の間の事情は明らかでないが、明暦二年六月の正式免許以前に、既に金山に工事を開始してゐると認められる。

明暦二年の採  
掘人数四千六  
百人

初穂五百兩を  
幕府へ上納す

明暦・寛文年  
間産金表

へて稼行せしめるを許された。同十二月の調査では、小屋掛千百軒、間歩百五十八口(内、總勢)人数四千六百七十人となり、即ち、間歩頭百五十八人、金掘千五百八十人(内、領内千五百)せり、場頭百九十九人から洞石洞引鉢取の者六百七十人、商人八百人、荷下日雇の者八百九十人、川丁場の者三百十人である。翌三年正月、之を幕府へ届出て、二月には初穂として産金五百兩を上納した。此の年、金山の人数六、七千程に及び、採掘は順調に進んだ。<sup>(註八)</sup> 明暦二年十月乃至十二月の毎月産金額は、夫々四百四十六匁、三貫三百六十一匁、十貫九百二十六匁と急速の累増を示し、更らに、夫より寛文六年に至る連年の産金額は左表の如くである。<sup>(註九)</sup>

明暦二年	一四、七三四 <sup>匁</sup>	萬治三年	三八七、四五一 <sup>匁</sup>	寛文四年	一八四、九五 <sup>匁</sup>
同三年	二四七、五九七	寛文元年	二七九、四九四	同五年	二二〇、四八三
萬治元年	四六〇、五三三	同二年	一六八、二三四	同六年	一〇六、九七六
同二年	四九八、二九九	同三年	一五四、八一	累計	二、七二三、五六八

即ち、萬治二年までは増加し、即ち、十萬餘兩となつたが、其の後は大體減少に向つてゐる。此の間寛文二年二月、更らに請願を達し、自他領民を合せて七、八千人以下に限る事として、他領民の入山を許された。<sup>(註二)</sup> 島津久通は、明暦以降、差圖



してゐたが、或は法度を緩め、或は米錢を貸給する等愈々金掘を集めるに努めた。<sup>(註二七)</sup>  
 寛文五年十月十五日付鎌田政信宛島津久通の狀によれば、同秋頃より金山の  
 景況良好となり、九月には、吹金十七貫八百九餘に及び引續き新鑛あり、更らに  
 増産の見込ありといふ。即ち前記の如く、寛文五年の産金額は前年に比し著  
 増を示してゐるが、翌六年は再び激減となつた。<sup>(註二八)</sup>

寛文七年の幕府巡見使へ答書によれば、金山の人数、山ヶ野、永野三千八百七  
 十一人<sup>(内男三千五百十八)</sup>、佐志、丁場三百八十二人<sup>(内男三百六十)</sup>、計四千二百五十三  
 人惣家數千三百二十四軒といふ。而して、其の潤益は左の如くである。

	寛文四年正月一、同六年十月(三、五ヶ月間)	同上、一ヶ月平均	寛文七年正月一、同年閏二月(三ヶ月間)	同上、一ヶ月平均
永野・山ヶ野	銀一、三〇八、二四二 <sup>匁</sup>	銀三七、三七八 <sup>匁</sup>	銀凡三一、七八三 <sup>匁</sup>	銀凡一〇、五九四 <sup>匁</sup>
佐志	銀九八、三七八	銀二、八一〇	銀凡四、二〇〇	銀凡一、四〇〇
丁場	銀一、四〇六、六二五	銀四〇、一八五	銀三五、九八三	銀一、九九四
計				

猶ほ寛文七年正月乃至閏二月の前拂銀は合計二十六貫九十九匁、同正月乃至三月の吹金は三十四貫五百二十五匁、一ヶ月平均八貫六百三十一匁であつた。

再掘後は山ヶ野金山が中心

幕府に對しては、永野金山と稱す

主として山師の自營とす

藩の収益

金の隠賣買を禁ず

再掘後の金山は山ヶ野が中心で奉行役所は永野、山ヶ野二所に置いたが、山ヶ野は鹿兒島への順路に當り、後に役所は此の一所のみとし、従つて、藩内には山ヶ野金山を通稱としたが、幕府に對しては、寛永度稼行の舊例から、依然永野金山と稱した。<sup>(註二九)</sup>奉行として金山奉行、金山町奉行、金山物奉行を置いたが、金山

稼行は巡見使への答書等に、山掘の者惣掘取、或は山師掘取に申附けるとある如く、山師の自營とした。後に記す如き問見米等の給與、或は貸附を行つた。之が役々の扶持等の雜費と共に、藩の収入目、即ち、出費となつた。藩の収益は産金兩替についての五部運上、口屋より持入の諸物についての十部一納分米賣拂についての増値、其の他各種運上であつた。<sup>(註三〇)</sup>産金の兩替は、初め明曆三年四月より翌年六月までは、我古市郎右衛門、江戸糸屋與四郎、京都小判座が請負ひ、金子百貫に付銀百九十三貫の運上であつたが、其の後は藩庫物兩替とした。<sup>(註三一)</sup>金山に於いては、金の隠賣買等を禁じ、例へば、明曆二年十一月廿日の定には、奉行の手形なしに口屋外に金子を出し、又は金子脇商賣する者は、所帯を沒收し、山中を追放するとある。<sup>(註三二)</sup>従つて、産金は原則として藩庫兩替を經る譯で、其の

兩替運上の五部銀

一當銀

際の賦課は全産金に對する賦課と變りないであらう。五部銀と稱するものが兩替運上の事と思はれる。五部銀は山運上銀で、玉金一貫に付銀五百匁といひ、或は産金一匁に五部銀として銀四分ともいふ。更らに、兩替の節二部半の納と記したのもあり、其の間の關係は明らかでない。別に、一當銀があり、玉金一貫に付銀十匁の割で山師に納めさせるもので、之は山師に問見米を渡すためといふ。問見米は山師へ掘方手附米として、初め一ヶ月に飯料四十石を給し、後に十五石に減じたものといふ。或は初め支配米二百石又は百石内外を山師共に給し、後に四十石とし、更らに廢したもので、其の運上は産金一匁に銀八分ともある。以上の外、金山に於ける運上は多種に互るが、直接稼行に關し、また銀額の上からも重要なのは、兩替運上或は五部銀であらう。

金山潤益と藩財政

探鑛のため潰した田として新田開墾

明曆三年より貞享二年の間に潤益を以て銀九千三百八十二貫餘を藩債整理、其の他に支拂ひ、また高千三百六十石餘を買入れて、帖佐與高としたといひ、元祿十二年頃までは、金山潤益を以て時々銀三十貫程づゝ古債償却に充て、藩債減少したが、其の後は金山衰微して引入となつたといふ。猶ほ島津久通は永野より宮之城佐志村に至る探鑛のため潰した朱印の田地に對する替地と

して、新田開墾を企て、其の費用には一當銀の餘計を以てし、國分の内新川開墾等により高五千石餘を起したのである。此等が當時金山の潤益によつて擧げ得た成果である。

其の他の金山の稼行  
芹ヶ野金山の開掘

更らに永野山ヶ野開掘の後、領内爾餘の金山を凡べて稼行せん事を幕府に願ひ、明曆四年六月、小規模の試掘を許されたので、萬治三年、串木野、芹ヶ野金山の試掘を開始し、之を永野金山の枝山とした。稼行の初め成績は良好でなかつた様で、萬治四年正月二日付、家老鎌田政信宛、島津久通の狀に、芹ヶ野の金は品位悪く、永野の下金の下に當り、收支償はず、金掘等出入多く、入人なく、甚だ心許ないと記してゐる。寛文七年、幕府巡見使への答書によれば、當時の稼行人數は山切の者百五、六十人、碎場人數三百人程、産金は同年正月以降平均一ヶ月四十五匁程といふ。其の後、芹ヶ野金山の最も繁榮した時には、稼行の人數凡七千人に及んだといふ。併し、産金少く、漸く衰微するに及び、天和三年四月、一旦休止閉鎖し、同時に芹ヶ野金山の人數を移して、鹿籠金山の試掘を始めた。元祿十一年二月、幕府は全國幕領、私領に金銀、銅山開掘の勸奨を達した。薩藩に於いても、芹ヶ野金山の再開等、領内の金銅、錫山開掘を計つたが、經費缺乏

鹿籠金山の開掘

幕府の探鑛獎勵と薩藩の開掘

合力金の貸渡を受く

神殿金山の開掘  
産金年々増加す

産出玉金を小判に代ふ

を告げ、同十三年七月、幕府へ取替金を願出た。幕府は之を許さず、先づ自力開掘すべしと達したので、出費を増額し、各所年中の産金五十貫に達するに及び、翌十四年、再度願出<sup>(注二六)</sup>て、同五月、合力金として二萬兩の貸渡を受けた。但し、年期は不定とし、玉金を金座後藤庄三郎方へ渡して小判に鑄造した員數を以て、年返納し、産金なき場合は別に藩より返納する事とした<sup>(注二七)</sup>。右の合力金を以て、夫々山により切山一口米七十三石或は四十八石二十四石とかけて、永野山ヶ野五十口、鹿籠二十口、芹ヶ野十餘口の切山を申附け、川邊神殿金山も開いた。而して、同十二年乃至十六年五年間の全出費は、永野山ヶ野一萬三千五百九十五兩、鹿籠四千九百二兩、芹ヶ野七千八百六十五兩、計二萬六千三百六十二兩といふ。此の如く、經費を投じた結果、産金は年々に増加し、寶永元年の如き、四所合して百貫餘であつた。併し、其の後、經費を減少すると共に、産金も減少し、且つ坑内浸水を生じ、更らに、經費を要するに至つたといふ<sup>(注二八)</sup>。

元祿十一年以降、玉金<sup>餅</sup>を金座後藤方へ渡し、玉金位付の外三割増で小判金に引替へ、爾後寶永六年までの産出玉金凡六百五十貫餘で、之を小判金十一萬二千六百兩餘<sup>(前記三割増小判金凡六千兩餘)</sup>に代へた。元來慶長小判の純分は八四、

二九%なるに對し、元祿小判金は五七・三七%で、純分に於いて慶長小判金は元祿小判金の一五弱に當り、當時新古小判金の法定比價も一對一五である。從つて、玉金を慶長小判金と同位を以て引替へるものとすれば、元祿小判金には五割増とするを要し、三割増の時は、二割は幕府の收得となり、右の引替額に對して一萬七千兩を幕府が收得したのである。猶ほ、正徳三年三月、藩より幕府に對し、當時坑道深く掘り、或は排水坑を作る等の入用格別増加し、其の上近年米等の諸色高値となり、山稼の者困難につき、前々より本手外、時々心附銀米を給するとの理由で、三割増の外に三割増を加へん事を願つたが、之は許されず、一割を加へ、都合四割増とする事になつた<sup>(注二九)</sup>。藩は引替金の内から、元祿十五年以後、年々に幕府の合力金二萬兩を返納し、享保八年十一月に至り、殘金六百兩を享保新金三百兩を以て皆済したのである<sup>(注三〇)</sup>。

三金山の景況は、寶永六年幕府巡見使への答書によれば、當時、永野金山の年産金額二十二貫餘、月割にして一貫八、九百匁、人數千三百九十餘人、内男九百七十人、女四百二十餘人、家數四百五軒、鹿籠金山の年産金額十五、六貫、月割にして一貫三百匁、人數三百餘人、芹ヶ野金山の年産金額六貫程、月割にして五百匁、人

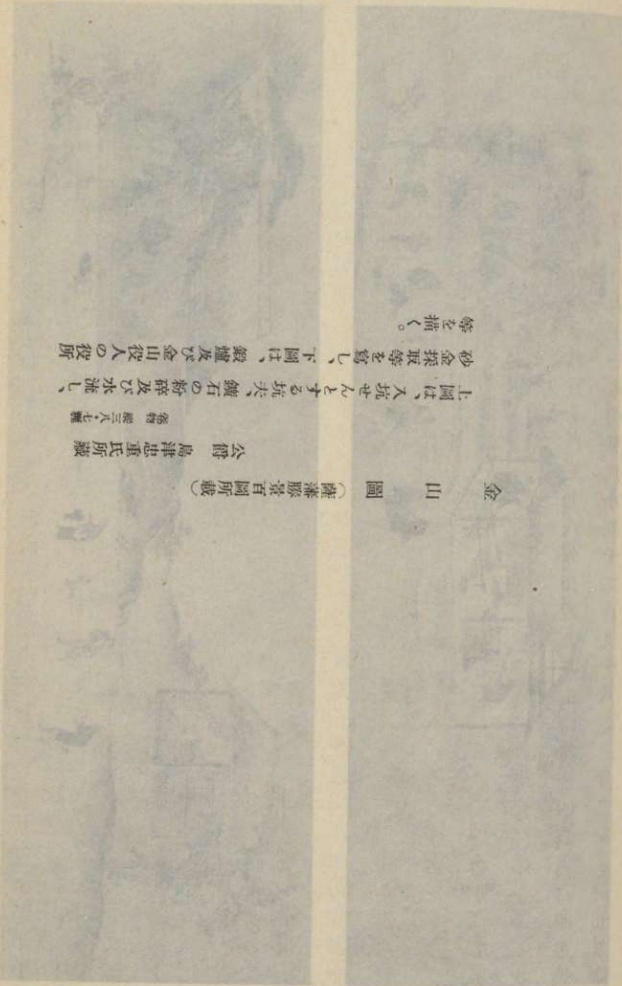
永野・鹿籠・芹ヶ野三金山の景況

正徳以後の産  
金状況

數二百五十人程といふ。<sup>(註三三)</sup> 次いで、正徳三年七月乃至六年六月三年間年平均として、山ヶ野金山は銀百貫九百二十匁、鹿籠金山は銀九十六貫九百匁の引入を見た。<sup>(註三四)</sup> 其の後引續き兩金山共に産金減少し、損銀過分に及ぶので、元文五年先づ鹿籠金山を縮少した。永野山ヶ野金山も延享元年産金四貫九百四十五匁に過ぎず、翌年之も縮少し、同十一月、鹿籠永野兩金山縮少の事を幕府へ届出た。時に、兩金山の年産出玉金六貫三百八十二匁、掘子人數三百七人といふ。<sup>(註三五)</sup>

永野・山ヶ野  
金山の状況

永野山ヶ野金山では、延享四年より産金少々増加し、其の後、寶曆四年七月乃至翌年六月一年間の産金十六貫二百二十六匁、潤益銀五十六貫七百四十一匁、明和元年七月乃至翌年六月一年間には、産金十三貫四十三匁、潤益銀八貫七百七十五匁となつた。また明和元年中の産金十五貫八百八十匁といふ。併し、安永六年七月乃至翌年六月一年間の産金は七貫三百八十四匁、引入銀八貫六百八十七匁、また寛政元年巡見使へ答書には産金八貫八百九匁とあり、次いで、文化七年中の産金八貫七百五十八匁、文政九年中の産金四貫六百四匁、燒金にして三貫七百六十一匁、引替代小判千二百九十八兩三分二朱と銀五匁餘外に正銀四百二十一匁、天保元年の産金六貫五百七十九匁といひ、産金は漸次減退



金山圖 (薩摩藩景百圓所藏)

公傳 島津忠重氏所藏

卷六 三六

上圖は、入坑せんとする坑夫、鑛石の粉砕及び水洗し、砂金採取等を寫し、下圖は、鑛燧及び金山役人の役所等を描く。

正徳以後の産  
金状況

數二百五十人程といふ。(註三)次いで、正徳三年七月乃至六年六月三年間年平均として、山ヶ野金山は銀百貫九百二十匁、鹿籠金山は銀九十六貫九百匁の引入を見た。(註四)其の後引續き兩金山共に産金減少し損銀過分に及ぶので、元文五年先づ鹿籠金山を縮少した。永野山ヶ野金山も延享元年産金四貫九百四十五匁に過ぎず、翌年之も縮少し、同十一月鹿籠、永野兩金山縮少の事を幕府へ届出た。時に、兩金山の年産出玉金六貫三百八十二匁、掘子人數三百七人といふ。(註五)

永野・山ヶ野  
金山の状況

永野山ヶ野金山では延享四年より、産金少々増加し、其の後寶曆四年七月乃至翌年六月一年間の産金十六貫二百二十六匁、潤益銀五十六貫七百四十一匁、明和元年七月乃至翌年六月一年間には、産金十三貫四十三匁、潤益銀八貫七百七十五匁となつた。また明和元年中の産金十五貫八百八十匁といふ。併し、安永六年七月乃至翌年六月一年間の産金は七貫三百八十四匁、引入銀八貫六百八十七匁、また寛政元年巡見使へ答書には、産金八貫八、九百匁とあり、次いで、文化七年中の産金八貫七百五十八匁、文政九年中の産金四貫六百四匁、燒金にして三貫七百六十一匁、引替代小判千二百九十八兩三分二朱と銀五匁餘、外に正銀四百二十一匁、天保元年の産金六貫五百七十九匁といひ、産金は漸次減退

金山 (薩摩藩家百圓所藏)

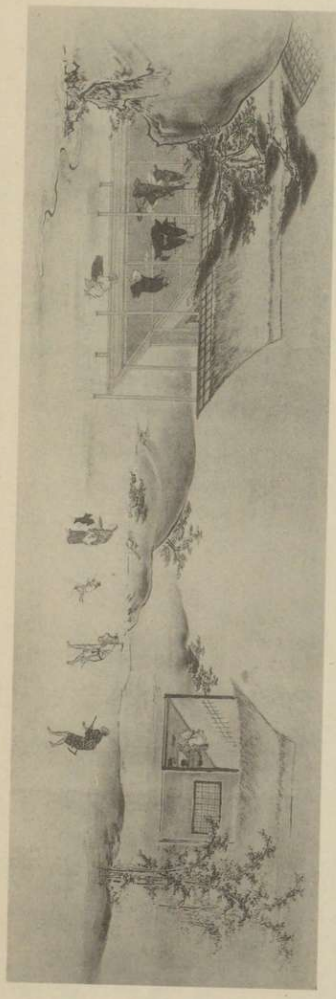
公傳 島津忠重氏所藏  
上圖は、入坑せんとする坑夫、鑛石の粉砕及び水洗し、  
砂金採取等を寫し、下圖は、銀鑛及び金山役人の役所  
等を描く。

正徳以後の産  
金状況

第三編 民政及び産業

永野・山ヶ野  
金山の状況

數二百五十人程といふ。次いで正徳三年七月乃至六年六月三年間年平均と  
して山ヶ野金山は銀百九十九石二十匁、鹿籠金山は銀九十六貫九百匁の引入を  
見た。其の後引續く山ヶ野金山に産金減少し損銀過分に及ぶので元文五年先  
づ鹿籠金山を縮少し山ヶ野金山も延享元年産金四貫九百四十五匁  
に過ぎず翌年之も同く同く月鹿籠永野兩金山縮少の事を幕府へ届出た  
時に兩金山の年産出產金六貫百八十二匁掘子入數三百七人といふ。  
永野山ヶ野金山は延享四年より産金少々増加し其の後寶曆四年七月乃  
至翌年六月一年間の産金十六貫二百二十六匁、調益銀五十六貫七百四十一匁  
明和元年七月乃至翌年六月一年間には産金十三貫四十三匁、調益銀八貫七百  
七十五匁となつた。明和三年中の産金十五貫八百八十匁といふ。併し  
安永六年七月乃至翌年六月一年間の産金は七貫三百八十四匁、引入銀八貫六  
百八十七匁また寛政元年遙見使へ答書には産金八貫八九百匁とあり次いで  
文政七年中の産金八貫七百五十八匁、文政九年中の産金四貫六百四匁、産金に



鹿籠金山の状

したのである。(注三) 天保九年巡見使へ答書には、當分年産出玉金八貫程、同年前半(四月あり)同四貫三百七匁とある。(注三) 但し、此の報告は實際より稍多いとも思はれる。其の後の産金は天保十三年四貫五百六十五匁、嘉永三年四貫九百一匁である。かくて、明暦再掘以後嘉永三年まで、山ヶ野永野金山の産金総額は六千七百五十九貫九百八十五匁といふ。(注三)

鹿籠金山では、寶曆四年七月乃至翌年六月一年間の産金九百四十一匁、引入銀八貫六百五十六匁、明和元年七月乃至翌年六月一年間の産金百四十九匁、引入銀十六貫八百五十八匁となり、寛政元年巡見使へ答書には、年産金額一貫餘とあるが、享和元年九月に至り、不況のため一往休山とし、其の後、山師中願により、自稼は勝手次第とした。また重豪の意により、藏米を入れて掘方申附け、文政九年中産金一貫五百二十三匁、燒金にして一貫二百六十三匁、引替代小判四百二十九兩一分と銀二匁餘外に正銀百三十匁であつた。(注三七) 天保九年巡見使へ答書には、當分年産出玉金一貫程、同年前半同五百三十八匁とある。(注三八)

山ヶ野金山では、正徳三年七月乃至同六年六月の三年間に年平均五十四貫二百九十匁の引入銀を見たといひ、享保二年冬再び休山とした。其の後天明

山ヶ野金山の状

神殿金山の状

其の他の金山

七年以降、吉田喜三次なる者が稼行免許を受け、次いで、加治木町人森山太助に譲つたが、坑内浸水のため寛政五年十二月、休止したといふ。(注三五)

神殿金山は、開掘後三、四年間に五十貫程の産金があり、次いで、浸水のため休止した。享保十七年五月再び試掘せしめたが、掘續け難く、寛延元年九月、掘方免許申附け、即ち私掘を許したのであらう。吹金百匁餘あり、小人數で稼行し、明和元年七月乃至六月一年間の産金二十八匁であつたが、後に休止した。(注四〇)

其の他、試掘の金山數所あり、多くは民間の掘主に私營を免許したもので、産金なきに至り、山床取揚とした。其の個所及び稼行期間(通常免許より山床取揚まで)を示せば、左の如くである。特に注記の外は、大體謂はゆる自分稼と思はれる。(注四一)

- 大口半 尾 享保十三年八月——元文四年十二月(藩庫田費か)
- 寶曆十一年四月——(産金僅少、後廢絶)
- 大口大 平 享保十五年八月——(金氣の場所へ切付けず、後返納)
- 阿多水 無川原 享保十三年十二月——(金九匁餘吹出し、其の後掘方なく放棄)
- 坊泊 廣大寺 享保廿年八月——寶曆四年四月
- 串木野 西嶽 唯越 享保三年二月——(正金十匁程吹調へ、本手差迫り山床取揚)

天明七年正月

加世田 津貫宇敷鹿倉小木場川内

- 寛延四年六月——寶曆四年四月
- 伊作場 貫鹿倉 寶曆十年正月——(金氣見えずといふ)
- 田代 前目 高塚 享保十五年四月——寶曆四年四月
- 恒吉 牧内 鷹取 寛保二年二月——(本手差迫り、後山床取揚)
- 馬越 山田村山假屋 寛延三年十一月——寶曆十年八月
- 綾 浦中尾筋大森 元文二年十月——元文四年正月
- 延享二年四月——寛延元年三月

綾 樫 谷 (初め試掘あり、後中絶)

明和三年十二月——(藩庫田費、産金少く中止、其の後自分稼)

穆 佐 米 山 寛延二年六月——寶曆十二年八月

金以外の金屬では、銀、銅、錫、鐵、鉛を産し、非金屬鑛産には、硫黃、明礬、其の他、土石類があつた。併し、銀、銅、鉛等は埋鑛甚だ貧弱で、單に試掘に留まり、たゞ錫は稍見るべく、國産と稱せられ、鐵は之に次ぐが、また著しくはなかつた。

金以外の鑛産



錫は主として谷山福本村に産した。其の始めは、萬治元年同郷宇宿村の百姓が採樵中に錫鑛を得たの（註四三）といひ、八木越後なる人の發見に係るとも、或は明暦元年九月錫山として取立てたともいふ。（註四三）大體此の頃より、引續き稼行したのであるが、其の年産額は左の如くである。（註四四）

産 額 藩の潤益（銀）

寶曆四年七月	同	五年	六月	四、五九八・五 <small>斤</small>	六〇九・〇一 <small>匁</small>
安永六年七月	同	七年	六月	七、三七〇・五九五	一、二四四・二七四
天明六年七月	同	七年	六月	五、五三四・七五二	（引入）五、一八六・八四
享和二年七月	同	三年	六月	五、四七七・九	二、一六六・四三八
文政九年正月	同	九年十二月	一五、七四二・餘	（拂代銀七四、五七四・餘）	

更らに、文政・天保頃と思はれるが、谷山の錫山年分出錫六、七千斤、之に對し山子四十家部計り、正錫百貫に付賃銀百七匁五分無引方、砂錫十斤に付眞米二升大抵六千斤にして、賃銀計六十四貫五百匁との記事もある。（註四五）錫は大坂に賣拂ひ、領内にも拂下げ、一斤に付錢四十文を定値成とするといふ。（註四六）また、天保九年上使へ答書には、當時の産額錫四千貫二百斤とある。（註四六）

其の他錫鑛試掘の個所は左の如くである。（註四七）

山崎	白男川	享保十七年	元文三年五月
出水	栗毛野谷鹿倉	寛延三年十月	寶曆十年八月 <small>（正錫九十八匁吹調、其の後稼行せず）</small>
川邊	黒仁田鹿倉	寶曆十一年四月	明和二年六月 <small>（産出なし、また三國名勝園會卷二五に川邊に錫を産すとある）</small>

鐵の産出は天保九年の幕府巡見使へ答書に、年合計十九萬八千斤とある。（註四八）産地を見るに、要用集抄には、市來二所川邊山田六所加世田六所伊作二所薩摩吉田二所大隅山田一所田布施二所蒲生一所飯野一所薩藩政要録六卷には、川邊阿多伊作始羅郡山田飯野各一所及び入來三所に鐵山ありとして居り、三國名勝園會には、市來入來東郷知覽穎娃川邊伊作末吉小根占大根占新城種子島眞幸院に鐵鑛或は生鐵（鐵鑛）熟鐵（鐵鑛）を産すとして居り、また阿多中野津村葛原山に磁石を産すといへば、即ち、磁鐵鑛と思はれる。鐵鑛は多く砂鐵で、市來の湯田村赤崎濱伊作田村江口濱神之川、穎娃の御領村海邊、眞幸院の大河平村野川邊、其の他大根占新城等の鐵鑛も砂鐵であつたし、小根占山本村及び小根占村横別府の熟鐵の鑛石は、山川兒ヶ水の砂鐵であつた。（註四九）また、歴代制度卷一によれば、

北多々良の製鐵所

種子島現和村の鑄鐵所

鐵工

銀山

伊作横川、始羅郡山田等に御物山があつたが、後に引取となり、大根占一所となつたといひ、商賣山は市來志布志樋脇等にあり、土居一間に吹四本立、一ヶ月の製鐵百五十貫位とある。但し、其の經營の内容等は明らかでない。小根占では古く百姓の私爐で、風箱に水排を用ひて、水邊に於いて經營したといふ。弘化年間に、指宿の濱崎太平次正房は建言して、小根占川北多々良に製鐵所を設け、自ら支配人となつて經營したが、慶應年間、之を廢した。<sup>(注五〇)</sup>猶ほ、種子島では、領主種子島久基の時、鐵山師春田某、逆瀬某の兩人及び百姓三人を雇ひ、土産の砂鐵を以て、現和村に鑄鐵所を起し、斯業を擴張したといふ。<sup>(注五一)</sup>

次に、各種鐵工には、鹿兒島の大砲、鳥銃、刀、槍、鑿を始めとし、平佐の鳥銃、谷山福本村波平の刀が著はれ、加世田には、斧、鎌、采、刀、釘、小刀を産して、鹿兒島或は琉球道之島に送り、加世田鐵工の稱があつた。其の他、加治木の刀劍、鐵炮、箭、鏃、小刀、煙管、農具、諸鑄物、知覽の鑛、國分の鎌、小根占の釘、種子島の夾剪等があつた。<sup>(注五二)</sup>

銀山試掘の個所及び試掘免許期間を示せば、左の如くである。<sup>(注五三)</sup>

高尾野 伊良ヶ迫 享保十八年六月 寛保二年十月(正銀二百匁吹調)

寛延元年九月 寶曆四年四月(再試掘、本手銀差迫り山來取揚)

出水 高次内高川 享保廿年 元文三年五月

吉松 小平山 寛延二年正月 寶曆四年四月(銀産出なし)

馬越 堅平山 寶曆六年二月 同十年八月(正銀三分吹調)

今和泉 池田村大谷 寶曆七年四月十二日 (正銀十九匁八分吹調、御物買入其の外白目かね四百斤程も吹調、大坂持上り賣拂を申附け、其の後明和・安永頃山主山ヶ野金山堀方を申附けられて休止)

牛根 檜木鹿倉 寶曆七年十二月 同十年八月(鉛少々吹調)

高隈 鹿倉このから 西(安永頃)年八月 (加世田預郷士知覽居住種子田元陵が願により、領内所々銀・銅山自分失脚を以て試掘するを免許されて發行、追々銀・銅、鉛相應の高を差出すといふ)

出水 野平 岩間

加世田 野 正徳四年 (産銅なし、其の後休山)

外に、鹿屋大谷鹿倉に銀、銅試掘を免許したが、格別の事なく、中止したといふ。<sup>(注五四)</sup>

銅山試掘の個所及び試掘免許の期間は左の如くである。<sup>(注五五)</sup>

加世田 野 享保十九年 元文三年五月(再試掘、銅十四斤吹出)

出水 栗毛野及び川内 享保八年九月 辰(安永頃)年十一月

財部 糸ひらが谷 享保八年 元文三年五月

第五章 金山及び各種鑛産

銅山

阿久根 田代山 享保九年十七年廿年 元文三年五月(三度免許あり)

國分 猿之木場 享保十年 元文三年五月

飯島 享保十七年四月 延享三年二月(銅三十貫餘調、本手差迫り山床取揚)

出水 大川内 享保廿年四月 元文三年五月

野田 鹿倉水無谷 享保廿年八月 元文三年五月

伊集院 嶽 寛延元年九月 同三年九月(再試掘、本手差迫り山床取揚)

出水 鬼原鹿倉 明和二年四月 (出鐵なし)

鹿屋 大谷鹿倉 明和四年三月 (其の後休止)

國分 川内村 天明三年三月 (天明七年まで荒銅二萬四千五百斤を産す、其の後休止)

〔補説〕三國名勝圖會によれば、阿久根に銅を産し、飯島には自然銅を産した。猶ほ、嘉永五年春、大島代官は龍郷方宇檢方に於いて銅山試掘を行つたが産額は僅少であつた。(三國名勝圖會一五・三〇、大島代官記)

鉛鑛を試掘したのは、左の諸所である。

高尾野 伊良ヶ迫 享保十八年六月 寛保二年十月(鉛五千斤取揚)

鉛鑛

鹿屋 高隈境白木鹿倉 寛延元年九月 寶曆四年四月(再試掘、本手差迫り山床取揚)

田布施 金峯山 文化元年六月 元文三年五月 (鉛千八百斤取揚、浸水のため休止状態)

猶ほ、田布施は御物鉛山で、兵具所へ納め、諸人拂下も行ふといふ。

硫黄

硫黄産地は要用集抄薩藩政要録<sup>六</sup>によれば、硫黄島中之島及び飯野白鳥嶽

で中之島及び白鳥嶽では此等記録の當時中絶してゐたといふ。三國名勝圖

會の記してゐるのは硫黄島及び眞幸院霧島山中である。硫黄島は硫黄産地

として古來知られて居り、殊に精製を要せざる上品を産したのである。之は

山中に於いて噴出した硫黄が下に滴つて溜まるもので、其の上品を鷹の目、稍

劣るを鶉の目といふ。外に火煉精製を要する粗硫黄がある。

猶ほ硫黄島では、貢租に硫黄を納めた様である。

同島産硫黄は、吳田の長兵衛、森喜助外一名の支配人が島民の採掘するものを

買入れてゐたが、微々たるもので、天坂値成も低かつた。鹿兒島に於いて、諸所

へ抵當物として賣出す状態であつたので、高値なるを得なかつたのである。

調所廣郷より産出方を論ずるも、資力乏しく、之を遂げるを得なかつたので、天保

天保財政改革  
と硫黄

十年、抵當硫黄を買上げて負債を補ひ、改めて薬師甚左衛門を支配人とし、見聞役を渡島せしめた。島元の改正を行ひ、大いに産出を増大したのは、薬師の功による事少からずといふ。〔注一〇〕

明礬は霧島山方面の産である。要用集抄薩藩政要録六及び歴代制度卷一〇上の寛政上使答書には、夫々曾於郡一山、栗野一山、踊五山或は六所、或は曾於郡一所、踊四所、飯野一所を擧げてゐる。年産額は寛政上使答書では七、八萬斤といふ。三國名勝圖會の擧げてゐるのは、踊栗野の二郷である。即ち、踊では霧島山西嶽下の山ノ城湯ノ池、上湯池、新山の諸所に産し、就中、上湯池に最も多く、古くは山中手洗藪山にも産出し、安永頃豊後の市平といふ者が創業したといふ。栗野では、小羽村栗野嶽山中温泉の地に産出した。〔注六一〕天保財政改革に當り、調所廣郷は霧島明礬山の事を桐野孫太郎に命じ湯ノ野の採掘地を開いた。但し、商人の利を得させんため藩の關與する所どしなかつたといふ。〔注六二〕而して、弘化三年乃至嘉永二年間四月間、年々の明礬大坂仕登斤高は左の如くである。

弘化三年 三七、五〇〇斤 嘉永元年 四七、五〇〇斤  
同四年 二〇、〇〇〇斤 同二年間四月迄 一〇、〇〇〇斤

明礬

桐野孫太郎

大坂仕登明礬

石炭は市來伊作田村に産したといふが、天保財政改革中、調所は、出水川内、飯島、踊及び鹿兒島近在伊敷等に於いて試掘せしめ、筑後三池より人を雇つて諸所を見せしめたといふが、採掘に至らなかつたのあらう。〔注六四〕

石炭

- 〔注一〕 歴代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四 要用集抄 薩藩政要録卷六 舊記雜錄後編卷九七 金山由緒 金山萬留卷乾 島津國史卷二六
- 〔注二〕 舊記雜錄後編卷九七 島津國史卷二六 金山由緒 金山萬留卷乾 官職秘考卷下
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷九八・九九 島津國史卷二六 歴代制度卷一〇上 三州御治世要覽附錄年代記 金山關係記録
- 〔注四〕 歴代制度卷一〇上・五二利 薩藩政要録卷六 薩藩例規雜集卷一四 要用集抄
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷九九 寛永日記 島津國史卷二六 金山關係記録
- 〔注六〕 舊記雜錄後編卷九九 島津國史卷二六
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷一〇〇 追録卷一 金山萬留卷乾 金山由緒
- 〔注八〕 歴代制度卷一〇上 島津國史卷二六 金山由緒 金山萬留卷乾 金山關係記録
- 〔注九〕 舊記雜錄追録卷七 金山關係記録 島津國史卷二六
- 〔注一〇〕 薩藩例規雜集卷二〇
- 〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一〇 金山由緒 金山萬留卷乾 寛文録 殿中日記
- 〔注一二〕 舊記雜錄追録卷九・一〇 薩州舊傳記 金山萬留卷乾 薩藩先賢遺德卷中
- 〔注一三〕 舊記雜錄追録卷一一
- 〔注一四〕 巡見使答書 寛文七年幕府諸國巡見使應答案
- 〔注一五〕 金山由緒 金山萬留卷乾
- 〔注一六〕 官職秘考卷下 歴代制度卷五二利
- 〔注一七〕 巡見使答書 金山萬留卷乾 金山由緒 歴

- 〔注二八〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四  
金山萬留卷乾 金山由緒
- 〔注二九〕 舊記雜錄追錄卷四七 金山萬留卷乾 金山  
由緒
- 〔注三〇〕 舊記雜錄追錄六一 鳥津國史卷三〇
- 〔注三一〕 金山萬留卷乾 金山由緒
- 〔注三二〕 歷代制度卷一〇上 薩藩政要錄卷六 要用  
集抄 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注三三〕 舊記雜錄追錄卷九〇—九二 鳥津國史卷  
三〇 薩藩例規雜集卷三〇
- 〔注三四〕 歷代制度卷一〇上 薩藩政要錄卷六 要用  
集抄 薩藩例規雜集卷一四・二〇
- 〔注三五〕 薩摩國御巡檢使書上(天保九年)
- 〔注三六〕 薩藩例規雜集卷二〇
- 〔注三七〕 歷代制度卷一〇上 薩藩政要錄卷六 要用  
集抄 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注三八〕 薩摩國御巡檢使書上
- 〔注三九〕 芹ヶ野金山玉金本拂帳 歷代制度卷一〇上  
金山由緒 金山萬留卷乾 薩藩政要錄卷六 要用集
- 〔注二八〕 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注二九〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄 歷代制度卷一  
〇上 薩藩例規雜集卷一四・二二
- 〔注三〇〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄 歷代制度卷一  
〇上 薩藩例規雜集卷一四・二二
- 〔注三一〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注三二〕 歷代制度卷一〇上 金山由緒 金山萬留卷  
乾 鳥津家傳記大概 鳥津國史卷二六 上使答書
- 〔注三三〕 舊記雜錄追錄卷九
- 〔注三四〕 巡見使答書
- 〔注三五〕 歷代制度卷一〇上 鳥津國史卷二七 金山  
由緒 金山萬留卷乾 薩藩政要錄卷六 要用集抄  
薩藩例規雜集卷一四
- 〔注三六〕 常憲院殿御實紀卷三七 金山由緒 金山萬  
留卷乾 舊記雜錄追錄卷二七 鳥津國史卷二八 三  
州御治世要覽附錄年代記
- 〔注三七〕 舊記雜錄追錄卷二九・六一 鳥津國史卷二  
八

- 抄 薩藩例規雜集卷一四 芹ヶ野金山發起始終覺書
- 五代龍作氏萃芹ヶ野金山鑛業誌
- 〔注四〇〕 歷代制度卷一〇上 金山由緒 金山萬留卷  
乾 薩藩政要錄卷六 要用集抄 薩藩例規雜集卷一  
四
- 〔注四一〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四
- 東京鑛山監督署編日本鑛業誌
- 〔注四二〕 三國名勝圖會卷一九
- 〔注四三〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注四四〕 要用集抄 薩藩政要錄卷六
- 〔注四五〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注四六〕 薩摩國御巡檢使書上
- 〔注四七〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注四八〕 薩摩國御巡檢使書上
- 〔注四九〕 三國名勝圖會各卷
- 〔注五〇〕 三國名勝圖會卷四五 小根占村役場編小根  
占村史
- 〔注五一〕 西村時彦氏萃南島傳功傳

- 〔注五二〕 三國名勝圖會各卷
- 〔注五三〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注五四〕 要用集抄
- 〔注五五〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注五六〕 薩藩政要錄卷六 要用集抄
- 〔注五七〕 歷代制度卷一〇上 薩藩例規雜集卷一四
- 〔注五八〕 三國名勝圖會卷二八
- 〔注五九〕 御高頭並上納物取調帳(自弘化四年秋至嘉  
永三年秋)
- 〔注六〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣  
郷履歴概略
- 〔注六一〕 三國名勝圖會卷四〇・四一
- 〔注六二〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣  
郷履歴概略
- 〔注六三〕 三國名勝圖會卷九
- 〔注六四〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門履  
歴概略

## 第六章 各種製造産業

### 第一節 製絲及び染織

養蠶

纖維原料は、絹木綿麻芭蕉羊毛等の各種に互るが、第一に絹に就いて記せば、養蠶は概して盛大ならず、藩内需要の一部を充たすに過ぎなかつた様である。(注一)三國名勝圖會に於いても、僅かに川邊及び飯島に白絲、即ち、生絲を産すとしてゐるに過ぎない。此の外に、大島には有名な大島紬があり、其の原料真綿は同島養蠶業に俟つた譯である。猶ほ七島では、貢租に真綿を出して居る。(注二)

重豪織局を設けて養蠶を奨励す

種子島の養蠶

藩に於いては、古來桑を禁伐木とし、其の植栽を勧めたので、養蠶の勸奨にも留意したと考へられるが、古く見るべき記事なく、重豪に至り、絹織物の織局を建てた時に、養蠶を奨励し、文化頃には、近江より技術者及び女工を聘し、各郷に傳習せしめた。天保財政改革の際にも、調所廣郷は織局を再興すると共に、養蠶を奨励し、また近江より女師數名を雇ひ、諸所に養蠶所を建て、桑を植ゑたが、充分には行はれなかつた様である。(注三)猶ほ、重豪の影響と思はれるが、種子島家

門羽生六郎左衛

六郎虫

でも、その私領に養蠶を勧める事があつた。即ち、文化十四年、種子島家臣羽生道潔(六郎左)は、當時藩が招聘してゐた近江の人松村儀兵衛に傳を受け、文政元年春、種子島に養蠶を創めた。其の後、川邊田部田村の市左衛門を同島に聘し、文政三年には、養蠶戸數百三十戸に及んだ。偶、同年、同島に蠶類似の甘藷害虫が發生し、被害甚大であつたので、之を六郎虫と稱し、養蠶に對する誹謗起り、民心不安なるに至り、遂に養蠶を禁じた。羽生道潔は慨嘆し、蠶德辨論を著はして抗辯したといひ、其の後、養蠶は再び行はれるに至つた。(注五)

大島の養蠶

絹織物  
中村源左衛門  
織屋

大島の養蠶に就いては、南島雜話(卷四)に其の記事を存し、夫によれば、同島の養蠶は由來古く、島中に桑樹は充分植付けて居り、家毎ではないが、手隙ある家では多く飼ひ、真綿五、六抱或は其の上にも至り、蠶は真綿を取る種類で、長さ三寸程あり、繭も絲の蠶より太く、少し黄色を含むといふ。就中養蠶の盛んなのは、宇檢間切で、其の真綿は色白く外見美しく、宇檢真綿の名があつたが、他地方の色黒き真綿に比し、引いて弱く、紬を績むには此等色黒きを用ひるといふ。絹織物に關しては、寛永中、藩は京都より中村源左衛門(作左衛門ともあり)を召下し、織屋を建てさせた。初め、關ヶ原役より退いて京都に出た長谷場純智、美代、清堯

重豪織局を設

織局再興

薩摩御召羽二

伊集院忠張等七士が、源左衛門の父常和を頼り、其の庇護を受け、後に近衛家の扱ひにより歸るを得たが、常和は薩摩の人で、久しく京都新在家に居り、絹織を業としてゐたのである。常和の歿後、伊勢貞昌が上京し、進言する處あり、源左衛門一家を召下し、俸祿を給し、織屋を建てさせたのである。次いで、俸祿を廢し、猶ほ織屋の稱を存したが、慶安二年、遂に屋號をも削つた。(正六)其の後、織屋の施設はなく、重豪に至り、安永五年、城下に織局を建て、生絲は福島郡上近江等より買入れ、羽二重を織らせたが、文政頃には、財政困難のため、資金に窮したといふ。天保財政改革に當り、織局を再興し、時に従前織局を管掌した樺山武左衛門が織工に精しく、縝密なるにより、再び擔當せしめると共に、仁禮吉左衛門等をして監督せしめ、樺山の歿後は、川畑清右衛門をして當らしめた。織局には、西陣より織師を雇ひ、絲も買下し、また米澤の法を習ひ、薩摩御召羽二重なる別種品をも創めたといふ。かくて、織局で製した織物は、各種に互(正七)り、三國名勝圖會(七)に、鹿兒島に産する織物として、紗綾羽二重(正八)、絹棧留以下數種を擧げてゐるが、其の内、織局の製が多いと思はれる。外に、領内絹織物を産するのは、甌島で、三國名勝圖會(三)に、羽二重(正九)、棧留等(正十)を擧げて居り、何れも名品といふ。

大島紬

棉作

次に、大島紬の起原は、明らかでないが、琉球の久米島紬の製法を傳へたものといふ。享保五年十月十二日付、大島代官上村半左衛門宛の令達に、與人横目、目指筆子、控以外紬の着用を禁じて居り、同令達は、徳之島喜界島沖永良部島にも達せられた。之によつても、當時既に大島紬は普及しつゝあつたと察せられ、恐らく農家の其の事に従ふものが多かつたのである。元來、大島紬は、其の品質堅靱なると共に、染色に特長あるを以て、重んぜられ、此の染色の特長は、現行の如く、専らし、ありんば、い(正十一)ち木染料を使用するに至り、殊に發揮せられたものである。即ち、紬の原料絲は、しありんば、いで染めた上、鐵分を含む泥土中に浸し、之を繰返して、黒みが、つた褐色の高尙なる染色に達するので、また此の染色した原料絲を織上げるには、多大の勞力と技術を要するのである。併し、染料を、しありんば、いに一定したのは、比較的新しい事であり、古くは山藍を用ひ、或は之を得るに困難な處から、くちなし、ひる木、つん木、檜に、木等各種の草木を使用した様である。染色に、泥土を使用する事は、古く行はれた様で、此の法を、(正十二)ちや、染と云つた。にちやとは、泥の腐つたを指すといふ。

領内の棉作は、養蠶と同様、比較的僅少であつたと考へられる。併し、百姓女

綿布産地

十五人間に織木綿一反を課するを法とした所から見ても、木綿織は自家用として一般農家に行はれたので、また木綿織は藩士、殊に郷士の家庭に於いても之を行つたと考へられる。綿布産地は川邊加世田、甌島、櫻島、小根、占花岡等で、何れも商品として出した様である。三國名勝圖會によれば、川邊、甌島、花岡等の産は縞木綿布<sup>條</sup>で、花岡産は古江條布といひ、産額が多く、櫻島産も櫻島木綿の稱があり、加世田に木綿天鵞絨、木綿七子織、小根占に木綿絨を産すといふ。また硫黄島等では貢租に木綿を出した様で、相當の生産があつたと思はれる<sup>注七</sup>。

調所廣郷の綿織物獎勵

天保財政改革中、城下町に木綿織屋を設けた。即ち、是より三、四十年前まで、藩士は家内手織の綿服を着用したのに、二、三十年來世體變じ家々に織る事なく、皆下りの反布を用ひるにより、調所廣郷、海老原、清熟等に鑑み、綿價を低廉にし、世の奢侈を矯め、織機を流行せしめんとして、此の事業を起したといふ。其の主幸には重久篤極を任じ、其の下に、長倉猪八、同源左衛門の兄弟、川井田藤助、谷山甚左衛門等皆富裕の者を置き、無給であるが、功勞により賞に預かるの望を以て従事せしめ、失費を省いたといふ。就中、重久はもと下町の商人で、富裕藩下一等と稱せられ、文政中財政困難の際、廣敷番頭に擧げられ、君側の用を

重久佐次右衛門

麻

供し、且つ國の大事件には萬金を捧げんと申したといひ、後に町奉行となり、高千石を許された。木綿織屋の事に關するや、重久は自身上坂し、品位價格の高低を詳らかに約し、巧妙に綿を買下し、市中綿屋より買はずして織り、資金は藩より出したが、利を收めず、専ら廉價を旨としたといふ<sup>注一〇</sup>。

麻の主要産地は日置郡及び伊佐郡南部地方で、其の他肝屬郡及び日向の綾にも産した。日置郡では、吉利を第一とし、<sup>注二</sup>同地では五家十家毎に麻茹<sup>か</sup>を共有して設けてゐた。麻糸は主として製網に用ひ、各戸に於いて之を編み、吉利網の稱があつた。<sup>注三</sup>同郡永吉は吉利に次ぎ、亦製網を業とした。<sup>注三</sup>伊佐郡では鶴田宮之城、山崎を麻産地とし、鶴田は領内第一の産額があり、山崎も亦産額多く、煮扱<sup>か</sup>芋<sup>か</sup>鐵引<sup>か</sup>に製する。鐵引とは麻糸の勁強なる事、鐵線に劣らずとの稱である。<sup>注四</sup>日向綾の産は、弓弦、漁網等として領内最佳品であつた。<sup>注五</sup>肝屬郡の産は粗製で、自家用に過ぎなかつた。<sup>注六</sup>

芭蕉布

芭蕉布は糸芭蕉<sup>琉球</sup>の纖維を原料とする。糸芭蕉は薩隅にも分布廣く、芭蕉皮の貢租があつたが、琉球道之島には一層多く、古來、芭蕉布は此等地方の特産とされたのである。元和九年閏八月廿日付家老島津久元<sup>下野</sup>等の大島置



目之條々にも、唐芋、苧綿と共に芭蕉の買上を達して居り、年々芭蕉布の積登があつたと思はれる。大島に於いては、郷士格與人横目等の上層島民の朝衣を始め、必需として用ひ、芭蕉素として琉球へ渡す事もあつた。

重豪は、緬羊の飼育と共に、毛織事業をも企てた。安永二年正月付、近習役村上範村の達、家老樺山久智の差圖として、毛織に従事する者又は織物に心掛け、素質良き者あらば吟味の上申出る様とある。猶ほ同時に、織物の種類によらず、稽古希望者は大坂へ遣し、稽古申附けるにつき、之も申出る様申渡すべしとあるが要するに、毛織を起さんための達と思はれる。此の前年、即ち、同元年、大島の與人芝好徳は上國し、村上範村より羊毛の織方を習ひ、また羊毛を乞ひ得て、翌春、歸島し、同四年春毛織三反を織るべく重豪の命を受け、織屋織具を新らたにして織り、翌年之を登せ、同六年二月賞與せられたといふ。文政初年頃、重豪が曾槩に委せて羊を飼育せしめた時に、幕醫澁江長伯の傳を受けた坂元澄明、小川富吉の兩人は、文政二年夏、歸省し、鹿兒島に於いて羊毛紡織を始めた。併し、羊の蕃息を見ず、羊毛原料を缺くため、毛織業は實際の産業として發達するに至らなかつた。

毛織物

特産山藍

薩摩絨

染料には、先づ領内及び琉球に特有の山藍（註七〇）があり、之によつて染めたのが薩摩絨として著はれてゐるが、染料として販路なく、夫々自家用に供するのみであつた。（註七二）三國名勝圖會でも、水引に藍を産すと記す以外、藍産地を示してゐないが、之も藍玉が商品となる事稀なためであらう。佐藤信淵の經濟要録（註七〇）に琉球薩摩大隅等の紺染は頗る暗黒にして鮮明ならざるを見る時は、未だ製法の精微を盡さざるを察するに足るとあり、藍玉として市場に出すには、猶ほ改良を要した様である。天保財政改革中、天保四年二月、穎娃外十九郷に手染用藍作地面五歩づゝを許し、同六年四月、唐物方掛役々の申出により、同所外三十郷に同斷申附けた。（註七三）其の後砂糖收益の減少につき、其の接穂として藍作改良に着手し、藍玉方を置き、資金を供し、製法の師を阿波大坂より聘したといひ、また弘化初年には、藍製造所を城下築地に置いたといふ。（註七四）但し、藍の種類は、在來の山藍以外を入れたのか否か、明らかでない。

藍玉方

其の他の染料

其の他、櫻島に方言やしやと呼ぶ灌木あり、其の實は黒色染料として、鹿兒島の染屋へ出したといふ。猶ほ、此の樹は、噲啖郡霧島山麓の原野にも多かつた。（註七五）大島では、しありんばい山藍の外、がきなひろきはつくわき、楡、里芋、穀等を染料

とした。がきなは萌木色、ひろきは茶色としはつくわきはひろきより薄く明色とし、楯は心を削り煎じるので、橙色であるといふ。<sup>〔注二六〕</sup>

郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原兼齊君御

取調書類草稿 海老原清熙君身上ニ關スル件

〔注一〕 鹿兒島縣農事調査沿革四 三國名勝圖會各

卷

〔注一二〕 吉利郷土史

〔注一三〕 三國名勝圖會卷八

〔注一四〕 三國名勝圖會卷一七・一八

〔注一五〕 三國名勝圖會卷五五

〔注一六〕 鹿兒島縣農事調査沿革四

〔注一七〕 歴代制度卷一四人 大島要文集 和家文書

〔注一八〕 南島雜誌卷四・補遺

〔注一九〕 歴代制度卷一・二下

〔注二〇〕 奄美大島史

〔注二一〕 仰望節録卷下

〔注二二〕 鹿兒島縣農事調査沿革四

〔注二三〕 萬治元年萬留

〔注一〕 鹿兒島縣農事調査沿革四

〔注二〕 御高頭並上納物取調帳（自弘化四年秋至嘉

永二年秋）

〔注三〕 薩陽日田賦雜徵寫 差杉來由私考 莊内地

理志卷四五

〔注四〕 海老原清熙君身上ニ關スル件 薩藩政改革

ニ係ル件

〔注五〕 熊毛支廳編熊毛郡沿革誌 西村時彦氏著南

島俣功傳 羽生道深先生養蠶碑

〔注六〕 通昭録卷六二 西藩田租考卷上

〔注七〕 三國名勝圖會卷三 海老原清熙君身上ニ關

スル件 薩藩政改革ニ係ル件

〔注八〕 大島政典録 奄美史談 坂口徳太郎氏著奄

美大島史 南島雜誌卷四・補遺

〔注九〕 御高頭並上納物取調帳

〔注一〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及び調所笑左衛門廣

〔注二四〕 藩政改革ニ係ル件書類及び調所笑左衛門廣

郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件

第二節 製 紙

楮の産多し

紙漉方

楮見舞役

古來、藩の勸奨もあつて、楮は領内各地に植栽されて居り、薩摩領は楮多き國と稱せられた。<sup>〔注二五〕</sup> 初め正保乃至寛文年間、家老島津久通は楮の増植改良に留意し、長門周防等より楮苗を取寄せ、また紙漉師松岡美濃を招き紙漉方を始めたといふ。次いで禰寢清雄も人を中國邊に派して視察せしめ、郡座の事業として大いに楮の植栽を勧めた。<sup>〔注二六〕</sup> 楮見舞の役も、當時設けたものと思はれ、天和三年七月廿日付、楮見舞松下五郎左衛門宛、郡座の覺では、楮植栽に就いて、次の如く達してゐる。即ち、先づ暖郡見廻庄屋等に引合せ、楮苗を仕立て用意せしめ、植場は藏入給地、共現畠の竿境、或は畠畔、大山野とし、名々に於いて、功才等まで召寄せ、僉議の上之を決定し、植立の時は楮見舞が巡廻して下知するが、全體巡廻は困難故、一名に二、三所程、楮少しづつ植ゑさせ、暖郡見廻庄屋功才又は名中頭立つた者等へ見せ、取扱様も傳へ、植立後は、更らに楮見舞が巡廻し、植立作人

楮の植付を奨励す

に注意して取締り、其の他、現地になるべき大山野でも楮を任立て、其の間に作職せんとする者には、無上納とする事、爾後所の廣狭により、夫々楮見舞一、二人或は三、四人を申付け、衆中は番普請、百姓は一人の用夫を免除する事とした。<sup>(註三)</sup> 次いで貞享元年には、諸外城衆中、寺家、町屋敷等、一所に五本づゝ、百姓は用夫一人に五本づゝの楮植付を命じ、皮楮は斤高に應じ、八分を植付人へ給する事と達したが如き、其の他、各種植木と共に屢、楮の植付を命じてゐる。大體海邊に楮を植栽せしめたのに對し、楮は漆と共に山手に植栽せしめた様である。また、當時、未だ他領産の紙を多分に買下すにつき、之を充足せんとして、關外四外城へ紙漉を立て、殊に女に漉方を習はせる事とし、男よりも増銀を附して教へたといふ。<sup>(註四)</sup>

紙漉の奨励

楮楮の奨励

元祿十一年正月十三日付、吉田を始め三十外城郡見廻楮見舞、宛、新楮方郡座廻文には、諸所植楮外城により、年々減少するにつき、前年春、楮者を遣して植次を命じたが、更らに、古楮新楮共に木敷を免帳に付け、減少せざる様に、する事、楮取納跡再檢として、二月中に楮者が巡廻して、手入拵する事、年々春には、植付け、植場餘地ある所は、倉議の上、地位宜しき所へ、植栽し、新植栽木敷、坪付は、其の

各地に紙座を設く

貧窮郷士救助策として、紙座を傳習せしむ

節檢査する事とある。猶ほ、檢者を以て植立てさせる事としたのは、元祿十年以來といふ。<sup>(註五)</sup> 實永に至り、楮方檢者を置き、楮の監督も、其の所管とした。楮の植栽と共に、藩は紙屋或は紙座を高岡、其の他諸所に設けた。例へば、蒲生の紙座は、島津久通の創始に係り、同地麓の西方に、別府川の清流があり、製紙に適するにより、同地の貧窮衆中の副業たらしめんとして、彼等に製紙を傳習せしめ、原料楮を給し、薪も藩林より伐採せしめ、製品は上納紙とし、他賣を禁じ、技術の漏洩をも嚴禁して、持高十石以下の衆中に、從事せしめたといふ。<sup>(註六)</sup> 次に、樋脇塔之原の紙座は、安永八年の創置に係り、之も貧窮郷士救助のためといふ。生産者は各一人に十六貫の楮皮包三丸、計四十八貫を渡され、内二丸で百田紙なる上納紙を製し、残一丸の製紙を藩に賣納するか、或は雜紙として一般に賣り、賃分を得、其の内から紙座役人の扶持、其の他の雜費をも支拂つたといふ。紙屋紙座の原料楮は、百姓より石別に納入させたものである。<sup>(註七)</sup>

重豪製紙の改良増産に努む 新垣仁屋

猶ほ重豪も製紙の改良増産に努め、雜紙方の一局も重豪が設けたものと思はれる。重豪は亦唐紙模製を試み、天明七年八月、夫に關し、琉球より新垣仁屋を代々小人として、鹿兒島へ轉籍した。新垣仁屋は當時十五歳であつたが、其

天保財政改革  
と製紙業

紙の産地

の父は福建に於いて製紙を習つて歸國し、重豪に聘せられ、唐紙を模製した者である。新垣仁屋は新垣仁右衛門と改め、子孫も續いたといふ。<sup>〔注九〕</sup>

天保財政改革の際には、調所廣郷は雜紙方を繼續して、日向を始め川内等諸所の紙を大坂へ仕寄せ、利益はあつたが、金高は僅少であつたといふ。天保十年、調所は長崎に赴き、時に領内楮の減少に鑑み、肥前大村に於いて、楮に關し熟練の者を見出し、出水郷士の内より人を派して傳習を受けしめ、また楮苗を買入れて試植し、その他大坂木之部村の植木屋より植栽法を傳へたといふ。<sup>〔注一〇〕</sup>

大體、紙の産地は、三國名勝圖會によれば、薩摩では中郷東郷宮之城大村伊作大隅では末吉加治木、蒲生垂水、小根占、大根占、佐多等の諸郷で、更らに日向の紙は著名で、高岡産は宇田紙、半切紙、本結紙、平本結紙、小杉原紙等あり、高岡紙の稱を以て珍重され、その他綾倉岡、穆佐等の産は何れも名品とされた。

大島では、桑皮、芙蓉、沈香木等を以て漉き、内地のむくみ紙より良品もあつたといふ。但し、少量で用分に足らず、販賣には出さなかつた。<sup>〔注一一〕</sup>

〔注一〕 鹿兒島ふり  
〔注二〕 彦杉來山私考 歴代制度卷一〇上 薩藩例

規集卷一八 彌登丹波清津勳農略記 薩藩舊傳集 補遺

〔注三〕 彌登丹波清津勳農略記  
〔注四〕 彦杉來山私考  
〔注五〕 薩陽日田賦雜徵寫  
〔注六〕 蒲生野史 蒲生郷土史 始良郡西史  
〔注七〕 樋脇村史  
〔注八〕 薩藩政改革ニ係ル件

〔注九〕 薩藩例規集卷二五  
〔注一〇〕 藩政改革ニ係ル件書類及ヒ調所笑左衛門廣郷履歴概略 薩藩政改革ニ係ル件 海老原清源君身上ニ關スル件 御改革取扱向御届手控  
〔注一一〕 南島雜話卷四

第三節 製 蠟

製蠟について  
の傳承

藩内に於ける楡樹植栽及び製蠟の起原に就いては、種々の傳承がある。彌寝家の傳へによれば、天正頃彌寝重長が、毎年渡唐の商船に託して、楡苗を取寄せ、初めて所領小根占に植栽したといふ。<sup>〔注一〕</sup> また寛永十四五年<sup>〔同十年乃至十三年ともいふ〕</sup>の大島代官有馬純定は、假屋收納の薪木の多くが自生の楡なるにより、自身山床を見分し、楡實を採らせ、製蠟して積登せ、且つ苗木を持歸り、家久より指宿山川に植ゑる様命せられたともいふ。<sup>〔注二〕</sup> 當時、楡の植栽が行はれた事は、既に寛永十四年乃至十六年頃の達に、楡實は、山奉行所手形により運上銀を納めさせて、買請人を定め、其の他の者が買取るを禁じてゐる事からも明白である。<sup>〔注三〕</sup>

楡實買請人を  
定む

〔補説〕世に漂着の支那船員が、櫻島小川村に楡實及び製蠟法を傳へ、夫より楡の植栽及び製蠟が始まり、次いで、肥後・筑前へ傳播したとも傳へる。佐藤信淵の草木六部耕種法には之を正保二年とし、大倉永常の農家益には延寶頃としてゐるが、本文の如き事實から、正保或はそれ以後傳來の説は肯定し得ない。

楡實は藩の買物として脇賣禁止す

楡樹の植栽奨励

其の後も、藩は楡實占買につき屢達して居り、慶安四年十月六日付、知覽鹿籠暖宛、宮里壹岐南郷仲兵衛の廻文には、楡實は、例年の如く、藩の買物となるにつき、顯娃仙田村茂右衛門方へ買入を命じ、脇賣禁止を申附けるとあり、明暦二年九月廿日付、谷山より秋目まで諸所暖宛、島津久頼等の廻文に、居屋敷及び私領の楡實は、自家用の外は、藩へ買上げ、脇賣を停止し、また賣上げる者より、代官へ申出により、藩の立値通り買取るとある。(注五) 萬治元年十月十八日付、諸所取納役人宛、坂五兵衛、樺山左京の廻文には、谷山以下十四所の藏入及び並木の楡實を取納めるにつき、田布施衆中、是枝二右衛門、宮内次兵衛へ渡すべしとある。(注六) 他の諸木と共に、楡樹の植栽に就いて、正保以後屢令達があつた事は前に記した通りで、慶安四年十月十日付、谷山より伊集院まで諸所行司、竹木見廻、暖宛、山奉行所の廻文には、楡木の内、夫楡男楡を伐らせ、用に立つ楡を時節に植立てる事、但し、材木となる伐木は所の商場次第買拂ひ、代銀上納し、また用に立つ楡

木を作るの障り等として伐取らず、伐木の時は、横目等立會ふ事と達してゐる。猶ほ續いて十一月十四日、同じく山奉行所より前令を改め、男楡は女楡の結實に必要につき、犬楡のみ伐る事としてゐる。(注七)

禰寢清雄

製蠟所を吉利に設く

村山四郎兵衛

其の後、貞享・元祿に至り、禰寢清雄の楡植栽勸奨があり、當時より製蠟は急に發達したと思はれる。禰寢清雄について傳へる所では、延寶元年頃、彼は江戸に在り、旗本田宮一山(理財家で、土屋政直に昵近の者といふ、或は浪人ともいふ)に自家窮迫の對策を聞き、製蠟の利を考へ、舊領小根占の楡樹を取寄せて私領吉利に植ゑたといふ。次いで貞享元年十月、彼は顯娃地頭となり、同地に狩夫銀を免じて、用夫一人に五百本の楡樹を植栽せしめた。貞享四年二月、諸村庄屋より届出には、同郷御領牧之内、郡三村で一萬四百本、仙田池田十町三村で十萬二千本を植付けたとある。また家老肝付久兼に勸めて、喜入指宿山川垂水花岡新城牛根等の沿海各地に及ぼし、垂蠟所製蠟所を吉利に置き、串木野より阿多までの藩買上楡實は、此處で搾つたが、擴張のため、清雄養子清純の代、元祿寶永頃、之を伊作に移したといふ。(注八) 更らに、元祿寶永頃、櫻島白濱村居住の衆中、村山四郎兵衛なる者は、嘗つて山ヶ野金山の山先となり、時に抱へた金山者が會津出身で、同藩の漆實製蠟から

櫻島に製蠟所を設く

見て、櫻島の植實は製蠟に適すると告げたので、試みに製蠟せしめた處大いに成功し、夫より年々鹿兒島に出し、次いで、村山は生蠟垂方并に植木植方主取を命ぜられ、藩營として製蠟を行ふ事とし、垂蠟所を櫻島藤野村に置き、其の後、擴張に従つて順次西道村、小池村、横山村に移し、火災のため又小池村方崎に轉じた。檢者として村山四郎兵衛及び藤野村の藤崎松右衛門が勤め、後に鹿兒島より伊集院源右衛門が命ぜられて渡つた。同島は畠地のみの所であるが、現高に植を植ゑさせ、高一石に付植實五俵二合の定納とし、また、穎娃小根、占牛根等にも植ゑさせ、植實一俵代米七升二合五勺で買上げ、此の代米は、後に七升一合二勺とした様である。(注七)

汾陽盛常の意

見  
植方檢者と植

寶永六年正月の郡奉行汾陽盛常の目安によれば、當時櫻島の製蠟による徳銀凡四、五百貫の由とあり、また同地では畠石植代納を行つてゐたと見られる。即ち、汾陽盛常は海邊諸所に植樹を植栽せしめ、植方一篇の檢者を置き、所役の植見舞を定め、少々の扶持を給して差引せしめ、櫻島同様に畠石植代納とすれば、將來植樹際限なく植栽せられ、收益甚大ならんと説いてゐる。(注八) 郡方に植方檢者所役は、植見廻を置いたのは、之より後と思はれるが、此等の役は、植の外、格

大島の植樹植

漆の植付手入及び收納の事を監督したのである。(注九)

當時、大島でも植樹植栽を計つて居り、元祿十四五年の代官中村勘右衛門代に、一人に付五本の仕立方を命じ、寶永元年には、十萬本に達したといふ。大島規模帳によれば、島中老若によらず、男一人、年々植或は棕栢五本を植付けさせ、三分の一は植付人へ給し、また赤木名に垂蠟所を置いてゐた。併し後に甘蔗作に力を注ぐに至り、苗植仕立を差留め、黍地を開いたといふ。(注一〇)

家老種子島久基

寶永七年より元文三年まで家老であつた種子島久基は、殖産事業に努力し、製蠟の發達にも功があつたが、其の著我目分明記に、享保十一年と思はれる午年の櫻島生蠟産額を、合計十六萬三千四百五十六斤半としてゐる。其の代銀は千八十六貫九百八十五匁で、本手九十貫百二十二匁、差引潤益九百九十六貫八百六十三匁で、之を寶永頃の徳銀四、五百貫に比すれば、倍増額である。

生蠟の潤益  
植方郡奉行

元文より延享初年まで、生蠟は格別高値で、潤益も大であつたので、地方より分けて植方郡奉行を置いたが、延享五年頃より漸く近國に生蠟を産し、價格下落するに及び、植方郡奉行を廢し、地方受込とした。明和七年頃より、價格は恢復したが、生産高減少し、即ち、植樹取粗略なるにより、再び植方郡奉行を置いた。

明和頃には、平右衛門なる者が櫻島藤野村に新種を植出した。之を平右衛門楮といひ、油多く垂味良く、方々に接立てた。但し、平右衛門楮は地淺で海邊石混りの所に適し、地深の山蔭には適せず、遅熟にして梅雨遅き時痛み、古楮は地深の所に適し、早熟にして梅雨早き時痛むといふ。また正左衛門楮と稱するもあり、所により夫々の割合で混植するを可とした。<sup>（註三三）</sup>其の後、要用集抄には安永六年八月乃至翌七年閏七月一ヶ年分に就き、左の如き數字が見える。

大坂仕上方	生蠟數量	代銀(文銀)
服部武八申請拂	五二三、二三三斤	—
春屋用	二〇、〇〇〇	—
計(御物方櫻島并諸所)	一一、八九三	一、〇六八、〇三七 <sup>貫</sup> 匁
	五五五、一二六	

而して、此の諸入目銀四百二十一貫五百三十九匁で、差引潤益は六百四十六貫四百九十七匁である。楮實買上の代米額は、其の後引下げられ、一俵代米四升となり、明和十年秋より五升としたといふ。<sup>（註三四）</sup>文化元年、郡奉行久保平内左衛門等が觀察の報告なる諸郷榮勞調によれば、楮實一俵の代米は、古く七升二合

で享保内檢の際、郡方より之を減じ、其の見合せを以て、木下多き畠は表盛を軽くするか、或は代米は据置き、楮樹に構なく檢地するか、伺出て、従前通り檢地し、代米減少なき筈に定まつた處、代米のみ引下げられ、百姓の苦痛となつてゐるといふ。要用辨覽續舊記集によれば、楮實一俵取納風袋四十二斤、正味三十四斤とし、櫻島では高一石納楮實五俵、賦米代米三合七勺八才、計五俵三合七勺八才とする外、諸郷では楮實一俵に付代米の定あり、穎娃十町村山田村、山川大山村岡兒ヶ水村では真米四升七合五勺、牛根諸在では真米五升、小根占邊田村では五升二合五勺、其の他では四升となつてゐる。

天保財政改革の際、調所廣郷は桐野孫太郎に白蠟製造を命じ、中國筋の蠟屋を調査せしめ、自身も京坂長崎邊で聞合せ、其の後、安藝の蠟師を雇入れ、櫻島垂水邊の生蠟で製造させたが、品質も格段進んだといふ。また生楮自體の改良を行ひ、各郷共に品質向上し、俵作斤目にも注意し、楮問屋の自儘を防ぎ得、且つ諸國楮實不熟の一因もあり、生蠟の相場を高騰せしめ得た。併し、天保十年頃、産出減少したので、大坂より楮苗を買入れ、筑後松崎より接楮培養の師を招き、また石絞りを傳へて十年冬より試みたといふ。<sup>（註三五）</sup>御改革取扱向御届手控によ

り改革前後の生蠟仕登高及び賣拂價銀を見るに先づ文政二年乃至同十二年、改革前十一年間に於いては左の如くである。

文政年間生蠟仕登高及び賣拂價銀

年次	仕登高	一斤に付價銀	年次	仕登高	一斤に付價銀
文政二年	五五、三三斤	・六、五五圓	文政八年	二八、五〇斤	・七、六六圓
同三年	四九、五五斤	・七、八三圓	同九年	二七、四〇斤	・六、九三圓
同四年	二五、二九斤	・六、六〇圓	同十年	二六、九六斤	・一、〇八三圓
同五年	三〇、四三斤	・一、〇六五圓	同十一年	二四、〇一七斤	・一、四一〇圓
同六年	八七、三六斤	・一、〇三三圓	同十二年	二四、〇七四斤	・一、四二一圓
同七年	三六、〇五斤	・九、三三〇圓	十一年間平均	三三、三三四斤	・一、一〇七圓

之に對し、天保元年乃至同十一年の景況は左の如くである。

天保年間生蠟仕登高及び賣拂價銀

年次	仕登高	一斤に付價銀	年次	仕登高	一斤に付價銀
天保元年	一六、六三斤	・一、九〇六圓	天保六年	三〇、〇七七斤	・一、九三三圓
同二年	二七、九六斤	・一、六五三圓	同七年	三三、〇六三斤	・一、六六六圓
同三年	一七、〇五斤	・一、七四〇圓	同八年	一〇、〇八二斤	・一、七〇四圓
同四年	三三、四四斤	・一、七九〇圓	同九年	二五、一七一斤	・一、六二二圓
同五年	三三、四四斤	・一、七九〇圓	同十年	一〇、〇八二斤	・一、六二二圓
			同十一年	一〇、〇八二斤	・一、六二二圓

大坂仕登等生蠟各地産生數量表

産地	大坂仕登	江戸積	京都	琉球産物方 晒織用	春屋織造用
山川	八四、七五斤				
田施	八六、〇八斤				
櫻島	七五、八三斤				
谷城	五〇、六七斤				
高之山	一七、五〇斤				
大根	三三、九七斤				
出占	三三、九七斤				
水					
大坂仕登				一五、〇〇〇斤	
江戸積					一四、三〇〇斤
京都			一、〇〇〇斤		
琉球産物方					
晒織用				一〇、〇〇〇斤	
春屋織造用					

嘉永二年の御産物御仕登金銀錢御藏納高萬控に同年春として大坂仕登等拂先別に各地産生蠟數量を擧げてゐる。其の期間は明確でないが、表示すれば、次の如くである。

年次	仕登高	一斤に付價銀	年次	仕登高	一斤に付價銀
天保九年	二五、九七斤	・一、九六三圓	天保十一年	三六、四六斤	・三、九四三圓
同十年	二二、四四斤	・二、五五圓	十一年間平均	三三、七七一斤	・三、三二九圓



桐野方	六三、六〇〇	一	一	一	一
計	四六四、八三二	一七、一五〇	三三、一五〇	一	一

- 〔注一〕 差杉來由私考 薩摩丹波清雄勸農略記 薩  
藩例規集卷一・一・二三
- 〔注二〕 差杉來由私考 薩藩政改革ニ係ル件 海老  
原兼齋君御取調書類草稿
- 〔注三〕 差杉來由私考 薩摩日田賦雜徵寫
- 〔注四〕 差杉來由私考
- 〔注五〕 差杉來由私考 薩摩日田賦雜徵寫
- 〔注六〕 差杉來由私考
- 〔注七〕 差杉來由私考 薩摩日田賦雜徵寫
- 〔注八〕 薩摩丹波清雄勸農略記 薩藩例規集卷一  
一・二三 島津國史卷二八
- 〔注九〕 薩藩例規集卷一一
- 〔注一〇〕 田租雜記 地考升田抄寫 租稅問答 鹿兒  
島藩租額事件
- 〔注一一〕 續舊記集 要用辨覽
- 〔注一二〕 大島要文集 大島規模帳(享保十三年十二  
月十五日)
- 〔注一三〕 薩藩例規集卷一一
- 〔注一四〕 薩藩例規集卷一一
- 〔注一五〕 藩政改革ニ係ル件書類及ヒ訓所矣左衛門廣  
郷履歷概略 薩藩政改革ニ係ル件 御改革取扱向御  
届手控

第四節 陶 窯

朝鮮傳來の製陶器には薩摩燒の稱があつた。即ち朝鮮傳來の製法によるもので、前卷に關した様に、文政慶長役の際の歸化朝鮮人が移し開いたのである。初め、陶工

歸化陶工金海  
姓名を星山仲  
次と授けられ  
士班に列す

古帖佐燒

御判手

歸化陶工芳仲

龍門司燒

豎野燒

金海は、文政四年義弘の朝鮮より歸るに隨つて渡來し、市來神之川に來り、次いで、栗野に於いて製陶を始めた。時に、金海は故郷の地名による星山の姓及び仲次の名を授けられて士班に列し、同年十二月、義弘の帖佐に移るに隨ひ、同所鍋倉村に於いて屋敷及び細工所竈屋を給せられ、本國の製法により茶入葉茶壺大白三島手等を製し、之を古薩摩古帖佐といふ。原土釉料を朝鮮に求めたともいひ、火計りの稱があり、また義弘自身の細工所に赴いて口命し、上品には判を入れたによつて、御判手とも稱する。慶長十二年、義弘の加治木に移るや、金海も隨ひ、日木山龍之口に築窯した。其の後、金海は同じく歸化の朝鮮人なる高城元六左衛門と共に尾張瀬戸を視察し、茶入茶碗水差等の製法を學んだ。また歸化朝鮮人陶工に芳仲があり、其の子また加治木山元に住み、山元を姓とし、其の子孫山元椀右衛門の代に小山田村高崎に移り、陶戸の主取となり、其の製品を龍門司燒と稱する。義弘逝去の後、金海は鹿兒島に移り、興國寺脇、即ち坂本村豎野に於いて製陶を續け、之より豎野燒の名が起つた。金海は、元和七年十二月七十二歳で歿したが、子孫は代々家業及び星山仲次の名を嗣いだ。更らに、歸化朝鮮人陶工申主碩、申武信兄弟は、金海の推舉によつて、共に業に従

六代目星山仲次上方の法を傳へて製陶精巧となる

御庭燒 歸化朝鮮人朴平意等申木野より苗代川に移る 元壹屋

つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し、子孫また田原姓を襲つた。金海の子金和、即ち二代目星山仲次右衛門は肥前に赴いて秘傳を得、南京手筋青磁溜利錦手等を燒き、天和二年十月、八十二歳で歿した。後六代目星山仲次初め仲兵衛金貞は、部屋住中の寛政五年六月、命により諸國燒物見習に出、備前伊部の京都形細工燒法、河内燒尾張瀬戸燒茶入、近江信樂燒、其の他、長門肥前等の製陶法を見習ひ、翌年正月歸國し、寛政九年九月、仲次を嗣いだ。享和二年、重豪は又金貞に諸國の燒物を視察せしめ、彼は數年にして歸國し、新たに大窯を築き、諸國の法様を摹擬し、是より陶器の製精巧となるといふ。金貞は、文政元年八月、六十歳で歿した。其の養子なる七代目星山仲次初め製茶次郎、仲兵衛は、齊彬の部屋住中より、召されて、別勤として庭内の細工所及び竈屋を管し、後、磯茶屋に於いて製陶し、之を御庭燒（註）といふ。

慶長四年冬、申木野に來た歸化朝鮮人朴平意等は、下名村に築窯して、製陶を始めたが、同八年冬、彼等は伊集院苗代川に移つた。今、其の申木野の舊趾を元壹屋（註）といふ。翌九年三月、彼等は苗代川に於いて初めて築窯し、其の製品も金海の製品と大同小異で、鉛色、黑色等の諸器があつた。同十九年、義弘は朴平意



苗代川陶窯圖（薩摩縣萩百圓所藏）  
 公傳 島津忠重氏所藏  
 寛政三十八年  
 原土の粉砕、水飛、形作り、窯の全工程を描く。

六代目星山仲次上方の法を傳へて製陶精巧となる

御庭燒 歸化朝鮮人朴平意等串木野より苗代川に移る 元慶屋

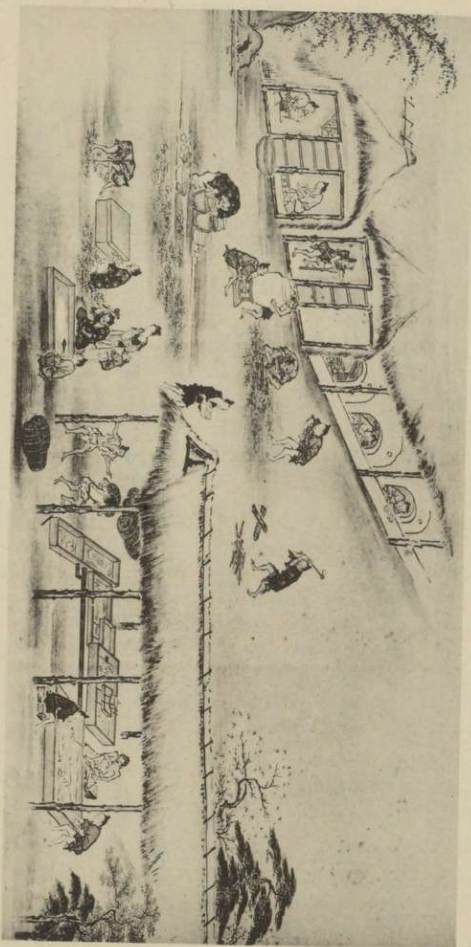
つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し、子孫また田原姓を襲つた。金海の子金和、即ち二代目星山仲次右初め彌門は肥前に赴いて秘傳を得、南京手筋青磁溜利錦手等を燒き、天和二年十月八十二歳で歿した。後、六代目星山仲次初め仲兵衛金貞は、部屋住中の寛政五年六月、命により諸國燒物見習に出で、備前伊部の京都形細工燒法、河内燒尾張瀬戸燒茶入、近江信樂燒、其の他、長門肥前等の製陶法を見習ひ、翌年正月歸國し、寛政九年九月、仲次を嗣いだ。享和二年、重豪は又金貞に諸國の燒物を視察せしめ、彼は數年にして歸國し、新たに大窯を築き、諸國の法様を摹擬し、是より陶器の製精巧となるといふ。金貞は文政元年八月、六十歳で歿した。其の養子なる七代目星山仲次初め製裝次は、齊彬郎仲兵衛の部屋住中より、召されて、別勤として庭内の細工所及び竈屋を管し、後、磯茶屋に於いて製陶し、之を御庭燒庄七といふ。

慶長四年冬、串木野に來た歸化朝鮮人朴平意等は、下名村に築窯して、製陶を始めたが、同八年冬、彼等は伊集院苗代川に移つた。今、其の串木野の舊趾を元壺屋庄七といふ。翌九年三月、彼等は苗代川に於いて初めて築窯し、其の製品も金海の製品と大同小異で、飴色、黒色等の諸器があつた。同十九年、義弘は、朴平意

苗代川陶窯圖（薩摩縣安芸郡所産）  
 公爵 島津忠重氏所藏  
 壺形、水飛、形作り、窯の全工程を描く。

六代目星山仲次上方の法を巧とたる

つた。武信は故郷の地名を姓として田原萬助と稱し子孫また田原姓を襲つた。金海の子金和即ち二代目星山仲次右初め細門は肥前に赴いて秘傳を得南京手筋青磁甞利錦手等を燒き天和二年十月八十二歳で歿した。後六代目星山仲次兵初め仲金貞は部屋寛政五年六月命により諸國燒物見習に出で備前伊部の京都形細工焼燒尾張瀬戸燒茶入近江信樂燒其の越長門肥前等の製陶法を見習ひ翌正月歸國し寛政九年九月仲次を嗣いだ。享和二年重豪は又金貞に諸國の燒物を調査せしめ彼は數年にして歸國し新らたに大窯を築き諸國の法様を擬し且より陶器の製精巧となるといふ。金貞は文政元年八月六十歳で歿した。其の養子なる七代目星山仲次初め製茶女は齊彬の部屋住中より召され別働として庭内の細工所及び窰屋を管し後、碾茶屋に於いて製陶し之を御燒と稱す。



義弘の奨励

苗代川焼

沈當古陶場の  
主取となる  
鹿屋笠野原の  
窯業

平佐燒

陶土の産地

をして領内各地に製陶原土を索めしめたが、朴は川邊郡揖宿郡の數所の土石を採取し、以て試製するに結果甚だ良く、義弘は朝鮮慶尙南道熊川の製に似るとし、苗代川に製陶場を設け、朴をして統理し、樂工に傳習せしめた。義弘は屢、家久と共に臨見し、意匠を貸して、茶器を作らしめ、意に適するものには、帖佐の例の如く捺印し、之も亦御判手と稱した。遂に、苗代川の全村窯業に従事するに至り、苗代川焼として名産をなした。(註三) 朴平意は其の功を賞せられて、切米を受け、清右衛門と稱せしめられ、寛永元年五月、六十五歳を以て歿し、子孫は、世々其の業と平意の名を嗣いだ。(註四) また、沈當古あり、朴と共に、其の技に秀で、陶場の主取となり、切米を受けたが、子孫も家業を嗣いだ。(註五) 猶ほ、寛永元年、苗代川より鹿屋笠野原に移住した者も、同地に窯業を續けた。(註六) 外に、出水脇本に窯あり、寛文頃の創始と傳へ、寶曆二年相續した五代目星山仲次金致は、其の見分を命ぜられ、次いで、之を平佐、天辰村に移して、天草地方より男女十五人を招き、肥前傳の製陶を起し、即ち、平佐燒といふ。平佐燒は、また、南京製を傳へるといふ。(註七)

領内陶土産地は、市來今和泉、指宿、加世田、加治木、垂水、踊等諸郷に互り、市來では、伊作、田神之川、湯田、大里諸村に産し、磁器用として上品で、苗代川の者之を採

り、指宿の白土は十二町村内山産を第一とし、次は十九町村高野産で、磁器用に  
良く、堅野苗代川共に之を用ひ、加世田津貫村産また上品であるといふ。〔注〕

〔注一〕 稱名墓志備考 三國名勝圖會卷七・三七・

三八 鹿兒島縣碑文集 薩藩舊記 御製節錄卷上

〔注二〕 府縣陶器沿革陶工傳統誌 地理纂考卷四

三國名勝圖會卷一〇

〔注三〕 府縣陶器沿革陶工傳統誌 島津國史卷二九

三國名勝圖會卷一三

〔注四〕 薩摩陶器創祖朴平意紀念碑 府縣陶器沿革

陶工傳統誌

〔注五〕 鹿兒島縣回答書

〔注六〕 地理纂考卷四 三國名勝圖會卷四七

〔注七〕 薩藩舊記 三國名勝圖會卷一一

〔注八〕 三國名勝圖會卷九・二一・二七・三七・四四

### 第五節 樟腦の製造及び輸出

樟腦製造の創始  
苗代川の郷宗官

樟腦は、三國名勝圖會によれば薩摩では樋脇中郷羽月大隅では大根占鹿屋種子島また日向諸縣郡の吉田加久藤真幸の諸郷に産した。既に寛永十四、五年頃其の和蘭向輸出が始まつてゐる事より見て、樟腦製造の創始は、遅くとも寛永頃に遡り、傳へる所では、苗代川定住の朝鮮人郷宗官が免許を受けて創業し、次いで、近村市來東伊作田等の村民を雇入れ、其の製法を傳へたといふ。彼等が習熟するに至り、郷は専ら之に使用する素燒鉢の製作に當り、子孫に其の業を傳へた。蓋し、朝鮮の製法が傳はつたので、即ち、四、五升焚の羽釜の上に鐵

桶を立て、桶中に樟の木片を入れ、其の上に徑一尺三寸深さ一尺二寸五分の素燒鉢を伏せ、五日程焚く時は鉢内に樟腦が附着するといふので、就中鉢の製作に特殊の技術を要した。此の法は永く行はれたが、齋彬の時代に従前の燒出法を蒸溜法に改め、或は樟の枝葉を以て蒸溜する法を開くといひ、また明治四年、土佐式製法を採用したといふ。〔注一〕

豊富なる樟材

樟材は、領内天然産に富んだが、建築造船用材として貴重され、御用木であつたので、樟腦原料には専ら伐株損枝或は空洞入悪木を以て充て、後に天保十五年、山元莊兵衛が人工實生法を發明して、其の栽培木を原料とするに至つた。

領内産樟腦の  
藩買入と輸出  
による潤益

領内産樟腦は藩買入となり、次に見る様に、大部分が輸出向に賣拂はれた。明治十九年八月、山元正助の楠苗栽培法並樟腦製造法等滋賀縣ヨリ御諮問ニ付御届申上候書寫等によれば、舊藩當時輸出向定斤十二萬斤、一ヶ年金千兩餘の潤益があつたといふ。〔注二〕 更らに、要用集抄には、安永六年八月乃至翌年閏七月一年間の賣拂高及び收支差引につき、左の如き數字が見られる。

安永六年の樟  
腦賣拂及び潤  
益

數 量

代 價 (文銀)

(賣拂方)  
大坂 仕上 拂

三三、七五一 斤

六七、五〇二 匁

第六章 各種製造産業

五四三

第三編 民政及び産業

五四四

長崎拂

一〇二、一三〇・五

二〇四、四六一

藩諸局用(諸所御用)

三八〇

一般拂下(諸人申請)

八九〇

一、八〇九

一三七、二五・一五

二七六、七四二

諸入目銀

一二五、四四二・七四八

利潤銀

一五一、二九九・二五二

嘉永年間の賣拂及び潤益

降つて、嘉永元年乃至同三年毎年の賣拂高及び收支差引等は樟腦總帳によれば、左の如くである。

賣拂高	嘉永元年			嘉永二年			嘉永三年		
	斤	高	賣拂價額	斤	高	賣拂價額	斤	高	賣拂價額
藩諸局用 奥用并江戸・京・大阪 其の他諸向虫除用拂 一般拂下 諸人并藥店共申請拂 一 鹿兒島在 長崎へ出荷の都合出 來り也高	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇
計	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇	一、一五〇・〇	錢三、五三六・〇

賣上高	嘉永元年			嘉永二年			嘉永三年		
	斤	高	買上價額	斤	高	買上價額	斤	高	買上價額
輸出向長崎廻送 和蘭向賣拂 支那向賣拂 殘品在庫	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇
計	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇	一、〇七〇・九五	銀三、六六五・〇

差引	嘉永元年			嘉永二年			嘉永三年		
	斤	高	買上價額	斤	高	買上價額	斤	高	買上價額
買上 正月より同十二月迄 出來丈、時々買入高 前年出來高の内残り	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇
計	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇	三、七七一・〇	錢四、四三五・〇

潤益	嘉永元年			嘉永二年			嘉永三年		
	錢	一、八六五・四四文	錢	一、五八三・三三三文	錢	一、〇五三・〇三三文	金	一兩	錢六貫八〇文替
第六卷 各種製造産業	一、八六五・四四文	一、五八三・三三三文	一、〇五三・〇三三文	金一兩	錢六貫八〇文替	金一兩	錢六貫八〇文替	金一兩	錢六貫八〇文替

五四五

長崎廻送費 雑用并積郵運賃錢拂	錢	三〇三貫三元文 (金二、七三兩二步 二朱と錢三文)	錢	三〇三貫二元文 (金二、三三兩二步 二朱と錢三三文)	錢	二九貫五文 (金一、英一兩一步 と錢三五文)
--------------------	---	---------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------------------

和蘭商館側の樟腦購入と輸出

次に、和蘭商館側の購入・輸出につき、寛永より享和までの期間に於いて大體五十年毎一回の記事を抽出すれば左の如くである。

寛永十八年 樟腦五〇、〇〇〇斤、一〇〇斤代銀一二〇匁にて、五月一日より

來年二月一日まで引渡の契約。〔村上直次郎氏譯註「バタビヤ城日誌」 Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia 四月廿一日條〕

薩摩樟腦五、〇〇〇斤購入、一〇〇斤代銀一二〇匁良質、商人は更らに多く送るを約した。〔和蘭商館日誌「Japan Dagregister」十月廿七日條〕

慶安三年 日本商人は、今後八年或は十年間、年々薩摩樟腦五、〇〇〇斤を供給するを契約した。當分一〇〇斤代銀八兩。〔和蘭商館日誌

十月廿七日條〕

元祿十四年 薩摩樟腦一二〇樽、八、六九六斤購入。〔和蘭商館日誌十月十二日條〕

薩摩樟腦一二〇樽、一〇、三七五磅をブランドンデンブルク (Brandenburg) 號に積込。〔和蘭商館日誌十月廿二日條〕

本年度輸出樟腦全量一〇、二七五磅。〔レイベル著「十八世紀に於ける日本と外國附録第二號輸出入統計」 J. F. Kuiper: Japan en Batavia's wereld in 18e eeuw, bijlage II. In: en Uitsvoerslijst en Reizenlijst〕

寶暦元年 薩摩樟腦一五六樽、バスヘルト (Pasgeld) 號に積込。〔和蘭商館日誌十一月廿日條〕

本年度輸出樟腦全量四四、九一九磅。〔十八世紀に於ける日本と外國附録第二號輸出入統計〕

享和元年 薩摩樟二六、二九七磅七五、本年度購入困難あり。〔和蘭商館日誌十月八日・同廿一日條〕

樟腦四八、〇〇〇斤の輸出許可を受く。但し、全部輸出不可能なりし如し。〔齋藤阿具氏著「ゾーフと日本」〕

以上、月日は凡べて陽曆、一斤＝一・二兩、一兩＝一六〇匁、一兩＝一〇匁

右に基いて、薩摩樟腦の貿易上の地位を考へるに、例へば、元祿十四年の項に於いて、商館の輸出樟腦全量は薩摩樟腦であつた事は明白であるが、何れの年も輸出樟腦は大體薩摩樟腦によつて占められたのであらう。されば、日本樟腦は、即ち、薩摩樟腦といふべきである。ツンベルグ日本紀行 (Voyage de C. P.

薩摩樟腦の貿易上の地位



Thunberg au Japon 山田球樹氏邦譯 に、歐洲で消費する樟腦は殆んど全部薩摩及び五島から出るとあり、クロフォード著東印度諸島史 三卷 (John Crawford: History of Indian Archipelago, Vol. III) には、文政初年以前の事情につき、歐洲と支那は主として日本より樟腦の供給を受けてゐると、日本樟腦の世界市場に於ける重要性を述べてゐるが、薩摩樟腦以外五島産等は極めて僅少と見るべく、薩摩樟腦は世界的貿易品であつた。

次に、日蘭貿易額の上から見ると、樟腦の輸出額は、例へば、和蘭商館日誌の元祿度なる西紀一六九四年の記事では、全輸出額の千分の一にも當る小額であるが、當時は輸出商品の大部分が正貨に當る金銀であつたので、金銀を除いては樟腦を第一の輸出品としたと思はれ、其の後、幕府が金銀に代へて銅の輸出を計つてより、樟腦は銅に次ぐ事となり、寛政二年、幕府が貿易を半減し、輸出銅を六十萬斤に制限するに至つて、樟腦の重要性は一層増大した。即ち、クロフォードの東印度諸島史 三卷 にも、樟腦は銅の輸出が制限されるまでは、未だ重要輸出品にならなかつた様に見える」と記してゐる。安政開國後も、樟腦が主要輸出品であつた事は、當時の「カツテ」ウツレキの「日誌」(Uitreeksel uit het Dagboek van

薩摩樟腦は世界的貿易品  
日蘭貿易額から見た樟腦の輸出

W. J. C. Kelder: Hissien van Kautendijke gedurende zijn verblijf in Japan in 1857, 1858 en 1859) にも見えてゐる。

薩藩の輸出樟腦賣價は、對和蘭支那共、前掲の如く、嘉永元年乃至三年に於いて、一斤に付銀三匁六分乃至三匁七分、即ち、百斤に付銀三十六兩乃至三十七兩で、之に對し、藩の買價は、嘉永元二年に於いて、百斤に付銀十九兩、同三年に於いて同二十六兩に當り、其の間、十八兩或は十兩、即ち、約十割或は四割の差益を見た。更らに、和蘭商館日誌等により、商館買入百斤 (或は一擔) に付單價を各年代毎の最高最低を以て示せば左の如くである。

最高	寛永六—慶安三		最低	承應二—延寶三		最高	天和二—元祿五		最低	寶永元—享保八		最高	延享元—寛延三	
	西紀一六五〇	西紀一六五五		西紀一六六〇	西紀一六六五		西紀一七〇〇	西紀一七〇五		西紀一七一〇	西紀一七一五			
三	八	一四	九	三三・五	三三	四〇	三七	三五	三三					

一〇〇斤に付銀(兩)

之に對し、海牙文書中の西紀一六四三年乃至一六八四年に於ける印度スラト(Surat) 和蘭商館の販賣日本樟腦價額數量表によると、商館の販賣價格は左の如くである。

輸出樟腦の賣價

一磅に付(ストイフェル)	寛永二十年—慶安三年 (西紀一六四三—一六五〇)		承應元年—寛文十一年 (西紀一六五二—一六七二)		寛文十二年—元祿二年 (西紀一六七二—一六八九)	
	最 高	最 低	最 高	最 低	最 高	最 低
一磅に付(ストイフェル)	一〇86 145	7137 145	三四90 145	7137 145	五六56 145	二六38 145
一〇〇斤に付銀(兩)	* 二一・八	* 一七・五	** 五九・四	* 一七・五	** 九六・	** 四四・六

換算率、一〇〇斤 $\equiv$ 二〇磅、一兩 $\equiv$ 五七ストイフェル(※)又は七〇ストイフェル(並)

即ち、印度では、長崎買入價の概ね二倍以上で賣れたので、薩藩も和蘭商館も共に高率の潤益を得たのである。

〔補説〕 しかも、日本樟腦は低廉なるを特長とした。スラト和蘭商館の前掲價格・數量表の西紀一六七一・一六七六兩年度には、日本樟腦とともにスマトラ島パロス(Daros, Sumatra I.)産樟腦が見えるが、その販賣數量及び價格を比較すれば、

日本産	西紀一六七一年(寛文十一年)		西紀一六七六年(延寶四年)	
	販賣數量	價 格	販賣數量	價 格
パロス産	二、八五五 二六・三五	一磅に付 二五・(三六) 二五・(三六)	四、四六五 六三・五	一マンに付 一・七 一・七
日本産	二、八五五 二六・三五	一磅に付 二五・(三六) 二五・(三六)	四、四六五 六三・五	一マンに付 一・七 一・七

日本樟腦とスマトラ樟腦との價格比較

印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價額數量表

此の初行は、

日本樟腦

(數量) (印度貨) (蘭貨)

一六四三年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
ルービルの割にて、一磅に付 一〇・68  
との意味で、以下之に準じ、一六七一・一六七六年にはパロス産樟腦を掲げ、稱と趣を異にするも、此の分は五  
五〇頁補説に抄出した如くである。表の終りに「前記四十三年間に二六三、〇六五十磅を賣つた」とある。

和蘭國海牙市 國立文書館書藏

一磅に付(ストイフェル)	最 高	一〇八 145	最 低	七 137 145	最 高	三四 90 145	最 低	七 137 145	最 高	五六 56 145	最 低	二六 38 145
	一〇〇斤に付銀(兩)	* 二一・八	* 一七・五	** 五九・四	* 一七・五	* 九六	** 四四・六					
一磅に付單價より算出												

換算率、一〇〇斤＝一三〇磅、一兩＝五七ストイフェル(\*)又は七〇ストイフェル(\*\*)

即ち、印度では、長崎買入價の概ね二倍以上で賣れたので、薩藩も和蘭商館も共に高率の潤益を得たのである。

日本樟腦とスマトラ樟腦との價格比較

〔補説〕 しかも、日本樟腦は低廉なるを特長とした。スラト和蘭商館の前掲價格・數量表の西紀一六七一・一六七六兩年度には、日本樟腦とともにスマトラ島パロス(Baros, Sumatra I.)産樟腦が見えるが、その販賣數量及び價格を比較すれば、

日 本 産	西紀一六七一年(寛文十一年)		西紀一六七六年(延寶四年)	
	販賣數量	價 格	販賣數量	價 格
パロス産	二、二五五 二六・五	一マンに付 二五(二六) 一磅に付 二・五(二・六)	四〇六・五 六三・五	一マンに付 五(六) 一磅に付 一・五(一・六)

印度スラト和蘭商館販賣日本樟腦價額數量表

此の初行は、

日本樟腦

(數量) (印度貨) (蘭貨)

一六四三年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四四年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四五年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四六年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四七年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四八年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六四九年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五〇年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五一年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五二年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五三年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五四年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五五年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五六年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五七年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五八年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六五九年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四  
 一六六〇年販賣 二、六二六磅 三四十磅に當る一マンに付一六  
 三〇三・五 三〇三・五 一〇八・四 一〇八・四

和蘭國海牙市 國立文書館書藏



長崎に於ける  
支那向樟腦輸出

となる。ケムベルも日本誌一卷 (Engelhart Kaempfer : Geschichte und Beschreibung von Japan, Bd. I, 17) 日本樟腦は非常に廉價で、其の八十斤より百斤は、純粹のボルネオ (Borneo) 天然産樟腦たゞ一斤に當ると記してある。かゝる廉價の故に、日本樟腦、従つて薩摩樟腦は海外市場に多大の需要を得たのである。

長崎に於ける支那向樟腦輸出についても、和蘭商館日誌に屢、記事を存し、管見の限りでも、天和度を始めとし、享和度に及んでゐる。此等は必らずしも各年度の輸出總計を示してゐないが、記載の數字を合算すれば、明和二年(西紀一七五四年)の寧波乍浦向支那船七隻分十六萬千五百斤(内十五萬九千五百斤は薩摩産と明記あり)を最高額とし、之に次いで、其の前年の東京乍浦向七萬二千斤、更らに、寛政三年(西紀一七九〇年)十月廿一日(西紀一八〇一年陽曆十二月廿七日)の五隻分、何れも三萬斤等である。

猶ほ、前掲の要用集抄の安永六年八月乃至翌年閏七月の長崎拂斤高十萬二千三百三十斤五、即ち、十二萬二千五百五十六蘭磅六を全額和蘭支那向輸出とし、またコイベルの十八世紀に於ける日本と外國附録統計では、西紀一七六九年安永の和蘭向輸出樟腦六萬八千八百十九蘭磅即ち、五萬七千三百四十九斤二であるから、之を凡べて薩摩産と見て、前記長崎拂斤高より差引けば、四萬四千

八百八十一斤三、即ち、五萬三千七百三十七蘭磅となり、當時の支那向輸出額の概數と見る事が出来る。之は樟腦總帳の嘉永三年支那向賣拂額四萬六千斤とも大差ない。

次に、大坂仕登については、元祿十二年頃、一ヶ年一萬七、八千斤づゝ、五年間大坂仕登方を鹽屋三郎右衛門に申附けたといふ。<sup>〔注三〕</sup> 要用集抄では、前掲の如く、安永六年八月乃至翌年七月一年間、三萬三千七百五十一斤代銀六十七貫五百二匁とある。併し、嘉永元年乃至三年の樟腦總帳では、大坂仕登高の項目は見えず、諸人并藥店共申請拂の内に含まれるとしても、極く少量である。即ち、後年、長崎輸所向を主とし、大坂仕登は殆んどなかつたものと思はれる。

〔注一〕 沈善官氏所藏文書 齊彬公御言行錄卷一

〔注二〕 山元氏記錄卷一〇

〔注三〕 薩藩雜史料(平田猛氏所藏文書寫)

大坂仕登の樟腦

陸上の幹線街道

第七章 交通及び商業

陸上交通に於いて領外に至る幹線街道は、之を小倉筋及び東目に分け、寶永二年四月、其の名稱を改めて、小倉筋を出水筋、大口筋、東目を高岡筋とし、但し、爾後、幕府向等の書出には九州筋、日向筋と時宜次第稱する事とした。<sup>〔注一〕</sup> 此等により、大坂、江戸へ連絡するには、通常、出水筋、大口筋では、豊前小倉に、高岡筋では、日向、細島に出て、共に夫より海路を取る。<sup>〔注二〕</sup> 出水筋、大口筋、高岡筋には、幹線街道として、一里塚を設置し、即ち、寶永三年正月廿日の覺には、鹿兒島下町札辻より三筋、通道他領境まで、一里毎に道程町木を立てる事とある。<sup>〔注三〕</sup> 是より先き、寛永十年六月、幕府巡見使下向の時、三十六町一里に竿を打つて一里塚を築き、貞享二年九月、禰寝清雄は、綱貴より其の修補を命ぜられたといふ。<sup>〔注四〕</sup> 之も三筋の街道に關すると思はれる。更らに、三筋の街道を含め、鹿兒島を中心として、諸郷を連絡する街道があつた。夫等を、鹿兒島と諸郷との間の宿次による公用書狀送達の系統から見れば、左の七筋が擧げられる。

一里塚の設置

鹿兒島を中心とする宿次の經路

出水筋 阿久根—向田—市來湊—鹿兒島

急便の大宿次

諸令達廻文の  
経路

加久藤筋 横川―加治木―鹿兒島  
 志布志筋 末吉―岩川―福山―加治木(脇元)―鹿兒島(奥國方等は垂水、鹿兒島間飛船)  
 綾筋 高原―荒河内―大窪―加治木―鹿兒島  
 大口筋 横川―加治木―鹿兒島  
 寺柱筋 通山―加治木(脇元)―鹿兒島  
 高岡筋 高城内庄―福山―加治木(脇元)―鹿兒島  
 之は大宿次の経路として示されたもので、家老書付等は、大宿次とし、即ち諸郷々士及び私領家來持で、急便としたといふ。正徳三年閏五月の定によれば、通常の宿次は單に滞なく送る事とし、急便は晝夜刻付し、宿次を減少する(注)とある。また諸令達等廻文による時の経路は左の如くである。(注)

重富筋 重富―帖佐―加治木―日當山―踊―曾於郡―清水―國分―敷根―福山―市成―百引―恒吉―松山(以上十所)  
 郡山筋 郡山―入來―樋脇―山口―平佐―中郷―東郷―山崎―關牟田―大村―黒木―佐志―宮之城―大口―鶴田―曾木―本城―湯之尾―馬越―羽月―山野―小川内(以上二所)

谷山筋

谷山(附) 喜入―今和泉―指宿―山川―顯娃―知覽―川邊―山田―鹿籠(山勝)―坊泊―久志秋目―加世田―阿多―田布施―伊作―永吉―吉利―日置(以上十所)  
 吉田薩筋 吉田―蒲生―山田―溝邊―永野金山―横川―栗野―吉松―馬關田―加久藤―飯野―小林―須木―高原―高崎―野尻―綾―高岡―倉岡―穆佐(以上三所)

櫻島筋

櫻島―牛根―垂水―新城―花岡―大始良―大根占―小根占―佐多―田代―内之浦―高山―始良―鹿屋―高隈―串良―大崎―志布志(以上十所)

伊集院筋

伊集院―市來―串木野―百次―隈之城―高江―高城内―阿久根―長島―野田―高尾野―出水―甌島(以上十所)

要するに、領内の交通路は此の如き諸系統より成立ち、其の間、各所に宿場があり、書狀廻文の送達に宿次夫を出し、奉公人に對しては、例規に従つて、送人馬を出したのである。宿次夫送人馬は百姓の夫役により、飯米は郡方より出した。(注)外に、商人等の雇人馬もあり、寛政二年五月には、其の賃銀を一定し、駄賃馬

宿場の制

雇人馬の賃銀

海上交通

一疋駄荷二十二貫或は乗掛下荷十貫一里に付駄賃銀七分五厘、輕尻馬一里に付同五分六厘三毛、日雇一人持荷五貫一里に付賃銀五分としてゐる。(注六)

海上交通は、大坂等への貨物輸送に甚だ多く利用せられ、參勤の路程も、通常、船立と稱し、大船隊を以て京泊より發航し、大坂まで海路によつたのである。(注七)

藩内の港津

領内に於いても、海岸線長くして屈曲に富み従つて、鹿兒島を始め諸所に港津を存した。即ち、獅子島幣ノ串、同御所浦、長島加世堂、出水米之津、同脇本阿久根、倉津、水引京泊、加世田、片浦、秋目、久志、泊坊、津知、覽門、浦山川、佐多大泊内之浦、串良、柏原、志布志等で、京泊對岸の高江、久見崎は藩船停泊の要港であつた。更らに、甌島、種子島、屋久島、七島、硫黃島、竹島、黒島及び道之島諸島等には、夫々港津があり、薩隅日諸港と連絡した。(注八) 就中、七島道之島を順次に傳つて琉球に達し、其の航路は里程に於いて大坂に至ると略匹敵する。大坂向及び諸島琉球向運漕には、藩の公用が多く、參勤等に久見崎船手の藩船を使用した外、諸浦船を徵備した。浦濱に水手立の制があつた事は、既に記した如くであるが、之を現立として使役し、或は銀納として浦船徵備等に充てたのである。次に、境目津口に於ける番所、即ち、關津の制度に注意しなければならぬ。

嚴重を極めた關津制度

之は、他藩に類例少き嚴重な制度で、薩藩領を以て殆んど他に隔絶した別域たらしめた程のものである。蓋し、かくる關津制度を可能としたのは、藩領が全國

境目番所

交通路の西南端に位し、藩境の地形も山岳連つて自然の障壁をなした故であらう。而して、其の藩内事情に及ぼした影響は甚大であると考へられる。

境目番所(隘路)は、旅人の出入等を改めるため、領外出口の要地に置き、其の個所は出水野、問原、大口、小川内、加久藤、球磨口(榎田)、高岡、去川、野尻、紙屋、都城、梶山、同寺、柱志、布志、八郎ヶ野、同夏井等で、前後を通じて殆んど變更はないと思はれる。外に、領外に至る間道に邊路番を置いた。其の個所は、郷別に



第十二圖 野間關址

して左の如くである。

出 水 切通 中鹽屋 狩集 芭蕉 青椎 上場

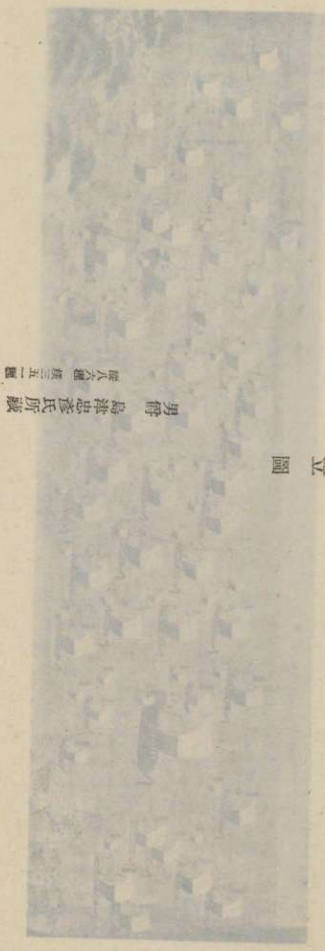
高鼻 黒濱 脇本々假屋 ふけん野 松原



山野	編蠟岩 草木原	野	田之原
大	荒平 上場 登尾 袴川内 石井川内村	山	内八重
加久藤	平川	野	市之瀬 岩屋ヶ野
飯野	平出水 小末原 牛尾 木之氏 山之口	山	一之渡り 日當瀬 飛松
須木	青木 船之川 池之平	都	政矢谷 平山 大野 走持 假屋 高野
高岡	徳滿	城	留木野 牧野 秋丸 蘆木 福留 細目
	大河平 立石		大峰川内 内山 正應寺口 前村 諏方口
	高畑 大谷口 わらひ		杉木水流 中野 野首 温川 石原
	堂屋敷 八重尾 田代重尾 柚園		後谷 新地 毗砂ヶ野 大河内 川原田
	上畑 法華嶽 榎木 八代 浦之名 野崎		馬庭 田床 二本松

邊路番の廢止と變動

此等は前後を通じて散見するものを列舉したのであるが、其の間廢置變動あり、例へば、山野の袴川内、右井川内村は寶曆十四年、肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので、出水のふけん野、松原、大口の池之平、飯野の立石、山野の平川等は、安永七年八月の新設に掛り、同時に、山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も、翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他番所を置かず、通路を遮斷した事、即ち安永七年には、加久藤の初川尾道、馬關田の鹿仁田、つこの原、眞幸の平石等で通路を掘らしめた如き例がある。



船立圖

男爵 島津忠彦氏所藏  
原公圖 三五圖

山野	荒平 上場 登尾 袴川内 石井川内村	田之原	内八重
平川	平川	野尻	市之瀬 岩屋ヶ野
大口	平出水 小木原 牛尾 木之氏 山之口	山之口	一之渡り 日當瀬 飛松
加久藤	青木 船之川 池之平	都城	政矢谷 平山 大野 走持 假屋 高野
飯野	徳滿	志布志	留木野 牧野 秋丸 藤木 福留 細目
勝岡	大河平 立石		大峰川内 内山 正應寺口 前村 諏方口
須木	高畑 大谷口 わらひ		杉木水流 中野 野首 温川 石原
高岡	堂屋敷 八重尾 田代重尾 柚園		後谷 新地 毗砂ヶ野 大河内 川原田
	上畑 法華嶽 榎木 八代 浦之名 野崎		馬庭 田床 二本松

邊路番の廢止と變動

此等は前後を通じて散見するものを列擧したのであるが、其の間廢置變動あり、例へば、山野の袴川内、右井川内村は、寶曆十四年、肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので、出水のふけん野、松原、大口の池之平、飯野の立石、山野の平川等は、安永七年八月の新設に掛り、同時に、山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も、翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他番所を置かず、通路を遮斷した事、即ち安永七年には、加久藤の初川尾道、馬關田の鹿仁田、つこの原、眞幸の平石等で通路を掘らしめた如き例がある。

船立圖

男侍  
島津忠彦氏所藏  
權久藏 繪五二圖

山野 龍郷 草本原

平川 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

大口 平川 小本原 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

加久藤 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

飯野 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

須木 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

高岡 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

山野 龍郷 草本原

平川 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

大口 平川 小本原 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

加久藤 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

飯野 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

須木 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

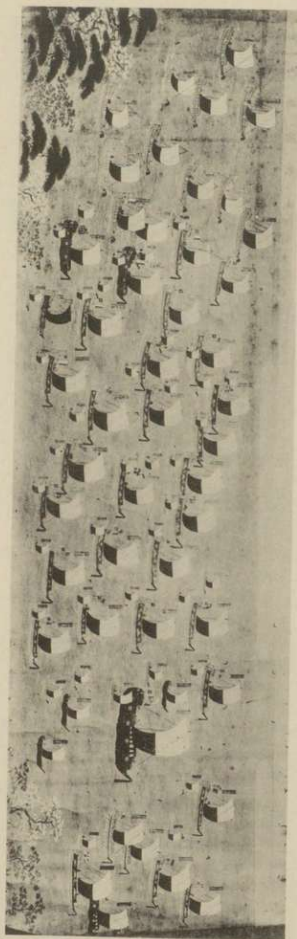
高岡 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

山野 龍郷 草本原  
 平川 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 大口 平川 小本原 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 加久藤 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 飯野 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 須木 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 高岡 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

山野 龍郷 草本原  
 平川 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 大口 平川 小本原 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 加久藤 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 飯野 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 須木 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村  
 高岡 龍郷 登尾 袴川内 石井川内村

通商の停止  
と関係

此等は前後を通じて散見するものを列挙したのであるが其の間歴置變動あり例へば山野の袴川内右昔川内村は寶曆十四年肥後へ拔馬ありとの事で設けられたもので出水のふり野松原大口の池之平飯野の立石山野の平川等は安永七年八月の新設に掛り同時に山野の荒平は撤去された。志布志の二本松番所も翌八年の新設に掛ると思はれる。其の他番所を設かず通路を遮断した事即ち安永七年には加久藤の初川尾道馬關田の鹿仁田つら原軍幸



山川港圖 薩摩縣 百圓所載

公傳 島津忠重氏所藏  
卷三六 八

山川は領内外船の寄港多く、殊に道  
之島、琉球航行船の風候を待つ所で

ある。歴代制度卷六下、薩摩例規雜

集卷二によれば、港口二十四町四

十二間・入七町四八間・深さ三十

尋、大船二百四、五十隻程を繋ぎ待、

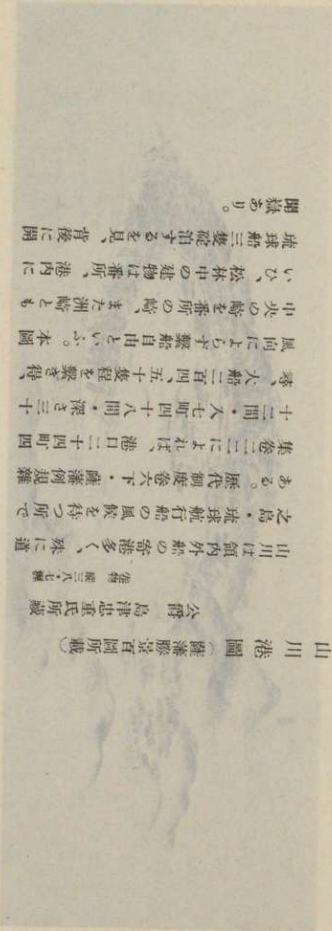
風向によらず繋船自由といふ。本圖

中央の崎を番所の崎、また洲崎とも

いひ、松林中の建物に番所、港内に

琉球船三隻碇泊するを其背後に開

闕あり。



山川港圖(薩摩藩京百圖所載)

公傳 島津忠重氏所藏  
卷第六上

山川は領内外船の寄港多く、殊に道  
之島・琉球航行船の風候を待つ所で  
ある。歴代朝渡巻六下・薩摩例規雜  
集卷二によれば、港口二十四町四  
十二間・入七町四十八間・深さ三十  
尋、大船二百四五十隻程を繋ぎ待、  
風向によらず繋船自由といふ。本圖  
中央の崎を番所の崎、また洲崎とも  
いひ、松林中の建物は番所、港内に  
琉球船三隻碇泊するを其、背後に開  
闢あり。



開闢也。

崇峻天皇三葉孫用事を以、昔者二開  
 のり、海峽中の形勢は甚難、新田二  
 中火の勢を奮然の勢、また所領も  
 風俗もよき十餘部自由なり。本圖  
 勢、大旗二百四十五、旗子旗多、  
 十二間、入子四十八間、旗を三十  
 甚多二二二二二、新田二十四間  
 なる。瀬川部領六丁、曲瀬部領  
 六丁、旗部領六丁の風潮も時二旗  
 山田部領六丁の勢也、其の勢

崇峻天皇三葉孫

公相 崇峻天皇三葉孫

山川新圖 (續新編京百圓報録)

津口番所

寶永年間の異國船番所と津口番所

津口番所は主要の港津に置き、船船の出入等を改め、外に異國船番所異國船遠見番所火立番等があり、此等は外國船の來航を警戒するものである。寶永の幕府巡見使へ答書には、異國船番所津口番所二十四所として、左の諸所を擧げてゐる。但し、之は兩番所の何れかを置く場所を擧げたものと思はれる。

出水米之津 同脇本 長島 上甌島里村 同中甌村 下甌島手打村

阿久根倉津 山川 加世田片浦 坊津 水引京泊 山川洞尻

穎娃川尻 指宿渡 佐多大泊 内之浦 高山波見 志布志

倉岡川口 屋久島 口永良部島 七島口之島 同中之島 同寶島

遠見番所

寛政元年の津口番所

外に、同答書には遠見番所十一所、火立番所十二所を擧げ、また二月より九月までの間、島々浦々の海上を見渡す山々へ數十所遠見番人を附け、琉球島々にも番所二十三所ありと記してゐる。次に寛政元年の幕府巡見使へ答書には、津口番所として、出水米之津、串良、柏原村内之浦、種子島、赤尾木、志布志、倉岡川口の六所外に、異國船番所并に異國船遠見番所三十七所、異國船遠見番所一所を列擧してゐる。薩藩政要録三卷によれば、津口番所は、米之津、脇本、京泊、坊津、山川、内之浦、志布志、甌島番所、長島三船番所、片浦、倉岡、倉津番所、鹿兒島、大門、口市來で、此の内、

番所の検査



第二十二圖 脇本港 (薩藩勝景百圖所載)  
前の方には番所ノ鼻といふ所あり

脇本倉津京泊片浦坊津山川志布志は寛政十年遠見番所兼帯となり、外に異國船遠見番所二十所等があつた。<sup>註三〇</sup>

此等番所に於ける検査と共に、他領民の領内旅行或は貨物の他領積出等に關する種々の規定があつた。先づ旅人の検査につき、古くは明白でないが、他領の旅行者に鹿兒島より引付を附した事は、寛永十六年四月廿日付家老島津久慶等の諸外城への達に見え、伊勢熊野愛宕多賀鞍馬高野山其他、出家山伏醫者他領諸勸進の者は、前々よりの宿坊知人と雖も、鹿兒島よりの引付を持たざる者は、切支丹の紛れあり、勸進にも入れず、宿をも借さず、之を留置して鹿兒島へ届出る事とある。<sup>註三〇</sup> 其の後承應三年十月廿四日の志布志八郎ヶ野番所への條書では、晝夜番所へ堅固に詰めて往來の者を

番所改の規定

改め、自他領民によらず、證文を所持せざる者は留置して暖へ届け、殊に脱落者に注意する事、他領の山へ狩獵、伐木に赴くを禁ずる事、他方の使者に夫馬馳走の事等を定めてゐる。

寛文乃至元祿年間數度の令條を通覽するに、番衆が晝夜番所に詰め、證文を改めるのは勿論の事、其の他、次の如き種々の規定を存した。即ち、無證文の者を追歸すに、假令縁者親類より保證して通行許可を請ふも受附けず、他領より他領へ赴くため、領内を通過する者も、他家使者の外は、入領者と同じく取扱ひ、無證文の者が領内に檢出された時は、番衆まで罪科に問ふ事とした。平常出入の商人は先規通り通行せしめ、不審の點は注意し、また一向宗の者も斷り歸らしめ、出領者は町奉行手形特に、出家山伏は門主手形に、寺社奉行裏判博勞は、既別當手形を以て通行せしめるのである。出入共、脱落者に注意し、殊に領内より脱落する者は、搦捕り鹿兒島へ送る定であつた。次に、荷物を改め、切支丹道具を所持する者は、出入共留置して鹿兒島へ届出し、一向宗道具所持の者は、他宗旨の證文ありとも、入領を斷り歸らしめ、且つ他領出禁制品を通さず、荷主まで留置し、公用で出す品は御物座判物、其の他は一定の手形所印形を有する。



ものゝみを通し牽馬は出領の際に毛色を書付け、歸國の際に糺した。

また通行者の種類により夫々規定があり、他家使入來の際には、主人の名、使者の假名を聞合せ、主従幾人持道具何々と次飛脚を以て鹿兒島に注進し、且つ夫馬及び衆中案内一人を附した。他領より大名の荷物通過の時は、検査に及ばず、通筋を聞き、外城次に衆中を附添はせ、但し禁制品を買取つて荷物中に入れざる様注意せしめた。他領人の内慥かに士と見える者に對しては、荷物を改めず、但し商賣物ある時は格別とした。他領牢人の他領へ向けて領内を通行する者には、通筋の外城次に衆中より案内人を附して送届け、且つ先立つて行先々の外城へ書狀を以て知らせ、無證文にして入領目的の牢人は通さず、申分あらば留置して届出る規定であつた。他領商人について、延寶五年閏十二月廿三日(廿二日とも)の條々では、行先の外城へ送狀を附し、中途滞なく通る様申付け、逗留三ヶ月に限り、延期を要する時は、鹿兒島問屋について、町奉行手形を受けさせ、但し振賣は一切禁止するとあり、同八年六月廿二日の覺では、多少變更があり、他領商人の滞留者は、鹿兒島問屋につき、問屋證文を以て勝手次第何方にても商賣を許される事となつて居り、また番所に於いて國所證文別條なき

者へは、所次に送狀を附して鹿兒島問屋へ送り、中途の滞留は嚴禁し、遠方境目より入領した者と雖も、七日以内に到着するを要し、事故により途中滞留した者は、所より證文を取るを要し、事故なくして自儘に滞留した者は、本國へ歸らしめ、鹿兒島問屋證文を受けて、商賣も爲さず、徒らに滞在する者は、所に置かず、鹿兒島問屋へ送る事とし、猶ほ境目附近外城まで商用で入領の者は、鹿兒島問屋に至らしめるを要せず、境目番所證文を以て七日以内商賣させ、七日以上滞留した場合は、其の所より證文を取つて境目番所へ行く様申付け、事故なくして滞留する者は、入領した番所へ追歸し、爾後入領を禁ずると定めてゐる。其の他、寛文七年七月廿二日の掟では、醫者順禮行脚等の入領者は、暖所に命じ、衆中を添へて鹿兒島に送らしめる事とあり、延寶五年閏十二月廿三日の條々では、他領の出家醫者は、所次に衆中宰領して鹿兒島へ送る事、猿舞行脚狂言者に對しては、常々禁制の旨を申聞かせて歸す事、諸國大社參詣六十六部納經順禮等は、留置して、希望の道筋を開取り、披露して差圖を受ける事とある。次いで、延寶八年六月廿二日の覺では、猿舞行脚狂言者に對する入領禁止は、前の如く、たゞ領内を通過して他領へ出る者には、境目より付狀し、所次に衆中二人を添

へて通行せしめ、通筋外立寄及び興行を禁ずるとあり、貞享三年十二月十八日の覺では、諸國大社參詣六十六部納經出家、山伏醫師共に延寶五年閏十二月の定を改めて、國所證文に別條なくば、所次に衆中を添へて目的地に送り、委細鹿兒島へ届出る事とし、此等の者と雖も、行先も定めず、領内見物に徘徊する様なれば、境目に留置して鹿兒島より差圖を受け、歸國の際は、入領の番所を尋ねて、鹿兒島へ届出る事とある。<sup>註一四</sup> 且つ所次幸領を附する場合の規定について、元祿十六年五月の覺に、幸領を附して送るには、本道筋を通して馬次所へ届け、其の所の役人へ繼渡し、邊路筋を通ずる事、社寺參詣の者も同様とし、社寺が邊路に在る時は格別とするも、此の場合、元の本道筋に戻り、脇道へ入らざる事と定めてゐる。旅行者の宿泊等についても、貞享元年五月廿四日付評定所の覺に、他領者は勿論、領内者と雖も、胡亂なる者に宿を貸すは禁制とし、横目を以て見聞せしめ、疎略あらば、宿主まで沙汰に及ぶとある。<sup>註一五</sup>

其の後番所の例規に變更があり、寶永五年三月廿三日付、噯役人中宛、家老座の達では、次の様に定めてゐる。即ち、凡べて通行人に對しては、國所證文、路銀を檢して疑なければ、通行の日、時、路、銀所持の事を記した送狀を附して鹿兒島

寶永五年の番  
所例規變更

托鉢禁制

順禮・行脚を  
送出す

入領者の證文

見せ金

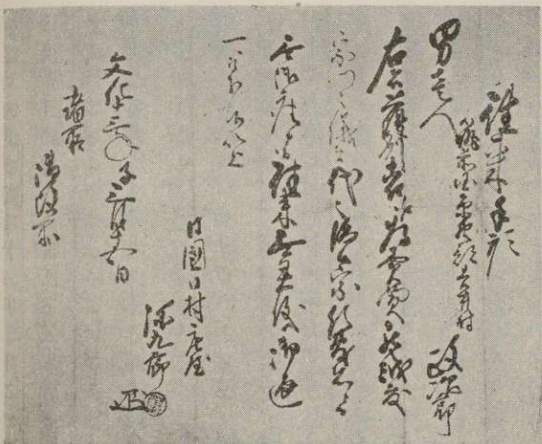
問屋へ赴かしめ、商人には、問屋到着前諸所に滞在し、商賣するを禁じ、彼等が商賣のため諸所へ赴くには、日數を定めて、問屋より噯役人中へ付狀し所に於いては、問屋書付を見届け、定日數經過後は、所次に追歸す、六十六部納經納札巡禮行脚には、參詣の場所を定め、番所より書付を持たせ、所に於いて順々に次書に時付して鹿兒島問屋へ行かしめ、問屋よりも次書に時付し、途中脇道を禁じ、次の所へ日中に着くべき時は、立たせ、宿泊は一宿以上を禁じ、托鉢及び領民より錢銀、米穀を給するを禁ずるとある。また外城一所に旅人定宿二所を申附け、之を地頭に届けて置き、旅人を堂宮等に宿泊せしめるを禁じ、定宿以外に止宿せしめた者には、科料青銅百疋品により半舍申附ける事とした。托鉢禁制は此の時に始まり、時に在國の經納大社參納札の順禮行脚は、五月十五日以降改めて、廿日まで一齊に衆中幸領を附して、境目番所より歸國せしめた。之は米穀不足及び宗門疑はしき者あるによるといふ。<sup>註一六</sup>

入領者が持參する證文は、國所證文で、また往來手形と稱し、其の者の原在所庄屋から改所に宛て、年齢、男女別、氏名、商賣、巡拜等入領の目的、宗旨等を記すものである。見せ金とする路銀は、西遊雜記<sup>三</sup>によれば、銀三分程を要し、之は入

番所より送状を渡す

第三編 民政及び産業

領後病死し、或は疾病ある時國所の入費とならぬための用心と見えるといふ。



第二十三圖 往來手形 (比志虎雄氏所藏)

次に番所番人より渡す送状には、旅人の年齢原在所氏名所持品路銀所持の事、入領の目的領内經過の場所番所通行の日時等を記し、且つ所用済の後は最寄番所より出領せしめる事として郷士年寄役人に宛てるものである。津口番所に於ける旅人の検査も、大體以上と同様の取扱と思はれる。

猶ほ他領者の罪科死刑に當る時は、長送りと稱して番所へ送るの法があつた。通常罪科の次第は、告げず、高岡筋より去川に連れて来て、歸國を申渡すのであるが、其の際、高岡郷士の二才等が之を斬捨てるといふ。

長送り

出領者に就いての例規

道之島々民の島外渡航に關する規定

荷物の領外積出 通手形

出領者は町奉行所手形等を要するが特に勤方に付關外へ赴く者には切手を渡す例規で寛政十二年二月之を改め、各役席に印紙を渡し、役席に於いて之に用向目的地宛先番所を記入して行使せしめ、極月限り纏めて返納せしめ、但し、江戸始め他領へ赴く時は、従前通り切手を渡す事とした。また、飯島等には特別の例規があり、寛政三年五月三日の達によれば、飯島百姓の他領出は郷士年寄往來證文を以て許し、同じく領内稼方は稼方證文を以て何方へも自由に赴かしめるとある。道之島々民が道之島諸島相互間及び琉球へ渡航するには、代官通手形を附し、之に手札を添へて持參せしめる例規であつたが、享保六年十月之を變更して次の如く定めた。即ち、渡航については與人へ申出て、與人は吟味して其の者の年齢宗門を記し、行先の與人又は船改番所宛、與人印の通手形を作り、代官へ差出し、免印を受けて渡し、手札は持渡らしめず、之を與人へ受取り置く事とし、通手形は歸航後代官方へ取揚げるといふ。

荷物の領外積出については一般に船手或は諸所手形所より、禁制品の有無を調べて通手形を出した。手形所は出水、大口、高岡、志布志、飯野、國分、高山、長島、隈之城、加世田、飯島等に置き、手形所に於いては郷士年寄名前、薩州船手某と

大坂送り荷物を取扱ふ津口番所

手形銀・運上銀・津口銀  
他領出禁制品

署名の通手形を出した様である。境目番所で他領出荷物を改める事は前に記したが、津口番所の改は大坂町奉行の荷改とも關係があり、寶曆五年十二月の達によれば是より先き、大坂町奉行の申渡があり、夫に従つて津口番所印鑑は大坂町奉行所へ差出し置き、之によつて送状切手と照合に應ずる事としてゐる。時に、之を取扱ふ津口番所は志布志内之浦脇本の三所とした様で、他領出には、領内外船共志布志内之浦脇本へ着け、大坂着の時差支なき様、凡べて大坂行と同じく手形を渡し、中途歸帆船は津口に於いて切手を取揚げ、大坂へ着く筈の荷物を中途賣とした時は、買主より證文を取り、大坂に於いて改の時之を差出す事として居り、次に、從來山奉行支配を以て通手形を渡した椎皮楊梅皮桂心明樵等も、運上等は山奉行より申附け、船奉行へ問合せ、船奉行より通手形を渡す事、諸材木樵松大東檜木檜楫油竿杉丸太櫓腕等大坂改なき品は、從前通り、山奉行并に檢者より手形を改め、津口を通すと定めてゐる。(注三三)猶ほ他領出貨物については、手形銀運上銀津口銀の課徴があつた。(注三四)

他領出禁制品については、時々品目の令達があつた。寛永九年十一月十五日付、家老喜入忠政、川上久國の覺によれば、先づ他領搬出禁制品は、鐵炮、焰硝、

手形を以て搬出を許した品

悪銭の搬入を禁制した品  
琉球に對して他領出を禁止した品

他領出禁制品  
目の増加

蠟、棕、栲、皮、襖、綱、樟、腦、漆、で、同時に男女賣人を掲げてゐる。即ち、主として藩公用、殊に軍用品である。次に、手形を以て搬出を許した品は、硫黄やく(坂)披(上布)下布材、木牛馬、馬尾、綿白糸、鐵竹、大豆、芭蕉布、松節、胡麻、我朮、楊梅皮、紅花、菜種子、魚鹽、豚油、茸、木耳、海人草、牛皮、琉球、莖、根、紫、麻、苧、かたし等、搬入禁制品は、悪銭である。(注三五)

是より先き、琉球に對し、他領出禁制品を達してゐるが、元和十年三月七日付、三司官宛、家老、島津久元等の覺では、上布、下布、舟網(但し、赤網、黒網、即ち、梭、相、黒、つく、製、の、網)、梭、栲、皮、牛皮、菜種子、油、久米、綿、黒木、で、次いで、寛永元年八月廿日付、同様の覺では、前回覺の諸品中、下布、黒木が見えず、菜種子、油、久米、綿が、菜種子、綿となつてゐる。外、燒酒及び各種莖が加はつてゐる。(注三六)其の後、延寶五年閏十二月廿二日付、評定所の定では、他領出禁制品目は増加し、即ち、鐵炮、硫黄、焰硝、刀數、寄道具、掛物、蠟、棕、栲、竹、棕、栲、皮、琉球、燒耐、稷、綱、稷、蘇、鐵、蘭、馬、尾、樟、腦、漆、芭蕉布、苧、芭蕉、霧、島、躑、躑、す、へ、ろ、の、木、唐、桐、木、琉球、草、木、各、種、上、布、大、豆、雜、穀、藻、玉、鍋、地、金、錫、明、礬、鍋、下、布、苧、板、法、螺、貝、夜、光、貝、殼、伊、多、良、貝、殼、粉、糠、燒、物、壺、琉、球、黃、楊、木、檜、底、樽、半、鍋、外、に、賣、人、と、な、つ、て、ゐ、る。更、ら、に、寶、永、五、年、三、月、の、定、で、は、右、の、内、刀、霧、島、躑、躑、す、へ、ろ、の、木、大、豆、雜、穀、鍋、及、び、賣、人、を、省、き、銅、獅、琉、球、綬、を、加、へ、米、雜、穀、は、他、領、よ、り、も、入、れ、ざ、る、品、と、し、た、と、い、ふ。(注三七)併し、同月、

寺柱番所に下  
した他領出禁  
制品の規定

屋久島の他領  
出禁制品

第三編 民政及び産業

寺柱番所へ渡した他國え不出品々なる定では之と相違し搬出禁制品目は、刀  
焰硝鐵炮數寄道具各種掛物類真綿琉球細布白地、同上布同中布島同三葉絹同  
あやさび島同下布白地、同紬同島芭蕉布同白色芭蕉布各種同綆同香合同香類  
同青貝沉金物類同泡盛酒同草木各種唐人墨蹟唐人繪蘇鐵柘榴木棕栲竹蘭野  
紫藻玉硫黃樟腦漆蠟棕栲皮黃楊木楊梅皮茸木耳鬱金明礬法螺貝夜光貝殼伊  
多良貝殼黑櫻網類馬尾樽膏板薩摩白燒茶碗燒物各種錫地金鍋鍋地金唐金  
大豆雜穀小椎粉ぬり等である。(注七)享保十三年十二月十五日の屋久島手形所規  
模帳には次の諸品を他領出禁制品としてゐる。即ち同島に産する物を舉げ  
たと思はれ、黃楊木檜栢杉栲木同皮蘇鐵松節(但し、船中用)、楨肌(但し、船中用)、楊  
梅皮桑木楡實三丹花美人草佛草花蘭茉莉花植木用草木各種躑躅盆石鹿皮鹿  
角馬皮等である。其の後要用集抄によれば、他領出禁制品は、刀鐵炮樟腦蘭焰  
硝琉球燒酎蘇鐵唐桐木米雜穀黃楊鍋地金銅蠟上布下布琉綆子藻玉鐵地金黃  
楊木琉表苾芭蕉苧芭蕉法螺貝夜光貝殼燒物壺樽底樽伊多良貝殼等で、事由に  
より勝手方證文を以て通手形を附し、また鍋地金以下の十七品目は、寶曆四年  
九月一往證文に及ばず通す事としたといふ。

勝手方證文を  
以て他領出を  
許した品目

〔補説〕また要用集抄に勝手方證文を以て他領出の品を舉げて居り、前記と重複も  
あるが、即ち、左の諸品である。

- 米 琉米 大麥 大豆 小豆 小麥 春麥 粟 胡麻 春粟 蕎麥 鹽
- 菜種子油 眞綿 米砂糖 白砂糖 硫黃 贛人參 馬尾 鯨糞 錫 黑櫻
- 毛氈 赤櫻 唐木綿 卷物 白糸 和蘭綿 奧綿 黑龍瓜 五尺樽棹 四
- 尺樽棹 平木 酒樽 油糟 下本簀紙 豚 綆子 葦板 櫻繩 櫻 麻苧
- 掛物 棕栲皮 唐紙 人參 鐵 琉球草木各種 茶湯道具 鉛 天鷲絨
- 紙帳 狎 國産火繩 藏紗綾 あや鳩 赤髭 唐蓆 棕栲竹 唐孟宗竹
- 菜種子 荏子 甘藷 かうりの實 胡麻油 魚油 藻玉 煙草 黑砂糖
- 芭蕉苧 海人草 鬱金 柴胡 莖朮 生薑 金銀花 白姜薑 鐵釘 麻黃
- 銅地金 猪苓 銅 蒼朮 芍藥 茯苓 附子 和蜜 升麻 雄黃 白芷
- 連翹 白豆蔻 黃芩 甘草 貝母 枳實 大丸 牛膝 白朮 山歸來 大
- 黃 明礬 山檀子 山茶莢 地黃 白鮮皮 全蝎 白芍藥 青皮 砂參
- 遠志 防風 枳殼 木香 藿香 羌活 唐金 肉桂 馬皮 牛皮 もうる
- 八重山上布 宮古上布 紅殼糸 下布 芭蕉布 上紙 中本簀紙 下小本
- 簀紙 上小紙 小紙 丈長紙 法螺貝 夜光貝殼 小糠 伊多良貝殼 砥
- 石 石燈爐 琉綆子 錫瓶 小杉原 梶子 樽底樽 琉球黃楊

此の内菜種子以下八十四品は寶曆四年九月、證文に及ばざる事とした。  
商業は城下三町諸郷野町を中心として行はれた。業種に應じて夫々禮銀

城下三町・諸郷野町の各種  
商業に對する  
禮銀

第七章 交通及び商業

を徴し、文化四、五年當時、城下三町では、毎年一軒に付禮銀は質屋九枚、焼酎屋四十九枚、酒屋三枚、紬屋一枚、鬢附屋一枚、糍屋十枚、味噌、酢、醬油、屋十枚、二十一、五、分、四十三、匁とし、外に細物屋、荒物屋、木屋、綿屋、八百屋、魚屋等は禮銀なしといふ。諸郷野町に於いても、質屋、焼酎屋、酒屋を始め各種の商店があり、また焼酎屋四十九枚、酒屋一枚等禮銀の定があつた。同業商人の仲間については例へば、三町の鬢附屋、味噌、醬油屋に夫々支配人があり、同じく焼酎屋には三町に小頭を置く等一定の組織を存した様である。諸郷に於いては焼酎屋等郷士年寄<sup>(註二八)</sup>横目の支配とし、取締のため領内全體の支配人を置いた事もある。

定期市は城下及び諸郷に立つた。其の場所及び市日は、天保九年の薩摩國御巡檢使書上によれば左の如くである。

場所	市日	年中開市日數
薩摩鹿兒島三町	毎月三・六・九の日	一〇八
水引 大小路村	十二月十三・廿三兩日	二
眞娃郡 村	二月十五日 九月廿八日 十一月廿五日 十二月十八日	四
川邊 平山村	十二月十九・廿五兩日	二

市の場所と市日

定期市

加世田 川如村	七月十二日 十二月十八・廿四兩日	三
伊集院 谷口村	二月七日 七月七日	二
市來 湊村	十二月廿二日	一
市來 長里村	二月朔日 十二月廿五・廿八兩日	三
出水 武本村	二月三日 十二月三・廿兩日	三
出水 鱒淵村	十二月廿四日	一
出水 知識村	三月七日 十月七日 十二月廿七日	三
阿久根 波留村	毎月四の日	三六
隈之城 東手村	二月三日 十月朔日 十二月十九日	三
大隅湯之尾 川北村	毎月三の日	三六
未吉 二之方村	十一月朔日 十二月廿七日	二
東國分 上小川村	七月十二日 九月十二日 十二月十二日	三
東國分 向花村	六月十三日 九月廿九日 十二月廿六日	三
東國分 小村	十月朔日	一
西國分 眞孝村	九月廿・廿一・廿二日	三
垂水 田上村	毎月四・八の日	七二
鹿屋 中之村	毎月五・九の日	七二
加治木 段土村	毎月七の日	三六
日向郡 城宮丸村		

第七章 交通及び商業

都城 下長飯村	毎月四・十・十四・廿・廿四日	六〇
志布志 帖 村	四月八日 十一月廿五日	二
大崎 假宿村	二月七日 七月七日 十二月十七・廿七日	四
高岡 内山村	毎月三日	三六
高岡 五町村	毎月八日	三六
小林 細野村	毎月五日	三六

鹿兒島の稻荷市

串良柏原浦・重富脇元の六齋市

川内 向田の三齋市

鹿屋高須浦の六齋市

此の外に、鹿兒島では、坂本村稻荷大明神祭禮の十一月三日より廿三日まで、稻荷の市が立ち、古道具、刀劍衣類、其の他各種の商品を賣り、豊後府内濱の市及び肥後天草本戸の市と共に九州三大市のひととされ、就中、稻荷の市を最大としたといひ、極めて盛大であつた。<sup>(注五七)</sup> 諸郷では、串良柏原浦、重富脇元等の六齋市もあり、柏原浦の市は、享保十八年八月、市立を免許され、脇元の市は、柏原浦の先例により、延享四年九月、免許されたものである。川内 向田の三齋市<sup>(限之城東手村と同じか)</sup>は、正徳享保頃から始まり、四の日の市で、現在も行はれてゐるといふ。また、市來湊の十二月廿二日の市は、浦中疲弊救済のため、向田及び脇元の市の先例により、毎月廿二日の市立を許されたものといふ。<sup>(注五八)</sup> 其の後、鹿屋高須浦も、救済のため、文化八年十一月、浦町となると共に、六齋市立を許された。<sup>(注五九)</sup> 諸郷の市の内で

盛大を極めた鹿屋中之村の六齋市

他領人の市立及び振賣禁止行商に就いての制限

富山賣藥商人薩摩組の活動

盛大であつたのは、鹿屋中之村の六齋市で、場所は、地頭假屋下で、市日には、高隈、串良、高山、大始、良始、良大根、占小根、占佐多田、代花岡、新城、垂水及び海を隔てた山川指宿等、遠近諸郷の者が集まり、船或は馬で、鹽大豆、雜穀、煙草、魚類、綿布等各種の商品を賣して、交易し、従つて、鹿屋は商家連り、下大隅第一の富邑であつた。<sup>(注六〇)</sup> 此の市の始まりは、伊集院忠棟所領の頃であるといふ。<sup>(注六一)</sup> 其の他、自他領行商人の諸郷を廻るものあり、但し、他領人は市立と共に振賣を禁せられてゐた。<sup>(注六二)</sup> また、郷村に於ける行商に種々制限を設けた事は、既に記した如くである。行商人の内には、富山賣藥商人もあつた。富山賣藥商人は、配置賣藥なる特有の販賣法を以て、全國に互り行商に従つたが、天明以前既に薩藩領内の行商を許され、其の薩摩組なる組織もあつた。而して、天明元年、薩藩より停止されたが、同三年、越中八尾の町人として、十三人脚まで免許された。一人脚とは、行商人一人が定期的に廻り得る懸場である。然るに、同七年、再び禁止となり、組仲間一統運動の結果、二年後の寛政元年、領内合業吟味役上野新右衛門より、領内居附人として、合業行商を十六人脚を限り、免許され、時に、薩摩組では、示談定法を設けて、神農堂へ、毎年銀十枚を寄進する事、上野新右衛門へ

禮銀一人前錢十貫文を納める事同人より毎年領内徘徊の免状を受ける事領内行商中生國を顯はさざる事顧客先に於いて越中富山の自稱を以て看板等張らざる事等を定めた。次いで同九年薩摩表商人所有懸場五人脚を買入れ、同十一年富山藩吟味所より同組は同藩内爾餘の二十組以外とし、二十組の定法に拘はらず薩摩組示談定法を特設するを許されたが、薩藩より又領内行商を差留められた。夫より再び仲間一統運動して享和元年從前通り居附として賣藥行商をなすを許され、毎年鉛百五十斤熊皮十枚を冥加として納める事とした。更らに文化十二年越中富山製藥を以て行商するを免許され、翌十三年には、加治木の商人日高平八より懸場四人廻り、九百五十貫文の帳面を引受け、都合二十六人脚とするを許され、時に、示談定法を改め、即ち懸持場所持二十六面、各一人脚二人足附とする事各人懸場所は外城分けに定める事、薩藩へ冥加鉛百五十斤熊皮十枚、毎年場所着の上鹿兒島問屋取次を以て納める事、合藥吟味役上野方より年々合藥免許の證文を受け、禮錢一人脚十貫文、毎年七月十日十二月廿五日の兩度に納める事、鹿兒島着の上は旅人方町年寄より六外城切廻在の付狀を受けて徘徊し、終つて返濟の事、淨土眞宗の事咄さる事、出口

薩摩組の示談定法

薩藩製藥座を創設す

士の内職としての商業

不正の唐藥種始め法度の品買取らざる事顧客先に於いて藥値段引下げ、或は押賣せざる事宿々或は顧客先に於いて商賣何程持參金何程等尋ねられても、聊かの商賣に申立て、過分の金錢取集める様咄さる事、懸場所外城以外一村たりとも入込まざる事等と定め、各懸場持主を示してゐるが、國分敷根二外城能登屋兵右衛門等一人脚懸場二乃至八外城である。其の後文政十年、又行商を差留められ、解禁運動により間もなく許されたが、その時の運動費は一萬貫文(金千三百八十九兩)で、組仲間二十六人平等に負擔して、一人金五十三兩一步三朱となり、之は一年間の賣上高に相當したといふ。安政三年、薩藩に於いて製藥座を創設し、配置賣藥を藩營とした事があるが、之は失敗に歸したので、同五年以後、再び薩摩組に引渡した。

商人以外では、士の内職として商業を營む事あり、享保五年七月廿二日の家老座の達では、城下士屋敷座附屋敷職人屋敷へ名子下人等を置き、窓を明けて店の様にし、又は敷を開いて賣物を出す等は前々より堅く禁するも、端々では輕き賣物がなくては小身者共は用事調はず、往來の者は不自由もあるべきにつき、夫々區域を限り、或は小路より見えざる様内々家職を行ひ、輕き賣物をな



百姓の小商人

すを許し、或は勘定所へ願出て名子下人等の店を出すを許す等、士屋敷の商賣を認めてゐる。<sup>三三四</sup> 更らに百姓に至つては、幕末頃と思はれるが、地考論<sup>三卷</sup>の地方或問なる一篇には、百姓中に小商人に類する稼業の者あるを論じ、百姓共農業を怠り、町人の風を習ひ、奢侈に長じ、其の餘裕を得るや、大福帳を小床へ掛け、小商人となり、終には困窮するもので、之を制するには、釐又は町方に厳しく儉約を勵行するを要するといふ。また人配の際、多く下湯地方より農業に心薄き者共、博勞小商人等が移されるので、結果不良である事を指摘してゐる。

藩の賣價公定

諸商賣共藩に於いて賣價を公定した場合が多かつた。また物價騰貴につき、値下げを達し、各種の對策を講じた事も屢見られる。例へば享保八年五月廿二日、家老座より達し、鹿兒島中諸物價高騰につき、魚野菜材木薪其の他諸品、稼に持出す者は勿論此の種の稼に従はざる者についても、浦々は船奉行、地方は郡奉行の引受を以て、所々役人共へも申附け、隨分鹿兒島へ持出し商賣せしめる事、町方商賣物は町奉行引受を以て、町役に時々吟味せしめる事、高値なるも、諸人差當り入用の品にして買取る時は、値段高値と存せられるも、急用故買取つた旨、町奉行へ内々申出るべき事、諸細工人高賃を取る由につき、細工奉行

諸貨銀の高騰を禁止す

引受を以て吟味し、高賃を取る者あらば沙汰する事等を定めた。<sup>三三五</sup>天明五年十二月には、諸物價銀高騰につき、之が低下を達し、就中、大工右切、砂官、小坂屋根、葺木、挽茅、屋葺、其の他の手間代、衣類、桶類、金物道具類、菓子類、履物類等の價格を定めた。翌六年三月には、大工、木挽、其の他日用賃の者の増錢を取る者の取締を達し、同年八月には、各商品賣價に制限を設け、煙草、荒物、小間物、茶紙、苧起炭、綿、芋、燒物、藥種は元一割掛、吳服物の内、木綿物は五分掛、絹物は一割掛、八百屋物の内、青物類は一割掛、干物類は二割掛、之を上位品、小賣店賣の定値とし、卸賣或は位劣品は之より下げる事とし、其の他、刀、研、鞘師、金具、細工、鞆、巻表具師、錫、細工等の手間代についても達する所があつた。次いで寛政二年十一月にも、高利取締令があり、従前米穀等不孰の節より諸品高騰し、其の後引續き熟作により値段引下ぐべき處、凶年の勢に乘じ、高値に賣出す者ある由につき、掛横目を附して糺させ、頭人支配頭よりも吟味せしめる事、諸職人も定賃銀外受取る者ある由につき、同じく掛役々頭人支配頭より糺し、取締申渡す事、近郷近在より持出の諸品、格別高値に賣渡し、且つ近年作職良好にして、現在衣食不足なき所より、切稼等薄く、身樂の方に赴き、適持出す時は、不相應の利得を企て

高利取締令

諸職人賃銀に對する取締

る趣であるが豊年には稼方出精して凶年の用意もなすべく支配役々より稼方督勵し、値段不相當なきやう取締るべき事、何人によらず、品物を求めた節、不相當の値段申掛ける商人については、其の名元を聞き、掛并に最寄横目へ申出るべく、諸職人についても同様とし、糺方の上沙汰すべき事等と達してゐる。(註三五)

加治木錢鑄造  
流通の禁止

貨幣に關し、先づ記すべきは加治木錢で、之は形を洪武通寶にとり、裏に加或は治の文字を出し、天正以降、加治木に於いて鑄造したものである。後、加治木に錢屋町あり、即ち、鑄錢場の趾である。(註三六) 然るに寛永十三年六月朔日以降、幕府は錢座をして寛永通寶を鑄造せしめ、錢座以外の鑄錢を禁止したので、薩藩に於いても、之に従つて、加治木錢の鑄造と共に流通を停止した。(註三七) 其の後、新錢の供給不充分のため、領内一般の不便を見るに至り、藩は領内に於いて新錢鑄造を許されん事を願つたが、寛永十四年三月廿日、老中阿部忠秋より家老伊勢貞昌に對し、鑄錢免許は先づ差置き、古錢の流通を許す旨の達があり、ために、諸品流通の圓滑を得た上、藩庫貯藏錢の使用により、銀にして千貫に相當する損害を免れたといふ。(註三八) かくして、加治木錢も流通したが、其の後漸次に藩庫に回收したものの如く、明暦寛文中、琉球に對し、鶴目錢の原料として下附してゐる。(註三九)

新鑄を幕府に  
願出て古錢の  
流通を許さる

鶴目錢

錢の他領搬出  
禁止

爾後も、錢の拂底した事が多く、時に錢の領外搬出を禁じたのも、其のためと考へられる。享保廿年十一月十日の勝手方達には、錢の他領搬出を禁じ、船頭水手商人小遣用一人分五六百文を許すとし、延享元年十一月、之を解禁したが、寶曆八年十一月、又錢の拂底につき、一往他領出を禁ずるとし、小遣用は船頭水手商人一人分五百文を許すとし、次いで、同様の達が屢、發せられてゐる。

古銀・文銀の  
割合を公定す

併し、基本として流通したのは銀で、享保三年十二月の家老達では、諸商賣は銀目を以てし、錢高を禁ずるとある。即ち、錢は少額の取引に補助的に使用されたものと思はれる。而して、銀錢等の割合は公定により、變更毎に之を通達してゐる。銀についても、品位を異にする古銀文銀等の間には、割合を公定した。元文六年二月廿日の達では、古銀文銀は同様通用の筈で、拂物代連上諸納方は文銀を以て定めるの處、領内文銀拂底につき、古銀三割前(文銀十三割、古銀十割)とするとし、同八月、之を五割前に改め、寶曆六年に至つて、同率とした。(註四〇) しかも、諸郷諸島では、米穀砂糖が交換手段として、盛んに用ひられた事は、次に見る如く、此等が貸借の對象となつてゐる事からも察せられる。

貸借の利息

第七章 交通及び商業

五八一

貸借の利息については、寶永四年二月廿八日、家老座より、借銀高利を停止し、

貸借仲介の口  
銭の禁止或は  
制限

道之島に於け  
る貸借慣行

且つ通融滞るべからざる旨達があり、其他、高利停止の達は屢見られるが、寛延二年五月十三日には、銀錢米穀借附利息は二割以下と定め、次いで、寶曆二年十月十七日には、一往五分利以下とし、同四年二月廿八日には、同月より一割利以下、藩へ貸上は同じく七分とすると達してゐる。但し質屋については、別に規定があつた。また貸借仲介の口銭についても停止或は制限を設けた事があり、享保十二年正月、家老座達では、高賣買の仲介口銭と共に之を禁じ、寛政二年二月には、借銀・高賣買の仲介口銭は共に銀高一貫に付十五匁に制限した。<sup>〔注四〕</sup>大島に於いては、元和九年閏六月廿五日の大島置目之條々以降、島中貸借の利息は三割利に制限して居り、喜界島規帳にも、同じく三割利以下と定めてゐる。<sup>〔注五〕</sup>後年に至るまで、各島共三割を定法利率としたもので、之は一年分の利率であるが、七八ヶ月の短期に返済し、或は十三、四ヶ月の長期に及ぶも、利率に變更なきを例とした。貸借の對象は米或は砂糖とするも、就中、砂糖の貸借に、特殊の慣習を存した。各島村法には、大島について、各戸の出産糖は皆之を鹿兒島に輸するを以て、甲の有餘を以て乙の不足を償ふ等たゞ帳簿上貸借するものとし、質租及び物品代未進の如きは、黍横目又は掟が之を證するも、他は凡べ

て島民の相對とし、或は牛馬家財を抵當とし、或は證書のみを以てし、但し、内地の質入の如きものはなしと記してゐる。同書の記事は、其の他の諸島についても同様であるが、或は徳之島について、貸借する米一石以下、砂糖二百斤未滿なれば、抵當を用ひざるものありとし、或は沖永良部島について、抵當を出し、請人を立てるは稀であるとも記してゐる。貸借の結果、身賣りが行はれ、債務者が家人となる慣習については、既に第一編第二章に記した如くである。

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一・二八

〔注二〕 寶永年間他國人問答參考書

〔注三〕 鹿府御廻文拔書卷一

〔注四〕 彌鹿丹波清雄勸農略記 租税問答

〔注五〕 歴代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷二・二

舊記雜錄追録卷六四

〔注六〕 舊記雜錄追録卷六四

〔注七〕 歴代制度卷一・二上・四下・無卷第三 鹿府御廻文拔書卷一・三 租税問答 薩明日田賦雜徵

寫 元治元年萬留 狩夫銀御舊法記

〔注八〕 歴代制度無卷第六

〔注九〕 舊記雜錄追録卷三五

〔注一〇〕 歴代制度卷六下 薩藩例規雜集卷二〇・二

二 三國名勝圖會各卷 寛文七年幕府諸國巡見使應

答案

〔注一一〕 舊記雜錄追録卷六四 薩藩政要錄卷三 歴

代制度卷六下・四五 薩藩例規雜集卷二〇・二一

米ノ津町勢要覽

〔注一二〕 歴代制度卷六下 薩藩例規雜集卷二〇

〔注一三〕 高野山蓮金院文書

〔注一四〕 志布志八郎ヶ野口御番所御條書寫 市來政

香氏所藏文書(大口)

第三編 民政及び産業

五八四

〔注一五〕 慶府御廻文拔書卷一 鹿兒島御廻文留

〔注一六〕 慶府御廻文拔書卷二

〔注一七〕 西遊雜記卷三 比志島虎雄氏所藏文書 旅

人え番人より相添帳書附案紙

〔注一八〕 鹿兒島ふり 薩摩風土記 薩肥見聞雜記

薩摩國志卷二

〔注一九〕 元治元年萬留 歴代制度卷六九(袖崎本)

〔注二〇〕 要用辨覽

〔注二一〕 歴代制度卷一四人

〔注二二〕 歴代制度卷三二 舊記雜錄追録卷六四

〔注二三〕 要用集抄 歴代制度卷三二

〔注二四〕 慶府御廻文拔書卷一 鹿兒島御廻文留

〔注二五〕 舊記雜錄後編卷七七

〔注二六〕 慶府御廻文拔書卷一 鹿兒島御廻文留

〔注二七〕 慶府御廻文拔書卷二

〔注二八〕 歴代制度卷一二下

〔注二九〕 三國名勝圖會卷三 薩肥見聞雜記 薩州風

土記

〔注三〇〕 歴代制度卷一二下 川内中學校編川内地方

を中心とする郷土史と傳説

〔注三一〕 三國名勝圖會卷四七

〔注三二〕 慶府御廻文拔書卷四

〔注三三〕 高岡高等商業學校編富山實業史料集 森

下澄男氏稿藩政時代の富山實業(歴史學研究第六

卷第四・五號)

〔注三四〕 歴代制度卷四七上

〔注三五〕 歴代制度無卷第六

〔注三六〕 義弘公御一代事蹟 三國名勝圖會卷三七

〔注三七〕 舊記雜錄後編卷八九 徳川禁令考秩六 島

津國史卷二五

〔注三八〕 舊記雜錄後編卷九一 島津國史卷二五

〔注三九〕 球陽附卷一 御條書寫卷一 南聘紀考卷人

舊記雜錄追録卷一〇 大和え御使者記

〔注四〇〕 歴代制度無卷第一・第六

〔注四一〕 歴代制度卷一二下・無卷第六 慶府御廻文

拔書卷一・四

〔注四二〕 歴代制度卷一四人・無卷第六 兩院古雜錄

卷二 和家文書

第四編 海外及び琉球との關係

第一章 鎖國前の海外交通

朝鮮役俘虜明

將の送還  
鳥原宗安を明  
に派す

島津氏と明國  
通商の約成る

伊丹屋助四郎  
の狼藉

慶長五年正月、島津氏は家康より朝鮮役俘虜の明將茅國科等の送還を命ぜられた。仍て忠恒<sup>久</sup>家は寺澤正成と連名で明國總理軍務部指揮茅國器<sup>國科宛</sup>の書を附し、坊津の鳥原宗安を遣して、其の任に當らしめた。鳥原は福州を経て北京に到り、明廷の歡待を受け、また嘗つて薩摩の穎娃に在留し、領主穎娃久虎に仕へ、朝鮮の役には通事となつて從軍し、次いで歸國したといふ南京の人張昂<sup>日本名</sup>孫次郎の取次によつて、爾後毎歲福州より商船二隻を渡し、交易を開かん事を約した。鳥原は、天正十二年、天神丸船頭として、義弘より琉球渡海朱印狀を受けて居り、同十五年、豊臣秀吉下向の時は、川内に於ける義久の禮品として、銀子一貫白糸五十五斤、沈香九十二斤を用立て、居り、即ち、當時の有力な航海貿易業者であつたと思はれる。<sup>注</sup> 明廷は鳥原との約に従ひ、慶長六年、福州船二隻を派した。早くも此の事を傳聞した伊丹屋助四郎なる者は、海賊を嘯聚し

伊丹屋井に徒黨の處刑

て、五月、硫黄島近海に於いて來航した福州船二隻を襲ひ、乗員を殺害し、船を焚いて、貨物を掠奪し、密かに之を賣却したが、事露顯して、伊丹屋及び徒黨數人は逮捕せられ、沿海郷村を引廻しの上、市來湊に於いて磔刑に處せられた。(註三)伊丹屋助四郎は、もと和泉堺の商人で、朝鮮役の際、泗川に開店し、島津氏の軍需を辨じ、役後、鹿兒島及び山川に屋敷を給せられて居た者である。(註三)

鳥原と明廷との締約實現せず

此の事件の結果、福州船は再び來航せず、鳥原宗安が明廷に於いて締約した所は、遂に實現しなかつたのである。即ち、明廷は派遣船の消息を得ざるにより、慶長十一年明の萬曆卅四年琉球へ冊封使夏子陽等を遣した際、琉球をして薩摩に探問せしめんとしたもの、如く、同年秋、琉球王尙寧は家久の襲封を賀して、崇元寺宜謨里主を薩摩に遣し、兼ねて右の次第を以て、鳥原を琉球に招致した。仍て、鳥原は琉球へ赴いたが、結局明朝との前約は復活しなかつた。(註三)

島津氏及び幕府對明通交を企圖す  
幕府の明國派兵計畫

其の後、島津氏が琉球を通じて對明通交を企てた事は、後に記す如くであるが、幕府に於いても、對明通交の再開を企圖しつゝ、あり、其の不調なる所より、派兵さへ計畫するに至つたもの、様で、琉球役の翌年なる慶長十五年閏二月十日、日本多正純は家久に宛て、明へ少數の軍を派遣するため、内々其の用意あるべ

島津氏の名古屋城普請助役を免す

き旨を達し、且つ西國諸大名に課した所の名古屋城普請助役を免じた。但し、日本多正純は家久自身の出陣はあるまじき旨を附言してゐる。即ち、此の派兵計畫は一應實行を期したものであつたとしても、決して大規模のものではなかつた。しかも、七月五日付、義弘宛の家久狀には、此の事に觸れて、からへ人衆遣候儀も、當年之御普請を爲可被指置世上への御あいしらいに被仰出候遮而の儀にては無御座由、板倉殿雜談直に承候、然ば下々ばはんに可遣様子と相聞申候と述べ、同廿日にも家久は義弘に宛て、同様の趣旨を申送つてゐる。八月八日、義久は家久に宛て、先きに明へ派遣した琉球使船の歸航を報じ、明國曖之儀も又御人衆被指渡候する歟、御分別此時候と云つて居る。次いで十一月廿三日に至り、日本多正純は家久に宛て、派兵計畫の中止を傳へ、其の理由は日明間に和談が成立したにあるといふが、之は、當時、幕府に於いて、日本多正純、長谷川廣智より、福建總督に書を送り、勸合符を請うた如き、平和的交渉を進めつゝあつた事を指すのであらう。(註三)

夫より後、明は琉球を除いて、日本へ官船を渡航せしめなかつたのみならず、私船の渡航をも禁抑したのであるが、猶ほ私船たる唐船の渡航するものは

明は官私船の日本渡航を禁ず

明國派兵計畫の中止

明國私船の來航

東埔塞唐人  
西洋唐人

唐船碇泊地

居附唐人

唐船奉行

唐船の自由貿易と唐人保護

唐船の來航を長崎奉行に通知す

僅少ではなかつた。此處に謂はゆる唐船或は唐人とは、通常支那船支那人を指すのであるが、東埔塞唐人西洋唐人等の用語例もあり、時に支那船支那人以外の外國船外國人を含む事もある。唐船の碇泊港は、川内久志秋目片浦阿久根坊津鹿兒島等で、更らに、甌島種子島屋久島大島徳之島にも寄航乃至漂着の唐船があつた。従つて、此等寄航地には唐人の居留する所もあり、居附唐人の語も見え、島津氏は之を歓迎し、貿易を行はんとした。<sup>(五七)</sup>即ち、唐船奉行を置き、屢令條を發して貿易の保護と取締とを計らしめた。慶長八年六月七日付、唐船奉行本田親貞五代女慶宛の唐船着津に付被仰出候條々に於いては、第一條に忠恒義久義弘の用物以外抑へ置くを禁じ、即ち、自由に貿易せしめる事を規定し、其の他押買及び喧嘩口論を禁ずる等により唐人の保護を圖つてゐる。<sup>(五八)</sup>此の頃、唐船奉行が唐人に對し發した所の須知と題する布告でも、右の條々と同様、自由の貿易と唐人保護の趣旨を示してゐる。<sup>(五九)</sup>

慶長十一年三月廿七日、本多正純は家久に宛て、爾後領内に唐船着岸の際は、長崎奉行長谷川廣智に斷るべき旨を達した。次いで、唐船三隻の來航に就き、長崎奉行へ通知したのに對し、五月廿五日、長崎奉行は家久に宛て、御用物於御

幕府と唐船積載商品

唐船積載商品

座候は、從是以使者可申上候と達した。六月廿四日付、義弘宛、家久の狀には、いづれの舟にても、唐船參候は、急に御注進可被仰上候、あきなひは早々御させ候て、めづらしき物など參候は、其段は被仰上候への仰事にて候とある。<sup>(五〇)</sup>即ち、藩は唐船の來航を長崎奉行に通告すると共に、積載商品に幕府の入用品があれば、之を幕府の購入に委ねなければならなかつたのである。併し、未だ唐船の來航に就いて、些かも制限される事はなかつた。

當時の唐船積載商品に就いては、慶長十四年七月、薩摩に來航の十隻が夫々提出した目録の内三通が異國日記<sup>上卷</sup>に收められてゐる。夫等を綜合して見ると、商品の種類は左の如くである。

- |                       |                        |                     |                       |
|-----------------------|------------------------|---------------------|-----------------------|
| 緞 <sup>(すん)</sup>     | 綾 <sup>(りん)</sup>      | 素綾 <sup>(ずりん)</sup> | 絹 <sup>(ぬき)</sup>     |
| 紬絹 <sup>(きかい)</sup>   | 朗絹 <sup>(きかい)</sup>    | 紬 <sup>(き)</sup>    | 青紬 <sup>(き)</sup>     |
| 絲紬 <sup>(き)</sup>     | 藍紬 <sup>(き)</sup>      | 天鷲絨 <sup>(うど)</sup> | 氈條 <sup>(せんじょう)</sup> |
| 毛氈 <sup>(せんじょう)</sup> | 雜色花綢 <sup>(しちんら)</sup> | 絲綢                  | 光素                    |
| 胡絲 <sup>(いと)</sup>    | 絲線 <sup>(いと)</sup>     | 扣線 <sup>(いと)</sup>  | 金線 <sup>(よりきん)</sup>  |
| 青布 <sup>(さいのみ)</sup>  | 尺盤 <sup>(はちわん)</sup>   | 花碗 <sup>(ちやわ)</sup> | 碗 <sup>(ちや)</sup>     |

碗碟瓶(ちびやん)

酒盞(さか)

魚皮(め)

鯨皮(め)

鹿皮(しか)

書冊(もの)

扇(あふ)

傘(かさ)

墨(すみ)

白糖(しろざき)

黑糖(くろざき)

藥材

川芎

甘草

甘松

藿香

烏藥

礬

皂礬

綠礬

麻黃

江子

水銀(みづね)

蜜(みつ)

山莓詩

人參

巴菴

土人仔

來航唐船を長崎へ廻航せしむ

唐人次第の貿易

次いで來航唐船を長崎へ廻航せしめる事もあり、慶長十五年七月十二日付、家久宛義弘の狀によれば、甌島に着岸の唐船二隻の内一隻は、長崎へ廻航すべしとの奉行の指令があつたといふ。翌十六年正月十日に至り、前年十月唐船入津につき、加判酒井忠世等は、國許に於いて貿易せしめよと達し、即ち、長崎へ廻航せしめざる事としてゐる。更らに同十七年には、長崎奉行長谷川藤廣の下知により、貿易に關はらず、或は自由に貿易するを得なかつたといふが、同十九年五月十日の家久宛長谷川藤廣の狀に、唐船着岸の時は唐人次第たるべしと言つてゐる。

唐船積荷目録(國寶 異國日記卷上) 京都市 金地院所藏  
本所蔵 聖徳太子御遺徳三十二願  
慶長十四年七月、薩摩に來航の唐船十隻より夫々積荷目録を提出し、島津氏は之を藏所に廻送した處、老中本多正純は金地院崇傳に和解を命じた。崇傳は圓光寺、元信及び道井宗著と計つて和解を附し、内三通を畫留めた。此處に掲げたのは其の内一通分である。

碗碟瓶(ちびやわ)

酒盞(づき)

魚皮(めさ)

鯨皮(さ)

鹿皮(しか)

書冊(本の)

扇(あふ)

傘(かさ)

墨(すみ)

白糖(しろざ)

黒糖(くろざ)

藥材

川芎

甘草

甘松

藿香

烏藥

礬

皂礬

綠礬

麻黃

江子

水銀(がね)

蜜(みつ)

山莓蒔

人參

巴菳

土人仔

來航唐船を長崎へ廻航せしむ

唐人次第の貿易

次いで、來航唐船を長崎へ廻航せしめる事もあり、慶長十五年七月十二日付、家久宛義弘の狀によれば、甌島に着岸の唐船二隻の内一隻は、長崎へ廻航すべしとの奉行の指令があつたといふ。翌十六年正月十日に至り、前年十月、唐船入津につき、加判酒井忠世等は國許に於いて貿易せしめよと達し、即ち、長崎へ廻航せしめざる事としてゐる。更らに同十七年には、長崎奉行長谷川藤廣の下知により、貿易に關はらず、或は自由に貿易するを得なかつたといふが、同十九年五月十日の家久宛長谷川藤廣の狀に、唐船着岸の時は唐人次第たるべしと言つてゐる。

唐船積荷目録(國寶 異國日記卷上) 京都市 金地院所藏  
本表は慶長十六年(一六六〇)三月廿三日、慶長十四年七月、薩摩に來航の唐船十隻より夫々集荷目録を提出し、島津氏に之を獻附に廻送した處、老中本多正純は金地院崇傳に相傳を命じた。崇傳は圓光寺元信及び浦井宗善と計つて別解を附し、内三廻を書附めた。此處に掲げたのは其の内一廻分である。



第四編 海外及び通商との關係

硫磺瓶(ちゅうわんびん)

酒壺(しゅわ)

鹿皮(かしか)

書冊(しよさふ)

墨(すみ)

魚皮(いさひ)

川芎(せんきう)

扇(あふ)

島藥(しまやく)

黒糖(くろとう)

麻黃(まわう)

蜜(みつ)

山莓蒔(さんばいし)

土人仔(どにんざい)

東航船を長崎へ廻航せしむ

次いで東航船... 家久宛義弘の状... 入津につき加判酒井忠世等は國許に於いて貿易せしめよと達し即ち長崎へ廻航せしめざる事としてゐる。更に同十七年には長崎奉行長谷川藤廣の...

五州島... 加判酒井忠世... 長崎奉行長谷川藤廣

長崎奉行長谷川藤廣... 加判酒井忠世

長崎奉行長谷川藤廣... 加判酒井忠世

唐船の招致を計る

唐人を優遇す

幕命により唐船を悉く長崎に廻す

此の間、薩藩は引續き唐船の招致を計り、唐船唐人に便宜と優遇とを與へるに努めた。慶長十一年六月五日、付義弘宛家久の狀に、新しく任命した唐船奉行島津忠長に申渡した趣を報じ、惣別當國之事は、唐船着岸之刻も、奉行緩候故、種々側よりせらるゝに、あきはて候よし承及候條、左様に無之様に、稱以「條書」可被仰付之由」と述べて居り、同月廿四日付同じく義弘宛家久の狀に、「あきなひは早々御させ候て云々と述べてゐるのも、唐人に迷惑なからしめ、招致を計らんとの意圖であらう。<sup>〔註三〕</sup>福建泉州の商人許麗寰は薩摩領に來航して、甚だ優遇されたと見え、同十三年、彼は久志浦より歸航したが、時に、義久は書を贈り、其の内に、後年再渡の際若し他州に到る共、一小吏を派して貿易せしめんと約した。<sup>〔註四〕</sup>猶ほ、同十六年五月十日の家久の覺では、洋上航行の唐船に挽舟を出す事、即ち、入津を強制するを禁じたもので、たと、港近く來る者には水先の挽舟を出したのである。<sup>〔註五〕</sup>

然るに元和二年六月、幕命により、藩は明商に對し布告を發し、唐船の領内繫泊を禁じ、悉く長崎に赴く様命じ、其の内に、今雖令長崎爲商客之所止、後必泊商船於我薩州、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑待之」と言つて、一方に其の解

唐船寄航禁止  
を解く

第四編 海外及び琉球との關係

禁を期するが如き口吻を示してゐる。同時に藩内に對しても、唐船着岸の際の處置に就き條書を發した。次いで八月八日に至り、幕府は切支丹禁制に關する老中奉書に於いて、唐船が領内に寄航し、船主次第貿易するを許した。黒船（葡獨等）及び英吉利船は、切支丹宗體たるを以て、其の寄航を禁じ、之を長崎平戸に廻航せしめる事とした。即ち前回の唐船寄航禁止を解いたのである。（注一六）

來航唐船の保  
護を計る

其の後唐船は年々阿久根其の他の諸港に來航し、藩も亦從前通り之が招致に努めた。即ち、寛永三年七月廿九日付、家久袖判の覺の一條にも、唐船迷惑なき様命じ、先年來、領内來着の唐船に對し、荷物に封を附け、唐人自由にならず、種窮屈なる様に仕懸ける故、良き品を積む船は長崎に向ふ由沙汰あり、唐船は來着する程人の集まり多く、國中の潤ひになるのに、少利のためむづかしく仕懸けるは然るべからずと、唐船の便益を計り、以て其の來航を促さん事を述べてゐる。（注一七） また、同五年四月十二日の覺には、唐船可參時分に候間連々如御法度、唐人不痛様に、可被仰付由候之事とあり、唐人の保護に萬全を期したのである。（注一八） 但し、領内の唐船貿易に就いては、長崎に於ける糸立値以前の貿易を禁じ、且つ此の長崎で立てられた値段に從ふべしとの制約を受けてゐた。即ち、同十

領内の唐船貿易  
と長崎

長崎以外に於  
ける唐船貿易  
の禁止

年二月廿八日の幕府の長崎奉行曾我古祐、今村正長宛條書に、薩摩平戸其外いづれ之浦に着候船も、長崎之糸之直段之如くたるべし、長崎にて直段立候はぬ以前商賣停止之事とあり、同様の旨趣は、薩藩に對して長崎奉行より通達されてゐる。（注一〇） また、同十一年五月、榊原職直、神尾元勝が長崎奉行に任せられた時、同廿八日付、兩人宛に發せられた老中の條々も亦同様で、薩摩平戸其の他共に唐船貿易は認められてゐる。然るに、同年八月廿二日に至り、幕府は長崎奉行を以て、爾今唐船の大名領内着岸を禁止する旨を達した。次いで翌年、幕府は漂到唐船は凡べて、挽船を以て之を長崎へ廻航せしめる旨を達した。かくして、領内の唐船貿易は全く禁止されるに至つたのである。（注一一）

當時、安南に於いては、東京に黎氏の王室があり、黎惟新は都統使華郡公と號してゐたが、其の領域は東京に止まり、しかも重臣鄭松は都元帥總國政尙文平安王と號して、實權を握り、他方、順化、廣南には阮漢が統兵元帥、（大）瑞國公と號し、廣南王と稱してゐた。島津氏は、双方夫々に交渉があつたのである。

慶長七年には、瑞國公から島津氏に對し、書信があつた様で、翌八年正月、義久は復書して、親好を約し、毎歲商賣を往來せしめん事を希望した。其の後、同十

島津氏と安南  
との關係

安南使者の來航

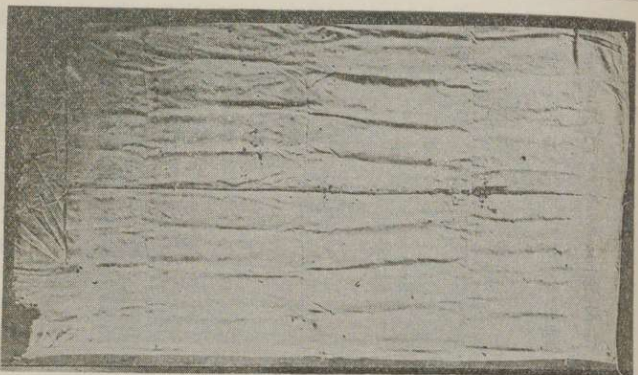
安南よりの進物

安南渡海朱印狀

一年九月廿九日、家久より義弘に宛て、安南國使者の着岸を報じてゐるが詳細は不明である。(注三) 同十五年七月には、初めて東京の華郡公の使者が來航し、通商を希望した。進物として、沈香柱十二本(一本を運ぶに夫四人を要す、或は十本ともいふ)、沈香粉柱一本、糖水十壺、沈香十斤、象牙二枚、紋絹二疋、鸚鵡一羽、孔雀一羽、りんけい一羽を齎した。即ち、使者及び進物を駿府に送り、幕府に聘禮せしめた。家久は華郡公に復書したが、夫によれば、船主洪玉山、夥長郭慧田を以て、使船を醸せしめ、進物を輸して、歲々の交易を望んだのである。此の使船は唐船によつたと思はれる。同十七年八月付、家久の答南蠻船主書及び答南蠻四國老書等に、前年春安南行の船が廣東に漂泊した事が記されてゐるのは、此の使船に符合する様である。(注三)

是より先き、忠恒(注四)家は、慶長十年七月一日付及び三日付、兩通の安南渡海朱印狀を受けてゐる。之に對し、大迫文書の、八月廿七日付、大迫新左衛門宛、義弘の狀に、明年正月、大唐川内え船を可指渡之旨、内府様え得御意申付儀候、客衆以下あひすゝめ、可被渡用意肝要候也とあり、同狀に對し、舊記雜錄(後編卷五八)では、慶長九年と朱記してゐるが、之によつて果して同十年正月、川内南渡航が實行されたとすれば、此の渡航に對する朱印狀は、異國御朱印帳の記載中には存在しな

川内之屋形



第二十四圖 川内屋形の旗 (大迫つみ所藏)

併し、同十年正月の渡航船があつたか否かに就いては、證據はないし、此の慶長九年なる朱記も、必らずしも確實ではない。或は此の狀は、同十年のもので、義弘は其の七月に受けた朱印狀による渡航の事を指すとも考へられる。何れにしても、此の頃、大迫氏の船が川内南に渡航したことは事實である。現に、山川の大迫家に、將令の文字を記した標幟が存し、其の添書によれば、「川内之屋形」(瑞公)の旗で、此の旗を以て同國へ行けば、別儀なく馳走され、即ち、日本の朱印狀の類であるといふ。また、大迫文書の寛永十一年三月、口事開衆宛、大迫吉之丞(新左衛門か或は其の子か)の口上覺に、其の已前天竺川内、天川え渡唐之砌、南林寺へも、鐘壹寄進仕置と

筑後の彌次右衛門尉

東埔寨使船來航す

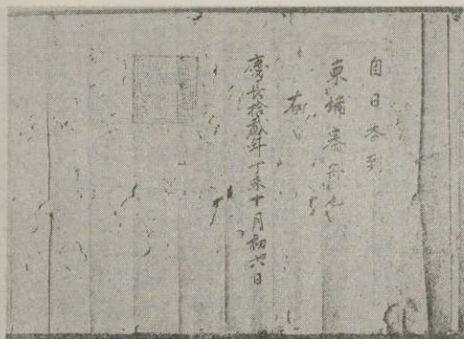
東埔寨渡海朱印狀

第四編 海外及び琉球との關係

ある。其の他鳥原宗安の覺によれば鳥原宗安が福州に於いて入手し歸航に使用した十二萬斤の船で筑後の彌次右衛門尉は安南へ兩度渡航したといふ。

蓋し之は原田彌次右衛門で、彼は慶長十年一年の兩度安南渡海朱印狀を受け、次に記す慶長八年東埔寨使者の幕府聘禮にも案内者となつて居り、同十年には東埔寨渡海朱印狀を受けて居る。其の安南行には鳥津氏の船を貸したのである。

慶長八年東埔寨使船が京泊に入津し、幕府に聘禮した。六月廿六日、樺山久高鎌田政近は連署して、此の船の取扱に關し、特に掟を發し、貿易上の保護を加へた。即ち、商賣人の押賣押買を禁じ、川内（在る唐人の此の船と）に在る唐人の此の船と存分次第たるべしとした。



圖五十二第 異國海朱印狀 (大迫みつ所藏)

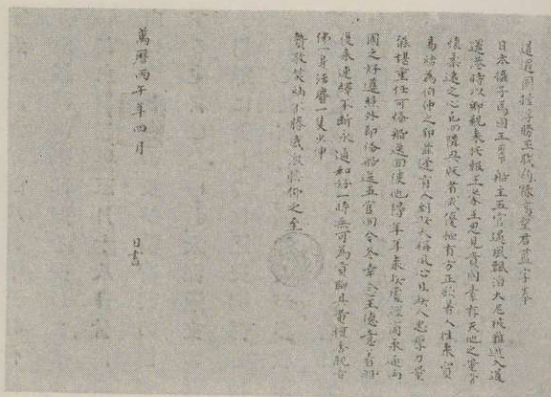
の貿易を禁じ、貿易は乘員（唐人の）の存分次第たるべしとした。  
忠恒（家）は慶長九年八月廿六日付及び同閏八月十二日付の兩通の東埔寨渡

海朱印狀を受けてゐる。

（在る）

外に大迫文書中に、同十二年十月六日付の東埔寨渡

鳥津氏と暹羅との關係



圖六十二第 暹羅國書 (公爵島津重忠所藏)

泥に漂着し、又難に遇つて暹羅の港に逃れた時、同國政府より五官を以て鳥津

第一章 鎖國前の海外交通

暹羅渡海朱印

太泥船の來航

島津氏と朝鮮との關係

薩摩に在る朝鮮俘虜三萬七

百餘人  
薩摩に於ける  
俘虜朝鮮人の  
出家

氏に通信贈物し、友好貿易を求めたのである。(注三七)其の後の交渉は不明であるが、家久は同九年閏八月十三日付同十二年十八日付及び同十四年付で三度に互り、暹羅渡海朱印状を受けてゐる。(注三六)寛永十五年三月十八日付山口直友の家久宛の狀に、太泥船一艘京泊着船の由につき、實否及び積荷其の他の狀況を問合せてゐる。(注三九)併し、外に此の事に關する史料はないし、太泥通交の記事は別に存在しない。

朝鮮に對しては、通交關係と稱すべきものはなかつた。併し朝鮮役の俘虜として渡來した朝鮮人が多數領内に居住し、其の返還問題等に就いて若干の交渉が認められる。光海君日記によれば、當時薩摩に在つた俘虜の數は三萬七百餘であつた。盛香集一巻の記事には、伊集院幸侃が七、八歳の童兒を朝鮮より捕へて歸り、子忠眞の草履取に召仕ひ後に帖佐天福寺に出家せしめたが、朝鮮官人より薩摩に王子居住の由を聞き、訴出たにより、探索の結果、右の童兒が王子であつたとあり、義弘より歸國を望む者は皆歸すべしと命じ、また俘虜の内に出家があり、其の許されて平松に庵を結んで勤行する者が三十人程もあり、義弘より其の寄物を賞して米を給したともある。此等の者及び右の王子

朝鮮人歸還者  
と殘留者

島津氏と朝鮮  
宮廷の内訌

等凡べて百餘人は歸國し、また朝鮮人前川爲善、伊豆兩人は故國に於いて一門悉く戦死し、其の上義弘の意あるにより、遂に残留して仕へたといふ。盛香集に朝鮮官人よりの訴出といふものは、次の事實であらう。慶長八年三月三日付朝鮮人の島津氏に對し、其の援助を請ひ、且つ俘虜の返還を受けて軍衆一萬を得、朝鮮の先王(明宗李恒)の直孫李龜生を擁立せんとする書呈した者があつた。時に、宣祖李が朝鮮王位に在つたが、廟堂に朋黨の軋轢が激しかつた。即ち、現王に反對の者が此の呈書を爲したのであらう。次いで五月、再度呈書したが、翌年には、宣祖は幕府に對し、聘禮使を遣して

發長八年三月三日朝鮮人等渡來口村上りて  
歸國すべしと命じ、其の許されて平松に庵を結んで勤行する者が三十人程もあり、義弘より其の寄物を賞して米を給したともある。此等の者及び右の王子等凡べて百餘人は歸國し、また朝鮮人前川爲善、伊豆兩人は故國に於いて一門悉く戦死し、其の上義弘の意あるにより、遂に残留して仕へたといふ。盛香集に朝鮮官人よりの訴出といふものは、次の事實であらう。慶長八年三月三日付朝鮮人の島津氏に對し、其の援助を請ひ、且つ俘虜の返還を受けて軍衆一萬を得、朝鮮の先王(明宗李恒)の直孫李龜生を擁立せんとする書呈した者があつた。時に、宣祖李が朝鮮王位に在つたが、廟堂に朋黨の軋轢が激しかつた。即ち、現王に反對の者が此の呈書を爲したのであらう。次いで五月、再度呈書したが、翌年には、宣祖は幕府に對し、聘禮使を遣して

第二十七圖 朝鮮人書上 (島津重忠氏藏)

居り、日鮮關係恢復の際でもあり、俘虜の返還が行はれたとしても、島津氏が現

島津氏と呂宋との關係

呂宋渡航の日  
本船長キザエ  
モン

王反對派を援助するが如き事は全く問題とならなかつたのであらう。  
 バジエスの日本切支丹宗門史等によると、慶長六年西紀一六〇一年マニラに入港した數隻の日本商船の乗員の内に多數の基督教徒が居り、其の内フワン・三太夫 (João Sunday) 及び船長レオン・キザエモン (Leão Kizamon 或は Kichiyemon, Shūichi-yemon, Keisayemon) 等はマニラのサン・ドミンゴ派の天主堂に參詣し、修院長モラレス (Francisco de Moraes) と會し、日本布教の有望なるを語り、キザエモンの船で教師を渡航せしめんと申出をなした。併し、同地のサン・ドミンゴ派には、派遣すべき教師がなかつたので、差當り、比律賓管區長サント・トーマス (João de Santo Thomas) より薩摩侯へ書を贈り、宣教師數名を送らん由を通じた。之に對し、薩摩は同じくキザエモンの船を以て、司令官チン・チョンゲン (Tintonghen) より、同六年九月廿二日返翰して教師の渡航を誘つた。(註三三)

大迫吉之丞の  
呂宋渡航の

かゝる記事に照應すべき薩摩側の史料といふものは、適確に之を指摘し得ない。たゞ、大迫文書中の寛永十一年三月付、大迫吉之丞の口事聞衆宛、口上覺及び唐物來由考所收の成(慶長十一年か)六月廿三日付、遠田五郎右衛門宛、鳥原宗安の覺に、呂宋渡航の記事が存する。大迫吉之丞の口上覺によれば、義弘は在伏見の頃、家康の朱印狀をも受け、新納旅庵を以て、呂宋へ渡航し、眞壺を齎來すべく大迫に命じた。また、本田親正、伊勢貞成、川上忠兄の三人を使者として、切支丹となり、彼地の首尾を達すべしとの命があつたので、川内京泊より唐船を徴し、正月下旬、阿久根を出帆し、呂宋へ渡つた。彼地に於いては、進物として、金屏風一雙、馬一疋、金仕立鞍道具等を、るすん屋形へ贈り、禮物として、眞壺九個を得て歸つたといふのである。併し、其の渡航の年月は明瞭でないから、日本切支丹宗門史の記事に比定されるか否かは、斷定し難い。

山下志摩丞の  
呂宋渡航

次に、鳥原の覺によれば、筑後の彌次右衛門尉が安南に渡航した時と同じく、鳥原宗安が明より歸航の際使用した船で、泊之津、假屋山下志摩丞が呂宋へ渡航したといふ。従つて、山下の呂宋渡航は、慶長六年より後の事で、日本切支丹宗門史の前掲記事の年より稍、後の事と思はれる。

ドミニコ會宣  
教師の渡來

さて、日本切支丹宗門史に見える、前の如き交渉の後、マニラからドミニコ會宣教師が薩摩に渡つた。即ち、四教父・一修士の一行は、慶長七年西紀一六〇二年の陽曆六月に出發し、甌島に上陸した。一行は、鹿兒島城下にも召され、初めは優遇されたが、次第に冷淡な待遇を受け、遂に生活にも困窮するに至つたといふ。(註三四) 當

時家康の切支丹に對する憎惡は著しく、迫害は漸く激しくなつた時代であるから、關ヶ原役後、謹慎を旨とすべきであつた島津氏として、外國宣教師との交渉の如き、其の目的は貿易にあつたにせよ、最も遠慮を要したのであらう。翌年、一行はキザエモンに導かれて、再び甌島に來た。彼等の傳道事業に關しては、次編に記すが、要するに、彼等は此處を根據として、種々の制限を受けつゝも、薩摩本土或は他領に向つて傳道に努めたのである。また、殆んど年々、呂宋船の來航するものあり、宣教師の來着し、退去する者もあつた。此の呂宋との往來は、藩の最も期する所で、宣教師一行を在留せしめたのも、實に此の爲めであつたのである。

慶長九年五月十日の忠恒久家宛義弘の狀にも、呂宋船の事が見えて居り、呂宋渡海に就き幕府へ運動すべき事も書かれてゐる。蓋し、渡海朱印狀申請の事であらう。同十一年六月五日の同じく忠恒宛義弘の狀によると、前年出帆したかびたん舟は無事呂宋に到着し、此の年再び來航し、同船が積み残した貨物を大迫三太夫の小舟に積載して同時に出帆したが、三太夫の船は先着したといひ、また同人の報する處では、甌島の教父への通信小黒船一艘も來航する筈

年々呂宋船の來航あり

甌島の教父

義弘比律賓總督に書を贈り貿易を求む

であるといふ。仍て、家久は山口直友によつて幕府に之を届出でゐる。此等の來航船は、各種の商品を齎し、就中生糸に就いては、京坂の商人も來て貿易に参加したのである。貿易、其の他來航船の事は、唐船奉行が之を掌つた。（註三三）

慶長十一年正月付で、義弘は比律賓總督アクニヤ（Don Pedro Acuña）に書を贈つてゐる。是より先き、呂宋船の領内の一島に破船したものがあり、新らたに船を給し、歸還せしめる際に附した書翰である。書中此の難船の事を報ずると共に、先年サント・ドミンゴ（Santo Domingo、山厨羅明放院）の教父（巴）により、呂宋船の來航と貿易とを求めた事を説き、貿易、通交を要望し、翌年南風の季節に一船を送り、貿易せしめん事を請うた。また大司教バナヴィデス（Arzobispo Don Fray Miguel de Banavides）に宛て、其の書信を謝し、同じく難船の事を報じ、且つ總督に謀つて、歳々商船を派遣せん事を請うてゐる。（註三四）猶ほ義弘に寄呂宋國船主書があるが、年月の記載はなく、文面によれば、其の船主は、是より先き領内の一島に破船し、島津氏より送られて無事に歸國したといふ。即ち、此の船主は慶長十一年難船の船主であらう。且つ冒頭に、「別之後已閱三霜」とあるを以て見れば、右の書翰は同十四年頃のものである。義弘は、また其の前年秋、一船が領内に到り、



甌島在留のドミニコ會教父を優遇す

呂宋紙

甌島教父の幕府聘禮

一封書を齎したのを悦び、更らに、呂宋船の歳々來航せん事を望んでゐる。<sup>〔註三五〕</sup>  
ドミニコ會教父等の甌島在留は呂宋との此等の通交に對し、重要な役割を有したから、其の點では藩に於いても、彼等を重視し、之に相當の禮遇を與へたのである。慶長十三年の加治木御用日記の正月十二日の條に、教父が年頭禮に伺候した事が見え、呂宋紙、呂宋蠟燭、樽、南蠻菓子等を進上してゐる。通詞はシモンと云つた。次いで同廿七日條には、義弘より書并に米三石を給したとある。

甌島の教父に退去を命ず

教父等は屢々幕府にも聘禮した。<sup>〔註三六〕</sup> 慶長八年<sup>西紀一六〇三年</sup> 教父の一人メーナ (Alonso de Mena) が聘禮し、大いに優遇されたといふ。<sup>〔註三七〕</sup> 翌九年の幕府に對する比律賓總督アクニヤの書翰は、其の年來着した教父ルエダ (Juan Rueda 一名 de los Angeles) が携へて參府したもののやうである。<sup>〔註三八〕</sup> 其の後同十三年<sup>西紀一六〇八年</sup> 陽曆八月、教父の首長モラレス (Francisco de Morales) は、藩主を通じて上洛せよとの幕命を受け、自身駿府に到り、また甚だ歡待された。<sup>〔註三九〕</sup> 當代記によれば、聘禮は十二月六日に行はれた。同晦日、山口直友は家久に宛て、之に就いて満足の意を述べてゐる。<sup>〔註四〇〕</sup> 併し、甌島在留の教父等が切支丹教徒等と共に退去せしめられたのは、次編に記す如く、

此の年モラレスの不在中の事、之によつて呂宋との通交關係は一段と後退した事は勿論である。

呂宋渡海朱印狀

小田原平右衛門尉

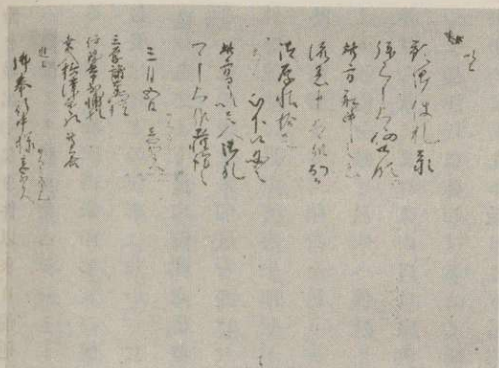
呂宋船山川に來航す  
呂宋船積載品

薩藩より屢々呂宋へ渡航した船があつた事は以上の記事によつても知られる。併し、異國御朱印帳及び異國渡海御朱印帳には、島津氏が呂宋渡海朱印狀を受けたとの記事はない。たゞ慶長十一年四月十六日付、家久宛、義久の狀に、「薩州久志より呂宋渡海之儀望申來候、就其如、毎年御朱印申請度候」と言つてゐる。<sup>〔註四一〕</sup> 此の後に、朱印狀を受けたか否かは不明である。また元和元年九月九日付で、琉球に呂宋渡海朱印狀が交附されたか、之は島津氏が受けたのも同様で、時に薩藩よりも積荷を送り、書翰及び刀劍を比律賓總督に贈つた。<sup>〔註四二〕</sup> 此の外、他より領内を経て呂宋へ渡航した者もあつた。慶長七年二月二日、山口直友宛、義弘の狀によれば、山口は宗書なる京都の者が呂宋へ渡航の爲め下向するにつき、島津氏に依頼するところがあつた様である。また小田原平右衛門尉の朱印船は、同九年、秋目より呂宋に渡航し、同十一年、片浦へ歸航した。<sup>〔註四三〕</sup> 其の後元和九年、閏八月八日、山川へ來航し、請うて入港した呂宋船は、司令デ・アヤラ (Don Fernando de Ayala) 船長、デ・アルセオ (Don Antonio de Arceo) とらひ、錦欄

白絲白砂糖黑砂糖等を積載してゐたが、西班牙皇帝の即位を報じ、布教及び貿易の再開を目的として來航したもので、彼等自身は、風勢により此處に到つた

が、江戸に行かんとするもので、長崎に行くを望まずと述べたといふ。同船は山川に在泊し、十月十九日、司令船長は家老宛に書を送り、西班牙帝王の使者として將軍に聘禮すべく、江戸に導かれんことを請ひ參府の途に上つたが、幕府は翌年三月、その切支丹布教を目的とするの疑以て之を却けた。(注四七)

ゴア(Goa)或は媽港の葡萄牙船も屢、領内に來航した様である。就中、慶長十六年には、ゴアの使船が薩摩に着岸したので、案内者兩人を附して駿府に送つた。使節は、七月朔日、家康に謁し、次いで、江戸に赴いて將軍秀忠に謁した。是より



第二十八圖 西班使節ラヤア・デ・ラヤ等書狀  
(藏所氏重忠津島 爵公)

幕府西班牙使節の參府を却

航葡萄牙船の來

家久媽港に書信す

西洋

西洋渡海朱印狀

幕府西洋渡海朱印狀下附を停止す

先き同十四年十二月十二日(西曆一月六日)に、有馬晴信が長崎に於いて葡萄牙船を爆沈した事件以來、日葡通交は杜絶したので、其の復舊を目的として、ゴアの總督デ・タヴォラ (Ruy Lourenço de Tavora) が派遣したので、此の使節と思はれる。即ち、艦隊司令官デ・ントマヨール (Don Nuno de Sotomayor) であつた。(注四八) 同十七年八月付なる家久の答南蠻船主書は、此の艦隊司令官に宛てたものであらう。また同月付家久の答南蠻四國老書は、媽港のマノエル・ヴァズ (Manoel Vaz) 等四元老に宛てたもので、共に、慶長十七年、長崎來航の葡萄牙船の齎した書信に對する返翰で、其の中に家久は、前年春、安南行の船が廣東に漂泊し、媽港元老の救助により五島に歸還した事を謝してゐる。(注四七)

當時、朱印船渡航地に西洋なる國名があり、種々の點から見て、葡萄牙領媽港を指すと思はれる。異國御朱印帳によれば、忠恒久家は、慶長十年七月三日付、西洋渡海朱印狀を受けて居る。其の後、同十三年にも、西洋渡海朱印狀の下附を申請したが、同十二月晦日、山口直友は、西洋は法度につき、東埔寨へのは如何と述べ、更らに翌十四年四月廿二日、朱印狀は何れもふさがつて居るにつき、暹羅へのを渡すべしと申送つてゐる。(注四八) 即ち、幕府は西洋渡海朱印狀の下附を停

止した爲め、渡航地を變更せしめたのである。猶ほ、異國渡海御朱印帳の西洋の條に、慶長十一年丙午九月十七日、山口駿河守薩州ヨリ被申入也、船頭ハ次山ト云歟とあるが、之は山口が受けた朱印狀の事であらう。前掲大迫吉之丞の口上覺に、天竺川内天川え渡唐之砌とあるは、何年の事か明らかでないが、安南渡航と同時に、媽港へ渡航した様で、慶長十一年の事とも考へられる。

英國商館船と琉球

英國商館では、慶長十九年西紀一六四四年二百噸程の船を購入し、その船をシーアドヰエンテニア (Sea-Adventure) 號と命名し、夫より元和三年發の往航まで、暹羅航路に充てた。其の第一回航海として、慶長十九年十一月新舊曆同船は暹羅に向つて平戸島河内浦を發したが、間もなく甚だしい難航となり、船長アダムス (William Adams) は、日本人支那人船員の要請により、針路を大琉球 (Lequeo Grande) に取り、發航六日目の夕刻、大島北端の港に碇泊し、奉行等の好意ある出迎を受けたが、其の勸告もあり、船體修理のため、那覇 (Ohiro) に赴き、一ヶ月程滯留した。彼等は船體の修理と共に、少額の貿易をも行つた。在番の奉行や王は、初め英人の必要品の供給をも遅らせたが、後には便宜を與へるに至つたといふ。貿易とは、商人頭ウイツカム (Richard Wicham) が商會のため、印度綿布を賣却し、良質

英國商館船那覇に滯留

印度綿布

龍涎香

龍涎香少量及び小麦二千袋三百石を購入し、伊太利人航海士マリンス (Dunian Marines) が八カツチ或は十カツチを買占め、アダムスが甘藷を買つた等である。二月、琉球側が翌月支那船の來航すべきを理由として出航を要求するもあり、船體修理成ると共に、英船は那覇を發し、更らに、暹羅へ向はんとしたが、交趾行を希望する船員等の抗命のため、五月新舊曆同船は暹羅に向つて平戸島河内浦を發したが、間もなく甚だしい難航となり、船長アダムス (William Adams) は、日本人支那人船員の要請により、針路を大琉球 (Lequeo Grande) に取り、發航六日目の夕刻、大島北端の港に碇泊し、奉行等の好意ある出迎を受けたが、其の勸告もあり、船體修理のため、那覇 (Ohiro) に赴き、一ヶ月程滯留した。彼等は船體の修理と共に、少額の貿易をも行つた。在番の奉行や王は、初め英人の必要品の供給をも遅らせたが、後には便宜を與へるに至つたといふ。貿易とは、商人頭ウイツカム (Richard Wicham) が商會のため、印度綿布を賣却し、良質河内浦に引返した。

英人等琉球貿易を有望視す

此の航海によつて、英人等は琉球の市況に就き知る所があつた。ウイツカムの見た所では、同地は米小麦及び諸種の牛皮等に富み、此等は日本で賣れる商品であるし、極めて良質の白色龍涎香若干があり、また年々印度綿布三千端暹羅産蘇木若干は他の日本商品と共に需要があるといふ。彼は、別にバンタム (Bantam) 駐在員に對しては、琉球でカンバイヤ (Cambai) 布の賣行があるべく、特にダッチス (dutchis, dhotis) は年二千反が賣れるであらうと報じてゐる。同年七月新舊曆同船は暹羅に向つて平戸島河内浦を發したが、間もなく甚だしい難航となり、船長アダムス (William Adams) は、日本人支那人船員の要請により、針路を大琉球 (Lequeo Grande) に取り、發航六日目の夕刻、大島北端の港に碇泊し、奉行等の好意ある出迎を受けたが、其の勸告もあり、船體修理のため、那覇 (Ohiro) に赴き、一ヶ月程滯留した。彼等は船體の修理と共に、少額の貿易をも行つた。在番の奉行や王は、初め英人の必要品の供給をも遅らせたが、後には便宜を與へるに至つたといふ。貿易とは、商人頭ウイツカム (Richard Wicham) が商會のため、印度綿布を賣却し、良質平戸に着いた英船ホザンダー (Hozander) 號の船長コピンドール (Ralph Coppindall) が、商館長コックス (Richard Cocks) の説として、太泥駐在員に報告した所では、太泥出の縞木綿は、白色褐色共に、薩摩王の國內琉球を指すかに適した商品たるは確實で、また大琉球は最良種の龍涎香を多量に産し、而して、ダッチ

英國商館島津氏に琉球通商の許可を求む

ス其の他の粗布一千乃至一萬五千(千五百端の誤)の賣行があらうとの事である。かくて英國商館は琉球通商を開かんとし、先づ島津氏より通商の許可を得んと計畫したものの様である。英國商館は前年にも家久に贈物を爲し、兩者間の交渉は存したが、元和元年五月八日(舊陽曆六月四日)上洛途上の家久が平戸を通過した時、コックスはウイツカムと共に、贈物を携へて、其の船に伺候した。即ち、琉球通商に就いて請願する事が第一の目的であつたのであらう。家久は好意を以て引見し、英人の領内通過を許し、且つ厚遇を興へんと約し、またコックスはシーアドヴエンチュア號に對する琉球人の妨碍の理由を問うたが、家久は夫に答へなかつたといふ。次いで、コックス等は、琉球商館設立の許可を得べく、九月(舊陽曆十月)より、駿府に於いて運動し、遂に幕府の許可を受け、且つ幕府より島津氏に宛てた書翰を授けられたといふ。コックスは、十月(新舊陽曆十二月)の太泥駐在員宛の書翰に、薩摩(琉球を指す)貿易の許可があつた事を報じ、良きダツチスは一端銀十匁で販賣し得べく、泥太より送られるカンバイヤ布は最も賣行があらうし、縮木綿とカヂャユ(Catania)も亦宜しいと報告してゐる。蓋し、送附さるべき琉球向商品に就いて希望を申送つたのである。

英國の琉球商館設立計畫

和蘭商館の琉球通商計畫

英・蘭の薩藩領内通商計畫と家久の態度

當時、和蘭商館も琉球通商を計畫して居り、同年八月十六日(舊陽曆九月廿八日)のコックス宛、ウイツカムの書翰に、那覇に商館を設立する事が有望、且つ有利であると、和蘭人の競争を妨げん事を勧め、また和蘭商館長スベックス(Jacques Speck)は、伊太利人マリンスを同地で利用する意圖であると報じてゐる。

元和二年、家久は家康の病氣見舞の爲め、駿府に赴いた途中、二月廿二日(舊陽曆三月九日)コックス及び和蘭商館長スベックスは何れも贈物を携へて家久に伺候した。兩者は共に薩藩領内に於ける貿易許可に關し、歎願すべく競争的立場にあり、其の謁見の順序をも争つた。コックスは琉球通商に關する家康の書翰を家久に渡した。家久は、諾否の返答を與へず、後刻使者を英國商館に遣し、前年及び今回のコックスの贈物に對し、棹金十個を贈り、歸途英國商館を訪ねて、其の時琉球通商に關して返答すべしと傳へた。同使者は、スベックスにも棹金十個を渡した。スベックスも亦家久に其の領内に貿易すべき歎願書を呈したが、家久の返答は同じく歸來後に保留されたといふ。コックスは、當時上方に在つたウイツカムに對し、右の報告を爲した上、酒と肴との贈物を携へて家久に伺候し、其の用を勤むべき事を申出たらば宜しからん、併し、兎に角金

英・蘭の琉球  
商館設置實現  
せず  
其の後の島津  
氏と英國商館

は貸す勿れ云々との忠言を興へてゐる。英國・和蘭兩商館の琉球通商計畫の結末は詳らかでないが、共に琉球商館の設置に至らなかつたのは事實である。猶ほ島津氏と英國商館との交渉は更らに引續いて行はれた。此の年五月廿七日舊陽曆六月卅日薩摩の士が英國商館に來り、商館及び船を觀覽した。後刻、同人は使者を以て藥壺、水注、瓶、碗、鏡、飾繪本、更紗、ブランボート、飾帶の見本及び價格表を求めた。コックスは此等の諸品を贈物とし、薩摩の士は綠色の瓶及び碗各二十個を購はんとしたが、商談は成立しなかつた。之は藩侯の近親なる貴人兩名の一行であつたといふ。また六月三日舊陽曆七月六日松浦鎮信の親戚なる平戸藩士は薩摩より來て、英國商館を訪ひ、薩摩侯は協議の上、英人に琉球、其の他領内各地に於いて自由通商を許可するに決し、先きに來た二人の士は、侯の命を受けなかつたので、それを告げるを得なかつたが、夫は事實であると語つたとコックスに告げたといふ。また此の年、セーヤース (Edmond Sayers) を船長とする英船が薩摩に寄航して厚遇され、十一月新舊陽曆二月十日平戸に歸つたので、コックスは家久に書を送つて其の好意を謝し、且つ及ぶ限りの事を爲さんと述べた。コックスの記す所によれば、當時薩摩侯は、英人を尊敬し、琉球及び其の領内に

薩摩來航の英  
船を厚遇す

薩摩に於ける  
英人の優遇

家久コックス  
と會談す

英船度々薩藩  
領内に寄航す

鹿兒島に於け  
る英人と葡人  
との紛争

於いて通商を許さんとして居たが、和蘭人に對しては、之に反してゐたといふ。翌三年三月廿一日舊陽曆四月十六日家久は平戸を通過した。碇泊の意なきの報により、コックスは急遽贈物を整へて之を訪ひ、一時間程會談したが、家久は多くの質問を發し、英人の必要とし、且つ彼の領内で能ふ限りの便宜を與へんと約したといふ。次いで、元和四年正月舊陽曆一月イケ殿(壱岐か)なる薩摩の士はコックスを訪ひ、藩侯は英人に非常に好意を有すると告げ、同年五月新舊陽曆六月薩摩の使者は英國商館に來て、琉球への通信、其の他の希望に應ずる旨申出たといふ。其の間、に於いて英船の薩藩領に寄航した事も屢であつた。アダムスが商會より買取つた船ギフトオヴゴッド (Gift of God)號は、交趾へ往復の途中、即ち、同三年二月新舊陽曆三月及び翌年の兩度、薩摩に寄航し、同三年、暹羅より歸航のシ！アドヴエンチエア號、其の他の英船が同じく寄航してゐる。此の年末より翌四年正月にかけて、シ！アドヴエンチエア號乗組のイートン (William Eaton) 等は鹿兒島に滞在し、藩主の援助を受けたが、同時に在泊中の東蒲寨行の葡萄牙人との間に紛争を起し、葡萄牙人は英人が朱印狀を所持せず、掠奪を行つたと訴へたが、却つて英人は夫を所持し、葡萄牙人は所持せざる事が曝露し、藩吏は

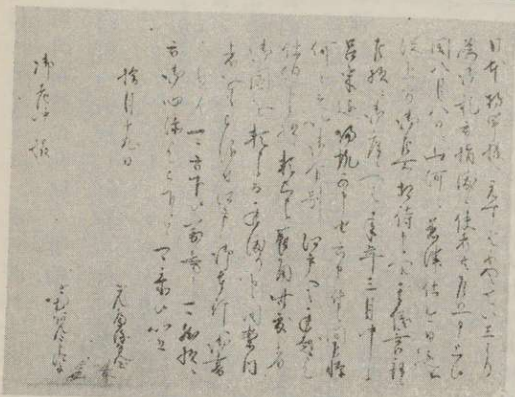
葡萄牙人の船を着岸せしめて之を取押へ藩主は彼等の航海を續行せしむべきや否やに就き、幕府の指令を仰いだといふ。イートン等は、其の後、琉球に至り、厚遇を受けて船體を修理し、年末、暹羅に達した。シーアドヴェンチュア號の此の航海は非常の難航で、同船は之を終航として廢船となつたのである。元和四年三月、セイヤー等の乗船は、風波の爲め大島或は其の屬島に投錨した。彼等は破損した主舵を作る材木を求めんとしたが、奉行の許可を得ず、引返して翌閏三月五月陽曆長崎に着いた。此の如く、英船は屢、薩摩に寄航したが、商館長コックスは幕府に對し、五島と共に薩摩を寄航地として認められん事を申請してゐる。即ち、同三年九月新舊陽曆十月伏見に在つたコックスは、初め平戸と共に長崎居留の許可を申請したが、其の容れられざるに至り、改めて右の申請に及んだのである。其の理由は平戸侯松浦氏が英人を冷遇した事と英人が和蘭人と共に居留するを欲しなかつた事に在つた。此の申請の結果は詳らかでないが、兎に角、英船の薩摩寄航は幕府も許してゐたやうである。（注四）

元和二年には、和蘭人の船が暹羅よりの歸航に、薩摩の片浦に漂泊し、更らに平戸に向ふ途中、難船して人員のみ救助されたといふ。此の遭難船とは別個

英國商館長薩摩を寄航地に認められんことを請ふ

和蘭船の寄航

和蘭船の琉球寄航



第二十九圖 和蘭商館長ベックステック書狀  
(藏所氏重忠津島爵公)

と思はれるが、此の頃、二隻の和蘭人の船は其の捕獲した支那人の船一隻と共に薩摩に着岸し、且つ兩者間の繋争に就いて、薩摩侯は支那人が幕府に告訴する事を許し、支那人もかくしたと云ふ。其の繋争は全く和蘭人に不利となつた様である。またコックス日記西紀一六一八年舊陽曆二月廿五日條新陽曆三月七日、天和四年二月十一日の記事に、其の二ヶ月前暹羅に向け出帆した和蘭の船は、琉球に歸航し、和蘭船ガリヤス(Gallias)は檣を失つて薩摩に入つたとの報に接したとある。

した時、和蘭商館長が英國商館長と先きを争つて伺候した等、薩藩と和蘭商館

和蘭商館と薩摩

との交渉は存したが、猶ほコックスの記す所等では、薩藩は寧ろ英人に好意を  
持ったといふ。其の後同七年三月西紀一六二一年陽曆五月一家久が平戸を通過した際には、  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる。當時の和蘭商館と薩藩との交渉は英國  
商館の夫程に詳細に知り得ないが、若し薩藩の態度がコックスの記した如く  
であつたとしても、英人退去後は、薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
となつたのであらう。(註五〇)

薩摩藩と和蘭との通商取引

寛永三年七月八日の覺に、猩々皮於平戸可買調談合に候事とあるは、或は和  
蘭商館との取引に關するものと認められる。降つて、同十一年閏七月十六日  
付、島津大椽 (Chimas Dayusou)・川上久國 (Cawa Canny Chougin) は商館長ク  
ケル (Nicolaes Couckebacker) に書信してゐる。用件は琉球の進貢船のため海上  
安全保證の通航證と旗幟三旋とを請求するにあつた。(註五一)和蘭商館日誌 (Japan  
Dagregister) の翌々年西紀一六〇六年陽曆九月七日陰曆八月八日條には、商館の使傭人市右  
衛門の報する所によれば、前年通航證と旗幟を貰つた船が支那から一千擔の  
生絲を積んで無事琉球へ歸航したので、藩の執政達は殊に滿悦して居り、彼等  
は市右衛門に向ひ更らに使者を平戸に派して、他の通航證と旗幟を請求せん

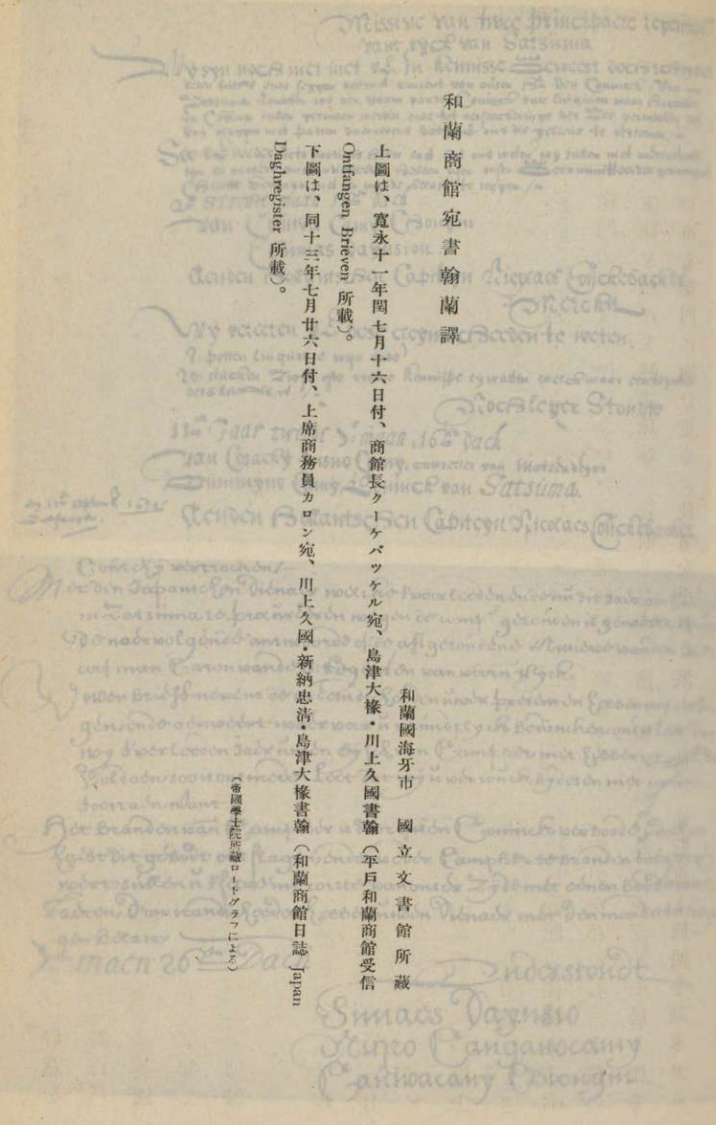
和蘭商館宛書翰蘭譯

和蘭國海牙市 國立文書館所藏

上圖は、寛永十一年閏七月十六日付、商館長クケル宛、島津大椽・川上久國書翰 (平戸和蘭商館受信

Ondangen Brieven 所載)。

下圖は、同十三年七月廿六日付、上席商務員カロン宛、川上久國・新納忠清・島津大椽書翰 (和蘭商館日誌 Japan  
Dagregister 所載)。(帝國學士院所藏、イ・トラフに上ル)



和蘭商館と薩摩

との交渉は存したが、猶ほコックスの記す所等では薩藩は寧ろ英人に好意を  
持つたといふ。其の後同七年三月西紀一六二一年陽曆五月一家久が平戸を通過した際には、  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる。當時の和蘭商館と薩藩との交渉は英國  
商館の夫程に詳細に知り得ないが、若し薩藩の態度がコックスの記した如く  
であつたとしても、英人退去後は、薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
となつたのであらう。<sup>(註五〇)</sup>

薩摩藩と和蘭  
との通商取引

寛永三年七月八日の覺に、〔註五十一〕 狸々皮於平戸可買調、談合に候事とあるは、或は和  
蘭商館との取引に關するものと認められる。降つて、同十一年閏七月十六日  
付、島津大椽 (Chimas Dayvisou)、川上久國 (Cawa Camy Chovgin) は商館長クレーケッ  
ケル (Nicolaes Conckebacker) に書信してゐる。用件は琉球の進貢船のため海上  
安全保證の通航證と旗幟三旋とを請求するにあつた。〔註五十二〕 和蘭商館日誌 (Japan  
Daghrregister) の翌々年西紀一六〇六年の陽曆九月七日陰曆八月八日條には、商館の使傭人市右  
衛門の報する所によれば、前年通航證と旗幟を貰つた船が支那から一千擔ピヒルの  
生絲を積んで無事琉球へ歸航したので、藩の執政達は殊に満悦して居り、彼等  
は市右衛門に向ひ、更らに使者を平戸に派して、他の通航證と旗幟を請求せん

和蘭商館宛書翰蘭譯

上圖は、寛永十一年閏七月十六日付、商館長クレーケッケル宛、島津大椽・川上久國書翰 (平戸和蘭商館受信  
Onfangen Brieven 所載)。  
和蘭國海牙市 國立文書館所藏

下圖は、同十三年七月廿六日付、上席商務員カロン宛、川上久國・新納忠清・島津大椽書翰 (和蘭商館日誌 Japan  
Daghrregister 所載)。  
帝國學士院所藏 (ロートケラフによつて)



Missive van twee principacie legation  
vaut ryck van Satsuma

Wij sijn noch niet met u in kennisse geweest doersesdijne  
veel vrient ende seggen dat uel emicet van onsen den Coninc van  
Satsuma soude tot den haan vanden Coninc van Linguine van Satsuma  
in Satsuma sullen verouden vreden ende tot vercedinghe der See vermaent seg  
dij seggen met haer dancuere dat uel ont die geene te verouen

See uel weder dets nootica sijn cad dit ons vreden seg sullen niet vacticheit  
sijn de vrede ontvanden vreden sijn dets onsen dets onnuttoerden gonaant  
Sijnde Sondag met dan vrede sijn te seggen

Si sijnde maan 16<sup>de</sup> dach  
Van Camma Camy Congin  
Simas Daynsio

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck  
N. Gijckelbaeck

Wij veraten u dese cegymicharden te weten  
2. porten Linguine wijn ende  
2. sticken Zieff ofte rouwe kinnisse tswaden wetch maer contegende  
dets sijn

Si sijnde maan 16<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck

Si sijnde maan 16<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Concely vortrocken/  
Met den Japanischen Dienaer nocht ho vortrocken dits om dit dach om Campden  
in Satsuma te vortrocken nocht d'om geseonden is geseonden Bognam  
D'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
wef men Caron vanden 3. d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken

Widen Brudff vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
gen d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
nog vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
vortrocken vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
docht vortrocken

Het branden van Campden is door onsen Coninc vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken  
vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken d'om vortrocken

Si sijnde maan 26<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck

Si sijnde maan 26<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck

Si sijnde maan 26<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck

Si sijnde maan 26<sup>de</sup> dach  
Van Cosacky Anso Camy, coninc van Matsudayro  
Simsingyo Camy Coninc van Satsuma

Aciden Hollantschen Capiteyn Nicolaas Gijckelbaeck

和蘭商館と英  
の記す所等では薩藩は寧ろ英人に好意を  
持ったといふ 其の後同七年三月  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる  
商館の夫程に詳細に知り得ないが若し薩藩の態度がエックスの記した如く  
であつたとしても英人退去後は薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
であらう

千七百三十三年七月八日の覺に薩藩は寧ろ英人に好意を  
持ったといふ 其の後同七年三月  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる  
商館の夫程に詳細に知り得ないが若し薩藩の態度がエックスの記した如く  
であつたとしても英人退去後は薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
であらう

和蘭商館と英  
の記す所等では薩藩は寧ろ英人に好意を  
持ったといふ 其の後同七年三月  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる  
商館の夫程に詳細に知り得ないが若し薩藩の態度がエックスの記した如く  
であつたとしても英人退去後は薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
であらう

和蘭商館と英  
の記す所等では薩藩は寧ろ英人に好意を  
持ったといふ 其の後同七年三月  
兩國商館は共同で贈物をしてゐる  
商館の夫程に詳細に知り得ないが若し薩藩の態度がエックスの記した如く  
であつたとしても英人退去後は薩藩と和蘭商館との交渉は以前に比し頻繁  
であらう

琉球の進貢と  
和蘭商館のバ  
スと旗幟

和蘭商館の樟  
腦買入

と話したとある。當時琉球の進貢毎に和蘭商館の通航證及び旗幟を求め即ち進貢船が和蘭領臺灣の近海を通航する際に使用したのであらう。是より先き彼の濱田彌兵衛と臺灣總督ノイツ(Pieter Nuyts)とに係る日蘭紛争のため同五年以來幕府は平戸に於ける對和蘭貿易を停止したが同九年ノイツが責任者として平戸に送られて来て停止解除となりノイツは更らに同十三年六月まで拘留されてゐた。かゝる緊張した關係から臺灣近海の航行に和蘭商館の發する通航證及び旗幟を必要としたのであらう。

和蘭商館日誌等によれば商館は寛永二十三年の兩度日本人使備人を薩摩に派して樟腦の買入を交渉せしめてゐる。時に商館の上席商務員カロン(Oppercoopman Francois Caron)の書信に對し藩の執政なる前記の川上島津及び新納忠清(Nijiro Canganocamy)は寛永十三年七月廿六日付で答書し昨年の注文を充たす能はず今回も其の希望に應ずる能はざるを遺憾とし夫は藩主の命によつて樟腦の燒製を禁せられた爲めであるが此の禁令が解除され次第出来るだけ早く使者を以て通知せんと述べてゐる。其の後樟腦の製造が解禁されたので翌年正月廿七日陽曆二月廿一日商館長クーケバツケルは播磨屋九郎左衛門

和蘭商館播磨屋九郎左衛門を薩摩に派し樟腦と硫黄の買付を申込む

樟腦は重要輸出品

(Farinaya Croseymon) を急派して執政三名に書信し、樟腦の獨占を希望し、且つ硫黄をも所望する旨申送つた。執政三名は、三月廿一日付返書を以て、之を了承し、現在樟腦の準備はないが部下に下命して、注文に應せんと答へてゐる。<sup>(註五〇)</sup>

而して、バタバヤ城日誌の西紀一六三七年二月十日寛永十四年一月十六日條によると、前年、會社が商務員補フェルステーヘン (Willem Versteeghen) をして買入れしめた薩摩樟腦二百六袋入一萬五百十九斤を載せた船は、平戸を出る際、ハイシマ崎 (Faissina Saquiji) 附近に於いて坐礁し、其の内三十三袋入千六百二十六斤を救ひ得たのみで、八千八百九十三斤を失ひ、仍て諸出費と合せて代價六百二十二グルデン餘の損失となつたといひ、また商館長は相當額の樟腦を得んため再び人を薩摩に派遣する事に決し、同地に於いては、相當額を廉價に得られる由知らせて來たといふ。<sup>(註五一)</sup> 爾來樟腦は年々多量和蘭商館に賣渡され、藩政時代を通じての重要な輸出品であつた事は、既に第三編第六章に記した如くである。

〔注一〕 唐物來由考 南聘紀考卷地 島津國史卷二  
〔注二〕 舊記雜錄後編卷五四 島津國史卷二二

〔注三〕 島津國史卷二二  
〔注四〕 唐物來由考  
〔注五〕 舊記雜錄後編卷六五 島津國史卷二二

〔注六〕 羅山文集 異國日記卷上  
〔注七〕 舊記雜錄後編卷五七・七二・八六・八七 唐物來由考 慶元イギリス書翰  
〔注八〕 舊記雜錄後編卷五七  
〔注九〕 唐物來由考 異國日記卷下  
〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷六〇 島津國史卷二三  
〔注一一〕 舊記雜錄後編卷六五・六六  
〔注一二〕 舊記雜錄後編卷七〇  
〔注一三〕 舊記雜錄後編卷六〇  
〔注一四〕 舊記雜錄後編卷六二 南浦文集卷中 異國日記卷下 島津國史卷二三  
〔注一五〕 舊記雜錄後編卷六六 異國日記卷下  
〔注一六〕 舊記雜錄後編卷七二 南浦文集卷中 唐物來由考 異國日記卷下 島津國史卷二四  
〔注一七〕 舊記雜錄後編卷七八  
〔注一八〕 舊記雜錄後編卷七九  
〔注一九〕 唐物來由考 徳川禁令考秋六 憲教類典 寛永日記 長崎古今集覽  
〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷八六

〔注二一〕 通航一覽卷三〇〇  
〔注二二〕 舊記雜錄後編卷五七・六〇  
〔注二三〕 舊記雜錄後編卷六五 島津國史卷二三 當代記卷五 南浦文集卷中 異國日記卷下  
〔注二四〕 異國御朱印帳  
〔注二五〕 舊記雜錄後編卷五七  
〔注二六〕 異國御朱印帳  
〔注二七〕 袖ヶ崎島津公府家所藏文書  
〔注二八〕 異國御朱印帳  
〔注二九〕 舊記雜錄後編卷九四  
〔注三〇〕 袖ヶ崎島津公府家所藏文書 舊記雜錄後編卷五七 島津國史卷二三  
〔注三一〕 ベジエヌ著切支丹宗門史 (L'œm Page: Histoire de la Religion Chretienne au Japon depuis 1596 jusqu'a 1651 吉田小五郎氏邦譯) 卷上 姉崎正治氏著切支丹傳道の興廢  
〔注三二〕 日本切支丹宗門史卷上  
〔注三三〕 舊記雜錄後編卷五八・六〇  
〔注三四〕 舊記雜錄後編卷六〇 南浦文集卷中 異國

- 日記卷下、島津國史卷二三  
 [注三五] 南浦文集卷中 異國日記卷下  
 [注三六] 舊記雜錄後編卷六二  
 [注三七] 日本切支丹宗門史卷上  
 [注三八] 外蕃通書卷二一  
 [注三九] 日本切支丹宗門史卷上  
 [注四〇] 舊記雜錄後編卷六三  
 [注四一] 舊記雜錄後編卷六〇  
 [注四二] 異國渡海御朱印帳  
 [注四三] 御條書寫卷一 江雪隨筆  
 [注四四] 舊記雜錄後編卷五六・六〇  
 [注四五] 袖ヶ崎島津公爵家所藏文書 島津國史卷二  
 四 マドリッド國立史料館文書 セウイヤ印度古文  
 書館文書 平戸和蘭商館發信 (Verzendene Brieven,  
 1623—25) バステル著比律賓史 (Tahlo Pastells :  
 Historia General de Filipinas) 異國日記卷上 日  
 本切支丹宗門史卷中 クラッセ著日本西教史 (Jean  
 Casati: Histoire de l'eglise du Japon 太政官邦譯)  
 [注四六] 舊記雜錄後編卷六五 島津國史卷二三

- [注四七] 南浦文集卷中 異國日記卷上 外蕃通書卷  
 二四  
 [注四八] 舊記雜錄後編卷六三  
 [注四九] 慶元イギリス書翰 東方に在る使節人より  
 東印度商會への書翰 (Letters received by the East  
 India Company from its Servants in the East) 東洋  
 通信 (Oriental Correspondents) ロックス日記 (Diary  
 of Richard Cooks) エドモンド航海日誌 (The Log-book  
 of William Adams) サイヤール琉球諸島航海日誌  
 (Edmond Sayers' Voyage to the Kiu Kiu Islands,  
 1618)  
 [注五〇] コックス日記 平戸商館決議録 (Janan  
 Resolutien, 1620—1623)  
 [注五一] 舊記雜錄後編卷七八  
 [注五二] 平戸和蘭商館受信 (Ontfangen Brieven)  
 [注五三] 平戸和蘭商館發信 (Verzendene Brieven)  
 [注五四] バタヴィヤ城日誌卷上 (Daght-Register te Batavia  
 den int Gastel Batavia vant passerende der placcen als  
 over geheel Nederlandts-India 村上直次郎氏譯註)

第二章 琉球役の顛末

初め朝鮮役の起るや、豊臣秀吉は島津氏に命じ、琉球に兵一萬五千を賦課せんとしたが、島津氏は請うて、糧七千口、十ヶ月分の賦課に變更する事とした。然るに、琉球は其の半を納めたが、餘は島津氏に負債して納め、其の後、之が返済を果さず、且つ對明關係を虞れて、漸く島津氏と疎隔するに至つた。<sup>(註一)</sup>

慶長七年冬、琉球船一隻が陸奥仙臺領に漂着し、幕府は之を薩摩に送り、翌春、薩藩は幕命により、小船を舩して船員を本國に送り、琉球王尙寧に對し、家康に謝禮せん事を求めた。次いで、報恩寺忍文長老が鹿兒島に來た際に、島津氏は再び家康へ謝禮等の事を命じた。同九年二月付、中山王尙寧宛義久の狀に、去年報恩寺歸舟之刻、直爲解群疑、重出御朱印示之、有演說否、爾來音問不通、怠慢彌多者乎とあるによると、報恩寺の上國は同八年の事と思はれ、また之が尙寧の使者であつた事は、喜安日記によつて明らかである。

報恩寺來使の後、肥前平戸及び領内甌島に琉球船の漂着するものがあつた。しかも、平戸漂着船の船主は伴つて去るの非禮を敢へてした。甌島漂着船の

豊臣秀吉と島津氏と琉球との關係

徳川幕府と島津氏と琉球

琉球使僧鹿兒島に來る

平戸并に甌島漂着の琉球船

琉球安國寺僧を派す

琉使中村親雲上義弘に謁す

琉球船平戸に漂着す

棹子等は之を送還したが、其の際に附して齎さしめたのが、上に一部を引用した慶長九年二月付、中山王宛、義久の狀である。義久は其の内に、尙寧の従前幾重の非禮忘慢を譴責してゐる。次に、九月付、琉球國王宛書翰あり、舊記雜錄後編卷五に、義久公御案文、年間不知慶長八年比カとあるが、文面によれば、尙寧が安國寺住僧を派して忠恒家の家督を賀したのに對する返翰で、琉球の度々の落度を責め、且つ家康への謝禮を促したもので、文中に「報恩寺歸帆之節」とあり、慶長九年二月より後のものと考へられる。即ち、之は義久狀の案ではあらうが、年間には舊記雜錄の注する如くではなく、或は同九年九月とすべきであらう。然りとすれば、安國寺住僧は次に記す中村親雲上政茂蔡氏と同行した事となる。中村親雲上は、同九年九月、尙寧の使者として義弘に伺候すべく帖佐に赴いた。初め、義弘は老年隱居の故を以て之を受けなかつたが、琉使の懇請により、遂に容納した。仍て廿七日、尙寧に宛て書を作り、琉使に託した。注三即ち、南浦文集中の答琉球國王書が之であらう。

慶長十年七月、福州より歸航の琉球船が又平戸に漂着した。平戸藩主松浦鎮信は之を駿府及び江戸に報じたので、同廿八日、本多正純は松浦鎮信及び長

島津氏の琉球出兵計畫を琉球に暗示す

島津氏本田親貞をして出兵の許可を家康に請ふ

慶長十一年秋出兵の決意

崎奉行小笠原一庵信に對し、歸航の扶持方に就いては、長崎代官村山東安に申附けて之を渡し、先年陸奥に漂着した船に就いての謝恩を申附けん事を命じ、積載貨中に藥種が多い故、長崎奉行を経て、此等を駿府或は江戸に送らしめた。松浦鎮信からは、八月十五日、比志島國貞、島津忠長に報知があつた。注四此の間、島津氏に於ては、愈、琉球出兵の議を進めつゝあつた。安國寺住僧來使の際の返翰たる前引慶長九年か九月付、琉球國王宛狀の内に、既に、重疊之違變頗蔑、當方故歎、此鬱憤難止、忠恒任若年、雖有短慮之企、愚老親往古之約、盟種々加助言、敢押留之、と、暗に出兵の計畫を示してゐる。注五慶長十年七月には、本田親貞が駿府に使い、出兵許可を願出たといふ。次いで、同年と思はれる八月十九日付、義弘宛、山口直友は、和久甚兵衛の報告によれば、琉球人は、七月、上國の筈であるが、其の實如何を問ひ、また渡海なくば、人數を渡すべき旨は、島津氏よりも屢、琉球へ傳へた由で、幕府に於いても尤もとする所であるが、猶ほ油斷なく、使者を渡し究めるべし等の意を述べてゐる。注六翌十一年四月頃からは、鹿兒島に於いて、義久、義弘以下重臣間に出兵に就いての談合があつた。同六月六日付、島津忠長、樺山久高、宛、忠恒の狀には、當秋必らず出兵、大馬を決行すべく、強調してゐる。

家久伏見に於いて琉球出兵の許可を得

琉使崇元寺長老來る

〔注七〕六月、忠恒は伏見城に於いて家康の偏諱を許され、家久と改名したが、次いで、山口直友を以て請うて、出兵の許可を得た。

然るに同年秋に至り、琉球國中山王尙寧は崇元寺宜莫里主<sup>老長</sup>を使者として派遣し來つた。此の年の春尙寧の請願により、明の冊封使夏子陽等は琉球に渡航した。明廷は此の機會を以て先きに鳥原宗安との締約により薩摩に派遣した福州船二隻の消息探問を琉球に命じ、宜莫里主が家久襲封を賀すると共に、之に關する任務を帯びてゐた事は前に記した如くである。時に、家久は伏見に在つて既に出兵の許可を受けてゐたのであるが、之に答へて、鳥原宗安等を遣し、文之の草に成る呈大明天使書及び進物を携へしめ、義久も呈琉球國王書を送つた。即ち、家久は明使に對し、年々商船を薩摩に遣さん事を求め、義久は尙寧に對し、幕府への聘禮を促し、明船をして琉球に於ける日明交易を開かしめん事を求めたのである。

併し、琉球は更らに勸告に従はず、將軍に聘禮を怠つた。幕府は其の爲め駿府築城に就いて、島津氏の助役をも免除し、琉球問題に當らしめたのである。慶長二十三年に至り、山口直友は琉球への謝恩督促に就いて再三指令する

明船により琉球に於いて日明交易の議

琉球島津氏の勸告に従はず

琉球出兵の準備と遣使交渉

龍雲と雪岑琉球國王に説く

琉球との交渉決裂す

所があつた。同十三年八月十九日、山口は家久に宛て、先づ出兵を準備し、更らに遣使の上も決着せざるに於いては、出兵すべしと述べ、九月五日、出兵準備の上交渉すべしと、重ねて達してゐる。かくて、使者として志布志大慈寺龍雲廣濟寺雪岑等を遣すに至つた。龍雲等はまた幕府への謝禮を促したが、喜安日記によれば、往年龜井茲矩が秀吉の朱印を得て琉球征討を催した際、義久が之を留め、琉球の安穩なるは薩州の恩であると、徭役を勤めるか、或は大島を割譲するかとの要求を爲したが、尙寧及び三司官等、殊に三司官の一人謝那親方利山廻は固く拒み、琉球は往古より支那に屬し、日本と各別であると主張し、却つて誓言するに至つたといふ。遂に、交渉は決裂し、龍雲等は引揚げ、途中七島より首尾を急報したので、其の結果、出兵の事は決定したのである。

此の年、之に先立つて琉球より使僧自德使者宜保親雲上が上國したと見られる節があるが、詳細は不明である。また鳥原宗安が慶長十一年に渡航し、夫に龍雲が同行した事は南聘紀考<sup>卷</sup>等に見えてゐる。然るに、同人の覺書には、慶長十一年より同十三年まで、引續き三度渡航したとある。即ち、前記二回の外にも一回渡航してゐる譯であるが、之についても詳細不明である。

出兵決行  
主將樺山久高  
副將平田増宗  
琉球渡海軍衆  
法度

第四編 海外及び琉球との關係

かくて、慶長十四年春、愈、琉球出兵は決行された。樺山久高、平田増宗を夫々主將、副將に任じ、總勢三千餘、船艦百餘隻(或は千三百人、七)を以て出征軍を編成し、二月廿六日には、義久、義弘、家久連名を以て左の軍律を發した。

琉球渡海之軍衆法度之條々

- 一 物主相定候間、彼衆以談合可申出儀、不可違背事
- 一 喧嘩口論之儀、不新雖爲法度、今度者、別而各可相嗜事、可爲肝要候、縱不圖喧嘩出來候共、兼而如法度、私にて不相果重、而可遂披露、若此旨を相背、於事破者、いかやうの理雖有之、不及理非之沙汰、一組可處罪科事
- 一 鐵炮もちたる衆、或し、鳥をねらひ、或はたて物を射、いたづらに玉藥をつくすまじき事
- 一 船之出入、おもひ／＼に無之様に、惣別同前に可有之事
- 一 其組を離、他の手に付まじき事
- 一 手に入たる島々の於、百姓等者、少も狼藉いたすまじき事
- 一 付從大島、此方泊、右可爲同前事
- 一 堂宮寺等、あらずまじき事

出兵軍略の覺

- 一 可相働時、海陸共に惣人數を不(持)合、無人衆にて先懸いたすまじき事
  - 一 經其外書籍等、むざととりあらず間敷事
  - 一 無罪者殺害、一切可爲停止事
  - 一 順風よく不見定、不可致出船事
  - 一 取人一切可爲停止事
  - 一 下知衆可申旨を、不可相背事
- 右條々堅相守、不可違背者也、仍法度如件
- 慶長十四年二月廿六日

家久判  
〔義弘〕  
惟新判  
〔義久〕  
龍伯判

また、家久袖判の覺を以て、軍略等の心得を授ける事、左の如くである。

- 一 琉球よりあつかいを入候はゞ、無異儀、其筋に可有談合事
- 一 いづれのみちにも、利運に相濟候はゞ、少も無逗留、早々軍衆六七月之比

第二章 琉球役の顛末

者可引取事

- 一 琉球歴々の人質其外嶋々の頭々の者迄質人を取候て當國へ引こし琉球向後の諸役儀於此方可相定事
- 一 自然琉球國主居城に取籠ながく籠城のかくごと相見候はゞ悉焼はらひから城計に成人數少もためらはず引取あたりの島々の者人質を取手に付候て可爲歸陣事

一 兵糧米おさめさせべき事此中琉球人の申付たるより、いかにもかろくおさめさせべき事  
右條々不可有違變候也

慶長十四年三月

樺山權左衛門尉殿

三月四日山川  
發航  
薩軍大島に至る

二月廿八日家久義弘も軍の出發を送るため山川に至り諸軍の參集を待ち順風を得て三月四日寅刻全船艦は山川を發航し七島勢を案内として口永良部島を経て大島に向つた。難風のため諸船は分散したが七日頃前後して大島諸所に着岸し次いで徳之島沖永良部島に進んだ。各地に於いて島吏たる

薩軍沖繩島に  
上陸す

今歸仁城陥る

琉球和陸使を  
派遣す

琉使今歸仁に  
於いて和を請ふ

大親或は掟等が島民を率ゐて抗戦したが薩軍の鐵炮には敵せず悉く平定された。薩軍は更らに進航して廿五日沖繩島運天港の對岸なる古宇利島に達し次いで主將樺山麾下の六士及び七島勢二百四十人は沖繩島に上陸して那覇に向ひ、また副將平田増宗及び伊集院久元等の一隊は廿七日海路今歸仁城に向つたが、城兵は風を望んで退去したので其の屋舎を燒燼したといふ。

是より先き、大島敗戦の報が琉球王城に達するや尙寧は俄かに天龍寺以使長老を紫衣に叙し北谷親雲上を同行せしめて大島に派したといふが、其の顛末は明らかでない。薩軍が古宇利島に達するに及び尙寧攝政王弟具志頭王子朝盛尙宏及び三司官浦添按司親方朝師向理端名護按司親方良豐馬良謝那親方利山等は和陸使派遣を決し先きに文祿二年紋船使となつた西來院菊隱長老を始め名護按司良豐江洲親雲上榮真等を使者とし隨行者と共に三十餘名をして、廿六日首里を發足せしめた。一行が久良波に達した時既に陸路は薩軍に塞がれて通行困難との報あり海路より恩納を経て廿七日今歸仁に於いて薩軍に赴き嘗つて慶長十一年使者として渡航した大慈寺龍雲市來家政村尾重候に會し和陸を請うた。主將樺山は媾和は那覇に於いて議すべく西來院江洲



親雲上は歸つて那覇に於いて待ち、名護按司は留まつて市來家政の船によつて到るべしと命じた。廿九日、一行は薩軍諸艦船と共に運天港を發し、大灣渡具知に到着した。西來院及び江洲親雲上は別れて直ちに造船し、夜亥刻頃眞比湊(か)港に上陸し、浦添番所を経て首里に向つた。時既に、砂邊(すなび)の邊を始め、諸所に放火せられるの情況であつた。一行は首里王城に復命し、拂曉、那覇に赴いた。主將樺山等は、大灣より陸路をとり、浦添城及び龍福寺を焼拂つた。薩軍太平橋に迫ると聞き、琉軍は越來親方以下百餘士發向して、如案橋に戦つたが、忽ち破られて退いた。四月朔日、薩軍は水陸より首里、那覇に入つた。

親見世に於ける和議

薩軍首里城を接收す  
薩軍戦死者三百人

かくて、薩軍より大慈寺龍雲市來家政、村尾重候、琉球側より具志上王子朝盛、西來院名護親方良豊、浦添親方安頼(毛)鳳儀、豊美城親方盛續(毛)繼、江洲親方榮真等が出て、親見世に於いて媾和を議した。時に薩軍の放火と覺しく、首里に火災が起つたが、市來村尾以下の軍兵馳つて鎮靜したといふ。二日、具志上王子朝盛、名護親方良豊、浦添親方朝師、謝那親方利山、翌二日、更らに佐舖王子朝昌(毛)尙が質として那覇に赴き、四日(毛)五日と、尙寧も下城したので、五日、薩軍は首里城を接收した。(注)二 戦闘はかくして終了したが、此の役に薩軍の戦死者は雜兵三百人

尙寧と樺山・平田等と對面し和議成る

薩軍一部琉球に滞留す

薩軍尙寧以下を伴つて歸國す

島津氏琉球領有の黒印狀

島津氏尙寧を厚遇す  
島津氏琉球を仲介し日明間をとす

に過ぎなかつたといふ。(注)一〇 下城した尙寧は、十六日、崇元寺に行き、樺山、平田兩將に對面し、次いで、市來、村尾兩人を以て、薩摩へ渡り、謝禮すべしと達せられた。具志頭王子朝盛以下の質人等百餘人の隨行者が定まり、浦添親方謝那親方は供の外として、一船に搭乘する事となつた。同時に、樺山等は、本田親政、蒲地休右衛門を薩軍引揚後の奉行とし、一部の兵と共に滞留せしめ、琉吏中よりは、名護親方良豊、豊見城親方盛續、麻文仁親方安恒(毛)氏に國中の政務を命じた。(注)二〇 夫より、薩軍は尙寧以下を伴ひ、五月十七日、今歸仁を發し、廿四日前後して山川に到着した。六月廿三日(毛)十七日と、尙寧等は鹿兒島に入り、次いで、家久及び義久、義弘への謁禮、謝儀を爲した。(注)二二 琉球平定の報が駿府及び江戸に達するや、將軍秀忠は、七月五日、家久及び義久、義弘に褒書を遣し、家康も、七日、家久に對し同じく戦功を賞し、且つ琉球領知の黒印狀を下附した。(注)二三

島津氏は尙寧等を迎ふるに俘虜の取扱を以てせず、賓客として之を待ち、屢々饗宴を給する等の厚遇を與へた。其の意圖は、琉球中山王位を存して、日明間の仲介たらしめるにあつた。即ち、九月十二日に至り、伊勢貞昌、鎌田左京亮(毛)德等(か)を以て、尙寧に對し、日明通交を斡旋すべき旨を達し、其の爲めに、具志頭王

琉球日明通交  
を斡旋せず

子朝盛及び池城親方安頼が急遽歸國し翌年具志頭王子は用務を了へて薩摩に戻つたが、池城親方は王舅として渡明した。中山世譜<sup>七卷</sup>等によれば、彼は單に兵警あり、貢期を緩ふするを報じたのみで、此の事は福建巡撫陳子貞より神

家久尙寧を具  
して參府す



第十三圖 具志頭王子朝盛墓  
(靜岡縣興津町清見寺)

尙寧家康并に  
秀忠に謁す

寧一行を待遇し伏見江戸間では宿舍人馬を給した。八月六日家久は駿府に到着し翌々日家康に謁したが、十日尙寧も到着したので同十六日<sup>(十四日)</sup>同道して家康に謁した。互に進獻及び饗宴等あり、諸儀了つて、廿日駿府を發し、

宗に聞したといふが、日明通交の斡旋に至つては殆んど爲す所なかつたと思はれる。<sup>(注三四)</sup>

家久は尙寧を具して參府する事となり、慶長十五年五月、兩者相前後して鹿兒島を發した。幕府は朝鮮聘禮使の例に倣つて尙

幕府并に島津  
氏重ねて尙寧  
に對明交渉を  
嚴命す

沖繩の檢地

先島諸島檢地  
竿奉行伊地知  
重康鹿島國重  
道之島を藏入  
とす

廿五日、江戸に着いた。廿八日家久は先づ登城し、次いで九月十二日尙寧を具して將軍秀忠に謁した。また進獻饗宴等あり、尙寧及び家久は夫々同十五日及び廿日、江戸を發し往路と同様の待遇を受けて、共に十二月、鹿兒島に着いた。<sup>(注三五)</sup>翌十六年夏、池城親方安頼は、明に於ける首尾の報告のため、上國して駿府にも赴いた。<sup>(注三六)</sup>山口直友は、池城親方の報告に接するより先き五月廿六日、家久に宛て、池城親方遣使の結果によつては重ねて交渉せしむべき旨を達してゐる。然るに、池城親方の復命した所は、幕府及び藩を何等満足せしめるものでなく、従つて幕府よりも指令する所あり、藩よりも尙寧に對し、更らに交渉すべき旨を嚴達したと考へられる。<sup>(注三七)</sup>即ち、後に記す九月十九日の掟の重要な一條として示されてゐる。

是より先き、戰役直後、上井里兼等は琉球先竿といひ、恐らくは主として沖繩島の檢地を行ひ、檢地帳七冊を作つて、慶長十五年三月、鹿兒島に歸つた。次いで其の九月、先島諸島檢地のため伊地知重康、鹿島國重等十四人を竿奉行に任じ、竿奉行一行は、十二月、部下百六十八人と共に那覇に到着して、越年し、本田親政、蒲地休右衛門の指揮を受けて、四月までに、宮古<sup>太平</sup>、八重山の離島まで檢地

琉球國司領高

し、八月、鹿兒島に歸り、檢地帳を差出した。仍て、舊琉球領の内道之島、即ち、大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、與論島の五島を直轄の藏入として除き、琉球國司(王國)領高八萬九千八十六石と決定した。此の檢地は、慶長内檢の制と同じく、方六尺五寸一步、三十步一畝の京制により、粗一石五升を高一石とした。琉球國司領高に道之島高を合せて十二萬三千七百石は、寛永十一年に至り、初めて幕府に披露され、判物高に加へられた。(注元)また琉球に在つた奉行本田親政等は、麻文仁親方安恒を催して、紋船を艤して鹿兒島に聘貢せしめた。即ち、慶長十六年六月、麻文仁親方は山川に着き、更らに十二月、駿府に聘禮した。(注三九)

琉球貢納

其の後の貢納に就いては、同年九月十日、樺山久高等連署の申渡があり、檢地の結果に基く上木上草の納物で、沖繩計良間與部屋伊是名伊惠、渡名喜、粟久米、八重山、宮古各島よりとして、芭蕉布三千端、上布六千端、下布一萬端、唐苧千三百斤、綿三貫、棕、桐綱百方房又は束、長六十尋づ、、黒綱百方同、、筵三千八百枚内三百枚、、牛皮二百枚を賦課したのである。(注四〇)同十九日、町田久幸等連署を以て、尙寧に高八萬九千八十六石の知行目録を附し、内五萬石を王位藏入とし、爾餘を諸士に配分し、猶ほ餘る所は王の雜費に供する事と定めた。(注四一)同日、また樺山久高等の左の掟あり、

琉球に對する掟

掟

- 一 薩摩御下知之外、唐え誂物可被停止之事
- 一 從往古由緒有之人たりといふ共、當時不立御用人に知行被遣間敷之事
- 一 女房衆え知行被遣間敷之事
- 一 私之主不可頼之事
- 一 諸寺家多被立置間敷之事
- 一 從薩州御判形無之商人不可有許容事
- 一 琉球人買取日本え渡間敷事
- 一 年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目、可被致取納之事
- 一 閣三司官就別人可爲停止之事
- 一 押賣押買可爲停止之事
- 一 喧嘩口論可令停止之事
- 一 町人百姓等に被定置諸役之外、無理非道之儀申懸る人あらば、到薩州鹿島可被致披露事
- 一 從琉球他國え商船一切被遣間敷之事

一 日本之京判升之外不可用之事

一 博奕僻事有問敷之事

右條々於違犯之輩有之者速可處嚴科之者也仍下知如件

慶長十六年辛亥九月十九日

兵部少輔判

紀伊守判

勝兵衛尉判

權左衛門尉判

尙寧島津氏に起請す

謝那親方利山を誅す

即ち、渡唐船知行農政、商業等萬般に互り、大綱を示したのである。同日、尙寧は、之を遵守して、島津氏に忠實なるべきを誓ひ、起請文を差出し、次いで、雲心、池城親方、安頼、豐見、城親方、盛續、江洲親方、榮清、江曾親雲上、勝連親雲上、良繼馬氏等も起請文を提出した。〔注三三〕たゞ、謝那親方利山郷は、此の時、誅せられた。鄭氏は明が琉球に附した閩人三十六姓の一で、謝那親方は都通事鄭祿の次子に生れ、永祿八年明の嘉靖入明留學し、慶長十年明の萬曆三司官城間親方盛久翁を讒して、百姓に貶し、閩人として初めて三司官に陞つた。最も薩藩に反抗的立場を取り、役

謝那親方利山滯薩中明に密書を贈る

尙寧の歸國

中抗戦に力關したといはれる。尙寧の參府には、他の三司官等と共に従つたのであるが、俞氏家譜によれば、彼は滯薩中、長崎を経て密書を明に通じ、之が當時明に遣された池城親方等に發見せられ、起請文署名に至り、彼獨り屈せず、遂に九月十九日、川上泰助が討手として之を誅した。〔注三四〕

かく萬般の首尾を了つて、廿四日〔注三五〕尙寧一行は山川を開帆した。尙寧は歸國するや、謝那親方の跡に讀谷山親方盛韶毛鳳を三司官に任じ、また前年、駿府で卒した具志頭王子朝盛の跡に西來院菊隱を國師加判役攝政に任じた。〔注三五〕

〔注一〕 南聘紀考卷地 島津國史卷二三  
〔注二〕 舊記雜錄後編卷五七・五八 島津國史二二・二三 南聘紀考卷地

〔注三〕 南聘紀考卷人 異國日記卷下

〔注四〕 舊記雜錄後編卷五九 島津國史卷二三

〔注五〕 舊記雜錄後編卷五七

〔注六〕 舊記雜錄後編卷五九 唐物來由考 南聘紀考卷地

〔注七〕 舊記雜錄後編卷六〇

〔注八〕 島津家覺書 島津國史卷二三  
〔注九〕 南浦文集卷中 舊記雜錄後編卷六三 異國日記卷下 唐物來由考

〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷六〇

〔注一一〕 舊記雜錄後編卷六二・六三 譜牒餘錄卷一

○ 唐物來由考

〔注一二〕 唐物來由考 南聘紀考卷地 南浦文集卷下 薩州舊傳記 喜安日記

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷六二・六五

- 〔注一四〕 唐物來由考
- 〔注一五〕 南聘紀考卷人 島津國史卷二三 喜安日記
- 〔注一六〕 舊記雜錄後編卷六三
- 〔注一七〕 舊記雜錄後編卷六三 奄美史談
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷六三・六四
- 〔注一九〕 喜安日記 舊記雜錄後編卷六三
- 〔注二〇〕 御家秘書(舊典類聚卷一八下)
- 〔注二一〕 喜安日記 南聘紀考卷人
- 〔注二二〕 喜安日記 舊記雜錄後編卷六三・六四 唐物來由考 南聘紀考卷人
- 〔注二三〕 舊記雜錄後編卷六四 歷代制度卷三四 唐物來由考 南聘紀考卷人 島津國史卷二三
- 〔注二四〕 喜安日記 中山世譜卷七・附卷一 南聘紀考卷人
- 〔注二五〕 舊記雜錄後編卷六五 喜安日記 唐物來由考 島津家覺書 本光國師日記卷二 當代記卷五 南聘紀考卷人 島津國史卷二三
- 〔注二六〕 中山世譜附卷一 大和え御使者記
- 〔注二七〕 舊記雜錄後編卷六六 唐物來由考 南聘紀考卷人
- 〔注二八〕 舊記雜錄後編卷六六 南聘紀考卷人 西藩田租考卷下 沖繩志卷四 中山世鑑 島津國史卷二三
- 三 琉球一件帳 琉球雜記
- 〔注二九〕 舊記雜錄後編卷六六 南聘紀考卷人 大和え御使者記 中山世譜附卷一 島津國史卷二三
- 〔注三〇〕 舊記雜錄後編卷六六 島津國史卷二三 琉球一件帳 琉球雜記
- 〔注三一〕 舊琉球藩評定所書類
- 〔注三二〕 舊記雜錄後編卷六六 舊琉球藩評定所書類
- 〔注三三〕 袖ヶ崎島津公府家文書 喜安日記 舊記雜錄後編卷六六 島津國史卷二三
- 〔注三四〕 舊記雜錄後編卷六四 南聘紀考卷人 琉球國志略卷一三 中山世譜卷七
- 〔注三五〕 喜安日記 中山世譜卷七 南聘紀考卷人 琉球陽卷四

第三章 鎖國制度

幕府の海外通  
交制眼  
奉書船

異國船來航制  
限の強化

切支丹教父の  
入國と邦人の  
渡航とを禁ず

切支丹禁制の勵行に伴つて、幕府は次第に海外交通に制限を加へた。先づ海外渡航邦船に對する制限を見るに、寛永八年六月、異國渡海には、朱印狀の外に老中奉書を附する事としたために奉書船の稱が起つた。同十年二月、長崎奉行今村正長、曾我古祐が新たに任せられた時、幕府は條目十七條を附與し、其の内に奉書船以外の異國渡海を堅く禁じ、違反者は死罪に處すとし、また海外居住者の歸來る者も、是非なき事情により逗留して五年以内に歸り、爾後日本に留まる者を除き、之を死罪に行ふ事とした。<sup>〔注二六〕</sup>異國船の來航に對する制限も漸次強化し、幕府は、元和二年八月、唐船以外の異國船の貿易地を平戸と長崎とに限つた。同九年、英人は平戸の商館を閉鎖して引揚げたが、其の翌年、幕府は西班牙人の貿易を全く禁止した。

寛永十一年五月廿九日、幕府は老中酒井忠世、酒井忠勝を以て、島津家久等諸侯に對し、前日發布の長崎制札の旨と同じく、切支丹教父<sup>〔注二七〕</sup>の入國、邦人の異國渡海、在外邦人の歸國外人へ武器給附等の禁止を命じ、同時に、輸入生絲に就いて、

長崎買價決定後領内來航唐船と貿易すべしと達した。(其旨)是より先き同十年六月七日付長崎奉行今村正長曾我古祐は薩藩の家老喜入忠政川上久國に宛て、今程は唐船入津の時分故若し切支丹教父并に邦人が乘來らば牢舍申附けて報告する様にと命じてゐる。(其旨)此の如く各領内に於ける唐船貿易は猶ほ許されて居り、たゞ切支丹教父及び邦人の入國を警戒すべく命せられてゐた。

併し唐船の領内寄航も、右の寛永十一年五月の令達後間もなく停止された。翌十二年三月十七日付家老島津久慶等は甌島地頭本田親政に對し、甌島に於ける唐船入航取締の覺を發してゐる。即ち前年夏京都に於いて榊原職直神尾元勝が上使となつて唐船に關し申渡あり、家久は爾今唐船を領内に寄航せしめざる旨承命したにより、唐船は許容せず、屢衆及び其の所の五人與へ慥かに申附けるべし、他浦にも唐船破判人海賊又は渡唐邦人に就き聞つけ披露すれば、一廉の褒美を下すべし、唐船に挽船を出すべからず、假令海上に逢ふ共、一切之に構はず、また楫を卸し、船を損じた由を申來る共、即刻追出すべし、漁船に人或は荷物を移乗せしめた者は嚴科に處すべし、其の所中人の往來なき野山島磯就中、宇治島に別けて念を入れ、右の改を申附けるべしといふのである。(其旨)

唐船の領内寄航禁止

唐船入航取締の覺

破判人

漂着の唐船并に唐人を長崎へ廻送す

唐船の漂着經えす

異國渡海の嚴禁

寛永十一年夏、唐船寄航停止の幕命があつた譯で、甌島は外國船航路に近く其の目標でもあつたから、特別に注意して令達したのであらうが、他の方面でも同様警戒を加へた事と思はれる。従つて、同十一年以降、領内漂着の唐船及び唐人を凡べて長崎へ廻送する事となつて、此の年七月薩藩から十四人の唐人を長崎へ送つてゐる。其の内譯は、六月朔日長崎着の福州船から五月廿六日阿久根で下船した二人外に前年長崎奉行が預けた唐人五人及び其の同類であつた。同十一年八月領内に着岸したカヤン (Cagayan) 出唐船二隻に上乘、即ち乗込の藩吏を附けて長崎へ送つて居り、同月、更らに四隻着岸し、皆長崎へ向はしめたが、内三隻は長崎へ到らなかつたといふ。(其旨)

爾後、唐船の漂着するものは年々絶えず、後年に至つても、例へば、寶永七年の巡見使への答書等に、年中に唐船五隻、十隻或は其の餘も漂着するとある。(其旨)其の處置に就いては後に改めて記す如く、其の後次第に規定する所があつた。

寛永十三年五月幕府は邦船の異國渡海を全然禁制し、密航者を死罪に處し、また異國居住邦人の歸來る者をも死罪に處すと令した。即ち、之が第一段の鎖國令で、次いで、島原一揆を経て愈、鎖國制度の完成を見たのである。一揆後

幕府の鎖國令發布

の寛永十五年三月、太田資宗は長崎に赴き、松平信綱に會し、戦後處分の幕命を傳へ、同十三年以降長崎出島に限り居留せしめた葡萄牙人を退去せしめ、且つ來航を全く禁止した。翌年七月五日、幕府は松平信綱以下の老中奉書を以て、葡萄牙船來航禁止を中心とする最後の鎖國令を發した。仍て、太田資宗は再び長崎に到り、八月六日、唐人和蘭人に、翌日、長崎衆及び九州諸藩の家老に之を達した。薩藩では家老川上久國使役鎌田政有が使して之を承け、八月廿三日、領内に榜示した。即ち、諸侯へ達せられたのは、切支丹嚴禁なるも、猶ほ教父の潜入あるにつき、爾今一切葡萄牙船がれうた船の着岸を停止し、領内浦々に慥かなる者を附置き、不審なる船は入念に改め、若し異國船着岸の時は、先年より定ぬべく、船中の人數を改め、上陸を許さずして、早速長崎へ送るべし等の條項であつた。〔注七〕かくて、異國船の來航に對しては、種々用意して警戒し、また不審の船が着岸した時は、其の附近を探索し、例へば、同十八年、出水に漂着した國所不明の無人船は、支那の釣船の如く、附着の具は臺灣邊の産の如しと云はれたが、之を長崎へ送り、附近山々及び領内の島々まで探索し、肥後領に於いても、通告を受けて探索してゐる。〔注八〕同十九年七月には、若し領内に葡萄牙船が現はれた

がれうた船着岸停止

領島の警戒を嚴にする

佐賀藩の左右開船

琉球に於ける唐船密航と異

時は、鹿兒島へ飛脚を以て報ずる外、直ちに長崎及び島原藩主高力忠房方へ注進する事としてゐる。時に、佐賀藩主鍋島勝茂の家老より同藩の通報船左右開船を領島へ置く事を申來り、相應に馳走して之を置かした。〔注九〕琉球では、寛永十一年以後に於いても、寄航唐船の取扱は、稍、緩やかであつた。同十五年九月、宮古の長濱に四十四人乗組の南京船が福州へ向ふ途中、逆風に遭つて漂着したのに對し、藩は、前々より切支丹に就き檢し、別條なき船は出船させる事故、之も出船させ、また積荷中藩の用物たるべき物は買入れる様に命じてゐる。〔注一〇〕併し、他の異國船に對しては、之と異り、例へば、同五年九月十日付三司官宛喜入忠政の覺に、南蠻船英吉利船和蘭船は一切許容すべからずとある如く、〔注一一〕共に寄航停止を勵行したのである。此の禁令は、同十五年以後、一層嚴重になつたと考へられる。即ち、島原一揆落着と共に、薩藩は琉球に對しても一揆殘黨の遁入する者を捕縛し、捕縛困難の場合は討果すべく命ずると共に、南蠻人に對しては、一層嚴戒し、其の上陸する者は、一刻も差置かず追出し、破船して出航し難き者にも、飯米薪水等少しも給せず、嚴重監視して注進する様達したのである。〔注一二〕また、恐らく之と同時に三月より、八重山、宮古へ琉球より番衆を

琉球より八重山宮古に番衆を派す

薩藩清軍使寇を慮つて八重山に派使す

派し、右の達の如く警戒に當らしめる事とした。寛永廿一年十月晦日付島津久通等の覺によると當時八重山の番衆は屬島石垣島に駐在してゐたが、之を西表島の祖納村へ移駐せしめる事とし、琉球より兩奉行及び附衆の假屋を建てる様、また石火矢を同所へ備附ける様命じてゐる。（注三）正保四年には藩より伊地知重治、遠矢良珍等を八重山の成衛に赴かしめた。之は清軍侵寇を憂慮したためでもあらう。併し翌慶安元年幕府の承認を得て、同二年、之を撤した。（注四）

漂着異國船を長崎に送る

其の間、異國船漂着事件も屢あり、寛永十六年四月、八重山の波照間島へ國所不明乗組二人の小船一艘が來航した。仍て八重山に番所を置き、附近を穿鑿したが、特に不審なく、一件を長崎奉行へ届出たのに、呂宋の船ならんとの事で、二人を長崎へ送つた。同年正月、宮古下地間切に長さ六尋、廣さ九尺の破船が流着いたので、切支丹の疑につき穿鑿せしめた。（注五）同年、また八重山の石垣港に異國船が破船し、唐人十四人、南蠻人六十八人が上陸し、通詞の言によれば、呂宋より臺灣へ到る船といふ。仍て、堅く柵を構へて之を置くに、食料缺乏して、大多數は餓死し、唐人二人、南蠻人三人が年を越えて生存したので、同十八年三月、生存者を長崎に送届けた。幕府は餓死者の過多なるを以て、南蠻人等の隱匿

南蠻船人の狼藉

薩藩に於ける異國方と異國慶異國方島津久

を疑ひ、更らに穿鑿せしめたが、生存者護送の後、島人に船の積載貨を賞賜した。（注六）猶ほ中山世譜（附卷）に、唐人十二人、南蠻人六十五人乗組の船が八重山糸數村に難船し、唐人二人、南蠻人三人が救助され、餘は溺死し、同十七年夏、賀敷親雲上朝充（向）が上國して報告したとあり、記事の趣は稍異なるが、同一事件の様である。同十七年五月、又八重山島に南蠻船が來泊し、稻米を掠取し、島民一人を打殺し、一婦女を刎める等の狼藉あり、七月に出航した。報により、藩は、其の冬、物頭澁谷四郎左衛門等を派し、翌春、同人等は八重山に渡つて穿鑿し、夏歸國した。（注七）薩藩では、異國船、唐船等の事を管するため、家老中に異國方の掛があり、其の役所を異國座と云つたが、夫は家老島津久慶が宗門方と共に異國方に與つたのを始めとする。既に寛永十二年十一月朔日以降執行の切支丹改には、久慶が主として與つて居り、久慶は、其の後同十八年十一月、家老を免せられた後も、慶安二年六月まで、兩掛に任じてゐた。正保二年二月、光久より久慶に送つた狀に、切支丹取締を命じた箇條があり、切支丹異國船の事は、久慶が頭取として家老中に相談し、異國船來らば、十八衆へ久慶より差圖する事とある。（注八）久慶の後、家老北郷久加が之に任じ、爾後、家老中一人が之に當る制であつた。異國



遠見番所と火  
立番所

甲州古流  
甲州新流

異國船并に唐  
船の處置

第四編 海外及び琉球との關係

方の管轄の下に、遠見番所火立番所を置き、また急事には、軍役手當の作法あり、  
人數を出動せしめる用意があつた。異國方の手當は、初め伊東一空が定めた  
法で、甲州古流に據り、元文三年正月甲州新流に改め、(注一〇)更らに弘化四年に至つて、  
軍制改革あり、軍役方創設に及び、異國方の組織を廢したのである。猶ほ、異國  
方宗門方の稱は、安永八年四月、夫々異國方係宗門改係と改めた。(注一一)

來航或は漂着の異國船唐船の處置に就いて、各年代夫々詳細な規定があつ  
た。琉球在番奉行宛と思はれるが、寛永廿二年二月廿八日付家老島津久元・顯娃  
久政・山田有榮等の條々には、異國船來着の折は、計策を以て上陸せしめ、出來る  
限りは、之を擄捕るべく、困難の時は討果すも差支なく、其の船の雜物も散逸せ  
しめず、之を差上すべしとある。(注一二) 正保三年二月九日付、北郷久加及び顯娃山田  
の覺も全く同じである。(注一三) 併し、之は葡萄牙等の南蠻船に對する處置で、長崎來  
航を許されてゐた和蘭船唐船は之と區別して取扱つたのである。

寛永廿一年九月朔日付、阿多忠榮及び攝政金武王子朝貞(向盛)三司官宛の家老  
川上久國・顯娃久政の覺では、唐船和蘭船南蠻船を辨別せしめるため、夫々の繪  
圖を琉球に渡し、琉球よりは、其の寫を八重山、其の他の島々へ渡さしめ、番衆を

唐・和蘭・南  
蠻船辨別のた  
り繪圖を頒つ

切支丹の検査  
を嚴重にす

葡萄牙使船の  
來航と我が國  
の態度

葡萄牙の獨立

異國船提訴の  
場合の處置

して夫々處置せしめる様命じてゐる。即ち、和蘭船に對しては、薪水等を供給  
して馳走すべしとし、和蘭船は年々九月廿日長崎を發し歸航する事をも記し  
て注意を與へてゐる。若し南蠻船ならば、粗忽に本船に打掛るまじく、端舟等  
陸へ着けた時、忍寄り捕へるべし、また切支丹道具は細かに注進すべしといひ、  
唐船に對しても切支丹の検査を嚴重に行ふべしとしてゐる。(注一四)

其の後更らに、夫々に關する詳細な規定が現はれてゐるが、夫等の説明に先  
立つて、正保四年の葡萄牙使船長崎來航前後に於ける幕府及び薩藩の態度を  
見て置く必要がある。此の間に葡萄牙船の取扱方針に多少變更があつたと  
類推されるのである。此の使船は、先きに寛永十七年(西紀一六四〇年)葡萄牙が西班牙  
より獨立し、ブラガンザ(Bragança)家のジョアン四世(João IV)が王位に即いた  
ので、之を報じて、通交を求めためであつた。此の目的のために、既に正保元  
年(西紀一六四四年)本國を發航した使船二隻は、途中難に遭つて使命を果さなかつた。  
此の初度の使船に關する報を受けた結果と思はれるが、同二年二月十二日付、  
老中松平信綱・阿部忠秋・阿部重次より、異國船來航の際の處置に就き奉書があ  
り、異國船が若し訴訟申出る場合は、船中の者氣遣ひなき様挨拶し、長崎に到り

琉球在番奉行

琉球着岸の異  
國船處置の令

奉行を以て訴訟を遂ぐべき旨を含め、案内者を附して同地へ送るべし、若し其の所に於いて訴訟すると申出る時は、番の者を附け、大坂定番、同町奉行、長崎奉行及び島原藩主高力忠房まで早々注進すべし、また長崎へも赴かず、湊へ船を入れず、沖に碇泊して端舟を以て申出る時は、然るべき者を差越さざれば、江戸へ注進するを得ず、長崎へ赴かざるに於いては、直ちに歸帆する様申含め、之に構ふまじくと達した。また此の奉書に基いて藩より領内及び琉球へ達する所があつた。三月九日付、琉球在番奉行諏訪兼清宛の覺に、媽港の使船が何方へ着岸する共、早々目代松平定行高力忠房福岡藩主黒田忠之及び長崎奉行へ注進し、此の方の使者を附して早々長崎へ送届け、媽港船の者が水取に上陸する時は、異議なく水を取らせるが、夜間上陸は停止し、水取を了れば、早々乗船せしめる様、更らに着岸の時、其の所騒がざる様、兼ねて申附け置き、着岸の浦濱に番手を嚴重にし、女童等の粗忽に見物せざる様に命じ、媽港使船以外は、前々の如く、法度申附ける事とある。次いで、三月十二日付、攝政金武王子朝真阿三司官及び諏訪兼清宛、島津久慶等の達に、藩内薩隅日へ通達の條々を示して居り、夫には、浦々へ異國船着岸して、日本に對し訴訟申出る場合は、船中の者氣遣ひ

一品にても異  
國人の道具と  
取るを曲事と  
す

異國船來着の  
注進方

なき様挨拶し、即刻次飛脚二通申附けて、注進あるべし、此方よりは、長崎へ到り訴訟を遂ぐべき旨申含め、案内者を添へて同地へ送り、若し其の地に逗留し、訴訟し度しと申出る時は、番を附置き、大坂定番、同町奉行、長崎奉行及び島原藩主高力忠房へ早々注進する筈であるが、若し長崎へ向はず、又は湊へ船を入れざれば、通事なく、長崎への報告も成らずと、歸帆申渡し、之に構ふべからずと命じてゐる。更らに、使船は日本へ商船渡海し度しとの訴訟の由なれば、彼輩萬事氣遣ひ恐れざる様に心得、異國船に鐵炮打かける等は無用たる事、若し水取のため上陸する時は、異議なく取らせ、たゞ夜間の上陸を停止し、水取了らば、即刻歸船する様申附ける事、商賣類似の事あり、又は一品にても異國人の道具を取らば、曲事申附ける事、是非當方を頼み訴訟せんといひ、逗留する時は、追々飛脚を以て申越す事とし、船着岸の時、猥りに見物し、所中騒ぐ事なき様命じてゐる。注進また同日付、島津久慶等が都城變殿役奉行に宛てた覺があり、其の他の諸外城にも同じく達したと思はれるが、異國船來着の時の注進に就き指令してゐる。即ち、異國船來着の時は、時刻を移さず注進する事、夫に就いて所次に侍の次渡とし、極く壯健なる早道馳の者を選び、十人も十五人も申附け置く事、次飛脚の

狀來る時は慥かに時付の下に其の所より判を押して次渡し、少時たり共遅々する時は、所の變の越度たる事、また鹿兒島よりの檢使も晝夜兼行する故、傳馬遅くして檢使中途滞在する如き場合は、其の所の役人、町別當庄屋に深重の曲事申附ける事等達してゐる。(註六) 其の後幕府も警戒を續け、翌三年十月廿六日、老中阿部重次より諸家留守居を召して達する所があつた。此の日、島津久通新納久詮より山田有榮、北郷久加川上久國に宛て、次の如く通達してゐる。即ち、異國船來着の時は、長崎奉行高力忠房及び府内藩主日根野吉明に注進すべし、支那に於いて明朝滅亡につき、殊に異國船心遣ひであると申渡され、また其の場合には松平定行及び大坂の奉行及び江戸へも報告する事等である。(註七)

かくて、正保四年六月西紀一六四七年陽曆七月愈、葡萄牙使船二隻が長崎に入港したので、幕府は長崎近傍諸藩の家老、物頭を長崎に召寄せ、夫々指令して、警備に當らしめた。薩藩は江戸より家老北郷久加用人相良頼員を長崎に派し、次いで、島津久頼以下總員九十名未滿の人数を派遣した。(註八) 大村家覺書六卷によれば、此の人数は長崎灣外四郎ヶ島邊に滯泊し、船中に在つて待機したもの、様である。薩藩の長崎派遣人数は、他藩に比し極めて僅少であるが、藩は長崎奉行の指令

幕府明朝滅亡につきて更に異國船に注意す  
葡萄牙使船長崎へ入港

薩藩に於ける葡萄牙使船に對する警戒

葡萄牙使船歸帆

琉球をして黒船の警戒を嚴重にせしむ

等もあり、領内浦々島々の警備に力を注ぎ、出水より志布志に至る沿海諸所殊に甌島を嚴戒し、城下諸郷の士を動員し、一所物頭五、三人、鐵炮百、二百挺の配備をしたといふ。葡萄牙使船が幕府の歸帆通告以前に歸帆するが如き場合は、之を取押へるべく、また通告ありと雖も、密航者の乗降等は嚴重警戒すべしと命せられてゐた。此の葡萄牙使船は新王即位を報告する者なるの理由を以て、幕府は之を罰せず、爾來斷じて來航すべからずとして放還した。使船は八月六日陽曆九月五日長崎を出帆し、別に何等の事故を生じなかつた。

其の後、此の種使船の來航を警戒し、慶安元年七月三日付琉球宛、島津久慶等の覺には、黒船着岸の時、粗忽に此方の船を近寄せるべからず、人質をも取られては日本の恥辱になるにより、船を近寄せず、長崎へ早々赴く様申斷つて、之を構ふまじく、是非此方を頼み、訴訟せんといふ、其此方より一切取次がざるにつき、長崎へ參る様申渡す事とあり、更らに、黒船來航の時は、前々申渡の如く、所中少しも騒がず、手を見せざる様分別あるべき事、黒船碇泊中、陸へ番衆を附け、南蠻人が上陸する時は、手槍等で端舟へ乗せ歸船せしめる事、或は搦捕り、或は打擲する等一切あるべからず、違犯の者は罪科に處すべき事等を達してゐる。(註九)

琉球に令して南蠻船來着の場合の處置を嚴にす

異國船に對する規定の緩和

琉球へ南蠻船來着の場合の掟

第四編 海外及び琉球との關係

六五二

更らに翌慶安二年に至り、四月三日付、鎌田政有、山田有隆、島津久頼、宛島津久通、伊勢貞昭、北郷久加、新納久詮の狀に、琉球の諸島に南蠻使者船等着岸し、楫柱を損じ、材木を申請け、船造作し度し等申出で、上陸した時は、其の船を留置き、鹿兒島まで注進し、其の上勝手(註三〇)の振舞あらば如何様に扱ふも苦しからずと申渡すべしとある。同年四月廿六日付、北郷久加、宛光久、袖判の覺の内に、異國船來着の時は、相談を以て申附け、様子も不明なるに騒ぎ立てる事然るべからずといひ、また自領他領によらず、異國船來航の時、諸所濱村等に、火を焚かせる事は無用なるべく、諸所浦濱へ番衆として浦傳に人を附けるを要せず、但し、浦濱海上の指圖に長崎奉行より申附あらば格別、其の他は餘り念を入れ種々大業に申附けるを禁する等記してある。此等は主として媽港使船を目標として、其事と見られるが、一般に異國船は凡べて擧捕る事といふ如き強硬な規定に比すれば、漸く緩和されてゐる。

猶ほ、明曆三年九月十一日付、家老島津久通等の三司官へ達した掟では、依然第一に、南蠻船來着に於いては、計策を以て船道具并に兵具等を取置き、南蠻人も残らず、鹿兒島へ差渡す事とあり、其の他南蠻船が着岸して島へ取懸らば、極

力防戦して討果し、生捕の者は、諸道具同様に差上す事、南蠻人に限らず、異國人來着せば、早々鹿兒島へ差上す事、異國船破損せば、荷物散らざる様入念申附け、乗員と共に鹿兒島へ差登す事とある。併し、其の後は、必らずしも計策を以て擧捕るべしとはして居らず、實際にも、葡萄牙人等を擧捕つた様な事はなかつたと思はれる。寶永元年九月十八日付、攝政北谷按司朝愛(註三一)、三司官宛、家老島津久輝等の覺には、南蠻船漂着の時、船中の者陸へ揚げず、人民を船へ近寄せざる様に、番船數多を附し、陸地へ人數武具を寄置く覺悟すべし、但し、南蠻船が出船する共構ふべからず、破船の時は、人家外れに木屋を調へ、人及び荷物を入れ、食物は望通り給し、外廻は二重三重とし、番所を餘多調へ、晝夜番人を附し、鹿兒島在番人、琉吏等、木屋近邊を警固し、之を鹿兒島へ送るには、在番附役の内、兩人及び琉吏警固し、死亡者は鹽詰として送り、若し不意の働あらば、擧捕り、打果して死體續かざる者も、首を第一に集め、鹽詰とし、共に送り、長崎へは、幾度も注進あるべき事故、鹿兒島へは、度々注進すべし、南蠻船に非ずとも、切支丹の疑ある船は、之と同じく扱ふべしとある。貞享二年六月、媽港船が長崎に來航し、伊勢渡會郡神社村の漂民十二人を送還したが、其の歸航の際、八月四日付、家老島

媽港船伊勢の漂民を送還す

津久胤等は攝政大里按司朝亮向弘及び三司官に宛て、若し同船が來泊する時は、和蘭船唐船と異り、水汲等にも上陸せしめず、一切構ふ事なしに出航せしめ、滯泊中は警固船を附し、夜は篝火を焚いて警戒し、漁船を出すを禁じ、出航或は通航の時は、小舟三、四艘で十里程も見送り、方向等を見届けるべし、難船ならば、人家遠く木屋掛し、垣を結び、之に收容し、番所を附し、飯米野菜等を給し、下知を俟つて、牢舎の如く造つた船で長崎へ送るべしと命じた。(註三五)

和蘭船に對す  
規定

和蘭船は唐船  
同様取扱の事

次に、和蘭船に對する規定を見るに、寛文四年三月朔日付の異國方條書には、和蘭船が見えた場合、陸地に番を附するは南蠻船同様であるが、繪圖により南蠻船と辨別し、唐船同様に用を達すべしとある。(註三四) 寶永元年九月十八日付、攝政北谷按司朝愛、三司官宛家老島津久輝等の覺に、和蘭船漂着の時、船中の者を陸へ揚げず、人民を和蘭人に近寄せず、堅固に番を附け、用物を達して出帆せしめ、委細鹿兒島へ報じ、破船の時は、人家外れに木屋を調へ、人及び荷物を入れ、賄等は和蘭人望の通り達し、外廻は二重とし、近邊へ奉行在番人琉吏が警固し、和蘭人の出入、人民の接近を禁じ、成るべく船を修理して出帆する様申附け、夫が不可能ならば、船籠申附け、荷物と共に、在番附役兩人琉吏を附し、鹿兒島へ送り、死

和蘭船八重山  
近島に難破す

和蘭人琉球人  
の律儀を感ず

亡者あれば、鹽詰にして送る事とある。(註三五) 是より先き、萬治三年九月廿一日付三司官宛、家老島津久通等の覺によれば、其の七月、八重山近邊の島で、和蘭船が破損し、端舟を臺灣へ遣し、代船を呼寄せ、其の船で長崎へ入津した。右和蘭船の報告に、右の島で格別馳走を受け、また出航を急ぎ、石火矢四挺、大織木綿六百反、紅穀糸輿縞等を捨置いたが、和蘭船が三里程乗出した時、木屋に火事が起るのが見え、荷物等を焼いた様であると、更らに破損場へ來た者へ、卷物の類や煙草を與へたが、何れも受取らず、如何にも律儀であつたといふ。(註三六) 其の後、延寶三年六月卅日西紀一六七五年  
陽曆八月廿日、和蘭商館長の風説書に、前和蘭商館次席館員ホーヘンフック (Herenst van Hogenhoock) 我が文書にお  
このとありが、丁抹に雇傭され、小船に乗つてバンタム (Bantam) に來たが、來年は福州を経て日本に至らんと報じた。(註三七) 之に就いて、通達を受けた藩では、延寶四年三月九日付、更らに琉球三司官に對し、其の漂着の際の處置に就き指令し、彼等は和蘭人同前の由なれば、若し風波により、其の地へ漂着した時は、唐船來着の時の仕置を守り、人質を取るべきも、日本の仕置を知らず、納得せざる事もあらば、強ひて取るに及ばずとしてゐる。(註三八)

寶永七年の幕府巡見使への答書享保九年四月及び寛延四年三月朔日の異

國方條書等によれば、漂着の南蠻船和蘭船の處置方は以下の如くで大體中期以後の例規と見られる。南蠻船和蘭船等の異國船に對しては、遠見番所は勿論出漁或は野方稼の者まで之を見掛けた時は早速噯役人へ急報し、噯役人は即刻其の場へ出張し、所々に番所を建て、觀望し、時々狀況及び行先を委細鹿兒島へ報告する。鹿兒島よりは江戸長崎へ急報すると共に、現場へ取扱の藩吏を派す。兼ねて南蠻船和蘭船の船圖・旗印圖は志布志内之浦佐多大泊に置き常には封印し、事に臨んで開封して見合せ、船を辨別する。凡べて繪圖を開封した時は異國座へ之を差出す。異國船が投錨すれば、小舟を出して見届け、また番所番船を以て上陸を防ぎ、人民の近接せざる様申附けて、此方より手を出さず、騒動に及ばざる様警戒する。夜は篝火を焚き、幾度も夜廻し、噯與頭以下衆中在郷町濱の者多人數集め手當申附け、但し警固は異國船の陸に通融するを防止するため、其の出航を阻止するためではないといふ。異國船よりは水取の外は上陸せしめず、水入用の由を申出た時は、此方より取つて遣すべく、若し水取人を卸した時は、人數に見當て、一人乃至兩三人程づゝ、慥かなる者を附け、水の用事は遣せしめ早く乗船する様手様等ていねいで通ずる。萬一狼藉に及

ぶ場合も、是非船に歸る様に努める。また南蠻船和蘭船破損の場合は、早速船を出して救助し、人家外れに木屋を調へるか、人家を明けて、外廻を堅固に圍み、番所を數多附して多人數警固し、荷物も圍内に入れ、食物は勝手次第に與へ、死者があれば、鹽詰として其の都度鹿兒島へ報ずるとある。（註三五）

次に、唐船の處置に就いて見るに、寛文四年三月朔日の異國方條書には、唐船來航の際の處置方を次の如く規定してゐる。長崎往還の唐船が陸地より二、三里沖に漂泊する時は、即刻陸地へ番を附け、行方を慥かに見届け、若し碇を卸し、或は呼ばり、招き等するに於いては、其の所の役人一兩人早々船を出し、用段を達し、長崎へ送り遣すべしと申斷り、船中に頭立つた者二、三人を質に取る。荷物等も従前は細々改める事としたが、近年は荷物には構はず、人數ばかり改め、中乗船頭より、積荷何々、人數幾人、其の名歲付、出航の國所年月日、漂着の理由等を認めた書物きりかへを出させる。右の如く質人を取つた船には、番船を附け、陸地へは烽火を焚き、唐船へ人の乗降なき様に堅固に守り、勿論見物に近寄る事は一切停止する。唐船不慮に破損の節は、所の役人横目が早速出張して、荷物を散らさざる様下知し、木屋を調へて、乗組人數を入れ、濡荷物干場には、柵を結び、

來朝唐船と歸唐船

堅固に番を申附ける、船材等廢品は唐人へ相談して燒捨て、其の事は唐人より書物を取る。唐人死亡の時は死因等書物を取り、檢屍して唐人望次第葬り、唐船破損し所の船を借りて長崎へ行く時、船床、水手賃等の入目は長崎差圖次第唐人より受取る。來朝唐船舵桅を破損し、買受申入れる時は賣渡すべく、代銀は右同斷とす。歸唐船が漂着し、舵桅、米、酒肴、野菜、薪等を望むに於いては相當代銀引替に賣渡し、證文を取り、鹿兒島へ申越すべしとある。(註四〇)唐船に用物を達した場合に就いては、是より先き、明曆三年三月十八日付琉球在番奉行川上久將赴任の際、家老島津久通等より渡し琉球へ達した覺或は同年九月十一日付三司官宛島津久通等の掟の内に、唐人に達した用物に就き用物等人民より達したものは代銀差替とし、若し銀子なく別色を以て拂つた時は、其の趣の書物を添へて受取り、また諸事非法の扱に遭はずとの書物を取り、此の旨鹿兒島へ届出るべし、米代銀は來朝船復船往に對しては琉球立値たるべく、歸帆船に對しては立値三部上りとし、往還の唐船が破損した場合は荷物等を隠さざる様入念に改め、唐人より出入なき旨の書物を取り置き、荷物同前鹿兒島へ差上すべし、少々破損して修補する時は、材木用具を人民より給し、相應に代物を取り、

清朝の遷海令船の激増

糸割符商法の再興

長崎に於ける唐船貿易銀額 銀六千貫 和蘭貿易五萬 兩 長崎入津唐船一ヶ年七十隻

拔荷の増加

多数唐船の漂泊と拔荷の取締

楫楫の類も賣渡すべし、唐船着岸の時切支丹道具入念改むべしとある。(註四一)

清朝は、貞享元年康熙卅三年遷海令を解き、其の商船の出航を許したので翌二年以降、長崎來航唐船の數は激増した。之に對し、幕府は金銀流出を防止するため貿易抑制の方針を取り、先きに明曆元年以來停止した糸割符商法を再興し、唐船の輸入貿易總額を銀六千貫に制限し、和蘭船に對しても同じく金五萬兩に制限した。爾後、年々多數の唐船に積戻を命じ、拔荷の取締を勵行した。次いで元祿元年、長崎入津唐船の數を一ヶ年七十隻に限る等の制限を加へた。此の結果、元祿以降、唐船の長崎に於いて公許された以外諸所に於いて拔荷を企てるものを生じた。(註四二)幕府は、勿論、之が防遏に努めたのであるが、唐船の長崎

往復航路外に到り、海上に漂泊するもの多く、拔荷は年々増長し、時には上陸して狼藉に及んだといふ。正徳三年末頃より、筑前豊前長門の海上では唐船十數隻が漂泊すると報せられるに至り、翌四年二月、幕府は西國中國北國の幕領、私領浦々に添高札を立て、拔荷犯人に船を貸した船頭水主は犯人を逮捕或は告知する事等の拔荷訴人に關する令達を布告した。更らに八月、拔荷金元の訴人等を令達した。唐船についても、五月、長崎奉行及び近傍諸侯に對し、番船

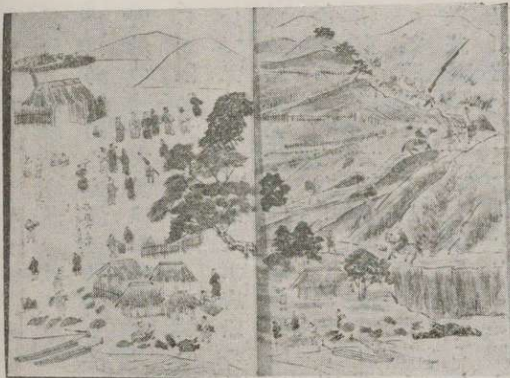
等による警戒を命じ、また狼藉に及ぶ唐船は之を乗取り、乗員を斬捨て置くべく、此方の船の唐船に近寄るものは弱め取り注進すべし、但し、難風に遭つて漂着

した唐船は先例の如く長崎へ護送すべしと達したのである。薩藩に於いても、之を領内に布達し、地頭領主の差圖を受けて處置すべしとした。即ち、漂到唐船の取扱は俄かに嚴重を加へたと思はれる。

更らに正徳五年、幕府は長崎入津唐船を三十隻に制限し、信牌なる長崎通航許可證を發行する事とした。翌六年八月、將軍吉宗が襲職して、多く先代の法を改めて古制に復した時にも、此の唐船貿易制限のみは改めなかつた。仍て、積戻を命ぜられる唐船は多く、拔荷は愈々盛んで、取締は困難を加へた。また唐商等の愁訴もあつたので、享保二年に至り、幕府は入津唐船の數

長崎入津唐船を年三十隻に改む

長崎入津唐船を四十隻となす



圖一十三第 唐大船漂島着圖 (南島雜話所載)

拔荷禁壓と漂到唐船の追拂

薩藩に於ける唐船及び取締の勵行



圖二十三第 唐大船漂島着圖 (きづ)

を十隻増加し、引續き拔荷禁壓を計り、同年五月十日には、各領内漂到の唐船は威嚇して追拂ひ、先方より發砲した際には、之を砲撃すべく、且つ、領民の接近を禁ずる様達した。翌三年正月、幕府は目附渡邊永倫に長崎出張を命じ、渡邊は、三月、長崎に着き、次いで、筑前に於いて唐船を追拂ひ、再び長崎へ歸つたが、此の時も漂到唐船の追拂を達した様である。かくて薩藩も一層漂到唐船及び拔荷の取締を勵行したが、同時に、琉球輸入唐物の取締を嚴重にした。

前の如しと令達があり、即ち唐船漂流して、拔賣の筋に見えた場合は、之を打拂ふべく、漂泊して出航しない場合は、二三日も様子を見彌、船具等を損じ、出航困



異國方浦廻檢使の制

難ならば、長崎へ送るべし、出航すれば、長々追掛けるべからずといふ。(注四九) 是より先き毎年四、五月頃異國方浦廻檢使が諸浦を巡廻する例であつたが、享保十二年九月之を廢した。(注五〇) 併し、爾後も漂到唐船の處置は従前の法に従ひ、幕府も屢、拔荷取締を令達し、之を勵行せしめたのである。

琉球に於ける漂到唐船處置方の變更

琉球漂到の唐船を長崎送致を廢す

其の間琉球に於いては、漂到唐船の處置方を多少變更した。貞享元年清の康熙

護難船の貿易

長崎廻送の漂到唐船を邦人の乗船を停む

廿三の清朝禮部の咨文の旨もあり、元祿六年攝政・三司官より願出て、同九年六月幕府は琉球漂到唐船の長崎送致を廢するを許し、唐船及び出所不明の異國船は共に琉球の貢使便を以て福州へ送り、但し、南蠻船及び切支丹の疑がある異國船は、乗組唐人荷物共に長崎へ送り、貿易は一切許さざる事とした。(注四六) 従つて、道之島漂到唐船も同様とし、破損せざる場合は順風次第出帆せしめ、破船の場合には、乗員荷物共に琉球へ送り、琉球より福州へ送らせる事になつた。(注四七) 漂難船を送還するを護難といひ、貢使便による以外護難船を發する事あり、之には都通事司養瞻大使を附した。護難船も亦貢船と同様貿易を行つた。(注四八) また元祿六年、漂到唐船を長崎へ送る際に上乘揖取水先案内を附するを廢し、日本人は一切唐船に乗せず、警護船挽船を附する事とする旨、長崎奉行より

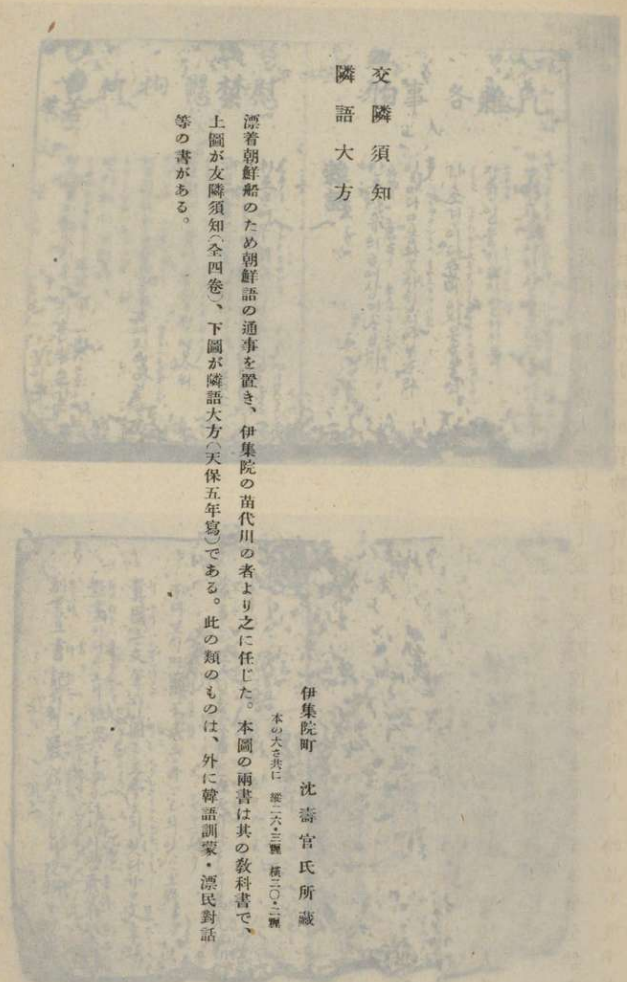
朝鮮船に對する取扱  
唐船に對する規定の大様

達があつた。琉球に於いても、唐船が破損し、其の希望により、長崎へ送る場合は右と同じ取扱とし、琉球人たりとも唐船には乗込ましめず、船中人數改唐人書物等を申附けるため、乗船を要する時は、奉行附衆兩人大和横目兩人を乗船せしめる事とした。同時に、和蘭船に對しては、人數改質人取なく、また和蘭船に乘込み、和蘭人を上陸せしめる事は共に制禁とし、米薪水を要する時は、飢餓に及ばざる様手當し、警護船挽船は唐船同様之を附せしめる事とした。(注五〇) 寶永元年九月十八日付攝政北谷按司朝愛・三司官宛、家老島津久輝等の覺に、琉球へ唐船漂着して破船の時は、唐人異國人居所を區別して堅固に圍ひ、番人を附して、人民と交通を絶ち、賄方は飯米鹽野菜薪等相應に申附け、馳走がましくなく、代物は受取らず、尤も福州へ送り届けて入費決濟するは格別とし、破船の人數、荷物多き場合は、進貢船以外に船を仕立て送り、破船せざる場合には、唐船及び出所不明異國船共に薪水等相應の事は之を達し、交易は許さず、猥りに陸へ揚げず、人民を唐船異船に乗せず、朝鮮船の取扱も唐船同様とすとある。(注五〇) 次に寶永七年の幕府巡見使への答書、享保九年四月及び寛延四年三月朔日の異國方條書等によれば、次の如くで、正徳享保以後多少の變更或は新規定は

あるが、大體此の規定が行はれたのである。先づ、唐船が沖に現はれた時は、其の所に於いて、遠見番より警戒し、浦々にも油斷なき様申附ける。愈々碇を卸した際には、早速小船を出し、諭單(通達の書面)を以て漂着の次第を尋問し、之を湊へ挽入れ、或は破損せざる様處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ届出て呼寄せ、唐通事より國所出航地同月日行先乗組員數積荷等を尋ね、切支丹書信毒藥を積載するや、信牌を有するや、等をも糺し、此等を書物として提出せしめ、此の書物を鹿兒島の異國方用人へ宿次を以て送る。次いで、異國方より警固宰領人を派し、且つ江戸、長崎へ飛報する。次いで、唐船を改め、宗旨の書物を出させ、質唐人二、三人を頭立つた者から取り、之に宰領を附添へ、警固人と夫々別船に乗せ、唐船は浦々から挽船を出し、警固人到着後日和次第長崎へ送り、提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し、其の首尾は江戸へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ、警固船一隻、唐人乗船一隻及び警固宰領足輕は藩藏方の負擔である。唐船滯泊中は上陸せしめず、また諸船の近接を制し、唐人を見物し、或は交際挨拶がましくする事を禁ず。勿論、交易は禁制であるが、質物の買取留置をも禁じ、唐人へ物品を渡す事、殊に刀

漂到唐船滯泊中の交易を嚴禁す

交隣須知  
隣語大方



漂着朝鮮船のため朝鮮語の通事を置き、伊集院の苗代川の者より之に任じた。本圖の兩書は其の教科書で、上圖が交隣須知(全四卷)、下圖が隣語大方(天保五年寫)である。此の類のものは、外に韓語訓蒙、漂民對話等の書がある。

伊集院町 沈壽官氏所藏

本の大き共に 縦二六・三釐 横二〇・二釐

あるが、大體此の規定が行はれたのである。先づ、唐船が沖に現はれた時は、其の所に於いて、遠見番より警戒し、浦々にも油断なき様申附ける。愈々碇を卸した際には、早速小船を出し、諭單(通達書面)を以て漂着の次第を尋問し、之を湊へ挽入れ、或は破損せざる様處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ届出て呼寄せ、唐通事より國所出航地、同月日行先、乗組員數、積荷等を尋ね、切支丹書信毒藥を積載するや、信牌を有するや等をも糺し、此等を書物として提出せしめ、此の書物を鹿兒島の異國方用人へ宿次を以て送る。次いで、異國方より警固宰領人を派し、且つ江戸長崎へ飛報する。次いで、唐船を改め、宗旨の書物を出させ、質唐人二、三人を頭立つた者から取り、之に宰領を附添へ、警固人と夫々別船に乗せ、唐船は浦々から挽船を出し、警固人到着後、日和次第長崎へ送り、提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し、其の首尾は江戸へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ、警固船一隻、唐人乗船一隻及び警固宰領足輕は藩藏方の負擔である。唐船滯泊中は上陸せしめず、また諸船の近接を制し、唐人を見物し、或は交際挨拶がましくする事を禁ず。勿論、交易は禁制であるが、買物の買取留置をも禁じ、唐人へ物品を渡す事、殊に刀

漂到唐船滯泊中の交易を嚴禁す

交隣須知  
隣語大方

伊集院町 沈壽官氏所藏

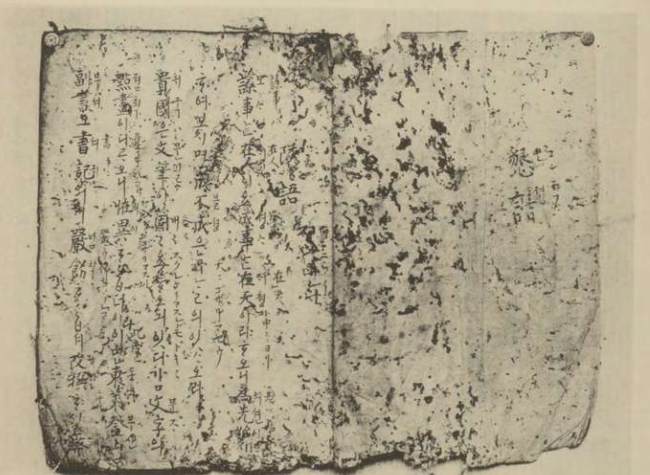
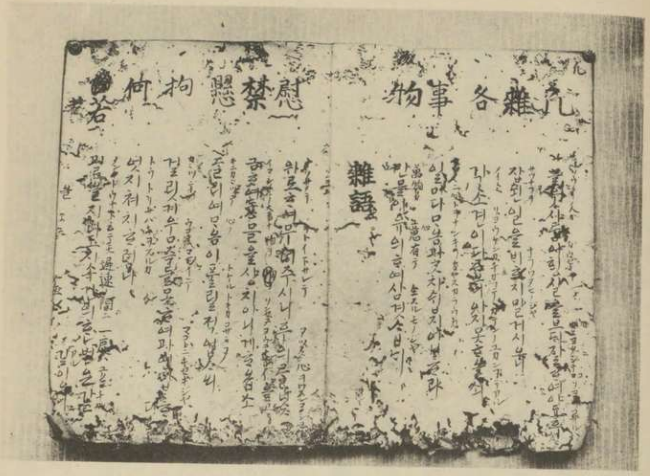
本の大き共に 縦二六・三釐 横一〇・二釐

漂着朝鮮船のため朝鮮語の通事を置き、伊集院の苗代川の者より之に任じた。本圖の兩書は其の教科書で、上圖が交隣須知(全四卷)、下圖が隣語大方(天保五年寫)である。此の類のものは、外に韓語訓蒙・漂民對話等の書がある。

あるが大體此の規定が行はれたのである。先づ唐船が沖に現はれた時は其の所に於いて遠見番より警戒し浦々にも油断なき様申附ける。急旋を卸した際には早速小船を出し論草(通譯)を以て漂着の次第を尋問し之を渡へ換入れ或は破損せざる様處置して番船を附ける。唐通事は異國方用人へ箱出の書等郵寄せ唐通事より國所出航地同日日行先乗組員數積荷等を尋ね切支丹書上圖は文稱條條(空欄)を以て國所出航地(唐)を尋ねる。唐通事(唐)より提出せし。通譯(唐)は此の書物を唐船(唐)の異國方用人へ送付す。本圖は通譯(唐)より提出せし。唐通事(唐)より提出せし。唐通事(唐)より提出せし。

固宰領人を派し且つ江戸長崎へ飛報する。時東浦頭で船定取調。本旨の書物を

大出せ買唐人二三人を頭立つた者から取り之に宰領を附添へ警固人と夫々別船に乗せ唐船は浦々から挽船を出し警固人到着後日和次第長崎へ送り提出せしめた書物と共に長崎奉行へ渡し其の首尾は江戸へも報告するのである。此の挽船水手賃銀は長崎唐人方に支拂はしめ警固船一隻唐人乗船一隻及び警固宰領足輕は藩蔵方の負擔である。唐船滞泊中は上陸せしめずまた



歸唐船漂着の  
場合の處置

漂着の朝鮮船  
の處置

劍刃物類を渡す事なき様嚴戒したる飯米薪等或は肴野菜の少量は變役人横目が其の缺乏の實情を検して之を給附し、代銀は長崎に於いて決済すべき旨の書付を取る。それ以外、殊に酒類は一切給附せず、物品貸附も制禁であるが、網碇に限り、缺乏の實情を検して、貸附ける規定であつた。

以上は長崎來航船の場合で、復航船の場合は、長崎何番船、人數何人、何月何日何處へ漂着の旨、書物二通を提出せしめ、改の上相違なければ、之を異國方用人へ送り、飯米薪水、帆柱等の用材も、入用の時には無代給附して、修補せしめ、順風次第出航せしめ、唐人より願出た時は、長崎へ送る。併し、復航船は過半銀子を所持せざる故、雜用銀は藩藏方より支出する。唐船が難破した時には、之を救助し、荷物を取揚げ、船材等も散亂せざる様取揚げ、異國方用人に急報し、取扱の藩吏到着まで、人家外れに木屋を作り、又は人家を明けて唐人荷物を入れ、堅固に圍をして、晝夜警戒する。朝鮮船漂着の際も、唐船と同様の取扱で、先づ論單を以て出航地、人數、姓名、歳付、宗旨付及び漂着の次第の書物を提出せしめ、異國方用人へ急報する。而して、朝鮮は聘禮國なるを以て、食糧等は有合せの物を相應に無代給附し、破船の場合は、凡べて唐船の通りとするのである。(注五)

第四編 海外及び琉球との關係

六六六

- 〔注一〕 唐物來由考 徳川禁令考秩六
- 〔注二〕 島津國史卷二五 大村家覺書
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷八六
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷八八 唐物來由考 島津國史卷二五
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷八六・八七 島津國史卷二五
- 五
- 〔注六〕 寶永七年上使御答書
- 〔注七〕 舊記雜錄後編卷九五 島津國史卷二六 徳川禁令考秩六
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷九八
- 〔注九〕 舊記雜錄後編卷九九
- 〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷九九
- 〔注一一〕 舊記雜錄後編卷九九
- 〔注一二〕 舊記雜錄後編卷九四
- 〔注一三〕 舊記雜錄後編卷一〇二
- 〔注一四〕 舊記雜錄後編卷三 歷代制度卷三四 南聘紀考卷人
- 〔注一五〕 舊記雜錄後編卷九六・九七 島津國史卷二

- 六
- 〔注一六〕 舊記雜錄後編卷九七 島津世錄記卷八 大和之御使者記 島津國史卷二六
- 〔注一七〕 舊記雜錄後編卷九七 大和之御使者記 中山世譜附卷一
- 〔注一八〕 官職秘考卷上
- 〔注一九〕 舊記雜錄後編卷三
- 〔注二〇〕 歷代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷一六 通昭錄卷三
- 〔注二一〕 歷代制度卷五一元 歷代制度卷六七(袖崎本)
- 〔注二二〕 舊記雜錄後編卷一〇〇
- 〔注二三〕 舊記雜錄後編卷一
- 〔注二四〕 舊記雜錄後編卷一〇二 御條書寫卷一
- 〔注二五〕 御條書寫卷一
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷一 歷代制度卷六二(袖崎本)
- 〔注二七〕 舊記雜錄後編卷一
- 〔注二八〕 舊記雜錄後編卷二 兩院古雜徵卷二 通昭

錄卷五

- 〔注二九〕 御條書寫卷一
- 〔注三〇〕 舊記雜錄後編卷三
- 〔注三一〕 舊記雜錄後編卷七
- 〔注三二〕 御條書寫卷五
- 〔注三三〕 舊記雜錄後編卷二六
- 〔注三四〕 舊記雜錄後編卷一〇
- 〔注三五〕 御條書寫卷五
- 〔注三六〕 御條書寫卷一
- 〔注三七〕 板澤武雄氏著和蘭陀風說書の研究(日本古文化研究所報告三)
- 〔注三八〕 舊記雜錄後編卷一四 御條書寫卷二
- 〔注三九〕 歷代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷一六 異國船方條書(坊津)
- 〔注四〇〕 舊記雜錄後編卷一〇
- 〔注四一〕 御條書寫卷一 舊記雜錄後編卷七
- 〔注四二〕 唐物來由考

錄卷五

- 〔注四三〕 舊記雜錄後編卷四九・五五 歷代制度卷一
- 下 薩藩例規雜集卷二五 唐物來由考 島津國史卷二九 徳川禁令考秩六
- 〔注四四〕 歷代制度卷一〇下 薩藩例規雜集卷二五 御胞書寫保集成卷三五
- 〔注四五〕 歷代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷一六
- 〔注四六〕 舊記雜錄後編卷二〇・二一 島津國史卷二八 歷代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷一六 御條書寫卷五
- 〔注四七〕 大島要文集 御條書寫卷五
- 〔注四八〕 中山世譜卷九以下 周益淵稿道光以後中琉貿易統計(中國近代經濟史研究一ノ一)
- 〔注四九〕 舊記雜錄後編卷二〇
- 〔注五〇〕 御條書寫卷五
- 〔注五一〕 歷代制度無卷第三 薩藩例規雜集卷一六 異國船方條書

第三章 鎮國制度

六六七

第四章 琉球の附庸關係

薩藩の琉球に對する地位

尙寧の卒去と尙豐の即位

琉球王位繼承と支那の封冊

幕府と琉球との交渉

薩藩の琉球に對する政治的支配關係は、最も總括的には琉球王を臣從せしめ、且つ王位繼承者を決定する權能を握つた點に見られる。元和二年二月、家久・義弘は尙寧に對し、其の子孫なき場合の繼承者として、佐敷王子朝昌尙豐を指名し、同人を西來院菊隱に代る攝政とした。元和六年九月、尙寧が五十七歳在位三十七年を以て卒するや、翌年、尙豐は王位に即位したのである。(注二) 寛永十七年五月、尙豐が卒した後、幕府は島津氏の分別次第なるべきを達して居り、尙豐を嗣いだ尙賢が、正保四年九月卒した後にも、幕府は同じく島津氏の意志に任せ(注三)、即ち、島津氏より王位繼承目を申附けた後、幕府へ届出れば足りるので、將軍徳川秀忠の定めた例規であるといふ。(注四) 更らに、支那朝廷は之を關知せずとは云へ、かくして王位繼承者が決定した後、夫に封冊を授けるのである。封冊に就いては別に記すが、此の封冊を経て、琉球王襲封の儀は完了する。従つて、琉球が直接幕府と交渉を持つ事はなかつた。たゞ將軍襲職等の際、また琉球王襲封の際には、通常封冊後、夫々慶賀使・恩謝使を參府せしめ、幕府に聘

禮する例であつた。恩謝使・賀慶使の參府は、琉人立といひ、特に事故なき限り、藩主が同時に參府し、江戸に於いて琉使聘禮の際は、藩主が之を先導する例であつた。其の始めは寛永十一年で、爾後左の如く都合十八回に及んだ。

琉球使節の氏名

恩謝使

賀慶使

聘禮の日	使命	正使	副使
寛永十一年閏七月九日	恩謝尙豐封	佐敷王子朝益尙文	金武王子朝貞尙盛
正保元年六月廿五日	賀慶尙家綱	金武王子朝貞尙盛	
慶安二年九月一日	恩謝尙賢封	國頭王子正則尙馬	具志川王子朝盈尙享
承應二年二月八日	賀慶尙家綱	國頭王子正則尙馬	國頭王子正則尙馬
寛文十一年七月廿八日	恩謝尙貞封	金武王子朝興尙照	越來親方朝誠尙美
天和二年四月十一日	賀慶尙吉職	名護王子朝允尙氏	恩納親方安治尙毛
寶永七年十一月十八日	賀慶尙宜職	美里王子朝禎尙氏	富盛親方盛富尙氏
正徳四年十二月二日	恩謝尙敬封	與那城王子朝直尙氏	與座親方安好尙毛
	賀慶尙家綱	與那城王子朝直尙氏	知倉親方朝上尙氏
	恩謝尙敬封	金武王子朝祐尙氏	勝連親方盛祐尙毛

琉使の日光社  
參を寛永寺參  
詣に改む

琉使の行裝

享保三年十一月十三日	賀慶 <small>吉宗 襲職</small>	越來王子朝慶 <small>氏 尚</small>	西平親方朝叙 <small>氏 叙</small>
寛延元年十二月十五日	賀慶 <small>家重 襲職</small>	具志川王子朝利 <small>氏 尚</small>	與那原親方良暢 <small>烈馬元</small>
寶曆二年十二月十五日	恩謝 <small>尚穆 襲封</small>	今歸仁王子朝忠 <small>氏 尚</small>	小波津親方安藏 <small>氏 毛</small>
明和元年十一月廿一日	賀慶 <small>家治 襲職</small>	讀谷山王子朝恒 <small>和 尚</small>	湧川親方朝喬 <small>照邦</small>
寛政二年十二月二日	賀慶 <small>家齊 襲職</small>	宜野灣王子朝祥 <small>容 尚</small>	幸地親方良篤 <small>義馬克</small>
寛政八年十二月六日	恩謝 <small>尚溫 襲封</small>	大宜見王子朝規 <small>氏 尚</small>	安村親方良頭 <small>氏 馬</small>
文化三年十一月廿三日	恩謝 <small>尚藩 襲封</small>	讀谷山王子朝英 <small>烈 尚大</small>	小祿親方良和 <small>昌 馬</small>
天明三年閏十一月四日	恩謝 <small>尚育 襲封</small>	豐美城王子朝春 <small>楷 尚</small>	澤岐親方安慶 <small>氏 毛</small>
天保十三年十一月十九日	賀慶 <small>家慶 襲職</small>	浦添王子朝熹 <small>魯 尚元</small>	座喜味親方盛普 <small>德毛恒</small>
嘉永三年十一月十七日	恩謝 <small>尚泰 襲封</small>	玉川王子朝達 <small>氏 尚</small>	野村親方朝宜 <small>氏 尚</small>

但し、寛永十一年の恩謝使に限り、二條城に於いて聘禮した。次の正保元年の賀慶使・恩謝使より、江戸聘禮の後、日光社參を恒例とし、寶永七年の賀慶使・恩謝使以後、之を寛永寺參詣に改めた。途中人馬の給附及び進獻賜物饗宴等、凡べて尙寧參府の例に準じたのである。其の行裝等は特に異朝風とし、外國聘禮

の如く裝はしめた。即ち幕府の威勢海外に及ぶを諸人に示す手段でもあつた。薩藩も亦之によつて琉球服屬の事實を誇示したのである。

攝政三司官の  
任免  
西來院菊隱

王位に次いで攝政・三司官司法の任免も亦藩の指揮によつたのである。西來院菊隱の國師加判役攝政任職に就いては前に記したが、時に慶長十七年六月九日付、三司官宛家久の狀に西來院は日本の様子を能く知る故沙門ではあるが、三司官に加へると記して居る。佐敷佐敷王子朝昌の攝政任職の事情は前記の如くであるし、何れも藩の指定によつた事は明らかである。

三司官の所職  
三司官の任免  
に對する薩藩  
の態度

三司官は、夫々給地方用意方所帶方等を分掌しつゝ、諸事協議して攝政に申稟し、國務を行ふ高官で攝政に次ぐ。其の選任は王子按司以下久米村諸大夫に至る琉球諸官の投票によるが、其の決定は藩の承認を俟つたのである。王が之を免するにも藩の承認を要し、藩の意により之が阻止された場合もある。寛永五年七月十九日付家久は尙豊に達し、是より先き唐船來着の時分、鹿兒島家老の養物等を買取つた科により、今歸仁親方宗能孟歸 仁・國頭親方朝致向鶴 齡が三司官職を免せられたに就き、聊かの事で斯様の沙汰然るべからずと、兩人の免職を中止せしめた。兩人は復職すると共に、知行屋敷の沒收を免れた。佐敷反



琉球王の製封  
井に攝政三司  
官の就任には  
藩に誓詞す



第三十三圖 首里王城正殿 (國寶) 神宮社拜殿

對に、藩は其の意志により三司官を免職或は處分する事も出来た。寛永八年閏十月三日付、島津久元等の三司官宛覺に琉球談合衆司官の内、心持二様の由聞えあり、心持悪しき者は鹿兒島へ差上せ、此の地に於いて穿鑿せんと云つて(其心)。従つて、王を始め攝政・三司官の地位は全く藩の制肘の下にあつた。且つ王が襲封し、攝政・三司官が就任した時、また島津氏代替には、何れも夫々藩に對し誓詞を出した事慶長十六年尙寧等が行つた所の如くであつた。更らに、此の外の王子以下琉球

諸士は、三司官の監督を受け、夫を通じて藩の制御を受けたのである。慶長十六年九月十五日付家久は西來院菊隱等に對し、自然日本に對し疎意の旨あるに於いては、王子衆より諸侍に至るまで、三司官より此方へ理り有様申越すべし、若し用捨し其の沙汰別方より聞えあるに於いては、三司官嚴しく申理るべしと達してゐる。かくして藩は琉球の官吏及び士を凡べて制御するを得たのである。

琉球掛  
新納久詮御物  
座方にて琉球  
の事に與る

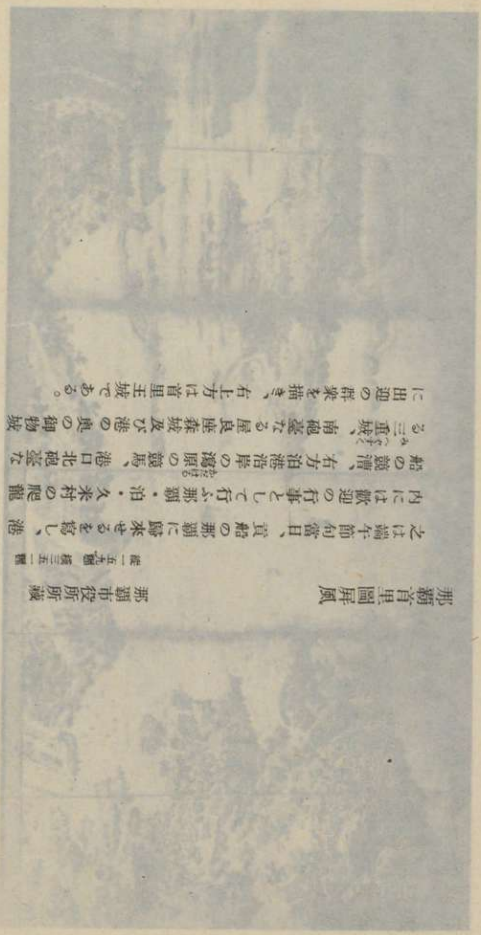
琉球在番奉行

藩に於いては、家老中の琉球掛が琉球支配の最高機關であつた。尤も琉球掛の分局は、承應三年新納久詮が家老で御物座方を命せられた時に始まつたのであらうといふ。其の以前、琉球への令達は、大抵家老連名であつたが寛文元年には、新納久詮一名を以て三司官宛條書を出してゐる。新納久詮は同三年、退役し、其の子久了が跡を襲ひ、御物座の下知及び琉球方を命せられ、延寶六年評定所詰役新納久辰が琉球方を命せられ、元祿十一年、其の子久珍が國遣座家老で、琉球方を命せられ、爾後引續き琉球方(琉球掛)は、勝手方の兼務であつた。琉球在番奉行は琉球駐在の最高藩吏で、琉球に對しては藩主を代表するものである。此の役名の創始は寛永八年である。但し、是より先き慶長十四年

琉球使者を鹿兒島に在番せしむ  
年頭使者

以來、本田親政等の如き、奉行の駐在する者はあつたのである。在番奉行は通常用人格或は物頭以上で、三年交替(一詰二十)とし、附役足輕を附屬する。(在二〇)他方、琉球よりも王を代表する琉吏が派遣せられ、鹿兒島に在番し、即ち、年々上國する年頭使者が其の任に就き、薩摩廢藩まで續いた。年頭使者は、大和え御使者記では、慶長十八年の伊計親雲上良徳馬氏を始めとし、元和三年東風平親方朝香向、同八年兼城親雲上榮明毛氏、同九年豊見城親方盛良毛氏等後は、連年注記あり、多く親方時に王子按司親雲上で、三司官の年頭使者は、寛永三年今歸仁親方宗能孟歸・寛永七年(同九年)國頭親方朝致向鶴・寛永十九年(正保元年)宜野灣親方正成邦章・正保元年(同三年)大里親方良安馬加、同三年國頭親方朝季向國で、年頭使者には隔年三司官の一人が上國し、在番する例の如く見えたが、正保四年正月、三司官の在番は免除された。更らに、寛文七年の池城親方安憲毛國以後は、凡べて親方とし、従つて之を在番親方といふ。(在二二)在番親方は、琉使參府の際に副使を勤める格で、従者は二十五、六人といふ。(在二二)其の鹿兒島に於ける居館は琉球假屋といひ、天明四年三月琉球館と改めた。之は在番及び従者等の居館であると共に登積貨物の倉庫貿易場であつた。之に關する監督事務に當る藩吏は琉球

在番親方  
琉球假屋を琉球館と改む



那覇市役所所藏 那覇首里圖屏風  
之は、彌年節別當日、官船の那覇に歸來せるを寫し、港内には歡迎の行事として、行ふ那覇・泊・久米村の鹿船船の鑑清、右方泊港消岸の瀨原の觀馬、港口北砲臺なる三重城、南砲臺なる屋良座森城及び港の奥の御物城に、出迎の符衆を描き、右上方は首里玉城である。

琉球使者を鹿兒島に在番せしむ

年頭使者

以來、本田親政等の如き奉行の駐在する者はあつたのである。在番奉行は通常用人格或は物頭以上で、三年交替(一詰二十)とし、附役足輕を附屬する。他方、琉球よりも王を代表する琉吏が派遣せられ、鹿兒島に在番し、即ち、年々上國する年頭使者が其の任に就き、薩摩廢藩まで續いた。年頭使者は、大和元御使者記では慶長十八年の伊計親雲上良徳馬氏を始めとし、元和三年東風平親方朝香氏、同八年兼城親雲上榮明毛氏、同九年豊見城親方盛良毛氏等、後は連年注記あり、多く親方時に王子按司親雲上で、三司官の年頭使者は、寛永三年今歸仁親方宗能孟歸、寛永七年(同九年)國頭親方朝致向鶴、寛永十九年(正保元年)宜野灣親方正成邦章、正保元年(同三年)大里親方良安馬加美、同三年國頭親方朝季向國で、年頭使者には隔年三司官の一人が上國し、在番する例の如く見えたが、正保四年正月、三司官の在番は免除された。更らに、寛文七年の池城親方安憲毛國珍以後は凡べて親方とし、従つて、之を在番親方といふ。在番親方は、琉使參府の際に副使を勤める格で、従者は二十五、六人といふ。其の鹿兒島に於ける居館は琉球假屋といひ、天明四年三月、琉球館と改めた。之は在番及び従者等の居館であると共に登積貨物の倉庫貿易場であつた。之に關する監督事務に當る藩吏は琉球

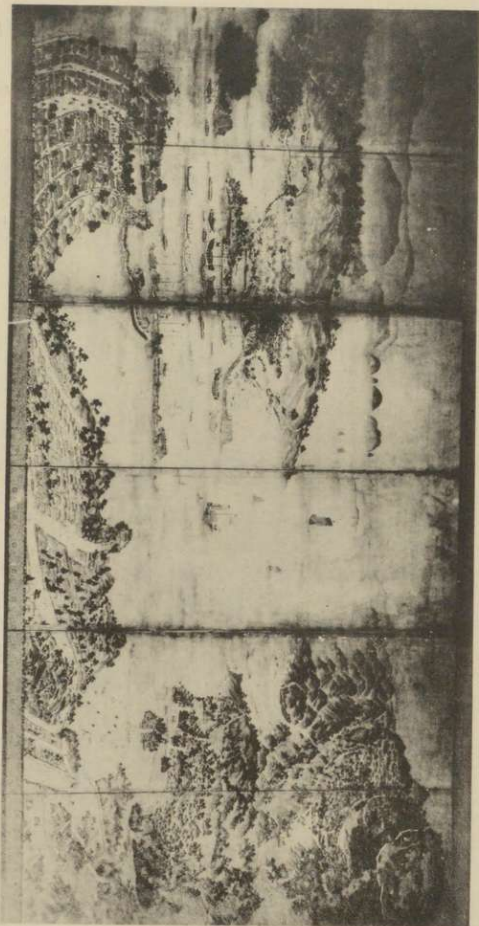
在番親方 琉球假屋を琉球館と改む

那覇市役所所藏  
 之は船中節句當日、寛船の那覇に歸來せるを感し、港内には歓迎の行事として行ふ那覇・泊・久米村の肥糖船の廻漕、右方泊港沿岸の渡原の鹿島、港口北礎臺なる三重臺、南礎臺なる屋良座森城及び港の奥の御物城に出迎の群衆を描き、右上方は首里王城である。

琉球使者を  
見島に吉香せ  
しむ

年頭使者

以來本田親政等の如き奉行の駐在する者はあつたのである。在番奉行は通  
 常用人格或は物頭以上で三年交替（詰二ヶ月）とし附役足輕を附屬する。他方、  
 琉球よりも王を代表する使者の遣はれ鹿兒島に在番し即ち年々上國す  
 る年頭使者が其の任に就く。其の初は寛永七年（一七三〇）に始り、以後は凡て  
 記では慶長十八年の御許御使（一六四三）に始り、以後は寛永三年（一七二六）  
 同八年兼城親雲上（一六五三）同九年（一六五四）同十年（一六五五）同十一年（一六五六）  
 同十二年（一六五七）同十三年（一六五八）同十四年（一六五九）同十五年（一六六〇）  
 同十六年（一六六一）同十七年（一六六二）同十八年（一六六三）同十九年（一六六四）  
 同二十年（一六六五）同二十一年（一六六六）同二十二年（一六六七）同二十三年（一六六八）  
 同二十四年（一六六九）同二十五年（一六七〇）同二十六年（一六七一）同二十七年（一六七二）  
 同二十八年（一六七三）同二十九年（一六七四）同三十年（一六七五）同三十一年（一六七六）  
 同三十二年（一六七七）同三十三年（一六七八）同三十四年（一六七九）同三十五年（一七八〇）  
 同三十六年（一七八一）同三十七年（一七八二）同三十八年（一七八三）同三十九年（一七八四）  
 同四十年（一七八五）同四十一年（一七八六）同四十二年（一七八七）同四十三年（一七八八）  
 同四十四年（一七八九）同四十五年（一七九〇）同四十六年（一七九一）同四十七年（一七九二）  
 同四十八年（一七九三）同四十九年（一七九四）同五十年（一七九五）同五十一年（一七九六）  
 同五十二年（一七九七）同五十三年（一七九八）同五十四年（一七九九）同五十五年（一八〇〇）  
 同五十六年（一八〇一）同五十七年（一八〇二）同五十八年（一八〇三）同五十九年（一八〇四）  
 同六十年（一八〇五）同六十二年（一八〇七）同六十四年（一八〇九）同六十六年（一八一〇）  
 同六十八年（一八一二）同七十年（一八一四）同七十二年（一八一六）同七十四年（一八一八）  
 同七十六年（一八二〇）同七十八年（一八二二）同八十年（一八二四）同八十二年（一八二六）  
 同八十四年（一八二八）同八十六年（一八三〇）同八十八年（一八三二）同九十年（一八三四）  
 同九十二年（一八三六）同九十四年（一八三八）同九十六年（一八四〇）同九十八年（一八四二）  
 同百一年（一八四五）同百三年（一八四七）同百五年（一八四九）同百七年（一八五一）  
 同百九年（一八五三）同百十一年（一八五五）同百十三年（一八五七）同百十五年（一八五九）  
 同百十七年（一八六一）同百十九年（一八六三）同百二十一年（一八六五）同百二十三年（一八六七）  
 同百二十五年（一八七〇）同百二十七年（一八七二）同百二十九年（一八七四）同百三十一年（一八七六）  
 同百三十三年（一八七八）同百三十五年（一八八〇）同百三十七年（一八八二）同百三十九年（一八八四）  
 同百四十一年（一八八六）同百四十三年（一八八八）同百四十五年（一八九〇）同百四十七年（一八九二）  
 同百四十九年（一八九四）同百五十一年（一八九六）同百五十三年（一八九八）同百五十五年（一九〇〇）  
 同百五十七年（一九〇二）同百五十九年（一九〇四）同百六十一年（一九〇六）同百六十三年（一九〇八）  
 同百六十五年（一九一〇）同百六十七年（一九一二年）同百六十九年（一九一四）同百七十一年（一九一六）  
 同百七十三年（一九一八）同百七十五年（一九二〇）同百七十七年（一九二二）同百七十九年（一九二四）  
 同百八十一年（一九二六）同百八十三年（一九二八）同百八十五年（一九三〇）同百八十七年（一九三二）  
 同百八十九年（一九三四）同百九十年（一九三五）同百九十二年（一九三七）同百九十四年（一九三九）  
 同百九十六年（一九四一）同百九十八年（一九四三）同百九十九年（一九四四）



在番親方

鹿兒島に吉香せしむ

年頭使者

在番親方

鹿兒島に吉香せしむ

年頭使者

在番親方

鹿兒島に吉香せしむ

年頭使者

在番親方

琉球館開設と  
改む琉球の質人

國頭左馬頭

琉球の質人を  
廢す

假屋守で天明四年三月之も琉球館開設と改稱し（注四）

次に慶長元和頃の事で、後には廢せられたが琉球の質人を鹿兒島に置いた事がある。其の始めは、恐らく摩文仁親方安恒（注五）氏で、彼は慶長十六年六月薩摩に着き、十二月駿府に於いて家康に聘貢したが、翌年病氣のため歸國し、隨行の嫡子松金安基が父に代つて留まり、同十八年十二月歸國した。質人は王子或は三司官の子を以てし、員數は藩が定めた様である。慶長十八年九月十五日付家久判の覺には、王子衆并に三司官の子共餘多人質として差上すべしと定め、翌十九年四月廿八日付、鎌田左京亮（注六）（政徳）川上忠通の覺には、質人の替衆定數の如く油斷なく定めて置く事とある。慶長十七年以降、王子或は按司が年々上國し、一年乃至二年間國質として鹿兒島に留まつた。同十九年に上國した國頭按司正彌（注七）（隆馬）は、翌年大坂夏陣の際、和装して國頭左馬頭と稱し、兵卒兵具を附せられ、家久に隨つて出向した。次いで、佐敷王子朝昌（注八）（豐尚）は、元和三年、十年質として上國したが、其の冬、攝政に任せられて歸國したといふ。翌年、佐敷王子は、與那城王子と共に上國し、光久の誕生を賀し、併せて質人赦免を謝した。其の後は、大和え御使者記によると、寛永三年、東風平按司朝易（注九）（向氏）が國質として

上國し、翌々年、歸國してゐるが、他に國質はなく、廢せられたものと考へられる。猶ほ、島津氏の繼嗣、任官昇位、縁組誕生等の慶賀、或は不幸弔問、琉球王の繼嗣、其他願意聽達、或は賜與に對する謝儀につき屢、琉使の上國があつた。

琉球王の地位  
權能

右の如き關係の下に、琉球王は藩の支配を受けたが、猶ほ廣い範圍の權能を持つてゐた。例へば、三司官以下の諸役職扶持方に就いては、寛永元年八月廿日付、家老島津久元等の定に、爾今以後は王の分別次第とし、また科人死罪、流罪の儀も伺出に及ばず、農政に就いても、おりめまつりは、此方藏入の分(遣之島を指すか)は耕作時分違はざるやうと申附け、王領は王の分別次第たるべしとある。

薩藩の琉球に  
對する取扱

藩は一方で琉球が異心なく附庸する様努めたが、他方には、之を薩隅日とは全く區別した外地として扱ひ、之が混一を極力避けたのである。元和三年八月十五日付、攝政佐敷王子朝昌豐尚及び三司官宛、三原重種、比志島國貞、町田久幸の覺には、琉球生國の者の和風髻髮衣裳を停止し、違背する者は、嚴重罪科に處するとして居り、前記の寛永元年八月廿日付、島津久元等の定には、琉球の者が日本名を附け、日本支度する事を停止するとある。

琉球への渡航  
に對する制限

次に琉球へ渡航する者に對しても、嚴重な制限を加へ、寛永十六年九月十九

藩用船々頭并  
に七島者の琉  
球在住を禁ず

日付、權山久高等の前掲の掟に、藩の判形なき商人の逗留を許容すべからずとあり、翌十七年三月廿二日付、三司官宛、町田久幸等の條書に、日本人琉球諸所に寄宿停止の制札を遣すとあり、慶長十八年六月朔日付、比志島國貞等は、攝政西來院菊隱等に御掟之條々を達し、其の内に、宮古島へ免許なき日本商人の渡航を停止する事を規定してゐる。爾後、かゝる規定は屢、繰返されて居り、免許なく他所の者が琉球へ渡航し居住する事は、初めより禁制となつてゐた。藩用諸船の船頭水手、或は七島者が、琉球に於いて家を持ち、逗留する事も禁制であつたし、他領の者が船頭水手に紛れ渡航する事も嚴重取締つたのである。但し、前々より居附の者もあり、寛永二年十月朔日付、三司官宛、島津久元等の覺に、琉球に住居の他領人を上すべからずとあり、翌三年三月廿七日付、島津久元等の覺に、琉球に居附の日本人、上方者の書記帳を差出すべしとあり、同十五年九月十一日付、島津久元、伊勢貞昌、宛、川上久國等の狀に、琉球居附の日本人は、先づ其の儘召置き、向後は堅く停止するとある。居附者が往來する事は禁制であつたと思はれる。此の制限は、琉球假屋にも及んで居り、同假屋へ鹿兒島の士人が出入し、琉球人と交る等は、禁制で、間々緩がせの事もあつたとの事で、明和

琉球在住の内  
地人の取扱

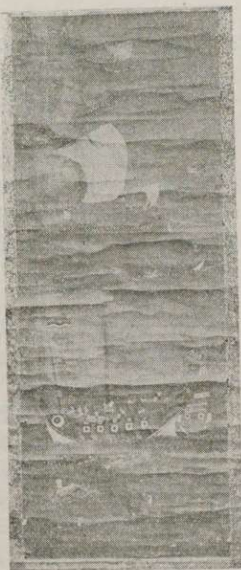
鹿兒島士人の  
琉球假屋に出  
入交際を停止

九年十一月には、稽古指南の外、出入を禁ずる旨の達がある。<sup>(註三七)</sup>

慶長十八年九月廿四日付三司官宛三原重種伊勢貞昌の覺には、兵具改を行ひ鐵炮所持を嚴禁するの一條がある。但し、王子三司官侍の自分持具は免許するとある。<sup>(註三六)</sup> 琉球へ武具を渡す事も禁じ、寛永十六年十月十三日付攝政金武

第三十四圖 薩摩船那覇入港の圖

(津曲貞助氏所藏)



王子朝貞<sup>(註三六)</sup>及及び三司官宛、島津久慶等の覺に、何色によらず兵具の類は船中用心のためにも差渡すを禁ずるとあり、また同廿年二月十四日付、島津久元等の條々に、同じく武具類を琉球に賣渡すを禁

じてゐる等、屢、同趣旨の規定が見られる。<sup>(註三七)</sup> 但し、琉球に於いて所持の刀脇差を持登り、鹿兒島で拵等を調へる事は差支なく、元祿十二年閏九月廿五日の覺では、かゝる場合、其の寸尺、また作の知れたものは作を申出て、在番奉行の證文を受け、琉球方取次に差出し、歸帆の時は、裏書を受けて持下る事と規定してゐる。<sup>(註三八)</sup>

琉球王領八萬九千八十六石

琉球の貢納物

琉球の納物を出銀として米納を許す

琉球の出銀の率

琉球王領<sup>(註三九)</sup>は、島津氏が知行目錄を以て安堵した高で、其の法制上の性質は、一般藩士の給地と同様である。慶長十六年九月十九日の知行目錄では、琉球王領高八萬九千八十六石で、恐らく之に對應して、琉球納物の種類及び數量が定められた事は前に記した。爾後、此の規定により、年々鹿兒島に貢納する事となつたが、琉球は其の現物調達を困難とし、藩へ訴出たので、同十七年三月、調達困難の物は、算用を以て代納するを許す事とし、更らに翌十八年六月、凡べて銀三十二貫として銀納せしめ、たゞ芭蕉布、其の他の藩用物を指定し、現物納とし、其の分は値成を定めて、納銀高の内に算入した。納銀高は、此の如く、年々一定してゐたが、元和元年には、大阪役出陣のためと思はれ、特に倍額銀六十四貫を賦課した。<sup>(註四〇)</sup> 同三年十一月に至り、藩士知行に對する出物出銀に準じ、琉球に對しては、納物に代へて高一石に付、出銀八分とし、米納を許す事とした。但し、上布、燒酎、練芭蕉、船綱油等の現物を納めるものは、従前通り、値成を以て出銀高に算入し、運賃は、王位藏方の負擔とした。出銀の額は、年々増減があり、また米價の變動によつて、代米額も變更した。元和四五年の出銀は、一匁、同六年は五分であつた。寛永元、二、三年は、夫々出銀八分五分一匁で、琉球國司高の内宮

古の不足高六千四十石九斗餘を除いた八萬三千八十四石九斗餘に對し算用し、夫々總額銀六十六貫四百六十七匁餘四十一貫五百二匁餘八十三貫八十四匁餘を以て決濟した。同五年の出銀は一匁同八年は初め二匁としたが一匁五分に改め、其の翌年より通常は一匁五分冠船渡來の年は五分に減額する事とした。併し、増額の事もあり、同十一年には、出銀三匁であつた。(在三四)

其の間宮古の高に誤謬ありとの事で、前の知行目録を返還せしめ、寛永五年五月、新納久宣等より、宮古の不足高六千四十石餘を除き、總高八萬三千八十四石餘とするを達した。寛永元二三年の出銀は、修正した此の高によつて決算したのである。次いで、同六年八月廿一日付、知行高目録を、改めて尙豊に授け、總高八萬三千八十五石餘とした。其の各島別内譯は左の如くである。(在三四)

沖	繩	五七〇九〇石	粟	國	六七五石		
久	米	三、二五一石	渡	名	喜	四一石	
慶	良	間	一八八石	伊	江	三、三七〇石	
宮	古	一、二八八石	伊	是	那	六九六石	
八	重	山	五九八〇石	與	部	屋	五〇〇石

寛永十二年總高九萬八千八百八十三石餘

上木高

牛馬出銀の賦課

臨時出銀の賦課

寛永十二年の内檢では、檢丈を行はず、八月十日、慶長の高百石に付七石三斗六升五合一才を盛増するを達した。即ち、高六千百九十九石餘を盛増し、また上木高を一千六百七十九石餘としたので、總高は九萬八千八百八十三石餘となり、之に應じて年々の出銀總額は増加した。(在三五)

上木高は、芭蕉敷、唐芋敷、實蘭敷、桑漆、鹽屋、棕枙等を改めて高に算入するものであるが、右の七項に就いては、寛永十二年以降、本高同前賦課し、藩に納めた。また同年以降、牛馬出銀を賦課し、即ち、牛馬敷を標準として、山野に賦課し、藩に納めた。初め、牛馬一頭に付銀二分五厘を牛馬敷二萬二千九百八十七頭として賦課し、後に二分に減額し、元祿七年に至り、其の代米一升九合四勺七才とした。享保三年、諸郷の牛馬出銀は一頭に付四分としたが、琉球では増額せず、當時其の代米總額は四百四十四石餘で、藩へは銀納とした。(在五六)

寛永十二年には、七月十二日の江戸上屋敷火災につき、三匁出銀とし、皆濟期限も翌年八月とし、十月より遲滯すれば、利息を附する事とした。翌十三年正月、皆濟期限を九月としたが、火災につき、出費多分なるを以て、期限を嚴守する様申渡し、之に對して、攝政金武王子朝貞尙、三司官より、期限を十二月とする様



願つてゐる。(注三七) 寛永廿二年正保二年二月二日付、金武王子朝貞三司官及び阿多忠榮宛、島津久通等の覺によると、米價下値で藩債増加につき、分國中同等に人別合力銀二分を課し、前年分重出銀石別二分と共に、八月限り皆済する様とあり、また共に米納の時は値成を定めるといふ。(注三八) 即ち重出銀及び人別合力銀の加徴もあつたのである。萬治元年九月には、是より先き兩度の江戸大火につき、時借も不可能といふ藩財政窮乏の故を以て、石別合力銀重出二分を課した。(注三九) 同時に、石別破損銀一匁前年は米一升及び諸郷同様に人別出銀五分の賦課もあつた。(注四〇) 天和二年十月十一日付、御物座宛、評定所の達には、江戸公界向銀入用は年々増加し、藩債過分となり、一年以來時借も手切となり、必至と窮迫に及び、分國中加勢申附けると、琉球は諸島男女共一人に付銀五分づゝの合力翌年正月廿九日限り、御物座へ皆済する様、夏上り船を以て上せる事とある。(注四一)

猶ほ正保四年には、八重山の高六千六百三十七石餘寛永盛の出物を免除する事としてゐる。(注四二) 其の後、寛永六年には、出銀を石別出米八升一合運貨添一斗に一定した。享保内檢の際、同七年十月、琉球にも檢地を申渡したが、琉球より訴出あり、又檢地を免除し、高百石に付、盛増三石六斗八升二合五勺、即ち、寛永内檢

享保内檢の高  
三十九石餘

苦勞米の賦課

砂糖・樽金の  
專賣

の際の半分の盛増とし、總高は九萬四千二百三十石餘となつた。石別出米八升一合とすれば、出米總額は運貨米を除いて、七千六百三十二石餘となる。(注四三) 享保新高による出物は、享保九年より賦課する筈であつたが、琉球に於いては冠船來航以後物入續き、國中出錢を課し、冠船方拜借銀も、同十三年までに返済につき、翌十四年より出物申附けられ度しと申出て、申請の通り聽届けられた。(注四四) 出物出銀の外に、苦勞米の賦課もあつた。寛文二年八月、苦勞米は琉球に於いては、行料として支給されずとの理由で、首里玉城火災につき、之を免除され度いと、攝政羽地按司朝秀向賢より願出たが、之は容れられなかつた。また琉球一件帳、琉球雜記によれば、元祿八年より初めて賦米を賦課し、寶永六年、高一石に付一升一合、運貨を添へて一升四合九勺五才としたといふ。即ち、享保内檢の高に對して、總額千三十六石餘となる。(注四五)

次に、砂糖・樽金の仕登は、初め、琉球假屋の借銀返辨の手段として始めたものである。即ち、藩より九千兩の借銀あり、期限に至るも返辨の手段なく、正保三年三月、古波藏筑登之親雲上賀親薛氏の發案により、砂糖・樽金を專賣とし、之を仕登せて借銀返辨に充てる事とした。仍て、在番奉行諏訪兼清を通じて免許を

受け、仕登米の内から代銀を出す事としたもので、爾後、永く續いたのである。〔注四三〕

其の後、明暦元年十月四日付、三司官宛御物座の達に、砂糖仕上船運賃に砂糖を渡せば、脇賣同様となるにつき、米を以て渡す事とし、鹿兒島に於いて、出米差引するとある。〔注四六〕

延寶七年六月十二日付、稅所治郎右衛門伊地知及右衛門宛攝政

大里按司朝亮向弘 毅 及び三司官の覺に、毎年砂糖樽金を一手買取り、琉球假屋方

へ差上す、此の代銀を以て、借銀利拂及び渡唐船遣銀を調へると云ひ、また船頭

水手が夫を買取るを禁止されん事を願出たが、九月廿五日新納喜右衛門より、

船頭へ少々づゝ、國司藏方より拂ふ事と達してゐる。貞享三年九月晦日付、川

村少左衛門宛御物座の覺に、琉球方は當分借銀過分に及び、其の上諸事に銀の

入用あり、返濟の手段なく、年々砂糖代銀を以て少々づゝ、利拂する〔注四七〕とある。

琉球への航運は藩の命する一定數の用船、即ち、謂はゆる運賃船を主とした

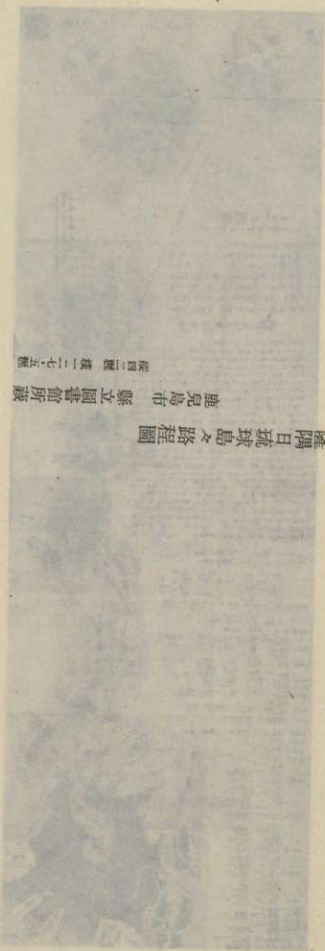
様である。琉球より出す楢船は進貢船の古船を充てたもので、年頭使者乗船

としたのであらう。其の他琉球に許された國司用物船或は荷物船もあつた

が、少數に限られた様である。航運の時は、琉球へは夏一回琉球よりは春秋

二回で特別の飛船は此の外であつた。運賃船に就いては、積荷に對する運賃

琉球への航運



薩摩日琉球島々路程圖  
鹿兒島市 縣立圖書館所藏  
圖五十一番 圖一四番

(註四五)

受け、仕登米の内から代銀を出す事としたもので、爾後、永く續いたのである。

其の後、明曆元年十月四日付、三司官宛、御物座の達に、砂糖仕上船運賃に砂糖を渡せば、脇賣同様となるにつき、米を以て渡す事とし、鹿兒島に於いて、出米差引するとある。(註四六) 延寶七年六月十二日付、税所治郎右衛門伊地知及右衛門宛、攝政大里按司朝亮向弘及び三司官の覺に、毎年砂糖樽金を一手買取り、琉球假屋方へ差上す、此の代銀を以て、借銀利拂及び渡唐船遣銀を調へると云ひ、また船頭、水手が夫を買取るを禁止されん事を願出たが、九月廿五日、新納喜右衛門より、船頭へ少々づゝ、國司藏方より拂ふ事と達してゐる。貞享三年九月晦日付、川村少左衛門宛、御物座の覺に、琉球方は、當分借銀過分に及び、其の上諸事に銀の入用あり、返濟の手段なく、年々砂糖代銀を以て少々づゝ、利拂すとある。(註四七)

琉球への航運は、藩の命する一定数の用船、即ち、謂はゆる運賃船を主とした様である。琉球より出す楫船は、進貢船の古船を充てたもので、年頭使者乗船としたのであらう。其他、琉球に許された國司用物船、或は荷物船もあつたが、少数に限られた様である。航運の時は、琉球へは、夏一回、琉球よりは、春秋二回で、特別の飛船は、此の外であつた。運賃船に就いては、積荷に對する運賃

琉球への航運

薩陽日琉球島々路程圖  
鹿兒島市 縣立圖書館所藏  
圖五十一

受け仕登米の内から代銀を出す事としたもので、爾後、永く續いたのである。  
 其の後明暦元年十月四日付三司官宛御物座の達に、砂糖仕上船運賃に砂糖を  
 渡せば賒買同様となるにつき、米を以て渡す事とし、鹿兒島に於いて出米差引  
 するとある。（同前）延寶七年六月十二日付稅所治郎右衛門伊地知及右衛門龜攝政  
 大里按司朝亮（向弘）及び二司官の覺に、毎年砂糖舊金を一手買取り、琉球假屋方  
 へ差上す此の代銀を以て、借銀利拂及び渡唐船遣銀を調へると云ひ、また船頭  
 水手が夫を買取るを禁止せしめ、れん事を願出たが、九月廿五日、新納喜右衛門より、  
 船頭へ少々づゝ、關司藏方より拂ふ事と達してゐる。貞享三年九月晦日付川  
 村少左衛門宛御物座の覺、琉球方は當分借銀過分に及び其の上諸事に銀の  
 入用あり、返済の手段なく、砂糖代銀を以て少々づゝ、利拂すとある。（同前）

琉球への航運

琉球への航運は藩の命する一定數の用船即ち、謂はゆる運賃船を主とした  
 様である。琉球より出す積船は進貢船の古船を充てたもので、年頭使者乗船  
 としたのであろう。其他琉球に許された關司用物船或は荷物船もあつた  
 が、本編に關するは、進貢船の航運の時季は、琉球へは夏一週、琉球よりは春秋



米を給し、船頭・水主に多少の交易を許した。此等船頭・水主の交易は、薩琉交易上重要なもので、此の外、上國琉球人或は在番藩吏が免許され、また時には隱密に交易し、夫に關して屢、取締の令達が發せられてゐる。〔注四八〕

〔注一〕 中山世譜卷七・八 南聘紀考卷人 島津國

史卷二四

〔注二〕 舊記雜錄後編卷九九 島津國史卷二六

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷三 歷代制度卷三四 御條書寫卷一

〔注四〕 舊記雜錄追錄卷四八 歷代制度卷三四

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷四九 歷代制度卷三四 大

和え御使者記 中山世譜附卷一以下

〔注六〕 舊記雜錄後編卷六六

〔注七〕 舊記雜錄後編卷七九

〔注八〕 舊記雜錄後編卷八三

〔注九〕 舊記雜錄後編卷六七

〔注一〇〕 官職秘考卷上 南聘紀考卷人

〔注一一〕 舊記雜錄追錄卷五六 歷代制度卷一四六・五二頁

第四章 琉球の附庸關係

〔注一二〕 大和え御使者記 中山世譜附卷一以下 舊

記雜錄追錄卷二

〔注一三〕 舊記雜錄追錄卷五六

〔注一四〕 舊記雜錄追錄卷一三六 三國名勝圖會卷二

〔注一五〕 大和え御使者記 中山世譜附卷一

〔注一五〕 舊記雜錄後編卷六八・七〇 舊琉球藩評定

所書類

〔注一六〕 舊記雜錄後編卷六七 南浦文集卷中 大和

え御使者記 御條書寫卷一 南聘紀考卷人 中山世

譜附卷一

〔注一七〕 大和え御使者記 南浦文集卷中 南聘紀考

卷人

〔注一八〕 大和え御使者記 中山世譜附卷一 南聘紀

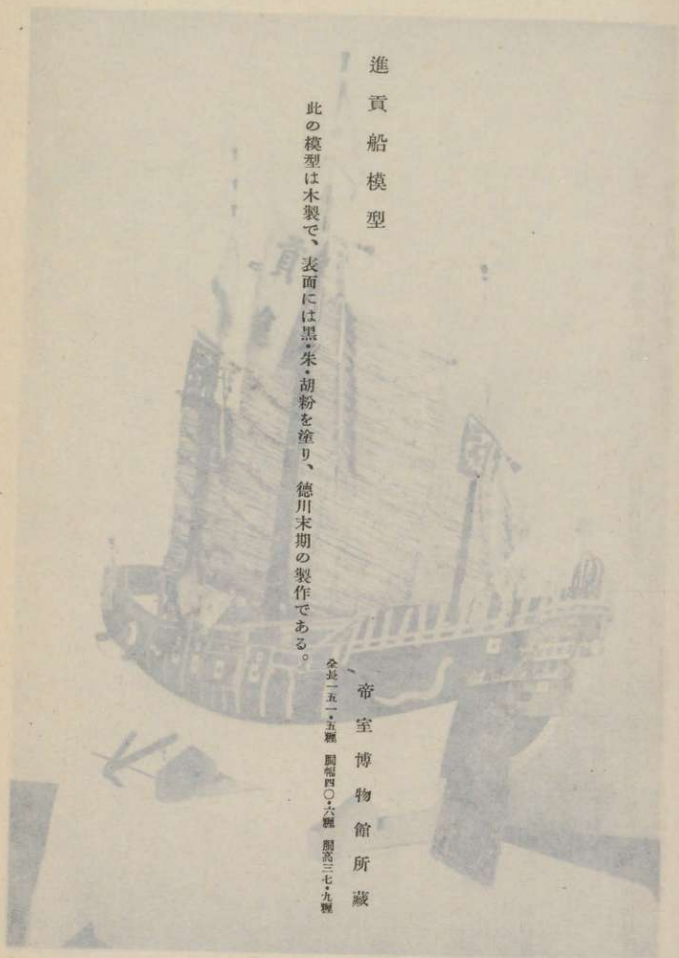
考卷人

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷七二 島津國史卷二七

- 〔注二〇〕 大和え御使者記 中山世譜附卷一以下
- 〔注二一〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二二〕 御條書寫卷一
- 〔注二三〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二四〕 舊記雜錄後編卷六六・八七 御條書寫卷一
- 〔注二五〕 舊記雜錄後編卷七七 御條書寫卷一
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷九四
- 〔注二七〕 舊記雜錄追錄卷一二七
- 〔注二八〕 舊記雜錄後編卷六八 御條書寫卷一 島津國史卷二三
- 〔注二九〕 舊記雜錄後編卷九六 御條書寫卷一
- 〔注三〇〕 舊記雜錄後編卷一〇〇・追錄卷一 御條書寫卷一
- 〔注三一〕 舊記雜錄追錄卷二六 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注三二〕 舊記雜錄後編卷六七・六八・七一 御條書寫卷一 琉球一件帳 琉球雜記 租稅問答
- 〔注三三〕 舊記雜錄後編卷七三・八七 御條書寫卷一 琉球一件帳 琉球雜記 租稅問答
- 〔注三四〕 南聘紀考卷人 西藩田租考卷下 薩藩例規
- 雜集卷二一 租稅問答
- 〔注三五〕 南聘紀考卷人 西藩田租考卷下 租稅問答
- 〔注三六〕 御當國新古御檢地之御法集卷一 南聘紀考卷人 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注三七〕 舊記雜錄後編卷八八・八九
- 〔注三八〕 舊記雜錄後編卷一〇二
- 〔注三九〕 御條書寫卷一
- 〔注四〇〕 御條書寫卷二
- 〔注四一〕 舊記雜錄追錄卷二 琉球一件帳 琉球雜記
- 〔注四二〕 舊記雜錄追錄卷五九・六一 薩藩例規雜集卷二五 租稅問答
- 〔注四三〕 舊記雜錄追錄卷六一 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注四四〕 舊記雜錄追錄卷一〇
- 〔注四五〕 琉球一件帳 琉球雜記 那覇由來記
- 〔注四六〕 御條書寫卷一
- 〔注四七〕 御條書寫卷二
- 〔注四八〕 薩藩例規雜集卷二五 歷代制度卷一四天 見開雜事錄卷一 舊記雜錄追錄卷一三・五六

進貢船模型

此の模型は木製で、表面には黒・朱・胡粉を塗り、徳川末期の製作である。



帝室博物館所藏

全長二・五米 幅四〇六釐 胴高三七九釐

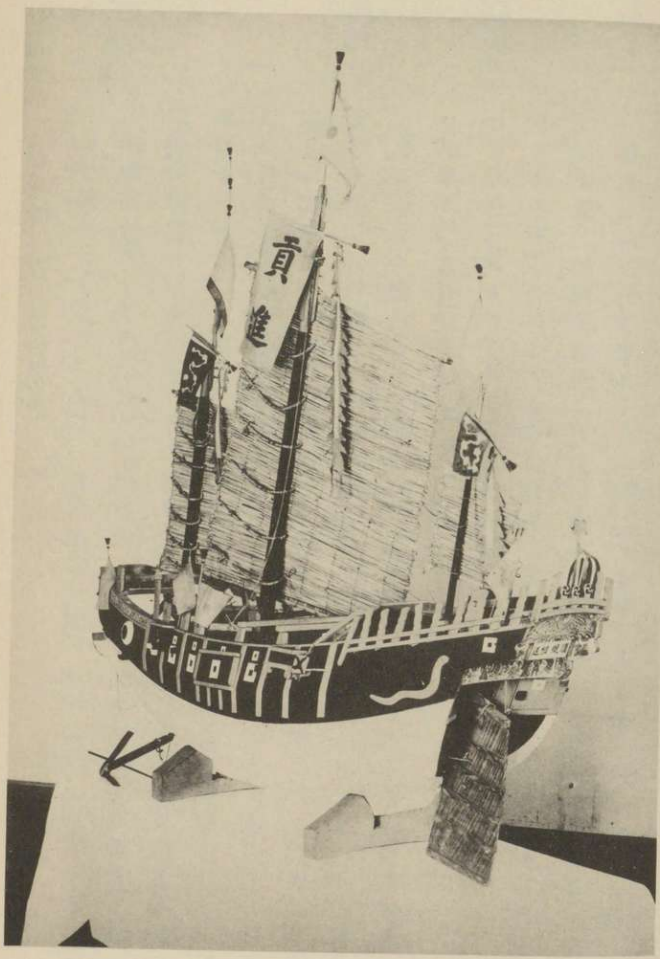
- 〔注二〇〕 大和え御使者記 中山世譜附卷一以下
- 〔注二一〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二二〕 御條書寫卷一
- 〔注二三〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二四〕 舊記雜錄後編卷六六―八七 御條書寫卷一
- 〔注二五〕 舊記雜錄後編卷七七 御條書寫卷一
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷九四
- 〔注二七〕 舊記雜錄追錄卷一二七
- 〔注二八〕 舊記雜錄後編卷六八 御條書寫卷一 烏津國史卷二三
- 〔注二九〕 舊記雜錄後編卷九六 御條書寫卷一
- 〔注三〇〕 舊記雜錄後編卷一〇〇・追錄卷一 御條書寫卷一
- 〔注三一〕 舊記雜錄追錄卷二六 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注三二〕 舊記雜錄後編卷六七・六八・七一 御條書寫卷一 琉球一件帳 琉球雜記 租稅問答
- 〔注三三〕 舊記雜錄後編卷七三―八七 御條書寫卷一 琉球一件帳 琉球雜記 租稅問答
- 〔注三四〕 南聘紀考卷人 西藩田租考卷下 薩藩例規
- 雜集卷二一 租稅問答
- 〔注三五〕 南聘紀考卷人 西藩田租考卷下 租稅問答
- 〔注三六〕 御富國新古御檢地之御法集卷一 南聘紀考卷人 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注三七〕 舊記雜錄後編卷八八・八九
- 〔注三八〕 舊記雜錄後編卷一〇二
- 〔注三九〕 御條書寫卷一
- 〔注四〇〕 御條書寫卷二
- 〔注四一〕 舊記雜錄追錄卷二 琉球一件帳 琉球雜記
- 〔注四二〕 舊記雜錄追錄卷五九・六一 薩藩例規雜集卷二五 租稅問答
- 〔注四三〕 舊記雜錄追錄卷六一 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注四四〕 舊記雜錄追錄卷一〇
- 〔注四五〕 琉球一件帳 琉球雜記 那覇由來記
- 〔注四六〕 御條書寫卷一
- 〔注四七〕 御條書寫卷二
- 〔注四八〕 薩藩例規雜集卷二五 歷代制度卷一四 天
- 只聞雜事錄卷一 舊記雜錄追錄卷一三・五六

進貢船模型

此の模型は木製で、表面には黒・朱・胡粉を塗り、徳川末期の製作である。

帝室博物館所藏

全長一五・五釐 闊幅四〇・六釐 厚三・七・九釐



第四編 海外及び琉球との關係

六八六

進貢 對 暹

- 〔注二〇〕 大和と御使者記 中由世禮附卷一以下
- 〔注二一〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二二〕 御使者寫卷一
- 〔注二三〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注二四〕 舊記雜錄後編卷六六・八七 御使者寫卷一
- 〔注二五〕 舊記雜錄後編卷七七 御使者寫卷一
- 〔注二六〕 舊記雜錄後編卷九四  
進の對暹の木葉ヲ、表面ニハ暹・宋・暹・暹・暹、暹川末限の界有リ也。
- 〔注二七〕 舊記雜錄後編卷二七
- 〔注二八〕 舊記雜錄後編卷六八 御使者寫卷一 島津
- 〔注二九〕 舊記雜錄後編卷九六 御使者寫卷一
- 〔注三〇〕 舊記雜錄後編卷一〇〇・進貢卷一 御使者寫卷一
- 〔注三一〕 舊記雜錄後編卷二六 薩摩例規雜集卷二五
- 〔注三二〕 舊記雜錄後編卷六七・六八・七一 御使者寫卷一 琉球一件紙 琉球雜記 租稅問答
- 〔注三三〕 舊記雜錄後編卷七三・八七 御使者寫卷一
- 〔注三四〕 舊記雜錄後編卷九二
- 〔注三五〕 薩摩例規雜集卷二一 租稅問答
- 〔注三六〕 薩摩例規雜集卷二二 租稅問答
- 〔注三七〕 舊記雜錄後編卷八八・八九
- 〔注三八〕 舊記雜錄後編卷一〇二
- 〔注三九〕 御使者寫卷一
- 〔注四〇〕 御使者寫卷二  
全注五、五編 薩摩例規雜集卷二六 薩摩例規雜集卷二七
- 〔注四一〕 舊記雜錄後編卷二六 琉球一件紙 琉球雜記
- 〔注四二〕 舊記雜錄後編卷五九・六一 薩摩例規雜集卷二五 租稅問答
- 〔注四三〕 舊記雜錄後編卷六一 薩摩例規雜集卷二五
- 〔注四四〕 舊記雜錄後編卷一〇
- 〔注四五〕 琉球一件紙 琉球雜記 那覇山水記
- 〔注四六〕 御使者寫卷一
- 〔注四七〕 御使者寫卷二
- 〔注四八〕 薩摩例規雜集卷二五 薩摩例規雜集卷一 租稅問答



尙寧使者を明廷に渡す

明廷琉球の進貢を十年一貢とす

義弘琉球をして對明修交を圖らしめんとす

琉球明に對して貢期恢復を請ふ

第五章 寛永以前の進貢貿易

尙寧は歸國後の慶長十七年明の萬曆四十年小祿親雲上良宗和等をして渡明進貢せしめ、明廷に歸國を報せしめた。時に、明廷に於いては、琉球役に鑑みて、海上の兵備を嚴飭しつゝあり、此の進貢使に對しても、甚だ疑惑を抱き、諸官の意見は多く拒否に傾き、仍て、十年一貢を例とすべしと命じ、貢使を入朝せしめず、方物を領收し、給賞して還した。(註)

慶長十八年春、名護親方良豐馬良が琉球の諸制改革と進貢使派遣を報ずるため、上國した時、義弘は尙寧に對し、對明和平の成立を期する旨を返書すると共に、文之草する所の與大明福建軍門書を授けて、尙寧の名で傳達せしめんとした。(註)此の書翰傳達は琉球として果すべくもなかつたであらう。翌春、名護親方は王舅として渡明し、北京に進貢したが、歸航に當り逆風のため、元和元年、薩摩の領内に漂着した。其の結果は前回と變りなく、十年間進貢許容なき旨の明帝の勅書を得たに過ぎなかつた。(註)慶長十九年冬にも、國頭親方朝致吳鶴向が王舅として進貢し、更らに貢期恢復を請うたが、同じく許容を得ず、元和元

琉球の交渉と薩藩の態度

琉球の渡唐船

年六月歸國した。（注七）續いて元和三年には、豊見城親方盛續（毛繼）が王舅として進貢したが、明の廷議前の如くであつた。（注五）琉球が、此の如く、貢期恢復に努力したのは、一に薩摩藩が屢、嚴命したによるが、藩は明廷の態度如何に拘はらず、歳々進貢船を派遣せしめんとしたのである。慶長十八年六月朔日の御掟之條々の内に、渡唐船は、春は二月下旬、秋は九月中旬に琉球を發する事歸航は五月中旬たるべく、時節相違の際は、關所に處すと規定して居り、次いで、九月十五日付、家久判の覺に、毎年の渡唐船時分相違の故、海路易からざる由、爾今以後は番賦を以て船頭を定め、若し時分外れに渡唐或は歸帆する者は、罪科に處すべしと言つて居る。（注六）即ち、年々貢船を發航せしめるを立前としたのである。

其の後元和八年、池城親方安頼（毛鳳）が王舅として進貢し、尙寧の計を以て尙豐の襲封を請ひ、且つ二年一貢制に復舊せん事を願ふに及び、琉球の休養未だ久しからずと、暫らく五年一貢とし、更らに冊封後に議すべきの許容を得た。是より先き元和七年（明の天啓七年）、明帝熹宗が即位したので、同九年春、慶賀のため王舅として勝連親方良經（馬勝）が同年夏、明の先帝神宗光宗へ進香のため、英粹が遣され、外に、此の年冬には、正貢のため、正議大夫として鄭俊が遣された。明廷

明廷琉球の五年一貢を許す

に明使者を琉球に派す

琉球明の冊封を請ふ

明の冊封使來る

渡唐銀の出資

よりは、登極詔を頒つため、指揮蕭崇基が派遣せられ、寛永元年琉球に到つた。琉球では、翌二年春之に對する謝儀及び冊封請願のため、正議大夫蔡厘を次いで、同三年、正貢のため、正議大夫蔡延を遣した。寛永四年（明の崇禎元年）、毅宗が即位し、翌年、指揮閩邦基を琉球に到らしめた。其の歸國に當り、同六年、王舅毛泰時は、隨つて渡明し、慶賀進香をなすと共に、冊封を請うた。其の結果、冊封使戸部給事杜三策、副使行人楊楡が遣される事となつたが、實際に渡航したのは、同十年の事である。（注七）

此等年々の貢船は、其の都度生糸（白）輸入を主とする貿易を行ひ、其の資銀即ち、渡唐銀は、藩が出資した。名護親方良豐の進貢に當り、慶長十八年には、藩より銀十貫、銅一萬斤を渡して居り、元和三年、豊見城親方盛續進貢の際には、義弘方より銀三十貫を渡し、之を以て生糸を購入し、積登させた。（注八）同八年頃には、渡唐銀は、百貫以上に及び、當時、藩は生糸の買値を一斤に付、銀十匁たるべしとした。尤も、之は困難であつたといひ、實際の買値は、更に高かつたであらうが、寛永二年三月には、輸入生糸千斤餘が届けられたといへば、之に對し、渡した代銀百貫以上であつた事は、明らかである。同二年十月に渡した謂は、ゆる御物

琉球は多額の渡唐銀を好ま

ず薩藩の借銀整理と進貢貿易の擴張

之銀子も百貫で、外に同じく御物銀子二十貫を利付で貸してゐる。琉球側では多額の渡唐銀を好まず、四、五十貫以上は不都合であらうと申出た事もある。(注五) 寛永七年當時藩債銀七千貫(或は二萬貫とも)に及ぶ窮迫状態であつたので、其の十一月川上忠通が發案して、進貢貿易の收益を計り、以て財政の補填に充てんとす。其の計畫を立て、之が實施のために翌八年春前記の如く、川上自身が在番奉行として琉球に渡航し、秋には菱刈重榮が渡航し、共に事に當つたのである。(注六) 其の計畫は進貢貿易を大擴張せんとするもので、同年閏十一月の三司官宛島津久元喜入忠政川上久國の覺には、唐へ年々御物銀子千貫も渡す様談合し、春秋冬三度渡航すべしとある。之は未だ將來の計畫であらうが、同年四月藩は京都に於いて調達した借入銀五百貫の内百貫を琉球へ送つたといふ。(注七)

伊地知心税琉装偽名して福州に起す

同年春、王舅池城親方安續(毛時)が、明の太子冊立慶賀を兼ねて進貢したが、後れて一船を派したのか、南聘紀考(卷)によれば、九月川上忠通は貿易監督のため伊地知心税に琉装偽名せしめて、琉吏と共に渡唐銀を齎して福州に赴かしめ、此の船は翌年琉球へ歸航したといふ。當時琉球側に渡唐銀の増額に反對の意見あり、百貫以上は不都合であると固辭したのであるが、支那は大國なれば、

進貢貿易・冠船貿易共に高價の取引を許さず

此の程度の増額は支障なからんとす。初めは銀三百貫前後を渡した様である。併し寛永八年の進貢貿易は結果不良に終つた。(注八) 此の度の貿易によると思はれる翌九年の輸入生糸は高價且つ粗悪で、殊に量目掛減りが多かつた。また生糸の中に鉛を混じたのを京都の買受人が発見し、種々言觸らし、價格を低下せしめんとした事等あり、上方の糸價低く、藩は不利を蒙つた。仍て藩は屢々令達し、進貢貿易・冠船貿易共に高價の取引を爲さざる事等に就き琉吏に戒告したのである。(注九)

冊封使への進物を京都に於いて調達す

寛永九年春には、冠船渡航の豫定であつたから、その前年の冬、新納忠清最上義時が冠船奉行として渡航した。即ち、川上忠通と談合し、冠船の事に當る譯であつた。夫と共に藩は琉球の冊封使接待に特別の注意を拂つて、種々準備した。(注一〇) 即ち、同八年六月七日付川上久國喜入忠政宛、島津久元伊勢貞昌の狀にも、冊封使へ進物の屏風、扇子、茶壺、食籠、鞍、笠等の諸品を京都に於いて調べて積渡す事としたと記してゐるが、此等の進物により薩琉關係を暗示せんとする意圖も多少見えてゐる。(注一一) 同九年八月廿七日付で、新納忠清最上義時は、攝政金武王子朝貞(盛)及び三司官國頭親方朝致(吳鶴)、勝連親方良經(馬勝)に對し、藩債銀

渡唐船の増加  
と三年一貢の  
請願

七千貫餘に及び進貢貿易以外に返辨の方法なしといひ、同夏冠船着岸せば、冊使に對し、渡唐船増加を達する様交渉に努める事、また冊使を送つて王舅國頭親方朝致、紫金大夫喜友名親方察を遣し、三年一度の進貢を請願せしめん事等の藩議を指令してゐる。即ち、三年一度の進貢として、年々一船を遣す事とするといふもので、進貢使は北京に聘禮して越年するにより、其の間に乗船は歸帆し、次年に迎の船を遣すといふ計畫で、更らに、年々年頭禮及び誕生皇常祝言、馬硫黃の貢物増額、年々夜光貝殼進上等をも請願せしめんといふ。之は渡唐船増加を達せんため手段と見られる。また武官百人程が冠船に乗來るといへば、冊使歸航の際、馳走のため王舅乘船の外に一船を出し、彼等に乗せる様に計り、二艘に銀七百五十貫程の糸代銀を渡すを得べく、かくして彼地に於いて船を大きく作替へ、糸を購入する事、若し冊使が二艘は不要とした時は、翌春冊使の安着を聞合すため一船を遣す事、其の他各場合夫々の名目を擧げて一船を遣すべき事を指令してゐる。注七

寛永十年六月正副冊封使一行の冠船が琉球に着き、十一月、その一行の歸國に當り、王舅國頭親方朝致が隨行渡明して入京謝恩し、且つ貢期復舊を請ひ、遂

二年一貢と貢  
船二隻の許可  
を受く

薩藩の方針に  
より進貢貿易  
は年々擴大

に二年一貢とした貢船も二隻とするを許された。仍て、同十一年秋發航の正議大夫蔡錦が進貢且つ謝恩して以來、二年一貢制は永く引續き行はれたのである。注八しかも、此の以前と雖も、前記の如く、王舅或は正議大夫を以てする使者が殆んど年々渡明して居るので、謂はゆる進貢貿易は中絶してゐたのではなく、寧ろ薩藩の方針により擴大されつゝあつたのである。

王舅國頭親方朝致の頭號貢船大唐に續いて、翌春二號貢船小唐が遣された。

兩船の渡唐銀總額は明らかでないが、同八月十日付、在番奉行町田久則及び三司官宛、島津久元等の覺によれば、時に、上方より借入れて琉球に銀百貫を送り、また後より二百貫を送るべく、秋中に四百貫程を下す豫定であつた。即ち、之が、大體薩摩より出した渡唐銀の總額であらう。此の外兩船に隱投銀が後に曝露し、其の買入れた糸の代銀は百四十貫餘に及んだといふ。注九

寛永十一年秋には、進貢使正議大夫蔡賢が遣され、其の頭號貢船に後れて、二號貢船は翌春發航した。また同進貢使の迎接のためと思はれ、同十三年春別に飛脚船が遣された。注一〇此等各船の積載貨は銀の外に銅木耳きみみで、其の數量は左の如くであつた。

飛脚船

薩摩より出し  
た渡唐銀  
隱投銀

第四編 海外及び琉球との關係

寛永十一年秋發頭號貢船	五五一貫九八八匁餘	銅	木	耳
寛永十二年春發二號貢船	三三一貫四八五匁餘 内一五貫三六八匁餘左右馬銀 外一貫五〇〇匁琉球借入三司 官前より渡す		一六九斤半	
寛永十三年春發飛脚船	一〇〇貫 内五〇貫寛永十一年秋走唐船 （渡す） 同五〇貫寛永十二年春走唐船 （渡す）	三〇〇斤		
計	九八八貫四八三匁餘	三〇〇斤	一六九斤半	

即ち、一度の進貢には略、銀千貫を渡した事になる。寛永八年に於ける渡唐銀千貫の申渡もあるが、同十一年の年頭使者で恩謝使に隨行した攝政金武王子朝貞（註二）に對し、川上忠通山田有榮三原重饒より渡唐銀千貫を渡すべきを達し、金武王子は承命して、十二月、歸國した。（註三） 右の寛永十二年春發二號貢船及び同

十三年春發飛脚船は、此の指令に基き、渡唐銀千貫に達するため、右の如き銀額を渡したのであらう。次いで、寛永十三年秋發の進貢船（註四）通貢使正議にも、銀千貫を渡させる事とし、同十二年八月頃、大阪より銅四千二百貫を下し、之を貢船の下積として渡し、唐緞を輸入する事とし、同時に、銀百貫馬尾三百斤を下し、其の後更らに、銀額を準備したと思はれ、同十三年秋發貢船二隻の積載した藩庫支出の渡唐銀等の額は左の如くであつた。（註五）

頭號貢船	五五〇貫 内一〇〇貫光久分	銅	馬	尾
二號貢船	四六二貫一七二匁餘 内三〇貫南戶銀	一〇、〇五〇斤	一九八斤	
計	一、〇一二貫一七二匁餘	二〇、一〇〇斤	四一六斤	

猶ほ、中山世譜（附卷一）によれば、大和公銀十萬兩琉球公銀二萬兩、計十二萬兩とあり、即ち、藩庫支出の渡唐銀千貫の外に、琉球王より二百貫を渡したのである。

進貢貿易上の  
薩藩と琉球と  
の立場

第四編 海外及び琉球との關係

買物役主取

此等兩度の進貢では、生糸、反物卷共に粗悪品を高價に購入し、且つ多額の銀を先方に残す等の失策あり、殊に寛永十三年貢船の輸入生糸には異物を混入し、或は水に濡らして量目を偽つたものがあり、偏取された残銀は四百貫に上つた。在番奉行より申渡し、各船役人を夫々五組に分けて、組毎に貿易し、代銀引替取引たるべき定であつた様であるが、役人等は之に違背し、才府官舎までを以て取引し、自分買物のみ過分に行ひ、此の不首尾を來したといふ。仍て寛永十六年に至り、買物役主取たる島尻中城親方朝壽向以下才府官舎は曲事に問はれ、夫々處罰された。藩は攝政金武王子朝貞及び三司官に對し、畢竟此方の用を向後申附けられざる様にとの隱謀たるべしとまで極言して、嚴重譴責を加へ、また渡唐銀増額後も、進貢に支障なく、しかも此の度の琉球の隱投銀は二百貫に及んだ事實等を指摘し、渡唐銀百貫以上は不都合であるとした如きは妄語であつたと攻撃した。攝政三司官はひたすら陳謝し、爾後の奉公を誓つたのである。（注三四）此の時に當り、幕府は愈、鎖國政策を進め、葡萄牙船來航を禁止したが、其の補足として、琉球口貿易に注目しつゝ、あつたと思はれる。寛永十六年九月十一日付長崎奉行馬場利重大河内政勝は、光久に對し、葡萄牙船（吸流船）

幕府の鎖國政  
策と琉球口貿  
易

進貢貿易の輸  
入品

輸出品

輸出禁制品  
輸入品

渡海停止につき、琉球口より糸、巻物、藥種等を調へる様に、江戸に於いて年寄衆申渡した由と幕府の内意を通じた。仍て、藩より之を琉球に傳へ、幕命たるを以て、更らに進貢貿易に入念すべきを命じ、再び不首尾なき様戒めた。（注三五）當時の主要輸出品は銀、主要輸入品は生糸であつた。幕府の下間に對する答申なる寛永十六年四月廿日付の從琉球渡唐之進貢船積荷之覺に貿易の代物は銀子一色とし、外に遺物（貢品）に積渡す諸品として、芭蕉上布、真芋、白布、金銀扇、並扇、筆、小刀、龜甲、鱈節、燒酒、雲丹、鹽、辛毛、魚（しらす）、鹽、辛荑、荅木、耳紙、摺貝、法螺、貝、干鮪、永良部、鱧、鹽、漬豚、角（つば）、又海苔、硫黃、夜光貝、殼綿、馬尾、銅鞍、一口、金屏風、二双、馬十疋を擧げてゐる。其の他、太刀、長刀、鑓、添差、糸織腹卷、一領、同甲の武具類は從前積渡したが、禁制により停止したとある。此等の内でも貿易品もあると思はれる。之に對し、同日付の從唐琉球へ積來り候荷物之覺によると、輸入品は、生糸、反物少々（卷物、紗、綾、絹、類）、藥種少々、書物少々、椀、折敷、盆、皿、茶碗、羹（羹）、線香、しやんひん、唐扇、毛氈、唐緞であるといふ。（注三六）其の他、藩より琉球へ下した注文書の類があり、先づ寛永三年十二月の注文書なる覺に、左の諸品を列記してゐる。

第五章 寛永以前の進貢貿易

古緒留井緒じめ之事 ふるきかう箱之事 ふるきほむ（本） ふるき釜 同花

掛物 茶はん(碗) ふるき水さし(指) 茶入 同(片)かたぐち(口) かの花入 かの  
 ぼん(盆) かこくわし入(菓子) かの香箱(堆) ついしゆぐり(朱) 火ばし(箸) ふるき  
 硯付筆 ふるきけんびやう(硯) し(籬)こうるかねの物つちの物 古き水入筆  
 掛 かも(鴨)香爐(香爐) つりかうろ(釣) とう(籬) 釜のふた(蓋) 水こぼし(翻) ふた置 看  
 はち(鉢) ふるきさう茶はん ふるき比はん 小刀 びんろう(印) かんがん  
 古袋衣 かく付くわしやう 盆山鉢同名 つりふね せしる井字 はひ  
 入(但)夏(ヤ) 水もらざる衣之事 矢ぬさるかぶとの事  
 次に寛永四年九月五日の注文書計開物件及び其の和譯たる同七日付唐へ  
 御詠物之注文に列記の諸品を夫々和漢兩語を以て示せば左の如くである。  
 上好沈香(上沈香) 上好古硯(要小的不) 上々硯(但)もふりたる硯(如何に) 上好奇南  
 香(上々きやら) 皮荷包(要古舊) 上々かう皮きんちやく(但)唐人のくし包(包)具  
 皮(有之) 異様香爐(要好) 異様香盒(要古) 異様之香箱(如何に) 雨衣(要不) 雨かつば(成程)  
 雨をしのぎ(い) 上好熟練精鐵(能入的) 刀尹口(即)刀掩口(要古) 刀  
 のつば(い)かほ(い)もふり(い) 奇花種(日本種々之事)

寛永四年輸入  
注文書

寛永五年輸入  
注文書

また寛永五年二月十九日付喜入忠政在判三司官宛の注文書には、  
 三具足(但)古銅之花(入)向燭臺(同)香(掛)物(但)古(筆) 筆架(い)ろ(香)合(但)金(之)物(物)せ  
 水入(い)ろ(花)入(但)い(か)ね(の)物(物)せ 硯(い)ろ(水)さ(し)いろ(天)目(目)す(ん)  
 品(外)々々 四方盆 天目の臺 茶碗(い)ろ(三)幅(一)對(之)繪 ふた(蓋)を(蓋)き(唐) 銅(共)  
 色(外) 二幅一對之繪 水こぼし(翻)いろ(獅子)香爐(い)ろ(同)臺(い)ろ(唐)之(之)硯箱  
 いろ(釣) せい(青)じ(磁)の盃(い)ろ(食)籠(い)ろ(唐)之(之)硯箱  
 つり香爐 盆山之石 臺子 すなの物之金鉢(薄) 唐(唐)之(唐)硯箱  
 し(く)はん(は)ん(し)う 唐(唐)之(唐)か(た)み 唐(唐)之(唐)小(刀) ぶん(文)ち(ん) け(け)さん(い)ろ(茶)入(之)袋  
 けん(硯)び(屏)やう(い)ろ(印)籠(い)ろ(鴨)之(香)爐 唐(唐)之(唐)し(し)よく 茶入之袋  
 ニ可成きぬ色々々  
 と列記してゐる。更らに御成かざり道具之内(但)く(さ)り(の)間(大)書院(小)書院(即)ち(翌)  
 々年の將軍家光及び前將軍秀忠が江戸の薩摩藩邸に臨むに就いての用度品  
 として寛永五年八月喜入忠政が儀間金城親雲上義隆(客)を通じて三司官に下  
 した注文書には左の諸品が見える。  
 古掛物(但)古(朱)合(但)なり(い)ろ(い)ろ(せ)い(か)ね(堆) 古花入(か)ね(の)物(物)せ(い)じ(其)外(い)ろ

將軍薩摩邸に  
臨む折の飾調に  
度品の注文書

第四編 海外及び琉球との關係

七〇〇

いゝ 古水(指)さしいろく 古四方盆(但なし地府) 古ふた置いろく 古水(蓋)  
(翻)こぼしいろく 古筆架いろく 古水入いろく 古硯(恰好)かかうなりの  
替りたる硯いろく 古てん(天)もく(目)いろく 同古臺(くるぬりぐりん)ついで青貝之間 古三幅  
一對之繪(但佛像) 古二幅一對之繪 (獅子香爐)しかうろ胡銅いろく かも香爐(但)  
(銅いろ) 古たうびん胡銅いろく 古青磁の盃いろく 同古臺いろく  
古食籠(推)つゐ朱ぐりん 青貝いろく 古硯箱 青磁の鉢(但足あり) 古臺子  
黒ぬり青貝之間 すなの物之金鉢(小但犬) 古うすはた胡銅之物土之物(大が)  
古沈箱(扇輪)ぐりん 堆朱青貝之間 古鏡并古家ぐりん 堆朱青貝其外いろい  
ろ けさん鐵玉石之間 古けんびやう青貝石ぐりん 堆朱之間 古印籠  
ぐりん 堆朱青貝之間(但さいけ物にて無之候犬印判) けんざん大形なる能くほ  
(草)きは悪く 中央のしよく黒ぬり青貝物(但古) 茶入之袋きぬいろく 盆  
山うけのかな鉢大小あまた(但四角なるも大なる香爐も能し)  
且つ此等の諸品に對し、代銀として五貫を渡し、不足なれば、立替るべく、剩餘あ  
らば、生絲を購入すべく命じてゐる。(注二七)

〔注一〕 琉球卷四 中山世譜卷七 琉球封事略卷一

乾 南聘紀考卷人 明史卷三二三 明史憲列傳卷一

九七 皇明世法錄卷八〇 琉球國志略卷三 沖繩志  
卷四

〔注二〕 大和え御使者記 南浦集文卷中 唐物來由  
考 異國日記卷上・下 南聘紀考卷人 沖繩志卷四

〔注三〕 舊記雜錄後編卷七〇・七一 大和え御使者  
記 南聘紀考卷人 明史卷三二三

〔注四〕 舊記雜錄後編卷七一・七二 中山世譜卷七  
明史卷三二三

〔注五〕 中山世譜卷七 南聘紀考卷人

〔注六〕 舊記雜錄後編卷六八 御條書寫卷一 舊琉  
球藩定評所書類 島津國史卷二三

〔注七〕 中山世譜卷八 球陽卷五 唐物來由考 南  
聘紀考卷人

〔注八〕 舊記雜錄後編卷六八・七四 御條書寫卷一

〔注九〕 舊記雜錄後編卷七七・七八 御條書寫卷一

〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷八一・八四 南聘紀考卷人  
薩州舊傳記

〔注一一〕 舊記雜錄後編卷八三

〔注一二〕 舊記雜錄後編卷八五 中山世譜卷八

第五章 寛永以前の進貢貿易

七〇一

〔注一三〕 舊記雜錄後編卷九五

〔注一四〕 舊記雜錄後編卷八六・八七

〔注一五〕 舊記雜錄後編卷八三

〔注一六〕 舊記雜錄後編卷八四

〔注一七〕 舊記雜錄後編卷九五

〔注一八〕 唐物來由考 中山世譜卷八 球陽卷五 南  
聘紀考卷人

〔注一九〕 舊記雜錄後編卷八六 中山世譜卷八 南聘  
紀考卷人

〔注二〇〕 御條書寫卷一

〔注二一〕 舊記雜錄後編卷八八 大和え御使者記

〔注二二〕 舊記雜錄後編卷八八

〔注二三〕 御條書寫卷一

〔注二四〕 舊記雜錄後編卷九五・九七 中山世譜附卷  
一

〔注二五〕 舊記雜錄後編卷九五

〔注二六〕 舊記雜錄後編卷九五 御條書寫卷一

〔注二七〕 御條書寫卷一



### 第六章 明清興亡の影響

清の南侵と明朝の亂

支那に於いては、我が寛永十三年明の崇禎九年滿洲朝は國號金を清と改め、北方邊境より軍を進め、明朝は戰亂に陥つた。既に寛永十六年、進貢使による清軍北京進攻の報は、薩藩に達して居り、是より先き同十四年十月、伊東祐昌、平田宗弘が琉球へ遣され、翌十五年四月、歸つたが、之は清人琉球侵寇の聞えあつた

よるともいふ。やがて正保元年崇禎十七年三月、毅宗は燁山に自縊して、明朝は

亡び、次いで、清の世祖即位して國を大清と號し、順治と建元した。仍て、明の遺

臣史可法等は、明朝恢復を圖り、五月、南京に於いて福王由崧を帝位に即け、翌年、

弘光と建元したが、其の五月、弘光帝福王は清軍に執へられた。次いで六月、鄭

遵謙等は魯王以海を浙江紹興に擁立し、之を監國とし、閏六月、黃道周等は、福州

に於いて、唐王聿鍵を擁立し、隆武と建元し、何れも明朝恢復を計つた。

彼等は、屢々日本へ請援のため遣使し、其の内、清の黃宗羲の日本乞師記によ

れば、隆武帝麾下の水軍都督周鶴芝芝が、正保二年冬、薩摩に請援の使者を派し、

藩主より翌年四月兵三萬を出し、戰艦軍資器械等を供せんと約を得たとい

明朝遺臣の日本乞師  
明の水軍都督周鶴芝が薩摩に使者を派す

鄭芝龍請援の使者を派す

救援出兵に就いて薩藩の動向

ふ。周鶴芝は福建省福清の人で、若年海賊となり、日本に到つて、島津氏薩摩と父子の交を結んだと傳へられ、後、隆武帝に招撫せられ、正保二年秋、水軍都督に進み、舟山に駐したのである。同記事によれば、翌年四月前約に従つて、參謀林箒舞舞を遣さんとするに及び、同僚黃斌卿の反對により、之を中止したといふ。尤も、此の事實は、薩藩側の史料に見えず、何處まで信すべきか判断し難い。

正保三年には、同じく隆武帝麾下の平彝侯鄭芝龍が、請援の使者黃徵明を派した。六月、一行は福州を發したが、途中飄難し、黃徵明自身も清人のため海上に抑留されたので、彼は小船を以て、陳必勝、黃徵蘭の兩人を派し、九月、兩人は長崎に到着した。此の時請援に應じて出兵せんと、の意は幕府諸侯の間に動きつゝあつた。薩藩に於いても、種々論議されたものゝ様で、八月十一日付、山田有榮、頼娃、久政、北郷、久加川、上久國、宛、島津、久通、新納、久詮の狀に、明より使者渡來の由と記してゐるのは、右の黃徵明發遣の風聞によると思はれ、薩藩は支那への渡口なる故、救援出兵の際は、先手を命ぜられるやう幕府へ申出ては如何其の救援出兵の實現如何に拘はらず、奉公の心懸とならんと云つてゐる。また此の狀に、支那に於いては、米價一石銀三貫の由を報じ、琉球を通じて米の輸出

を計らんとの議をも述べて居り、其の後も夫に就き企圖する所があつた。併し、十月に至り、福州陥落が報せられ、同月廿一日付、幕府は他の諸侯と共に光久に對して、老中奉書を發し、最早兎角の儀に及ばざる旨を達した。

此等を始めとして、其の後も續いて長崎へ請援の使者が來たが、島津氏に關係して記すべき事はない。併し、琉球は支那王朝の交替によつて殆んど致命的影響を受ける。従つて、薩琉關係を通じて薩藩にとつての重大問題となるのである。薩藩が第一に懼れたのは、進貢貿易の中絶であつた。もとより、藩は進貢貿易の繼續を希望し、之には幕府も異議がなかつたのであらう。即ち、藩が支那内亂に際しての差圖を請うたに對し、正保三年六月十一日付、幕府は松平信綱以下老中の奉書を以て琉球の儀は有來通り賣買せしむべしと達した。従つて、幕府との間には困難な問題は起らなかつた。

是より先き、正保元年春、尙賢は正議大夫金應元等を進貢使とし、先王尙豐の訃を告げ、兼ねて襲封を請はんとしたが、一行は内亂のため福建に止まつた。時に、弘光帝立ち、翌二年正月、福州左衛指揮花燧を琉球に派し、登極を告げたので、尙賢は使者毛太用等を派して賀せしめた。次いで、弘光帝は清軍に敗れ、隆

明清興亡の琉球に對する影響と薩藩の關係

幕府并に薩藩共に進貢貿易の繼續を希む

琉球使薩武帝即位を賀し歸途清將に謁す

清朝招撫使を琉球に派す

幕府并に薩藩の琉球交渉に對する態度

武帝立ち、指揮閩邦基を琉球に派したので、又豊見城親方盛常久が王舅として入賀した。一行が進貢を了し、歸途に就くや、閩安鎮外琅崎地方で、海賊に襲はれて引返したが、時に、清將貝勒博洛は福州に入り、隆武帝は廣西へ退いた。一行は貝勒に謁し、隨つて北京に到り、投誠を致した。清朝は琉球に前朝の勅印を納めしめんとし、通事謝必振を招撫使とし、琉球と共に琉球に遣す事としたが、一行は途上賊に阻まれ、慶安元年順治五年漸く福州に達し、翌年發航した。

琉球使臣の一行中、琅崎地方での戦死者其の後の病歿者多く、豊見城親方も歸路福州に於いて歿し、また世祖は福州軍門に命じ、脇通事を留めたので、福州を發航したのは長史照屋親雲上正春義金思等五人であつた。夫に謝必振以下二十六人の清人が同行した。一行は途中逆風に遭つて、七月六日、山川に飄らし、幕命により、長崎へ送られた上、歸航せしめられた。此の際、幕府の意により、藩も清琉間の交渉には何等干與せざる態度を取つたが、別に新納忠秀を琉球に派し、清の招撫使に對する返答に就き傳へる所があつた。

慶安二年、大夫平川親雲上隆等が、前使の探問を兼ねて進貢した。一行は、其の四月六日、福建浣海に於いて、監國魯王に謁し、同十二日、其の麾下なる建國

公鄭彩に海胆山に謁した。一行は隆武帝への尙質の書と舊例による硫黄四千斤の貢物を携へ、書翰は魯王が閲した。魯王及び建國公は尙質へ返書し、武器硝薬に就き日本にも依頼して之を供給せん事を望み、音物を附して歸國せしめた。是より先き、豊見城親方一行中と思はれる琉球人五人が建國公の許に引取られて居り、内一人は病歿し、四人は平川親雲上等と共に歸國した。此の四人の内チクといふ者は此の年、平川親雲上等と共に上國した。同人の口上によれば、建國公方より清軍に在つた照屋親雲上等へ使を派したが、返事はなかつたといふ。<sup>(七〇六)</sup>猶ほ、慶安元年、長崎來航の鄭彩仕立唐船々主等の報告によると、其の六月頃には、建國府に琉球人十二人が扶持を受けて奉公してゐたが、七月頃の戦闘中、彼等は清軍に卷取られ、福州城に入れられ、従前福州城に在つた者と合せ三十二人の琉球人が清軍の中にゐたといふ。此の報告にも、鄭彩方より清軍中の琉球人に密使を派したとある。此等の琉球人が何人であるか不明であるが、或は照屋親雲上等を含むとも考へられる。<sup>(七〇七)</sup>

慶安二年秋、清朝へ投誠の爲め表を齎して遣された通事周國盛并に同年招撫使謝必振に隨つた都通事梁廷翰は共に謝必振に隨つて入朝した。世祖は

福州城中の琉球人

琉使清廷に朝す

琉使謝必振琉球に來る

渡唐船に明清兩朝宛書翰を用意す

琉使清に朝して世祖の登極を賀し明朝の印綬を還す  
清廷琉球に冊封使を派す

又謝必振に明印返還慶賀使來聘を尙質に諭すを命じ、周國盛等と共に琉球に再渡せしめた。一行は、承應元年八月、琉球に到着した。<sup>(七〇八)</sup>

是より先き、慶安四年九月十八日付伊勢貞昭北郷久加鎌田政有は阿多忠榮宛の覺に、來春の渡唐船には明清兩朝宛書翰各一通を作り片付いた方へ出すべく、未だ片付かざれば何れ共着船所勝手次第に申通じ、後年の支障にならざる様入念書くべしと達し、阿多より之を三司官に通達してゐる。<sup>(七〇九)</sup>

尙質は、承應二年、王舅馬宗毅等を遣して、世祖の登極を賀し、且つ前朝の印綬を返還して、封冊を請うた。清廷に於いては、直ちに正副冊封使として張學禮、王核を任命し、詔書一道、鍍金銀印一顆を附したのであるが、當時海上は猶ほ極めて不安であつて、冊使等は福建に到り、船の修造を爲すも、發航するを得ず、歸京して待命するの外なかつた。馬宗毅も歸國するを得ず、琉球よりも、承應三年以後、數度迎接、或は探問の船を遣したが、皆海賊の爲め阻まれた。<sup>(七一〇)</sup>

明暦元年春、琉球に於いては、馬宗毅等の歸帆なきため、迎船を遣したが、海賊のため福州に入津するを得ず、引返す途中で、漁船に使者の事を聞くに、福州に健在し、また琉球人のため、同地に於いて船の作事であると聞き、此の旨琉球

薩藩琉球の鞭  
輒俗化を憂ふ

幕府は命じて  
琉球をして清  
の命を聽かし  
めんとす  
薩藩冠船奉行  
を派して幕府  
の意を傳ふ

清の冊使琉球  
に到る

琉球辨髮胡服  
の強制を免か  
る

藩より冠船奉  
行を派す

三藩亂の影響

進貢船海賊に  
抄掠さる

第四編 海外及び琉球との關係

より報告があり同年長崎來航の十四番船の唐人の傳へる所も同様であつた。此の時に當り、藩に於いては家老島津久通等は琉球が清朝に従ふ事により、若し鞭輒の俗に化する事となれば、獨り島津氏の耻辱たるのみならず、本邦の瑕瑾たらんと、幕命を受けて琉球を防備せん事を議し、明暦元年七月、使者を江戸に遣した。仍て家老島津久頼島津久茂より光久に上達し、八月、光久は大老酒井忠勝の指揮を受けて、久茂を以て老中松平信綱に此の事を請はしめた。之に對し幕府は、琉球をして、清朝の命を聽かしむべく、人數大勢を遣すべからざる旨を達した。即ち、若し、清朝と絶たば、國難至るべしと、琉球に清俗の命あるも、受命せしめる事としたのである。次いで九月、久通等は高崎能乘、本田親武を冠船奉行として琉球に派し、此の旨を諭達せしめた。(注二)

聖祖康熙帝は、登極の初め、冊使の遷延を譴責し、海上も漸く靜穩に歸したので、之を發航せしめた。一行は海行十九日にして、寛文三年康熙三年六月廿五日那覇に着いた。冊使は承應三年順治十一年願賜の詔書主印の外、寛文二年康熙二年願賜の勅書等を齎し、先王尙賢の論祭、尙賢の冊封を行つた。此の詔書によつて琉球は二年一貢を認められ、貢使一行は百五十人を限り、正副使二人隨行者十五人

が入京する事と定められ、(注一)また七月十七日の王の冊使對面には、明服を許され、従前憂慮された辨髮胡服の強制を免れた。諸儀了り、十一月十四日、冊使一行は歸航したが、尙賢は北谷親方朝暢尙國用、原姓吳氏を王舅として派し、謝恩せしめた。(注三)九月、藩は使役桂忠保、吟味役廣瀬次郎兵衛を冠船奉行として琉球に派し、竊かに事に處せしめた。爾後、冊使來航の際、冠船奉行を派遣するを例とした。(注四)

寛文十三年康熙十三年支那に謂はゆる三藩亂が起り、前年冬發の進貢使耳目官名嘉親雲上朝象吳美德、後改姓尙は、延寶二年、北京よりの歸途、三藩側の靖南王耿精忠の軍に阻まれて江蘇に留まり、五月、福建存留者のみが歸航した。また靖南王の使節遊撃陳應昌が、延寶四年六月、琉球に航し、軍用の硫黃を求めた。藩は報告を受けて幕府に達し、九月三日、免許を受け、尙貞をして硫黃を提供せしめ、陳應昌は、十一月廿四日、歸航した。(注五)翌年、尙貞は正儀大夫大宜味親雲上蔡國等を遣し、清朝の安否并に貢使の消息を探聞せしめたが、世祖は琉球の忠順を嘉した。(注六)名嘉親雲上は、三藩亂鎮定の後、歸國し、延寶六年六月、報告の爲め上國した。(注七)爾後進貢使歸國後、唐之首尾御使者として上國するのが例となつた。(注八)

寛文十年冬發航の進貢船進貢使耳目官富茂景等の内二號貢船小唐は、往航の際、福州港外

第六章 明清興亡の影響

第四編 海外及び琉球との關係

海塘山に於いて海賊を抄掠せられた。此の海賊は當時清と抗戦中であつた鄭經麾下蕭啓に屬する東寧船であつた。翌年副使なる正議大夫大宜味親雲上が上國して之を報告し藩より長崎奉行へ届出た。長崎奉行に於いて長崎來航の東寧船を糺明した處果して事實であつたので、過銀三百貫を課し、同十三年正月、藩を通じて琉球に下附した。<sup>〔注一八〕</sup> 同方面で琉球の貢船が海賊に遭つた事は此の外にも少くないが、就中、此の事件は、支那内亂の餘波と見られる。

延寶六年冬發航の進貢使耳目官前川親雲上朝年<sup>〔注一九〕</sup>陸承思<sup>〔注二〇〕</sup>等は、進貢船の外に、勅書及び進貢使の迎接のため、接貢船一隻を派遣せん事を請ひ、聖祖の許可を受けた。蓋し、従前の支那内亂中の事情に鑑み、また琉球の清朝に對する忠節を認めて、此の事に及んだのであらう。<sup>〔注二一〕</sup>

〔注一〕 舊記雜錄後編卷九六 南聘紀考卷人

〔注二〕 華夷變態卷一

〔注三〕 舊記雜錄追錄卷一

〔注四〕 中山世譜卷八 球陽卷五 南聘紀考卷人

舊記雜錄追錄卷一 歷代寶案第二集(28)弘光元年・(30)自隆武元年至同五年・(32)起順治六年至康熙八年

〔注五〕 舊記雜錄追錄卷五 慶安日記增補 球陽卷

五

〔注六〕 華夷變態卷一 球陽卷五 南聘紀考卷人

歷代寶案第二集(30)自隆武元年至同五年

〔注七〕 舊記雜錄追錄卷三

〔注八〕 中山世譜卷八 琉球國志略卷三 南聘紀考

八 歷代寶案第二集(32)起順治六年至康熙八年・(34)自順治六年至康熙十九年

〔注九〕 舊記雜錄追錄卷四

〔注一〇〕 中山世譜卷八 球陽卷六 琉球國志略卷三

南聘紀考卷人 大和え御使者記 歷代寶案第二集(33)・

(34)自順治六年至康熙十九年

〔注一一〕 歷代制度卷三四 舊記雜錄追錄卷六・七

唐物來由考 南聘紀考卷人

〔注一二〕 中山世譜卷八 琉球國志略卷三 南聘紀考

卷人 歷代寶案第二集(34)自順治六年至康熙十九年

〔注一三〕 舊記雜錄追錄卷一〇 島津國史卷二七 歷

代寶案第二集(32)起順治六年至康熙八年

〔注一四〕 舊記雜錄追錄卷一一 南聘紀考卷人 島津

國史卷二七

〔注一五〕 舊記雜錄追錄卷一三 大和え御使者記 中

山世譜卷八 南聘紀考卷人 球陽卷七 島津國史卷

二七

〔注一六〕 中山世譜卷八 南聘紀考卷人

〔注一七〕 大和え御使者記 中山世譜卷八 南聘紀考

卷人

〔注一八〕 舊記雜錄追錄卷一三・四一・四八 歷代制

度卷三四 大和え御使者記 華夷變態卷二 南聘紀

考卷人 島津國史卷二七

〔注一九〕 舊記雜錄追錄卷一五 大和え御使者記 中

山世譜卷八 球陽卷七 南聘紀考卷人

第七章 中期の進貢貿易

琉球の清朝に對する關係

琉球王位の繼承と島津氏

明清兩朝封冊の年度及び冊使の氏名

寛文三年の清朝初度の冊封使、更らに其の後三藩亂鎮定を経て、琉球の清朝に對する關係も亦漸く安定に歸した。元來、琉球の清朝に對する關係は明朝に對する從前の關係と本質的に同一である。明清兩代を通じて、琉球は兩朝の外藩であつた。即ち、兩朝は琉球國中、山王の封冊を下して、琉球を朝貢せしめてゐた。封冊は兩朝共勅使、即ち、冊封使(封王使)を派して之を渡したのである。前記の如く、琉球役後、琉球王位の繼承は島津氏の指揮を俟つて定まつたが、かくして定まつた新王も、支那の封冊を受けるまでは形式上世子に過ぎない。明代に於いても同様と思はれるが、此の世子が進貢使を以て封事を請へば、清朝は、通常三年後に冊封使を派遣する。此の際琉球は、多くは貢使便を以て、正議大夫なる使者を福州に派して、之を迎接する例であつた。(注一)慶長以後兩朝の冊使派遣は尙寧(尙王)より尙泰(尙王)の十三代に對し十回に及んだ。其の間の三代、尙賢(尙王)、尙益(尙王)、尙成(尙王)は王位を繼いだが、封冊を受けるに及ばなかつたのである。(注二)兩朝封冊の年度及び正副冊使の氏名は左の如くである。(注三)

正使

副使

慶長十一年 <small>尙寧十八年</small>	兵科右給事中	夏子陽	行人司行人	王士禎
寛永十年 <small>崇禎十六年</small>	戶科左給事中	杜三策	行人司行人	楊掄
寛文三年 <small>康熙十二年</small>	兵科副理官	張學禮	行人司行人	王垓
天和三年 <small>康熙十五年</small>	翰林院檢討	汪楫	内閣中書舍人	林麟焜
享保四年 <small>乾隆七年</small>	翰林院檢討	海寶	翰林院編修	徐葆光
寶曆六年 <small>乾隆五年</small>	翰林院侍講	全魁	翰林院編修	周焯
寛政十二年 <small>嘉慶五年</small>	翰林院修撰	趙文楷	内閣中書前檢討	李鼎元
文化五年 <small>嘉慶十三年</small>	翰林院編修	齋鯤	工科給事中	費錫章
天保九年 <small>道光十八年</small>	翰林院修撰	林鴻年	翰林院編修	高人鑑
慶應二年 <small>同治五年</small>	翰林院檢討	趙新	翰林院編修	午光甲

冠船の組織

冊使の船を冠船或は冊封船といひ、主として清代に就いて云へば、之は二隻を例とし、其の乗員は冊使の隨員たる文官二人、護送官二人、武官二百人以下、惣員五百乃至八百人に及んだ。冊使は來着して、先王の廟に勅祭を行ひ、次いで、首里城に於いて冊封の式を行ひ、勅書、冠服を授與するのである。

薩藩は冠船奉  
行を派して指  
押す

琉球謝恩使を  
遣す



（藏所氏重忠津島 爵公） 卷 繪 使 封 冊 圖 五 十 三 第

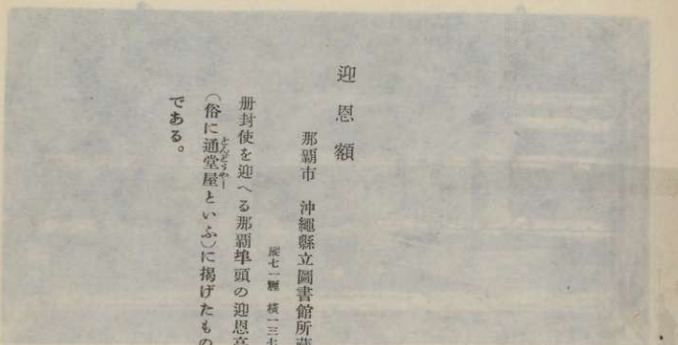
此の際、また謂はゆる冠船貿易が行はれる。冊使以下冠船の乗員一同は各自に反布器財等の商品を携へ、之を賣盡すまでは歸航しないのである。商品が高價で、また不用であつても、琉球では馳走として之を買取るといふ。かくして、一行は五六ヶ月も滞留し、其の間に屢饗宴あり、また冊使以下に日本琉球産の諸品或は金錢を贈る等、琉球は莫大の出費を要したのである。薩藩吏は、勿論絶對に表面に出るを得ないが、諸儀式及び貿易に就き、裏面より指揮監督し、其のため、藩は特に冠船奉行を渡航せしめた。猶ほ、冊使歸航の際は、謝恩使を同行せしめ、冊封を謝する例であつた。之には三司官の一人を正使王舅とし、副使紫金大夫を附し、北京に到らしめる。幕府への恩謝聘禮は、通常、此の冊封の儀了つて後に行ふのである。（注）

迎 恩 額

那霸市 沖繩縣立圖書館所藏

版七二號 横一三七號

冊封使を迎へる那覇埠頭の迎恩亭  
（俗に通堂屋といふ）に掲げたもの  
である。

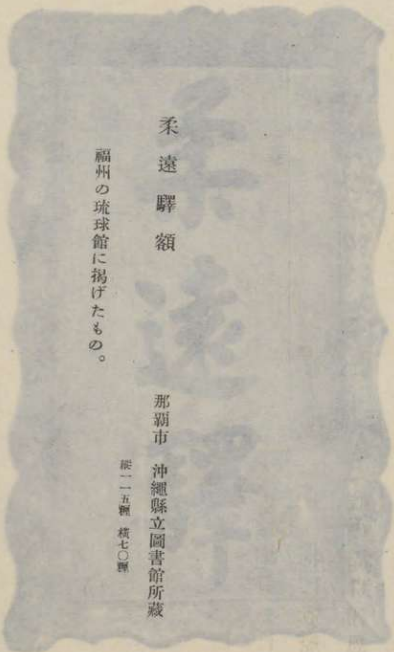


柔 遠 驛 額

那霸市 沖繩縣立圖書館所藏

版二五號 横七〇號

福州の琉球館に掲げたもの。



薩藩は冠船奉  
行を派して指  
押す

琉球謝恩使を  
遣す



（藏所氏重忠津島爵公）卷繪使封冊 圖五十三第

此の際、また謂はゆる冠船貿易が行はれる。冊使以下冠船の乗員一同は各自に反布器財等の商品を抱へ、之を賣盡すまでは歸航しないのである。商品が高價で、また不用であつても、琉球では馳走として之を買取るといふ。かくして、一行は五六ヶ月も滞留し、其の間に屢、饗宴あり、また冊使以下に日本琉球産の諸品或は金錢を贈る等、琉球は莫大の出費を要したのである。薩藩吏は、勿論絶對に表面に出るを得ないが、諸儀式及び貿易に就き、裏面より指揮監督し、其のため、藩は特に冠船奉行を渡航せしめた。猶ほ、冊使歸航の際は、謝恩使を同行せしめ、冊封を謝する例であつた。之には三司官の一人を正使王舅とし、副使紫金大夫を附し、北京に到らしめる。幕府への恩謝聘禮は、通常此の冊封の儀了つて後に行ふのである。

迎 恩 額

那覇市 沖縄縣立圖書館所藏

版七一號 横一三七號

冊封使を迎へる那覇埠頭の迎恩亭  
(俗に通堂屋といふ)に掲げたものである。

柔 遠 驛 額

那覇市 沖縄縣立圖書館所藏

版二五號 横七〇號

福州の琉球館に掲げたもの。





送船貿易

第四圖

海外及び琉球との關係

七二四



送船貿易  
 送船貿易は送船奉  
 行を指して指奉  
 送す

（命）  
 兼使刺し送る通商手紙の送付

送船奉 奉通商手紙の送付

（公）島津重豪氏 封使給巻 第三十五圖

此の際また謂はゆる冠船貿易が行はれる。冊使以下冠船の乗員一同は各自に反布器財等の商品を抱へ之を賣盡すまでは歸航しないのである。商品が高價でまた不用であつても琉球では馳走として之を買取るといふ。かくして一行は五六ヶ月も滞留し其の間に屢々要する冊使以下南洋各埠の諸品或は南洋各埠の諸品は英大の出費を要したのである。一藩藩吏は、勿論絕對に表面に出るを得ないが諸儀式及び貿易に就き裏面より指揮監督し其のため藩は特に冠船奉行を渡航せしめた。猶ほ冊使歸航の際は謝恩使を同行せしめ冊封を謝する例であつた。之には三司官の一人を正使王舅とし副使兼金大夫を附し

隔年の進貢は、夫に伴つて許される貿易に多分の意義があるが、元來、外藩として缺くべからざる支那朝廷への聘禮の儀である。進貢使は琉球王を代表する使者で、古く平常の進貢には正使を正議大夫としたが、寛文八年の貢使我那覇親雲上宗信（吳文顯）以後、正使を平常耳目官とし、（正西）之に正議大夫なる副使一人を附した。共に親雲上で琉球位階正三品の者である。耳目官に隨ふ者は古く計百五十人で、元祿元年、二百人に増員するを許され、都通事才府使官舎使在船都通事存留通事、北京大筆帳、福建小筆帳、正使使贊管船直庫總管、北京總管等の諸役及び水梢、跟伴があつた。

進貢船は頭號貢船（大唐船）、二號貢船（小唐船）の二隻より成る。那覇を發航して、通常福建浣海に到り、日和を待つて五虎に入港し、閩安鎮に上る。此處で官人に參官進物し、執照を差出せば、注進によつて福州より海防官が派遣され、其の指示によつて新港に入り、海防官城守の點檢を受けて後、初めて福州城の東南閩江口の琉球館（編説）に着く。館屋には把門官上下五、六人、或は海防官戸部城府兵道よりの兵及び檢見人三十人程が滞留中の警固に當る。貢使は琉球通事を以て、王より福州布教司への咨文を布政司衙門に提出し、次いで諸官人へ參官の

福州より北京  
までの經路

案内を受け、互の贈進あり、布政司は貢使到着の事を福州都堂官に達し、都堂より北京へ進達する。福州布政司へ參官の後、また買物を願出て、北京の免許を受ける。次いで、北京より入京の指揮があり、貢使一行は上京の途に就く。上京人數は正副使都通事大筆帳等二十餘人で、之に布政司より河口通事伴送官各一人護送と稱する兵數十人を附する。道中人馬等は途中所々より出し、路樂等をも備へた。北京までの旅程は三ヶ月を費やし、次の如き經路を取る。

福州—(閩江水路)—浦城縣—(陸路)—清湖—(富春江水路)—杭州府錢塘江—(陸路)—同  
西湖—(滯留四日)—(大運河水路)—蘇州府—(滯留三日)—(大運河水路)—揚州府—(大運河水路)—淮  
安府—(滯留三日)—(大運河水路)—張河灣—(陸路一日)—北京

會同館

此の間、西湖蘇州府淮安府張家灣に於いては、夫々官人に參官贈答した。張家灣に到着の後、禮部下官の案内を受けて、北京城内會同館(補説二)に入り、會同館に於いては、清廷より禮部下官五六人を附し、琉球人の諸用を辨せしめ、また章京なる武官が隨兵二十人程を以て晝夜警固する。次いで、貢品表文及び禮部への咨文を差出し、更らに、拜禮、勅書賜物の受領、饗宴等あり、北京滯留三、四ヶ月に及ぶのである。貢使退京の際には、禮部下官が張家灣まで、欽差なる使官が福州まで

送り、途中の參官贈答は、往路の如く、福州に着いて、再び參官贈答する。此の往復及び滯京には、十ヶ月乃至一ヶ年を要するのである。(注五)

〔補説一〕福州の琉球館は、明の洪武初年に建てられたもので、正副貢使以下の居館であると共に、倉庫、貿易場であつた。北京にも琉球館があつたともいふ。(周益淵稿 道光以後中琉貿易之統計)

〔補説二〕會同館は北京に於ける諸外蕃貢使及び商人の接待所で、明朝が創設し、清朝が稍々擴張した。館外の空地が市場となり、開市の回数は各國共一定してゐたが、琉球は朝鮮と共に回数を制限されなかつた。(道光以後中琉貿易之統計)

また明清皇帝登極の際、琉球より慶賀使を遣す事は、兩朝共同様で、此の場合、親方を王舅として正使に充て、正議大夫を副へるを例とし、先帝が崩じたのであれば、同時に進香する。登極詔宣布のため指揮使が琉球に來航する例もあつたが多く、之は省略された。明末清初の際、此の事があつた。此の場合、慶賀使は指揮使の歸航に隨つて渡航した。

接貢使は、清代に始まつた。進貢使を迎接する名目で、進貢使渡航の翌年に出發し、福州布政司への咨文を携へ、更らに翌年まで、福州に滯留し、進貢使が北京より福州に到るを待ち、共に歸航する。接貢使は才府とし、從四品の親雲上

琉球慶賀使を  
派す

接貢使

接貢使福州に於いて貿易を行ふ際の貢物

常貢と外貢

第四編 海外及び琉球との關係

を以て任ずる。外に輕官の者六、七人從者總員百人が隨ひ、接貢船一隻を麓する。福州に於いて貿易を行ふ事は、進貢船と同様である。進貢の際の貢物は、元祿以後煎熟硫磺煉熟白剛錫紅銅に一定してゐるが其の以前には屢、品目の變更があつた。(注六)前に記した様に寛永十六年の藩より幕府への報告に、當時の貢品を擧げてゐるが、之は慶賀謝恩等の特別の貢品を加へてゐるので、當時即ち、明の萬曆頃の通常の進貢では馬四疋生硫磺一萬觔を例とし後に漸次品目を増加したと見られる。(注七)寛文六年進貢の正議大夫郷思善は表章及び貢物は福州に於いて進貢すべきの詔命を受け、嘆願して次回以後再び入京進貢するを允許され同時に、貢物の内瑪瑙祖香降香木香束香丁香黃熟香烏木錫象牙の十件は他國産なるを以て之を除き、土産を以て常貢とし、常貢の外に紅銅六百觔黒漆龍畫螺盤十個を外貢として加進するを許され、之より外貢が始まつたといふ。時に常貢は煎熟硫磺馬海螺殼であつた。其の後外貢の品目は進貢毎に多少變り、延寶八年の耳目官識名親雲上安依龍毛見が進貢し兼ねて冊封を請うた時、禮部に冊使派遣中止の議があつたが、聖祖は特別に耿精忠亂の際琉球が進貢懈怠なく、忠誠を持したのを賞し賜物を増して例

進貢品目

とすると共に、常貢の内馬を免じ、外貢の内絲綢繭茶鐘を免じ、向後貢物は煎熟硫磺螺殼紅銅を以てし、餘は必らずしも進貢を要せずとした。(注八)天和二年には、常貢の内に紅銅三千斤を加へ、外貢の圍屏紙磨刀石蕉布を悉く免じて例とした。(注九)更らに元祿三年海螺殼の貢を免せられ、従つて銅硫磺のみでは輕少につき、他の品を見合せ進貢すべしと清朝官人の申附あり、代品として錫三千斤を渡さん事を申出た。同五年九月廿二日付、藩の達に、當年は錫千斤を渡すべし、爾今差渡品は當方へ伺はずして先方へ内約し、或は噂するも無用たるべしとある。即ち、同年耳目官田場親雲上良象馬延器は硫磺銅錫を進貢し、外に謝恩として嫩熟蕉布圍屏紙を添へた。爾後此の謝恩の貢物を除き、前三者が平常進貢の貢物となり、數量も變更なかつた様である。(注一〇)上記の期間中數回の進貢の貢物の品目數量を掲げ、其の變遷を示せば左の如くである。(注一一)

文祿二年 (萬曆廿一年)	正議大夫	郷禮	馬硫磺	四萬觔
慶長十五年 (萬曆廿八年)	王舅 池城親方安頼	毛鳳儀	生硫磺	四千觔
慶長十八年 (萬曆廿一年)	正議大夫	金仕歴	馬生硫磺	四萬觔 (附搭土夏布 二百疋)

第七章 中期の進貢貿易

第四編 海外及び琉球との關係

寛文六年 (康熙五年) 正議大夫 鄭思善

寛文八年 (康熙七年) 耳目官 我那霸親雲上宗信吳文顯

寛文十年 (康熙九年) 耳目官 富茂昌

寛文十二年 (康熙十一年) 耳目官 名嘉親雲上朝象 吳美德

延寶六年 (康熙十七年) 耳目官 前川親雲上朝年 陸承恩

天和二年 (康熙廿一年) 小祿親上盛詳 毛文祥

貞享元年 (康熙廿三年) 耳目官 仲田親雲上朝重 吳世俊

元祿五年 (康熙廿五年) 耳目官 田場親雲上良象 馬廷器

元祿七年 (康熙廿七年) 耳目官 佐久眞親雲上忠祐翁敬徳

慶賀謝恩の貢物は例格を異にし、夫々の例を挙げれば左の如くである

七二〇

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

七二一

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

承應二年 (順治十年) 慶賀王舅 馬宗毅

寛文三年 (康熙二年) 謝恩王舅法司 北谷親方朝暢 吳國用

寛文四年 (康熙三年) 慶賀王舅 英常春

慶長十一年 (萬曆卅四年) 謝恩王舅 池城親方安親 毛鳳儀

慶賀謝恩の貢物は例格を異にし、夫々の例を挙げれば左の如くである

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

七二一

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

馬煎熟硫磺 一萬二千六百個

天和三年 謝恩王舅法司 毛國珍  
(康熙廿二年) 池城親方安憲

金粉匣	一	對
金匣	共重七兩四錢六分	
銀粉匣	共重七兩二錢二分	
平面金扇	一	對
細白土蕉布	一	對
細白土蕉布	一	對
紅木扇	一	對
蘇木	一	對

(以上皇帝)

(以上中宮)

金彩畫屏風	一	對
金面扇	一	對
水銀細	一	對
土紋布	一	對
土蕉布	一	對
紅銅	一	對
金彩	一	對
銀面	一	對
水銀	一	對
土蕉	一	對
土紋	一	對
土蕉	一	對
紅銅	一	對

就中武具は幕府の輸出禁制品で、既に述べた様に、之を琉球へ渡す事も禁せられて居り、貢船防備用の鐵炮棒火矢の一定數及び渡唐人各自の刀脇差等の外、貢船に搭載するを得なかつたが、此等進献用武具は、古例たるを以て其の都度免許を受け、特に觀美を主とした模造品とし、藩で作つて渡した。即ち、具足、馬鞍、腰刀、鎗、長刀で、刀鎗は鈍鐵を以て作り、鋼を加へず、具足は鍛練せざる革を札とし、寛文四年天和三年の數が引續き定數であつた。其の他冊使へ武具贈進の例あり、之も同様の作りで、天和三年の數を定數とした。此等の定數を一括して示せば左の如くである。

進貢品として  
の武具の取扱  
方

具足(盔甲)	冊封謝恩、皇帝へ(天和先例)	登極慶賀、皇帝へ	冊封、封使へ(天和先例)
馬鞍(黒漆酒金馬鞍)	一領	四振	四〇振
腰刀	二四振		
金丸抜太刀(金靶鞘腰刀)	二振	二振	
銀丸抜太刀(銀靶鞘腰刀)	二振	二振	
漆靶鞘鍔金銅結束腰刀	二〇振		
鎗(黒漆靶鞘鍔金銅結束鎗)	一〇振		
長刀(袞刀)	一〇振		

官人への禮銀  
進物

貢物の外に官人への禮銀進物を要する。此の進物及び彼地滯留中諸用品と共に貢物は上方及び薩摩で買調へ、琉球産物を添へて送るのである。但し、慶賀謝恩の貢物中には、福州に於いて調へるものもあつた。即ち、享保八年の慶賀の時、従前貢物の胡椒二百斤、蘇木千斤、紅花百斤は、彼地に於いて調へて來たが、調達困難の儀もあり、指揮使の斷りを申達する筈の處、差支へては如何と

の理由で琉球より用意として、年々積渡品の内、から紙五千枚、銅五百斤、錫五百斤を持渡す事を願出で、特に許されてゐる。（注二六）猶ほ、接貢の際の貢物はない。元祿元年（康熙廿七年）聖祖は和蘭の例に照らして、接貢の納税を免じたといふが、其の税の性質は明らかでない。（注二七）

次に進貢の際は、琉球王へ賜物あり、數量等の例格は時々變更があつたが、品目は蟒緞、青藍、彩緞、藍素、彩緞、藍素、緞衣、青閃緞、錦、紬、羅紗等で、其の内天子服に用ひた、紬、地龍の織物もあり、正使以下への賜物もあつた。冊封の時の王及び王妃へ賜物も品目は同様である。

貿易は前記の如く、進貢使が買物を願出で、北京より免許あれば、官人より下官を派し來り、出入商人を定めて、福州琉球館に於いて之を行ひ、一部は北京に於いても行つた様である。貿易終了後、又下官の検査を受ける。（注二八）清朝は貿易に就いて多少徴税の規定を設けたが、實際は免除したといふ。また海關事務は、明代には、福州市舶司の管掌であつたが、清朝では琉球の船舶貨物の検査等は、福州地方官の管掌で、貿易一切の事務は、閩海關の管理に屬したといふ。（注二九）貢船の差渡銀は進貢接貢料銀といひ、また渡唐銀の稱がある。併し、正徳三

貿易の手續

清より琉球王への賜物

進貢料銀・接

琉球拜借唐買物を返上物と改む

進貢貿易の不振

池城親方をしつて福州の貿易状況を視察せしむ

年五月、此の稱を停止し、爾後は琉球拜借と稱する事とし、また之を以てする輸入品を唐買物と稱したのを返上物と改めたのを見れば、渡唐銀は藩庫より出す貿易資銀で、進貢接貢料銀の一部であると解せられる。夫等の關係即ち進貢接貢料銀の内容は後に説明する如くであるが、此處に先づ、凡そ貞享以後幕府の加へた統制、就中進貢接貢料銀額の制限に就いて記さなければならぬ。元來、進貢貿易の消長は支那側の事情にもよるが、藩の方針により、また後には幕府の統制を受けて決定された進貢接貢料銀の多寡による事大である。貞享以降、幕府の貿易制限方針から、進貢貿易も種々の點に制限を受けるに至つた。更らに是より先き、進貢貿易は稍成績不振を告げて居り、即ち、天和貞享頃に至り、福州に於ける買物は年々高値となり、藩より屢、琉球に對し注意を與へたのである。天和二年の進貢使、耳目官小祿親雲上盛詳（毛文）は、貞享元年歸航の後、上國する筈の處、買物高値につき吟味の趣あり、代りに安里親方賢弘（氏夏）が唐御買物高直付首尾使として上國した。天和三年冬、謝恩使として冊使に隨つて遣された池城親方安憲（毛國）は、福州貿易狀況の視察を命ぜられたが、彼は、貞享二年夏歸航するや、直ちに上國して報告する所があつた。藩は之に基

いて對策を講じたと思はれ、十月爾後渡唐人の指圖は池城親方に申附けると達し、改めるべき諸點を示して、彼を歸國せしめた。即ち、渡唐人の人選に注意する事、爾後買物役を二人とし、其の一人を次回に渡航せしめる事、從前輸入の絹布は殊に粗惡で用に立たざる故、爾後用物絹布は注文品に良品がなければ、他に良品を見立て、買入れ、粗惡品を買はざる事、渡唐人の私貿易を禁じて來たのは、彼等身上の支障たるべきにつき、一定額の私貿易を許さん事を指示した。池城親方の報告に、福州に於ける貿易困難の原因は、支那泰平のため支那商人の諸方に赴くものが多いのに存するとあつた様で、之に對し、藩は、貞享二年長崎來航唐船は殊に多く、福州出唐船も十餘隻に及んだ事實とも符合するが、同年幕府が之に制限を加へたにより、かゝる障も除かれ、買物も低値となるであらうと傳へてゐる。<sup>(注二二)</sup>

當時に於ける幕府の貿易制限方針に就いては、前に記した。之が進貢貿易好轉を豫想せしめる根據となつたのであるが、幕府の貿易制限方針は進貢貿易に及んだので、其處から別の困難が生じ、第一に、糸割符商法再興の結果輸入唐物の買買には、糸割符宿老の印章を要し、従前上方長崎に於いて行はれて來

進貢貿易不振  
の原因

幕府の貿易制  
限方針と進貢  
貿易の困難

薩藩京都に琉  
球唐物問屋を  
設く

毛織物の輸入  
禁止

た琉球輸入唐物の買買に支障を生じた。此の支障を避けるため、藩は京都に琉球唐物の問屋を設けんと企てた。即ち、貞享五年正月には、國許家老より長崎奉行山岡景助・宮城和澄に、其の處置を願つてゐるが、六月、京都定問屋設置を許可された。仍て翌年八月、京都内侍原善兵衛店を定問屋と定め、琉球輸入唐物は此の定問屋の封印を以て販賣する事とした。<sup>(注二三)</sup> また天和三年三月幕府は長崎入津外國船に對し、他の奢侈的商品と共に羅紗、猩々、緋等毛織物の輸入を禁じた。<sup>(注二四)</sup> 當時、琉球輸入唐物にも毛織物が存し、殊に同年の冠船が之を齎し、多量に京坂及び長崎に轉販されたといふ。<sup>(注二五)</sup> 然るに幕府の禁令のため、公然と轉販する事が漸く不可能となり、貞享元年十月、藩は琉球に對し、自用以外の輸入禁止を達した。<sup>(注二六)</sup> 翌二年四月の老中大久保忠朝の質問に對し、十一月藩の答へた所には、天鵝絨少量、毛氈、紗綾、縮緬、縞子、綾子、綸子、絲の類は年々輸入するが、羅紗、猩々、緋、毛織の類は全然輸入せずとある。<sup>(注二七)</sup> 即ち、幕府が長崎貿易に對し、禁制とした毛織物類は、少く共自用以外輸入しない事となつた。

貞享三年七月、老中大久保忠朝より、貿易銀額及び輸出入貨物の數量金額三年分の報告を求めて來た。蓋し、進貢貿易を制限せんとする前提であつた。



十一月、藩は其の一部として琉球より薩摩へ渡る商品の金高は一年三千兩餘と報じ、次いで、老中より之を金高二千兩に限るべきの内意を達せられた様である。十二月朔日、藩は此の令を免れんとして内願し、琉球は金銀なく、年々諸物を薩摩に渡し、賣拂代銀を以て其の用物を買調へ、且つ薩摩町人よりの借銀に利拂するので、かく金千兩餘も減額されては、年により破船もあり、利拂にも差支へるに至り、其上町人共も迷惑に及ぶべく、また琉球は薩摩に於いて買物を爲し、殘銀を持歸る事なきを以て、従前通りの貿易を許され度いと述べた。しかも、同十五日には、光久登城し、老中列座を以て、前の内意の如く、薩琉貿易額制限を達せられ、不用品を買ふ事も禁せられた。<sup>(註三七)</sup>

貞享四年九月七日、藩は更らに貿易總額を報告し、琉球より支那へ差渡銀總額を左の如く示した。

天和二年	船數	銀額	同上換算金額
進貢船 二隻		八七六 <sup>貫</sup>	一四、六〇〇 <sup>兩</sup>

琉球より支那へ差渡銀總額

進貢船用途金  
六千兩

天和三年 貞享元年	接貢船 進貢船	數	銀額	同上換算金額
	一隻 二隻		四二六 八八七	七、一〇〇 一四、七八三

別に、進貢物及び支那に於ける入用の諸品は上方及び薩摩に於いて買調へるが、現銀は右の外一切差渡さざる旨附記してゐる。同時に老中に差出した別の覺に、更らに説明し、進貢船は往復航及び北京聘禮の入用銀滯留中の遣方運上銀、其の他琉球諸物代銀を加へ、金六千兩程を要するが、之は琉球王が用意するを得ず、薩摩商人よりの借銀によるので、別に金八千兩餘を借入れて差渡し、糸卷物、其の他の品々を輸入し、薩摩に送つて賣拂ひ、以て元利返済に充てるもので、接貢船の場合には、進貢物もなく、其の他の附届も少き故、右の半分で調ふのであるといふ。次いで、十月十六日の老中への口上覺では、右の如き事情により、少々の減額も困難であるとしつゝ、進貢船差渡銀、金にして一萬四千六百兩の内千二百兩を強ひて減額し、一萬三千四百兩とし、薩摩に於ける賣立高も従前金にして一萬七千八百兩の處を一萬五千八百兩とし、接貢船の場合には、其の半額とせんと申出てゐる。同廿日、老中より、右の如く、一往進貢船差渡

銀は金千二百兩を減額すべき旨申渡があつた。即ち、進貢船差渡銀、即ち、進貢料銀は金にして一萬三千四百兩、金一兩銀六十匁替の定で銀八百四貫、接貢船差渡銀、即ち、接貢料銀は其の半額銀四百二貫と定まつたのである。<sup>(註二八)</sup>

此の制限は翌元祿元年の進貢船より實行した様に思はれるが、同年十月十日付の覺によれば、同進貢船の差渡銀額は前年玉城親方朝恩<sup>向</sup>氏、今歸仁親方朝位<sup>向</sup>氏、仲田親雲上朝重<sup>向</sup>氏、河野爲左衛門の書出よりも七十九貫を減じ、七百六貫とし、爾後は其の都度定める事としてゐる。之は進貢料銀定額に達せざる額であるが、差渡銀全額として不足であつたのか、此の外に琉球銀高があつて定額に達する筈であつたのか、其の間の事情は明らかでない。<sup>(註二九)</sup>

元祿八年九月より正徳二年九月に至り、幕府は低品位の新貨幣を發行した。銀貨は元祿銀<sup>銀の純分</sup>六四%より寶字銀<sup>五〇</sup>、二寶字銀<sup>四〇</sup>、三寶字銀<sup>三二</sup>、四寶字銀<sup>二〇</sup>%に至る五種である。之を古銀、即ち、慶長銀の純分八〇%に比すれば、隔段の品位低下である。従つて、定額の差渡銀に對し、従前と名目上同額の新銀を以てすれば、正銀額は甚だしく減少する事となり、此の點から、薩藩及び琉球としては何等かの對策を要するに至る。元祿十年六月、宮平親方良教<sup>氏</sup>等が使者

として、元祿銀の進貢貿易に用ひ難きを斷るため、上國してゐる。<sup>(註三〇)</sup> 藩に於いては、進貢接貢料銀に古銀を以てするのは、同十一年限りとし、此の年試として初めて新銀を混へた。<sup>(註三一)</sup> 同十五年には、具志堅親方盛武が上國して、進貢接貢料銀の増額を願出て、其の後琉球は此の願を繰返したが、容れられなかつた。<sup>(註三二)</sup>

新銀差渡による貿易額の減少と共に、依然福州に於ける取引上の不成績が續いた様で、藩は少からず打撃を受けたと思はれる。寶永三年十月十七日付で、多分在番奉行に達し、攝政三司官等に傳へしめたと察せられる箇條の覺によれば、是より先き、福州口の買物は品柄悪しく、値段は却つて高騰し、度々品柄見合の手本糸を下し、達する所あるも效なく、近年は糸卷物共に一層粗悪になり、用に立たず、京都拂方も低値となり、之と新銀部合のため、賣立銀高は大分の減少となつた等と見えてゐる。

また同じ覺に、現銀以外の諸品輸出を計らんとの一條があり、即ち、長崎口、朝鮮口は悉く現銀の貿易でなく、銅錫、其の他諸色品替の商賣があるが、福州に於いても日本土産品にして、先方望の品もあるべく、左様の物を以て代物替とすれば、現銀の補足ともならん適當の品を申出れば、之を用意せしめんと傳へて

差渡諸品代は進貢接貢料銀定額外と思はれ察するに、之によつて貿易額の減少に對處せんとしたのであらう。

保榮茂親方上國として新銀の支障を訴出る

寶永銀發行の後は、元祿銀を集めて進貢接貢料銀に充て、來たが、元祿銀も次第に領内に拂底した。正徳二年七月、保榮茂親方盛祐毛應が上國し、新銀の品位低下による支障を訴出るに至り、八月、藩は進貢接貢料銀の分を元祿銀の品位に改鑄する事を幕府に願出て、翌三年六月、再度願ひ、翌月、遂に改鑄の許可を受けた。即ち、幕府金藏に於いて、寶永銀と元祿銀を同額で引換へる事とし、同年の接貢料銀四百二貫を始め、正徳四、五年の進貢接貢料銀は何れも此の取扱を受けた。

進貢・接貢料銀用に寶永銀と元祿銀と引換へる

然るに、正徳四年五月、幕府は金銀貨の品位を慶長古金銀の品位に復すべきを發表し、銀貨には正徳銀、即ち、通常享保銀と稱する新貨を發行する事とした。仍て、五月十九日、幕府は藩に對し、進貢接貢料銀に正徳銀を渡すにつき、定額を減少すべく、藩の沙汰として、減額して言上すべし、但し、諸國銀山の產出倍加の時、更らに沙汰あるべしと達した。之に就いては、琉球より真享定額の通りとされ度き旨願出もあつたが、同五年十二月、藩では進貢料銀八百四貫の内、二百貫、接貢料銀四百二貫の内、百貫を減額する事として届出て、其の通り決定した。此の減額は當時元祿銀及び正徳銀の純分から算出したもので、幕府は元祿改鑄によつて減額せしめた進貢接貢料銀の正銀額を、此處に至つても引續き維持したのである。かくて、正徳六年の進貢料銀六百四貫は六月、新銀を以て、江戸金藏より渡され、之に對し、八月、藩は寶永銀千二百八貫を大坂金藏へ納めた。

進貢・接貢料銀用に文字銀料を享保銀に引換へる

其の後元文元年より、又金銀改鑄があつた。即ち、文字金銀で、銀貨の品位は、銀四六銅五四であつた。之は文政元年まで八十三年間鑄造された。進貢接貢料銀は、寛保元年まで享保銀を調達して充てるを得たが、同三年には、之も拂底し、四月十一日、再び改鑄引替を願出て、廿八日、老中松平乗邑より許可の旨を達せられ、五月二日、勘定奉行神尾春英より、進貢料銀六百四貫に對し、足銀吹賣共文字銀千二百四貫六百九匁四分六毛、接貢料銀三百二貫に對し、同じく文字銀六百二貫三百四匁七分二毛を京都銀座へ差出し、改鑄せしむべき旨達せられた。當時、對馬交易銀は九割増引替の定で、人參代のみは幕府用もあるにつき、五割増としたのであるが、琉球渡唐銀は幕府用もなきため、大體前者九割増

の規定によつたのであらうといふ。此の巨額の割増に、藩の當惑は甚だしかつた様であるが、改鑄引替は爾後引續き行はれたのである。

併し、進貢接貢料銀の内容には明瞭でない點も多い。先づ寛文十二年閏六月八日付桂忠保宛攝政羽地按司朝秀賢向象及び三司官の覺には同年秋藩より渡される銀の内御物方浮徳方二ノ丸方一隻に付七、八十貫諸士詔銀同じく二、三十貫都合百貫程は買物調ふべく、若し大唐船が損じ、來々年歸航出來ず、一艘に乘合歸帆する共、右銀額の買物は白糸紗綾縮緬酒唐布毛氈の類を註文されるなら積入歸帆せんと老功の者申すといふ。八月廿四日付桂忠保の返書にも買物銀子は御物方浮徳方高所方二ノ丸方取合せ百貫程の豫定とある。

高所方の銀は諸士詔銀と思はれる。寛文六年十月十七日付評定所の覺に、翌年進貢船に諸士の高に應ずる銀高の内縮緬紗綾綸子さおうちう白糸毛氈布類を公界向衣類用として註文するを許すと居り、其の免許銀高は、高二千石以上五百匁、千石以上三百匁、三百石以上千石まで二百匁、無高より三百石まで百匁とし、其の銀高は纏めて琉球假屋在番へ渡すといふ。寶永三年七月廿五日付向井市之丞宛堀甚左衛門の書には、渡唐銀の内一隻の時は銀八貫七

百五十匁、二隻の時は十七貫五百匁だけ諸士の用を達する事とし、高奉行支配で諸士中に拂ふとある。

渡唐銀  
幕府に對する  
修飾

渡唐銀とは、此等を含めて藩庫より渡される貿易資銀をいふのであらう。併し幕府、其の他に對し憚る所があり、渡唐銀の稱は藩外には公然現はさず藩の出資關係も多少修飾して發表した様である。正徳三年六月付幕府への書上によれば、貢船差渡銀は琉球人が薩摩に於いて町人共より借銀して調達するが、其の内調達困難の分は願により藩庫より貸遣し、其の返済には白糸反物を以てし、或は上方に於ける賣捌銀を以てするといふ。此の點は、貞享三年十一月の老中大久保忠朝への報告にも云はれてゐる。尤も事實は藩の渡唐銀借銀琉球拜が過半を占めたと見られる。寶曆四年には、進貢料の琉球拜借銀三百二貫を渡される筈で、之は當時の進貢料銀定額六百四貫の半額に當るが、此の三百二貫は古銀の才覺が調はず、且つ財政困難殊に木曾川治水工事助役の支出莫大の見込なるにつき、更らに半減し、古銀百五十一貫を渡す事とし、九月申渡したが、在番親方よりの願出もあつた様で、五十一貫を増し、二百二貫とした。進貢接貢料銀より藩庫出資の渡唐銀を除いた部分は、琉球の出資即ち、謂はゆ

進貢・接貢料  
銀の内容  
御物方  
浮徳方  
二ノ丸方  
高所方

る琉球方銀高と解せられる。其の一部は琉球の買物、また一定限度を以て假屋が引受けた脇々の買物等で、貿易に充て、一部は謂はゆる遣銀とする。正徳三年六月廿五日付藩より幕府への届出によれば當時の進貢料銀定額八百四貫の内三百五十貫前後は清朝官人への禮銀又は運上銀及び滞留中の雜料とし、餘銀を以て藥種糸反物等琉球に於いて事缺く物を買取るといふ。清朝官人への禮銀、其の他を遣銀と稱し、之は琉球自身調達して渡すものであつた。(註四六)但し三百五十貫前後といふのは稍々修飾の數字と考へられる。天和三年冬謝恩使として渡航した三司官王舅池城親方安憲毛國に對し、其の十一月朔日、攝政大里按司朝亮向弘及び三司官伊野波親方盛紀毛泰、稻嶺親方盛芳翁自より達した覺に、北京の遣銀六十貫、福州の遣銀四十貫外に官府の物數多渡すにつき、成るべく節減して買物銀に廻す様とあり、(註四七)また弘化三年七月、三司官與那原親方良綱馬德、小祿親方良恭馬九、國吉親方朝章向良より、遣銀百貫及び使者附の持高銀十八貫七百匁都合百十八貫七百匁を例年の渡唐銀の外差渡方免許を願出で居り、(註四八)即ち前後を通じて、遣銀は百貫前後と見られる。琉球方銀高も屢々藩庫の融通を受けた様で、享保五年秋の進貢料銀子の内百

貫は琉球假屋に於いて才覺の方便なく、上方に於いて藩の借入銀により融通を受けたといひ、寶曆六年にも進貢料銀が不足し、假屋方に於いて才覺達せず、渡唐料銀として渡される筈の内より融通を受けたといふ。(註四九)併し進貢貿易の背後には薩藩があり、夫に出資し指揮してゐた事は、支那側に對しては絶対に秘せられてゐた。元來明清兩朝も亦琉球の對外交及び貿易を禁じてゐたから、琉球は薩藩との關係一切を秘した。吐加羅島寶の商人が琉球に來り交易すると稱してゐた。(註五〇)而して薩琉關係が支那に全く感知されなかつたとは考へられないが、少くともかゝる關係はないものとして、取扱はれてゐた。従つて渡唐銀高も、夫に應じて琉球内部より出すとして説明してゐた。寶曆九年乾隆廿四年五月付、勢頭大夫渡唐役者宛琉球評定所の覺によると、是より先き、交趾占城兩國が商賣を専らとし、進貢を第二とするにより、進貢を停止され、琉球も貢船一隻に王府銀子五十貫と差出帳が存するのに、其の外に銀子を多分に送り、商賣すると、清廷把問官より改められた處、一隻に二百貫餘の御物買入あり、一帳に咨文取添へ渡されたので、琉球より釋明のため、返答の咨文及び布政司への呈文を送り、進貢停止を免れたといふ。其の呈文の趣は、琉球に三

府三十六島あり、渡唐の際、島々政務の用物を買調へる例で、王城内府の銀は船一隻に五十貫を渡し、外に中山府藏銀三、四十貫乃至四、五十貫、南山府北山府夫七、八貫乃至十二、三貫、三十六島中宮古、八重山、吉見、徳之島、大島、喜界の六島夫四、五貫乃至五、六貫、其の他各島一、二貫乃至二、三貫を、夫々支配役人考次第に渡し、外に渡唐人の私銀及び官役吏士の誂銀で、凡べて一隻に付三百貫になるが、年々増減あり、買物の内生糸、反物は三府三十六島に中山に於いて、寶島商人に賣拂ひ銀を求め、寶島は七島中に在り、方々商賣を行ふといふのであつた。(注五二)

次に、現銀以外の輸出入貿易品を見るに、正徳四年十月十八日付の幕府への届出には、琉球より出る物品を定め、支那で多量に買求める事はないとある。(注五三) 實際には、一部に諸品の輸出もあつたが、支那で琉球貨とは粗悪品の別稱であつたといふが如く、(注五四) 重要なものではなかつた様である。延寶八年には、試として樟腦三百斤と錫三百斤とを琉球へ下し、中山王荷物として支那へ輸出せしめた。時に、参考として、長崎等に於ける賣拂値段を通達し、樟腦一斤に付代銀は、大坂値成一匁九分、長崎値成一匁三分、長崎に於いて雇人へ賣買値成一匁六分

現銀以外の輸  
出貿易品

貢船の指揮と  
藩の手續

といふ。(注五五) また元祿四年十月十五日付、新納久辰宛、家老平田宗正御物座諸役、齋清雄(注五六) 賢の抜物取締の達の内、渡唐船の船頭永手、其の他中乗の者が自分用として昆布、鱈鱈、煮貝、醬油、海草類を持渡し、餘分を以て唐物を買取るを許すとある。之は船頭永手等の限られた私貿易であるが、一の商品輸出であつた。(注五七)

寶永三年の諸品輸出計畫の事は前に記した如くで、此等輸出品の代銀は、貢物等の代銀と共に、進貢接貢料銀の定額外であつたと思はれる。猶ほ、貢船に對する指揮監督のため、藩が設けた手續上の規定に就いて記すに、第一に進貢船派遣に先立つて、渡唐人の内上國して指令を受ける規定であつた。延寶八年九月十五日付三司官宛、新納久辰の覺に、御物銀彌、慥かに首尾する様申渡すにつき、以前は渡唐人を鹿兒島へ差上せたが、向後彌、先規の如く渡唐人の内一人を差上せ、命を受ける様申附けるべしとある。(注五八) また進貢を了へて歸航すれば、進貢使たる耳目官が上國し、耳目官に事故があれば、正議大夫が代つた。これを唐之首尾使者といひ、大和え御使者記によれば、寛文十二年冬發の耳目官名嘉雲、上朝象(注五九) 徳美に始まる。渡唐人一同は、出航に先立つて、在番奉行附役及び攝政、三司官等の立會の下に、起請文を以て宣誓した。起請文

輸入唐物協賣の禁と隠貿易の取締

前書の條々は、支那に於いて切支丹になるまじき事、琉球薩藩手に入る由取沙汰すまじき事、琉球萬事善否の儀、嘸すまじき事、御免銀の外何色によらず買渡すまじき事、武具類賣るまじき事、傍輩中腹立ある共毒藥を以て凶害すまじく、勿論毒藥等渡すまじき事、歸帆の刻入念に人數を改め唐人飛乗させるまじき事、私の仕廻を専らとし時分後れ歸帆せざる様申附ける事、往還中途に於いて賊船に逢ふ時、船中の人數相談を以て随分働き、少しも臆病あるまじき事等である。(注五七) 貢船發着の際には、差渡銀高或は積荷を改め、同時に、琉球に於ける輸入唐物協賣を禁じて、隠貿易を取締つたのである。

寛文十二年十月五日付、在番奉行伊東祐之宛、御物座の覺に、渡唐船方へ渡す唐買物代銀は、御物方模合方浮得方及び國司方琉家中方其の他中乘以下の者銀子計數を出帆前に那覇在番で究めて渡唐申附け、若し福州に於いて買調べ得ざる事もあるべきにつき、歸帆して船が見えた時は、早速中途まで檢使が出て買荷物或は殘銀等船中の品を堅固に改め公私によらず買物殘銀等割符の勘定たるべし、此の改檢者には、在番奉行の附役中より地下檢者と共に當り荷物改の時、在番奉行攝政三司官共に入念檢見すべし、唐買物を鹿兒島へ差上

貢船出帆の場合の差圖

國遣座

すには、何年差下の銀子の内、御物方模合方浮得方其の他の銀にて何々何程買調へると銘々代金付まで詳細に送狀を附し、改の上差上す時は、改衆符印を附し、送狀の表に、在番奉行攝政三司官判形を押すとある。(注五八)

元祿元年十月十日付、新納久辰宛、家老島津久竹等の達等によれば、貢船出帆に當り、差渡銀高は、在番奉行に申斷り、檢使を以て改め、相違なければ、三司官より在番奉行へ通じ、其の差圖により出帆せしめる事となつて居り、歸帆の時には、在番奉行三司官が立會つて積荷を改め、琉球に殘す用物と鹿兒島へ積登す物とを區別して帳付し、國遣座へ達し、協賣及び禁制品の密輸を取締るのである。(注五九) 併し、此の規定に反する拔荷も屢あつた様で、元祿四年には、送手形以外の

拔荷が多いとの風聞あり、露顯したのもあつた。仍て、九月、家老新納久辰及び在番奉行攝政三司官等の關係各方面へ取締を嚴令して居る。

また翌五年十月十五日付、新納久辰宛、平田新右衛門、彌清雄の達した條々あり、即ち、歸唐船着津の節、地下人買物の内、大和地拂品は、差出させ、官屋へ留置き、改役人より國司荷物同前に銘々送狀を附し、自分用に殘す荷物は別に改め、荷主に證文を附して渡させる事、上國の琉球人が鹿兒島遣用に持登る唐物は、

改奉行に於いて改め、三司官より定置く封印を以て差登せ當用の荷物も同様とし、貢船往還の改方念を入れ、歸帆の節の船中改は船よりはんかい口まで鉸を取らせて押封し、荒物類も残らず官屋へ取込め改める事等である。其の他、當時抜買取締の令違あり、爾後も同様の令を繰返してゐる。<sup>(註六〇)</sup>

享保四年四月、付家老種子島久基の琉球へ申渡の覺では、幕府の抜買取締につき、爾今琉球渡唐物脇賣は、買手より勝手方へ申出て、琉球假屋守が承届け、慥かなる品は許す事とし、長崎に於いて唐物を買ふにも、勝手方免證文を以て買はしめ、上方他領に於いて唐物を買ふを禁じた。但し、藥種に限り、據なき場合は、抜物にあらざる旨、賣主より證人を取り、買調へるを得るとした。<sup>(註六一)</sup>

元文六年十月の達では、従前通り琉球に於ける唐物脇賣殊に船頭、水手の之を買取るを禁ずると共に、鹿兒島の琉球假屋に於いて買取つた品の取扱方に就き示してゐる。即ち、買取品は假屋守の免許を以て門番所を通す事とし、且つ之を旅人<sup>他領</sup>へ賣渡し、又は他領へ搬出するを禁ずるといふ。其の後積登唐物に關する令違は多く見られ、津口改<sup>其</sup>他の方法<sup>を</sup>を嚴重にしてゐるが、取扱方の原則は同様である。天明七年十二月の琉球積登品の取扱に關する達

抜買取締

琉球假屋に於ける買取品

琉球積登品目

に よ る と 積 登 品 目 は 藥 種 香 料 藥 料 墨 朱 等 に 亘 り 左 の 如 く で あ る 。

- 鼈甲 桂皮 蘇木 大楓子 山歸來 小割桂 甘草 馬錢子 破胡紙
  - 麒麟竭 蛛 水香 木瓜 大腹皮 龍腦 白豆蔻 肉桂 白朮 三園朱
  - 象牙 胡椒 益智子 朱墨 大黃 阿膠 檳榔子 穿山甲 粉朱 阿仙
  - 藥 砂仁 洋山 蟾酥 犀角 羚羊角 白蛇 菟絲子 沈香 良姜 麻
  - 黃 胡黃連 阿片 蒼朮 草果 辰砂 水銀 使君子 籐 遠志 紺青
  - 雌黃 肉豆蔻 甘藷 蘆薈 丁香皮 岩綠青 肝耳石 鹿香 其の他
- 此等は琉球出產品を含むも、大體唐物と思はれる。琉球持登品は、以前は買入のあるまで、町役で保管する規定で、長期保管中に蟲付となり、荷主の迷惑となるにより、先きに持登斤量を定めたが、之また不締の開えありと、此の天明七年十二月の達により、斤量の定を廢し、右の品目に就いて、新規定を設け持登者は琉球より定法の手形を受け、山川津口番所の改を受け、番所の添書を以て、上下町年寄年行司方へ遣し、掛町役が見分し、品位斤量等を定めて帳付し、他領出拔賣禁制の旨をも記し、品物は荷主へ渡し、品々片付の後、帳面は町奉行所へ差出す事とし、津口銀は免除し、町役取扱の際、銀又は現品の内十分の一の上納を申

山川津口番所



附け、町方掛横目に收め、横目は之を切封して會所藏へ納め、其の都度一紙を以て報告する事とした。此の上納の内用物とならざる品は入札拂とし、之も他領搬出を禁じ、其の旨申請人より證文を差出すのである。また琉球假屋よりの買取品は聞役へ差出さしめ見分するが、記帳は前條町役の取扱と同斷で現品の十分の一を買上げ、代拂は町方横目より證印を以てするのである。<sup>〔注六〕</sup>

最後に輸入禁制品には、切支丹關係の物に次いで毒藥がある。之は古來の禁制と思はれるが、延寶八年九月十五日付、三司官宛新納久辰の覺に、新しからずと雖も、毒藥を持渡らざる様堅く申渡すべしとあり、爾後も屢、同様の達が見える。<sup>〔注六〕</sup> 書籍の輸入は初めは切支丹關係以外は自由であつた様であるが、元祿六年九月十日付、新納久辰宛家老島津久竹等の覺に、爾今四書五經、その他兼ねて日本へ渡來の書籍以外、支那近代の書籍を買渡すを堅く停止するといひ、新著一切の輸入を禁じてゐる。<sup>〔注六〕</sup> 此の禁制は、爾後、引續き行はれたと思はれる。

輸入禁制品

支那近代書籍の買渡を停止

- 〔注一〕 舊記雜錄追錄卷四九 列朝制度卷三四
- 〔注二〕 中山世譜各卷 南聘紀考各卷
- 〔注三〕 舊記雜錄追錄卷四八・四九 歷代制度卷三

- 〔注四〕 中山世譜卷八 球陽卷六 南聘紀考卷八
- 〔注五〕 舊記雜錄追錄卷四九 中山世譜卷八 球陽

- 卷八 南聘紀考卷八
- 〔注六〕 舊記雜錄追錄卷四九 中山世譜各卷 球陽各卷

- 〔注七〕 歷代實案<sup>23</sup>起萬曆二十一年至天啓七年
- 〔注八〕 球陽卷六 中山世譜卷八 中山古案集卷二
- 〔注九〕 球陽卷七 中山世譜卷八
- 〔注一〇〕 球陽卷八 中山世譜卷八 南聘紀考卷八 舊記雜錄追錄卷一九
- 〔注一一〕 歷代實案各卷
- 〔注一二〕 歷代實案<sup>23</sup>起萬曆二十一年至天啓七年・順治十年康熙三十五年
- 〔注一三〕 御條書寫卷一 舊記雜錄後編卷九四・追錄卷一三・一四
- 〔注一四〕 舊記雜錄追錄卷一三・一四・五三・六〇・一一一 御條書寫卷二 島津國史卷二九・三〇
- 〔注一五〕 舊記雜錄追錄卷四九
- 〔注一六〕 舊記雜錄追錄卷六〇
- 〔注一七〕 中山世譜卷八 球陽卷八 南聘紀考卷八
- 〔注一八〕 舊記雜錄追錄卷四九

第七章 中期の進貢貿易

- 〔注一九〕 周泰淵編道光以後中琉貿易之統計(中國近代經濟史研究一ノ一)
- 〔注二〇〕 歷代制度卷三四

- 〔注二一〕 舊記雜錄追錄卷一五・一八 大和え御使者記 御條書寫卷二
- 〔注二二〕 舊記雜錄追錄卷一八 歷代制度卷三四 唐物來由考 南聘紀考卷八
- 〔注二三〕 御觸書寬保集成卷三五
- 〔注二四〕 南聘紀考卷八
- 〔注二五〕 舊記雜錄追錄卷一五
- 〔注二六〕 歷代制度卷三四 唐物來由考 南聘紀考卷八
- 〔注二七〕 舊記雜錄追錄卷四八 歷代制度卷三四 唐物來由考 南聘紀考卷八
- 〔注二八〕 唐物來由考 歷代制度卷三四 南聘紀考卷八
- 〔注二九〕 舊記雜錄追錄卷一八 島津國史卷二八
- 〔注三〇〕 大和え御使者記 中山世譜附卷二
- 〔注三一〕 舊記雜錄追錄卷二四

- 〔注三二〕 舊記雜錄追錄卷三〇 大和え御使者記 中
- 〔山世譜附卷二 薩藩例規雜集卷二五
- 〔注三三〕 御條書寫卷五
- 〔注三四〕 舊記雜錄追錄卷四六・四八 大和え御使者記 中山世譜附卷三 島津國史卷二九
- 〔注三五〕 舊記雜錄追錄卷四九・八七 島津國史卷二九
- 九
- 〔注三六〕 御觸書寬保集成卷三二 島津國史卷二九
- 〔注三七〕 舊記雜錄卷四九・八七
- 〔注三八〕 舊記雜錄追錄卷五一・五二 島津國史卷三九
- 九
- 〔注三九〕 舊記雜錄追錄卷八七
- 〔注四〇〕 舊記雜錄追錄卷八七 島津國史卷三〇
- 〔注四一〕 舊記雜錄追錄卷一三
- 〔注四二〕 御條書寫卷二
- 〔注四三〕 御條書寫卷五
- 〔注四四〕 舊記雜錄追錄卷四八 歷代制度卷三四
- 〔注四五〕 舊記雜錄追錄卷一〇八
- 〔注四六〕 舊記雜錄追錄卷四八 歷代制度卷三四
- 〔注四七〕 渡唐衆へ相渡候書付留(康熙廿二年より)
- 〔注四八〕 琉球外交關係史料卷六
- 〔注四九〕 中山要案集卷七
- 〔注五〇〕 道光以後中琉貿易之統計
- 〔注五一〕 唐ヨリ御尋問ニ付御返答ノ條々
- 〔注五二〕 舊記雜錄追錄卷四九
- 〔注五三〕 道光以後中琉貿易之統計
- 〔注五四〕 進貢期ニ付渡唐之一統(延寶八年 評定所)
- 〔注五五〕 舊記雜錄追錄卷一九
- 〔注五六〕 舊記雜錄追錄卷一五
- 〔注五七〕 兩唐船仕出日記(元祿十五年か) 接貢船仕出日記(嘉慶四年) 渡唐衆へ相渡候書付留
- 〔注五八〕 御條書寫卷二
- 〔注五九〕 舊記雜錄追錄卷一八
- 〔注六〇〕 舊記雜錄追錄卷一九 島津國史卷二八
- 〔注六一〕 舊記雜錄追錄卷五五
- 〔注六二〕 歷代制度卷一〇下
- 〔注六三〕 舊記雜錄追錄卷一五・一七・六〇
- 〔注六四〕 舊記雜錄追錄卷一九・二〇・六〇

第八章 後期の進貢貿易

寛政元年四月、長崎奉行より薩藩に白絲紗綾以外他販禁制を達した。是より先き、藩は白絲紗綾を京都問屋に於いて賣捌く外、唐物は領内用にも不足につき、一切他へ賣捌く事なしと申立てゝゐるが、時に老中松平定信が外國貿易の制限強化を行はんとしつゝあり、其の方針に従つて、白絲紗綾以外琉球輸入唐物は従前より他販禁制であつたのを、更らに勵行する事としたのである。

寛政五年琉球渡り唐物の制

白絲紗綾以外他販禁制

同年、取締方に就き幕吏等への應答仕方を定め、寛政五年十一月十八日付更らに達してゐる。寛政五年の達によると、其の内容は大要次の如くである。琉球渡り唐物中白絲紗綾以外は悉く領内消費に充て、他領搬出を嚴禁し、他領商人が入來るも、一切賣渡さず、琉球屋敷(琉球館)へ立入の者が琉球人より唐物を買受ける場合には、琉球屋敷附の頭役(琉球館)が承達し、双方の證文を見届け、賣せしめ、無證文の賣買又は琉球人が町方へ持出して商賣するを嚴禁し、領外搬出諸荷物に就いては、夫々品目數量を書出さしめ、向々の支配頭より禁制品を糺し、支配頭の免切手を渡し、陸路往還諸所及び廻船津口の番所に於いて改

め唐物は勿論無切手の品は之を沒收し、琉球との航運に就いては、毎年二隻内外の琉球船が琉球屋敷へ用物を積寄せ、また藩の用船數隻が渡航する外、領内私船及び商人の渡航を禁じ、下り用船の船頭水手等には禁制品買取の嚴禁を申渡し、銘々宗門を改めて免切手を渡し、更らに琉球着船の際は、在番役々より人別を引合せ、歸帆の時も同様の仕方（註一）で改める故、乗組の者は中途より他領へ赴くを得ずといひ、琉球入用品差渡に就いては、出帆の際品目數量を向々支配頭へ申出させ、禁制品を糺して支配頭の免切手を渡し、更らに津口番所で改め、琉球着船の際は、在番役々が糺し、凡べて無切手の品は沒收する規定であるといふのである。此等は此の前後とも、實行されてゐたものである。（註二）

寛政十二年、藩は琉球中山王の名を以て唐物の藥種器財類他領賣捌免許を出願したが、享和二年十月、幕府は藥種類の輸入を嚴禁し、器財類も領内用に限り、白絲紗綾以外唐物の他領賣捌制禁を嚴命し、同十二月、前々年夏の冠船舶載の唐物藥種類を琉球へ積戻させ、金一萬兩を琉球に下附して損害を賠償した。（註三）文化元年より文政三年までの間に、藩は十度に互り、免許唐物の品増を願出た。初め請願の趣旨は從來の賣捌免許品たる白絲紗綾等は、何れも産額少く、

薩藩幕府に唐物藥種等他領賣捌を出願す

度々免許唐物の品増を願出

免許唐物の品八種増加

値組引合ひ難く、却つて損失に及んでゐるとの理由で、鼈甲、蘇木、虫絲の三品を加へ、白絲紗綾に振替へんといふのであつたが、之は長崎貿易に支障ありとの事（註四）で許されず、廣東福建地方の産物中、稀に長崎へ渡る品の内を以て申出る様に申渡されたので、長崎會所へ問合せ、品目を申立てた結果、三年間試として、八種を許された。即ち、薄紙百束、五色唐紙五百束、釘（不明なるも釘と思はれる）五萬斤（五千斤）、（註五）が、五萬斤まで、長崎へ廻すを許された。羊毛織三百端、丹通六百枚、緞子三百本、狸燕脂二千斤、花紺青二千斤であつた。此の免許は文化七年九月の事であらうといふ。洋山人參虫絲の二種に就いては、従前も請願してゐたが、之は免許されなかつた。免許された八種は何れも收益少く、銀千貫の賣捌高を要すると、八種免許の時改めて水色虫絲、奥手玳瑁、洋山人參の三種を加へん事を請願し、且つ會所雜費及び賣立割合銀を納める事も申出たのであるが、遂に許容なきため、大黃、雌黃、山歸來、阿仙藥、砂仁の五種免許を願つた。文化十三年、琉球では飢饉で、餓死千五百六十三人を出したが、翌十四年九月、琉球困窮、就中此の飢饉の事情を陳じ、重豪より強つて請願した結果、同十五年四月、漸く三種の代りとして、嵯礪砂二千斤、桂枝二千斤、厚朴七千斤の四種に就き、三年間免許され、商賣目當高歩銀を出す

文化十三年の琉球飢饉

文化十五年免許の唐物四種

文政三年免許の唐物二種

調所廣郷賞賜

天保八年の琉球唐物商法禁止

事とした。更らに文政三年三月賣捌免許銀高二千七百貫の内繰合せて、奥手玳瑁・木香白手龍腦辰砂阿仙藥宿砂大黃の内四、五種を免許されん事を請ひ、また厚朴は支那で拂底の品につき二千斤は減ずるも可として申出たので、同八月、厚朴二千斤を減じ、三年間玳瑁八百斤白手龍腦百斤を加へるを許された。<sup>(註三)</sup>其の後も品増を請願した様で文政十年四月、調所廣郷は、先御役内二丸御續料掛之節、唐物品増御願濟去秋初て御商法相濟候處、相應之御益有之候付と太平布一疋を賞賜された。此の唐物品増願濟は、蓋し文政七年十一月乃至翌八年八月の間、調所が側用人格兩隱居續料掛<sup>物方</sup>唐<sup>在勤中</sup>の事である。<sup>(註四)</sup>天保八年に至り、琉球の唐物商法は長崎貿易の妨げたるにより、同十年以降差留める旨達せられた。但し、其の後、白絲紗綾の二品は五年間賣捌を免許された様である。かくては琉球立行き難しと、度々願出て弘化三年閏五月にも、琉球より金武親方正孟<sup>章鴻</sup>が上國し、白絲紗綾以外も従前通り賣捌免許される様、請願方を願出てゐるが、同月以前賣捌いて來た品十六種、銀高千二百貫を限り、五ヶ年間長崎表賣捌を許され、十六種の内、大黃甘草山歸來蒼朮瓜鼈甲の五種は代品を取調べ申出る様江戸に於いて達せられた。併し、五種の代品と

唐物品増額と外交問題

弘化三年以降長崎賣捌免許品の積登並に賣捌額

なる品柄なく、十一種では救助届き兼ね、また當時外交問題に巨費を要し、清朝に對してもかゝる變更は不都合であると、七月、琉球より申出があつて五種免許を請願した。此の問題は外交問題に就き協議した際、老中阿部正弘と世子齊彬との間にも論せられたが、翌四年八月、五種品目變更の事は撤回された。但し、瓜鼈甲は當分差出さざる様との事で、一部品目變更があつたと思はれる。<sup>(註五)</sup>かくて、弘化三年以降の長崎賣捌免許品の積登賣捌數額は左の如くである。

品名	弘化三年		弘化四年		嘉永元年		嘉永二年		嘉永三年		嘉永四年		嘉永五年		嘉永六年	
	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	
大黃	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
長崎拂	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
領内拂	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
桂皮	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
長崎拂	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
領内拂	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
甘草	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
拂殘	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
草屑	100,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000





琉球産物本手繰綿煙草 等代於鹿兒島拂 計	二四、七五九、二五 一三、六四七、二	一三三、三〇七、七三 一八四、四七、五三	六、四〇〇、六六 一〇六、六一、四二
(賣拂) 長崎賣拂雜費等差引 長崎賣拂代	(銀)貫匁 九百、〇三、三五 六、六九四、四	(銀)貫匁 一三、七〇、四五 六、四三三、〇九	(銀)貫匁 一、九、二六、三三 七、一三三、〇六
内長崎會所二割納分 右二行差引	一六、英、〇、七五 七、六、四、七二	二四〇、〇〇〇 一、五、五、八一	一、九、二六、三三 七、一三三、〇六
長崎奉行・地役人等 へ挨拶、同地雜費、 琉球、國許、荷田、琉 球諸役心附、其の他 雜費	一、二、五、五、七	一、九、二、七、〇、八三	一、八、三、三、七、四
内用藥種等於鹿兒島拂 立代(六割増込)	三〇、七九、五〇	三、三〇〇、〇六	一、九、二、四、五、三
本手品拂立	一四、五、五、〇、一一	一、七、一、六、五、〇、三	一、七、〇、一、一、五、〇
計	三三、一、五、〇、〇、四	三〇〇、三、六、七、〇	三、六、〇、四、六、六
(差引潤益) 長崎商法品 内用藥種等拂立 本手品拂立 計	(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 九錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文) 五、四六、三、〇、二七 一、五、五、五、七、七 六、六、四、七、二 六、六、四、七、二	(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 九錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文) 五、四六、三、〇、二七 一、五、五、五、七、七 六、六、四、七、二 六、六、四、七、二	(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 九錢(貫文)(金)兩歩 朱文(差) 六錢(貫文) 五、四六、三、〇、二七 一、五、五、五、七、七 六、六、四、七、二 六、六、四、七、二

天保財政改革と琉球の進貢貿易との關係

琉球産物生産方

さて、天保財政改革と琉球の進貢貿易との關係は、從來重視されてゐるが、海老原清熙の記述によれば、夫は極めて潤益薄く、寧ろ損失あるのみであつたといふ。當時、唐物方の一局が唐物の輸入賣捌を管した。唐物方は初め高輪白銀兩郎續料掛と云ひ重豪の意により、重豪齊宣兩隱居方經費は其の潤益を以て充てる考で之を設けたのである。其の設置は恐らく文化七年頃の事である。また唐物方は後に琉球産物生産方と云つた。即ち、前記の如く、幕府の制限を受けた際、公然唐物の稱を立て得なかつた故であらう。唐物方の掛役員は交代で琉球へ渡り、年々輸入唐物を注文し、其の資品は大坂下關より之を買ひ、冬下り船より琉球へ送り、琉球を以て福州口へ渡し、翌年夏琉球へ歸り、輸入唐物は、秋又は更らに翌年鹿兒島へ積登し、之を長崎へ出して長崎會所の手で入札し、其の賣捌額は千七百二十貫限りと定められたが、凡千二、三百貫に及ばなかつたといふ。海老原は潤益なき理由として、極めて長日月と手数を要し、代金も速かに下渡されず、失費が多かつた事を挙げ、或は長崎奉行に於いて、長崎貿易の妨げとならざる品目のみを免許したので潤益薄く、且つ願立の節に

琉球進貢貿易と唐物抜荷

調所廣郷の自殺の因

民間の唐物抜荷とその取締

幕府に就いて唐物抜荷の嚴令

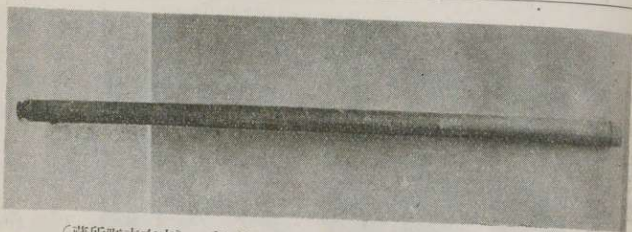
は贈遺多く、其の入費を計算すれば損失となるとも言つてゐる。<sup>〔注七〕</sup>此等の點は、上に見た所により、或る程度肯定されるのであるが、海老原が言つてゐる様に、悉く損失に終始した、琉球救助のため、或は當時藩内の者が屢、抜荷の罪を犯した故、下のため、之を行つたに過ぎなかつたかば疑問である。更らに、家老調所廣郷は、藩の唐物抜荷に就き、幕府の内沙汰を受けて自殺したと傳へられる。事實藩が抜荷を行ひ、免許品以外の輸入を計つたとすれば、事情は海老原の記す所とは相違すると見なければならぬ。

當時海老原も記してゐるが、民間に唐物抜荷を犯す者が多かつたといふ。文化十年九月付、重豪は家老若年寄大目附に宛てた條書中に、唐物抜荷は堅き制禁の處、身命を顧みず取扱ふ者多くありと取締を命じ、緩慢の聞えあらば支配の者まで夫々咎め申附けると申渡してゐる。<sup>〔注七〕</sup>享和三年頃には、京都醒井魚棚下ル近江屋新兵衛なる者が、不正の唐物を薩摩より大坂へ持送り、其の節藩役人免切手を以て改番所を僞つて通つた事も顯はれ、幕府より注意されてゐる。<sup>〔注八〕</sup>天保十年頃、當時薩州邊密賣多く、同國島々等へ漂着の唐船にも疑はしき節あり、鹿兒島邊へ唐物仕入に罷越す者もあり、また長崎表交易代物に成るべ

唐物抜荷と古老談

薩摩船の支那渡航の風説

薩摩西海岸と唐船漂着



第三十六圖 望遠鏡 (密貿易に使用と傳ふ) (志布志町所藏)

べき松前産俵物類が薩州へ抜ける事もあるやに聞える。幕府は齊興に對し、取締を嚴令した。<sup>〔注九〕</sup>此等の禁令から、當時領内に唐物抜荷が行はれた事が知られる。領内の密貿易に就いては、古老談等に屢、聞かれる。其の内には誇張や誤傳も存すると思はれるが、悉くが信じ難い譯でもない。謂はゆる密貿易即ち唐物抜荷には二種の様式が考へられる。一は琉球輸入唐物中の他販禁制品を他販する事であり、一は沿海來航の唐船と直接交易する事である。最も好んで語られるのは後者に屬する。猶ほ、當時琉球船に限らず、薩摩船も支那へ渡航するとの風説もあつた事は、甲子夜話等に見るが、之は事實と考へられない。

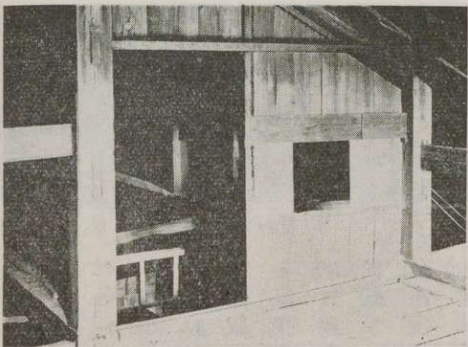
當時、薩摩西海岸の阿久根、羽島、川内、串木、野加世、田坊、津山川等は、唐船の頻繁に漂着する場所であつて、唐通事が置かれてゐたが、漂着唐船或は漂着を装つて來航した唐



密貿易者

船との間に密貿易が行はれ、また藩自身が行つたとさへ傳へるものがある。阿久根では幕末に密貿易を行つた數人の名が傳へられ、其の内河南源七、丹宗

密貿易の商品



第三十七圖 中村五郎舊宅井天入口

阿久根の折田恒右衛門

大黃、黃蓮、人參、桂枝、沈香、伽羅丁、字唐山、歸來、西洋、皿、翡翠、蘇芳、琥珀、真珠、麝香、古器物等であつたといふ。折田恒右衛門も阿久根屈指の商人で運送業及び密貿易

志布志の中山宗五郎

易に從事し直接取引方法は河南丹宗と同じく、商品は大坂の間屋へ出したといふ。志布志では中山宗五郎の名が傳はつて居り、其の店舗には地下室或は二階天井裏の室を設け、共に密貿易のため使用したといひ、其の一部は現存してゐる。

指宿の濱崎太平次

指宿では濱崎太平次正房が密貿易に從事したといふ。濱崎家の祖先は國分正八幡宮の祠官であつたが、故あつて指宿に移住し、其の三代新平元文五年七月歿の時初めて濱崎姓を稱し、海運業を創めたといふ。五代貞章の時寛政年間には、全國の長者鑑二百六十三名の首班に列し、藩内第一の富豪であつた。六代貞之以後、代々太平次と稱し、正房は太平次三世である。其の父、即ち太平次二世天保三年五月歿四十九歳の代に家運は衰へたが、正房は之を挽回するため、海運事業に努め、指宿本宅の外に、鹿兒島築町に屋敷を有し、大坂、長崎、那覇、箱館、鶴島、日向、高崎等にも支店出張所を置き、また大船を建造する事三十餘隻に及び、全國に亙つて回漕、其の他の事業を營むに至つた。濱崎の抜荷に就いては種々傳へられてゐるが、例へば濱崎の船は帆柱の根元或は艫のド、ダ、板を二重張にし、其處に唐物を隠したといひ、唐物を夜間荷揚げしたといふ。また密貿易用の倉庫を

密貿易用倉庫

設け、其の現存する倉庫の側の壁の後には外部から氣づかれない様な空間が作つてあり、荷拔を置くに用ひたといはれる。濱崎は調所廣郷にも用ひられた者で、調所が禁制唐品の拔荷を行つたとすれば濱崎等が關與したとも考へられる。

當時の琉支貿易關係



第三十八圖 元濱崎家倉庫(指宿町)

の琉支貿易關係を數字的に説明し度いと思ふが、夫に先立つて、此の調査の示す所により、琉球輸入唐物拔荷に就いて考へるに、琉球の輸入した唐物中には、

幕府の賣捌免許品以外の品目も多く見える。此等は悉く琉球及び薩藩領内で消費されたか否か断定し難いが、天保以後の數量増加は他領賣捌を目的として行はれたとも想像される。また輸出品中にも、長崎會所以外私賣禁制の俵物類が見られ、拔荷の疑を深くする。

琉球へ支那より輸入品

周益湘の調査によれば、第一に、支那より琉球への輸入品は左の諸品である。

食品類

冰糖 氷砂糖

白糖 白砂糖

烏糖 黑砂糖

黃蓮 かくまぐさ、健胃劑

砂仁 づく

沉香 ちんかう、健胃強壯劑

洋參 野山人參、強壯劑

冰片 龍腦

藥材

茶油 茶葉、榨實の油、豆油

茶葉 葉茶、蓋し、福建産の清明茶

兒茶 阿煎茶

建湖北湖南に産す、輸出もあり、異品種と思はれる

製造品

氈條 毛布

織絨 厚手の絹又は毛織物

綾香 練香

縐紗 クレープ

油紙 扇

白紙 扇

大油紙

毛邊紙 上品唐紙

川連紙 四川産、白唐紙

徽黑 安徽徽州産の墨

靛花 藍花

甲紙

第四編

海外及び琉球との關係

七六四

琉球より支那へ輸出品

中花綢 中型模樣付羽二重 羽毛緞毛織子  
 哆囉呢 大幅羅紗 中葛布  
 中西洋布 洋製金巾 舊綢衣 古綢衣  
 棉花綫 綿絲 胭脂紅  
 油傘 雨傘 漆箱  
 小鼓 銅器  
 茶盤 茶盆 丁香丁子  
 棉花 苧麻からむし  
 獐皮のろの革 水銀  
 玳瑁 象牙  
 豆蔻づく、健胃劑 洋青  
 次、琉球より支那への輸出品は、左の諸品である。

食品類 目乾魚 海參 煎海鼠 魚翅 鱸鱔 鮑魚 あはび 大酒 醬油 木耳 きくらげ

原料品 麥醬 茯苓 利尿劑 茶葉  
 開豆 苧紙 紙扇  
 夏布 麻布 油傘 白紙  
 磁器 鐵釘  
 圍屏 屏風 銅器  
 芋蔬 からむし 棉花 烟葉 葉煙草  
 藥材 刀石 庖丁 小刀 等の 刃物

琉球へ支那より輸入貨數量

輸出入の數量に就いて道光元年乃至光緒元年の福州に於ける出口琉球へ、進口琉球より輸入貨數量統計中、十年毎に一年次及び其の翌年の分を抄出して左に掲げる。

道光以後出口貨數量統計表(一)

年	單位	數量
道光元年	萬斤	五萬
道光二年	萬斤	六萬
道光三年	萬斤	六萬
道光四年	萬斤	六萬
道光五年	萬斤	六萬
道光六年	萬斤	六萬
道光七年	萬斤	六萬
道光八年	萬斤	六萬
道光九年	萬斤	六萬
道光十年	萬斤	六萬
道光十一年	萬斤	六萬
道光十二年	萬斤	六萬
道光十三年	萬斤	六萬
道光十四年	萬斤	六萬
道光十五年	萬斤	六萬
道光十六年	萬斤	六萬
道光十七年	萬斤	六萬
道光十八年	萬斤	六萬
道光十九年	萬斤	六萬
道光二十年	萬斤	六萬

第八節 後期の進貨貿易

七六五



品名	道元元年	道保十一年	道保十二年	成豐元年	成豐十一年	明治十年
海帶	六、六〇〇斤	一八、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇一五斤
海參	五、〇〇〇斤	七、五〇〇斤	五、〇〇〇斤	三、〇〇〇斤	二、五〇〇斤	四、〇〇〇斤
魚翅	二、四〇〇斤	七、〇〇〇斤	三、三〇〇斤	八、四〇〇斤	六、〇〇〇斤	七、八〇〇斤
鮑魚	一、二〇〇斤	二、五〇〇斤	五、六〇〇斤	五、五〇〇斤	六、〇〇〇斤	七、〇〇〇斤
醃魚	一、七〇〇斤	二、五〇〇斤	三、三〇〇斤	三、〇〇〇斤	三、七〇〇斤	四、〇〇〇斤
目魚	九、七〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	二、九〇〇斤	二、六〇〇斤	二、七〇〇斤	四、五〇〇斤
醬油	二、八〇〇斤	三、三〇〇斤	六、七〇〇斤	二、六〇〇斤	二、七〇〇斤	五、六〇〇斤
茶油	二、二〇〇斤	九、〇〇〇斤	九、九〇〇斤	三、九〇〇斤	六、六〇〇斤	二、四〇〇斤
銅器	二、一〇〇斤	五、五〇〇斤	二、五〇〇斤	三、四〇〇斤	一、四〇〇斤	二、四〇〇斤
棉紙	一、四〇〇斤	三、三〇〇斤	九、九〇〇斤	三、七〇〇斤	三、三〇〇斤	八、八〇〇斤
刀石	二、五〇〇斤	三、三〇〇斤	一、二〇〇斤	二、五〇〇斤	三、三〇〇斤	二、五〇〇斤
金紙	一、〇〇〇斤	五、五〇〇斤	三、八〇〇斤	三、八〇〇斤	三、八〇〇斤	七、五〇〇斤
金紙圍屏	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤

道光以後進口貨物數量統計表(一)

品名	道元元年	道保十一年	道保十二年	成豐元年	成豐十一年	明治十年
棉花	一〇、〇〇〇斤	二、六五五丈	二、〇〇〇斤	二、〇〇〇斤	六、〇〇〇斤	一八、〇〇〇斤
嘩襪	二、六五五丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	九、六〇〇丈	七、四〇〇丈
中西洋布	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
哆囉呢	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
羽絨	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
中花綢	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
綿紗	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
中葛布	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈	二、〇〇〇丈
小鼓脂	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張
舊綢	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張
舊布	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張	二、〇〇〇張

年次毎に\*印を附して其の翌年の分を並記した。其の年次の數字を缺き、翌年の數字を得た場合には+印を附して之を補つた。空欄は資料不足による。以下諸表何れも同様。

琉球へ支那より輸入貨物数量

第四編 海外及び琉球との關係

七七〇

大紙	酒	天織	二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
白紙	扇	天織	二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織
			二〇〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織	二〇織

外に途中で絶え或は始まつた商品に就いては別表として左に之を掲げる。

道光以後出口貨物数量統計表(二)

	(道光元年)	(道光三年)	(道光六年)	(道光九年)	(道光十二年)	(道光十五年)	(道光十八年)	(道光二十一年)	(道光二十四年)	(道光二十七年)	(道光三十年)	(咸豐四年)	(同治二年)
川連紙		四、五〇斤											
獐皮													
靛花		四〇斤											
黃連				五〇斤									
兒茶						二〇〇斤							
白紙													
冰糖													
漆箱													
銅器													
川貝母													

琉球より支那へ輸入貨物数量

道光以後進口貨物数量統計表(二)

	(道光元年)	(道光三年)	(道光六年)	(道光九年)	(道光十二年)	(道光十五年)	(道光十八年)	(道光二十一年)	(道光二十四年)	(道光二十七年)	(道光三十年)	(咸豐四年)	(同治二年)
苧麻													
豆蔻													
冰片													
洋糖													
烏糖													
茶油													
紅花													
青麻													
茯苓													
麥精													
木耳													
油傘													
蘭布													
夏布													

品名	單位	光緒十年	光緒十一年	光緒十二年	光緒十三年	光緒十四年	光緒十五年	光緒十六年	光緒十七年	光緒十八年	光緒十九年	光緒二十年
藍花	壹斤											
苧麻	壹斤											
茶葉	壹斤											
棉花	壹斤											
鐵釘	壹斤											
白紙	壹斤											
開豆	壹斤											
烟葉	壹斤											
藥材	壹斤											
磁器	壹斤											
黑鳥糖	壹斤											

此等の統計は凡べて價格を示してゐないので、正確な比較は困難であるが、表示されてゐる數量のみを以てするも、支那よりの輸入にあつては、日用品文房具が多く、之に次ぐのは歐洲製毛織製品で、殊に南京條約締結二年<sup>道光廿二年</sup>後は、支那五港開港の結果漸次増加してゐる。更らに第三位は支那産の高貴藥材で、砂糖藥茶も重要である。最後の二品は琉球より輸出もあつたが、琉球黒糖の

支那より輸入

支那へ輸出

輸出は後の事で、古くは白砂糖の輸入が主であつた。輸入葉茶は輸出品と品種を異にし、恐らく大部分福州産清明茶であるが、之は琉球人の必需的嗜好品である。また量的にも輸出葉茶は少量である。

輸出にあつては、食料品就中海産物なる海帶海參魚翅が多く、他に見るべきものはない。且つ多くは粗製品で價額も極めて少額であつた。貿易全體を通じて道光咸豐に互り激變はないが、同治以後、輸出入共減少し、光緒に至り、完全に停頓したのである。即ち、琉球が兩屬狀態を脱するに至つた爲めである。輸出入の比較に於いては、琉球への輸入が輸出を壓倒してゐた。之を數字的に示すのは、閩海關に於ける進口税出口税統計である。之は本來ならば課徴される筈の額で、但し、實際は免税されたのである。兩税共從量課税であるから、正確な判斷は困難であるが、大部分の年次に於いて出口税は隔段に超過してゐる。左に文政四年<sup>清の道光元年</sup>乃至明治八年<sup>清の光緒元年</sup>の統計から十年毎に一年次分を抄出したが、明治四年<sup>清の同治十年</sup>は資料不足の爲め、進口税の數字を得ず、前後の兩年次の分を掲げた。全統計を通じて、進口税超過は、同治九年のみである。

第四編 海外及び琉球との關係

道光以後應徵進出口税統計表

年	進 口 税	出 口 税	差 數	進出口税超過
文政四年 (道光元年)	一、二、八七七	一、五六七、四七八	(+)	一、四五四、五七五
文政五年 (道光二年)	四四九、四八五	一、三四九、四八七	(+)	一、一八九、三四五
天保二年 (道光十一年)	二九一、三二〇	二、〇六一、一八一	(+)	一、七六九、八六一
天保三年 (道光十二年)	三二五、七六六	一、三〇三、八八四	(+)	九七八、一一八
天保十二年 (道光廿一年)	三八六、七〇七	一、四六一、九二三	(+)	一、二一〇、四四六
天保十三年 (道光廿二年)	一一六、〇二六	一、四〇八、三二五	(+)	三、二八九、一八二
嘉永四年 (成豐元年)	一一九、一三三	二、一三六、二九四	(+)	一、九一二、九九三
嘉永元年 (成豐二年)	二二三、三〇一	一、九一四、九七二	(+)	一、五四九、四六一
文久元年 (同治元年)	三六三、五一一	六三六、七二九	(+)	二〇〇、六三五
文久二年 (同治九年)	四三六、〇九四	三〇一、八〇五	(-)	一七〇、四四三
明治三年 (同治十年)	四七二、二四八	六二二、七〇五	(-)	
明治四年 (同治十一年)	一三九、七四八	三〇〇、四五七	(+)	一六〇、七〇九

〔補説一〕 出口税、進口税は左表の率により、銀を以て課徵する筈であつた。

出口品目及び課税單位數量	進 口 品 目 及 び 課 税 單 位 數 量	出 口 進 口 稅 額
鐵鏡(一〇〇根)	開豆(一〇〇斤)	兩
篋箕(一〇〇個)	醃魚、黑烏糖(各一〇〇斤)	〇・〇二
胭脂(一〇〇張)	梳花(一〇〇斤)	〇・〇八
烏糖(一〇〇斤)	刀石(一〇〇斤)	〇・一五
大油紙(一〇〇張)	棉紙(一〇〇斤)	〇・二〇
油紙扇、白紙扇(各一〇〇把)	白紙(一〇〇斤)	〇・三〇
甲紙、川連紙(各一〇〇斤)	白紙扇(一〇〇把)	〇・三五
毛邊紙(一、〇〇〇張)	海帶菜、醬油、茶油、麥醬、字麻、鐵釘、烟葉(各一〇〇斤)	〇・四〇
苧麻、茶油、青麻(各一〇〇斤)	目魚乾、藥材、瓷器(各一〇〇斤)	〇・四〇
藥材、磁器、白糖(各一〇〇斤)	油傘(一〇〇把)	〇・六四
冰糖(一〇〇斤)	木耳(一〇〇斤)	〇・六三
蘇木(一〇〇斤)	棉花(一〇〇斤)	〇・六〇
漆茶盤(一〇〇個)		〇・八〇
棉花(一〇〇斤)		〇・八〇
毡條、錫器(各一〇〇斤)		一・一〇
冰片(二斤)		一・二〇



砂仁・棉花綫(各一〇〇斤) 粗夏布(一〇〇疋)	茯苓(一〇〇斤) 夏布(一〇〇疋)	魚翅・鮑魚(各一〇〇斤)	三〇〇
疋) 舊綢衣・舊布衣(各一〇〇件)		銅器(一〇〇斤) 金紙圍屏(一個)	三三三
兒茶(一、〇〇〇斤)		茶葉(一〇〇斤)	三五〇
棉花(一〇〇斤)		海參(一〇〇斤)	四五五
徽墨銅器(各一〇〇斤) 獐皮(一〇〇張)		大酒(一罐)	五〇〇
茶葉・蟲絲・紅花(各一〇〇斤)			六〇〇
綫香(一〇〇斤) 小鼓(一〇〇個)			八〇〇
豆蔻(一〇〇斤)			九〇〇
水銀・硼砂・川貝母(各一〇〇斤)			一一一〇
銀珠(一〇〇斤)			一二〇〇
洋青(一〇〇斤)			一三〇〇
丁香(一〇〇斤) 織絨・中花綢(各一〇〇疋)			一六〇〇
羽毛綫(一丈) 漆箱(一〇〇個)			二〇〇〇
沈香・玳瑁・黃連(各一〇〇斤) 縐紗・中葛布(各一〇〇疋)			三〇〇〇
象牙(一〇〇斤)			三二〇〇
木香(一〇〇斤)			四〇〇〇
中西洋布(一〇〇疋)	蔴綢(一〇〇疋)		四八〇〇
			八〇〇〇

洋參(一〇〇斤)	一〇・五〇〇
啤嘍綫(一〇〇丈)	一五・〇〇〇
哆囉呢(一〇〇丈)	二五・〇〇〇

同一品目の出口・進口税率は大部分同一である。棉花・棉花に於いて異なるのは或は誤とも考へられる。

〔補説二〕 以上諸統計の數字の増減は、各年次の福州進口船隻の數とも大いに關係がある。大體に於いて一年次の進口船隻は其の年の進口貨の量を決定し、其の出口は多く翌年になる故、翌年の出口貨の量を決定すると見られる。仍て、前掲諸統計と對照さるべき各年次の進口船隻數を左に掲げる。表中、進貢・護難・飄難諸船隻數は周益湘の示した所によるが、之は資料不足のため必ずしも全數でない。此の缺を補ふためにも記事として中山世譜卷一一乃至一三に見える各年次に派遣せられた琉使の氏名及び支那(朝鮮・臺灣を含む)沿海に漂到した船の數を附記した。此等漂到船の數は小型の民船を含み、必ずしも悉くが貿易上問題とはならないしまた周益湘が飄難船として計算したのは其の内の何れかも判断し得ないが、假に全數を掲げた。

第四編

海外及び琉球との關係

道光以後進出口船統計表

年	進		接		護		飄		合計
	隻數	記	隻數	記	隻數	記	隻數	記	
文政四年 (道光元年)	二	耳目官武嶋親雲上 盛元毛樹德・正議 太夫瀨名親雲上王 士尊	一	同船座賀慶賀使王 勇伊是名親方朝英 白廷謀・正議大夫 鄭文洙等	一	養贈大使傳國屏・司	一	漂到三隻 (大島船 を含む)	二
文政五年 (道光二年)	二	耳目官宇地原親雲 上朝昇向國壁・正 議大夫王不烈	一		一	養贈大使曹國璉・司	一	漂到九隻	三
天保元年 (道光十年)	二	耳目官古堅親雲上 朝都向永昌・正議 大夫都向中・附搭 護難	一		一	養贈大使曹國璉・司	一	漂到五隻	三
天保二年 (道光十一年)	一	耳目官議名親雲上 朝顯向國綱・正議 大夫先常裕	一		一		一	漂到二隻	二
天保三年 (道光十二年)	一	耳目官志敬親雲 上朝清向紹元・正 議大夫魏恭儉	一		一		一	漂到一隻	一
天保十三年 (道光廿二年)	二	兼慶賀使王勇藤文 正親方賢由夏超羣 正議大夫毛有增	一		一		一	漂到一隻	二
嘉永三年 (道光卅年)	二	耳目官譜久村親雲 上安章毛種美・正 議大夫蔡士俊 またベツテルハイ ム退去請願のため 王勇小祿親方良忠 馬克承を派す	一		一		一	漂到一隻	一
嘉永四年 (成豐元年)	二	耳目官武親雲上 朝康向志道・正議 大夫鄭徳潤	一		一		一	漂到一隻	一
萬延元年 (成豐十年)	二	耳目官森山親雲上 朝昇向啓元・正議 大夫林長隆	一		一		一	漂到一隻	三
文久二年 (同治元年)	二	耳目官楊光裕・正 議大夫蔡星禎・附 搭護難	一		一		一	漂到一隻	三
明治三年 (同治九年)	二	耳目官楊光裕・正 議大夫蔡星禎・附 搭護難	一		一		一	漂到一隻	三

年	進		接		護		飄		合計
	隻數	記	隻數	記	隻數	記	隻數	記	
天保十二年 (道光廿一年)	二	耳目官伊志敬親雲 上朝清向紹元・正 議大夫魏恭儉	一		一		一	漂到一隻	五
天保十三年 (道光廿二年)	一	兼慶賀使王勇藤文 正親方賢由夏超羣 正議大夫毛有增	一		一		一	漂到一隻	二
嘉永三年 (道光卅年)	二	耳目官譜久村親雲 上安章毛種美・正 議大夫蔡士俊 またベツテルハイ ム退去請願のため 王勇小祿親方良忠 馬克承を派す	一		一		一	漂到一隻	一
嘉永四年 (成豐元年)	二	耳目官武親雲上 朝康向志道・正議 大夫鄭徳潤	一		一		一	漂到一隻	一
萬延元年 (成豐十年)	二	耳目官森山親雲上 朝昇向啓元・正議 大夫林長隆	一		一		一	漂到一隻	三
文久二年 (同治元年)	二	耳目官楊光裕・正 議大夫蔡星禎・附 搭護難	一		一		一	漂到一隻	三
明治三年 (同治九年)	二	耳目官楊光裕・正 議大夫蔡星禎・附 搭護難	一		一		一	漂到一隻	三

第八章

後期の進貢貿易

明治四年 (同治十年)	耳目官向德裕・正 議大夫王兼才	一	
明治五年 (同治十一年)			漂到二隻(内一隻 臺灣に於いて生蕃 の難に遭ふ)

〔注一〕 歴代制度卷一〇下

〔注二〕 東恩納寛惇氏編尙泰侯實錄 歴代制度卷一

〇下 中山世譜附卷五

〔注三〕 唐物來山考

〔注四〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略

〔注五〕 琉球外交關係史料卷五 大和え御使者記

中山世譜附卷六・七

〔注六〕 藩政改革ニ係ル件書類及ビ調所笑左衛門廣

郷履歴概略 海老原清源君身上ニ關スル件

〔注七〕 舊記雜錄追録卷一四九 重豪公年譜附仰出

〔注八〕 舊記雜錄追録卷一四六

〔注九〕 舊記雜錄追録卷一六三

〔注一〇〕 武藤長平氏稿齊彬公考 川島元次郎氏著南

國史話 阿久根教育會編阿久根町郷土誌 志布志高

等女學校編稿本郷土史志布志史 鹿兒島商船學校編

稿本郷土研究

〔注一一〕 濱崎太平次翁顯彰會編海上王濱崎太平次傳

鹿兒島縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書二

〔注一二〕 中國近代經濟史研究一ノ一(北平中華教育

文化基金董業會社會調查部)

第九章 諸外國船の來航と琉球開國交渉

諸外國船の來航漸く増加す

明和八年來航の異國船

長崎來航の支那船和蘭船が事故により薩摩領内或は琉球に着岸した事は屢であるが、後には、其の他の諸外國船就中英米の捕鯨船或は測量船の近海を航行するものが漸く増加し、其の寄航も一層多くなつた。

薩陽落穂集に、明和八年大島に異國船漂着の由を聞くとて、大様次の如く記してゐる。言語通せず、書付等を出すも、横文字にて解し得ず、子細不明であるが、船は琉球の楫船等より小ぶりで、石火矢四挺を載せて居り、彼等は陸上に天幕を張り、乗員の半數程晝夜其處に留まり、人數は男五十餘人、女も六人程で、男は各自刀を帯びるが、用に立つと見えるは僅か、餘は木を伐るための山刀の類である。また長さ一尺程の鐵砲を所持し、之は火繩なしに發砲し得るものである。頭目は身長八尺餘もありと見え、他に之に劣らざる大さの者あり、石火矢も二挺、天幕へ据へ、時々船陸双方より發砲した。大島の與人等見分に行けば、右の頭目の座布團に請じ、頭目より別けて飢に及ぶ體で、自分の口或は腹を指し、空しきを通ずる様子故、米を日々少々づゝ渡したが、殊の外悦び受取つ

たといふ。大島代官記にも、同年六月、大島東間切伊須浦に和蘭船が漂着して、多人數上陸し、神山の木を伐り、中田原に天幕二個を張り、石火矢二門を置いて、二發程發砲し、附役等が出張したが、別條なく、七月一日、出航して東南方に去つたとある。此の和蘭船とは實は和蘭船でなく、兩記事は共にベニヨウスキヤ (Mauritius Augustus Count de Benyowsky) 一行の大島寄航を指すものであらう。

ベニヨウスキヤは洪牙利生れの波蘭士官で、露西亞との戦争に参加し、明和六年<sup>西紀一七</sup>捕虜となり、西伯利亞流刑の宣告を受け、翌年末、東察加に來た。更らに同八年<sup>西紀一七</sup>陽曆五月、同志と共に官船を奪ひ、日本東岸を南航して、遂に佛蘭西に赴いたのである。彼が大島で書いたといふ書翰の和解が傳へられて居るが、其の内の三之印、四之印横文字書狀之和解では、一行は陽曆七月廿日<sup>陰曆六</sup>大風に遭ひ、漸く大島<sup>ウシ</sup>に寄泊し、島人より懇切の扱を受けたといひ、一之印、二之印横文字書付之和解には、陽曆八月上旬、大島に上陸し、飢渴の事を手様を以て訴へた處、島人等は水薪、菓子類を給與したとある。六之印横文字書狀之和解は、陽曆七月廿日付、大島に於いてとして、露西亞南侵の狀を述べ、地圖及び人物船の圖が添へてあつた。之は工藤球卿が其の著、赤蝦夷風説考に

記す等、喧傳せられ、北邊問題の論議を刺戟した著名の事實である。文政七年七月八日四ツ時分、七島寶島西方に三檣白帆の大船が碇泊し、乗員數名が番所下前籠港に上陸した。在番吏が手様を以て應接した處、牛を求め、る様子だつたが、拒絶して引取らしめた。翌九日四ツ時分、再び來り、在番等出會するに、同船は英國捕鯨船で七十人乗組なる事が判明した。英人は牛二頭に對し、衣服、麴、酒、刺刀、小刀、金銀貨、針、時計等を出し、交換を求めたが、在番は之を拒絶し、野菜、蔴類を給して引取らしめた。然るに、同日八ツ時分、艇三隻を以て二十餘人は大間へ漕行き、波浪高き爲め引返して再び前籠に來り、上陸するや、射撃して襲來り、本船も亦時々大砲を放つた。次いで、彼等の一手は海岸に放牧した牛一頭を射殺し、二頭を捕獲して艇に運んだ。併し、番所には鐵砲七、八挺、鐵四、五本を有するのみ、島中、小人數で、手に及ばず、漸く番所、木戸口に於いて防戦した。かくて、英人三名は既に番所前に迫り、村に踏入らんとした時、横目吉村貞翁は、其の頭立つた一人を近接せしめて射殺したので、餘の者は悉く逃げて本船に歸つた。在番は、更らに防備を固め、遠見番を出して警戒したが、英船は次第に遠ざかり、十一日朝に至り、大島の方向に消えたといふ。八月九

薩藩の廣置と  
幕府の外船打  
拂令との關係

日、古在番貴島助太郎（助右衛門）同松元次助が鹿兒島に到着し、事件を報告したので、即夜異國方掛家老町田久視以下同掛役々協議の結果、物頭島津久兼に渡航を命じ、與力六人、足輕三十人、其の他を附する事とした。一行は、十一日朝乗船し、翌朝前之濱を發し、山川坊津を経て、閏八月六日夜寶島に到着した。また藩は別に船を遣して、英人屍體の鹽詰を引取り、九月之を長崎に送り、吉村に對しては厚く褒賞した。猶ほ、島津久兼一行は、滯島一ヶ月餘にして引揚げ、九月十三日、鹿兒島に歸着した。勿論、幕府に届出たが、翌八年二月、幕府が外船打拂令を發布したのは、一には此の事件に鑑みた結果である。

天保八年米船  
モリソン號佐  
多沖に現はる  
暹羅日本人送

天保八年七月十日（陽曆八月十日）異國船一隻が佐多沖に現はれ、次いで、山川兒ヶ水沖に碇泊した。即ち、米船モリソン（Morrison）號であつた。是より先き北米加奈陀海岸に漂難した日本人水夫三人は、亞米利加印度人に捕へられたが、英人に救助され、布哇倫敦を経て、英國政府により、天保五年、澳門に送られ、宣教師ギエツラフ（Karl Friedrich August Gutzlaff）に託せられた。また同六年、呂宋島北岸に漂着した日本人水夫四人も、西班牙官憲により、天保八年、澳門に送られ、亞米利加海外宣教師團に保護された。時に、廣東に於いて、米人が組織し、廣東貿易を營

オリファント  
會社の計畫

モリソン號浦  
賀に至るも拒  
絶さる

家老島津久風  
の應待

琉球に寄航漂  
着の外船

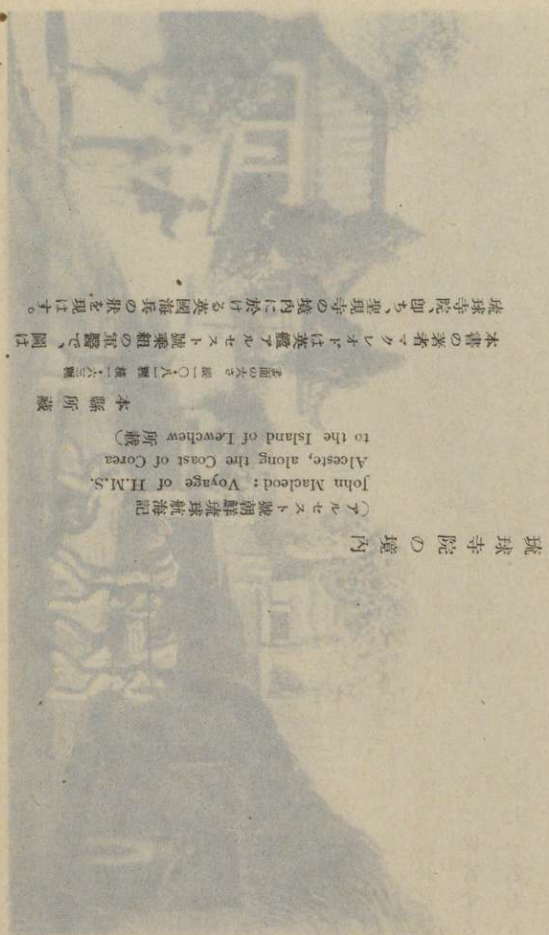
んでゐたオリファント會社（Olyphant Co.）の重役キング（Charles King）は此等漂民を日本へ送還し、以て通商交渉の機會を作らんと企て、會社の所有船モリソン號を派遣する事としたのである。彼等は其の平和的使命を表はすため、船の武装を撤去し、基督教關係の書籍等も一切携行せしめず、日本政府に對する漢文の覺書及び贈物を調へ、其の外に自然科学的調査の目的で、天文學、醫學、博物學の専門家及び設備を載せ、治療の需求に應ずるため、醫療設備をも整備した。モリソン號は途中那覇にも寄航して測量を行ひ、六月廿八日（陽曆七月廿日）浦賀沖に達したが、交渉を拒絶され、其の上文政打拂令に從つて砲撃されたので、止むなく退去し、南航して佐多及び山川沖に現はれたのである。七月十一日、家老島津久風は一隊の兵を率ゐて山川に到り、翌日漂民は宜しく和蘭人に依囑して送還すべきを告げ、次いで、砲撃した。仍て、モリソン號は空しく澳門に去つた。

此の前後、琉球に寄航或は漂着する外船も漸く多く、今其の主要の事實を舉げれば、寛政九年（西紀一七九七年）來航の英測量船プロヴィデンス（Providence）艦長アロウィリアム（William）號は、日本近海測量の途、次琉球に寄航して測量を行ひ、享和三年（西紀一八一八年）

文化十三年琉球に來航の英艦

中山府の應待

日本通商の目的でカルカッタより來航した商船フレデリック (Frederic) 號も琉球に寄航した。また文化十三年七月廿五日西紀一八一六年陽曆九月十六日には、英艦アルセスト (Alceste) 艦長マクスウェル 號及びライラ (Lyra) 艦長バジル・ホル 號が那覇に來航し、四十餘日間滞留した。兩艦は英人虐待に抗議するため清廷へ遣された使節アムハースト (Lord Amhurst) を送つた序でに黃海・日本海附近を測量し、朝鮮西海岸を経て琉球に來たのである。兩艦は泊村沖に碇泊し杉板を卸して諸所海濱を巡り、水深を測量した。仍て中山府は那覇・泊村・久米村に關所を設けて警戒せしめると共に、需求に應じて食料等を給した。彼より會見の申出により、八月二日陽曆九月廿二日 普久嶺親方器毛延 を那覇地方官として、豚羊野菜等の贈物を齎してアルセスト號に赴かしめ、船體の修理を許し、翌日艦長は禮物を携へ、臨海寺に來て答禮した。また船體修理中積荷を聖現寺に保管する事とし、十月に至り、病者及び貨物を同所に揚げた。時に死亡の水夫一名あり、聖現寺松林中に埋葬し、弔祭したので、艦長マックスウェルは謝禮のため王に面謁を求めた。琉吏は堅く拒絶したが、彼は強要して止まず、衆議の結果、今歸仁按司朝英基鴻 を布政大夫向邦輝としてマックスウェルを訪問せしめ、印照記を手



琉球寺院の境内

(アルセスト號朝鮮琉球航海記  
John Macleod: Voyage of H.M.S.  
Alceste, along the Coast of Corea  
to the Island of Lewcheu 所載)

本圖所載

本圖の著者アレキサンダー・マクスウェルは英艦アルセスト號乗組の軍醫で、圖は琉球寺院、即ち聖現寺の境内に於ける英國海軍の旗を現はす。

文化十三年琉球に來航の英艦

中山府の應待

日本通商の目的でカルカッタより來航した商船フレデリック (Frederic) 號も琉球に寄航した。また文化十三年七月廿五日西曆一八一六年陽曆九月十六日には、英艦アルセスト (Alceste) 艦長 マクスウェル 號及びライラ (Lyra) 艦長 バジル・ホル 號が那覇に來航し、四十餘日間滯留した。兩艦は英人虐待に抗議するため清廷へ遣された使節アムハースト (Lord Amherst) を送つた序でに、黄海・日本海附近を測量し、朝鮮西海岸を経て琉球に來たのである。兩艦は泊村沖に碇泊し、杉板を卸して諸所海濱を巡り、水深を測量した。仍て、中山府は那覇・泊村・久米村に關所を設けて警戒せしめると共に、需求に應じて食料等を給した。彼より會見の申出により、八月二日陽曆九月廿二日 普久嶺親方器毛 延を那覇地方官として、豚羊野菜等の贈物を齎してアルセスト號に赴かしめ、船體の修理を許し、翌日艦長は禮物を携へ、臨海寺に來て答禮した。また船體修理中積荷を聖現寺に保管する事とし、十月に至り、病者及び貨物を同所に揚げた。時に、死亡の水夫一名あり、聖現寺松林中に埋葬し、弔祭したので、艦長マックスウェルは謝禮のため王に面謁を求めた。琉吏は堅く拒絶したが、彼は強要して止まず、衆議の結果、今歸仁按司朝英朝英 駒嶋を布政大夫向邦輝としてマックスウェルを訪問せしめ、印照記を手

琉球寺院の境内

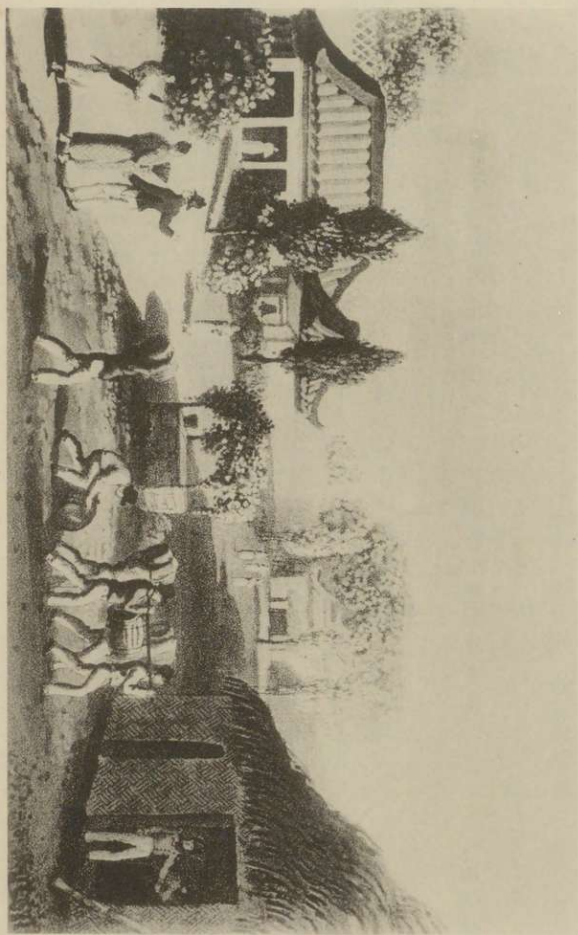
アルセスト號朝鮮琉球航海記  
John Macleod: Voyage of H.M.S.  
Alceste, along the Coast of Corea  
to the Island of Lewcheu (所載)  
本書の著者マクスウェルは英艦アルセスト號乗組の軍醫で、圖は  
艦中の一〇八號機二六種  
本縣所藏

琉球寺院の境内に於ける英國海兵の狀を現はす。

文化十三年琉球に來航の英使

中山府の應待

日本通商の目的で、カッタより來航した商船フレダック (Fredrick) 號も琉球に寄航した。文化十三年七月廿五日、八月十六日には英艦アルメスト (Alcock) 號、ライラ (Lyra) 號が那覇に來航し四十餘日間、英人唐待に抗議するため清廷へ遣された使節アムハース (Amhurst) 兩艦は泊村沖に碇泊し杉板を卸して鮮西海岸を経て、仍て中山府は那覇泊村久米村に關所を設けて警戒せしめ、共に需糧を供給した。彼より會見の申出により八月二日、普久嶺觀方を那覇地方官として、豚羊野菜等の物を齎してアルメスト號に赴かしめ、船體の修理を許し翌日艦長は禮物を携へ臨海寺に來て、また船體修理中積荷を聖現寺に保管する事とし、十月に至り、病者及び貨物を同所に掲げた。時に死亡の水夫一名あり、聖現寺松林中に埋葬し、弔祭したので、艦長マックスウェルは謝禮のため玉に面謁を求めた。琉直は堅く拒絶したが、彼は強要して止まず、衆議の結果、今歸仁按司





英艦琉球の港  
を測量す

英船來航し八  
重山宮古列島  
を測量す

琉球在番奉行  
汾陽光明

佛艦アルクメ  
イヌ號那覇沖  
に來航す

交して謝絶を達した。其の間、ライラは二回抜錨して諸所の港灣を測量した。其の他、兩艦は多くの調査をなして、九月七日陽曆十月廿七日出航した。其の後、文政十年西紀一八二七年英艦ブロッサム (Blossom 艦長ビリーチーホー Capt. William Beechey) 號が來て測量を行ひ、天保三年西紀一八三二年にはバルトリツヂ (Partridge 艦長ステイツン Capt. Stevens) 號、ロードナムハースト (Lord Amherst ギユツラ フ搭乘) 號の兩英艦船の來航あり、次いで、モリソン號來航の事は前に記した。(註五)

天保十四年十月、八重山に英船が來航した。之は、前年本國を發し、新嘉坡及び呂宋島を経て來航したもので、八重山列島諸所の海陸を測量し、宮古列島に及んだ。在番が之を拒絶するも肯かず、更らに明春來航すべく、沖繩島及び日本へも渡航せんと稱し、十二月、退去した。仍て、琉球在番奉行汾陽光明等は諸事手當を盡し、殊に慶良間島は異國船の航路に當るを以て、通事三人を置き、其の來航の際は、之に案内せしめ、那覇に接近せしめざる様申附けた。(註五)

翌十五年三月十一日陽曆四月廿八日、那覇沖に來航したのが佛蘭西印度支那艦隊(司令官海軍少將ジャン・レ・コンテ・アム、Jean-Baptiste Thomas-Michele Cécille)に屬するアルクメヌ (Alcmène) 號であつた。廿五日、前、廣東を發し、洋中暴風に遭ひ、船體を損傷したので、修理及び糧食補給の

目的で來航したと稱したが、實は司令長官の命令で琉球に對し開國交渉を行ふためであつた。艦長デュプラン (Fornir Duplan) 以下の上陸を申出たので交渉の末眞和志間切天久村聖現寺に於いて、久米村の眞榮里親方が地方官として面會し、材木及び糧食の牛羊豚野菜を無代銀給附する事とした。時に、デュプランは通信貿易布教の三條を要求し、阿片戰爭に清國が敗れ、償金割地した事を陳べ、其の要求を容れん事を勧めた。之に對し、十六日、布政大夫尙永保の名を以て琉球は地味悪くして米穀を始め國中人民の食料も不足し、金銀銅鐵等一切なく、諸具揃はず、古來寶島吐佳と通商し、琉球産荒物を以て米穀、其の他に易へ、夫さへ風旱の歳は不自由なる状態故、佛蘭西と交易するには國力及び難く、且つ琉球は清朝の屏藩なれば、自由なり難しと、彼の要求を謝絶した。三月十四日陽曆五月一日佛蘭西の祝日として、彼は眞榮里親方等を招宴し、或は步行許可を強要して海邊を歩行し、且つ天測を行ひ、遂に、後日佛艦來航の際の通詞のため言語を習得せしむべく、佛人教父フオカード (Theodore Augustin Forcade) 及び支那人通詞粵五思且を殘留せしめ、十九日、出航した。仍て、琉吏は在番奉行汾陽光明と議し、兩人を天久の聖現寺に置き、幾重にも柵を結び、三司官の一人

佛人教父フオカード等殘留

フオカード親類  
佛策を報告す

を始め詰めて晝夜嚴戒した。其の後、フオカードは、近く佛蘭西艦隊司令長官が來航せん、或は英國が多年琉球を望む心深く、追々軍艦を渡航せしむべきを述べ、佛國と和好し、保護を受けるを得策とすると報告し、或は布教せんとし、頻りに布教通信貿易の三條を迫つた。併し中山府は専ら禮を盡し、彼等を平穩に歸國せしめる様努めたのである。

之に就いての鹿兒島へ報告の使者濱比嘉親雲上朝宜向氏は、六月五日、到着し、七月十九日藩の指令を持つて歸國したが、藩の指令も亦穩便に拒絶し、兩人を退去せしめんとの趣であつた。更らに、飛報江戸に達するや、齊興は家老調所廣郷をして老中阿部正弘に内談せしめ、警備兵増遣の内命を受けた。七月廿六日、國許に於いては、江戸の指令により、家老島津久浮、同島津久實等が協議し、用人二階堂行健等兵百二十餘人を琉球に派遣する事とした。一行は、廿六日夜半、山川を發し、九月九日、沖繩島牧港附近に上陸した。其の一部は、翌年三月、汾陽光明と共に引揚げたが、幕府に對しては届出なかつた。次に、琉球より清廷に對しては、在番奉行三司官等が協議して、弘化元年の進貢使耳目官喜舍場親雲上盛綱毛嘉等を以て八月四日付、咨文を福建布政司に送り、情を具して佛

薩藩兵を琉球に派す

琉球一件を鹿兒島に傳達す  
いで江戸に達す  
齊興調所廣郷をして阿部正弘と内談せしむ

琉球佛人來航を清廷に報ず

齊彬長崎和蘭商館長に佛國の目的を尋ねしむ

福州駐在英國領事同地琉球館に貿易開始を求む

英國測量船サマラング號の來航

人退去に就き請願した。また長崎聞役奥四郎は世子齊彬の内意により、通詞檳林鐵之助を通じて和蘭商館長に問合せた處佛蘭西の目的は専ら日本通商にあるべく、當方よりは至極丁寧を盡し平穩に取計らふを可とする旨返答があつたといふ。

弘化元年十一月福州城内積翠寺駐劄英國領事李太郭は支那人通詞を同地琉球館に派して貿易開始を求めた。存留通事牧志里之子親雲上魏學は、本國は困窮の小國にして物資缺乏する故を以て、之を拒絶したが、更らに、和好量地に言及した文書を送來つた。次いで翌二年五月十五日、英國測量船サマラング (Samarang) 號が那覇に來航した。同船は廣東より呂宋・八島山を經來り、與那國島に測量を行つたものである。艦長ベルチャー (Sir Edward Belcher) は告げて、更らに日本に赴き六十日の後再び來航すべく、また七月英船一隻來航すべく、つき糧食等を給せられ度しと、糧食薪水の供給を受けて、十七日出帆した。果して七月二日、英船一隻八重山石垣島に來航し、糧食薪水の供給を受けて、六日、同島を發し、九日、那覇に着き、十六日、サマラング號着くを以て、廿日、共に出航した。其の間琉吏より測量中止を申入れた處、最早測量せざる旨返書したと

いふ。此の事件に就いては、前年の福州駐劄英國領事の申入と共に道光廿五年八月四日付福建布政司へ咨文を以て報じた。弘化三年に至り、英人ベツテルハイム (B. J. Buttelheim) の來航居留及びセシユ少將の率ゐる佛艦三隻の來航し、通交々涉を爲す等、琉球の外交問題は一層複雑を極めた。

ベツテルハイムは、先きに文化十三年西曆一八一六年琉球に寄航した英艦ライラ號の乗組士官等が、基督新教を琉球に傳道する目的で組織した海軍琉球宣教會から派遣された、洪牙利生れで英國に歸化した改宗猶太人である。尤も、平信者で醫を職とし、また言語學者であつた。彼は琉球渡航のため一船を醸して、三月十五日廣東を發し、四月五日、那覇に着いたのである。ベツテルハイムは家族三人及び通詞廣東香山縣人劉友子と共に五人居留せんとしたので、中山府は布政官座喜味親方盛普德毛恒等を以て極力其の退去を促したが、ベツテルハイムは本國皇帝の命であるとして肯せず、八日、船は一行を残して出航した。琉吏は一行を臨海寺に置き、十二日、護國寺に移した。三司官一人物奉行一人鎖之側申口一人、大和横目久米村通事等が詰め、護國寺には柵を結び番所數軒を構へて嚴戒し、且つ食料を給した。十日、ベツテルハイムは、首里に於いて國

英人ベツテルハイムの來航

ベツテルハイム退去を肯せず

ベツテルハイム  
の贈物

王布政官に贈物を爲さんと布政官に面會を申出たが、琉吏は之を拒絶し、左右官を以て贈物のみを受領した。即ち、中華和合通商英佛支三一冊切支丹一件の條約書

之の小書物一冊及び世界圖・火煙船作樣造船等であつた。

佛艦サビーヌ  
佛那覇沖に到る

ベツテルハイム到着の翌日、即ち、四月六日、佛艦サビーヌ (Sabine) 號も亦那覇沖に達した。居留佛人フオカードは直ちに同艦に赴き、翌日入港後、艦長ゼラ

所學校

ン (Guerin) 等と共に上陸した。艦長は泊公館に於いて琉吏に面會し、不日

サビーヌ號運  
天に到る  
佛國旗艦クレ  
オバトラ號來  
航

在番奉行平田  
正賢の應接

司令長官が艦隊を率ゐて來航し、互市を求めん事を通告した。また、乗員の上陸して測量する者あり、十五日十九日には、夫々布政官座喜味親方と艦長の間に互に招宴贈答もあつた。五月七日、サビーヌ號は運天に回航し、艦長以下強ひて上陸し、附近を測量した。次いで十二日、旗艦クレオパートル (Cleopatre) 號が那覇に寄泊した。フオカード及び附添通事等が乗船し、十三日、運天に着いた。他の一艦ヴィクトリユーズ (Victorieuse) 號は、十一日、那覇沖を通過し、旗艦と同日に運天に投錨した。兩艦は共に、五月四日、廣東を出航したものと、いふ。かゝる事態に處して、在番奉行平田正賢は、附役を名護間切に派し、應接を監督せしめ、次いで自身赴いて指揮に當つた。司令長官セシユ少將の面會申出に

佛國司令長官  
セシユ通商互  
市を求む

より、十五日、中山府は府官眞玉橋親方編邦等をして佛艦を訪はしめたが、セシユは更らに總理官との面會を求めた。仍て、廿四日、國頭按司正秀馬氏が總理官代理としてセシユを訪問した。此の會見に於いて、セシユは本國皇帝の命により來航し、通好互市を求むる旨を告げ、國頭按司は國王へ上申の上、何分回答すべしと達した。廿六日、セシユ以下國頭按司の館を訪ひ、回答を促し、其の後も更らに交渉を重ねた。

琉球書面を以  
て通好互市を  
拒絶す

閏五月十二日、總理官古謝按司尙延社は司令長官を訪ひ、書面を以て通好互市の拒絶を通告した。其の理由とする所は、琉球は小國で、全體產物少く、勿論金

銀銅鐵類は全くなく、清國へ入貢の便に日用品及び藥種を購入し、清國への貢物及び輸出諸品も皆琉球產物に非ず、専ら度佳喇島より買求めるのみならず、國用の米穀材木鐵鍋の器具等も同島商人が持渡り、漸く用辨し、且つ風旱の際は、凡べて蘇鐵を食用とし、度佳喇島の商船の輸送する米穀を以て日食を繋ぎ、活命を得るといふが如き窮國の實情なれば、廣く他邦と交易和好する事は國力に及ばずといふので、寧ろ司令官に對し、仁慈を以て許容されん事を請うたのである。セシユは一應了承したが、かゝる窮情を信せず、再往交渉の末、皇帝

セシユ再航を告げて退去す

宣教師チユルヂユを殘留せしむ

佛人大島諸島をクレオバートル諸島と名づく  
ウイクトリユ一ズ號の來航  
佛艦アドネを殘留せしめ退去す

に奏上して議定すべく、一年程後に再航すべしと交渉を切揚げた。中山府はまた前々年來居留の佛人フオカードを伴去らん事を請うたのであるが、セシユは同人及び支那人通詞粵を一時連去り、新たに羅馬教會の宣教師チユルヂユ (Pierre Marie Le Turdu) を次回交渉の際の通詞の爲め駐める事とし、琉語教授を求め、且つフオカード及び粵は三四ヶ月後に再渡せしめんと告げた。艦隊は朝鮮に於ける佛人殺害事件に就き糺明のため同地に赴くと稱し、廿四日出航した。同艦隊は、途中琉球及び大島諸島(時に之をクレオバートル諸島と名づけた)沿海を測量し、六月七日、長崎に入港し、次いで朝鮮を経て寧波に到り、またウイクトリユ一ズ號は寧波より分遣されて、七月廿五日、那覇に到着した。艦長は總理官に面會を求め、司令長官の書翰を差出し、フオカードの代りにアドネ (Mathieu Adnet) を殘留せしめ、翌月十一日出航した。此の間閏五月十四日、小型の佛船一隻が豊見城間切大嶺村沖に座礁し、引卸救助された。乗員一名の行方不明を出した。同艦は、七ヶ月以前本國を發航したものと云ふ。翌日、那覇に挽入れ、次いで、泊村へ廻し、木材を給して修補せしめ、また船長克必釘 色爾玩は運天に赴き、廿一日、セシユに面會した。船長は佛艦隊引揚の勅文を持つて居り、之を司令長官に渡せ

ば、四日目に艦隊は出航せんと稱したといふ。此の遭難船は、六月二日呂宋へ赴くと稱して出航した。

佛艦隊來航報と薩藩の處置

調所廣郷阿部正弘に願末を報ず

阿部正弘の態度

佛艦隊來航の飛報に接し、五月廿九日、齊興は之を長崎奉行井戸覺弘に報じ、閏五月廿日、幕府に届出て、且つ警備のため重臣を歸國せしめんと告げた。次いで廿五日、家老島津久浮を名代として急行せしめ、兵を率ゐて山川に屯し、權に番頭として在番奉行に任じた倉山久壽と共に待機せしめた。廿五日家老調所廣郷は齊興の命により、老中阿部正弘を訪ひ、願末を報告し、且つ協議した。調所の言ふに、通好貿易布教三條の申出に對し、國禁の故を以て拒絶するも、彼は容易に承引せざるべく、また清廷に就いて免許等を企て、成就した場合には、事態困難に及ぶ虞あるにより、僅少の貿易を許し、以て患害を一島に沮めんと。阿部も特に、清廷の免許を憂慮して居り、調所の意見を一々尤もとし、猶ほ福建に於いて貿易するが如きは不可能ならんかと質問したといふ。また琉球派兵員數に就いて阿部の質問に對し、調所は、琉球は別けての小國故、大兵の派遣は不可能で、在番奉行へ附屬の者六、七百人、一昨年より派遣の者七、八百人であると答へた。併し、事實は當時の在番兵員は百餘人であつたといふ。調所の

調所廣郷の奔走

齊彬と調所と

度齊彬齊興代理として歸國を許さる

將軍家慶の口遣

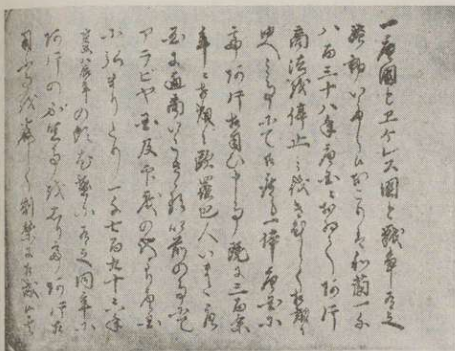
琉佛貿易黙許の内諭

齊彬鹿兒島に歸る  
齊彬領内巡見と砲臺設置計畫

薩藩在警備員百五十餘人

第四編 海外及び琉球との關係

言ふに佛國より兵端を開くも、當方より火蓋を切らざる様申附けてあり萬一兵端を開けば、來攻の艦船は悉く撃破するを得んも、勝敗に拘はらず、我が邦の危機となるを以て決して短慮の處置は爲さずと阿部も此の點を深く注意したといふ。翌日調所は更らに寄合筒井政憲を訪ひ、同様協議した。



第三十九圖 島津齊彬、阿部正弘、筒井政憲の書翰

此の前後、世子齊彬及び老中阿部正弘等との間には、時宜により琉球限り貿易を開かんと議しつゝあつたと考へられる。廿七日阿部は警備のため、齊彬の代理歸國を内諭した。仍て翌日、正式に齊彬の歸國を願つて許され、六月朔日、齊彬は齊興と共に登營し、將軍家慶に謁した。此の時の口達に、琉球の事は委任の事故、今度の事も存分に取計らふべく、尤も國體を失はず、寛猛の處置勘辨の上、何れにも後患無き様熟慮に及び、取締向等機變に應じて取計らふべし

とあり、即ち時宜により貿易も黙許すべしとの意を含むと解せられる。六月四日、阿部は下曾根信教に命じ、藩の留守居半田歳典を筒井政憲の邸に招かしめ、下曾根より極秘を以て琉佛貿易黙許の内諭を示さしめた。翌日、阿部は筒井と共に齊彬と會し、貿易は公許し難きも、琉球は遠隔の地なるを以て、臨機の處置として、特に一任すべきを告げた。齊彬は六日の豫定を延期して、九日、江戸を發し、廿五日、鹿兒島に着いた。齊彬は阿部正弘及び齊興と議し、旨を承けた所もあり、第一に防備充實計畫の樹立に努め、十月には、領内を巡見し、海岸重要の場所を定めて砲臺設置に着手した。猶ほ、琉球警備に就いては、是より先き、山川に待機した兵員があつたが、之は幕府及び世上に體裁を装ふのみで、員數百餘名を越えず、平穩の處置即ち、交易開始を見越し、調所廣郷等當局者は、初めより在番奉行及び附役等の一部を渡航せしめる豫定を以て、爾餘の者を密かに引揚げさせたのである。従つて、在番奉行倉山久壽等小勢が、後に渡航の命を受けた使番新納久仰と共に、九月廿八日、漸く着琉したが、當時警備全員は百五十餘人に過ぎなかつた。併し、幕府に對しては實數以上の派兵を装つてゐたので、十二月、阿部正弘が留守居早川兼彝を召して琉球警備人員に就き問

合せたに對して、藩の答申した所は次の如くであつた。兩度派遣の備二組(組三百八人)即ち、番頭二人及び鑓弓鐵炮奉行以下六百九十六人は臨時派遣員數で、物頭及び代官役以下上下百餘人の定例派遣員あり、外に足輕格の者二百人、また運送大船年々二十餘隻あれば、急變の節は水主等を召仕ふと銃砲は五百人より一貫目砲二十挺(内十八挺は從前差渡)、小筒五百挺(内二百挺同前)、外に各人自分持小筒あり、一人二、三挺を有する者あり、鐵楯三十枚は前々年差渡してあるといふ。

齊彬の琉球問題に對する意見

齊彬は止むを得ずば、通信貿易を許す見込を以て、鹿兒島到着の翌日、急使を以て此の旨を琉球に密命し、且つ琉球大島等諸島の地圖外國船渡唐船の狀況、唐船持渡の品目損益福州貿易の景況等調査報告する事を命じ、また島津久實を召して琉球に於いて努めて外人の意を損ずる事なき様内訓した。在番奉行平田正賢は十月三日、攝政浦添王子朝熹尙元及び三司官等を奉行所に招き、齊彬の密命を口達、また書面を以て佛人の要求到底拒み難きに至らば、通商の一事は之を允許すべし、もとより外國貿易は國禁なるを以て、公然藩より幕府に出願し得ず、幕府も之を公許し得ないが、琉球は藩の附庸たるを以て、琉球のために計る事は、藩に一任する旨、老中阿部正弘より調所廣郷に對し、極秘内話

琉球の態度

運天港開港の  
下準備

があり、仍て、運天港の出島に商館を建て、貿易資金は藩より小判金一、二萬を下し、また内地産反布類を廻送して、佛蘭西との貿易に充てん然る時は、唐物十六種の内輸入禁制の五種も亦佛人により入手するを得、薩琉共に利潤多からんと達した。浦添王子等退いて協議するに、一度佛蘭西に通商を許せば、英米蘭も相踵いで來るべく、貧弱の小國其の勞苦に堪へず、民力疲弊せん、佛人再び來る時は、更らに彼の要求を拒み、猶ほ聽かざるに至つて、初めて通商を許さん、但し、日本内地の物産を廻送し、或は資金を藩より下して、其の規模を大にする事を避け、單に琉球物産のみを以て交易せん、然らば、佛人は遠隔にして利少きを以て遂に退くに至らんと、十二月廿五日、之を在番奉行に復命した。(注二二)

弘化四年二月、在番奉行倉山久壽使、番新納久仰等は、運天港實地見分のため、今歸仁間切に到り、屋我地古宇利等の地形より港内の水深に至るまでを調査した。即ち、齊彬の密命により、運天港を貿易場に充てる準備であるといふ。(注二三)

當時の貿易開始見込の内容に就いては、同年六月廿三日付、徳川齊昭宛、齊彬の狀に次の如く記してゐる。即ち、交易の儀は未だ色に出さず、當年佛艦來航の時、成るだけ申斷り、若し承引の氣色なければ、福州に於いて交易すべく、琉球

へ來航は斷り、其の上承引なくば宮古八重山邊に於いて手細く交易すべく、商館設置の如きは斷り、年々來航し、交易を了つて悉く歸帆する様に交渉する事としてあるといふ。（註三五）

琉球清廷に情を具通す

清廷に對しては、弘化三年秋、王舅池城親方安邑（毛增）及び進貢使耳目官野村親雲上朝宜（向元）を以て情を具し、在留英佛人退去及び開國拒絶の斡旋を請願した。池城親方は翌四年五月に至り歸國し、其の復命では、清廷は廣東總督者英に命じ、調査の上兩國駐劄官吏と協議したが、佛國よりは居留佛人帶回の返答あり、英國よりは返答を得ずとの事であつた。猶ほ其の後清廷に英人ベツ

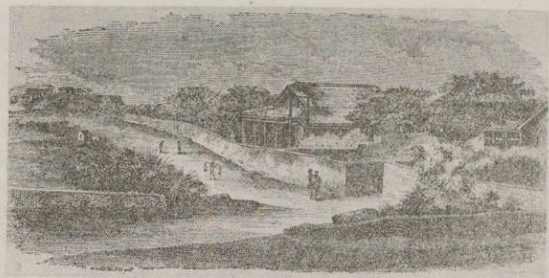
齊興海防琉球處置に當るため歸國す

テルハイム退去斡旋等を請願し事情を報告する事は年々であつた。（註三四）齊興は齊彬在國中に海防及び琉球處置を決するため願つて、定例より早目に弘化四年正月十九日、江戸を發した。出發に先立つて、正月十五日、登營し、將軍家慶に就封の禮あつて後、黒書院に於いて、老中阿部正弘列座し、琉球居留外人退去の命を受けた。翌日齊興は用番代青山忠良邸を、次いで、阿部正弘邸を訪うた。時に、阿部より此の度歸國の上は、彌兼ねて達せられた趣を含み、事情を察し、時宜に應じて、寛猛の取扱は幕府へ願念に及ばず、通信貿易布教の三條は勿論、凡

べて國法に障らざる様萬事手抜かりなく、存分に取計らふべしと申渡した。

三月八日、齊興は鹿兒島に着き、十五日、齊彬は江戸に向つたが、其の間、兩人同席琉吏を引見し、内意を傳へ、守兵百餘名を増遣する事とした。また前年、齊彬巡見の結果に基き、砲臺築造計畫を進め、銃砲鑄造にも努めたのである。（註三五）

在留英佛人に對し、琉吏は藩の指示により、平穩を専らとしつゝ、彼等の行動殊に、布教及び一般人民との接觸を抑止するに努めたが、彼等は必らずしも、制止に従はず、種々の紛争が絶えなかつた。佛人テュルヂエ等は特に布教を申出る事もなかつたといふ。たゞ通事より琉書琉語を學び佛語を教へんと求め、之に着手したが、其の間、清朝官人よりの布教一件の書の琉譯を求め、通事より之を



第四十四圖 ヲツタルハイム館居の（ベリ提督本日遠征記所載）

拒絕した事があつた。其の他待遇の四人に類するを訴へ、關番人の撤去通事

度、留佛人の態

齊興齊彬同席見して内意を引ふ



英人ベツテル  
ハイムの行動

隨行の停止、諸品の正價賣買等を求めたので、中山府は其の監視を稍緩和した。彼等は屢、市中を歩行し、或は首里近邊に到り、或は人家へ踏入る事あり、弘化四年五月には、首里に於いて商人の簪を奪つた事もあり、琉吏は其の監視と抑止に忙殺されたのである。(註六)併し、英人ベツテルハイムに至つては、諸人に醫療を施さん事を申出て、弘化三年閏五月には、市中に公告を出して求療者を募り、其の後或は盲人等を伴來つて施療し、或は種痘を施さんとし、屢、市中を歩行し、或は人家に踏入り、所々に説教し、傳道書を頒布する等、佛人に比し更らに活潑の行動あり、琉吏等は終始追蹤し、人民に警告し、門戸を閉ざし、往來を避けしめ、頒布の書籍或は授與、支拂の唐錢等を處理するのに其の煩勞殊に甚だしかつた。其の他、佛人と同じく、監視の撤去、諸品の正價賣買、下女の雇入、食物の改善を要求する等屢、交渉の紛糾するものがあつた。彼はまた琉書琉語の學習を求め、通事等に援助せしめて、福音書の琉譯に着手した。即ち、嘉永元年四月末より、通事等は琉譯福音書の清書を始めたが、八月までに、馬太傳馬可傳約翰傳を了り、路加傳に取掛つたといふ。此の琉譯聖書は邦譯聖書の先驅をなすもので、ベツテルハイムが琉球に於ける業績の最も著しいものである。(註七)

福音書の琉譯  
に着手す

邦譯聖書の先

弘化三年來航  
の英國軍艦

是より先き、弘化三年八月廿三日(陽曆六月、コクレインに代る新司令官が任命されてゐるが未だ着任なしと見られ琉球側史料に郭李倫とあるを)の率ゐる旗艦得知理士(Dograus Doelalus)か、外二隻が那覇に來航した。布政官座喜味親方盛普(德毛恒)等が應接するに、去る廿日、寧波を發し、從前英國艦船の琉球寄航の際の取扱に對し謝禮し、友好を結ぶため來航したといひ、國王に面會を希望した。座喜味親方より王の面會を謝絶し、居留英人ベツテルハイムの引取を要求したが、彼は承引せず、ベツテルハイムも門戸を閉ざして應じなかつた。彼等はベツテルハイムと會し、また諸所を測量し、廿六日及び廿八日、三艦相次いで出航した。(註八)

嘉永元年七月廿八日、佛艦一隻が那覇沖に來航し、翌日、艦長等は前日搭乘した居留佛人チュルヂユと共に上陸し、天久寺に赴いた。布政大夫棚原親方(馬)が艦長に面接した處、艦長は、前年先王尙育葬送の際、琉吏が佛人を打擲した由につき、其の下手人差出方を要求した。棚原親方は琉俗として王の葬送は他國人の觀覽を許さざるに、チュルヂユは猥りに首里附近に到るを以て之を制したに過ぎず、打擲の事なしと辯明したが、時に、ベツテルハイム來り、夫は些

嘉永元年來航  
の英國軍艦

細の事であると、下女雇傭の事を訴へ、打擲問題に關する交渉も中絶されたといふ。此の間居留佛人等は退去準備を了り、洋貨八十五枚を渡し、艦長等と共に引揚げた。即ち前記の如き清朝の斡旋の結果といふ。猶ほ、居留佛人の他の一人アドネは是より先き、同年正月頃より罹病し、六月、歿したのである。(注一九補説)

〔補説〕 琉球外交關係史料卷七に弘化四年三月五日付として、收めてある齊興の幕府への届出によれば、同三年九月廿八日、佛艦一隻那覇に來航し、翌晦日艦長は使者を以て、琉吏が居留佛人に尾行し、或は人家の門戸を閉鎖せしめ、物品の需求に應ぜざらしむる等の事は約束違反であると抗議し、佛人一人を引取り、更らに佛人數父二人、支那人一人を残して、十月二日、出航したとある。併し、福州布政司への咨文等によるも、チユルヂユの退去及びアドネの死去は前記の如くで、此の如き交替の事實なくまた弘化三年九月廿八日佛艦來航の事實は、他に記事がない様で、此の届出の内容は疑問に屬する。

次に、順聖公年譜稿、照國公感舊錄等によれば、弘化四年九月廿七日、佛艦三隻が那覇に來航し、十月三日、提督は士官八名及び兵九十九名、支那人通詞二名を率ゐて上陸し、漢譯條款十章を示し、領事官をして商民を率ゐ、土地、家屋を購入、租借して在留せしめ、交易を開かん事を強要し、同十二日、士卒二百三十餘名を以て上陸して愈々、決答を求め、遂に兵四十餘名は銃劍を振ひ、堂上に亂入したので、總理官は條約に調印したといふ。また同艦隊はベツテルハイム及び其の家族を伴ひ、十

九日、出航したといふ。併し、之は安政二年の事件を誤つて弘化四年としたもので、また佛艦が連去つたのはベツテルハイムの後任者である。

嘉永二年來航の米國漁船

嘉永二年來航の英國軍艦

嘉永二年正月廿日、那覇沖に亞米利加漁船二隻來泊し、三日、前久米島の千瀬に座礁した英船の乗員を伴つて居り、猶ほ同島に五名の遭難英船乗員在るを告げて、翌日、出航した。仍て、琉吏は久米島に渡り取締つた處、二月十三日、英艦一隻(水師都司)が那覇に來航した。之は前記米船の報により久米島の座礁船救助に赴き、既に人員貨物を搭載し、更らに、謝禮のため來航したものと云ふ。十五日、總理官乗艦し、ベツテルハイムの引取を求めたが、本國政府の歸國免狀を受けず、且つ船室なしと、之を拒み、支那人通詞劉のみを伴ひ、十六日、出航した。(注二〇) 同二年十一月七日、英艦一隻(總兵來雲といふ、艦長ライオン)が那覇に來航し、英外務大臣バリーマーストン(Viscount Henry John Temple Palmerston)が那覇に來航し、英軍機大臣特授總辦外務事宜宰相頭等巴圖魯世襲の書翰を齎らした。即ち、兩國間の通商を禁せず、永久に友睦せん、若し琉球此の意あらば、英國商民を居留貿易せしめん、またベツテルハイムは英國臣民に屬し、泰西に於いて醫療を習練し、救患濟人の志を有す、従前の如く平安を得せしめよといふ。之に對し、中山府は嘗つて佛司令長官セシユ少將等に

回答したと同趣旨を以て拒絶し、且つベツテルハイムの退去を要求し、返書を送つた。英艦は、十六日、六ヶ月後の再來を約して出航した。同艦來航以來、ベツテルハイムは殊に増長の傾あり、英國臣民の那覇居住と心得英客と云ふべからず、また琉球の日本服従を明らかにすべし等申掛けるに至つたといふ。中山府に於いては清廷に請願し、廣東總督より彼の退去を交渉しつゝあつたが、其の結果は不調で、如何ともするを得なかつた。(註三二七)

中山府のベツテルハイム壓迫及び退去要求に對し、英國政府は彼及び其の家族を保護するため、軍艦を派遣せんとし、香港政廳は此の旨を受けて、蒸汽艦レイナード (Reynard) 號の上海に航するに託し、琉球に寄航せしめた。同艦は嘉永三年八月廿八日陽曆十月三日那覇に着き、艦長クラクロフト (Com. Peter Croft) 等上陸し、ベツテルハイムの居館護國寺に入り、琉吏に書を送つて會見の日を約し、ベツテルハイム等に對する冷遇に抗議する外務大臣パーマーストンの書を傳達した。晦日、艦長等は那覇公館に於いて、總理官摩文仁按司朝健の代理布政大夫棚原親方等と會し、外務大臣書翰の意を敷衍し、ベツテルハイムが嘗つて香港政廳に上申し、中山府が彼に加へたと稱する虐待の事實九條に就

ベツテルハイム  
の件について  
琉球と英國  
との交渉

き論難し遂に砲火に及ばんと告げ、琉吏亦逐條陳辯したのである。九條の事實とは、(一) 衙役旅人ベツテルハイムに辱を加へた事、(二) 食物を賣るを禁じた事、(三) 先きに彼が眼病者に醫療を施さんとしたのに、病者に之を許さなかつた事、(四) 彼が人を雇ひ、蛇を殺すを助けしめんとしたのに、之を助けるを禁じた事、(五) 彼の妻を侮つた事、(六) 日用食物多く得るを許さず、且つ粗惡の物を給する事、(七) 彼に工人を雇ふを許さざる事、(八) 艇馬を雇ふを許さざる事、(九) 人民の彼と交はり言談するを許さざる事等で、當時琉使が彼の退去を策し、之を敬遠しつゝ、隱に種々制壓を加へた事實を擧げたのである。九月六日陽曆十月十日摩文仁按司等はレイナード號を訪ひ、二通の書を送つた。一は艦長に對し、ベツテルハイムの同行を請ふもので、一は外務大臣に答へるものであつた。(註三二七)

嘉永三年十二月朔日、英國政府は又書を送り、先きにクラクロフトに託して、總理官摩文仁按司等の發した書信に答へて、ベツテルハイムは其の國に在つて、律令を犯す事なく、却つて善行布教に従事する故に、英國政府は毫も之を撤去する必要を認めざるのみならず、海軍に令し、屢軍艦を派して彼を保護し、其の琉球安住を保障するの意志を表示せんとすといふ。翌四年正月十一日、

阿部正弘と齊  
彬との交渉

英國政府は更らに書を送つて、ベツテルハイムを好遇すべく要求した。<sup>〔注三〕</sup>先きに弘化四年三月、鹿兒島を發した齊彬は江戸に參着して登營したが、五月廿五日、阿部正弘は齊彬に對し、琉球警備の狀幕府委任の趣旨に違ふを詰問し、派遣兵數は届出に相違し、且つ守衛に携らざる輕輩多數を含むとの聞えありと注意した。八月に至り、藩は弘化元年以來琉球に在つた二階堂行健を江戸に向はしめ、十月十三日、二階堂は半田歳典と共に阿部正弘に謁し、琉球防備の實情を陳辯し、届出と齟齬せざる事の諒解を求め、また領内砲臺築造の豫定地圖及び中山王より清廷への外人退去哀願書を差出した。<sup>〔注四〕</sup>

佛人退去後、藩は専ら琉球平穩の趣を以て幕府に報告した。即ち、嘉永元年十月佛人退去を届出るに當つても、ベツテルハイムは之を見送つてより、ひたすら歸心に驅られ、迎船を待つが如くであると述べ、翌二年四月五日、半田歳典は、阿部正弘邸に到り、前年十一月出の飛船による在番奉行等の報告によるも、ベツテルハイム等は平穩にして折角迎船を待つ様であると言ひ、且つ當三、四月頃にも迎船が來航すべく、別に報告すべき事なしと述べた。<sup>〔注五〕</sup>同三年六月廿八日付、齊彬は幕府に届出て、恩謝使玉川王子朝達、向の報告として、居留外人中、

從前違亂の虞は専ら佛人にあり、其の退去後、ベツテルハイムは至極平穩で、問非人體の者或は盲人等を見て膏藥菓子等を與へる事あり、また醫學研究を勧める事あるも、之に對しては、琉球に往古より支那醫學の存する事を以て謝絶したので、近來は妻子と共に歩行する等の外、聊かも難題を申懸けるが如き事はないといふ。其の他度々の幕府に對する届出も、皆平穩を報じたのであるが、之は全く事實に相違し、此の事實齟齬が問題となつて遂に、齊彬隱居となつた事は、前に記した如くである。

〔注一〕 ヲルンズキー回想錄 (Memoirs and Travels of Mauritius Augustus Comte de Benyowsky) 通航一覽卷三二一 末松保和氏著近世に於ける北方問題の進展

〔注二〕 琉球外國關係史料卷一 見聞記卷二 寶島異國人到來事件 舊傳集卷三 舊記雜錄追錄卷一五 五 島津權五郎寶島出張一件日記

〔注三〕 琉球外交關係史料卷一 新納久仰譜卷四 ウィリアムズ著モリソン號航海記 (Samuel Wells: Williams: Narrative of a Voyage of the Ship

Morrison Captain D. Ingersoll to Llewellyn and Japan, in the Months of July & August, 1837, Chinese Repository, Vol. VI, No. 6, 8) ウィリアムズ著日本古今記 (Richard Hildreth: Jap'n, as it Was and Is) フォスター著亞米利加の東洋外交 (F. W. Foster: American Diplomacy in the Orient) キエツラフ著支那沿岸一八三二・一八三三・一八三三年三度旅行記 (Charles Gutzlaff: Journal of three Voyages along the Coast of China in 1831, 1832 and 1833) 田保橋藩氏稿モリソン號來航及擊攘に就て (史學

第四編 海外及び琉球との關係

雜誌第三三卷第一・三號)

- [注四] ノロマン著北太平洋探檢紀行(Capt. W. R. Broughton: Voyage of Discovery to the North Pacific Ocean in 1795-98) ホール著朝鮮西岸及び大琉球諸島紀行(Barril Hall: Account of a Voyage of Discovery to the West Coast of Corea, and the Great Loochoo Islands) ホール著瓜哇支那琉球諸島紀行(Casil Hall: Narrative of a Voyage to Java, China, and the Loochoo Islands) マクドナルド著ハルケット號朝鮮琉球航海記(John Macleod: Voyage of H. M. S. Alceste, along the Coast of Corea to the Island of Lawcheu) ユーチニー著太平洋及びユーリシグ海峡紀行(F. W. Beechey: Narrative of a Voyage to the Pacific and Bering's Straits in 1825-26) 球陽卷三〇 親見世日記
- [注五] 琉球外交關係史料卷一・二 見開記卷一三 球陽卷二一
- [注六] 琉球外交關係史料卷二・三 見開記卷一三 異國日記 東恩納寛博氏編尙泰侯實錄 順聖公年譜

- 稿 照國公感舊錄 藩政改革ニ係ル件書類及び調所 笑左衛門廣柳履歷概略 大和え御使者記 中山世譜 附卷六 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年 嘒嘆情狀
- [注七] 琉球外交關係史料卷三 球陽卷二一 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀
- [注八] 琉球外交關係史料卷三 琉陽卷二一 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀 ヲルチャー著サマラング號東洋諸島探檢航海記 (Edward Balcher: Narrative of the Voyage of the Samarang during 1845-1846)
- [注九] 琉球外交關係史料卷四 照國公文書卷一 尙泰侯實錄 ヲルリ提督日本遠征記 (Francis L. Hawks: Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Sea and Japan, performed in the years 1852, 1853 and 1854 土屋喬雄・玉城肇 兩氏邦譯) 卷上 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀 異國日記 黒岡忠雄氏所藏記錄 琉球外國關係文書弘化三年卷一

[注一〇] 琉球外交史料卷四一七 琉球外交關係文書

- 卷一―三 照國公文書卷一 黒岡忠雄氏所藏記錄 中山世譜附卷七 大和え御使者記 歴代寶案別集起 道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀
- [注一一] 黒岡忠雄氏所藏記錄 順聖公年譜稿 照國公感舊錄 齊彬公言行錄二 琉球外交關係史料卷四一六 琉球外國關係文書卷一―二
- [注一二] 舊記雜錄追錄卷一六三 照國公文書卷一 黒岡忠雄氏所藏記錄 照國公感舊錄 順聖公年譜稿 齊彬公言行錄卷二 尙泰侯實錄 島津久光公譜卷二 琉球外交關係史料卷四一六 琉球外國關係文書弘化三年卷七一〇
- [注一三] 尙泰侯實錄 照國公文書卷一 琉球外交關係史料卷七
- [注一四] 琉球外交關係史料卷六―八 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀・起道光二十六年至成豐五年別集嘒嘆啞三國情狀 琉球外國關係文書弘化三年卷九―二
- [注一五] 琉球外交關係史料卷六・七 尙泰侯實錄

第九章 諸外國船の來航と琉球開國交渉

順聖公年譜稿

- [注一六] 琉球外交關係史料卷五―七 琉球外國關係文書弘化三年卷一二
- [注一七] 尙泰公實錄 異國日記 琉球外交關係史料卷五 琉球外國關係文書弘化三年卷五
- [注一八] 琉球外交關係史料卷六・七 琉球外國關係文書弘化三年卷一―三 照國公文書卷一 歴代寶案別集起道光二十四年至同二十七年嘒嘆情狀
- [注一九] 琉球外交關係史料卷八 照國公文書卷一 歴代寶案別集起道光二十六年至成豐五年嘒嘆啞三國情狀
- [注二〇] 琉球外交關係史料卷八 歴代寶案別集起道光二十六年至成豐五年嘒嘆啞三國情狀
- [注二一] 琉球外交關係史料卷八 尙泰侯實錄 歴代寶案別集起道光二十六年至成豐五年嘒嘆啞三國情狀
- [注二二] 尙泰侯實錄 歴代寶案別集起道光二十六年至成豐五年嘒嘆啞三國情狀
- [注二三] 尙泰侯實錄
- [注二四] 琉球外交關係史料卷七

〔注二五〕 琉球外交關係史料卷八

〔注二六〕 琉球外交關係史料卷八 尙泰侯實錄

## 第五篇 宗教及び學藝

### 第一章 神社及び佛寺

神祇祭祀も時勢の推移に従つて變動あるを免れない。式内社國史現在社國帳所載社の多くは上古以來の大神名祠であつて平安朝時代中期頃までは朝野上下の崇敬を聚めてゐたが此等は主として地方的の神祇であり比較的  
 小範圍の崇敬を受けてゐたのである。大體此の頃から八幡熊野等の全國的の大神祇の崇敬が當地方にも波及し續いて島津氏の入國と共に稻荷諏訪等諸神の崇敬が盛んに起り從來のそれに一大變動を來すに至つた。

右の内最も古いのは第一卷に述べた如く八幡神の崇敬である。勿論鹿兒島神宮は神代以來の靈蹤であつて夫が其の儘大隅正八幡宮となつたものである故八幡神の根源は當國であると云ふ説を否定するものでないが延喜式を中心とする時代に於いては鹿兒島神社と呼ばれ平安朝後期以降に於いて

神祇祭祀と時代の推移

八幡神

は、正八幡宮の名を以て崇敬せられたのである故其處に差異を認めなければならぬ。新田八幡宮の如きも同様に觀察すべきであらう。此の兩社は社領多く、神人社僧の數も尠くなかつた。後世、夫等が有名無實になつてからも、その崇敬は繼續され、各地に勧請された分社も多い。全國的に云ふと、宇佐右清水等から勧請した社は、單に八幡或は若宮八幡と呼び、大隅より勧請した社は、之を正八幡と呼ぶのが普通になつてゐる。此の一般の例より云へば、始良淺井の正若宮八幡宮、栗野の正若宮八幡社、諸縣郡山之口富吉の野正八幡宮等の如く、正八幡正若宮八幡新正八幡等の社名は正八幡宮より起つたもので、當然その分社と見るべきものである。併し、社記縁起等から見ると、蒲生久徳の正八幡若宮は、蒲生氏の祖が宇佐八幡を勧請したものと、いひ、帖佐鍋倉の新正八幡社は、弘安中、石清水善法寺檢校了清が石清水から勧請したと説き、高山新留の新正八幡宮は、肝付氏が鶴岡八幡を勧請したといひ、小根占山本の正八幡宮は、彌寢清重が攝津武庫郡の廣田八幡を勧請したといつて居る。此等の内には傳説の誤謬もあらうが、吉松鶴丸の鶴岡正八幡宮は、其の名の示す如く、鶴岡から勧請したものであらうから、此等の正八幡と云ふ内には、必らずしも

各地に於ける  
正八幡宮の勸  
請

新田宮の分社

石清水八幡の  
分社

宇佐八幡の分  
社

大隅八幡から勧請したものでないものもあつたと考へられる。兎に角此の正若宮とか、新正と云ふのは、他地方では餘り見られないものである。其の他、正八幡宮の分社には、荒田庄に發生した荒田八幡社を始めとして、鹿兒島の若宮八幡社、恒吉大谷の投谷八幡宮、加治木の高倉八幡宮等、猶ほ多いのである。次に、新田宮の分社には、上飯島の新田八幡宮、下飯島の八幡新田宮等があり、また中世の庄園關係に於いて、正八幡宮の石清水善法寺及び宇佐彌勒寺との關係が本所領家ともいふべきものであつた爲め、おのづから夫等の分社が設けられるに至つた。其の石清水八幡の分社には、末吉八幡宮、加世田益山の八幡宮、伊作の大汝八幡宮、垂水田上の手貫大明神社等の名祠があり、宇佐の分社には、菱刈氏が創立した大口の八幡宇佐宮等があり、箱崎の分社には、其の神領であつた地に箱崎八幡宮が残つてゐる。斯様な古い神領的緣故がなくとも、八幡神は全國的に武神として、武士の崇敬が厚かつたが爲めに、各地の武士が思ひ／＼に勧請したのも、尠くなく、前に舉げた外鹿兒島坂本有島の若宮宮之城の八幡若宮の如きは、鶴岡より勧請し、川邊阿多等では、高良神を勧請して高良八幡として祀つてゐる。また八幡崇敬の盛んな武家の時代に

武將を祀つた  
八幡宮

弘文天皇を奉  
祀した八幡宮

熊野神の崇敬

於いては、有名な武將や、悲惨な最期を遂げた武人の靈を慰める爲めに、八幡として祀つたものも尠くない。薩藩内には野田の若宮八幡(鳥津)、大口の西原八幡(忠明)、羽月の若宮八幡(明久)等がそれである。更らに、他地方では見られない事であるが、弘文天皇(大友皇子)を祭神とする八幡宮もあつた。之は伴氏關係より起つたものであらう。

八幡崇敬に次いで盛んであつたのは熊野神である。平安朝時代の末、院政の盛んな頃に於いて、突如として朝野の崇敬を集めたのは紀州熊野社であつて、その崇敬は忽ちに全國を風靡した。その全國普及は多く神人、社僧の手によつて成されたのであるが、薩隅地方に於いては僧侶と修験者とによつて齎されたのであつて、冠嶽三所權現社、紫尾山三所權現社、谷山の伊佐智佐六所權現社の如き名祠は何れも熊野神であり、花尾大權現社は後世頼朝、丹後局永金阿闍梨を祀ると云ふが、本來は熊野三社であり、日向の狗留孫山權現社も熊野神である。眞言宗なる坊津の一乘院、佐志の興全寺の如きは熊野社を鎮守として居り、天台宗でも修験の方では同様で、即ち、大崎益丸新熊野三社權現社の別當寺は照倍院であり、吉松の内小野寺は新熊野權現社を鎮守としてゐる。

山王日吉社

其の他熊野社は甚だ多く、琉黄島の熊野三社權現社は藤原成經、平康頼俊、寛僧都の事によつて名高く、種子島由久の熊野權現社は風景を以て有名である。

山王日吉社は主として天台宗徒によつて勸請されたもので、山王宮(小根占、始良占、市成)、山王權現(鹿兒)、山王二十一社(阿多)等と呼ばれて居り、臺明寺の如き當宗の大刹で鎮守としてゐるものもあつた。藏王權現(加治木、白)、白山權現(吉田、長島、宮之城、志布志、川邊等)も主として修験者の齎したものである。更らに平安朝時代以降、八幡熊野と

天満天神

匹敵する程、全國朝野の間に崇敬されたのは天満天神で、薩摩國分寺が太宰府安樂寺の支配となつた結果、その鎮守として天神社が勸請され、同じく安樂寺領の老松庄に天神社が起つた。其の後、領地關係或は民間信仰から各地に天神社が建設され、就中、出水米之津の天満宮、東郷の藤川天神社等が名高い。

島津氏入國と  
神祇祭祀

以上の神祇は、大體最初は莊園關係か、或は眞言天台二宗の僧侶によつて勸請されたものであるが、島津氏の入國と同時に、稻荷と諏訪との崇敬が傳はつて非常なる崇敬を集める事になつた。先づ、稻荷神に就いては、之に關聯して島津氏の出自と云ふ問題がある。今直接之には觸れないが、始祖忠久は惟宗氏を稱してゐた故、惟宗氏の原姓秦氏の稻荷神崇敬を承けた事も争へない事

稻荷社の崇敬



稻荷の靈驗

實である。かの攝津住吉社内誕生稻荷の狐の話は、秦氏特有の狐傳説に外ならぬが、其の後、稻荷の靈驗、狐の話が終始島津氏と結びついて居り、例へば阿多花瀬の稻荷社は永正九年に島津忠幸及び忠良の勸請であるが、天文七年十二月廿九日の忠良の加世田城攻撃の際、狐火が闇を照らした事は、稻荷明神の擁護として名高い。其の後、朝鮮役に、慶長三年十月朔日、明軍が火器を以て攻めて來た際、二狐明軍に入り、一狐終に戦死したので、陣僧頼雄と修驗佐竹光明房とが之を守護して歸朝し、帖佐鍋倉に高麗稻荷大明神社として祀つた。即ち、戦死稻荷の傳説で、勿論、之は勇士が狐に扮したのであつた。元和元年の大坂役に、家久が高岡内山村に留まつた際、同所の稻荷七社大明神社より白赤の二狐が出て、白杵郡細島まで扈從したと云ひ、寛永の島原役出陣の際にも、白狐赤狐の話が残つてゐる。何れも狐を稻荷の神使とする思想より起つたのである。されば、島津忠久が入國の際、山門院野田邑に創立したと傳へられる稻荷社及び島津本庄の島津稻荷を始めとして、島津氏の到る所、其の支族の居る所、別館行營のあつた地まで、稻荷社が伴つて居り、此等は、惟宗氏々神の影響と考へられるのである。而して、其の崇敬は伊集院等の支族より肝付等の他族に

鹿兒島坂本の  
稻荷大明神の諏訪神の崇敬  
また盛大

及び藩内全體の崇敬厚く、爲めに大社名祠が多い。殊に、鹿兒島坂本の稻荷大明神は、島津忠國の代、市來院稻荷社より勸請したもので、藩政時代は五社の一として、藩全體の崇敬を受けた。

併し、薩摩藩に於いて、表向き最も崇敬して、恰かも氏神の感があつたのは、諏訪神である。此の神の崇敬については、文治二年、島津忠久が信濃國鹽田莊の地頭に補せられ、同五年、奥州征伐の際、信濃國諏訪大明神に祈請して勝利を得、承久三年、また信濃國大田莊の地頭に補せられたと云ふ様な關係から、貞久に至り、其の分靈を山門院に勸請し、之が諏訪神崇敬の起原となつてゐる。其の後、氏久が鹿兒島の地を得るや、當社を山門院より鹿兒島坂本村に遷座した。當社に正平十一年十二月十八日、神領寄進の文書を藏すと云へば、遷座も此の頃の事であらう。次いで、久豊は特に崇敬して上下二社とし、上社に建御名方命、下社に事代主命を奉祀したが、この點は信濃の諏訪社と趣を異にして居る。當社は鹿兒島五社の第一であつて、一藩の崇敬を聚めてゐたが、其の他、島津宗家一門はいふに及ばず、伊集院樺山喜入、新納等の支族より、本田、菱刈、東郷、澁谷、肝付等の諸氏に至るまで、何れも此の神を敬崇して、其の居邑に諏訪社を建立

開聞神

霧島神

其の他の神々

した故、その數諸神中第一位を占むと云つてよいであらう。  
 以上の如き他國より勸請した神祇に對して、此の地方に古來鎮座の神々で盛大であつたのは開聞神と霧島神とである。前者の分社は南薩より鹿兒島灣沿岸地方に多く、知覽の中宮三所大明神今和泉の中宮大明神川邊の飯倉新宮三所大明神指宿の開聞新宮九社大明神山田の王子大明神垂水の鹿兒島大明神佐多の稻牟禮大明神或は阿久根の開聞九所大明神等甚だ多いが、猶ほ伴氏の崇敬を受けてから、其の祖先に關する傳説を交へ、天智天皇同妃及び弘文天皇(皇女)の行幸行啓説となつて、複雑なる傳説が發生した事とて、夫に關する神社も尠くない。志布志安樂の山口六社大明神の如きがそれである。霧島神は西御在所東御在所妻霧島瀬戸尾籬守狭野の六社の外、重久の止上六所大權現社以下、帖佐の霧島六所社志布志の霧島社等霧島山を中心とする地方より、阿久根山川阿多高城等の霧島權現社となつてゐる。

其の他、藩内にて相當の分社を持つてゐた神には、祇園春日住吉妙見愛宕等がある。此等は何れも全國的に有名な神で、他地方と同様な状態であつた故、此處に特記する必要はあるまい。たゞ鹿兒島の祇園春日の兩社は、諏訪稻荷

若宮八幡の三社と共に鹿兒島の五社として有名であつた。神明社も可なりあつて、多くは伊勢大神宮と呼ばれてゐた。

地方豪族として崇敬せる神  
 肝付氏の四十九所神社

禰寝氏の建部神社

島津忠久を神として祀る

次に、地方豪族特有の崇敬神には、肝付氏の四十九所神社、禰寝氏の建部大明神宮等がある。前者は高山新留に鎮座し、弘安六年十一月、肝付兼石は神文に四十九所大明神肝付の鎮守と書し、當時は祭田二十三町あつたと傳へられ、その軍旗と云ふ物にも、中央に八幡大菩薩、右に四十九所大明神、左に住吉大明神を載せて居り、以て肝付氏の崇敬の厚かつたのを窺ふ事が出来よう。四十九所の神名については、伊勢兩宮以下四十九柱の神々を勸請した爲めと説かれて居るが、天喜二年の大隅國神階記に據れば、肝屬郡四十九前とある故、肝屬一郡内の、即ち、中宮國玉大明神以下の四十九神を合祀した社であつて、一郡の總社と見るべきであらう。禰寝氏の建部大明神についても種々の傳説があるが、禰寝氏は本來建部姓である故、此の神を氏神としたと考へねばなるまい。

島津氏は前述の如く、稻荷諏訪二神を崇敬したが、後世、一面には始祖忠久を崇敬し、日置郡郡山の一之宮神社は忠久を祀ると云ひ、大隅國分住吉富隈城趾の住吉一之宮稻荷神社は最初住吉のみであつたが、永和元年、島津氏久が一宮

弓箭守公神社

有名な武將を  
祀つた神社

野間嶽權現と  
坂本の辨才天  
廟

大明神を合祀し、忠久及び同夫人を祭神として大隅國の守護神とし、慶長二年六月に至り、稻荷をも合祀したと傳へる。一宮は一國一宮制度が起つて後、郡郷庄に於いても之を模倣して同様その管内にて一、二宮を定めるに至つたものである。夫を忠久に附會するに至つたのは、更らに後の現象と思はれるが、兎に角、その後はしかく信せられたに違ひない。猶ほ野田の若宮大明神も忠久を祀ると傳へ、清水の弓箭守公神社は頼朝忠久丹後局を祀ると傳へる。

有名な武將、悲惨な最期を遂げた武人の靈を慰める爲めに、之を八幡として祀つた事は前にも述べたが、同様な神社には、島津忠國の小城權現を始め、入來の重來明神社(重時)、若宮明神社(入來院)、廣瀬明神社(重豐)、東郷の親大明神社(東郷)、今和泉の大和大明神(鳥津)、小根占の鬼丸大明神社(彌長)、屋久島安房の盛久權現社(主馬判)等がある。

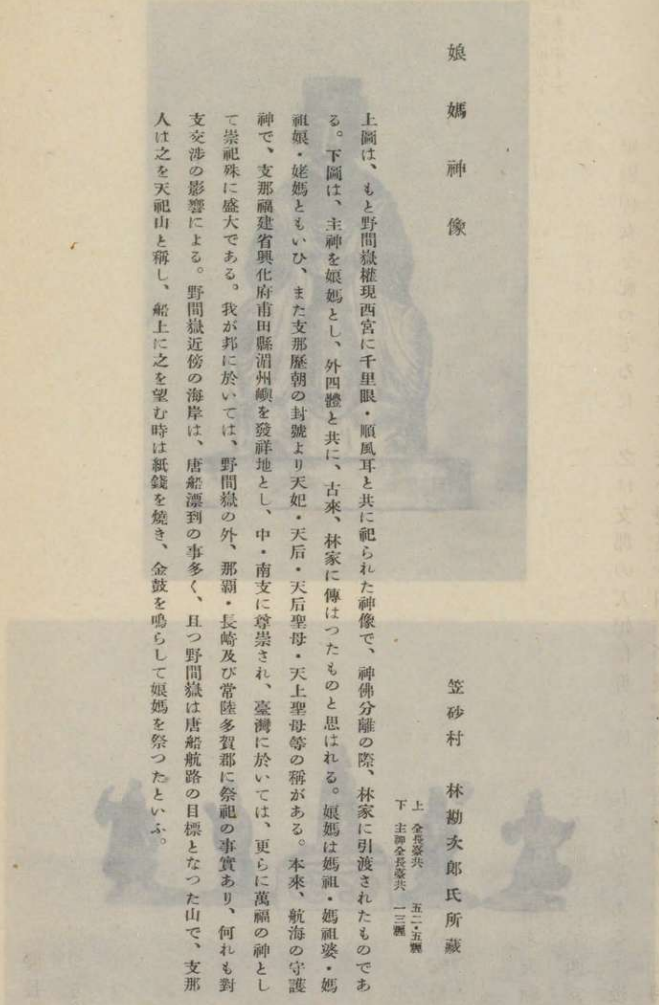
以上各社の外、特色ある神社には、野間嶽權現と鹿兒島坂本の辨才天廟とがある。前者は神代の靈蹤として、其の東宮に瓊々杵尊を奉祀したが、西宮には娘媽神女を祀つてゐた。之は支那の天妃信仰を傳へたものである。後者は琉球波上山護國寺の辨才天で、慶長十四年の琉球役に靈驗があつたと傳へる。

娘媽神像

笠砂村 林勘次郎氏所藏

上 全長五尺 五二五號  
下 主神全長三尺 一三號

土阿は、もと野間嶽權現西宮に千里眼・順風耳と共に祀られた神像で、神佛分離の際、林家に引渡されたものである。下阿は、主神を娘媽とし、外四體と共に、古來、林家に傳はつたものと思はれる。娘媽は媽祖・媽祖婆・媽祖娘・姥媽ともいひ、また支那歷朝の封號より天妃・天后・天后聖母・天上聖母等の稱がある。本來、航海の守護神で、支那福建省興化府莆田縣湄州嶼を發祥地とし、中・南支に尊崇され、臺灣に於いては、更らに萬福の神として崇祀殊に盛大である。我が邦に於いては、野間嶽の外、那覇・長崎及び常陸多賀郡に祭祀の事實あり、何れも對支交渉の影響による。野間嶽近傍の海岸は、唐船漂到の事多く、且つ野間嶽は唐船航路の目標となつた由で、支那人は之を天祀山と稱し、船上に之を望む時は紙錢を焼き、金鼓を鳴らして娘媽を祭つたといふ。



弓箭守公神社  
有名な武將を  
祀つた神社

野間嶽權現と  
坂本の辨才天  
廟

大明神を合祀し、忠久及び同夫人を祭神として大隅國の守護神とし慶長二年六月に至り、稻荷をも合祀したと傳へる。一宮は一國一宮制度が起つて後、郡郷庄に於いても之を模倣して、同様の管内にて一、二宮を定めるに至つたものである。夫を忠久に附會するに至つたのは、更らに後の現象と思はれるが、兎に角、その後はしかく信せられたに違ひない。猶ほ、野田の若宮大明神も忠久を祀ると傳へ、清水の弓箭守公神社は頼朝忠久丹後局を祀ると傳へる。

有名な武將悲惨な最期を遂げた武人の靈を慰める爲めに、之を八幡として祀つた事は前にも述べたが、同様な神社には、島津忠國の小城權現を始め、入來の重來明神社(入來院)、若宮明神社(有重院)、廣瀬明神社(重豐院)、東郷の親大明神社(東郷)、今和泉の大和大明神(鳥津)、小根占の鬼丸大明神社(彌長)、屋久島安房の盛久權現社(主馬判官盛久)等がある。

以上各社の外、特色ある神社には、野間嶽權現と鹿兒島坂本の辨才天廟とがある。前者は神代の靈蹤として、其の東宮に瓊々杵尊を奉祀したが、西宮には娘媽神女を祀つてゐた。之は支那の天妃信仰を傳へたものである。後者は琉球波上山護國寺の辨才天で、慶長十四年の琉球役に靈驗があつたと傳へる。

娘 媽 神 像

笠砂村 林勘次郎氏所藏

上 全形並共 五二五號  
下 主頭全形並共 一三三號

上圖は、もと野間嶽權現西宮に千里眼・順風耳と共に祀られた神像で、神佛分離の際、林家に引渡されたものである。下圖は、主神を娘媽とし、外四體と共に、古來、林家に傳はつたものと思はれる。娘媽は媽祖・媽祖婆・媽祖娘・姥媽ともいひ、また支那歴朝の封號より天妃・天后・天后聖母・天上聖母等の稱がある。本來、航海の守護神で、支那福建省興化府莆田縣湄州嶼を發祥地とし、中・南支に尊崇され、臺灣に於いては、更らに萬福の神として崇祀殊に盛大である。我が邦に於いては、野間嶽の外、那覇・長崎及び常陸多賀郡に祭祀の事實あり、何れも對支交渉の影響による。野間嶽近傍の海岸は、唐船漂到の事多く、且つ野間嶽は唐船航路の目標となつた由で、支那人は之を天祀山と稱し、船上に之を望む時は紙錢を焼き、金鼓を鳴らして娘媽を祭つたといふ。

大明神を合祀し、忠久及び同夫人を祭神として大隅國の守護神とし、慶長二年六月に至り、稻荷をも合祀したと傳へる。一宮は一國一宮制度が起つて後、郡郷庄に於いても之を模倣して同様その管内にて一二宮を定めるに至つたも、人知なき天孫山と稱し、備前國新加波郡を原居、靈地を祀り、は靈地を築て、致つて現象と思はれるが、支那帝の漢管仲の後、魏郡魏郡の諸侯に、源孫孫孫の世に、遠祖を祀り、神祇神祇の由緒の甚く、古文、聖書も忠、支那帝の漢管仲の後、魏郡魏郡の諸侯に、源孫孫孫の世に、遠祖を祀り、神祇神祇の由緒の甚く、古文、聖書も忠、

弓削守公神社  
有名な武將を祀つた神社

野間嶽權現と  
坂本の御宇天

久權現社(主馬久)等がある。

以上各社の外、特色ある神社には野間嶽權現と鹿兒島坂本の辨才天廟とが

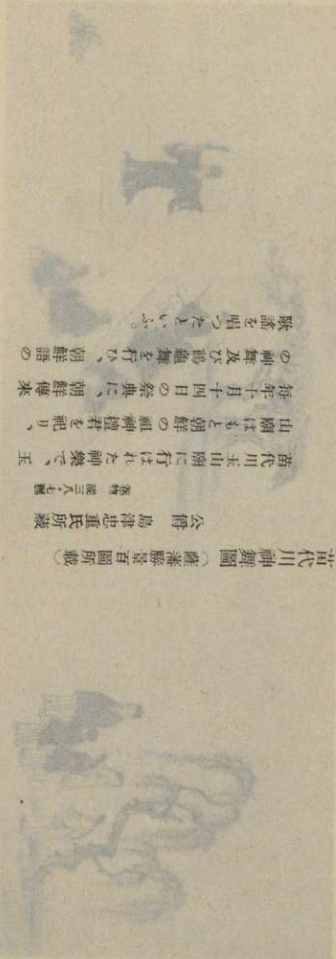


昔代川神舞圖（薩摩縣登野原所載）

公爵 島津忠重氏所藏

番曆三ノ七

昔代川玉山崩に行はれた神樂で、玉  
山崩はもと朝鮮の祖神檀君を祀り、  
毎年十月十四日の祭典に、朝鮮傳來  
の神舞及び物懸舞を行ひ、朝鮮語の  
歌謠を唱つたといふ。



苗代川神舞圖（薩摩縣京五百郎所藏）

公侍 島津忠重氏所藏

番書 三六番

苗代川玉山廟に行はれた神樂で、玉  
山廟はもと朝鮮の祖神檀君を祀り、  
毎年十月十四日の祭典に、朝鮮傳來  
の神舞及び歌謡舞を行ひ、朝鮮語の  
歌謡を唱つたといふ。



辨蓋を御ごさいしや。  
 の御筆紙及び御書紙を御り、御筆紙の  
 辨筆十七日十四日の巻典に、御筆紙本  
 山陰にまゝの御筆紙の御筆紙を御り、  
 苗乃山王山御に御りしや御筆紙、王

辨筆紙五ノ巻

公判 皇朝御筆紙五ノ巻

苗乃山御筆紙 (御筆紙皇朝御筆紙)



苗代川の玉山  
廟  
佛寺

臺明寺と泰平  
寺

寶滿寺

慈遠寺

此等より一層異彩があるのは、伊集院苗代川の歸化朝鮮人が勸請した玉山廟で、最近まで特殊の祭祀及び神樂神舞を傳へてゐる。

次に佛寺について少しく溯つて見るに、奈良朝時代に於いては、三論成實法相俱舍華嚴律の謂はゆる奈良の六宗が盛んに研究されて居り、其の内三論宗は最も古い宗派で、後れて法相宗が傳はり、且つ朝野の歸依を得て三論を壓するに至つたが、此の現像は奈良朝時代以來、中央のみならず、地方にあつても同様であつた。即ち、當地方に於いても、臺明寺泰平寺の如き古刹が最初法相宗であつたと傳へ、指宿の光明寺も同様と云ふ所以であらう。光明寺は定慧が文武天皇の元年に建立したと傳へてゐる。また律宗寺院として、志布志の寶滿寺は神龜年中の創建と傳へられた當地方の古大刹で、鎌倉時代正和五年に信仙が下向して中興開山となり、藩政時代には泉涌西大の兩寺に屬したが、參内院參の寺格を有し、國分の正國寺も正八幡宮本地所の一で、龜山天皇の御代の創立と傳へ、西大寺の末寺であつた。種子島の慈遠寺も大同四年の開基で律宗であつたと傳へるが、一體に種子島屋久島等は、法華宗傳來以前に於いては、上代のまゝ律宗を傳へてゐたのである。

天台・眞言二宗派の流布

天台宗派寺院

性空上人と薩  
隅の諸寺

平安奠都後、天台眞言の二大宗派が興り、盛んに地方にも流布して、忽ち天下を風靡した。共に靈山古大社に據り、神徳を巧みに利用して、佛徳を宣傳するに成功し、多くの大刹は殆んど此の二宗に屬する様になつた。先づ霧島山は、大體、最初は天台宗の占める所であつた。其の起原は、一層古くなつてゐるが、史實と見るべきは、有名な性空が天慶八年出家し、其の後、此の山に庵を結んで、苦行したに發するのであつて、西御在所の霧島神社別當華林寺を始めとして、東御在所の錫杖院、狹野社の神徳院、東霧島の勅詔院、吉松の般若寺、光照院の如き、何れも、性空を開山、或は中興開山とする天台宗の寺院であつた。薩摩出水郡の山内寺も、性空を開山とし、佐志の松尾寺、紫尾三所、權現の別當神興寺、同じく鶴田の大願寺も、天台宗であり、臺明寺は後に天台宗座主になつた行玄によつて重建され、日當山の西光寺も、行玄を開山としてゐる。其の他、嘗つて天台宗であつたといふ寺院が尠くないが、後世振はずして、多く他宗派に變つてしまひ、終始此の宗で、藩政時代まで猶ほ餘威を保つてゐるものは、神徳院、神興院、山内寺等に過ぎない。山内寺は舊名西光寺、島津忠久再興の古刹と傳へ、引續き延暦寺に屬してゐた。然るに藩政時代の徳川氏に對する關係から、鹿兒島

山内寺

佛日寺南泉院

に東照宮を祀り、其の別當寺として、大雄山佛日寺南泉院を創設し、寺祿五百石を附して、三州天台宗の觸頭とした爲め、表面は之が藩中第一の大刹となつた。當院は島津光久が東照宮の爲めに、古く鶴田に在つた天台宗の巨刹大願寺が廢絶し、纔かに禪宗の道場として残つてゐたものを、鹿兒島の城北に遷して、天台宗に復したのが最初であつて、善貴の代、寶永六年七月、城の西南に移し、持高二百石以上の土に命じ、知行高に應じて、人足を出さしめ、莊大なる建築を完成し、東叡山公辨法親王に請うて、南泉院の稱號を賜ひ、東叡山の末寺として、大和吉野山學頭王院僧正智周を初代の別當としたものである。次に、大隅國分の彌勒院は、正八幡宮の別當寺で、古く當宮が宇佐彌勒寺の支配であつた緣故から、享保八年に復興し、三百石の寺領を持つてゐた。

彌勒院

眞言宗派寺院

龍嚴寺一乘院

眞言宗は同じく平安朝時代以降流布し、しかも天台宗以上に榮えたが、藩政時代に於いては、寺院數六百を下らず、名刹も多く、最も古刹と傳へるのは、坊津の如意珠山龍嚴寺一乘院である。由來記に據れば、舊名龍嚴寺、敏達天皇の御代、日羅の開基となつてゐるが、もとより信すべきでない。併し坊津は古來日本三津の二として著はれ、而して其の地名は此の寺院より起つたといふ説が、

一乘院再興開  
山成圓

恐らく事實であらうから、平安朝時代の古刹と考へて宜しからう。長承三年十一月三日に至り、鳥羽上皇院宣を下して紀州根來寺の別院とし、御願所として一乘院の院號を賜ふと傳へ、院宣を藏して居たといふが、詳らかでない。其の後延文二年、島津氏久は當寺を再興し、成圓を中興開山とした。成圓は仁和寺寛性法親王に從つて廣澤派の眞言秘法を受けた人である。天文十五年、島津貴久は畠山重國を上京せしめて請ふ所があつたので、三月四日、後奈良天皇は當寺を勅願所として、西海金剛峯の勅額を賜はつた。その寺領三百五十九石、末寺多く、就中、有名なのは、穎娃の瑞應院、安養寺、山川の不動寺、指宿の長勝院、西選寺、川邊の大聖寺、加世田の杉本寺、阿多の上宮寺、田布施の金藏院、入來の松林寺、鹿兒島の大興寺、樋脇の瑠璃光院、宮之城の清淨院、高山の高崇寺及び百引の丸山寺等である。瑞應院は開開社の別當、金藏院は金峯山麓藏王堂の別當、大興寺は三州密門三本寺の一と呼ばれた事があり、高崇寺は、永觀三年、肝付兼行の建立、開山は空快と傳へられてゐる。

大興寺

寶成就寺大乗  
院

仁和寺末廣澤派の一乘院に對し、小野派の薩藩に於ける本寺は寶成就寺大乗院である。もと莊嚴寺と云ひ、伊集院にあつて、一乘院及び鹿兒島の大興寺

大乗院開山良  
範

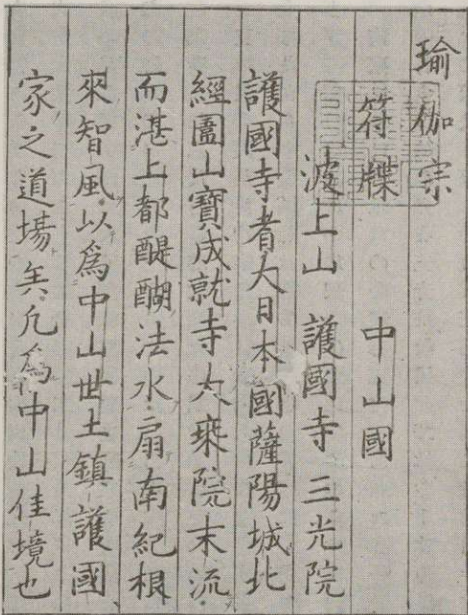
大乗院の末寺

琉球波上山護  
國寺

と共に三州密門三本寺の一と呼ばれてゐた。開山良範は、當地の人にして上野大聖寺の住持たりし一呼の弟子となり、小野派三寶院の法流を受け、應永廿五年に莊嚴寺を創め、島津氏の歸依を得て其の祈願所となるを得たが、島津貴久に至り、天文年中、之を鹿兒島松峯山南麓に移して第七世俊盛を開山とした。之が大乗院である。その後弘治二年に至り、更らに、之を經團山下に移した。代々島津氏の歸依厚く、醍醐三寶院と嵯峨大覺寺との末寺であるが、薩藩瑜伽宗の總司で、寺領八百七十石、寺内十坊あり、末寺には、鹿兒島諏訪社の別當安養院、稻荷社の別當寶持院、神明社の別當抱眞院、其の他、光明寺(琉球)、寶珠院、諸郷では、伊集院の莊嚴寺、市來の大日寺、串木野の冠嶽頂峯院及び隈之城の平嶺石寺、金剛院があり、金剛院は、即ち、第一卷で述べた平禮石寺である。更らに、水引の泰平寺、國分寺、高城の淨興寺、佐志の興全寺、蘭牟田の普賢院、山田の正田院、伊作の海藏院(開山)、加世田の今泉寺、正宮本地三ヶ寺の一なる國分の正高寺、また金剛院、日當山の西光寺、三光院、前述の華林寺、馬越の黒坂寺、垂水の成就院、日向諸縣郡の天長寺、天正寺、錫杖院、西生寺、満足寺、端山寺、法華嶽寺等、大乗院の末寺は、三州内に頗る多く散在し、琉球に於いても、國王の祈願所、波上山護國寺を始め、

同國官寺八ヶ寺も皆當大乘院末寺で灌頂傳法等皆當寺から授けられてゐた。

日秀



（藏所氏維正井長） 牒符院乘大 圖一十四第

貞享五年七月廿一日 波上山護國寺宛

により造營を掌り遂に之を再興し、その東北に三光院を創め、天正五年九月廿四日に入寂した。以上の外新義智積院門下に出水の幸善寺があり、また加紫

佛教新宗派の興隆

時宗最も早く  
一過上人の巡  
錫と島津久經  
の歸依

久利社の別當成願寺紫尾山別當福性院等が其の末寺であつた。

平安朝の末から鎌倉時代にかけて、淨土宗、淨土真宗、時宗、法華宗等の新宗派が興り、更らに臨濟曹洞の禪宗が輸入されて、鎌倉時代は新舊の諸派入亂れて頗る活潑なる動きを見せ、各宗は京鎌倉を中心として盛んに布教され、忽ち全國に弘まつた。而して當地方に於いても同様であつて、其の最も早く入つたのは時宗である。當國時宗の祖は宣阿說誠で、島津忠久が文治二年に入國の際、隨從して來たものと傳へるが、之は誤傳である。併し、建治三年に一過上人が大隅の正八幡宮に參籠した際、島津久經が之に歸依し、覺阿了性は、その宗旨を受け、弘安七年始祖忠久の十三回忌に至つて淨光明寺を興したといひ、即ち同年閏四月三日の鐘銘に載つてゐる。次に、大隅には重久村に念佛寺があり、弘安三年、島津久經の創建で、稅所氏阿智通和尚を開山とし、嘉曆中、遊行第六世一鎮廻國の時、大隅一國の本寺と定められたといふ。其の他、東郷の西前寺、出水の寄修寺、坊津の法光寺、加世田の淨福寺、小根占の成圓寺等が有名である。次に、禪宗二派の内、最も盛んであつたのは曹洞宗であつて、臨濟宗之に次いでゐる。この現象は諸國も大體同様で、中央に於いては、臨濟宗が皇室及び公

臨濟禪

卿幕府の尊信を得謂はゆる五山十刹の大寺院が興つたが、地方豪族は多く曹洞宗に歸依したのである。殊に薩藩は、島津氏が曹洞宗であつた爲め、各宗中第一位を占めるに至つたが、當地方に流布したのは臨濟宗の方が早い。

感應寺

薩隅に於ける禪宗の興隆に就いては既に第一卷に詳述したが、臨濟宗でも古刹といはれるのは野田の感應寺である。開山は榮西で、文治二年忠久入

雲山

國に先立ち、本田貞親が當地に入り、此の寺を建立したといふが、信じ難い。元亨三年、島津貞久は當寺を再興し、雲山を開山とし、東福寺の管下となつた。其

大龍寺

の末寺には阿久根の楞嚴寺大藏庵等があつた。同じく東福寺派の大刹には、鹿兒島坂本の大龍寺があり、其の地は島津貴久以降の治所で、家久に至り鹿兒

正龍寺

島築城の後、慶長十六年、當寺を建て、文之を住持とした。南禪寺派には、伊集院の廣濟寺があり、貞治二年、伊集院忠國の開基で、南禪寺智明を勸請して開山としてゐる。その末寺には、山川の正龍寺(明德元年、虎森開山)、伊作の多寶寺(明德元年)、阿久根の

大慈寺

蓮華寺、中郷の安國寺等があり、伊作の天徳寺、指宿の大圓寺等も此の派である。また妙心寺派には、志布志の大慈寺があり、曆應三年、楡井頼仲の開基で、玉山を開山とし、藩内臨濟宗中第一の大刹であつて、末寺も最も多く、その内、有名なも

安國寺

のには高山の昌林寺、盛光寺、道隆寺、曾木の廣徳寺、入來の定永寺等があつた。昌林寺は肝付兼氏が嘉慶元年に創めたもので、其の末寺盛光寺は肝付兼石が文永五年に創め、また道隆寺は寛元四年、宋の僧蘭溪道隆の開創と傳へる。妙心寺派には、加治木の椿窓寺、安國寺、宮之城の宗功寺、大道寺等があり、皆相當の名刹であつた。其の他、建仁寺派には、國分の正興寺があり、正宮本地所三ヶ寺

曹洞禪の隆盛

の一で、永仁中の創建といふ。また入來の壽福寺は入來院元祖定心の開基であつて、嘉禎年間、明に遊び、肥前水上山萬壽寺を起した神子を開山として居る。次に曹洞宗は薩藩に於いて最も隆盛を極めた宗旨であつて、寺院の數も甚

石屋眞梁

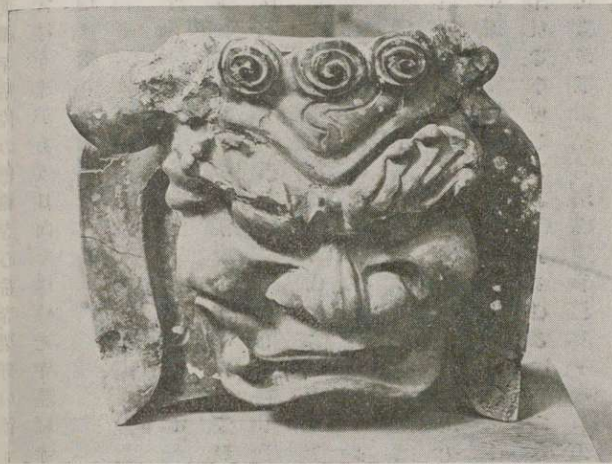
だ多かつた。其の傳來の起原は詳らかでないが、吉野朝の末室町時代の初め頃より盛んに唱道されたもので、石屋眞梁より始まるといつてもよい。是より

福昌寺

先き坊津の興禪寺の由緒記に據れば、此の宗の始祖道元、建仁寺の明全と共に當地より宋に入らんとしたが、明全は病を得て當寺に遷化すと傳へてゐる。併し、史實と齟齬する故、採り難い。福昌寺は、應永元年、島津元久が創建し、石屋

を其の開山とする寺で、薩藩第一の巨刹、三州の僧録所、藩の菩提所、島津氏代々の靈廟を存する。其の三代仲翁は、元久の嫡男で、國を久豊に譲つて當寺に居

佛照大圓禪師  
福昌寺の末寺



（藏所氏善景場大）瓦鬼の門樓寺昌福 圖二十四第

り、後、田布施の常珠寺、始良の含粒寺等を建てた。天文十五年、五代忍室の時、勅願所の繪旨を賜ひ、忍室は佛照大圓禪師の號を賜ひ、つた。末寺は頗る多く、内最も有名なのは鹿兒島の南林寺、妙谷寺、興國寺、隆盛院、薩摩では吉田の津友寺、伊集院の梅岳寺、市來の龍雲寺、入來の壽昌寺、慈光寺、東郷の香積寺、出水の龍光寺、大口の成就寺、宮之城の曇秀寺、谷山の慈眼寺、智覽の西福寺、指宿の光明寺、穎娃の證恩寺、田布施の常珠寺、大隅では、國分の龍昌寺、末吉の興昌寺、市成の兩足寺、加治木の長年寺、能仁寺、

東禪寺、帖佐の總禪寺、心岳寺、栗野の徳元寺、田代の寶光寺、高山の長龍寺、始良の含粒寺等があり、日向では、綾光寺、龍福寺、法華嶽寺、龍峰寺、石山寺等で、其の他各地に散在した。

南林寺と龍雲寺  
龍光寺

雪窻院と日新寺

右の内南林寺は、弘治二年、島津貴久の創建に係り、其の菩提所であつた。龍雲寺は、寛正三年、島津立久の開基、開山、心富は、福昌寺を中興した人であつて、龍雲寺には、隈之城の大源寺、東郷の天澤寺等があつた。龍光寺は、長祿二年、出水島津國久が、父用久の爲めに建てたもので、開山は、在天（福昌寺）といひ、當寺は、在天一派の本寺となつてゐた。次に、西福寺は、佐多氏義が、應永中、大隅佐多に建てたもので、石屋の弟子、覺隱を開山とし、親久の移封と共に、知覽に移り、覺隱派の本寺であつた。常珠寺は、應永中、島津久豊の開基、開山は、仲翁、その末寺には、伊集院、大田の雪窻院、加世田の日新寺、川邊の玉泉寺、阿多の大年寺、坊津の興禪寺等があり、日新寺は、薩州、家國久の開基である。古くは、此の常珠寺及び吉田の津友寺、市來の龍雲寺を、本藩曹洞宗の三ヶ寺と云ひ、後には、鹿兒島の南林、妙谷、興國の三ヶ寺を、新三ヶ寺と云ひ、その上に、福昌寺を置いた。

其の他、惣持寺派には、市來の金鐘寺、蒲生の永興寺、谷山の皇徳寺、高山の瑞光

金鐘寺

寺飯野の長善寺等があつた。金鐘寺は丹後局の創建もと時宗の寺で、萬年寺と號したといひ、永和三年、市來氏が、惣持寺大源の法嗣了堂を招いて開山とし、末寺多く、他領にも及んでゐるが、藩内では川邊の寶福寺、谷山の清泉寺等があつた。寶福寺は名僧覺正の開く所である。覺正は伊集院の人、字堂と號し、南禪寺の椿庭に學ぶ事二十餘年、加賀に赴いて竹窓に就き、國に歸つて、應永卅年に當寺を建て、永享九年に寂した。樋脇市比野の玄豐寺は此の僧が庵を結んだ地、また谷山の清泉寺も同人の中興といふ。永興寺は明徳中、蒲生清寛の開基で、皇徳寺は征西將軍宮の命によつて創設した皇立寺の後であつて、谷山郡司忠高の再興、無外和尚を開山とすと傳へ、古雲板に「永谷山常住、正平廿一」とあり、永谷山は當寺を指すのであると云はれてゐる。猶ほ、高山の瑞光寺は、應永九年、肝付兼元が建立した名刹である。

妙圓寺  
園林寺

丹波永澤寺派には、伊集院徳重の妙圓寺があり、明徳元年の開基で、石屋を開山とする。越前興禪寺末不見派には、小根占の園林寺があり、應永廿四年、禰寢清平が戦死した爲め、當寺を創むと傳へるが、その實磬銘等より見て、正安の頃、不見妙見の弟子了嵩玄明が開いたものゝ如く、果して然らば、當藩曹洞宗中最

良福寺

古の寺といふべく、小根占大根占佐多田代等の小本寺である。越前慈眼寺派には、清水弟子丸の楞嚴寺があり、應永年間、天真自性の開く所であつて、附近に末寺多く、大隅國分寺も其の一であつた。備中永祥寺末實峯派には、串木野の良福寺があり、島津家久の創設に係る。其の他、下野泉溪寺末源翁派には、始良の玉泉寺があり、上野長源寺末には、福山の大安寺、肥後悟真寺末に山田の善積寺があつた。

法華宗の流布  
種子島の律僧  
義賢房法華宗  
に歸依日典と  
改む

日蓮宗の種子  
島布教

本源寺

法華宗に於いては、日郷の弟子日朝が日向に下つて、佐土原に同宗最初の本寺を建てたが、未だ薩隅には影響なく、其の後享徳年中、種子島の律僧義賢房が南都興福寺に學び、その歸途法華僧日隆に逢ひ、深く之に歸依して、名を日典と改め、寛正二年、郷里に歸つて傳へたのが始めて、彼は島主種子島時氏の歸依を受け、同六年、日隆の弟子日良また來て布教に努めたので、忽ち全島に普及し、次いで、日増は屋久島に布教し、文明の初年には、種子屋久及び永良部島等悉く法華宗となつた。名刹としては、種子島に慈遠寺、本源寺、大會寺等があつた。慈遠寺はもと律宗、島内第一の古刹で、日増によつて改宗した。大會寺も元來律宗で、種子島清時の五男日説を開祖とし、本源寺は日良を開山とし、種子島氏

の菩提所であつた。屋久島では、宮之浦の久本寺、栗生の本壽寺、一湊の本隆寺、安房の本佛寺、長田の顯壽寺等があり、以上何れも京都本能寺、尼ヶ崎本興寺の末寺であつた。鹿兒島には正建妙顯の兩刹があり、前者は日尙の開山で、皆同派に屬した。

淨土宗の流布

不斷光院

願成寺

淨土宗の傳教は他國より遙かに遅れ、永祿五年、島津貴久が鹿兒島坂本村に不斷光院を創立し、京都不斷光院の住持清譽を開山としたのが始めであらう。知恩院の末寺、鎮西派に屬してゐる。次いで文祿元年、島津義弘は朝鮮出陣祈願の爲め、大隅栗野に願成寺を創めた。運譽を開山とし、同四年歸朝後之を帖佐に移したが、後に、同寺は大隅一州の本寺となつた。運譽はもと肥後八代の莊嚴寺の僧で、天正十三年、義弘が肥後の阿蘇氏と戦つた際に會して其の歸依を得、同十六年、加治木の小庵に住し、後に願成寺に住し、慶長十六年、加治木に本誓寺を建立して其の開山となつた。何れも知恩院の末寺である。文政元年に至り、島津重豪は前述の不斷光院を再興し、當宗の大刹とした。

黄檗禪

徳川時代に新らたに支那から傳來した禪宗の一派、黄檗宗の薩藩に流布したのは、宇治萬福寺二世木庵の弟子愚門が、元祿十四年六月、始良の曹洞宗廢寺

月船寺

を再興して鹿兒島吉野村大磯山に月船寺を興し、木庵を勸請開山としたのが始まりである。次いで享保十四年八月、島津吉貴は鹿兒島西田村の眞言宗地

壽國寺

藏院を武村に移し、玄默をして黄檗宗の寺とし、名を壽國寺と改めた。隠元を勸請開山とし、寺祿四百石、當藩當宗第一の大刹であつた。其の後、島津重豪は禪を好み、文化二年、西田村に千眼寺を起した。之も當宗の名刹であつて、以上何れも宇治萬福寺の末寺であつた。

修驗道

照倍院

猶ほ修驗道では鹿兒島坂本村に般若院があり、眞言宗當山派、三寶院官直末、薩藩内の袈裟頭であつた。天台宗本山派聖護院末寺には、大崎の照倍院があり、薩隅日三州の年行司職であつた。中興開山は覺進で、弘安三年、島津久經の命によると傳へる。吉松の内小野寺は其の末寺で、共に熊野社を奉祀した。

以上、領内主要の社寺につき、夫々由緒に遡つて簡単に説明したのであるが、次に全體として領内社寺の數を見るに、見聞記七卷に據れば、神社數大小共四千四百十五、寺院數千八百十五であり、薩藩政要錄一卷に示された數は、神社四千二百九十六、堂三千九百三十五、寺院千五十七であつて、之を修補負擔方法により區別すれば、次の如くである。

藩内の神社  
佛寺の數



總計	御物修補		寺社方修補		修補無佛諸郷
	鹿兒島	諸郷	鹿兒島	諸郷	
神	三〇	九	二九	三二六	三、八一三
社	三九	九	三五五	三八九	三、九〇二
堂	二四	二	二七	六一	三、七五九
寺	一七	一一	二八	二五五	三、八二一
院	一七	一一	二八	二五五	三、八二一
總計	四、二九六	三、九三三	三、九三五	一、〇五七	

天保九年の神社寺院數

また天保九年の幕府巡見使への答書によると、

薩摩	日向諸縣郡	神	社	寺院
二、〇九三	一、四七九	八九八	二四〇	二、四六六

神社寺院と領地

宗派別寺院數

社寺行政

であつて、其の社寺領を有する社寺及び其の石高地附は、左の如くである。

薩摩	日向諸縣郡	神社	社領高	寺院	寺領高
一〇	四	五	一、三五五石	一四一	九四四一石
四	一、三五六石	七五	七九二石	一、四〇三石	

更らに、三州社寺高帳には、神社四千四百十五座、佛閣四千四十六宇と載せ、次に薩隅日の宗派別寺院數は、歴代制度卷六によれば、眞言宗小野方四百八十八ヶ寺、同廣澤方百二十二ヶ寺、天台兩院曹洞九百四十二ヶ寺、淨土兩派二十六ヶ寺、時宗五十ヶ寺、臨濟中派二百二ヶ寺、律四ヶ寺、法華三派十四ヶ寺(種子島を除く)、合千八百四十ヶ寺、他領にある末寺三十一ヶ寺である。

社寺行政に關しては、表方家老座の下に、社奉行があつて、之に當つた。社奉行の沿革、職掌等は、第一編第五章に説明した如くで、要するに、領内社寺の修補建立の事、社寺領、神官僧侶の事等は、其の管轄であつた。而して、一部の社寺は修補について藩の出費受け、或は社寺領を有し、其の數は前記の如くであるが、之は特に保護を加へられ、特權を附與せられたものである。社寺領は諸

社寺の勢力は前時代よりは大きいに整理されたと見られる

佛教信仰の強禁制一向宗の

寺院勢力の形式化と佛教の形

士給地高と同様の性質を有し、藩より給せられた石高で、其の石高計數については、猶ほ第一編第四章にも記した如くである。更らに、寺門前者を附せられた寺院も存し、之は其の寺院の用に使役されるものである。併し、社寺の此の種の現實的勢力は、前時代より整理せられ、社寺領も第一巻に記した如く、文祿元年の勘落あり、また元和五年の上知令によつても大いに削減されたと思はれる。

猶ほ、徳川幕府の切支丹禁制政策によつて、士以下の全人民は、佛教宗派の何れかに屬するを強制せられた。薩藩に於いても之が行はれた。一向宗禁制のため同宗を除くが、士以下領民は悉く佛教各派に屬し、之を宗門手札に記して、宗門改を受けた。薩藩全體としては就中、曹洞宗が多かつた様である。此の點から寺院の勢力も強化された譯であるが、他方、當時一般の傾向として佛教の形式化と墮落を免れなかつた。一向宗禁制は薩藩特有の法で、更らに説明しなければならぬが、之については章を改めて後に記す事とした。

〔注一〕 朝野群載 元享釋書 本朝高僧傳

〔注二〕 花尾山慈起(元祿二年 覺慧)

〔注三〕 薩摩國御巡檢使書上(天保九年)

## 第二章 切支丹の傳道と禁制

切支丹小西美作薩摩領内に避難す

慶長六年一修士の潜入

慶長十年一教父薩摩に巡廻す

バジエスの日本切支丹宗門史等によると、關ヶ原役後、加藤清正が肥後の舊小西領を收めるや、八代の城代ドン・ヤコボ小西美作は五百人の部下切支丹兵を率ゐて、薩摩領に避難し、また彼は島津氏に仕へ、同時に薩摩切支丹の中心となり、慶長七年西紀一六〇二年頃死んだ後、遺骸は長崎へ送られたといふ。併し、此の事は日本側の史料には現はれて居らず、何處まで信じ得るか明らかでない。當時、薩摩領内に於ける耶蘇會の傳道事業は盛大ではなかつたが、少數の切支丹が存在した事は認められる。慶長六年、一修士は長崎から密かに薩摩に出張し、藩主と其の父に伺候し、また少數の教徒を慰め、翌年新らたに叙品された日本人の一司祭が教徒を慰めるため、派遣されて來たといふ。猶ほ、前編に記した船長キザエモンは、同六年、マニラに赴いた際、教父の領内に在住する者はないと語つたといふ。更らに慶長十年、巡廻して來た一教父は藩主を訪ひ、厚遇を受け、教徒からは天より降つた天使の如くに歡待された。彼は川邊で聖サウイエルの紀念物數個が種々の奇蹟を現はしてゐるのを發見したとい

一有馬の日本人  
來て教父薩摩に  
遇て鄭重な待  
遇を受く  
島津氏切支丹  
に好意を寄す

以上の諸説を  
説明する日本  
側の史料なし  
島津氏とマニ  
ラのドミニコ  
會との交渉

ふ。サヴェイエルは其の地の宿主に洗禮を授け、ミカエルと命名し、此等の紀念物を遺したのであるが、ミカエルは其の十歳になる子に洗禮を授け、同じくミカエルと命名した。此の二代目ミカエルは、慶長十年當時六十歳で存生し、其の父は五、六年前に他界し、また二代目ミカエルの姉妹も、サヴェイエルから洗禮を受けたが、日向に存生してゐた。同十二年、有馬の學林の日本人一教父も來て藩主から鄭重な待遇を享けた。同十四、五年にも、薩摩の侯を訪うた教師があつた。侯の子は彼に好意を寄せ、侍臣アンドレア小笠原が教の手ほどきをし、殆んど改宗させんばかりにしてあり、侯は佛僧達から切支丹を虐待するやうに頼まれたが、之を拒んだといふ。同十七年にも、島津氏は殊の外切支丹に好意を寄せ、鹿兒島を訪うた日本人の一修士は、多數の人々に洗禮を授けたといふ。併し、此等を凡べて事實とすれば、次に記すドミニコ會教父の追放と對照して、稍奇異に思はれるのであるが、夫を説明すべき史料はない。

船長キザエモン等の呂宋渡航を發端として、島津氏とマニラのドミニコ會との交渉の結果、慶長七年同會の教父等一行が、鹿島に來航した事は、前編に記した。此の一行はモラレス (Francisco de Morales) エルナンデス (Thomas Fernan-

島津氏派遣の  
教父修士を冷  
遇す

京泊の天主堂

島津氏ドミニ  
コ會教父を追  
放す

dez Hernandez) メトナ (Alonso de Meny) ツマラガ (Thomas de Zamarraga de Saint Isidro) の四教父外に一修士である。一行は鹿兒島にも赴いたが、寧ろ冷遇されて翌年、再び鹿島に歸り、漸くキザエモンの建てさせた小さな駐在所と天主堂とを得たのである。彼等は窮乏の内に、貧民に施し、戒律を守り、僅かに京泊と往復するを許されてゐたといふ。同九年には、教父ルエダ (Juaõ de Rueda <sup>一名 de las</sup> Angeles) が新たに派遣されて來た。翌十年、長老のモラレスはツマラガ及びメトナの兩人を別々に、他の諸國、殊に大村へ派遣して傳道せしめた。此の頃建てられた京泊の天主堂もなかく、繁榮し、同十一年五月陽曆七月に、此處で初めて聖餐式を立てたといふ。翌十二年、鹿島にはモラレスとゾマラガのみが留まり、フェルナンデスと修士は病氣でマニラに歸つたが、補佐者としてイヤシント (Joseph de S. Jacinto) オルフアネル (Jacinto Orphanet) の兩教父及び修士一人が來着した。當時、天主堂は京泊のみであつたが、町や村で教徒の家を禮拜所とし、江口(現東村江口浦)では領主ドン・ヤコボ・チエンジウロ (Don Jacques Tchunjourou) が邸宅を提供したので、大なる精神的成果があつたといふ。

慶長十三年に至り、藩主は教父等が何等物質的利益を與へず、マニラから一

小西美作の子  
ドン・デイエ

隻の船も来ない事、また切支丹信仰が臣下の服従を阻害するを懸念し、教父等の追放を決意するに至つた。モラレスが幕府に聘禮のため不在、中長老代理、イヤシントとオルファネルが留守居をしてゐた時、藩主は教徒に棄教を命じ、拒む者を追放した。其の内に、小西美作の子で、二十歳であつたドン・デイエゴ (D. Diego) もゐた。兩教父は此の打撃を避けんとしたが、遂に及ばず、凡べての教徒の天主堂に行く事、教父等の外出、また彼等に食料を供給する事も禁せられるに至つた。たゞヨハネといふ若い癩病患者が、報恩のために、すつと教父等を助けて居り、癩病患者なるが故に注意されずにゐた。もと薩摩のヨナイ (Jonny、五代) の士で、七右衛門 (Shichiyemon、又は、六月十一日、陽曆七月廿二日、  
聖マリア・マゲダレナ)、イヤシントから洗禮を受け、レオンと命名されたが、彼は四ヶ月後、ドミニコ會最初の殉教者となつた。平佐の領主北郷三久 (Hongo Kagano-Kami、加賀守) は彼に棄教を勧め、三週間の猶豫を與へたが、遂に彼は平佐で刎首せられ、遺骸はマニラに送られたといふ。翌年、モラレスが歸つて來ると、直ちに同僚と共に退去すべしと命せられた。彼は天主堂を破壊し、三月末、陽曆五月初旬頃病院の癩病患者を引連れて長崎に向つた。ドン・デイエゴ、小西等も追放され、レオン七

ドミニコ會最  
初の殉教者七  
右衛門  
平佐の領主北  
郷三久

モラレス長崎  
に退く

島津氏の切支  
丹に對する態  
度  
徳川幕府の禁  
教方針

幕府の禁教令

右衛門の遺物を持つて、間もなく、モラレス等と落合つた。此の如くして、ドミニコ會の傳道事業は頓挫したのである。(註二) 島津氏の切支丹に對する態度は以上によつて略明らからう。即ち、貿易のために之を利用せんとし乍らも、宗教としては本心反對であつたので、屢々露骨な彈壓を加へたのである。幕府の態度も同様であつて、家康は關ヶ原役後明らかに反切支丹の意向を有してゐた。慶長七年九月八日、陽曆十月廿二日付耶蘇會の司教セルケイラ (Luis de Cerqueira) はマニラの同會從管區長に宛て、「ドミニカンが薩摩に着いた事を知る前にすら、内府様は激して、『彼等は又はりつけになりたくて來たのか』と云つた位で、その談話に、教師等の來るのは領土を取つたためだと常に語つてゐると傳へる」と書いてゐる。(註三) 前述の如き、島津氏の教父等に對する冷遇も、家康のかゝる意向の影響を受けたとも考へられる。併し、幕府の全國的禁教令は未だ發布されなかつた。初めて慶長十七年三月廿一日に、南蠻紀利支丹之法、天下可停止之旨、被仰出於京都彼宗之寺院可被却云々と發布されたが、當時禁教區域は猶ほ幕府直轄地に限られたものゝ如く、翌年十二月に至り、金地院崇傳の執筆にかゝる禁教令が發布され、同十九年に

かけて全國的に大名領地まで禁教の下に入つたのである。

同十九年六月、有馬直純は日向の縣阿延に轉封を命ぜられたが、家中の切支丹は之に隨從せず、舊領有馬に留まつた。此の時に當り、幕府は山口直友を上使として、長崎及び有馬、島原の檢索を行つた。七月以降、山口は長崎奉行長谷川藤廣と共に、長崎の切支丹掃蕩を行ひ、次いで十一月に互り有馬、島原にかゝつた。初め、島津氏は、人數を出して事に當らんと申出たが、島原有馬の檢索が始まるに至り、薩藩兵は肥前の兵と共に出動した。（注四）日本切支丹宗門史によると、有馬に於ける吟味の最中、薩藩兵は海岸に沿つて東に向ひ、三會島原の村々へ行き、切支丹に暫らく退く様に忠告し、大部分の教徒を山中に逃がし、最早此の地方には切支丹教徒は一人も居らないと宣言したといふ。

元和二年八月八日の老中酒井忠世以下の奉書による禁教令では、黒船英吉利船の長崎、平戸以外着岸をも禁ずるといひ、鎖國の第一歩であつた。（注五）夫より幕府の禁教制度は鎖國制度の成立と相俟つて愈、嚴重になつたのである。此の點は既に前編に記した。かくして、薩藩領内に於いても、天下の禁制として、切支丹は一人も許容されぬ事となつた。薩藩では、寛永十二年十月廿一日の

長崎・有馬・島原方面の切支丹掃蕩に薩藩より出兵す

全國的の切支丹禁制

九州に於ける嚴重なる切支丹檢索

薩藩に於ける最初の宗門改

覺に、來月朔日より日本中一同に貴理師且宗改可有之之事とある。同九月、幕府は諸侯に對し、各領内の切支丹穿鑿を命令した事實はあるが、十一月朔日を期し、一齊に切支丹改を開始した如きは明らかでない。たゞ九州では、長崎の教父トーマス（注六）次兵衛の追跡が行はれ、其のため長崎奉行榊原職直、仙石久隆は近國に觸れて、諸所に關所を設け、往來の旅人を改め、また旅人には在所の支配人より手形を出させた。即ち、全國的切支丹穿鑿令の上に、九州を限つて更に嚴重な檢察を行つたと思はれる。此の時、薩藩では、五人與を定め、人數改帳を作つた外に、當歳より百歳まで旅人以外の男女悉くに手札を附し、手札を受けざる者があれば、十一月朔日以後、檢者を巡廻せしめて、搦取る事とした。之が薩藩特有の宗門手札の始めである。また恐らく士に限り、男子には誓紙を出させ、十六歳以上は血判、十歳より十五歳までは指形を捺し、十歳未満は判を要せざる事とした。但し、士衆の女房子并に下女は誓紙を要せず、人數改帳に記入せしめるに止めた。次に、他所に居住する衆中には、本所の地頭、變より、他所に居住する被官には、主人より、夫々切支丹でない旨の曳付を以て手札を出し、此の曳付なき衆中は、其の所の住人とし、被官は證があれば、其の所の住人

唐人に對する取扱

鹿兒島在住の他轉切支丹の禁ず

とし、主人の手を離れる旨の書物かきものを取つて、夫々手札を出す事とした。旅人には手札を出さず、別に旅人帳に記入し、生國現居所宗體を書物として共に提出せしめ、但し、居附旅人には手札を出した。唐人居附唐人も同様とし、之を唐人帳に記し、其の他領出を禁じた。十一月朔日より十五日まで、關津并に隣國と連絡をとつて往來を改め、此の期間領外へ往來の奉公人、町人には島津久慶の印判を持たせ、百姓には最寄の役々の手形を以て通行せしめ、浦々着岸の船は之を留置し、殊に甌島屋久島永良部島七島や出水の諸港を嚴戒したのである。（注六）琉球の切支丹改も寛永十三年より始まつた。（注七）同十四年には、轉宗した元切支丹が領内所々に居り、鹿兒島に殊に多かつたといふ事で、十二月、此等を所々に置くを禁じ、また鹿兒島の轉切支丹（注八）の他所へ行くを禁じた様である。（注九）幕府は、島原役後の寛永十五年九月、切支丹訴人の制札を全國に建てた。即ち、訴人に對する賞銀を教父二百枚、修士百枚、教徒五十枚又は三十枚とし、同宗門たりとも轉宗して申出た者には褒賞する事として、切支丹訴人を奨めたのである。此の制札は、其の後將軍代替毎に更新され、賞銀の額にも變更があつたが、幕府歴世の法として永く行はれた。（注十）十月、藩は、此の旨を以て、琉球を含む

薩藩の禁教制札

掟

領内に左の如き制札を立てた。之は幕府の制札の外に建てたのであらう。  
 一 在々所々におひて、きりしたん宗門之もの、すこしも不隠居様に可入念事  
 一 從公儀之仰出に、ばてれんを尋出爲申出ものには、銀子貳百枚可被下由候事

一 いるまんを尋出たらん者には、銀子百枚可被下由候事  
 一 きりしたん宗體之もの尋出たらん者には、銀子五拾枚又は三拾枚、其様子により可被下之由候事  
 一 右之ものとも尋出候ものは、同宗體に而有之とも、ころび申において者其科をゆるさせられ、御褒美として如御書出銀子可被下之由候事  
 一 右之趣を以、入精尋出たらんものは、先公儀え之忠節と申、其上過分之銀子を被下、其身之爲にも成儀に候間、可入精儀可爲肝要候若又きりしたん宗體のもの有之を、其所よりは不尋出、他所より尋出候は、其所の物主にいたり、深々敷可及御沙汰候付、得其心不可致油斷者也  
 慶長十七年の禁教令以後に於いても、切支丹の潜伏する者は猶ほ存じ、傳道

切支丹の潜伏と傳道

日本人教父徳運の藩内巡回

薩摩の大名の義母カタリナ

も非合法的に行はれてゐた。元和六年西紀一六〇二年の報告では、耶蘇會の日本人教父なる伊豫のシスト徳運(Sixtus Tokunin)は困難を冒して、薩隅兩國をも巡回し、また耶蘇會の人々は特に聖禮を行ふ事により多大の効果を収めたといふ。元和九年寛永元年に至つても、長崎駐在の司祭等の巡回して、薩摩に到る者があつた。日本切支丹宗門史の寛永元年西紀一六四一年に當る章の注に、薩摩では、大名の義母カタリナは、凡ゆる懇願に耳をかさなかつた。聲は彼女の思ふまゝに任せてゐた。とある。蓋し、カタリナは義久の夫人種子島時堯女で、後に種子島に流された堅野と同一人と思はれる。

切支丹の發覺 矢野主膳

寛永十年頃には切支丹の發覺する者が多かつた。同年八月矢野主膳家中の教徒が曝露し、夫から連累して教徒數人が發見された。矢野は乗馬の名手で、家久の指南役をも勤めた者であるが、嘗つて家久の勸氣を蒙り、義弘に救はれて長崎にゐたといひ、長崎で切支丹宗門に入つたのであらう。後に歸參したが、今度家中悉く切支丹なる事が露はれ、彼も寺領逼塞を命せられた。尤も、彼自身は歸參後轉宗したと認められ、子と共に宗門に就いては問はれなかつたが、家中の教徒を申出なかつた責任を問はれたのである。また矢野の供述

大坂の落人明石全登の子小三郎

光久の伯母堅野種子島に逼塞を命ぜらる

喜入忠政の妻

潜伏の切支丹

によつて、大坂方のシキシ明石全登（介持部）の子小三郎が城下のじゆあん又左衛門の家に潜伏する事も判明し、之を櫻島に捕へた。猶ほ、薩藩舊傳集一巻によれば、明石全登の子左近が城下上町呉服屋の手代になつてゐて、大坂の落人と知れて關東へ送られ、左近はまた切支丹であつたといふが、之と前記の小三郎の事件との異同に就いては不明である。外に、又左衛門に關係した者で逮捕された者もあつた様であるが、又左衛門は光久の伯母堅野の内の者とも云はれ、堅野にも不審がかゝり、遂に、種子島に逼塞せしめられた。其の後、喜入忠政の妻娘四人及び基太村越中守妻が切支丹の廉で種子島に流されてゐる。寛永十三年三月に至り、矢野主膳は櫻島に於いて禁刑に處せられ、其の二子も斬に處せられた。

また九郎兵衛なる教徒が長崎から缺失し來り、寛永十年五月、長崎奉行の配下之を捕へ、城下白波町與兵衛宅に預け、翌月、長崎に送つたが九郎兵衛は、其の後、長崎で坑殺されたミカエル九郎兵衛(Michael Kunobiyō)と同人であらう。次いで、薩摩に修士が潜伏してゐるといふ訴人があり、同十一年八月、長崎奉行は其の者共を遣し、穿鑿を指令した。同月十七日、修士を西田町吉兵衛宅に捕

へ亭主吉兵衛を水責の拷問に附した。此の修士は鹿兒島に五六年滯留した者で、拷問の結果、他に教徒六人を自白したといふ。修士及び吉兵衛其の子源右衛門の三人を長崎に送致し、修士を吊殺し、吉兵衛父子を同罪とした。吉兵衛の妻子下人等八人は鹿兒島に預け、後、妻のみ火刑に處し、餘を放免した。〔注四〕

教父等の潜入

其の他、教父等の潜入事件も屢あり、英人コックスは、西紀一六二二年舊陽曆九月七日〔元和八年八月十二日に當る〕の書翰に、マニラより薩摩に着いた支那船で、

ソテロの潜入

商人と稱する西班牙人或は葡萄牙人四人が乗船して居り、彼等は教師なるを發見されて捕へられた事を傳へてゐる。〔注五〕元和八年陽曆十月末頃には、教父ソ

テロ (Tuis Sotelo) は日本人教父ルイス・笹田 (Tuis Sasanda de Francisco) 及びルイス・馬場なるマニラ修道院の從僕をしてゐた日本少年を伴ひ、支那人異教徒の船から薩摩に上陸した。ソテロは、初め慶長十一年頃から日本に居り、家康及び伊達政宗にも近づき、同十八年九月、伊達の羅馬派遣使節支倉常長と共に、家康の使者として陸奥月ノ浦を發し、使命を果して元和五年六月、呂宋に着き、支倉と別れて同地に留まり、ルイス・笹田は、慶長十八年七月、殉教したミカエル・笹田の子で、ソテロが新西班牙メキコよりマニラに連戻し、側に保護した者であつた。

一行は、上陸と共に、同年八月の長崎立山に於ける大殉教を知つた。支那人は恐れて一行を長崎へ連れて行つたが、彼等は長崎奉行に捕へられ、二年後の寛永元年八月〔陽曆八月〕に至り、二教父及び修士となつたルイス・馬場は共に處刑された。

ドミニコ會派  
の潜入計畫  
等

元和八年八月の長崎立山に於ける大殉教の報がマニラに傳はるや、ドミニコ會のエルキシア (Domingo de Eguacia) 等十人は憤激して日本潜入を計畫し、翌九年陽曆初夏、西班牙船でマニラを發した。途中ドミニコ會員一人は死亡し、餘の九人は五月廿二日〔陽曆六月十九日〕薩摩の久志〔コナ〕に着いた。エルキシアと西班牙人の按針は鹿兒島に赴き、長崎奉行長谷川藤正宛の書翰を得て一旦長崎に赴き、交渉を調へた上、船を廻航し、閏八月廿四日〔陽曆十月十四日〕長崎に入港した。然るに、突如として長崎中の西班牙人總退去の命を受けたので、彼等は退去を装つて、密かに殘留し、傳道に従事した。此の一行九人は、次に擧げる如く、ドミニコ會員三人、フランシスコ會員四人、アゴスチノ會員二人であつた。エルキシアは西班牙人、ドミニコ會の長者で、教授説教者として秀れ、當時、マニラ第一の雄辯家といはれ、潜入後は、日本名を太右衛門 (Tayemon) といひ、寛永十年、島原の長興で

エルキシア日  
本名を太右衛  
門と稱す



捕へられた。他の二人のドミニコ會員の一人はルカス (Lucas del Espiritu Santo) といひ、マニラ學院の講師で、また文學士、他はベルトラン (Luis Beltran <sup>一名</sup>) といひ、支那人、印度人の世話をして居り、何れも西班牙人神父であつた。フランシスコ會員の二人は西班牙人神父で、フランシスコ (Francisco de S. Maria) 及びルメス (Luis Gomez) といひ、あと一人はメキシコ生れの在俗修士、醫師のラウレル (Bartholome Laurel) 及び西班牙人在俗修士のガブリエル (Gabriel de la Madalena) と、ひ、アゴスチノ會員の二人は、西班牙人神父、代理管區長のイエズス (Francisco de Jesus <sup>一名 de S.</sup>) と、葡萄牙人神父のカルヴァリョ (Vicente Carvalho <sup>一名</sup> Carvalho) であつた。以上何れも、寛永四年乃至十一年の間に逮捕處刑された。

ドミニコ會  
父トメ六左衛  
門

ゼス會のミ  
ゲル益田薩  
摩七島で捕へ  
らる

寛永六年十月頃陽曆十一月、ドミニコ會神父で、平戸生れのトメ六左衛門 (Thome de S. Jacinto) が潜入した。彼は、陽曆の春、マニラを發し、臺灣で伴侶を失ひ、六ヶ月の後、琉球を経て薩摩に着き、潜入後、北國・京坂にも行き、同十一年九月廿一日曆陽十一月、他の六十九人と共に殉教した。同六年春、マニラを發した耶蘇會員で、天草生れのミゲル・益田 (Pineda Miguel) 及び豊後伊美(或は)生れのペドロ・カスイ (Pedro Cassou <sup>船井或は葛西</sup>) も、薩摩の七島に着き、坊津に送られ、次いで、商人として長

崎に赴いた。此の内、カスイは、耶蘇會のセミナリオで教育を受け、印度波斯及びエルサレムにも行つた者といひ、寛永十六年、江戸に於いて殉教した。

ゼス會のマ  
ンシオ小西等  
の潜入

寛永九年にも、耶蘇會に屬するマンシオ小西 (Mancio Conixi) 及び丹波生れのパウロ・齊藤小左衛門 (Paul Shozayenon Saito)、ドミニコ會のデイエゴ五郎兵衛 (Diego de S. Maria) の三人は、媽港より同船して五ヶ月後に薩摩に着いた。彼等は翌年まで抑留された後、長崎へ出たが、何れも間もなく捕へられて殉教した。五

寛永十三年沖  
丹上陸の切支

寛永十三年陽曆七月琉球沖、繩島渡慶須村に於いて、寄航した唐船から南蠻人四人、日本人二人が上陸し、一同捕へられた。即ち、渡慶須掟及び土民五人と共に送り、翌十四年七月廿五日及び八月三日の兩度に長崎奉行へ渡した。同八月五日の新納忠清、鎌田政有宛、甲斐重政の狀に、拙者も今月三日之晩、長崎へ着津申候、八人之搦物共之様子、爰元御奉行様へ則申上云々とあるのも、同一事件に係ると思はれる。人數が相違するのは、他に連累者があつた爲めか明らかでない。五猶ほ長崎志崎陽雜記息距篇卷五、鍋島勝茂譜考補等に南蠻人六人、日本人三人、或は伴連六人、日本人三人が琉球に着岸したとあるのも同様である。此の一行は、マニラのドミニコ會の四神父及び従者二人で、西班牙人神父

のゴンサレス (Antonio Gonzalez) 及びオザラザ (Miguel de Ozarza) の二人、佛蘭西人サン・ドミニクス (Thomas de S. Dominicus 前名Guillaume Courtes)、長崎生れのヴィセンテ鹽塚 (Vicentius de la Cruz, Shiwozuka) で、外に従者二人であつた。八月六日乃至八日陽曆九月廿四日一同長崎に於いて殉教した。注二六寛永十五年、渡慶須村の海濱に南蠻人の埋めた道具を長崎奉行へ送つたが、之は右一行の物であらう。注二九

伊太利ナポリ出身の教父マストリリ (Marcello Francisco Mastrioli) は耶蘇會に屬し、サヴェイエルの示現を受けて日本傳道を志し、ゴア・媽港を経てマニラに渡航し、遂に寛永十四年、日本人數名と同地を發したが、臺灣沖で暴風に遭ひ、六月十五日陽曆八月五日琉球に上陸した。彼は同行の日本人をマニラへ歸還せしめ、七島を経て、八月一日陽曆九月十九日薩摩に到り、日向より上方に向はんとし、秋月領内で捕へられ、そこから長崎に送られて拷問を受け、八月廿六日陽曆十月十四日處刑され、三日後に斬首された。薩摩で案内した教徒四、五人は轉宗したが、アンデレ籠牛田といふ者は信仰を守つて、マストリリと共に處刑された。注三〇

同十九年七月十一日陽曆八月七日飢島で九人の上陸潛入した者を捕へた。即ち、南蠻人六人、日本人三人との事で、即刻長崎奉行に届出た。此の一行は媽港耶

伊太利人教父  
マストリリの  
潜入

寛永十九年  
丹島潛入の切支

蘇會學林の長なるルビノ (Antonio Rubino) を長とし、餘は日本西教史では長崎生れ日葡混血人マルケス (Francisco Marques)、西班牙人モラレス (Diego Morales)、伊太利人カベセ (Antonio Capece)、波蘭人マチンスキー (Albert Meinski) の四教父及び從者二人 (日本<sup>トマス及び</sup>支那人一人) としてゐる。和蘭商館日誌ではルビノ及びマルケスの二會士の外は、會士ジョアン・デ・ポロニヤ (Joan de Polonia)、會士アルメルツス・デ・ポロニヤ (Albertus de Polonia)、葡萄牙人コレア (Pascoal Coreia)、カナリヤ島生れスハヅエ (Joan de Schave)、他に朝鮮人、ランダリング (Palangelingh) 人、交趾人各一人の從僕となつてゐる。一行はマニラより傳道の目的で來たもので、長崎へ送られ、拷問の上、翌年二月陽曆三月處刑された。注三二

寶永五年、シドッチ (Joan Baptista Sidoti) の屋久島潛入は、切支丹潛入の最後であつた。彼は伊太利シシリ島バレルモ出身の教父である。羅馬法王の意圖により、日本傳道の目的で、元祿十六年西紀一七〇三年本國ゼノアを發し、印度ボンヂシエリーを経て翌年マニラに着き、四年後の寶永五年七月陽曆八月特にサン・トリニテ (Sante Trinite) 號を艦して、同地を發した。八月廿七日陽曆十月十日頃、同船は屋久島沖に達し、廿九日、シドッチは單獨上陸した。屋久島側では、廿八日島の南側

寶永五年シド  
ッチ屋久島に  
潛入して捕へ  
らる

尾野間村沖に異國船の東航するを發見して、島役が所中に警戒せしめつゝあつた。同日、同方面に出漁中の阿波の漁船は此の異國船の端艇に遭遇し、手招きされたが、近接を避けて岸に戻つた。翌日、異國船は湯泊村沖に見えたが遂に南方に去つた。此の日、戀泊村の百姓藤兵衛は同村の松下といふ山中で炭材採取中、和裝帶刀の異人に遭遇した。之がシドツチであつた。藤兵衛はシドツチの容貌が異様で、また言語が通じないので、他の百姓と協力して之を自家に伴ひ歸り、島役に報告した。仍て、在番の役人はシドツチを宮之浦に送り、人家外れに木屋及び外廻圍を建て、之を拘置し、鹿兒島に報じ、次いで、藩の家老より長崎奉行にも達した。在番役々は藩命により、島中五所の津口番所を閉ざして出入を禁じ、島中を檢索したが、別に異状はなかつた。シドツチは藩吏に警護されて、山川を経て長崎へ送られ、十一月九日、長崎奉行に引渡された。之と共に、懸合ひの百姓五人及び阿波の漁民六人も共に長崎に送られた。シドツチは長崎に於いて取調を受けた後、翌年、江戸に送られ、更らに、取調を受けた。新井白石は自身殊に西洋事情に就き、種々尋問する所があつた。此の尋問の結果は、西洋紀聞采覽異言の書を作すに至り、新井白石をして、洋學の先驅

シドツチ江戸に送られて新井白石の尋問に答ふ

たるの名を成さしめたのである。幕府に於いては、シドツチの處分に就いて種々考慮の末、之を江戸小石川の切支丹屋敷に拘置する事とした。正徳四年十月、シドツチは此處に歿したのである。(註三)

此等教父潜入の外に、切支丹教徒潜伏事件に就いては、寶永年間を限りとして、記事の見えるものがない。たゞ寶永四年十一月、即ち、シドツチ潜入の前年、志布志に於いて、道加といふ切支丹宗門に紛らはしき不審の僧を捕へ、長崎へ送つたが、果して切支丹であつたか、事件の内容結末共に明らかでない。(註四)

また現に下甌島の片ノ浦にクロ宗と稱する基督舊教に屬する一種の秘密教團を存し、同部落八十餘戸が之を奉じて居り、クロは十字架コッパから轉化したもので、此の教團は島原一揆殘黨の一部が轉住したに始まると傳へ、今日部落には十字架を彫りつけた三基の墓碑が遺つてゐるともいふ。年一回の祭禮たる基督降誕祭は深夜秘密に催すが、之は禁制時代より續いた古い習慣と思はれる。教徒死亡の際はクロ宗により祭祀し、次いで、喪を發して後、眞宗による葬儀を行ふといふ。(註五)

〔註一〕バジェス著日本切支丹宗門史 (Leon Pages)

Histoire de la Religion Chrétienne au Japon depuis

1598. Jusqua 1651 吉田小五郎氏邦譯ノ卷上
- 〔注一〕 日本切支丹宗門史附錄 姉崎正治氏著切支丹傳道の興廢
- 〔注二〕 駿府記
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷七〇 島津國史卷二三 通航一覽卷一九二
- 〔注四〕 舊記雜錄後編卷七二
- 〔注五〕 舊記雜錄後編卷八八 歴代制度卷六一(袖崎本) 通航一覽卷一九三・一九四
- 〔注六〕 御當地新古御檢地之御法集卷一 舊記雜錄後編卷九四 大和え御使者記
- 〔注七〕 通航一覽卷一九三 舊記雜錄後編卷九四 御條書寫卷一 島津國史卷二五
- 〔注八〕 舊記雜錄後編卷九四
- 〔注九〕 日本切支丹宗門史卷中 日本耶穌會年報
- 〔注一〇〕 舊記雜錄後編卷八六 薩藩舊傳集卷二 島津國史卷二五 種子島家文書
- 〔注一一〕 舊記雜錄後編卷八六 島津國史卷二五
- 〔注一二〕 舊記雜錄後編卷八七 島津國史卷二五
- 〔注一三〕 英國印度事務省文書 ロックス日記(Diary of Richard Cook)附錄
- 〔注一四〕 日本切支丹宗門史卷中 切支丹傳道の興廢
- 〔注一五〕 日本切支丹宗門史卷中 沖繩一千年史
- 〔注一六〕 日本切支丹宗門史卷中 切支丹傳道の興廢
- 〔注一七〕 日本切支丹宗門史卷中 切支丹傳道の興廢
- 〔注一八〕 舊記雜錄後編卷九四
- 〔注一九〕 日本切支丹宗門史卷中 日本西教史 [Jean Cassat: Histoire de l'Eglise du Japon 太政官邦譯] 切支丹傳道の興廢
- 〔注二〇〕 舊記雜錄後編卷九九 島津國史卷二六 日本西教史 和蘭商館日誌(Japan Daghregister) 切支丹傳道の興廢
- 〔注二一〕 舊記雜錄後編卷四一 島津國史卷二九 通昭錄卷三
- 〔注二二〕 舊記雜錄追錄卷四〇 島津國史卷二九
- 〔注二三〕 川内中學校編川内地方を中心とせると郷土史と傳説

第三章 一向宗の禁制と門徒の潜伏

藩政時代に於ける一向宗禁制の取締程度次第に整ふ

切支丹禁制と並んで一向宗禁止を令す

島津氏に於ける一向宗禁制の事實は前卷に記した如く、永祿頃以降認められる。關ヶ原役後に至り、此の禁制は撤廢されなかつたのみならず、愈々明確な掟となり、取締上の諸制度も次第に備はつて來た。慶長十一年春の家久參府に就いて發したと思はれる同十年十二月十八日の御留守之間置目之條々には、一向宗になるを止め、若し此の宗體を勸める者あらば、直ちに申出るべき旨を命じた一條がある<sup>〔注一〕</sup>。また同十一年八月十一日付、菱刈表にあつた伊地知重政等四十八人は、連署して新納忠元に宛て、奉公一筋、野心不忠なき旨と共に一向宗を奉せざる旨を起請してゐる<sup>〔注二〕</sup>。其の後幕府の切支丹禁制が進展すると共に、薩藩では、之と一向宗と双方の禁制を同時に揭示する事が多くなつた。寛永元年十一月十三日の留守中法度之條々及び同十二月八日の家久袖判狀には、一向宗切支丹宗は、新しからずと雖も、彌々堅く禁制たるべしとあり<sup>〔注三〕</sup>。寛永九年九月八日付、家久袖判の覺には、當家に前々より嫌み來る一向宗、南蠻宗(切支丹)は、彌々禁制を守るべく、右の宗體顯はれるに於いては、罪科嚴重に行ふべし、殊に

宗門改と門徒の處分

切支丹改と同斷時に向宗檢

宗門手札の制度

一向宗禁制の横見

南蠻宗は天下の法度につき、緩がせあるべからずとの一條がある。(註) 此等の令達と共に、屢、宗門改を行つたと思はれるが、寛永九年、家久歸國後の改では、日向高原其の他諸所に門徒あり、衆中、百姓共に處分された。(註) 同十二年十月、諸國一統の切支丹改には、初めて藩内全體人別に宗門手札を附し、切支丹と同時に一向宗をも檢斷した。かくて、一向宗本尊を出した士は知行を召揚げ、寺領、寺申附け、百姓等下々は財産を没し、之を神社修理料に充てたのである。(註) 宗門手札の制度は、爾後、引續き行はれた。即ち、木札に名前、宗旨等を記し、領内士民に渡し、札改は通常五年に一回之を行ひ、特に定めた有資格者を除き、士民悉く改を受けたのである。

寛永十五年五月十八日の覺では、諸外城に對し、切支丹、其の他と共に一向宗に就いて、鹿兒島上下の横目へ申出るべしと達して居り、同廿年四月頃より、大島長次郎、壹岐源左衛門は諸外城を巡廻し、切支丹、一向宗禁制の横見を申附け、五月十五日付、加久藤の變、三人横見五人より右兩人へ差出した請狀も見えてゐる。此の如くして、諸外城に對する宗門監察の法は、漸く整備したのである。手札改の外に、年々の宗門改も行はれ、慶安二年四月廿六日付、北郷久加宛、光久

掛合印形帳

切支丹宗門一紙帳の提出



第四十三圖 一向宗掛合印形帳

(表紙) 寛政元年酉八月

川邊留

宗門方加役より宗門方へ差出すといふ。(註)

袖判の覺には、切支丹、一向宗の宗體改は年々一度とある。(註) 後年の例規では、城下諸郷共に、五人與中互に宗門不審者を役々へ訴出させ、五人與中一向宗なき旨の掛合印形帳を作らせ、毎年八月朔日(八月あり)、不審者有無の首尾帳と共に、宗門方加役より宗門方へ差出すといふ。(註) 此の外に、寛文四年十一月の年々宗門改の幕令によると思はれるが、年々七月、諸外城私領より切支丹宗門一紙帳を宗門改所へ出した。(註) 私領吉利の文政十年十二月、仰渡書の役人職勤方條々によれば、六月中に屋敷に於いて切支丹宗門改一紙書を役人より大身分觸役所へ差出し、七月中、切支丹宗門改帳を役人及び掛役々連名を以て宗門改役所へ差出すとある。猶ほ、切支丹改に就いては、幕府へ届出る事となつて居り、家老一人が引受けて支配し、延寶八年二月七日の達によれば、切支丹改の書物は、通常隔年十二月中に届出る規定の様で、其の後、毎年届出となり、改證文は、毎年八月、家老三人印判を以て切支丹奉行へ差出す

與を通じての  
一向宗取締

といふ。

毎朔條書の一  
向宗禁止箇條

更らに、城下士に對しては、與の制度が出来てより、特に與を通じて取締が行はれた。寛永十九年十二月十三日の與頭衆え被仰出候條々にも、與中に切支丹并に一向宗あらば、糺明言上すべしとあり、與頭より與士の宗門を監察したのであるが、與士に對しては、其の他服膺すべき條目と共に、宗門に就いて、絶えず教諭する方法を取つてゐた。毎月式日に與頭が與士を集めて讀聞かせた毎朔條書にも第一條の公儀の政務堅固之を相守り云々に次いで、第二條に宗門に關して規定し、幾里支丹<sup>切支丹</sup>宗は幕府大禁の條、領内之を守るべく、自然隱居る者あらば見立聞立申出るべし、幕府褒美の外に藩主の褒美を遣すべし、一向宗は仔細あり當家代々之を禁止する、違犯の者あらば、貴賤によらず、宗門改人、其の他支配頭へ申出るべしとしてゐる。

門徒の檢舉

蒲生衆中田代  
新兵衛

此の如くして、禁制取締は勵行されたが、其の間にも、時々門徒の檢舉される者があつたのであらう。寛永十七年三月廿日付、川上久國より兒玉四郎兵衛等への狀によれば、蒲生衆中田代新兵衛は、一向宗の科により召放たれ、火繩の兵具衆より身を買取られ、同人は身代を出しても、召出される事を得ずといふ。

島津久慶

宗體奉行の創  
置

門徒の檢舉類  
國分衆中山口  
四郎兵衛

正保二年七月廿五日付、島津久慶宛、光久の狀に、此の頃少々一向宗體ありと風説があり、大凡物詣等する者の内に一向宗がある由と言つて、之が取締を嚴命してゐる。<sup>注一五</sup>島津久慶は、寛永十八年十一月家老を免せられて後、特に異國方宗門方掛を預つてゐたのである。然るに、久慶は、慶安四年八月歿して後、野心發覺して系圖の面を削られた。久慶の罪科の内には一向宗に歸依した事も入つてゐる。彼は、後に帖佐脇元で磔刑に處せられた一向宗の張本眞純を近づけ、上方にも差寄せ、六條殿に取り入り、領内一向宗興起を企て、江戸に於いても大久保忠職等に取り入り、光久を悪主の様と言つたと傳へ、爾後、一向宗の取締は一層嚴重を加へたといふ。<sup>注一六</sup>明暦元年には、宗門取締のため、初めて宗體奉行を置き、若林久昌、宮里正行を之に任じ、役所を宗體座と云つた。猶ほ、宗體奉行は、元祿十二年四月、宗體改方と改稱し、次いで寶永六年九月、宗門改方となり、宗體座は宗門改所と改稱、安永七年五月、宗門改方を宗門改役と改稱した。<sup>注一七</sup>宗體奉行創置後も、門徒檢舉事件は頻發してゐる。萬治元年、國分衆中山口四郎兵衛といふ者、本尊を持つにつき、同所衆中有馬彌左衛門左近允、藤兵衛が檢斷を命ぜられ、八月朔日、山口の家へ夜中押入り、同人を誅殺し、其の子仲助は、

加久藤衆中等  
の檢舉

九月種子島へ流罪に處せられたといふ。萬治二年、兒玉利實四郎兵衛は諸士及び諸寺社に至るまでの被官者の改方を命せられたが、同年五月廿五日付、兒玉宛、出水の山田有眞の覺によれば、傳左衛門なる者の父子は、先きに宗體改の時、老母が本尊を出したので、牢人し、山田有眞が被官として數年に及んだが、萬治二年當時、百姓とすべく命せられた。仍て、山田より事情を具して被官とするを許され度く、若し成らずば、出水藏入百姓に申附けられ度しと願つたのである。同年、前々年の一向宗改により、加久藤衆中等一向宗本尊を出し、糺明された者多く、本尊等を本人と共に鹿兒島へ送つてゐる。或は歩行、乘馬も困難の老人があり、代人を以てした。（註八）翌三年には、阿多衆中實吉、南右衛門、同吉、牟田才次郎が宗體につき居屋敷を召揚げられ、日向須木では、衆中十九人一向宗の沙汰に遭つた。同四年四月、谷山衆中木藤大右衛門、高尾野衆中前田郷左衛門が一向宗沙汰につき名跡を沒せられ、其の他同年中栗野、財部、中郷、福山等の衆中で、一向宗につき、士籍召放或は居屋敷沒收等に處せられた者があつた。寛文年間には、長島に門徒があり、山田有眞、木脇祐春及び出水衆中面高主馬が遣された。其の首尾により、寛文十二年十一月、木脇は高百石、面高も高三十石を賞賜され

寛文年間長島  
の門徒檢舉

てゐる。

寶永年間門徒  
自首者數千人  
享保頃再び門  
徒の増加と取  
締の勵行

宗門方加役の  
増員

寶永年間にも、一向宗門徒數多に及び、寶永五年十二月翌六年七月、自首を勸め、自首者には誓詞せしめ、其の數々千人に及んだといふ。（註九）其の結果、門徒は一旦減少したが、享保頃には再び増加し、藩は更らに屢令達して取締を勵行した。享保十年八月、諸所變役人與頭、横目へ宗門方加役を申附け、法元、慥かならざる山伏、社人、念佛坊、平家座頭、地神座、向子、安觀、音守等には、法式の門首支配頭等より厳しく吟味を遂げ、筋なき祈禱占等を行ひ、一向宗の布教を爲すを堅く禁止し、他領より入來る六十六部或は行脚商入等へ祈念占等を頼むを禁じ、従前は僉議に取掛つて後に自首した者も科を免じたが、向後は僉議取掛の後に自首するも許さずと達した。宗門方加役は責任を以て夫々所内の取締に當り、宗門不審者を檢察して宗門改方へ申出るのである。其の後、安永五年正月には、城下三町に於いても、町役の内より宗門方加役を申附け、同年十月には、浦抱諸所には、浦役の内一人づゝ宗門方加役を申附けるも所廣くして一人で差支へる所は申出る様達して居り、かゝる所に對しては、必要に應じて増員せしめたと考へられる。安永七年二月には、諸所の變役人與頭、横目の宗門方加役を各

宗門方掛

二人に増し郡見廻浦役も従前の加役にて届兼ねる所は、所役より申出れば、更らに申附けるとしてゐる。<sup>(五三二)</sup>猶ほ宗門方加役は、寛政八年正月、宗門方掛と改稱した。<sup>(五三三)</sup>

宗門方加役の巡回

安永五年八月の達では、宗門方加役は年々兩三度づゝ行廻り、末々まで申聞け、其の首尾届出るべしとあり、同七年五月の達によれば、宗門方加役より宗門改方へ申出るには、門徒本人の支配頭へ申出るに及ばず、従つて、其の内に百姓を交へる時も、郡方へ申出るに及ばずとあり、宗門取締は他の一般事件とは別個の取扱としたのである。同九年十二月の達では、庄屋も、毎年五月十二月の兩度所中を行廻り、取締向令達を讀聞かせ、また口達し、右月限り内に其の首尾を宗門改所へ届出る事としてゐる。<sup>(五三三)</sup>一向宗より轉宗した者を一向宗訴人と稱し、其の子孫を代々訴人とする事もあつた様であるが、訴人は自身監視を受けると共に、宗門方加役等と同様、檢察の責任を負ひ、また檢察には密告者の免罪、褒賞の制度が行はれてゐた。<sup>(五三四)</sup>此等檢察に關する令達は、寶曆、明和、安永、天明等に互り、頻發され、取締は愈々細密になつてゐる。<sup>(五三五)</sup>しかも、隱密の門徒は根絶されず、年々に曝露して處罰され、屢々法難崩れなる大檢舉が行はれた。

一向宗訴人

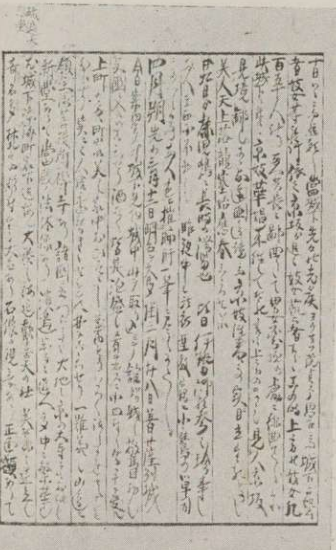
一向宗檢察の履行と門徒の潜伏

天明年間の實狀

天明三年入薩した古河古松軒は、其の紀行西遊雜記<sup>(四)</sup>に、表向き門徒はない様であるが、内證は然らず、口過ぎ悪しき廻國等は、内々は門徒といふを知つて、在々へ入つて態と知らぬ顔し我々實は眞宗なれど、當國は一向宗法度強く、國へ入り難き由を聞及び、往來切手を書替へ、浄土宗となつて番所を入つた等と言へば、何處でも馳走して留めるといひ、古松軒自身試みたのに、家内打寄つて奔走したと、また年毎に一、二人は宗門の事で處刑される云々と記してゐる。

京都唯明寺擬  
講法雲の鹿兒  
島潜入布教

一向宗布教に  
ついての傳承に



第四十四圖 歲々錄 (本東願寺所藏)

大谷派の京都唯明寺の擬講法雲の自叙傳歲々錄によれば、天保元年閏三月、彼は鹿兒島に入り、五月まで潜伏布教したが、其の條に、鹿兒島城下民の殆んど六割は一向宗門徒であると、の觀察を下して居る。

領内に於ける一向宗布





第五十四圖 歲々錄 (きいつ)

教の事情に就いては種々傳承する所があり、即ち以下の如くである。各部落に表面は禪宗の門徒頭ともいふべき古老の番役があり、之が如來を祀る組合佛壇の在る内寺を管理し、信仰上多大の權威を有した。現今に於いても、小

大隅百引村の例

組合に番役を置いてゐる地方があり、昔日の權威を殘してゐる。時に、上方の布教者が潜入し、或は島原天草等の僧を聘して密かに法座を開いたが、多くの場合、俗人なる番頭が誦經説教に當つたのである。大隅百引村に於ける調査によれば、明治十年、初めて西本願寺派の僧が入村するまで、葬式には主として番役が僧の役を勤めたらしいといふ。併し、凡べて一向宗に關する行事は、秘密に之を行つたのである。(註二六) 禮拜説教の集會は、土藏の二階や山中の洞穴等の

報恩講

場所を選び特に暗夜や風雨の強い晩に行つたといふ。更らに、集會の際には、町の要所や村はづれに二才を番人とし、藩吏を見た様な時は、直ちに集會の場に急報せしめ、發覺に備へたのである。漁村では、洋上に出れば、漁船の帆柱に本尊を掲げて大聲に正信偈等を誦するを得た。かゝる風は、今日も殘存して、遠洋漁業に出かける者は、必ず正信偈和讃文章等を携へて行くといふ。毎年十一月廿一日から廿八日までの報恩講も、密かに勧めるために、門徒は特別の注意を拂つた。此の時季になると、藩吏は一層嚴重に問者を放つて檢索した。問者は故意に食事時に目標の家を訪ね、精進を守るか否かを見て、信仰を判斷したので、門徒の方でも、殊更らに魚類を食膳に載せ、或は塵捨場に魚の骨を捨てたりしたといふ。(註二七)

安永五年八月付、家老小松清香喜入久福の達に、諸所に講と名づけ、男女が集まり、宗門疑はしき儀もある由と所引請の役人又は下役人より加役等へ申出る様命じてゐる。講は地方々々で各部落を統合する門徒の團體であるが、既に此の頃、講は諸所に存したと思はれる。最も古く廻り得るのは、久志の二十(註二八)八日講である。久志の京都正光寺門徒二十八日講に就いては、寶曆十年以降

久志の二十八日講

講

八木正藏

樺山久言死後  
本願寺より法  
名を下さる

蘭牟田の煙草  
講と西照講  
飯島の門徒

の文書があり、口碑によれば、正光寺と久志との關係は既に靈元天皇の御代に  
 存したといふ。また正光寺十四世龍也の義弟が薩摩同行法義引立のため寺  
 を姉婿龍也に譲つて、久志に下り、更らに天草に正光寺を建てたといひ、或は天  
 草正光寺の初代は法名義空、即ち、島津金十郎なる薩摩の武士であるといふ。  
 かくて、正光寺と薩摩の門徒とは深い關係があり、正光寺の薩摩向變名を八木  
 正藏と云つた。之は正光寺の地祖が八木長門守である所から來たといふ。  
 文化朋黨の樺山久言が私領蘭牟田で自刃して後、十月、本願寺より釋西照の  
 法名が下された。樺山が門徒であつたとは一般に信じられて居らず、其の證  
 據はないのであるが、恐らくは蘭牟田領民中の門徒が彼を門徒として祀り、本  
 願寺に運動して法名下附を受けたのであらう。釋西照の法名は文化六年十  
 一月七日付、池永三裕の添書を以て蘭牟田の煙草講に達せられた。猶ほ、同地  
 では其の後西照講を組織したといふ。即ち、煙草講を改組したのであらう。  
 下飯島蘭牟田の上之山御座開基緣起によると、初め上方生れの伊平なる者  
 が本願寺十四世寂如判物の本尊を携へて來て開教した。蓋し、寛文乃至享保  
 頃の事である。次いで同地の門徒を兩座に分け、伊平に依頼して、十五世住如

淨泉寺曇漢の  
布教

門徒等講社を  
結んで本山へ  
物を寄進す

の代に本尊二幅文章等を受け、双方番役を定めたといふ。<sup>(注三〇)</sup> 本願寺十七世法如  
 の頃、即ち、寛保乃至天明頃、下飯島青瀬の溜助等が茶園といふ所に座を定めて、  
 法園を開いてゐたが、文化十二年頃には、漸次門徒も増加した。<sup>(注三一)</sup> 而して、上下兩  
 飯島に夫々廿五日講廿八日講があつたといへば、此等諸座、其の他の門徒が組  
 織したのであらう。<sup>(注三二)</sup> 併し、其の創置の年代は明らかでない。文政十年正月の  
 淨泉寺曇漢の鬼界出役中御用記によると、彼は密かに入薩し、薩摩の煙草講以  
 下二十八講及び祁答院の五講、伊佐郡の四講、久志の三十二講を巡廻して説教  
 したといふ。<sup>(注三三)</sup> 大隅の贈於肝屬兩郡に跨がる地域には、御鏡講<sup>(注三四)</sup>、け講等の番役  
 の會合があつたといふ。<sup>(注三五)</sup> 此の如く、文化乃至天保頃、諸在諸郷に於いて盛んに  
 講社が結ばれ、即ち、佛飯講、煙草講、椎茸講、御鏡講、開明講、一乘講、燈明講、眞影講、冥  
 加講等と云つた。初め講社は各地の産物を本山へ寄進したが、藩の取締が嚴  
 密になるに及んで、現品送納を廢し、代金銀として講頭、番役等が上京志納した  
 といふ。例へば、二十八日講の記録に、氷砂糖五十斤、泡盛一器瓶、一對、猪口二個  
 の納品を記したものがあり、藩の達示に、他國一向僧を引入れ、法義を聽聞し、又  
 は金錢、物品等を本山へ差送るを咎めたものもあるといふ。<sup>(注三六)</sup>

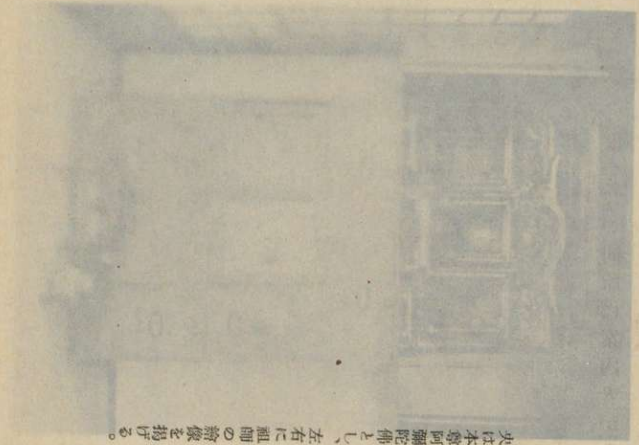
藩内門徒の領外との連絡

天草正光寺との關係

藩内門徒日向福島正國寺に參詣開法す

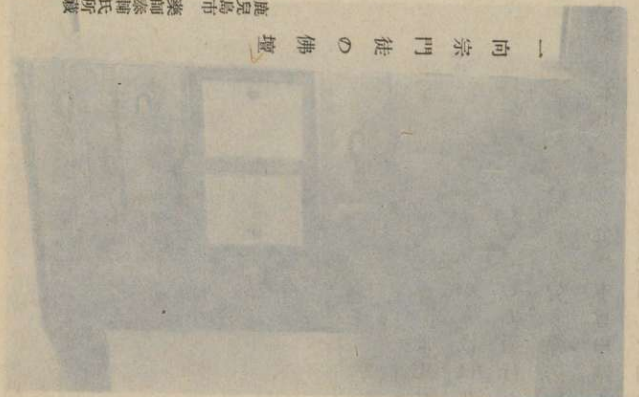
第五編 宗教及び學藝

次に門徒の領外連絡を見るに、西目即ち薩摩西海岸から海路天草島へ隱渡る門徒が多かつた。獅子島長島、飯島或は出水邊から夜陰に船を出したのである。天草では島の僧や上方から下つた布教者より開法し、本尊經文の類を讓受け、就中、長島に相對する天草島久玉に現存する正光寺は薩摩、更らに琉球の門徒と深い關係を有した。<sup>(註三六)</sup>肥後水俣の如きも同様で、門徒は此處に赴いて本山との連絡を行つた。高尾野の山北佛飯講では、水俣の源光寺に頼り本尊等を受けて來たといふ。<sup>(註三七)</sup>たゞ球磨人吉藩は、薩藩と同様一向宗を禁制してゐたから、門徒にとつてかゝる便宜を與へるものはなかつたであらう。日向南那珂郡福島村の西本願寺派正國寺は有明灣に臨み、薩藩境を出る事二里の位置にあり、内之浦串良志布岩川末吉松山月野市成等の門徒が此處に參詣開法したといふ。陸路は、夏井番所があり、通過困難であつたから、或は染物屋と稱し、或は福島村の神社で行はれる火の舞を見物すると稱して通行した。ために、正國寺附近は紺屋が繁昌したといふ。海路は、志布志から福島村字松津に渡つたが、同所に案内者がゐたといふ。本山への納金や本尊申請も正國寺が取次いだのである。<sup>(註三八)</sup>此等の經路、其他種々の方法で脱出した門徒は、更ら



此は本尊阿彌陀佛とし、左右に祖師の繪像を掲げる。中ち、右圖はその外面にして、扉を開けば左圖の如くになり、外面を通常の佛壇を裝置するものである。即鹿屋島市 染脚泰輔氏所藏

一 向宗門徒の佛壇



藩内門徒の領外との連絡

天草正光寺との關係

藩内門徒日向福島正國寺に參詣開法す

次に、門徒の領外連絡を見るに、西目、即ち薩摩西海岸から海路天草島へ隱波る門徒が多かつた。獅子島、長島、甌島或は出水邊から夜陰に船を出したのである。天草では、島の僧や上方から下つた布教者より開法し、本尊經文の類を讓受け、就中、長島に相對する天草島久玉に現存する正光寺は薩摩、更らに琉球の門徒と深い關係を有した。<sup>(三三六)</sup>肥後水俣の如きも同様で、門徒は此處に赴いて本山との連絡を行つた。高尾野の山北佛飯講では、水俣の源光寺に頼り本尊等を受けて來たといふ。<sup>(三三七)</sup>たゞ球磨人吉藩は薩藩と同様、一向宗を禁制してゐたから、門徒にとつてかゝる便宜を與へるものはなかつたであらう。日向南那珂郡福島村の西本願寺派正國寺は有明灣に臨み、薩藩境を出る事二里の位置にあり、内之浦串良、志布岩、川末、吉松、山月、野市成等の門徒が此處に參詣開法したといふ。陸路は、夏井番所があり、通過困難であつたから、或は染物屋と稱し、或は福島村の神社で行はれる火の舞を見物すると稱して通行した。ために、正國寺附近は紺屋が繁昌したといふ。海路は、志布志から福島村、宇松津に渡つたが、同所に案内者がゐたといふ。本山への納金や本尊申請も正國寺が取次いだのである。<sup>(三三九)</sup>此等の經路、其他種々の方法で脱出した門徒は、更ら

1 向宗門徒の佛壇  
鹿屋島市 染御茶轉氏所藏  
外面を通常の簾筒とし、内部に佛壇を設置するものである。即ち、右圖はその外面にして、扉を開けば左圖の如くになり、  
中央は本尊阿彌陀佛とし、左右に祖師の繪像を持つ。

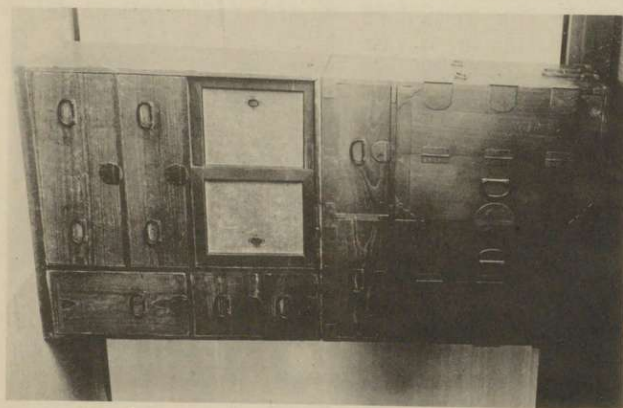
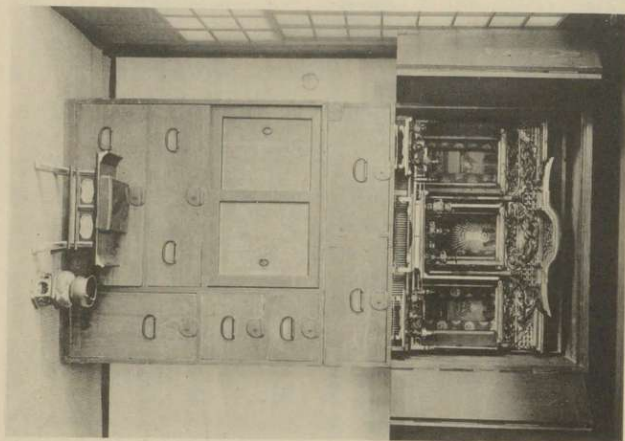
善内門徒の領外との連絡

天草正光寺との關係

善内門徒日向參詣開法寺に

第五編 宗教及び學藝

次に門徒の領外連絡を見るに西目即ち薩摩西海岸から海路天草島へ陸渡る門徒が多かつた。獅子島長島或は出水邊から夜陰に船を出したのである。天草では島の僧や上方の僧が来た布教者より開法し本尊經文の類を譲受け就中長島に相對する天草へ来た僧が現存する正光寺は薩摩更らに琉球の門徒と深い關係を有した。高尾山北佛飯講では水俣の源光寺に頼り本尊等を受けて来たといふ。たゞ、人吉藩は薩藩と同様一向宗を禁制してゐたから門徒にとつてかゝる便宜を與へるものはなかつたであらう。日向南那珂郡福島村の西本願寺派正光寺は有明灣に臨み薩藩境を出る事二里の位置にあり内之浦串良志布志村の吉松山月野市成等の門徒が此處に參詣開法したといふ。陸路は夏井寺にある通過困難であつたから或は染物屋と稱し或は福島村の神社で行はせ、そ火の正を見物すると稱して通行した。たゞ、薩藩は志布志から福島村宇松津



領外より潜入  
の布教者

一向宗布教者  
の取締を  
厳にす

越中賣藥商人  
と一向宗の潜  
入

三業恣亂事件  
と薩藩

に上方に赴き、本山に參詣し、本尊、聖經類を受下したのである。

領外から入込む布教者も多く、他宗の僧侶或は醫師商人山伏占師等を装つて番所を通り、或は拔路や船で潜入した。貞享元年九月の札改の節、外城より差出した五人與書物には、切支丹一向宗なきを誓ふ箇條の外に、他領人の醫師・占師出家山伏紛鬼利支丹の者入來らば披露すべく、一夜泊の旅人でも厳しく僉議し未知の者には宿を借すまじくとの箇條がある。(註四〇) 文化四年六月廿六日の達には、近來猶ほ他領より一向宗僧侶等の忍入り、布教する者多人數に及ぶとの聞えありと、取締方を達し、胡亂なる者が往來せば、捕へて早々申出るべし、一向宗僧侶と知つて止宿せしめ、又は說法等を聞く者は一涯谷め申附け、また訴人する者は、同類たりとも、之を免して褒美申附け、就中、代々訴人には、一向宗科により百姓となつた者も士に復し、百姓の科移をも免さんとある。其の他、他領より入來者に關し、屢々令達が發せられてゐる。(註四一) 越中の賣藥商人から本尊を傳へる事もあつたといふが、文化十五年五月付、同賣藥商人薩摩組の示談定法には、藩の取締に應じて一向宗を傳へざる旨の一條を存する。(註四二)

右の如き状態から、本山との連絡に間隙あるためか、本山に對立する三業安

堺慈光寺大魯  
鹿兒島に潜入  
して細布講を  
組織す

永吉の煙草講

永田正源の活  
動

諸所に於ける  
三業安心派の  
影響

心派の流布した事は注意を要する。西本願寺に於ける謂はゆる三業惑亂事件が文化三年七月江戸に於いて決審となつて後、三業安心派で輕追放に處せられた堺慈光寺大魯は、郷里久留米及び三業安心派の盛んであつた肥後天草を経て薩摩に潜入したといふ。大魯は先づ川内に留まり遂に鹿兒島に潜入して細布講を組織し、自ら講頭となつた。次いで、永吉の宮下造右衛門なる門徒の家に身を寄せる事となつたので、鹿兒島の細布講は知覽の人永田正源に譲り、大魯自身は永吉で煙草講を組織し、布教中、天保七年十月、同地に歿した。初め、永田正源の父折田權左衛門は屢、天草に赴き、開法する内に大魯に逢ひ、其の入薩を熱願して歸省し、同行門徒の同意を得て、再び大魯を迎へて行く途中、其の川内に在るに會し、同行して鹿兒島高麗町本田氏宅に迎へた。其の後藩吏の追及に遭ひ、折田は家族と共に日向飯野の堀浦に逃れたが、次いで、永田正源は鹿兒島に潜入し、龜山勇の家來となり、時に、永田と改姓したのである。永田は細布講を讓受けて、之を知覽池ノ河内に移し、後更らに、頼娃新牧に移し、其の布教區域は知覽、頼娃、喜入の諸村に及んだ。

三業安心の影響は、知覽、永吉等の外、加世田、阿多田、布施、吉利、日置、串木、野谷山

藩の取締

走込改

胸代

等に及び、明治十一年頃、串木野の沈香講中凡八百名が三業安心に歸し、谷山では郷内二千戸が之に歸依し、御鏡講の下に内密に結托し、本派の使僧を向方坊主(法體)と稱し、更らに參詣せずといふが如く、其の勢力強盛なるものがあつた。(注)次に、藩の取締情況に就いて傳承によれば、宗門改役、宗門改掛等の外に民間に問者を放ち、檢索に努めたが、門徒と見込をつけた時は、不意に掛役、足輕が踏込んで、本尊經文を搜索し、之を走込改と云つた。一旦走込改があつたと聞えれば、忽ち門徒の家々に傳へて、本尊經文を匿し、時には船を出して、天草邊まで持出したといふ。走込改後の審問には、拷問を行ひ、答打、次いで、臀と脛の間に三角の割木を押し入れ、膝の上に石を載せる一種の石抱等を加へて打つた。拷問が強く、生命に拘はると見えるに至り、他の門徒が之を救ふため、僞佛(佛代)を用ひる例もあつた。僞佛は、かゝる場合のため兼ねて用意したもので、肥後佛といひ、肥後邊の坊間で賣捌く本尊、或は本山から下つた繪像の模寫である。之を拷問された當人の家の天井裏や壁の中に入れ、當人に告げ、當人が其の通り、明白すれば、漸く拷問を緩められる。併し、藩吏も後には、僞佛あるを知り、更らに、眞佛を尋ねて拷問するに至つたといふ。(注)血判して轉宗を誓つた者は胸

代を受ける。胸代とは安心を代へる意で、禪寺で行はれる。藩吏が列席して轉宗を誓つた者を引出し、和尚が南無歸依佛、南無歸依法、南無歸依僧と三歸戒を一口づゝ唱へると、小僧が當人に代つて唱へ、之で一向宗を棄て、禪宗になつたとするのである。かくして、漸く事濟みとなるが、再三檢擧される者あり、之を二度拜み、三度拜みといひ、再三轉宗を誓ふを二度血判、三度血判と稱した。其の情狀により、課刑には輕重があり、科錢知行沒收、移百姓寺入より死刑に及び、士民の別によつても方法を異にした。押收された本尊は法難佛と稱し、經文と共に燒棄て、鑄潰され、或は鑄錢原料として琉球へ下された事もある。(註四五)

法難佛

法難崩れ

五百石持の士  
青木清助の女天保六年の法  
難崩れ

後期に至り、法難崩れ及び殉教者に就いての記事或は傳承は非常に多い。寛政八年、高五百石持の士青木清助の女千代外三人が、是より先き、本山に參詣した廉で處刑されたといふのを始め、少數の檢擧は、連年の事であらうが、天保嘉永安政文久萬延等度々の大法難崩れがあり、關係地方も薩隅日各地に亘つてゐる。就中、天保六年の法難崩れは、廣く藩内各地に亘り、下甌島の長濱では、藩吏は拷問、其の他の手段を盡すも本尊、經文道具類を發見し得ず、遂に民家に放火し、一村を燒拂つて、門徒の本尊を持出すを捕へんとしたといふ。其の七

月初めには、檢擧は同島蘭牟田に及び、上之御座の番役太次郎が捕へられた。太次郎は辛うじて逃れたが、本尊を取揚げられ、後別に本尊を受けたといふ。猶ほ、上之御座は、太次郎の子番役五次郎の時、文久三年にも、法難に遭つてゐる。(註四七)天保十年の法難崩れでは、入牢の男女數百人に及んだ。其の内には既に出産の臨月に迫つてゐる者もあり、獄屋へ行くと直ちに出産したるもあり、三歳以下の幼兒は母子共に入れたので、其の泣叫ぶ者多く、獄屋は狭く、一壘を七八人にあてがふので、立居にも難儀し、其の上に熱病が流行して、日を追つて死者が續出し、死者を俵に入れて外へ出置くに、犬等集まり、之を食ふ様此の世の地獄といふべきか、目も當てられぬ慘狀であつたといふ。(註四八)

一向宗禁制の原因に關する伊集院幸侃門徒説、其の他の傳説に就いては、第一卷第五編に概略説明したが、此等は後年まで強く信せられてゐる。此等の傳説は根本的説明とはならず、或は事實として信するに足りないものではあるが、此等を通じて一向宗の反逆性を認めて之を禁制した當時の信條を讀取る事が出来る。此の信條は日新菩薩記の記事に、島津忠良が、一向宗を法華宗切支丹と共に、父母を輕んじ、神佛を疎んずるものとしたといふに、最も端的に

一向宗禁制の  
原因について俗傳と一向宗  
の反逆性



一向宗は民政に弊害ありとする説

特殊の藩體制に相應する禁教制度

百姓の逃散と一向宗禁制との關係

高崎正風の一向宗禁制に對する批判

琉球に於ける一向宗禁制

現はれて居る。後年に至つても、同様の説明が見られる。例へば、寶永七年の幕府巡見使への答書或は安永七年宿坊源壽院より一向宗禁制の由緒を問合せてに對し、十一月十五日付東郷喜三次の答書に、國許の一向宗は上方筋の宗旨に相違し、新宗といひ、邪法らしく、障礙を爲し、同宗の親しみ強く徒黨を結び、君臣の禮を背き、父子の分もなく、無作法にて仇をなす事もあり、代々之を禁制してゐると述べてゐる。其の他、屢、同様の趣旨が述べられてゐる。（註四九）此處に領内の一向宗が上方の一向宗に相違するとしたのは、一向宗禁制が幕府の制令でもなく、他藩にも稀有の事である點から、附加されたものと考へられる。假りに領内門徒に特異點ありとすれば、夫は寧ろ禁制の結果であらう。此の外に、民政上に於ける一向宗の弊害を論じたものもある。（註五〇）地考論卷三の内の地方或問では、一向宗は農暇を費やし、過分の出錢出米に及び、百姓疲弊の基をなすとし、其の根絶を主張して居り、また八田知紀は、之と反對に、牛馬不足、生子間引、豊年無貯と共に、一向宗は百姓の産業乏しきより出るもので、此等を疲弊の病根とするのは本末轉倒であらうと言つたとも記してゐる。要するに、一向宗の禁制は其の反逆性を認める所から出てゐるが、此の禁制が永く繼續されたのは、更らに郷土制度、門割制度等に見られる特殊な藩體制と相應するもので、一向宗禁制そのものは、幕府に於ける切支丹禁制と同じく、また強固な藩權力の一機構をなしたのである。

併し、一向宗の反逆性に對する認識は寧ろ過大に失して居り、此の點も屢、問題となつた事は否定出来ない。殊に、一向宗禁制が民政上の障礙となつた點が指摘されてゐる。海老原清熙の記す所によれば、天保財政改革以前、領内の百姓が日向邊へ流亡する者が多かつたのは、一に凶歲のためであるが、一には一向宗禁制の苛酷なためで、農政改革と共に、一向宗禁制に苛酷であつた藩吏を更へた結果、百姓を歸住せしめるを得たといふ。（註五〇）高崎正風が肝屬地方の地頭となり、間引の説諭に廻つた時には、垂水の海瀉村が貧村なるに拘はらず、村民が門徒であるため、互に戒めて墮胎を行はないのを認め、彼は一向宗を一も二もなく排斥すべきでないと同役伊地知正治に語つたといはれる。（註五一）最後に、琉球に於ける一向宗の問題を見るに、同地でも、萬治二年十月の札改で、切支丹と共に一向宗を改めて居り、禁制は既に勵行されてゐる。札改の外に、年々の宗門改もあつた。尤も、琉球では、一向宗に限らず、佛敎一般に對し制

壓を加へてゐた様である。寛文三年の藩の令達に、侍町人に至るまで、人を集めて佛説の講談する事殊更ら出家として俗家へ行つて談義する事を禁じ、況んや輕々しき佛説を沙汰の限りとし、近年件の輩徒黨を結ぶは江戸の大禁なれば、士町在郷に至るまで此の旨を申渡し、儒道を嗜むを肝要とすとある。

しかも、琉球に於いても、一向宗門徒を見なかつた譯ではない。久志浦の住人、中村宇兵衛なる者が琉球に渡り、宇姓を稱した。宇兵衛は門徒で、前にも記した京都の正光寺から受けた本尊經文、道具を琉球に携へて、子孫に傳へたので、孫中尾次政隆に及んだといへば、同家には代々一向宗の信仰を傳へたのであらう。此の中尾次政隆は、後に記す如く、那覇に於いて布教し、遂に法難に遭つたのであるが、是より先き文化九年十月、八木正藏(正光寺)より五却思維尊像一體を琉球の中村氏に贈つたといひ、之は政隆が生れる二年前の事である。政隆の布教活動は何時頃始まつたか不明であるが、彼は正光寺から了覺の法名を受け、天保四年には、八木正藏に宛て、同行中の志納等を送つてゐる。了覺は八木正藏との往復に、二十八日講の肩書を用ひてゐる。即ち、了覺を中心とする同行は、恐らく久志の廿八日講の分講であらう。

琉球に於ける  
門徒の潜伏

了覺

那覇知念仁屋  
の佛像持下り  
事件

猶ほ、天保十年に、那覇西村居住知念仁屋の佛像持下り事件が起つてゐる。知念が夫より十五、六年前、即ち、文政七、八年頃上國した時、町田久視の家來當時亡遠矢仲八に勧められて、一向宗の本尊を受けて歸つたといふ事で、知念は平等所へ拘禁され、糺明があつた。同人及び當時亡仲村渠仁屋、向大城筑登之、同花城筑登之、同當間筑登之の家内を搜索したが、知念が觀音の掛物二幅を所持したのみで、外に證據なく、天保十三年、事件落着となつた。但し、信仰の事實がなかつたのか、或は關係者が證據を湮滅陰匿したのか判明しない。また明治十年法難に遭つた備瀬筑登之の自白によると、弘化元年、那覇の渡地傾城荒神前うし方で初めて一向宗を信仰したといふ。之は了覺等の同行と關係がある様で、殊に弘化頃了覺は辻遊女町の龜方に本尊を安置したといひ、備瀬筑登之の自白とも稍符合する點がある。此の頃より、了覺は次第に布教し、家人親類縁者より他に及び、遂に門徒三百餘人を得るに至り、布教の根據を自宅に移した。然るに、東村我部山口保敦の告訴する所となり、嘉永五年十月、了覺以下主要の門徒十二、三人は平等所に拘禁され、一年後に、夫々流島所拂を申渡され、三百人の門徒も所拂寺入科錢等に處せられた。(注五)

琉球の門徒三  
百餘人  
嘉永五年の檢  
舉事件

第五編 宗教及び學藝

- 〔注一〕 舊記雜錄後編卷五九
- 〔注二〕 舊記雜錄後編卷六〇 御當家様就一向宗御禁制愚按書 兩院古雜微卷二 新納忠元勳功并家筋大概
- 〔注三〕 舊記雜錄後編卷七七
- 〔注四〕 舊記雜錄後編八五 御當家様就一向宗御禁制愚按書 見開記卷二八 歴代制度卷二
- 〔注五〕 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注六〕 御當家様就一向宗御禁制愚按書 歴代制度卷四五
- 〔注七〕 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注八〕 時々被仰渡候御書附寫 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一
- 〔注九〕 切支丹宗門二紙帳(天明七年七月 川邊)
- 〔注一〇〕 黒岡忠雄氏所藏書類
- 〔注一一〕 歴代制度卷四五
- 〔注一二〕 舊記雜錄後編卷九九 官職秘考卷上
- 〔注一三〕 舊記雜錄追録卷三七・一〇・一一・一二・一四
- 七 見開記卷二八 歴代制度卷一 鹿兒島縣教育會

- 編薩藩士風沿革
- 〔注一四〕 舊記雜錄後編卷九七 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注一五〕 舊記雜錄追録卷一
- 〔注一六〕 舊記雜錄追録卷四三 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注一七〕 官職秘考卷下 歴代制度卷五二利 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注一八〕 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注一九〕 御當家様就一向宗御禁制愚按書 三州御治世要覽附錄年代記
- 〔注二〇〕 寺社奉行所書附留(屋久島) 時々被仰渡候御書附寫
- 〔注二一〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一 時被仰渡候御書附寫
- 〔注二二〕 歴代制度卷六八(袖崎本)
- 〔注二三〕 時々被仰渡候御書附寫
- 〔注二四〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一 時被仰渡候御書附寫

- 〔注二五〕 時々被仰渡候御書附寫
- 〔注二六〕 鹿兒島別院編社ほとけの光 櫻田勝徳氏稿 大隅百引村の門と氏神(社會經濟史學五ノ二) 藤等影氏著薩藩と眞宗
- 〔注二七〕 社ほとけの光
- 〔注二八〕 時々被仰渡候御書附寫
- 〔注二九〕 薩藩と眞宗
- 〔注三〇〕 社ほとけの光
- 〔注三一〕 鹿兒島別院編本願寺開教五十年史
- 〔注三二〕 社ほとけの光
- 〔注三三〕 本願寺開教五十年史
- 〔注三四〕 大隅百引村の門と氏神
- 〔注三五〕 薩藩と眞宗
- 〔注三六〕 社ほとけの光 薩藩と眞宗
- 〔注三七〕 川上久良氏編薩藩と眞宗關係參考書類
- 〔注三八〕 岡崎秀善氏著熊本縣球磨郡眞宗開教史
- 〔注三九〕 本願寺開教五十年史
- 〔注四〇〕 御當家様就一向宗御禁制愚按書
- 〔注四一〕 歴代制度卷四五 薩藩例規雜集卷二一

- 〔注四二〕 社ほとけの光 高岡高等商業學校編富山實業史料集
- 〔注四三〕 薩藩と眞宗 知覽町教育會編知覽郷土史實調査資料二 眞宗開教五十年史
- 〔注四四〕 社ほとけの光
- 〔注四五〕 社ほとけの光 薩藩と眞宗 其の他
- 〔注四六〕 本派別院臨時法要傳道部編血染の念佛
- 〔注四七〕 社ほとけの光 薩藩と眞宗 北伊佐史 菱刈史 川邊町々報第二三號
- 〔注四八〕 見開記卷二三
- 〔注四九〕 御當家様一向宗御禁制愚按書 島津家傳記大概 歴代制度卷四五
- 〔注五〇〕 薩政改革ニ係ル件書類及ビ調所矣左衛門廣郷履歴概略 海老原雍齋君御取調書類草稿
- 〔注五一〕 薩藩と眞宗
- 〔注五二〕 一向宗御取締一件并右本尊致信仰候者共御届向類例ニ可相成事之披書 伊波善儀氏稿淨土眞宗沖繩開教前史(明治聖德記念學會紀要第二六卷) 王代勢法雲氏著眞宗法難史(ホノルル市布哇佛教會)

第三章 一向宗の禁制と門徒の潜伏

第四章 儒學の趨勢

文之の門下に  
多し  
伊勢貞昌

川上久國

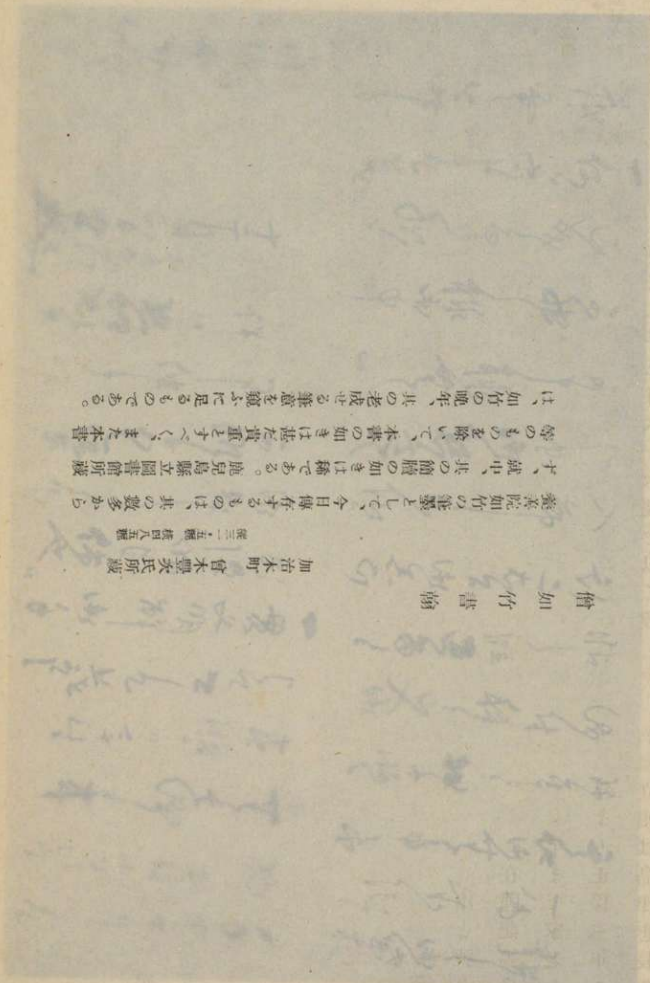
三原重庸

穎娃久政

敷根立頼

新納久詮

薩隅の儒學の上に重要な地位を占める文之に就いては、既に前卷に記した。而して其の門下には、大身重職の士多く、即ち、伊勢貞昌、川上久國、三原重庸、穎娃久政、敷根立頼、新納久詮、島津久通等で、何れも名大夫と稱せられた人々である。伊勢貞昌は本姓有川氏、家久と共に文之に就き、江戸に在つては、林羅山と深交あり、家久の薨じて後、光久に學を勧めた。慶長十二年或は同十六年、家老となり、幕府も亦彼を信任し、寛永十六年以降、俸米五百俵を給したといひ、同十八年四月、七十二歳を以て江戸に歿した。(註一)川上久國はまた示現流劍道を東郷重位に受け、寛永七年五月(同五年頃)家老となり、慶安二年、隱居して商山と號し、寛文三年四月、八十三歳を以て歿し、川上久國雜記、久國雜話、泗川御在陣記等の遺著がある。三原重庸は、詩を能くし、寛永十二年頃より同十七年まで家老を勤め、特に經濟の事に與つたといふ。穎娃久政は、寛永十八年より正保三年まで家老を勤め、慶安二年三月、六十六歳を以て歿した。敷根立頼は、島津忠長の第三子、市成の一所を領し、寛永四年四月、四十三歳を以て歿した。新納久詮は詩歌



養老院如何の筆蹟として、今日保存するものは、其の數多から  
す、其中、其の簡體の如きは稀である。鹿兒島縣立圖書館所藏  
等のものを除いて、本書の如きは甚だ貴重とすべし、また本書  
は、如何の晚年其の老成せる筆意を窺ふに足るものである。

第三編 儒學八五章

加治大町 曾木豐次氏所藏

借 如 竹 書 物

第四章 儒學の趨勢

文之の門下に  
多し  
伊勢貞昌

川上久國

三原重庸

額娃久政

敷根立頼

新納久詮

薩隅の儒學の上に重要な地位を占める文之に就いては、既に前卷に記した。而して、其の門下には、大身重職の士多く、即ち伊勢貞昌川上久國三原重庸額娃久政敷根立頼新納久詮島津久通等で、何れも名大夫と稱せられた人々である。伊勢貞昌は本姓有川氏、家久と共に文之に就き、江戸に在つては、林羅山と深交あり、家久の薨じて後、光久に學を勧めた。慶長十二年或は同十六年家老となり、幕府も亦彼を信任し、寛永十六年以降、俸米五百俵を給したといひ、同十八年四月七十二歳を以て江戸に歿した。川上久國はまた示現流劍道を東郷重位に受け、寛永七年五月(同五年頃)家老となり、慶安二年、隱居して南山と號し、寛文三年四月八十三歳を以て歿し、川上久國雜記久國雜話泗川御在陣記等の遺著がある。三原重庸は、詩を能くし、寛永十二年頃より同十七年まで家老を勤め、特に經濟の事に與つたといふ。額娃久政は、寛永十八年より正保三年まで家老を勤め、慶安二年三月六十六歳を以て歿した。敷根立頼は島津忠長の第三子、市成の一所を領し、寛永四年四月四十三歳を以て歿した。新納久詮は詩歌

借 如 竹 書 物

兼善院如竹の筆墨として、今日保存するものは、其の數多から  
す、其中、其の簡牘の如きは稀である。鹿児島縣立圖書館所藏  
等のものを除いて、本書の如きは甚だ貴重とすべく、また本書  
は、如竹の晩年、其の老成せる筆意を窺ふに足るものである。

加治木町 曾木豊次氏所藏

三十三番 額娃久政

第四章 儒學

儒學

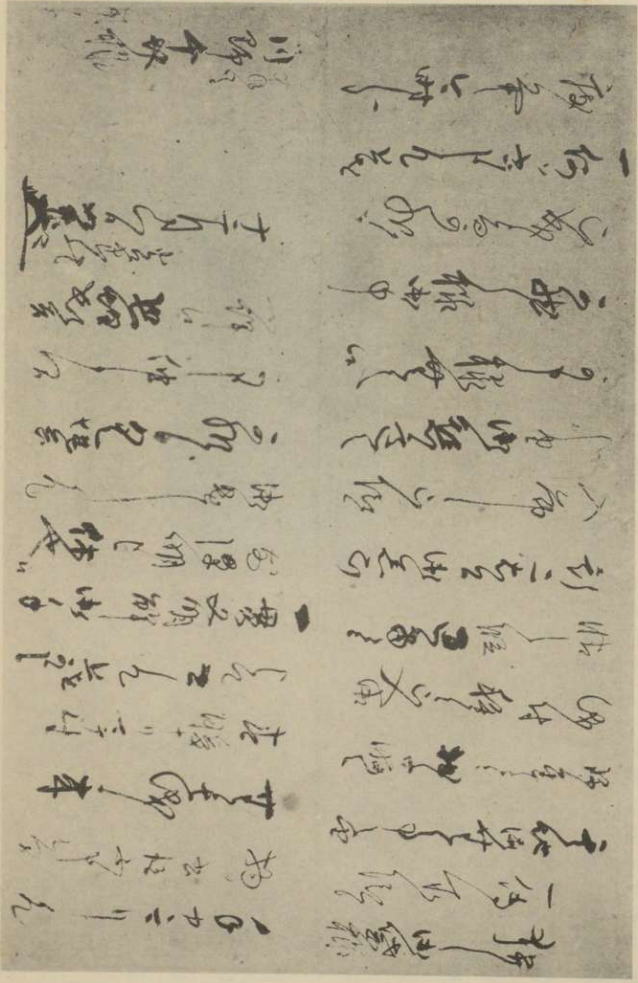
文之の門下に  
多し重康の者  
伊勢貞昌

川上久國

三原重康

薩隅の儒學の上に重康は、  
而して其の門下には大身重  
久政敷根立頼新納久松高澤  
伊勢貞昌は本姓有川氏家久  
あり家久の黨じて後光久  
幕府も亦彼を信任し、  
四月七十二歳を以て江戸へ  
に受け寛永七年五月  
三年四月八十三歳を以て歿す  
がある。三原重康は詩を能く  
特に經濟の事に長つたといふ。頼柱久政は寛永十八年より正保三年まで家

ある文之に就いては既に前巻に記した  
即ち伊勢貞昌川上久國三原重康頼柱  
何れも名太夫と稱せられた人々である  
之に就き江戸に在つては林羅山と深交  
慶長十二年或は同十六年家老とな  
川上久國はまた示現流剣道を東郷重政  
慶安二年隱居して商山と號し寛文  
上久國雜記久國雜話酒川御在陣記等の遺著  
寛永十二年頃より同十七年まで家老を勤め  
寛永十八年より正保三年まで家



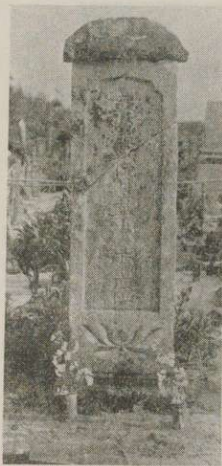
新納久了

島津久通

其の他の文之門下

河野通宣父子

を能くし、射術に長じ、正保二年より寛文三年まで家老を勤め、老號を遊山といひ、延寶三年、八十四歳を以て歿した。其の子久了も家學を承け、性理の説に精しく、詩書を能くし、騎馬軍法にも達し、薩藩に於ける甲州流兵學の始祖といひ、寛文三年、家老となり、元祿八年四月、七十七歳を以て歿した。島津久通は、宮之城領主で、正保二年より寛文十二年まで家老を勤め、金山始め殖産上の功績が多かつた。江戸に於いては、林羅山父子と往來し、史館の總裁として、征韓録、島津世録記等を編修し、延寶二年、七十一歳を以て歿した。其の子久竹また家學を承け、愛甲喜春に學び、次いで、林春齋門に入り、殊に詩を能くし、寛文十二年、家老となり、元祿六年、五十九歳を以て歿した。



第四十六圖 僧如竹墓 (下屋久村安房)

(碑面) 美善院日章靈位

重商、號安仁、禮賴、景藤、崎公綱、老號有竹、翁等が文之門下として知られて居り、如竹に就いては、前卷に概ね説明した。河野通宣は家久に仕へ、また世子光久の侍讀

第四章 儒學の趨勢

伊地知重商  
仁福頼景

となり、長子通顯、次子通古、通古の子通朗、何れも家學を承け、通顯、通古の兩人は記録奉行に進んだ。伊地知重商は慶長二年に生れ、書を能くし、伊勢貞昌にも教へ、右筆に進み、また醫を業とした。仁福頼景は天正八年に生れ、家久の侍讀より使役に進んだ。藤崎公綱は右筆を勤め、正保三年正月、六十七歳を以て江戸に歿した。

戸に歿した。

如竹の門下

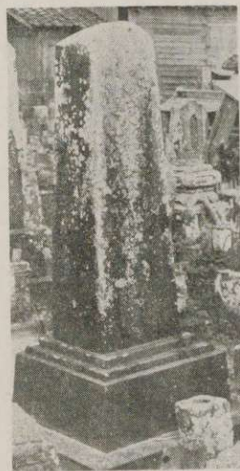
如竹門下には愛甲季定一名廣隆、

號喜春、諷訪兼利初め兼清、老、竹内玄徳、

益祐、東郷重經初め經等があつた。

愛甲季定は志布志の人、父の代

に歸農し、彼は寛永二年、二十一



墓春喜甲愛 圖七十四第  
(町志布志)

歳を以て都城常徳寺泰岳に就き、讀書を學ぶ事四年、次いで六年間、伴兼政に醫學を學んだ。同十七年、屋久島に渡り、如竹に四書新註を受けた。半歳の後、如竹は鹿兒島に召され、同廿一年、疾を以て歸つたが、季定は常に隨ひ、即ち再度渡島してより學成り、正保二年三月、鹿兒島に歸つた。次いで江夏友賢の子二閑に就いて易學を學び、慶安四年十月、皆傳に至つたといふ。承應二年、請うて士

愛甲季定

季定の著書

諷訪兼利

竹内益祐

伊地知重張

東郷重經

山口治易

籍に復し、光久の侍讀となり、また醫を業としたが、貞享四年、好學にして文才のあつた孫季寛が夭亡して後、失望して志布志に隱退し、著述を樂しみ、元祿十年八月、九十三歳を以て歿した。著書には四書私鈔、易註私鈔、家訓、傷寒論、家傳、醫方集要等ありといふも、何れも傳存しない。子季經玄も亦家學を承けた。諷訪兼利は家久の小姓より物奉行、大坂藏行、吟味役に歴任し、慶安二年、光久の長子綱久の守役となり、定府したが、明暦四年、辭して歸國の後、旅家老家に任じて、地頭を領し、延寶七年、隱居して、貞享四年六月、七十四歳で歿した。理學を究はめた外、和歌及び禪學に達したといふ。竹内益祐は宇喜多秀家の舊臣、自休の子で、綱久の侍讀となり、元祿元年八月、七十四歳で歿した。また書を能くし、示現流、劍術及び禪學を好んで學んだといふ。門下に伊地知重張初め重英あり、延寶八年、文書奉行記録奉行となり、元祿五年、文書採集のため徳之島に渡り、四十七歳で歿した。貞享三年、徳川光圀の臣、佐々宗淳は古書採訪のため薩摩に來り、彼と河野通古の接伴を受けたが、特に彼の博識に感じたといふ。東郷重經は、後、京都に遊學した事があり、延寶二年十一月、六十三歳で歿した。其の門下山口治易は、藩中に大儒の名あり、當時藩中に知られなかつた朱子語類を熟讀



相良長英  
伊集院俊矩

してゐたといひ。性理説に精しく、また糸柳十篇以呂波歌四十七首等の作あり、寶永三年正月歿した。山口の門下に相良長英山號ト、伊集院俊矩あり、相良長英は詩を能くし、梅花百詠、菊花百詠等の詩集があり、享保十四年十二月歿した。伊集院俊矩は享保三年五月郡奉行となり、後目附糺明奉行、長崎附人大坂留守居を経て、元文二年四月世子宗信の守役となり、侍讀を勤め、五月高原地頭を領したが、寛保二年四月江戸に於いて七十二歳を以て歿した。(註四)

文之門流の外  
に前川爲善  
善と江夏二閑

文之の門流以外では、當時前川爲喜爲或は爲仙及び江夏友賢其の子二閑等があつた。前川爲善は歸化朝鮮人で、代々城下士に列した。初め加治木に於いて義弘に仕へ、光久の幼時伴讀となり、詩作を教授した。江夏友賢は前卷に記した如く、福建江夏郡出身の歸化人で、家學周易に通するを以て義弘に擧用され、江夏を姓とし、士班に列したが、慶長十五年七月加治木に於いて七十三歳を以て歿し、其の子二閑が家學を承け、前述の如く、愛甲季定は彼に就いた。(註五)

右の如く、初期の儒學界は、殆んど桂庵文之の門流の支配に屬した。其の後、菊池東句號耕齋、深見玄岱高天が聘せられ、次いで謂はゆる江戸學派なる室鳩巢學が流行するに至つた。即ち、寛文二年春光久は江戸に於いて近江の人で、林

菊池東句と深見玄岱

室鳩巢學の流行

兒玉利容父子

羅山門下なる菊池東句を聘して儒職とし、次いで、嫡孫綱貴の侍讀とした。更に、菊池東句は命により鹿兒島に下り、大龍寺に於いて教授したが、後請うて江戸に歸つた。また光久は深見玄岱を聘したが、之も久しからずして去つた。(註六)

室鳩巢學の流行は享保以後で、其の先驅は兒玉利容初め利張字國南一名一聘一鳳、郡山員雄字原、志賀親章龍字登、何れも鳩巢門に學んだ。兒玉利容は享保十一年春、江戸

志賀親章

日高爲常

與講釋

山田有雄

に出たが、歸省後は深見玄岱にも就いた。書及び詩に長じ、記録奉行となり、江戸に在勤して、寛保元年十月四十四歳で歿した。其の子實門字喬松も父の學統を繼ぎ、記録奉行を以て重豪齊宣の侍讀となり、次いで曾於郡地頭を領し、側役に進み、聖堂史館の事に與り、天明四年七十四歳で歿した。志賀親章は日向高岡衆中の出身で、元祿十三年鹿兒島に遊學し、次いで、京都に赴き、松岡恕庵に就く事十三年、更らに三年間、江戸に遊學した。歸省後門人多く、城下士に列し、寶曆四年十一月七十二歳で歿した。日高爲常爲純一名も鳩巢門下で、記録方添役となり、寛延二年歿した。(註七)かくて、鳩巢學が入つてより、城下與頭宅に多くは鳩巢學徒なる儒師の講義する事が行はれ、俗に與講釋と云つた。(註八)

兒玉利容門下に山田有雄一名君豹字交壽號月洲あり、彼は郡山員雄にも就いたが、後、江戸

7

第五編 宗教及び學藝

山田有儀  
郡山國華

郡山員雄と郡  
山遜志父子

本田親福

赤崎貞幹

に遊學し、鳩巢門下の河口靜齋及び同じく伊東澹齋に就いた。博覽強記にして、詩文、和歌及び書を能くし、月州先生詩集があり、記録奉行となり、重年重豪の侍讀であつたが、明和五年九月、五十四歳で歿した。嗣子有儀明初も家學を承け、家老に至り、享和二年十二月、六十六歳で歿した。郡山國華字元實、號蘭曉も兒玉門下で、江戸に於いて河口伊東に就き、使番次いで、側役に進み、齊宣の侍讀であつたが、寛政二年四月、年六十七歳で歿した。郡山員雄は、寶曆十三年五月、七十歳で歿したが、郡山遜志員初が其の學統を繼ぎ、理學に精しく、記録奉行となり、島津世家を編纂し、後使番に進み、また喜界島代官となり、隱居の後、天明元年八月、歿した。其の子員良も家學を承けて、記録奉行に至り、安永八年、歿した。註九〇志賀親章門下には、川畑國風作國字自尤、號臨川堂、本田親福初め、清河紹正等があつた、本田親福は記録奉行となり、安永二年、聖堂創建に與り、翌年、使番に轉じ、同じく記録方勤たり、吉貴繼豐、重年の年譜を作り、安永八年、歿した。註一〇

以上の諸家に次いで、赤崎貞幹字彦勝、號海門、山本正誼字和、號秋水が出た。赤崎貞幹は、谷山郷士の出身で、山田有雄に就き、後肥後に赴いて、藪孤山に學び、歸省して、城下士に列した。重豪の庇護を受けて、天明三年、聖堂の助教となり、世子齊宣に

村雨の夕

山本正誼  
聖堂の教授と  
なる

島津國史の編  
纂

第四章 儒學の趨勢

侍讀し、其の後、勳方從前通り、記録奉行物頭に累進、寛政七年、教授側役格となり、江戸に定府し、重豪の秘書となつた。昌平黌儒官柴野栗山に詩文の才を認められ、同黌の式日講釋をも勤め、文化二年八月、六十四歳で江戸に歿した。彼は和歌、國文をも能くし、其の著村雨の夕は、儒者に似ざる巧妙な國文を以て隣家の翁との對話の體により、朱子學の事及び鳩巢學派の人々の事を記したものである。其の他、紀行歌集等の遺著多く、また琉客談記は、寛政八年、琉球恩謝使一行中の儀衛正、鄭章、觀樂師、蔡邦錦の談話を、重豪自身譯し、赤崎貞幹に輯録せしめたもので、寛政九年一月の脱稿といひ、柴野栗山の跋がある。註一一

山本正誼は、初め志賀親章に、次いで、山田有雄に就き、重豪に隨つて江戸に赴き、荻生徂徠門の大内熊耳に學んだ。詩文を能くし、安永二年、聖堂創建に際し、教授となり、後教授勤は、同じく物頭、用人格に進み、湯之尾地頭を領したが、謂はゆる文化朋黨と對立して、文化五年正月、隱居し、同年十月、七十五歳で歿した。遺著に、童蒙須知、和解一卷、秋水先生文集一卷等あり、また島津國史三十二卷は、寛政九年八月、島津世家改撰の命を受け、彼が其の主任として之を擔當し、享和二年、脱稿したものである。島津家始祖以來、重年に至る漢文の島津藩史であ

る。門下に橋口國器、宮下希賢等がある。註二〇時に、向井友章字達夫、號賀あり、初め醫を學び、次いで十八歳より七年間、江戸昌平黌に學んだ。詩文に長じ、滄浪遺稿五冊、滄浪詩集三冊等の著あり、文化九年、五十四歳で歿した。註二一

木藤武清

また木藤武清號草あり、謂はゆる文化朋黨の思想的中心人物で、學問上の立

藩學に反抗的立場

場に於いて、山本正誼等當時の藩學當局者に反對の態度をとつた。木藤武清は師なく、獨學であつたが、程朱學、殊に室鳩巢の學を信奉し、漢儒古學、殊に徂徠學を排斥し、また赤崎貞幹以來の詩文尊重の傾向に反對した。山本正誼の如きも、殊に詩文を重んじ、或は大内熊耳を経て多少徂徠學の流を汲む所があり、木藤等の排斥の目標となつたのである。木藤は朱熹、呂東萊の近思錄を重んじ、且つ周濂溪の太極圖說に精通し、更らに、同じく周子の通書及び張橫渠の正蒙に及んだが、學は博きを要せずとして、諸經書に互る事なく、詩文に練熟しなかつたといふ。註二二されば、藩學當局者等は等しく彼を譏笑したのである。しかし、秩父季保、樺山久言、隈元軍六、森山三十雅名、號之、字益之、其の他朋黨諸士の熱心な崇信を受けた。即ち、一には木藤の識見には當時の藩學及び藩政に對する適切な批判が含まれてゐたに於るものであらう。木藤門下の師を目するや、周子の再

太極黨と太極禪師

秩父季保

來としたが、門下の夫々要職に就くに當り、藩中稱して太極黨といひ、また木藤を太極禪師、秩父を傳法沙門、樺山を護法善神と喧傳したといふ。註二三秩父季保は初め訓導師、種子島時敏に從つて四書の句讀を受け、長じて赤崎貞幹について章句を學び、久しく橋口子璉の門に出入したが、後絶つて二、三同學と講習討論するのみであつた。嘗つて目附在任中、享和元年、家老より大目附に令し、目附郡奉行をして、諸郷を巡廻し、民の貧富を視察せしめんとした事があり、大目附新納久命の命を下すに、彼は獨り民の貧しきは行つて視るを俟たずと拒んで屈せず、遂に翌二年正月、罷免閉塞を命せられた。同役清水盛之字子志、雅名尙、號竹溪、其齋浩然堂、若松平八も彼に同意し、或は愆愆する所あり、共に罷免處罰されたのであるが、時に、秩父は二十九歳、其の閉居の間、稼耕の暇には、愈々勉學に努め、其の後、同學隈元軍六、川畑平藏後森岡孫右衛門、有馬義成號甲、奈良原助左衛門等と毎に來往し、學術を評論し、人才を品題した。此の數士の木藤武清に太極圖說を受け、大いに其の人物學說に敬服するにより、秩父も其の門に入り、更らに、樺山久言、清水盛之、森山三十等に勧め、木藤に業を受けしめたのである。樺山は初め日置兼備に從つて大學中庸を學び、久保之兄を師友としたが、木藤門に入つ

清水盛之

樺山久言

てより、久保と絶つに至つた。隈元軍六は句讀師(後訓)松元泰寛に従つて句讀を受け、聖堂に入り、後、木藤の門に入り、其の高弟となつた。森山三十は赤崎楨幹宮下希賢に學び、後、秩父に従つて木藤門に入つたのである。

さて、木藤一門と山本正誼との對立は、山本が斥非論を作り、學術政治の邪正得失を評論し、以て彼が偽實學黨とした木藤一門に攻撃を加へてより激化したものと思はれる。山本は此の斥非論に課業口論及び學規を合し、學術と題して齊宣に呈上せんとしてゐたが、既に家老中より早速の命を受けて之を提出した。即ち、文化四年十二月廿四日の事である。然る處廿六日、山本は齊宣の前に召され、側役森山三十より學術の燒捨を命せられ、且つ教授は諸生教育に専心すべく、他事に關はるべからずと、山本の猥りに書を著はし、政治を評論したるを譴責し、重ねて一切政治に關はるべからざる旨を申渡された。次いで同日侍講たる助教に太極圖說等の講釋を行はしめる事とし、即ち、右筆頭格助教勤橋口子連記録方見習助教勤宮下希賢が召され、家老島津久美、同秩父季保、大目附町田久視が陪席した。初め、橋口が太極圖說首章の講釋を勤めた處、秩父は之を粗略として批難し、強ひて反覆せしめ、更らに宮下に命じたが、宮下

木藤一門と山本正誼との對立論争

樺山久言造士館掛を命ぜらる

秩父等造士館を勢力下に置く

造士館動搖す

は同様であると辭したので、秩父は三條の疑問を發して橋口を問詰し、森山三十近習番隈元軍六等も出て、問難數刻に及んだといふ。即ち、秩父等が山本等藩學當局に對する最初の正面攻撃であつた。十二月廿九日に至り、樺山久言は造士館掛を命ぜられ、館中諸生教育等萬端を監督する事となつた。此の掛は、初め家老山田有儀が當り、享和二年其の歿後中絶してゐたものである。同日、秩父の署名を以て、諸人學問精勵講堂出席に就き達する所があつた。かくて、秩父等は漸く造士館を其の勢力下に置くに至つた。翌五年正月には、山本正誼に對し退役願出の内達あり、廿一日、山本は依願役免となつた。

時に、日置兼備教授に、木藤武清助教に任命の内訖があつたとの風聞あり、館中動搖したが、二月廿一日、記録方添役助教勤黒田清熙教授に、記録方添役造士館勤山口有用記録奉行に、但し勤方元通り、近習通訓導師勤東郷貞助教に、夫轉役あり、館中漸く鎮靜したといふ。是より先き造士館書役より廣敷番頭に轉じた木藤武清が、正月十八日より三日或は五日を隔て、太極圖說を侍講し、次いで、中庸を合せて講じ、其の間隈元軍六の太極圖說侍講もあつた。其の後二月二日、春秋釋菜一往取止の令達があり、春秋釋菜は、安永二年八月聖堂創

文化朋黨諸士處分と共に造士館の諸事舊に復す

山崎闇齋派

嘉永朋黨關係の闇齋派

上原尙賢

延享以後異學現はる  
川上親埤

建以來三十年間の儀であつた。即ち、文化朋黨の一政策として、造士館改革を強行したのであるが、朋黨諸士の處分されるに及び、諸事悉く舊態に復した。<sup>〔註四〕</sup>山崎闇齋派に就いて、古くは見るべきものがないが、後に漸く其の信奉者が現はれてゐる。嘉永朋黨事件の關係者で、筑前へ亡命した諏訪神社々司井上經徳<sup>〔註五〕</sup>井良節は、其の弟井上千秋と共に、家學を承けて闇齋學を奉じ、若林強齋の學統に屬したといふ。同事件に座して臥蛇島遠島に處せられた山之内貞倚も闇齋派の學者であつた。其の他、平田助四郎及び其の弟子得能通古、文久二年四月の寺田屋事件の首謀者有馬正義も若林の學統に屬したといふ。また上原尙賢は、寛政九年、卅九歳で江戸に出て、昌平黌に學び、古賀精里、尾藤二州、柴野栗山及び闇齋派の岡田寒泉に就き、同派を尊崇し、歸省後齊興の侍讀次いで、久光<sup>〔註六〕</sup>の抱守兼侍讀となり、天保五年十一月卒した。詩文に長じ、著書には、西藩烈士千城録十五冊の外數多がある。<sup>〔註七〕</sup>延享頃、川上親埤が實學を唱へたのを始めとして、其の後朱子學以外各派の謂はゆる異學が現はれてゐる。川上親埤の説は、今日の事著實を要す、官職に在る悉く學にして、書は四書小學を以て足るといふに在り、從學者が多かつた。

實學派或は兵學派

徂徠學の盛行  
吉田清純

市來政公

其の徒集會して、或は政法を非議し、人物を褒貶し、川上の歿後は愈盛んになつた。之を實學派或は兵學派といふ。遂に寛延三年十二月、其の徒十人、即ち、用人皆吉續安、大坂留守居新納時陽、長崎附人海老原爲興、小納戸竹内實觀、山奉行川上親豊、側小姓若松長登、猪俣則陽、竹内實資、赤松眞關、新納時以等は、流島せられ、小納戸土持慶住は、召喚の途中で自殺した。後、赤塚眞關、川上親豊のみは赦されて歸つたといふ。<sup>〔註八〕</sup>其の後寶曆明和頃に至り、古學派なる荻生徂徠學<sup>〔註九〕</sup>も漸く行はれるに至り、徂徠學の先達をなしたのは、吉田清純<sup>〔註十〕</sup>と市來政公<sup>〔註十一〕</sup>であつた。吉田清純は江戸に於いて、服部南郭門に學び、絶句に長じた。歸省後、記録奉行、使番に進み、安永九年二月歿した。地誌要略三冊は、彼が山田有雄、本田親方と共に編纂したものである。市來政公も夙に江戸に遊學し、南郭門<sup>〔註十二〕</sup>に學び、詩を能くし、記録方添役に至り、明和八年四月歿した。兩人が出てより、徂徠學は漸く流布するに至つた。<sup>〔註十三〕</sup>吉貴の五男で、宮之城家を嗣いだ、島津久亮も兩人に學び、大いに傾倒し、また市來政公の門には、川上嘉善、高橋武右衛門、愛甲新右衛門、平田藤九郎等があり、川上嘉善等は、山縣周南門下の瀧鶴臺にも就

古學崩れ  
陽明學派  
伊藤祐之

福昌寺の無參  
和尚  
松山隆阿彌と  
その門下

伊地知季安

いたといふ。安永二年聖堂創建の際、山本正誼が拔擢されて教授となるに及び彼等は、大いに失望し、朱子學派を誹謗し、山本また之に反撃を加へた。遂に政治を云々するに及び、川上嘉善以下慎を命せられ世に之を古學崩れ或は古註崩れと稱した。正二五次に陽明學が行はれたのは極めて後年の事で、文化十三年鹿兒島加治屋町に生れた伊藤祐之號龍淵は其の隨一といふべく、文政年間佐藤一齋に従學した都城の荒川秀山を師とし、著書に餘姚學苑三冊があり、中江藤樹以下和漢の陽明學者の言行遺事を抄寫し、以て自己の鑑省に資せんとしたものであるといふ。彼はまた西郷隆盛大久保利通等の師で、嘉永三四年の頃、傳習録を教授したと傳へられる。同じく西郷等の師であつた福昌寺の住僧無參和尚も、禪に深いと共に、陽明學に通じてゐた。正二九朋黨に座し、嘉永三年四月慎を命せられた松山隆阿彌も、陽明學の崇信者で、當時、一方に師表として尊敬せられてゐた。幼時、面高源之丞の薰陶を受け、硬直剛毅の性質で、茶道を以て仕へ、數寄屋頭となるも、文武の志篤かつたといふ。大山正圓後、有村俊齋の海江田、權山三圓等は其の門下であつた。最後に伊地知季安初め貞行、季は、漢學紀源の著によつて、薩藩儒學史上逸し得

季安は儒者たる  
よと察する歴  
史家

舊記雜錄の編  
纂  
季安の子季通

ざる人物であらう。彼は自身獨學と稱してゐるが、漢學は主として向井友章門下の新納時升字伯剛、號空翠に指導されたものゝ如く、また山田清安と親しかつた。併し儒者たるより寧ろ歴史家であつて、其の歴史學上の業績は極めて大きい。彼は伊勢貞休の次子で、享和元年九月伊地知季伴を嗣いだ。初め、記録方見習となり、伊地知家相續の後、作事下目附、横目助、横目を歴任し、朋黨事件に座して、文化五年九月役免、喜界島遠島を命せられた。即ち、翌六年二月より喜界島に在り、同八年九月赦免され、次いで、鹿兒島に歸つたが、猶ほ閉居謹慎を命せられた。同十三年九月、之を解かれ、未だ仕途に就くを許されず、弘化四年九月に至り、初めて仕途の禁職を解かれて、十月、徒目附となり、軍役方掛を命せられた。次いで、翌年四月、記録方添役となり、藥園奉行、勤軍役方取調掛を命せられ、嘉永五年八月、記録奉行となり、更らに安政四年九月、使番、文久三年二月、鐵炮奉行、元治元年正月、町奉行格、慶應三年正月、用人に進んだが、引續き記録方勤たり、同年八月、八十六歳を以て歿した。著作中最も重要なのは舊記雜錄である。之は、恐らくは、彼が文化末年の頃着手し、歿年に至るまで續けて編纂し、更らに、次子季通が父の遺志を繼いで、明治三十年頃まで稿を續けた結果、大成した薩藩史

料の大集成である。今日袖ヶ崎島津公爵家藏の父子自筆本では、全體前編四十八卷(忠久乃)後編百二卷(義久乃)追録百八十二卷(光久乃)附録三十卷計三百六十二卷より成る。此の内前編後編は主として季安の筆に成り、追録は季通の筆に成る。此の父子二代八十年間の業績こそは藩中先人の企て及ばなかつた所であり、更らに今日に至り、薩藩史研究者に深く其の餘澤を與へる。また彼は此の如く蒐集しつゝあつた史料に基いて幾多の考證的著作をなした。

季安の著書

今、其の主要なるものを挙げるに、先づ寛永軍徵二十八卷があり、天保初年の成稿と思はれ、初め島原亂の顛末を日時を逐ひ漢文に記叙する計畫であつたが、史料は幕府他藩に及ぶを要し、完璧を期し得ざるを知り、主として薩藩の軍制及び切支丹禁制に關し史料を集成し、後人の史述に備へんとしたもの、様である。弘化四年、軍制改革の事あるに至り、彼が軍役方掛を命せられたのは、此の著あるによるといふ。次に南聘紀考三卷も、天保初年の成稿に掛り、卷中には古史に見えた琉球南島支那との交通紀事を抄し、卷地人には薩琉關係を漢文を以て編年體に叙してゐる。管窺愚考一名島津御莊考三卷及び附録は、天保三年十月起稿、同四年三月成稿に掛り、島津忠久の創業及び島津庄の考證を中心と

南聘紀考

管窺愚考

西藩田租考

してゐる。御當家様就一向宗御禁制愚案下書一卷及び補遺一卷は、天保五六年に成り、史料を集めて薩藩に於ける一向宗禁制を考證したものである。西藩田租考二卷は、同八年正月の成稿に掛り、薩藩古來の農政事項を漢文體に記述してゐる。近秘野草一卷も、同年の成稿に掛り、漢文體の重豪の傳記である。狩夫銀御舊法記一卷は、天保十年正月草翌十一年閏正月再考すといひ、狩夫銀の由來を考證してゐる。差杉來由私考一卷は、天保十一年二月起草翌年四月増補といひ、宮之城領主島津久通が藩内各地に杉を挿植せしめ、爾後、行はれた差杉の制度、其の他漆、檀、桑、茶、椿、松、楠等の植栽に關する事績を考證したものである。薩州唐物來由考一卷は、天保十一年五月起草、同六月成稿といひ、琉球を通じての支那貿易に關し考證を加へてゐる。また最も著名な漢學紀源五卷は、文政末年に起稿し、天保十一年までの間に成稿したと思はれる。(註一〇) 藩學については、初め光久が其の創建を計畫したが、之を果さなかつたといふ。其の後、安永二年二月、重豪は聖堂を創置し、八月、其の建築落成して、初めて釋菜の式を行ひ、左の如く學規七條を定めた。(註一一)

薩州唐物由來考  
漢學起原安永二年聖堂  
創建  
學規七條

定

一講書は四書五經小學近思錄等の書を用ひ、註解は程朱の説を主とし、みだりに異説をまじへ論ずべからず、讀書は經傳より歴史百家農書に至るべし、尤不正の書を讀むべからず

一專禮義たゞしくして、學業を勤め、みだりに戲言戲動すべからず

一疑ひは互に問難すべし、專その言をゆづり、我意を捨て、人にしたがふべし

一古道を論じ、古人を議して、當時之ことを是非すべからず

一才學長ずるものあらばほめ進むべし、忌み惡む事あるべからず

一末々のものたりとも、學文に志厚き者は講義の席に加ふべし

一入學之輩字紙をおし、み火燭を慎むべし

右條々堅可相守之者也、仍如件

安永二年八月

聖堂を造士館と改む

聖堂の内容

且つ、領内貴賤に聖堂參拜を許し、釋菜は江戸昌平聖廟の式により、毎年二、八兩月初の丁日に行ふ事とした。後天明六年九月、聖堂を造士館と命名した。聖堂創建當時は、山本正誼を記録方添役とし、兒玉實門を使番記録奉行勤として之を管したが、後教官として教授、助教、助教格、訓導師、都講習書頭取等があ

つた。教授は初め聖堂奉行といひ、助教は講堂學頭といひ、安永六年六月創置して、夫々記録方添役、聖堂方掛、山本正誼及び長崎通喬を以て初めて補任し、天明六年十月、夫々教授及び助教と改めた。天明二年九月には、訓導師を置いた。之は講堂諸生童子の指南并に講釋等を勤めるものといふ。次いで天明七年八月、寛政九年十月に、夫々都講及び習書頭取を置き、寛政十年正月學校目附を置き、文化五年二月、之を廢し、再置したが、同六年三月、又之を廢した。(在三四)

私領の學藝

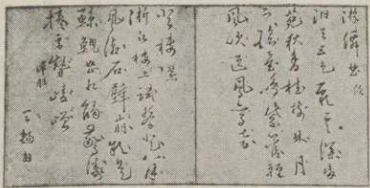
加治木の毓英館

聖堂の創建に次いで、加治木垂水種子島都城等の諸私領に學藝が建てられ、地頭所でも申木野の學文所の如きが設けられ、各地の文運見るべきものがあつた。加治木では、天明四年、領主島津久徵號齋の長子で、重豪が出て、宗家を繼いだ後、豐の第三子で、知覽家を繼いだ久峯號毅の長子で、重豪が出て、宗家を繼いだ後、の加治木家に入つた。父久峯は詩文に長じ、詩集毅齋遺稿を存するが、久徵も詩文を好み、名山樓詩集三冊等を遺した。安永四年には、長崎の儒者伊藤世肅字敬夫の寛政十一年には、江戸の人秋岡游學號養魚、秋日、泰昌、楠庵の夫々鹿兒島に來るを聘用し、其の他、藩儒山本正誼、赤崎貞幹、或は筑前の龜井道載、肥後の藪孤山大坂の中井竹山等との交遊も深かつた。毓英館の創建に與つたのは、伊藤世肅で、



垂水の文行館

秋岡游學も教授となつた。館の組織は聖堂に準じ、教授助教訓讀師句讀師等の教官あり、日々各方に於いて素習を習つた館生が集まり、殊に習字に重きを置いて學習したといふ。毎月朔望には役人組頭等も列席して教官の四書



第四十八圖 津島錦水作詩 (藏所氏次豐城岩) 藤山瓊代筆 點批山孤藪

講義あり、同じく廿八日には館生の試業を行つた。垂水では、領主島津貴澄後諡元直が文行館を建てた。彼は吉貴の第六子で、兄なる垂水家の貴儔を嗣いだ。詩文を好み、廢簾詩稿八卷の遺著があり、藩儒向井友章、黒田兼山等と親しくし、また讃岐の乾徹、市川匡號鶴を招き、市川匡を文行館知行事とした。種子島は島地ながら、夙に文運開け、天和三年、領主種子島久時が家來小田宗意をして大學を講せしめてより、謂はゆる御廣間講義が行はれてゐた。かくて、聖堂創建後、早くも安永七

種子島西之表大園の學校  
串木野の學文所

年には、西之表大園に學校を建て、之は數年にして廢したが、各所に學塾あり、就中、詩文の盛行は異とすべきものがあつた。串木野の學文所も聖堂創建後、久しからずして建てられたものならんといふ。地頭假屋々敷に手習學問所を、

串木野學文所の掟

劍術稽古所と共に設けたものゝ如く、左の掟を存した。

一 士ハ主忠孝之道、遠非禮、可嗜學文、武藝事、可爲肝要事候故、御地頭假屋々敷内へ、手習學文所、劍術稽古所、致立置候者、爲所中可相成哉ト、先年ヨリ工夫致シ候得共、過分之失脚ニ相掛事故、調兼候處、荒川村之内、小川内山並土名村之内、齊連山、薪用申請、賣拂候處、餘計有之、此節致造立、往々修甫銀迄モ、貸付置組頭ハ素ヨリ郷士觸役致、支配候様申付置、右次第ニ付テハ、役々ニモ殊ノ外爲、致心配事候間、可相心得事

一手習學問所へ出席ニ付テハ、第一座ヲ正シクシテ、不崩膝禮儀ヲ專トシ、睦敷相交互ニ可致訓事、學文ノ道ハ志ヲ立ツル事第一之事、小學云、立心以忠信、不欺爲主本、行己以端莊清慎、見操探其意味ハ兼テ實心ニシテ、少モ無僞ヲ本トシ、身ヲ戒慎正シクシテ、物欲ニ不染、相守事候、無學文者ノ動スハ、面巧言邪心ヲ有起、右様ナル者ハ、愚昧ナル者ハ、易近、適生質宜者モ長ニシテ、益惡敷可相成候間、正直ナル友ヲ可選儀、肝要ニテ候論語云、賢賢易色、事父母、能竭其力、事君、能致其身、與朋友交、言而有信、雖曰、未學、吾必謂之學矣、

右ノ意味ハ賢人ハ色ヲ好心ニ引易相敬、父母ニハ能力ヲ盡シ孝行シ、君ニハ我身ヲ差上、我身ハ我物トセズ、君ノ身ト相考ヘ致御奉公、朋友ノ交眞實ニシテ、僞ナド無之候ヘバ、末學文ハ無之候テモ爲致學文同前ト云事ニテ候間、朋友ノ交眞實ヲ以テ相交、心寄候儀ハ長幼ノ差別ナク互ニ難ヲセメ可致諫言事

一書籍ノ儀ハ、四書五經小學聖經賢傳ノ旨ヲ相守ルベキコト第一也、然レドモ、出席ノ人々其通ニハ皆々難調モ有之文集並御成敗式目今川了俊又ハ先年以來仰渡ノ御書付當番方ヘ致格護置候段、都テ一冊書寫人々致所持互ニ教方有之候ハ、早ク可致通辨候可想事

一學文所劍術所ヘ可相泊事、一切不相成筋、此節吟味ノ上相決候間、其ノ旨ヲ可相守、尤麓四郷ニ不相限所中ノ郷士手習學文相志致出席度者ハ、奇特ナル事候故、出席ノ人數ヘ加ヘ候ハ、無隔心互ニ叮嚀教方可有之、出席ニ就テハ、晚暮六ツ時ヨリ九ツ時分迄致稽古、一所退座可致歸宿候、且又於御當地ハ造士館、演武館被立置候故、志有之者ハ差越致稽古、其風俗往々見眞似候様可有之事

一出席ニ付テハ、袴着ニテ可然候ヘ共、人々其通調兼モ有之事故、先是迄ノ通然ドモ其心得ハ可有之事

一内外ノ掃除無油斷並火用心肝要之事候  
右條々、出席ノ人數ヘ無油斷致弘方堅固可相守之事、若右ノ趣旨相背者於有之ハ、仁才頭取ヘ取次組頭方ヘ可申出事

猶ほ藩士子弟の初等教育機關なる學塾は諸郷共に普及し、通常は寺院或は先輩の士の私宅に之を開き、四書の素讀及び習字等を教へたのである。士以外に對しては、庄屋名頭等の私宅に於いて筆算を學習せしめたといふ。

藩士子弟の初等教育の士以外の庶人の學習

〔注 一〕 人物傳備考附錄 系圖纂要 盛香集卷二

舊記雜錄後編卷九八

〔注 二〕 人物傳備考附錄 薩藩政要錄卷二

〔注 三〕 人物傳備考附錄

〔注 四〕 稱名墓志卷一—三 人物傳備考附錄 鹿兒

島縣碑文集 三國名勝圖會卷六〇 盛香集卷四 通

昭錄卷六 加藤雄吉氏編近世薩藩群書一覽

〔注 五〕 人物傳備考附錄 舊南林寺由緒墓志

〔注 六〕 島津國史卷二七 三國名勝圖會卷二 稱名

墓志備考

〔注 七〕 稱名墓志卷二・三 人物傳備考附錄 舊南

林寺由緒墓志 島津國史卷三二

〔注 八〕 三國名勝圖會卷二

〔注 九〕 稱名墓志卷二 人物傳備考附錄 島津國史

卷三二 近世薩藩群書一覽

〔注一〇〕 人物傳備考附錄

第五編 宗教及び學藝

- 〔注一一〕 稱名墓志卷三 人物傳備考附錄 近世薩藩群書一覽
- 〔注一二〕 稱名墓志卷二 人物傳備考附錄 三國名勝圖會卷二 舊南林寺由緒墓志 近世薩藩群書一覽
- 〔注一三〕 人物傳備考附錄
- 〔注一四〕 文化朋黨實錄
- 〔注一五〕 武藤長平氏著西南文運史論 島津久光公譜 卷一 薩藩勤王思想發達史
- 〔注一六〕 島津國史卷三二 三州御治世要覽附錄年代記 温古實筆
- 〔注一七〕 稱名墓志卷一・二 人物傳備考附錄 近世薩藩群書一覽 島津國史卷二九 西南文運史論
- 〔注一八〕 島津國史卷二九 樋渡海門氏著薩摩の文教 西南文運史論
- 〔注一九〕 西南文運史論 近世薩藩群書一覽
- 〔注二〇〕 渡邊盛衛氏稿伊地知季安先生事蹟
- 〔注二一〕 舊記雜錄追錄卷一二七 歷代制度卷四五 仰望節錄卷下
- 〔注二二〕 舊記雜錄追錄卷一二八
- 〔注二三〕 舊記雜錄追錄卷一二七・一三九 官職秘考 卷上・下 歷代制度卷四五・五二頁 仰望節錄卷上
- 〔注二四〕 加治木町郷發創立百五十年記念會編郷發沿革及先賢事蹟
- 〔注二五〕 舊南林寺由緒墓志
- 〔注二六〕 熊毛支廳編熊毛郡沿革誌
- 〔注二七〕 串木野村史資料
- 〔注二八〕 樋脇村郷土史前編 吉利郷土史 喜入村郷土史 其の他諸町村史誌類

第五章 士風及び武藝兵學

質實尙武の風 藩外の人々の 観るところ

第五章 士風及び武藝兵學

薩藩士風の質實尙武にして、特異なる事は、夙に世に著はれた所である。古河古松軒の紀行西遊雜記四卷に、薩州の武風を見るに、鎌倉の遺風あつて悪からず、江戸へ兩度も參勤して上方筋の風俗を見た士は、中國筋の士風とさして變る事もないが、外城に住み薩州の地を離れざる士は、其の容體は土佐繪に寫した如く、長刀に脛も見える短袴で、言語も國訛りにて、如何にも古への武士はかかる風俗ならんと頼母しき體であると記し、人國記には、剛健の性質今の世に至るまでしかく、常に床の上に病死するを憾とし、殺伐の場に死するを以て本意とし、子孫も之を榮名とし、假令兒子の戲論に至つても少しの劣を恥辱とし、其の父また死を勧めるの類の事多しとある。藩外の人々の見る所此の如く、當時全國諸藩中に比類稀とされる。もとより泰平の久しきに及び、或は江戸、京坂の影響あり、更らに、歴代藩主の平時に適せずとして戒飭した事も屢あり、殊に重豪は極力言語容貌の矯正に努めた如き古風の變移する所もあつたであらうが、猶ほ根本に於いては古來の士風が維持傳統されたのである。

次第に江戸京坂の影響あり藩も屢留意す

士風の維持と  
郷中

新納忠元の咄  
相中

郷中方限

鹿兒島の郷中



第五編 宗教及び學藝 (藏所舎文會) 式 格 咄 才 二 圖一十五第

かゝる士風の維持傳統は、就中、青少年藩士に對する獨特の教育訓練法によつて齎されたと考へられる。即ち、郷中の教育組織が特に注目される。郷中の起原は文祿慶長役の頃より、新納忠元等が組織し、初めは咄相中の稱あり、談話組合と云ふが如く、地方に限らず、同志が集まり、士氣を鼓舞し、文武を奨励したものと云ふ。後、此の咄相中は地域を限り、冠するに地名を以てし、郷中方限の組織が成立するに至つた。諸郷に於いても略、同様であるが、鹿兒島城下では、城下士の居住地域たる武士小路は、方限と稱する一定の區劃に分れ、各方限毎に郷中が存した。即ち城を中心として、以東を上方限、以西を下方限と大別し、上方限には、岩崎滑川(屯)城ヶ谷冷水町口家、鴨馬場清水馬場後、迫實方、横馬場、韃冬内之丸、千地藏上ヤン谷野口等の小方限があり、下方限には、上平下平、新照院、草牟田、高見馬場、上加治屋町、下加治屋町、馬乘馬場、樋之口、舊新屋敷、新々屋敷、正建寺、八幡荒田、上荒

田昌慶寺、荒田ヶンサ(荒田ヶツツキ)高麗町上之園、西田常磐、中村等の小方限があつて、夫々郷中があつた。時代により變るが、大體三十以上の方限があり、また足輕郷中には別に存した様である。

郷中の成員

郷中の組織

郷中の氣風と  
規約

稚兒の日々行  
事

郷中の成員たる青少年は稚兒と二才とし、稚兒は六、七歳乃至十三、四歳の前髪の少年で、其の内、十二、三歳以上を長稚兒、其の下を小稚兒と云ひ、二才は十四、五歳乃至二十三、四歳の元服を了つた青年である。其の組織は自治により、稚兒二才には夫々稚兒頭二才頭郷中頭といふあり、概ね年長者を以て任じ、郷中の事を處理統督した。往々文武に秀で、才器、徳望を有する者は、年齢に拘はらず、推されて其の任に就いた。郷中の氣風規約等は、方限毎に多少の相違はあるが、忠孝仁義實實剛健を旨とし、以て文武の奨励に努めた事は、何れも一様であつた。郷中に於いては、長幼の序、嚴格を極めると共に、其の親密なる事は、兄弟の如く、たゞ外部に對しては、競争の念を持ち、猥りに他郷中の者と交はるを誡めた。而して、不行跡、怠慢の者があれば、之に制裁を加へ、最悪のものを義絶とした。即ち、一切朋友の交際を斷つので、最も不名譽の事として恐れられたのである。日々の行事は、一例として、平方限郷中に就いて云へば、稚兒は毎朝四ツ時晝



毎月の式日

七ツ時より南泉院馬場等に集合し、稚兒頭の命に従つて相撲旗取、大將防ぎ降参言はせ等擬戰競争の遊戯をなし、天候不良の日は、或は屋内に集合して大名かるた等の遊戯を爲し、晴天の日は音出鐘四時後の鳴るのを待つて定められた稽古場に到り、示現流劍術、其の他の稽古を爲し、日没前に歸宅するのである。凡べて稚兒は多數集合すれば、少くとも年長又は故參の者は必らず其の長となり、萬事を指揮すると共に、責任を負ふを常とした。更らに、毎月五十の日を式日とし、長稚兒、小稚兒に分れて集會し、教訓條目なる掟の朗讀式を行ふ。即ち、小稚兒の組では、行儀正しく圓座する小稚兒の中に、長稚兒の故參者一名來り、嚴然として小稚兒相中掟の寫を朗讀し、一々其の條目を説明かせ、或は試問して納得せしめた上、詮議にうつる。即ち、多くは忠孝節義に關する問題に就き、互に討論し、或は一人に答辯せしめて之を批判し、以て志行の切嗟に資したのである。長稚兒相中掟の朗讀訓解等の方法も同様であるが、其の實踐する掟目と其の制裁は更らに嚴重である。また毎月三七の日は、書物讀の定日で、此の日稚兒一同集會して、長稚兒又は若二才等の監督指導の下に、歴代歌大學論語等の素讀をなし、或は教授を受ける。其の他、字會、席書等の行事があり、席

書物讀

字會・席書

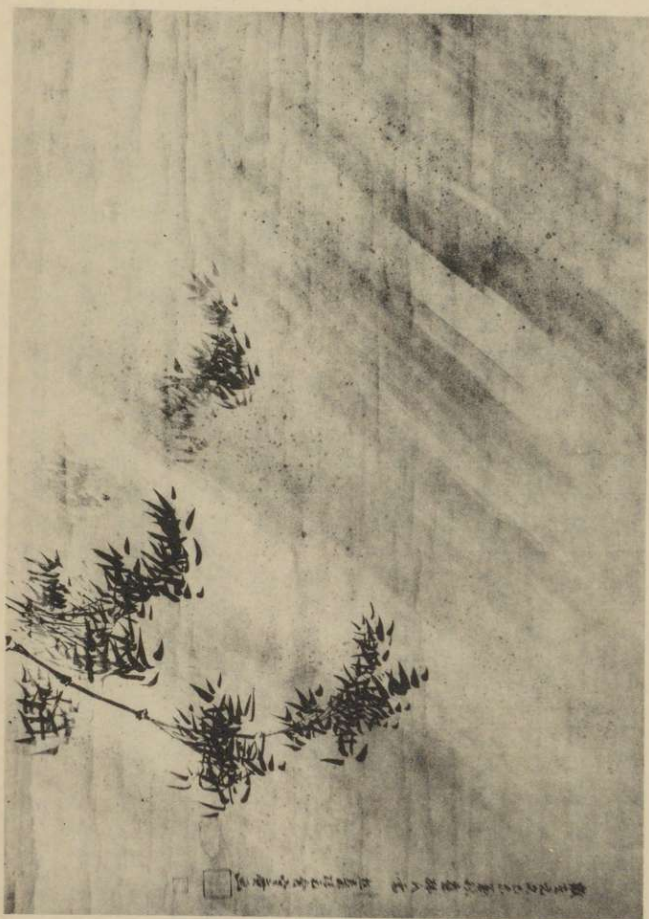
木 村探元筆竹圖

鹿兒島市 久保克己氏所藏  
 紙 五八五番 横三〇五釐  
 本村探元は當時代藩内隨一の畫家で、初名時員、後に時繼、通稱村石權門といひ、妻名には野藤・木邸々子・探元翁守貞、三絶庵・靜隱・吸茶翁、斗山玄風齋麟照・黃瑠居士、在峯曾靜隱等がある。狩野探信門下で、享保十九年、上京して大風松橋に叙し、圓白近衛家久の繪により門弟押川元春、池邊探龍と共に席畫を行った。後に、筆舟流を學び、また茶道・和歌を嗜み、明和四年二月、八十九歳を以て歿した。

毎月式日

實物讀

七ツ時より南泉院馬場等に集合し稚兒頭の命に從つて相撲旗取大將防ぎ降  
 参言はせ等擬歌、（下）天候不良の日は或は屋内に集合して大名  
 かるた等の遊戯、（下）出籠四半の鳴るのを待つて定められた  
 稽古場に到り示見、（下）稽古を爲し日没前に歸宅するのである。  
 凡べて稚兒は多、（下）も年長又は故參の者は必らず其の長と  
 なり萬事を指導、（下）ふを常とした。更らに毎月五十の日を  
 式日とし長稚兒、（下）集會し教訓條目なる控の朗讀式を行ふ。即  
 ち小稚兒の組、（下）原する小稚兒の中に長稚兒の故參者一名來  
 り嚴然として小、（下）を朗讀し一々其の條目を説明かせ或は試問  
 して納得せしめ、（下）多きは忠孝節義に關する問題に就  
 き互に討論し或、（下）を批判し以て志行の切實に資した  
 のである。長稚、（下）控の方法も同様であるが其の賞讃する  
 控目と其の制裁は更らに嚴重である。又また毎月三七の日は實物讀の定日で、  
 此の日稚兒一同集會して長稚兒又は若二才等の監督指導の下に歷代歌大學



二才の日々行  
事

書は春秋二季に各自白紙を携帯して會合し各随意の揮毫をなし甲乙丙の評  
點を得た者三人で、他の字紙を分取するを法とし、字會は毎月二回清書の字紙  
を持寄り、前同様の方法で優劣を競ふのである。猶ほ稚兒中の有志者は各自  
師匠を求めて、毎朝師の宅に通學した。郷中規則として稚兒は六ツ時より日  
出六ツ時までには絶対に外出するを得なかつたから、彼等は六ツ時の鐘を待つ  
て師の門に就き、到着順に教授を受けるを例とし、また總じて朝夕はもとより、  
晝も七ツ時までには必らず私宅に於いて温習した。

二才咄格式  
破魔抛

次に、二才の日々の行事に就いていへば、二才中の一部は勘定座へ出勤し、他  
は稚兒有志者と共に聖堂(造士)に出て、漢學習字の教授を受け、また温習して、正  
午に歸り、午後は自宅又は他の師友に就いて文武の稽古をなし、音出鐘に及び、  
武藝の稽古場に到り、長稚兒のため指南且つ相手をした。式日には演武館廿  
七日には東郷家へ行つて稽古した。夜は交互に座元を定めて軍書讀をなし、  
或は武士道叢話を交換し、或は膽試しをするのである。更らに、式口を定めて、  
二才咄格式定目を朗讀し、稚兒より一層嚴格に切磋し、其の他、正月には、相中各  
家の年初座式あり、稚兒は破魔抛をなし、三月桃の節句には、二才稚兒共に山野



傘燒  
日新寺詣

を跋涉し、五月端午の節句には、稚兒中に旗奪ひ或は降參云はせ等擬戰の遊戯を行ひ、同廿八日の曾我兄弟夜討の夕には、曾我物語を輪讀し、或は傘燒を催して、兄弟の夜討を偲ぶ。六月廿三日未明より二才は島津忠良を祀る加世田日新寺に詣り、午前より士踊を見、十餘里を駆足で歸り、夕方南林寺の六月燈の祭典に參詣するを名譽とした。七月十八日には、二才稚兒共に島津歳久を祀る心岳寺に參詣し、此の月また屢、水泳を行ふ。八月十五日夜には、二才の監督の下に稚兒一同綱引を催し、九月十四日には、前夜夕刻より二才、稚兒共に武裝して伊集院妙圓寺に參詣し、關ヶ原役の苦戰を偲び、十二月十四日には、二才、稚兒共に夕刻より集會して、赤穂四十七士を祭り、義士傳の輪讀會を催す。以上の如き年中行事を行ひ、以て青少年の士道涵養に資したのである。

伊集院妙圓寺  
詣  
義士傳輪讀會  
武藝の尊重  
示現流と東郷  
重位

かゝる士風より武藝の尊重された事はいふまでもない。劍居合槍長刀弓、柔砲小筒馬の諸術、或は數個の流派を存するもあり、夫々師家があつた。藩中の劍術は示現流を宗とした。示現流はもと天真正自顯流といひ、常陸の住人十瀬長宗を始祖とし、夫より金子新九郎赤坂雅樂助を経て、京都天寧寺四世善吉に傳はつたといひ、之を薩摩に傳へたのは東郷重位で、彼は初め體捨流を學

新納久了と甲  
州流の軍學

次に、軍學には新納久了以來甲州流が傳はつた。甲州流軍學は小幡景憲を祖とし、新納久了は小幡の門弟杉山公憲に就き、其の奥義を究はめたといふ。家久光久、綱久に歷事し、寛文三年、家老となり、元祿八年三月、七十七歳で歿した。肝付久兼は新納久了の傳を承け、光久に仕へて、寛文十年八月より寶永四年正月まで家老を勤め、寶永六年二月、歿した。其の子兼柄家學を嗣ぎ、家老となつたが、子孫には傳へなかつた。伊東祐種は肝付久兼の傳を承け、繼豐の師となり、享保十八年、六十六歳で歿した。伊東氏はもと右松氏、祐種の父祐位の時改姓した。仍て祐種の孫十郎太の時、右松氏に復し、子孫は代々家學を繼承した。伊東祐種の門人に田中清方あり、江戸に赴き、小畑孫右衛門の門人蜷川淺右衛門に就き、享保十八年、歿し、子孫代々家學を傳へた。

園田成芳の甲  
州別傳流

園田成芳の門流は以上の諸家と類を異にし、甲州別傳流といふ。即ち、小幡景憲より松山八郎左衛門、服部善兵衛を経て、尾張浪人赤上勘左衛門に至り、園田成芳は赤上の傳を受け、元文二年閏十一月、藩の異國方軍制を改めるに與り、寛保元年、七十二歳で歿した。かの延享頃の川上親埤門の實學派は、此の流派の軍學を學び、仍て、兵學派といつたが、甲州古流の軍學者より中傷を受け、遂に

德田邕興の合傳流

處分されたといふ。園田の子孫は代々此の家學を承け、成芳の孫成庸に至り、初めて軍師となつた。成庸は、文化八年、歿した。<sup>〔注七〕</sup>

德田邕興造士館に講じて甲州流を排撃す

德田邕興は甲州流に排撃を加へ、合傳流を唱へた。德田も初め園田の門に學んだが、若年、國を出て、山縣大貳須藤一柳に就き、寶曆十一年十一月、須藤の奥傳を受けて歸藩し、甲州流軍學に反對し、之を他國浪人の妄説、小幡景憲の僞作書で、太平時代の芝居見世物たるに過ぎずとし、或は精神を棄て、形式に流れ、國家の廢亡を俟つものであるとし、之に對して、島津忠良以降、義弘に至る時代の島津氏古兵法を稱揚し、合傳流武學を主唱した。即ち、韜略餘論、甲陽軍鑑正解等を著はしたのである。安永三年、德田は其の軍學を造士館に於いて講せん事を請ひ、許されざるも、強請して止まず、遂に甲州流軍學を排撃せざるを條件として許された。然るに、其の講ずるや、家老及び教官以下の前に、戰を爲すは必らず敵あり、兵を談ずる亦敵なかる可けんやと、甲州流軍學を排撃し、遂に安永五年三月、大島に流された。天明七年二月、赦されて歸るも、猶ほ盛んに古兵法を稱揚し、合傳流武學を唱へて止まず、文化元年十一月十一日、六十七歳で歿した。遺著には前記の外、合傳流泰平無用辨薩陽武備徵舊貫發揮、島津家御

軍學と軍制改革

舊制軍法卷鈔、合傳流聞徵錄等數多がある。<sup>〔注八〕</sup>弘化以降に於ける軍制改革は、和漢洋の粹を採るとして行はれたが、寧ろ合傳流を基礎として、洋風の技術を取入れたのである。而して軍制改革に就いては、藩政上の問題として、既に第二編第三章に記し、洋風兵學及び砲術に關しても觸れたから、此處には省略に従ひ、且つ若干次の洋學に關する章に於いて併記する事とした。

〔注一〕 薩藩雜記卷一 薩藩舊記 見聽雜事錄卷四

鹿兒島縣教育會編薩藩士風沿革 海江田喜次郎氏稿

鹿兒藩學會の一斑 元帥公爵大山巖

〔注二〕 人物傳備考附錄 島津國史卷二五 薩藩士

風沿革

〔注三〕 人物傳備考附錄 舊南林寺由緒墓志

〔注四〕 人物傳備考附錄 舊南林寺由緒墓志 薩州

舊傳記卷天 島津國史卷二五

〔注五〕 薩藩士風沿革 歷代制度五二頁

〔注六〕 舊記雜錄追錄卷一、二、八 歷代制度卷四五

仰望節錄卷上

〔注七〕 人物傳備考附錄 島津國史卷三二

〔注八〕 薩藩士風沿革 田中鐵軒氏編薩藩戰史考證

第六章 洋學及び自然科学

重豪は廣く學術を好み海外文化に傾倒す

聚珍寶庫

重豪和蘭語を習得す

重豪と和蘭商館長との交渉

島津重豪は廣く學術を愛好したが殊に海外文化に傾倒し、幾多有能の學者に庇護を加へ當時江戸に於いて顯著であつた洋學新興の氣運に乗じ多方面に互る業績を遺した。而して重豪は當代隨一の和蘭支那舶載品の蒐集家で、文化十二年、近衛基前を江戸高輪の藩邸に迎へた時の各室備品の目錄を見るも、繪畫、置物、文具、家具、樂器等に互り、過半は舶載品である。<sup>(註1)</sup> 文政十年、重豪は高輪の別墅蓬山園中に土藏を建て、聚珍寶庫と名づけ、蒐集した和漢西洋の奇物、異産を收め、碑を建て、文は會樂に作らしめた。<sup>(註2)</sup> 更らに彼は熱心な研究心から、和蘭語、和蘭字をも習得し、和蘭人との對話中に之を混へ、また第三者に秘すべき書面には羅馬綴字を用ひたといふ。彼は歴代の和蘭商館長、チチング (Isaac Titsingh)、ターフ (Hendrik Doeff)、ブロムホフ (J. Cock Blomhoff) 等と屢、書信贈答し、また彼等參府の際には、訪問贈答するを例とした。平常の交渉に就いて、例へば、和蘭商館日誌によれば、天明七八年<sup>西紀一七八七</sup>には、彼は商館長ロムベルフ (Hendrik Casper Romberg) 或はバルケレン (Johan Frederik Baron van Reede tot Parkeren) に小島を

ヘムミーと島津氏と密約の風評

重豪とシーボルト



第五圖 島津重豪筆和蘭語 (島津重忠氏所藏)

求め、鑽石の鑑定を依頼し、またカナリヤ、大手風琴等を贈進された。就中、ターフと親しく、文化三年、ターフ參府際の交渉の如き、極めて親密なるものがあつた。ターフの有名な蘭日字書の稿本用紙も重豪が贈つた大奉書紙であつたといふ。寛政十年四月<sup>西紀一七九八年陽曆六月</sup>、商館長ヘムミー (Gijssert Hemmi) は、參府途上、遠江掛川で客死したが、之はヘムミーが小通詞名村恵助を通じて、島津氏との密貿易を計畫した等の事實に關聯した自殺といはれる。醫官シーボルト (Ph. Fr. Siebold) との交渉は、重豪の研究的興味を一層満足せしめるものがあつた。シーボルトとの交渉は、シーボルトが商館長デ・スツレル (Joan Willem de Sturler) に隨行して、文政九年三月<sup>西紀一八二六年陽曆四月</sup>、江戸に着いた時、重豪は次子なる中津侯奥平昌高及び曾孫なる世子齊彬と共に、大

森に一行を出迎へ、彼等と對談し、シーボルトに對しては、動物其の他天産物の貯藏法等を質問し、次いで、江戸の旅館長崎屋に彼等を訪ひ、萬有學 (Naturalhistorische Wissenschaft)・醫學に就いて、シーボルトの門下たらん事を求めたといふ。

〔補説〕 當時、シーボルトの門生は多かつたが、薩藩士では松木宗保、雲養、また雲徳が其の門に學んだといふ。シーボルト治療日記の文政十年五月手術見學者の連名中にも雲徳の名が見える。(寺島宗則自著履歴 日獨文化協會編シーボルト研究)

是より先き、重豪は、外國文物に接するため、長崎に立寄つた事もある。即ち、明和七年十一月幕府に對し、領國は長崎最寄の異國口で、餘國に比して格別の手當もあり、國役同然の勤役なるにより、非常手當のためにも、場所見分を要すべく、年々、或は夫が不可ならば、一度長崎立寄を許され度いと願出て翌年五月、之を果した。吳秀三氏著シーボルト先生によれば、此の長崎立寄は二月三月陽曆の事で、通詞目附今村明生の家を訪ひ、また和蘭火輪船に試乗したといふ。

以上、主として重豪の和蘭趣味に就いて記したのであるが、もとより重豪は單なる蘭癖家ではなかつた。其の志は學問的研究であり、且つ和漢洋諸學の粹を採らんとしたと見るべく、たゞ、自然科学的方面では當時蘭學が和漢學に

重豪長崎に立寄る

重豪の蘭癖

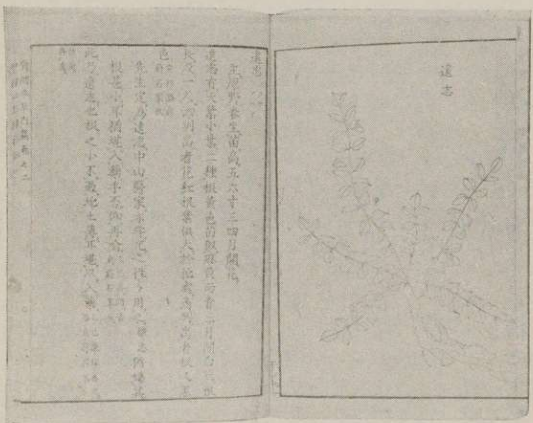
比して著しく卓抜してゐたので、彼は之に傾倒し、此の點から表面蘭癖とも見られたであらう。彼の自然科学上の事績に蘭學の影響は極めて大きく、其の興味

の範圍は百科辭典的に廣汎であるが、就中、本草學博物學に顯著である。

先きに明和六年、中山傳信録物産考三卷を著した幕府の醫官田村藍水の本草學に篤志なるを感じ、重豪は琉球諸島の産物千餘種を贈り、田村は之を圖説し、明和八年八月、琉球産物志十五卷を著した。安永二年、重豪は河野道恕に命じ、田村の門に入つて、物産參製法を研究せしめ、村田丈左衛門、山本五助等に命じて、小野蘭山の門に入らしめた。成形圖説の前身成形成録次いで、琉球の學士吳繼志は重豪の意

重豪と本草學

成形成録の編纂  
琉球の吳繼志



第五十五圖 質問本草 (鹿兒島縣立圖書館所藏)

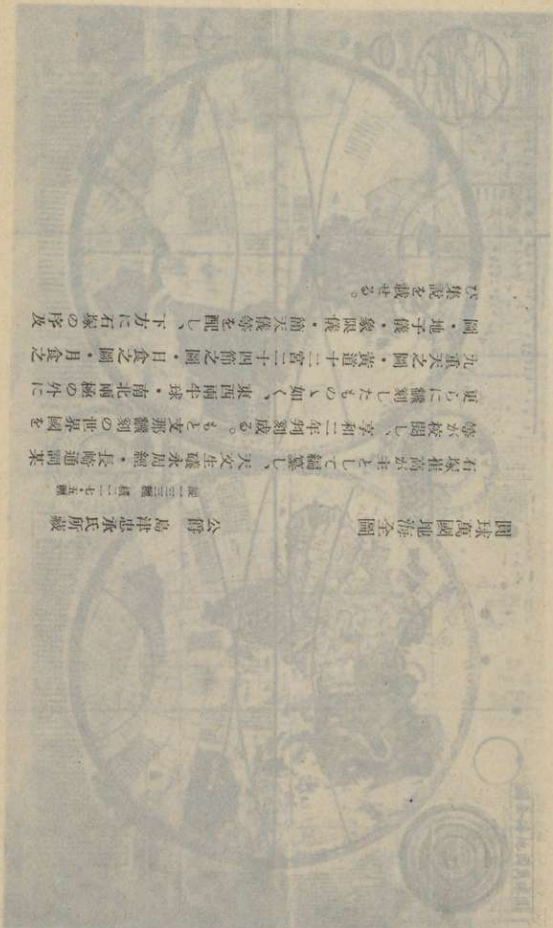
の編纂に着手したのは此の年である。

により、琉球諸島の植物を採集し、腊葉或は描寫し、天明元年より五年までの間に、渡唐の者に託し、支那各地の鴻醫、碩儒四十五人に就いて名稱藥效を質問せしめ、質問本草内外編八卷として、天明六年、藥園方に提出した。其の後、重豪は之を校訂せしめてゐたが、重豪の薨去後は、齊興が會愿に校訂させ、天保八年、府學より出版せしめた。一説に吳繼志は假設の人物といふ。

重豪曾榮を聘す

天明元年、重豪は佐藤中陵を聘して、領内に採藥せしめ、同三年に及んだ。次いで寛政四年九月、曾榮<sup>春占</sup>を聘して記室とした。曾榮は歸化明人の子孫で、祖曾彦は長崎に居住して醫を業とし、爾來、子孫其の業を襲ひ、通詞を兼ねたが、榮の父昌啓に至り、出羽庄内侯に仕へたので、榮も亦十七歳より十九歳まで同侯に仕へた。後、榮は去つて諸方に遊び、田村藍水、多紀藍溪に本草及び醫方を學び、夙に名聲を得てゐたのである。曾榮は重豪に勤仕して、後、厚く重豪の眷顧を受け、其の企圖に成る各種の實際上學術上の事業に關與し、同時に自身の該博なる學識を大成するを得、多數重要な著書を遺した。重豪の薨後、天保三年、曾榮は仰望節録を著し、重豪の偉業、盛徳を記述、稱揚し、其の内に本草學、其他學問上の事績、曾榮の關與した事等を記してゐる。初め、重豪は吉野藥園中

仰望節録



環球萬國地海全圖  
公傳 島津忠永氏所藏  
此圖係高公主として編纂し、天文生、磯永、加藤、長崎、通商、米  
等が校閲し、享和二年刻版。もと支那鑿刻の世界圖を  
更に鑿刻したもの、如く、東西兩半球、南北兩極の外に  
九重天の圖、黃道十二宮二十四節之圖、日食之圖、日食之  
圖、地子儀、彗星儀、簡天儀等を配し、下方に石塚の序及  
び集説を載せる。

により、琉球諸島の植物を採集し、腊葉或は描寫し、天明元年より五年までの間に、渡唐の者に託し、支那各地の鴻醫碩儒四十五人に就いて名稱藥效を質問せしめ、質問本草内外編八卷として、天明六年、藥園方に提出した。其の後、重豪は之を校訂せしめてゐたが、重豪の薨去後は、齊興が曾愿に校訂させ、天保八年府學より出版せしめた。一説に吳繼志は假設の人物といふ。

天明元年、重豪は佐藤中陵を聘して、領内に採藥せしめ、同三年に及んだ。次いで寛政四年九月、曾榮春占を聘して記室とした。曾榮は歸化明人の子孫で、祖曾彦は長崎に居住して醫を業とし、爾來子孫其の業を襲ひ、通詞を兼ねたが、榮の父昌啓に至り、出羽庄内侯に仕へたので、榮も亦十七歳より十九歳まで同侯に仕へた。後、榮は去つて諸方に遊び、田村藍水、多紀藍溪に本草及び醫方を學び、夙に名聲を得てゐたのである。曾榮は重豪に勤仕して後、厚く重豪の眷顧を受け、其の企圖に成る各種の實際上學術上の事業に關與し、同時に自身の該博なる學識を大成するを得、多數重要な著書を遺した。重豪の薨後、天保三年、曾榮は仰望節録を著し、重豪の偉業盛徳を記述稱揚し、其の内に本草學、其の他學問上の事績、曾榮の關與した事等を記してゐる。初め、重豪は吉野藥園中

重豪曾榮を聘す

仰望節録

石塚權高が主として編纂し、天文生、磯永別紙、長崎通詞某等が校閲し、享和二年刊刻成る。もと支那編刻の世界圖を更に續刻したものゝ如く、東西兩半球、南北兩極の外に九重天之圖、黃道十二宮二十四節之圖、日食之圖、月食之圖、地球儀、象限儀、簡天儀等を配し、下方に石塚の序及び集説を載せる。

圓球萬國地海全圖

公傳 島津忠承氏所藏

三編 卷二七五



人參の栽培に  
成功す

江戸高輪の蓬  
山園

成形圖説一百  
卷

の人參園が地に適せずとし、種子を幕府に乞ひ、曾榮をして其の栽培地を相せしめた。即ち、曾榮が勤仕して最初の仕事で、彼は大隅日向の山中に二十餘所を相して栽培した處、年々に蕃殖し、三、四年後には、幕府官製に倣つて蒸製した。即ち、清の三朝實錄に見えた法に據るもので、夏季を経て蠹損せず、國用に餘るに至り、藩主一族にも朝鮮産人參の使用を禁じたといふ。(註五) 同じく寛政四年、重豪は江戸南郊高輪の別墅に隱館を建て、三月、移居し、其の總稱を蓬山園と云つた。其の一部に各種植物を集めて之を獨樂園と稱し、即ち、享和二年九月、成就したが、園中の花木に就き、曾榮をして四季花木記、蓬山花木記を作らしめた。(註六) 寛政五年には、重豪は曾榮及び國學者白尾國柱、儒者向井友章、蘭學者堀愛生に成形實錄の改訂を命じた。即ち、部を分つて農事、五穀、菜蔬、藥草、樹艸(竹)、虫、魚、介、禽、獸の十部とし、年を経て、全一百卷を作り、成形圖説と改題した。重豪は之を印本として封内へ分布し、農事を勧め、藥品の效用を知らしめる等の考であつたといふ。其の四十卷(三十卷と)版刻成るの處、文化三年三月、高輪邸が火災に遭ひ、編集局を廢し、屬吏數人を歸國せしめ、曾榮一人編輯に當つた。然るに、文政十二年、再度火災に遭ひ、印版十卷と共に底稿も亦亡失し、同年、曾榮また



編集の命を受けた。時に曾槃は七十三歳であつた。仍て此の書刊本の世に行はれる三十卷であるが、未刊部分は、現在靜嘉堂文庫に十五卷の草稿を存するのみである。即ち、刊本は農事部十四卷、五穀部六卷、菜部十卷で、靜嘉堂文庫本草稿は菌部一卷、藥草部十卷、木部三卷、果部一卷である。他に東京帝室博物館に鳥部卷一〇一、一〇二の寫本を藏する。蓋し曾槃歿後草稿中より抄出したもので、鳥類三百餘種に就き記すといふ。(註七)

鳥類に就いても、重豪は非常な興味を有した様で、園中に各種の鳥類を蒐集し、之を愛翫した。文政九年、シーボルトに面會した際にも、重豪は鳥の剝製術を質問して居り、次いで建てた聚珍寶庫には、鳥類の剝製等が澤山あつたといふ。重豪は此等に就いて研究し、自ら暗記する所の鳥名を筆記せしめ、其の數四百十五種に及び、文政十三年曾槃の校により鳥名便覽と題し、之を版刻した。曾槃も亦私に鳥名拾遺を作り、百二十餘種を收めた。時の鳥方比野勘六にも、飼鳥必要鳥賞案子等飼禽に關する著があり、また重豪の影響による。(註八)

重豪は、また世界地理學及支那語にも、顯著な事績を遺した。世界地理學に就いては、夫に通曉した通詞松村元綱號翠を、商館長チチングの推薦によつて、

鳥類の蒐集

鳥名便覽

重豪の地理學上の事績

藥丸流

松浦流

弓術の日置流

んだが、天正十六年義久に隨つて上洛した際、善吉から皆傳を受けたのである。其の後、忠恒家久は體捨流と比較して、示現流を採り、東郷重位を師として重用した。藩中舉つて東郷に學び、彼は師範家となり、寛永廿年八十三歳で歿し、其の子重方以下子孫は代々示現流師範家を嗣いだ。(註九)東郷重位の高弟に藥丸兼陳號水、本田親紀がある。藥丸兼陳は師の皆傳を受け、更らに野太刀示現流或は藥丸流と稱する一派をなした。長崎附人に進み、元祿二年八月、八十三歳で歿した。其の子兼福以下の子孫門流を嗣ぎ、また門人中上原貞右衛門が有名である。本田親紀は文祿慶長役關ヶ原役に從軍して戦功あり、兵具奉行に進み、萬治二年歿した。其の門人伊勢貞由號松浦の流儀を松浦流といひ、其の門人に崎元令盛がある。(註一〇)

弓術は日置流を宗とし、本郷義則守伊豫を先達とする。本郷義則は、本姓玉川氏、其の先は播磨赤松氏に出たが、故あつて本郷と改めた。初め宇喜多秀家に仕へ、秀家の八丈島に流されるに及び、家久に仕へた。射術を日置正次に學び、家久の師となり、慶長廿年三月、歿した。其の門人に東郷重尙あり、師の皆傳を受け、光久の師となり、また命によつて伏見に赴き、吉田印西に就き、元和九年皆

傳を得て歸り、伊勢貞昌の谷山地頭たる時、地頭代となり、萬治三年七月、歿した。(註四)

其の他武藝の諸流

其の他、諸術の流派を挙げれば左の如くである。(註五)

劍術 小示現流・天真流・新陰流・大刀流・飛太刀流・常陸流・外山流

居合 水野流

槍術 鏡智流・大島流

長刀 神人流・穴澤流

弓術 吉田流・大藏派

柔術 關口流・含情流

小筒 稻留流

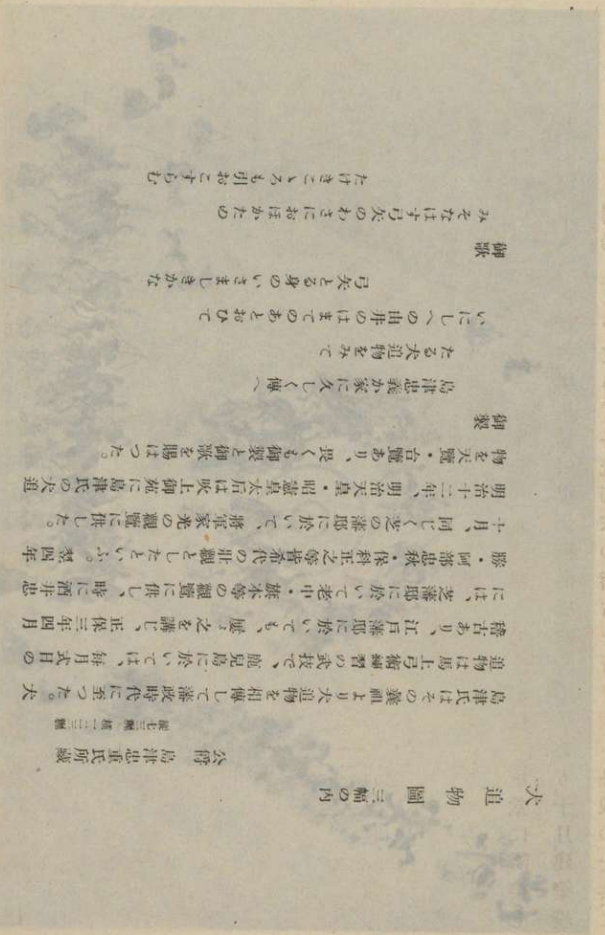
砲術 天山流・萩野流・御流儀

馬術 鎌倉流・神當流・大坪流・八條流(高麗)

演武館の創置

猶ほ、島津重豪は、安永二年二月、武藝稽古場を創置し、聖堂に隣接して建築した。場中、犬追物、稽古場、馬場、弓場、鎗術道場、劍術道場あり、十月、建築竣工し、十一月より開場し、日を定めて各流派家の稽古を行ひ、城下外城の士共に出席を許し、天明六年九月、之を演武館と名づけた。即ち、藩中武藝の中心道場である。(註六)

犬追物圖 三幅の内



公傳 島津忠重氏所藏

三幅三圖

鳥津氏はその養祖より犬追物を相傳して藩政時代に至つた。犬追物は馬上弓術細習の武技で、鹿兒島に於いては、毎月五日の稽古あり、江戸藩邸に於いても、鹿子之を講じ、正保三年四月には、芝澤邸に於いて老中・旗本等の觀覽に併し、時に酒井忠勝・阿部忠秋・保科正之等皆當代の壯觀としたといふ。享四年十月、同じ芝の藩邸に於いて、將軍家光の觀覽に併した。

明治十二年、明治天皇・昭憲皇太后は皇上御苑に島津氏の犬追物を大覽・古覽あり、畏くも御製と御歌を賜はつた。

御製

鳥津忠義か家に久しく傳、たる犬追物をみて

いにしへの由井のはまてのあとおひて  
己矢よる身のいさましきかな

御歌

みぞなはすひ矢のわざにはほかたの

たけきこ人も引おこすらむ

傳を得て歸り、伊勢貞昌の谷山地頭たる時、地頭代となり、萬治三年七月歿した。(註四)

其の他武藝の諸流

其の他、諸術の流派を挙げれば左の如くである。(註五)

劍術 小示現流・天真流・新陰流・大刀流・飛太刀流・常陸流・外山流

居合 水野流

槍術 鏡智流・大島流

長刀 神人流・穴澤流

弓術 吉田流・大藏派

柔術 關口流・含情流

小筒 稻留流

砲術 天山流・萩野流・御流儀

馬術 鎌倉流・神當流・大坪流・八條流(高麗)

猶ほ、島津重豪は安永二年二月、武藝稽古場を創置し、聖堂に隣接して建築した。場中、犬追物稽古場、馬場、弓場、鎗術道場、劍術道場あり、十月、建築竣功し、十一月より開場し、日を定めて各流派家の稽古を行ひ、城外、城の土共に出席を許し、天明六年九月、之を演武館と名づけた。即ち、藩中武藝の中心道場である。(註六)

演武館の創置

犬追物圖 三幅の内

公傳 島津忠重氏所藏  
墨本 三幅

島津氏はその養祖より犬追物を相傳して藩政時代に至つた。犬追物は馬上弓術練習の武技で、鹿兒島に於いては、毎月六日の稽古あり、江戸藩邸に於いても、慶長之を講じ、正保三年四月には、芝蔭邸に於いて老中・旗本等の觀覽に供し、時に酒井忠勝・阿波忠秋、保科正之等皆希代の壯觀としたといふ。翌四年十月、同じく芝の藩邸に於いて、將軍家光の觀覽に供した。明治十二年、明治天皇、昭憲皇太后は吹上御苑に島津氏の犬追物を天覽・台覽あり、畏くも御製と御派を賜はつた。

御製

島津忠義家に久しく傳  
たる犬追物をみて

いにしへの由井のはまてのあとおひて

己矢とる身のいさしましきかな

御歌

みそなはず己矢のわざにおほかたの

たけきこゝろも引物こそらわ

其の他武藝の流派

傳を得て歸り伊勢真昌の谷山頭なる時地頭式となり萬治三年七月歿した

其の他諸術の流派を擧げれば

劍術 小示現流 天真流 新流 陸外山流

合術 水野流

槍術 鐵智佐大馬流

棒術 神人流 大澤流

弓術 古田流 大澤流

箭術 關口流 會流

柔術 小倉流 天流 御流

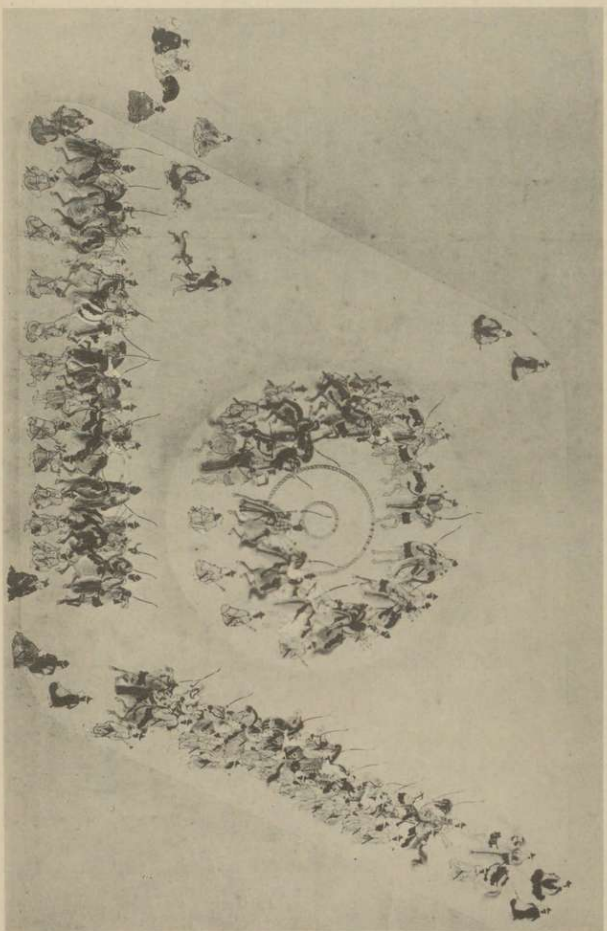
小刀術 天山流 天流 御流

槍術 馬場流 神常流 大馬流

馬術 猶は馬津重豪は安永二年二月武藝稽古場を創置し聖堂に隣接して建築し

た。場中犬追物稽古場馬場弓場鎗術道場劍術道場あり十月建築竣功し十一月より開場し日を定めて各流師家の稽古を行ひ城外城の士共に出席を許

し天明六年九月之を演武館と名づけた。即ち藩中武藝の中心道場である。



演武館の創置

石塚崔高

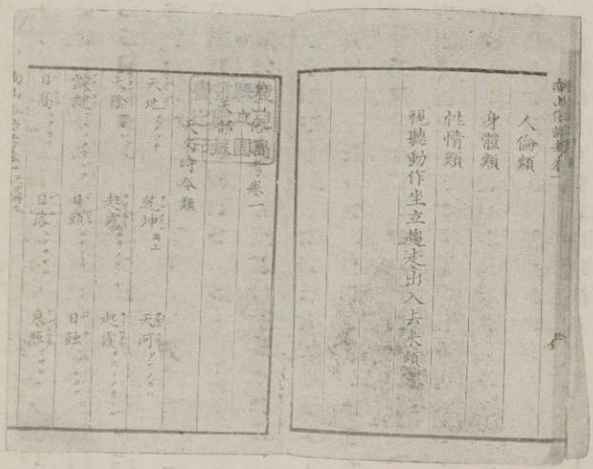
石塚崔高

招聘したといふ。(注九)

其の後享和二、三年、重豪の侍臣石塚崔高は萬國地海全圖一鋪

南山俗語考の編輯

重豪支那音を能くす



第五十二圖 南山俗語考 (鹿兒島縣立圖書館所藏)

第六章 洋學及び自然科學

を版刻し、夫には天文圖略説及び地海全圖集説の二篇を合刻してゐる。之も亦重豪の意に出たものであらう。石塚は天文星學に精しかつた外、支那音にも通じ、南山俗語考の編輯にも與つてゐる。南山俗語考は當時の支那語學書として出色の著であつた。元來、重豪は支那音を好み、平生侍臣との談話にも支那音を用ひたといふ。南山俗語考は初め座右備忘として編輯を企てたもので、長崎の唐通詞に依頼して漳州福州地方の俗語を蒐集し、音韻和譯を附

せしめ、明和四年より編輯に着手した。後、會榮が其の任に當り、石塚崔高が補助し、起稿より四十五年を経て、文化九年、全五卷を脱稿し、版に附した。其の内容は博物を主とし、食物、鱗介、昆虫、走獸、飛禽、草木、馬、匹鞍、轡、衣飾の部門に分れてゐる。猶ほ石塚には成語考の著がある。

醫學館の設立

更らに重豪の事績として逸すべからざるは、醫學館及び明時館の設置である。醫學館は、安永二年十一月起工し、翌三年二月竣功した。即ち、江戸醫學館に準じて、學規八略を設け、式日を定めて講習討論讀會を開き、城下士以下外城士、足輕家來町人に至るまで、希望者の出席を許した。同時に、醫學の祖神を祀る神農堂を建て、之も安永三年三月竣功した。

神農堂  
仁禮吉右衛門  
曆法を學ぶ

是より先き、貞享二年、幕府が貞享曆を定めた際、薩藩は仁禮吉右衛門を京都に遣し、陰陽頭安部泰福に貞享曆を次いで、江戸に澁川春海に推歩法を受けしめ、また本田親貞を江戸に遣して、澁川に學ばしめ、此の曆を藩内に行つた。延享四年、幕府が寶曆曆を定めた時、藩より磯永周英が徵せられ、出府して改曆の事に與り、十一年にして歸省した。明和二年、幕府が天文臺を建て、るに及び、六月、藩より水間良實が手傳として徵せられ、弟子一人を伴つて出府し、天文方佐

水間良實

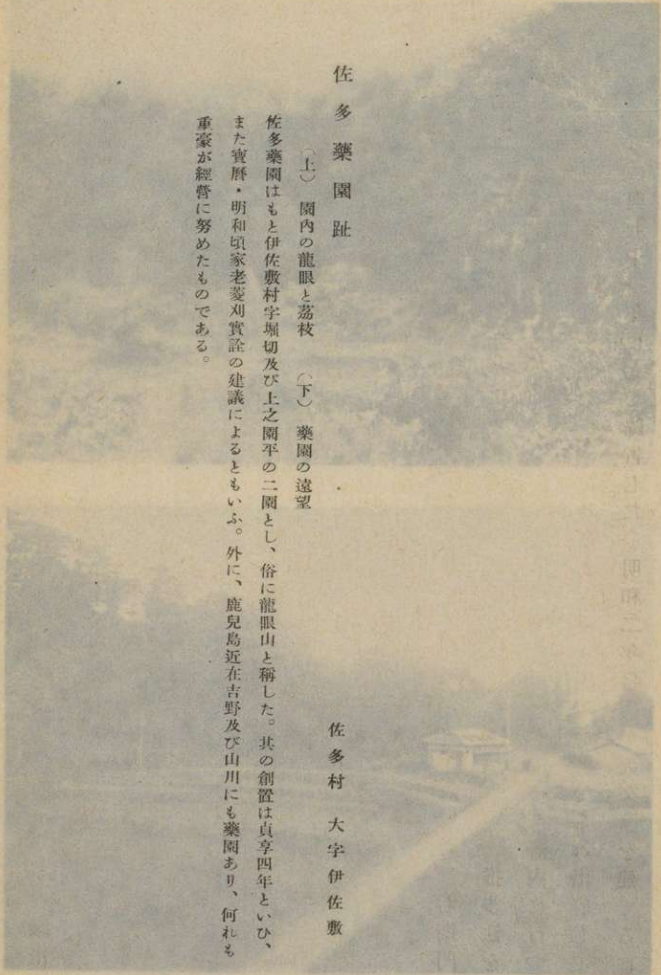
佐多 藥園 趾

(上) 園内の龍眼と荔枝

(下) 藥園の遠望

佐多藥園はもと伊佐敷村字堀切及び上之園平の二園とし、俗に龍眼山と稱した。其の創置は貞享四年といひ、また寶曆・明和頃家老菱刈實詮の建議によるともいふ。外に、鹿兒島近在吉野及び山川にも藥園あり、何れも重豪が經營に努めたものである。

佐多村 大字 伊佐敷



せしめ、明和四年より編輯に着手した。後、曾榮が其の任に當り、石塚崔高が補助し、起稿より四十五年を経て、文化九年、全五卷を脱稿し、版に附した。其の内容は、博物を主とし、食物、鱗介、昆虫、走獸、飛禽、草木、馬匹、鞍轡、衣飾の部門に分れてゐる。猶ほ、石塚には成語考の著がある。<sup>(注一〇)</sup>

醫學館の設立  
神農堂  
仁禮吉右衛門  
曆法を學ぶ

更らに、重豪の事績として逸すべからざるは、醫學館及び明時館の設置である。醫學館は、安永二年十一月、起工し、翌三年二月、竣功した。即ち、江戸醫學館に準じて、學規八略を設け、式日を定めて、講習討論讀會を開き、城下士以下外城士、足輕、家來、町人に至るまで、希望者の出席を許した。同時に、醫學の祖神を祀る神農堂を建て、之も安永三年三月、竣功した。<sup>(注一一)</sup>

水間良實

是より先き、貞享二年、幕府が貞享曆を定めた際、薩藩は仁禮吉右衛門を京都に遣し、陰陽頭安部泰福に貞享曆を次いで、江戸に澁川春海に推歩法を受けしめ、また、本田親貞を江戸に遣して、澁川に學ばしめ、此の曆を藩内に行つた。延享四年、幕府が寶曆曆を定めた時、藩より磯永周英が徵せられ、出府して改曆の事に與り、十一年にして歸省した。<sup>(注一二)</sup> 明和二年、幕府が天文臺を建てるに及び、六月、藩より水間良實が手傳として徵せられ、弟子一人を伴つて出府し、天文方佐

佐多藥園趾

(上) 園内の龍眼と荔枝

(下) 藥園の遠望

佐多村 大字 伊佐敷

佐多藥園はもと伊佐敷村宇堀切及び上之園平の二園とし、俗に龍眼山と稱した。其の創置は貞享四年といひ、また寶曆・明和頃家老菱刈實詮の建議によるともいふ。外に、鹿兒島近在吉野及び山川にも藥園あり、何れも重豪が經營に努めたものである。

せしめ明和四年より編輯に着手した。後曾繁が其の任に當り石塚運高が補助し起稿より四十五年を経て文化九年全五巻を脱稿し版に附した。其の内容は博物を主とし食物鱗介昆虫走獸飛禽草木鳥匹較量衣飾の部門に分れて

なる。猶ほ石塚には成語考の著がある。

醫學館の設立

醫學館の設立は、明治二年三月、東京府の山手区に設置された。これは、

遊藝

遊藝は、明治二年三月、東京府の山手区に設置された。これは、

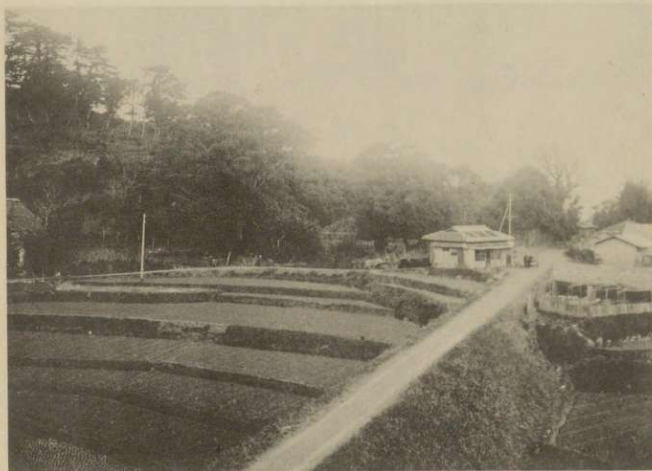
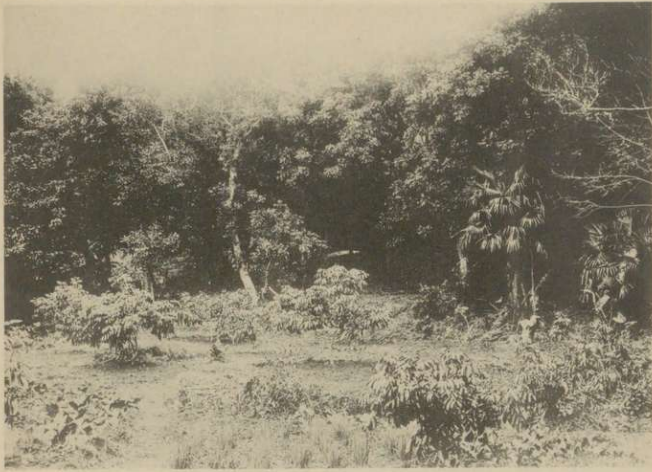
神農堂

神農堂は、明治二年三月、東京府の山手区に設置された。これは、

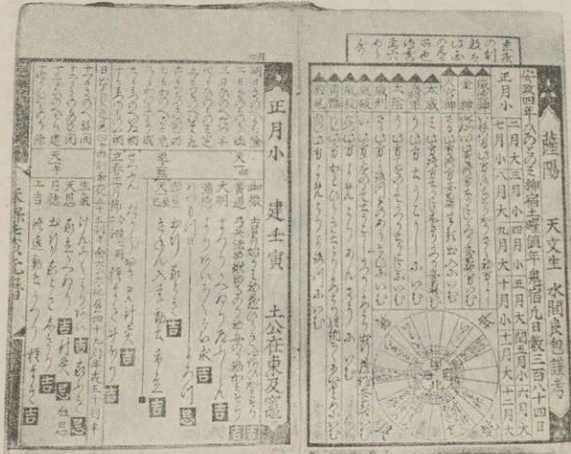
仁禮吉右衛門

仁禮吉右衛門は、明治二年三月、東京府の山手区に設置された。これは、

是より先き貞享二年幕府が真享曆を定めた際薩藩は仁禮吉右衛門を京都に遣し陰陽頭安部泰頼に真享曆を次いで江戸に澁川春海に推歩法を受けしめ、また本田親貞を江戸に遣して澁川に學ばしめ此の曆を藩内に行つた。延享四年幕府が寶曆曆を定めた時藩より磯永周英が徵せられ出府して改曆の事に與り十一年にして歸省した。明和二年幕府が天文曆を建てると及び六







（藏所氏義教納新）曆 摩 薩 圖三十五第

佐木文次郎に附し同九年歸省してより、毎年朔望交食を測定して編曆した。<sup>（註一三）</sup>

したといふ。仍て水間をして之を管せしめ爾來領内の曆は此の局より頒布

し、之を薩摩曆或は鹿兒島曆と稱した。薩摩曆は伊勢曆と違はないが、たゞ晝夜の時差があるといふ。寛政改曆の時は鹿兒島では寺師正容が専ら當つた。磯永孫四郎も寺師の門下で天文曆學者であつた。(注一五)

和蘭流兵學の輸入

齊彬兵學を研究す

天保弘化以降對外問題が複雑すると共に、海防充實の要に迫られて軍制改革を行ひ、夫は和蘭流兵學の輸入に據つた。此の事は前に記した所であるが、かくして、軍事諸學を中心とする洋學の研究が新しく起つて來た。世子齊彬は其の研究に極めて熱心であつた。軍制改革に先立ち、鳥居平八が高島秋帆に從學したと略、同時に、齊彬も亦其の附士をして高島の門に學ばしめた。即ち、吉井泰諭等數名の士で、彼等の入門は藩命によるものとは別個と思はれ、天保十二年五月九日、高島が行つた武藏徳丸原に於ける操練にも浪人として參加してゐる。之は當時の事情、公然參加するを得なかつた故であらう。(注一六)

齊彬多く蘭書を蒐集す

齊彬と徳川齊昭と蘭書の貸借

齊彬は平常蘭書を購入し、諸方より原書或は譯書を借りて寫させ、原書は之を翻譯せしめ、多くの蘭學書を蒐集してゐた。弘化二年十月以降の徳川齊昭との往復書翰によれば、互に藏書目を報知し、入用の書を貸借してゐた。齊彬の報知した藏書は左の如くで、其の内から齊昭の希望により貸したのである。

ゼーアルチルレー海上砲術書

(Zeeart en landartillerie in de Zeeartillerie)

幕府天文臺譯員杉田成綱・宇田榕庵・竹内玄圃・眞作阮甫・品川梅次郎等の譯あり、

三十冊

スマルレンヒユルグ

(Kastelen)

五冊

フェルハンデリング

(Verhandeling)

三冊

ヒユールウエルケン

(Turwerken)

一冊

メルキユス強國新書

(Mercurius)

一冊

ケルケウエーキフエルステルキングスキュンスト

(C. A. van Kerkwijk: Handleiding tot de Versterkingskunst)

一冊

ベキサンズボンベカノラン

(Bekens en Bonten)

一冊

ヒユキエニリコセツテールスコורתン

(Handboek der Schietwijzen)

一冊

ランドルリフト・ウエーゲンスヘット・シキート・エンセード

ゲヴエール・煩曠手銃之訓練

デル・コーニンゲレーキ・ミリタイレ・アカデミー (Der Koninklijk Militaire)

一冊

王立兵學校書

而して齊昭から齊彬へ貸渡したのは、

ロイテル一代合戦記 (ロイテル Admiral Michiel Adriaensson de Ruijter は)

一冊

草木養書

エウロツバ帝王列傳

イギリスブック (圖地)

であつた。

齊彬造船學に意を用ふ

齊彬は海防の必要上、砲術に次いで造船學に力を用ひた。嘉永元年頃、和

蘭人フェルダム (G. J. Verdamm 傑伊歟) の西紀一八三七年刊水蒸機盤精説 (Volledige

Verhandeling over de Stoomwerktuigen) か、六卷圖二卷を筭作阮甫に翻譯せしめた。

即ち嘉永二年九月抄譯成り、水蒸船説略と題し、六卷附圖一卷とした。後松本

弘安<sup>後の寺</sup>島宗則は、此の書に基き、日本型船大工を指揮して新船を建造した。

寺師正容

是より先き、西洋造船學の先鞭をつけたのは前に記した曆學家寺師正容で、

彼は船舶は國家經綸の大本であるとし、熱心に其の改良に努め、和漢洋古今に

互り造船航海の法を研究し、また天文、曆學と共に測量術を修め、著書は渙象論、

造船彙稿等五十餘に及んだ。和蘭造船の様式を研究するため長崎に赴いた

事もあつた。時に露西亞に漂流し、和蘭を経て送還された水引船間島の船頭

宅間喜三左衛門等は彼地の造船に注意して見聞したといふので、寺師は目附

役を以て特に京泊在勤を願ひ、赴いて喜三左衛門及び其の弟覺次等に問ひ其

の結果、質問筆記數冊及び雛形圖式を作り、愈々實際造船の計畫に着手した。即

ち、藩から二千兩の補助を受け、餘は皆吉鳳徳等の出資に俟ち、其の協力を得て

船間島に於いて造船した。全長二十間程の船で、龍骨甲板三檣三段帆、舵羅針

盤等悉く洋式により、殊に鐵具等の製作に苦心したが、年餘にして竣功し、いろ

は丸、また渙象丸と命名した。此の船は琉球及び諸島への漕運を目的とし、幕

府へは琉球船模造の名目で届出たが、五六度航海の後難破したといふ。

齊彬は直接軍事に關する諸學以外にも多くの事績を有する。即ち種痘は、

嘉永元年、長崎に來着したモーニケ (Otto Mohnike) が、初めて檜林宗建、吉雄、圭齋に

種痘

いろは丸

傳へ佐賀藩にも早く傳はつたが翌二年十一月齊彬は佐賀藩主鍋島直正より痘苗を受けて江戸藩邸に於いて男虎壽丸外數十名に施した。同時に齊彬は種痘に關する譯書及び痘苗を徳川齊昭に送つてゐる。また此の十月齊興は前田杏齋を長崎に遣し、モリニケに就き種痘法を傳習せしめたともいふ。

寫眞術

天保頃長崎の人上野俊之丞はダグロタイプ式寫眞術を學び早くも薩藩に傳へた。齊興が上野を招聘し製藥の法を聞いたのは天保十二年の事で、時に上野は寫眞機を携來り撮影したといふ。其の後齊彬自身寫眞機を持つて研究し、嘉永二三年の徳川齊昭宛齊彬の状にも兩三度印影鏡の語が見えてゐる。

燐寸  
集成館の諸事業

齊彬は弘化二年頃より燐寸製法を研究し、また各種藥法機械電氣等も研究して居たと思はれ、製封後、夫に基いて集成館事業を起したのである。集成館の中心となつたのは鑄製所及び銃藥製造所であるが、其他弘化三年秋、中村騎射場趾に製藥所を創設し、同所に於いて製煉に硝子器を要するにつき、江戸の硝子工四本龜次郎を聘して硝子製造を開始し、また嘉永三年八月、城内動植館花園に製煉所を設けた等、共に齊彬の指示によると思はれる。

齊彬と蘭學者との交渉

當時齊彬は戸塚靜海、高野長英、箕作阮甫、伊東玄朴、坪井信道等一流の蘭學者

齊彬と高野長英との關係

と交渉を持ち、庇眷を與へてゐた。其の内シーボルト門下が多かつた。高野



第三兵古知幾 (加治木圖書所藏) 第五十四圖

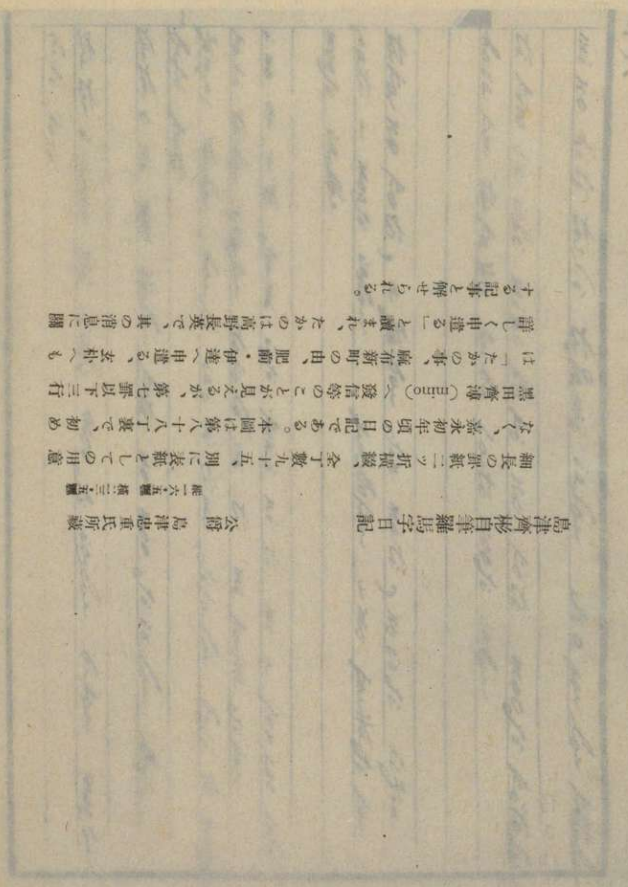
からの事と思はれ、交渉のあつた蘭學者中最も親しく、長崎へ蘭書を注文する時は皆高野に問合せたといふ。高野は天保十二年脱獄して各地に潜伏し、嘉永二年三月には宇和島を發し、翌月初旬頃、鹿兒島に着き、五月末同地を發し、再び宇和島に到り、次いで、大坂を経て江戸に來り、澤三伯と變名して翻譯に従事した。時に齊彬の命により、獨逸の三兵タクチーキ(Grundzüge der Taktik der drei Waffen)を蘭譯(Taktik der drei Wapens)から重譯した。即ち、步騎砲

三兵タクチーキの翻譯

三兵の操練及び實戰法を體系的に記述したものである。嘉永二年、高野はま

た兵制全書九冊を齊彬のため執筆し、其の他土藏臺場築造法も齊彬の囑により譯著し、鹿兒島の砲臺、芝田町藩邸の砲臺模型を設計したといふ。高野は、嘉永三年三月十日晦日の夜江戸青山の自宅で捕吏に圍まれて自刃したが、時に薩摩藩印のある封金が家に在つたといふ。一説に、島津侯は三兵タクチーキの譯者を知らず、伊東玄朴が侯に謁した時、之を見て必らず高野の著ならんと言ひ、之が端緒となつて高野は所在を探知されたともいふ。併し、齊彬の當時の羅馬字日記によれば、齊彬は高野潜伏中も猶ほ其の所在を知つてゐたとも見られる。

戸塚静海は、天保十三年、齊彬に聘せられ、知遇を受けた。彼は遠江掛川の人で、宇田川榛齋、吉雄權之助に就き、シーボルトに學んだ。シーボルト事件に座して幽囚される事數月の後、長崎に留まつて醫學を講じたが、翌年、更らに江戸に出て醫業に従つた。安政五年、齊彬の薨後、幕府の侍醫に召され、法印に叙した。醫名殊に高く、最も外科に長じ、明治九年一月七十八歳で歿した。箕作阮甫は美作の人、曾祖父の代より醫者で、文政五年、津山藩の侍醫に擧げられ、次に江戸詰となり、同藩の宇田川榛齋に就いて蘭學を修め、天保十年、幕府に召さ



島津齊彬自筆羅馬字日記  
公傳 島津忠重氏所藏

細長の紙二ツ折横綴、全一巻九十五、別に表紙としての用意なく、嘉永初年頃の日記である。本圖は第八十八丁裏で、初め黒田貞博(自)の發信等と見え、第七部以下三行は「たかの事、麻布新町の由、肥前、伊達、申進る、玄朴へも詳しく申進る」と讀まれ、たかの高野長英で、其の消息に關する記事と解せられる。

た兵制全書九冊を齊彬のため執筆し、その他土藏臺場築造法も齊彬の囑により譯著し、鹿兒島の砲臺、芝田町藩邸の砲臺模型を設計したといふ。高野は、嘉永三年三月十日晦日の夜、江戸青山の自宅で捕吏に圍まれて自刃したが、時に、薩摩藩印のある封金が家に在つたといふ。一説に、島津侯は三兵タクチーキの譯者を知らず、伊東玄朴が侯に謁した時之を見て必らず高野の著ならんと言ひ、之が端緒となつて高野は所在を探知されたともいふ。<sup>〔註三三〕</sup>併し、齊彬の當時の羅馬字日記によれば、齊彬は高野潜伏中も猶ほ其の所在を知つてゐたとも見られる。

戸塚靜海は、天保十三年、齊彬に聘せられ、知遇を受けた。彼は遠江掛川の人で、宇田川榛齋、吉雄、權之助に就き、シーボルトに學んだ。シーボルト事件に座して幽囚される事、數月の後、長崎に留まつて醫學を講じたが、翌年、更らに江戸に出て、醫業に従つた。安政五年、齊彬の薨後、幕府の侍醫に召され、法印に叙した。醫名殊に高く、最も外科に長じ、明治九年一月、七十八歳で歿した。箕作阮甫は美作の人、曾祖父の代より醫者で、文政五年、津山藩の侍醫に擧げられ、次いで、江戸詰となり、同藩の宇田川榛齋に就いて蘭學を修め、天保十年、幕府に召さ

島津齊彬自筆羅馬字日記

公傳 島津忠重氏所藏

二六五號 第三五圖

細長の紙二ツ折横綴、全丁數九十五、別に表紙として用意なく、嘉永初年頃の日記である。本圖は第八十八丁裏で、初め黒田齊澤（白田）へ發信等のごとが目を、第七頁以下三行は「たかの事、麻布新町の由、肥前・伊達へ申遣る、玄朴へも詳しく申遣る」と讀まれ、たかのは高野長英で、其の消息に關する記事と解せられる。

た兵制全書九冊を著した。其の他土藏墓場築造法も齊彬の題により譯著し、鹿兒島の薩摩藩印のある封書の譯者を知らず伊言ひ之が端緒となすの羅馬字日記によらる。見られる。

戸塚静海は天保十一年（1830）に生れた。父は、津田川棟吉、母は、津田川氏。静海は、幼少より父の學問を承継し、天保十三年（1832）に、津田川氏に入門し、醫學を學んだ。シールホルト事件に關して幽囚される。安政五年（1828）に、津田川氏の養後、幕府の侍醫に召され、法印に叙した。醫名殊に高く、最も外科に長じ、明治九年一月二十八歳で歿した。笑作院甫は美作の人、曾祖父の代より醫者で、文政五年津山藩の侍醫に擧げられ、次いで江戸に請はれ、同藩の御醫に就いて醫學を修め、天保十一年幕府に召さ

十六

me no hita tatei te kamei ishan deo san lan bitan,  
 to kimo in siki mine katei no kotei magi bitanlan  
 kacia san tan ka ka kaku katei magi ishan  
 keta no katei, a jaban cin mati, no colli kisten  
 vate a magi ishan jankotan a no pantihi san  
 magi ishan  
 i no du u to jama viti kani ni te me a jankotei siki  
 katei katei vapan to soto me te me katei ishan  
 jama: te lan katei eae me i mo jita san katei to magi  
 katei katei  
 te te i me no katei katei no noo ci vitan katei  
 te te i mo me siki moo jita vitan katei magi san  
 katei katei

坪井信道

伊東玄朴

れて譯官となり、文久元年、幕臣に拔擢されたが、同三年六月、六十五歳で歿した。醫學に關する著述多く、晩年、地理、歴史等に潛心し、夫等に關する著述も多い。齊彬のために水蒸船説略を譯著した事は前に記した。坪井信道は美濃の人、幼より醫を學び、後江戸に出て、宇田川榛齋の門に學んで開業した。次いで、長門侯に聘せられて侍醫となり、嘉永元年十一月、五十四歳で歿した。伊東玄朴は肥前の人、初め漢方醫學を修めたが、文政五年、佐賀に赴き、島本龍嘯に就いて蘭方を學び、翌年長崎に出て、間もなくシーボルトに就き、蘭語及び醫學を學んだ。文政九年江戸に出て、翌年一旦長崎に歸つたが、暫らくして又江戸に移り、開業した。天保二年より佐賀侯に仕へ、側醫に進んだが、嘉永二年、去つて江戸に出て、安政五年幕府の醫官となり、後、西洋醫學所取締、また侍醫となり、法橋法印に叙せられて、幕臣となり、明治四年正月、七十二歳で歿した。<sup>〔註一五〕</sup>

〔注一〕 舊記雜錄追録卷一五〇

〔注二〕 仰望節錄卷上

〔注三〕 シーボルト著日本 (Th. F. von Siebold: Nippon, Archiv zur Beschreibung von Japan und

dessen Neben- und Schutzländern 吳秀三氏譯シーボ

ルト江戸參府紀行) 吳秀三氏著シーボルト先生

齋藤阿具氏著ツーフと日本 和蘭商館日誌 (Japan

Daighesien)



- 〔注四〕 舊記雜錄追録卷一二六
- 〔注五〕 加藤雄吉氏編近世薩藩群書一覽 武藤長平氏稿曾占春及び其事業 長井實孝氏稿薩摩藩博物學年表(鹿兒島高等農林學校開校五十年紀念論文集前編) 白井光太郎氏編日本博物學年表
- 〔注六〕 仰聖節錄卷上・附錄 重豪公年譜附仰出
- 〔注七〕 仰聖節錄卷上 近世薩藩群書一覽
- 〔注八〕 仰聖節錄卷上 大久保利謙氏稿重豪公とシボルト(南國史叢書一輯) 薩藩近世群書一覽 薩摩藩博物學年表
- 〔注九〕 シボルト先生
- 〔注一〇〕 仰聖節錄卷上 曾占春及び其事業 近世薩藩群書一覽
- 〔注一一〕 舊記雜錄追録卷一二七 仰聖節錄卷下
- 〔注一二〕 仰聖節錄卷上 島津國史卷二八
- 〔注一三〕 舊記雜錄追録卷一二二・一二七 仰聖節錄卷上
- 〔注一四〕 仰聖節錄卷上 歴代制度卷六七(袖崎本)
- 〔注一五〕 鹿兒島ふり 史談會選記録第一四輯
- 〔注一六〕 薩藩嘉永殉難志士祭典録 高島秋帆先生追遠法會記事
- 〔注一七〕 照國公文書卷一
- 〔注一八〕 史談會選記録第一四輯
- 〔注一九〕 長崎市役所編長崎と海外文化
- 〔注二〇〕 照國公文書卷一 島津家近世略年表
- 〔注二一〕 長崎と海外文化 辻善之助氏著海外交通史話
- 〔注二二〕 照國公文書卷一
- 〔注二三〕 齊彬公御言行録卷一
- 〔注二四〕 高野長英傳 シボルト先生 藤田茂吉氏著文明東漸史
- 〔注二五〕 シボルト先生 吳秀三氏著筑作阮甫 伊東榮氏著伊東玄朴傳

第七章 國學の勃興

國學の先達は蓋し、鈴廼屋本居宣長門下といはれる白尾國柱號鼓川である。白尾國柱は本田親昌の子、寛政二年、廿九歳で白尾國倫の養嗣となつた。同一年、江戸藩邸に召されて成形圖説、また三國名勝圖會の編纂に加はり、其の後、記録方記録奉行物頭に累進し、文政四年二月、鹿兒島に於いて六十歳で歿した。著書數多あり、就中、寛政四年稿の神代山陵考では、三山陵を考證し、既に一家を成してゐる。同年高山彦九郎正之來薩の際、楠氏傳辨議を繕寫して贈つたといふ。次いで、鹿藩名勝考十冊及び南島考の著あり、夫々寛政七年八月及び九月の自序を附してゐる。文化九年二月自序の倭文乃苧環十二冊は、薩藩の風俗故事歌謠怪談等を集録したもので、當時より藩中に傳寫され、廣く讀まれた。猶ほ、文化十一年には、重豪の命により、神代三陵取調書三冊を作つた。〔注二〕大河平隆棟は、白尾國柱に稍後れ、之を友とし、共に國學の雙璧と稱せられた。彼は鈴廼屋の學風を慕ひ、古道を研究し、歌文を能くした。文化五年朋黨事件に座し、幽囚中に歿した。此の幽囚中の感懷を叙べた空木棉及び述懷百首あり、外に

薩藩に於ける國學の先達白尾國柱

神代山陵考

楠氏傳辨議

倭文乃苧環

神代三陵取調書

大河隆棟

神社傳記の著がある。(註三)

山田清安

山田清安號作樂園も鈴酒屋の流を汲み、また夙に桂園派、即ち香川景樹門の歌人

として知られた。弘化三年、仁孝天皇の諒闇中、京都留守居の職に在り、彼は奉  
弔の誠を致し、朝廷より嘉賞せられ、世子齊彬も之を深賞したが、藩當局者は却

つて先例を破

るとして喜ば

ず、遂に職を免

じて歸國せし

めたといふ。

彼は、嘉永二年

十二月、嘉永朋

十二月、嘉永朋



第五十五圖 山田清安贊助曲圖  
(藏所氏廉清波榎)

山田清安の著書

黨の首魁として切腹せしめられ、時に六十歳であつた。其の藏書極めて多く、  
和漢書併せて三萬餘卷に及んだといひ、伴信友、穗井田忠友等の學者とも交が  
あつた。遺著には古言考、阿知末佐考、和泉式部事跡考(別名法華、獄寺考)、葉品考、薩隅日  
考、設樂歌考、高千穂考、枚聞神社考、吉野宮瀧考、御即位式考等の考證、其の他、紀行

等數多あつたが、彼の處分された時、歌稿藏書は家祿屋敷、武具等の私財と共に  
悉く沒收され、傳存するものは少い。(註三)

嘉永朋黨關係の國學者

八田知紀號桃、後醍院眞柱隆武、隆風、號玉、竹内經成後重任、姓名を改め葛城彦一、關廣國、松元一左

衛門等は嘉永朋黨の關係者で、また國學者として一家を成した人々である。

八田知紀

就中、八田後醍院の如き、後年、藩内國學の中心人物であり、維新後に至つて、政府  
に出仕して、顯著な事績を遺してゐる。八田知紀は山田清安門下、また香川景

樹門の高弟で、桂園派の和歌を藩内に普及するに力があつた。維新後は、宣教

使權中博士、宮内省歌道御用掛に任じ、宮廷歌人として著名であるが、明治六年

後醍院眞柱

九月、七十五歳で歿した。(註四) 著書には桃岡雜記、忍草等がある。後醍院眞柱は大

河平隆棟の次子で、天保十二年正月、卅七歳で後醍院良次を嗣いだ。歌文、殊に

長歌に長じ、また夙に三山陵の考證に努め、文政十二年、神代三陵志の一部なる

神代三陵志

埃山陵志稿を書き、同十二年に至り、神代三陵志を完成した。天保二年二月、友

人江夏千柱の出府に同行し、京坂を経て伊勢に到り、大廟を拜し、松阪に本居宣

長の墓に詣うで、參宮日記を書いた。同十年、再び東行して江戸に出て、時に、東

行日記を書いた。其の六月初めて平田篤胤に面謁し、其の門に入つた。平田

の門人帳天保十一年條には、大河平彦次郎隆風として、前名が記されてゐる。其の後弘化中、藏方目附となり、嘉永朋黨事件のため退いたが、後赦免されて復職し、安政五年二月、造士館訓導師となり、齊彬に古事記日本書紀令義解等の國典を講じた。萬延元年、助教兼記録奉行に進み、維新後、神祇事務局より神代三陵取調の内命を受け、明治元年十一月、上洛し、翌年、皇學所御用掛同中助教心得を拜命し、神代三陵志を神祇官に呈した。其の後、大學御用掛宣教使少博士學制取調御用掛文部省出仕、教部大録神名牒編纂掛に歴任し、明治十年、歸縣の途次、岡山に留まり、次いで、備中吉備津神社宮司を拜命、少教正を兼ね、同十二年六月、同地に於いて、七十五歳で歿した。〔註五〕

竹内經成は加治木家來の出身、天保五年十八歳にして、槍術の師梅田九左衛門の江戸に祇役するに従ひ、時に、平田篤胤の靈能眞柱に感ずる所あり、歸郷後、篤胤の學を尊信するの情愈々深く、天保八年冬、志を立て、東遊し、翌年、其の門に入つた。即ち、平田門人帳の天保九年條に、竹内彌次郎經成とある。嘉永二年十月、三度江戸に出た時、亡師篤胤の著三五本國考刊行の計畫あり、篤胤の嗣鐵胤の囑により、其の序を作つた。此の如く、彼は篤胤同門中よりも尊重された

竹内經成

後深院眞柱齊彬に國典を講ず

が當時より鈴木重胤と深く交はり、翌春、鈴木重胤の著世繼草のために後序を作り、また同じく延喜式祝詞講議の一部分を校訂してゐる。是より先き嘉永二年末、朋黨事件あり、翌年一旦歸郷の後、筑前に亡命し、爾來藩主黒田齊溥の保護を受けて、同地に留まり、文久二年夏、初めて歸郷したが、間もなく藩命により近衛家の家中に入り、京都に移つた。其の筑後に在るや、もとより隱棲の身たるを免れなかつたが、勤王派の運動とも交渉を持ち、上洛後は國事に就き更らに多く關與する所あり、維新の聖業に翼賛した功臣の一人である。併し、政府に仕官する事なく、近衛家に勤仕し、明治十三年正月、六十三歳を以て東京に歿した。〔註六〕

猶ほ、和田秋郷、兒玉利國等は、竹内經成の古い同學であつた。和田秋郷は、天保四年、篤胤門に入り、山陵後考、島門神蹟考證等の著がある。〔註七〕其の他、平田篤胤の門人帳には、薩人として、文政十年に木村鈴滿秋滿の著がある。天保二年に法元御楯肥後瓊音池田兼見が、天保四年には前記和田秋郷の外に、古後秋庭が、同五年に増田矩富が、同十三年に、大山綱雄和田磐春が見えて居り、岩下方平税所、篤野津鎮雄は、篤胤歿後の門人である。

和田秋郷

第五編 宗教及び學藝

九四六

- 〔注 一〕 鹿兒島史談會編神代三山陵 加藤雄吉氏編  
近世薩藩群書一覽
- 〔注 二〕 山内修二氏著葛城彦一傳 近世薩藩群書一覽
- 〔注 三〕 葛城彦一傳 薩藩近世群書一覽 渡邊守衛氏稿伊地知季安先生事蹟 史談會速記録第八輯
- 〔注 四〕 鹿兒島縣碑文集 樋渡海門氏著薩摩の文教 近世薩藩群書一覽
- 〔注 五〕 舊南林寺由緒墓志 神代三山陵 近世薩藩群書一覽
- 〔注 六〕 葛城彦一傳
- 〔注 七〕 神代三山陵 近世薩藩群書一覽

鹿兒島縣史 第二卷終

鹿兒島縣史 第二卷終

昭和十五年七月廿八日印刷  
昭和十五年七月卅一日發行

著作兼發行者 鹿兒島縣

印刷者 東京市京橋區築地一丁目十四番地 川橋源三郎

印刷所 東京市京橋區築地一丁目十四番地 仁川堂川橋印刷所

HDR-17

3-31

7)

